

武蔵野市地域防災計画

**令和4年度修正
(原案)**

武 蔵 野 市 防 災 会 議

武蔵野市地域防災計画

本 冊

目 次

震災編

第 1 部 武蔵野市の総力を結集した 地域防災力の高度化に向けて 震-1

第 1 章 計画の方針	震-2
第 1 節 計画の目的及び前提	震-2
第 2 節 計画の構成	震-2
第 3 節 計画の習熟	震-4
第 4 節 計画の修正	震-4
第 2 章 武蔵野市の現状と被害想定	震-5
第 1 節 武蔵野市の自然的・社会的条件	震-5
第 2 節 被害想定	震-10
第 3 節 地震に関する調査研究	震-18
第 3 章 計画の概要等	震-19
第 1 節 計画修正の概要	震-19
第 2 節 修正の視点	震-19
第 3 節 計画の全体像	震-21
第 4 節 施策相互の連携関連イメージ図	震-23
第 4 章 被害軽減と市民生活再生に向けた目標（減災目標）	震-25

第 2 部 責務と体制 震-36

第 1 章 市等の基本的責務と役割	震-37
第 1 節 基本理念及び基本的責務	震-37
第 2 節 市・都及び防災機関の役割	震-39
第 2 章 初動態勢・応急対応体制	震-47
第 1 節 武蔵野市災害対策本部の組織・運営	震-47
第 2 節 初動及び職員の活動態勢	震-54
第 3 節 防災会議の招集	震-69
第 4 節 防災関係機関の活動態勢	震-69

第 3 部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画） 震-72

第 1 章 市民と地域の防災力向上	震-77
本章における対策の基本的考え方	震-77
対策の全体像	震-78
予防対策	震-81
第 1 節 市民による自助の備え	震-82
第 2 節 地域による共助の推進	震-98
第 3 節 消防団による活動体制の充実	震-104
第 4 節 事業所防災体制の強化	震-105
第 5 節 ボランティアとの協働・連携	震-106
第 6 節 市民・行政・事業所等の連携	震-110

応急対策	震-112
第1節 自助による応急対策の実施	震-112
第2節 市民による救出・救助活動	震-115
第3節 消防団による救出・救助活動	震-115
第4節 事業所による救出・救助活動	震-115
第5節 ボランティア等との協働・連携	震-116
第2章 安全な都市づくりの実現	震-120
本章における対策の基本的考え方	震-120
対策の全体像	震-121
予防対策	震-124
第1節 安全に暮らせる都市づくり	震-124
第2節 建築物の耐震化及び安全対策の促進	震-136
第3節 長周期地震動への対策の強化	震-143
第4節 出火、延焼等の防止	震-144
応急対策	震-153
第1節 消火・救助・救急活動	震-153
第2節 河川施設等の応急対策による二次災害防止	震-153
第3節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置	震-155
復旧対策	震-162
第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	震-162
第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	震-164
本章における対策の基本的考え方	震-164
対策の全体像	震-165
予防対策	震-167
第1節 道路等の整備	震-167
第2節 鉄道施設の取り組み	震-170
第3節 緊急輸送ネットワークの整備	震-170
第4節 ライフライン施設の安全化	震-172
応急対策	震-180
第1節 道路・橋りょう	震-182
第2節 鉄道施設等	震-191
第3節 河川及び内水排除施設	震-192
第4節 水道施設	震-193
第5節 下水道施設	震-195
第6節 電気・ガス・通信等	震-195
復旧対策	震-200
第1節 道路・橋りょう	震-200
第2節 鉄道施設及び地域公共交通等	震-201
第3節 河川及び内水排除施設	震-201
第4節 水道施設	震-201
第5節 下水道施設	震-202
第6節 電気・ガス・通信等	震-202
第4章 自治と連携による応急対応力の強化	震-205
本章における対策の基本的考え方	震-205
対策の全体像	震-206
予防対策	震-209
第1節 初動対応体制の整備	震-209
第2節 市・事業所等の業務継続計画（BCP）の策定	震-212
第3節 救助・救急活動等の体制強化	震-213
第4節 応援協力・連携体制の強化	震-216

第5節 応急活動拠点等の整備	震-221
応急対策	震-230
第1節 初動態勢	震-230
第2節 消火・救助・救急活動	震-231
第3節 応援協力・派遣要請	震-236
第4節 応急活動拠点の調整	震-245
第5章 情報通信の確保	震-246
本章における対策の基本的考え方	震-246
対策の全体像	震-248
予防対策	震-250
第1節 防災機関相互の情報収集・連携体制の整備	震-250
第2節 市民への情報提供体制の整備	震-253
第3節 市民相互の情報連絡の環境整備	震-257
応急対策	震-259
第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）	震-259
第2節 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）	震-268
第3節 広報体制	震-274
第4節 広聴体制	震-281
第5節 住民相互の情報連絡等	震-281
第6章 医療救護等対策	震-282
本章における対策の基本的考え方	震-282
対策の全体像	震-283
予防対策	震-285
第1節 初動医療体制等の整備	震-285
第2節 医薬品・医療資器材の備蓄・調達	震-296
第3節 医療施設の基盤整備	震-297
第4節 遺体の取扱い	震-298
応急対策	震-300
第1節 初動医療体制等	震-301
第2節 医薬品・医療資器材の確保	震-321
第3節 医療施設の確保	震-326
第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	震-326
復旧対策	震-332
第1節 防疫	震-332
第2節 火葬	震-334
第7章 帰宅困難者対策	震-337
本章における対策の基本的考え方	震-337
対策の全体像	震-338
予防対策	震-341
第1節 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	震-341
第2節 帰宅困難者への情報提供体制整備	震-349
第3節 一時滞在施設の確保	震-350
第4節 帰宅支援体制の整備	震-353
第5節 帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の保護	震-354
応急対策	震-356
第1節 駅周辺での混乱防止	震-357
第2節 帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の保護	震-361
第3節 事業所等における帰宅困難者対策	震-362
復旧対策	震-363
第1節 代替輸送手段の確保	震-363

第2節 徒歩帰宅者の支援	震-365
第8章 避難者対策	震-367
本章における対策の基本的考え方	震-367
対策の全体像	震-368
予防対策	震-370
第1節 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）	震-370
第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化	震-377
第3節 避難所等の管理運営体制の整備	震-389
第4節 車中泊	震-395
応急対策	震-397
第1節 避難誘導	震-397
第2節 避難所等の開設・運営	震-408
第3節 車中泊	震-416
第4節 災害時におけるペット対策	震-416
第5節 被災者の他地区への移送	震-418
第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進	震-420
本章における対策の基本的考え方	震-420
対策の全体像	震-421
予防対策	震-423
第1節 食料及び生活必需品等の確保	震-424
第2節 飲料水等の供給	震-429
第3節 備蓄倉庫の整備	震-435
第4節 輸送体制の整備	震-439
第5節 輸送車両等の確保	震-439
第6節 燃料の確保	震-440
応急対策	震-441
第1節 備蓄物資の供給	震-442
第2節 飲料水等の供給	震-445
第3節 調達による物資の確保	震-447
第4節 国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分	震-448
第5節 義援物資の取扱い	震-449
第6節 輸送車両の確保	震-450
第7節 車両燃料の確保	震-450
復旧対策	震-451
第1節 多様なニーズへの対応	震-451
第2節 炊き出し	震-451
第3節 水の安全確保	震-452
第4節 避難所等への物資の輸送	震-452

第 1 0 章 放射性物質対策	震-453
本章における対策の基本的考え方	震-453
対策の全体像	震-454
予防対策	震-456
第 1 節 情報連絡体制の整備	震-456
第 2 節 市民の不安払拭・安全確保のための対策	震-456
第 3 節 放射線等使用施設の安全化	震-460
応急対策	震-462
第 1 節 情報連絡態勢	震-462
第 2 節 市民への情報提供等	震-463
第 3 節 放射線等使用施設の応急措置	震-463
第 4 節 核燃料物質輸送車両等の応急対策	震-464
復旧対策	震-466
第 1 節 保健医療活動	震-466
第 2 節 放射性物質への対応	震-466
第 3 節 風評被害への対応	震-468
第 1 1 章 住民の生活の早期再建	震-469
本章における対策の基本的考え方	震-469
対策の全体像	震-470
予防対策	震-473
第 1 節 生活再建のための事前準備	震-473
第 2 節 トイレの確保及びし尿処理	震-477
第 3 節 ごみ処理体制の構築	震-480
第 4 節 がれき処理体制の構築	震-481
第 5 節 災害救助法及び激甚災害法の適用にかかる報告体制の整備	震-481
応急対策	震-483
第 1 節 被災住宅の応急危険度判定	震-484
第 2 節 被災宅地の危険度判定	震-485
第 3 節 家屋被害状況調査等	震-486
第 4 節 罹災証明書の交付準備	震-486
第 5 節 義援金の募集・受付	震-488
第 6 節 トイレの確保及びし尿処理	震-488
第 7 節 ごみ処理	震-489
第 8 節 がれき処理	震-490
第 9 節 災害救助法の適用	震-491
第 1 0 節 激甚災害の指定	震-493
復旧対策	震-495
第 1 節 罹災証明書の交付	震-496
第 2 節 被災住宅の応急修理	震-497
第 3 節 応急仮設住宅等の供与	震-498
第 4 節 建設資材等の調達	震-500
第 5 節 生活相談	震-501
第 6 節 義援金の配分	震-501
第 7 節 被災者の生活再建資金援助等	震-504
第 8 節 職業のあっ旋	震-504
第 9 節 租税等の徴収猶予及び減免等	震-505
第 1 0 節 その他の生活確保	震-507
第 1 1 節 事業再開の支援	震-509
第 1 2 節 がれき処理の実施	震-509
第 1 3 節 災害救助法の運用等	震-510

第4部 震災復興計画**震-514**

第1章 復興の基本的考え方	震-515
第1節 復興に関する基本方針	震-515
第2節 復興の全体像	震-516
第2章 復興組織・体制の整備	震-517
第1節 災害発生前	震-517
第2節 震災復興本部の設置	震-518
第3章 震災復興計画の策定	震-520
第1節 震災復興方針の策定	震-520
第2節 震災復興計画の策定	震-520
第3節 特定分野計画の策定	震-521
第4節 被災者総合相談所の設置	震-522

付編 東海地震事前対策

第1章 対策の方針	東-1
第1節 東海地震事前対策の考え方	東-4
第2章 市及び防災機関の役割	東-6
第3章 市民・事業所等のとるべき措置	東-7
第1節 市民のとるべき措置	東-7
第2節 自主防災組織のとるべき措置	東-9
第3節 事業所のとるべき措置	東-10
第4章 災害予防対策	東-12
第1節 東海地震に備え整備する事業	東-12
第2節 広報及び教育	東-12
第3節 事業所に対する指導	東-14
第4節 防災訓練	東-16
第5章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が 発せられるまでの対応	東-17
第1節 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応	東-17
第2節 東海地震注意情報発表時の対応	東-20
第3節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報	東-22
第4節 注意情報時の混乱防止措置	東-22
第5節 情報の発表を受けた時の対応措置	東-22
第6章 警戒宣言時の応急活動体制	東-25
第1節 活動態勢	東-25
第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達	東-27
第3節 消防、危険物等対策	東-33
第4節 救援・救護対策	東-36
第5節 警備、交通対策	東-36
第6節 公共輸送対策	東-38
第7節 学校、福祉施設、病院対策	東-40
第8節 高層建築物、劇場、集会施設等対策（不特定多数の者が集まる施設の対策）	東-44
第9節 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策	東-45

第10節 生活物資対策	東-51
第11節 金融対策	東-52

風水害編

第1部 総則 風-1

第1章 計画の方針	風-2
第1節 計画の目的及び前提	風-2
第2節 計画の構成	風-3
第3節 計画の習熟等	風-3
第4節 計画の修正	風-3
第2章 市の概況と災害	風-4
第1節 風水害の概況	風-4

第2部 災害予防計画 風-5

第1章 風水害予防対策	風-6
第1節 豪雨対策	風-6
第2節 暴風・竜巻対策	風-14
第3節 大雪対策	風-14
第2章 都市施設対策	風-15
第1節 ライフライン施設	風-15
第2節 道路及び交通施設等	風-15
第3章 応急活動拠点等の整備	風-17
第4章 地域防災力の向上	風-18
第1節 自助による市民の防災力の向上	風-18
第2節 地域による共助の推進	風-18
第3節 事業所による自助・共助の強化	風-19
第4節 市民・行政・事業所等の連携	風-19
第5章 ボランティア等との連携・協働	風-20
第6章 防災運動の推進	風-21
第1節 防災意識の啓発	風-21
第2節 防災訓練の充実	風-22

第3部 災害応急・復旧対策計画 風-24

第1章 初動態勢	風-25
第1節 職員の参集・配備	風-25
第2節 警戒態勢及び応急対策本部の設置	風-29
第3節 災害対策本部の設置	風-30
第4節 救助・救急対策	風-31
第5節 応援協力・派遣要請	風-31
第6節 防災機関の活動体制	風-31
第2章 情報の収集・伝達	風-32
第1節 情報連絡体制	風-32
第2節 災害予警報等の伝達	風-32
第3節 被害状況等の報告体制	風-32

第4節 災害時の広報及び広聴活動	風-32
第3章 水防対策	風-33
第1節 水防情報	風-33
第2節 応急対策活動	風-36
第4章 警備・交通規制	風-41
第1節 警備活動	風-41
第2節 交通規制	風-41
第5章 医療救護・保健等対策	風-42
第1節 初動医療体制	風-42
第2節 保健衛生、防疫体制	風-42
第3節 医薬品・医療資器材の供給	風-42
第4節 医療施設の確保	風-42
第5節 遺体の取扱い	風-42
第6章 避難者対策	風-44
第1節 避難体制の整備	風-44
第2節 避難指示等の判断・伝達	風-46
第3節 避難誘導	風-50
第4節 避難所の指定、開設・管理運営	風-52
第5節 被災者の他地区への移送	風-53
第6節 要配慮者の安全確保	風-53
第7節 広域避難	風-55
第7章 物流・備蓄・輸送対策	風-57
第1節 飲料水の供給	風-57
第2節 食料・生活必需品等の供給	風-57
第3節 備蓄・調達物資の輸送	風-57
第4節 輸送車両等の確保	風-57
第8章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	風-58
第1節 ごみ処理	風-58
第2節 トイレの確保及びし尿処理	風-58
第3節 障害物の除去	風-58
第4節 災害廃棄物処理	風-59
第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策	風-60
第1節 水道施設	風-60
第2節 下水道施設	風-60
第3節 電気施設	風-60
第4節 ガス施設等	風-60
第5節 通信施設	風-60
第10章 公共施設等の応急・復旧対策	風-61
第1節 公共土木施設等	風-61
第2節 鉄道施設	風-61
第3節 社会公共施設等	風-61
第11章 応急生活対策	風-62
第1節 被災宅地の危険度判定	風-62
第2節 住家被害認定調査及び罹災証明書交付	風-62
第3節 被災住宅の応急修理	風-62
第4節 応急仮設住宅の供給	風-62
第5節 建設資材等の調達	風-62

第6節 被災者の生活確保	風-63
第7節 義援金の取扱い	風-63
第12章 災害救助法の適用	風-64
第1節 災害救助法の適用	風-64
第2節 救助実施体制の整備	風-64
第3節 災害報告及び救助実施状況の報告	風-64
第13章 激甚災害の指定	風-65
第1節 激甚災害制度	風-65
第2節 激甚災害に関する調査報告	風-65
第3節 特別財政援助等の申請手続等	風-65

火山噴火降灰編

第1部 総則	火-1
---------------	------------

第1章 計画の方針	火-2
第1節 計画の目的及び前提	火-2
第2節 計画の構成	火-2
第3節 計画の習熟等	火-3
第4節 計画の修正	火-3

第2部 富士山噴火降灰対策	火-4
----------------------	------------

第1章 総則	火-5
第1節 富士山の現況等	火-5
第2章 災害予防計画	火-12
第1節 各防災機関の予防業務及び役割	火-12
第2節 火山観測	火-13
第3節 訓練及び防災知識の普及	火-14
第4節 市民等の防災行動力の向上	火-14
第3章 災害応急・復旧対策計画	火-16
第1節 応急活動体制	火-16
第2節 情報の収集及び伝達	火-16
第3節 応援協力・派遣要請	火-19
第4節 警備・交通規制	火-19
第5節 避難等	火-19
第6節 救援・救護	火-20
第7節 交通機関の応急・復旧対策	火-20
第8節 ライフライン等の応急・復旧対策	火-20
第9節 宅地等の降灰対策	火-20
第10節 火山灰の収集及び処分	火-21

大規模事故対策編

第1部 総則	大-1
---------------	------------

第1章 計画の方針	大-2
------------------	------------

第1節 計画の目的及び前提	大-2
第2節 計画の構成	大-2
第3節 計画の習熟	大-3
第4節 計画の修正	大-3
第2章 活動体制	大-4
第1節 市の活動体制	大-4
第2節 現地連絡調整所の設置	大-4
第3節 情報連絡体制	大-6
第2部 事故災害対策計画	大-7
第1章 航空機事故	大-8
第1節 応急対策	大-8
第2章 鉄道事故	大-9
第1節 予防対策	大-9
第2節 応急対策	大-10
第3章 道路・トンネル災害	大-11
第1節 予防対策	大-11
第2節 応急対策	大-11
第4章 ガス事故・地下街、地下工事事故	大-13
第1節 予防対策	大-13
第2節 応急対策	大-18
第5章 大規模停電事故	大-20
第1節 予防対策	大-20
第2節 応急対策	大-20
第6章 大規模断水・水質汚濁	大-22
第1節 応急対策	大-22
第7章 NBC災害	大-24
第1節 予防対策	大-24
第2節 応急対策	大-24
第8章 危険物等災害	大-25
第1節 予防対策	大-25
第2節 応急対策	大-25
第9章 大規模な火災	大-33
第1節 予防対策	大-33
第2節 応急活動	大-35

震 災 編

第 1 部

武蔵野市の総力を結集した 地域防災力の高度化に向けて

第1部 武蔵野市の総力を結集した地域防災力の高度化に向けて

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、武蔵野市防災会議が作成する計画であって、市、都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、事業者、地域の防災組織及び市民（以下断りがない限りは「防災関係機関」という。）が総力を結集し、それぞれが有する全機能を有効に発揮して「自助」「共助」「公助」を実現するとともに各主体が連携を図り、市の地域において地震をはじめあらゆる災害が発生または発生するおそれがある場合の予防対策、応急・復旧対策及び復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

第2 計画の前提

- ・第1部第2章に掲げる「首都直下地震等による東京都の被害想定」（令和4年5月東京都防災会議公表）や新型コロナウイルス感染症の世界的流行、火山の噴火予測の更新、気候変動を受けた台風や大雨の激甚化・頻発化などを踏まえた被害想定に基づく計画とした。なお、近年の災害教訓についてもできる限り反映させている。
- ・災害対策基本法の一部改正や災害対応に関わる各種の国や都から発行されるガイドライン及び防災基本計画や東京都地域防災計画の修正を踏まえた内容とした。
- ・市計画・マニュアル（武蔵野市国土強靱化地域計画、武蔵野市業務継続計画、武蔵野市震災復興マニュアルなど）との整合性を諮った。
- ・非常配備態勢の見直しなどにより可能な限り市の実効性を高めた計画とした。
- ・都の計画変更や国のガイドライン作成等を受け、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、多様な性のあり方に配慮した視点で防災対策を推進していく。

第2節 計画の構成

第1 計画の体系と構成

○ この計画には、災害種別ごとに編を設け、主に震災編では市、市民及び事業者等が行うべき災害対策を施策ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。構成と主な内容は、次のとおりである。

- 実効性ある計画とするため、次のとおり各計画を位置付ける。

- (1)「予防計画」は「被害軽減へ向けて取り組むべき事前対策」として位置付ける
(2)「応急・復旧計画」は「災害発生時の行動計画」として位置付ける

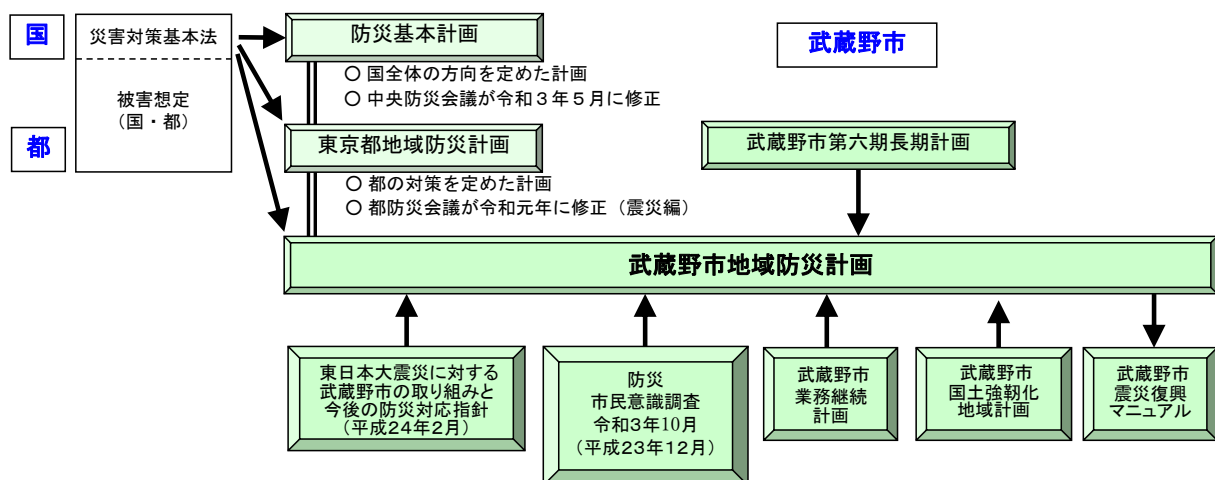
【図表 1－1－1 計画の構成】

構成	主な内容
第1部 武蔵野市の総力を結集した地域防災力の高度化に向けて	○ 首都直下地震等の被害想定、減災目標 等
第2部 責務と体制	○ 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割 ○ 初動態勢・応急対応体制 等
第3部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）	○ 市、防災関係機関、市民及び事業者等が行う予防対策 等 ○ 地震発生後に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等
第4部 災害復興計画	○ 被災者の生活再建や都市復興を図るための対策 等
付編 東海地震事前対策	○ 東海地震に係る予防対策、警戒宣言時の応急活動体制 等

第2 根幹をなす法令・計画等との関連

- この計画は、災害対策関連法令、上位計画となる国の防災基本計画、東京都地域防災計画、武蔵野市の第六期長期計画及び防災関係機関が作成する防災業務計画等に整合するよう定める。

【図表 1－1－2 他計画との関連】



第3節 計画の習熟

市及び防災関係機関は、平素から危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な訓練の実施などを通して、本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力を高める。

市においては、平成 29 年度に設置した武蔵野市地域防災計画推進本部会議において事業進捗の管理を行い、進捗管理の視点として、災害対策の PDCA サイクル（①知識の習得、②資機材、環境の整備、③手順書の整備、④訓練の実施、⑤計画の見直し）を確立していく。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを改定（修正）する。したがって、各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画改定（修正）案を市防災会議（事務局）に提出するものとする。

第1部 武蔵野市の総力を結集した地域防災力の高度化に向けて

第2章 武蔵野市の現状と被害想定

第1節 武蔵野市の自然的・社会的条件

第1 自然的条件



1 位置及び地勢

- 東京都特別区の西部に接し、新宿副都心（都庁）より約12kmの西方に位置する。

面積	10.98km ² （1,098ha）
緯度経度	東経139度34分10秒
	北緯35度42分53秒
標高	50m～65m（市役所56.98m）
広がり	東西6.4km
	南北3.1km
地形	総体的に平坦である。
地質	ローム質（火山灰質）土壌

都市名	面積	順位
武蔵野市	10.98km ²	782
最大の市 高山市	2,177.61km ²	1
最小の市 蕨市	5.11km ²	792

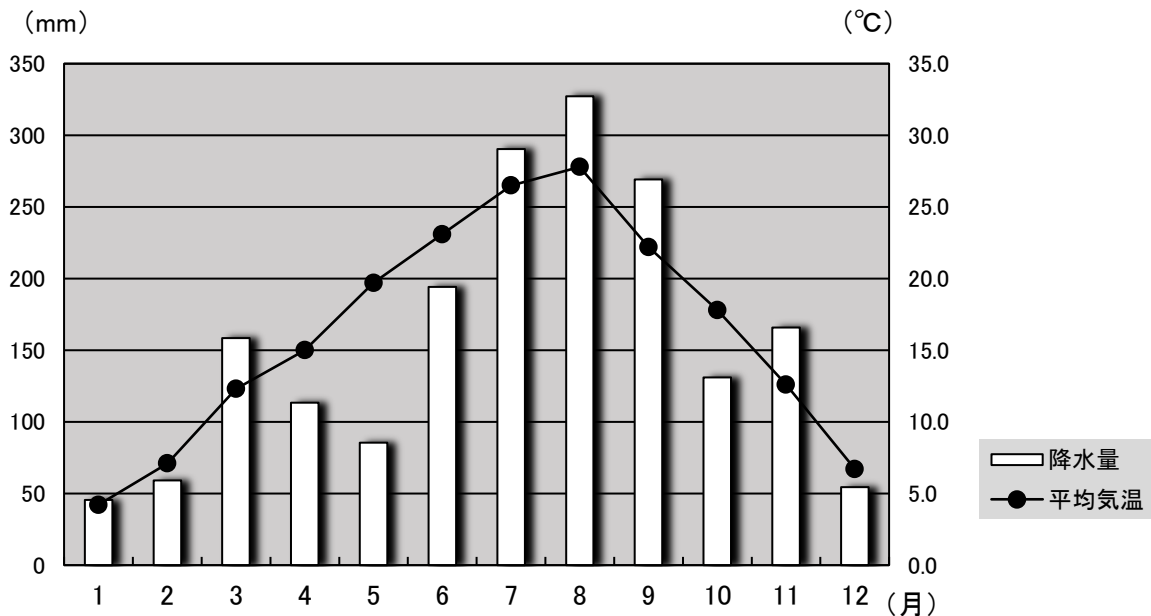
（2021年版 市勢統計）

2 気象

- 温帯気候区分に入り、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。
○ 年平均気温は16.2℃である。

【図表1-2-1 月別平均気温及び降水量（令和3年）】

観測場所：成蹊気象観測所（成蹊学園）
観測時刻：午前9時



資料：統計でみる武蔵野市（令和3年度版）

第2 社会的条件

1 人口等

(1) 人口分布

- 人口は、148,025 人（令和4年1月1日現在）となっている。前回計画における人口（平成27年1月1日現在）の142,138 人に比べ、5,887 人（4%）の増加となっているが、これは農地の宅地化が主な増加要因である。
- 人口密度は、約 1 万3千人/km² と全国的に見ても非常に高く、特別区を除いて全国で2位である。（2021 市勢統計）
- 世帯数は、78,187 世帯で、人口を世帯数で除した1世帯あたりの世帯構成は、約 1.9 人と少ない。
- 年齢別人口では、年少人口（0 歳～14 歳）は 17,649 人（11.9%）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は 97,382 人（65.7%）、高齢者人口（65 歳以上）は 32,994 人（22.2%）となっている。前回計画における平成27年と比べると、年少人口は1,480 人の増加（9.2%増）、生産年齢人口は 2,048 人の増加（2.1%増）、老年人口は 2,359 人の増加（7.7%増）となっている。
- 市内に在住する外国人は 3,083 人で、総人口に占める割合は 2.1%である。国籍別にみると、中国、韓国・朝鮮、米国の順で多く、これらの国籍で外国人全体の 58.4%を占めている。

（住民基本台帳：令和4年1月1日現在）

【図表 1-2-2 武蔵野市の人口】

町名	世帯（戸）	人 口（人）		
		総数	男	女
吉祥寺東町	7,048	12,853	6,131	6,722
吉祥寺南町	7,508	13,311	6,320	6,991
御殿山	2,394	4,265	2,038	2,227
吉祥寺本町	7,189	11,761	5,549	6,212
吉祥寺北町	7,950	16,519	7,935	8,584
中町	7,939	14,617	6,932	7,685
西久保	6,713	12,016	5,891	6,125
緑町	4,100	8,438	3,917	4,521
八幡町	2,002	4,387	2,172	2,215
関前	4,607	9,410	4,643	4,767
境	8,622	16,388	7,858	8,530
境南町	8,154	14,950	7,027	7,923
桜堤	3,943	9,110	4,383	4,727
総 数	78,187	148,025	70,796	77,229

（住民基本台帳：令和4年1月1日現在）

(2) 昼間人口

- 昼間人口は約 15 万人（平成 27 年国勢調査）で、夜間人口を上回っている。

【図表 1-2-3 武蔵野市昼間人口の推移】

	昼間人口 （人）	流入人口（人）			流出人口（人）			夜間人口 （人）
		総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者	
平成 2 年	152,586	75,393	49,821	25,572	60,916	48,982	11,934	138,109
平成 7 年	153,379	77,395	52,995	24,400	58,526	47,579	10,947	134,510
平成 12 年	152,425	71,221	50,775	20,446	54,526	45,073	9,453	135,730
平成 17 年	154,448	67,804	49,933	17,871	50,869	43,049	7,820	137,513
平成 22 年	153,267	61,104	45,373	15,731	46,571	39,741	6,830	138,734
平成 27 年	157,319	62,732	46,935	15,797	50,143	43,167	6,976	144,730

（国勢調査）

2 産業

- 平成 28 年の市の事業所数は 6,709 事業所、従業者数は 76,103 人となっている。
- 産業別の事業所数構成比は、卸売・小売業 26.7%、宿泊業・飲食サービス業 16.9%、不動産業・物品賃貸業 14.1%である。

（平成 28 年 経済センサス-活動調査）

3 建物

(1) 建物構造別棟数

	木 造 (棟)	非木造 (棟)	総 数 (棟)
建物棟数	19,734 (71%)	8,167 (29%)	27,901

(令和4年度固定資産概要調書：令和4年1月1日現在)

(2) 用途別棟数

住宅系 (棟)	サービス系 (棟)	工業系 (棟)	その他 (棟)
25,783 (92.4%)	1,289 (4.6%)	282 (1.0%)	547 (2.0%)

(令和4年度固定資産概要調書：令和4年1月1日現在)

4 道路

- 市内の道路状況は、東西に五日市街道、井ノ頭通り、南北には、三鷹通り、吉祥寺通りの幹線道路が通っている。
- 住宅地は縦横に道路が整備されているが、市内の一部に狭あい道路が存在する。
- 都市計画道路 31路線 総延長約 39.5 km 完成延長約 24.2 km (約 61.4%)

【図表1-2-4 市道、認定外道路、私道の道路幅員別内訳】

道路種別		車道幅員別内訳					計
		19.5m 以上	13.0m 以上	5.5m 以上	3.5m 以上	3.5m 未満	
市道	延長 (m)	203 (0.08%)	1,214 (0.49%)	26,851 (10.94%)	81,192 (33.09%)	135,909 (55.39%)	245,369
認定外道路							
私道							

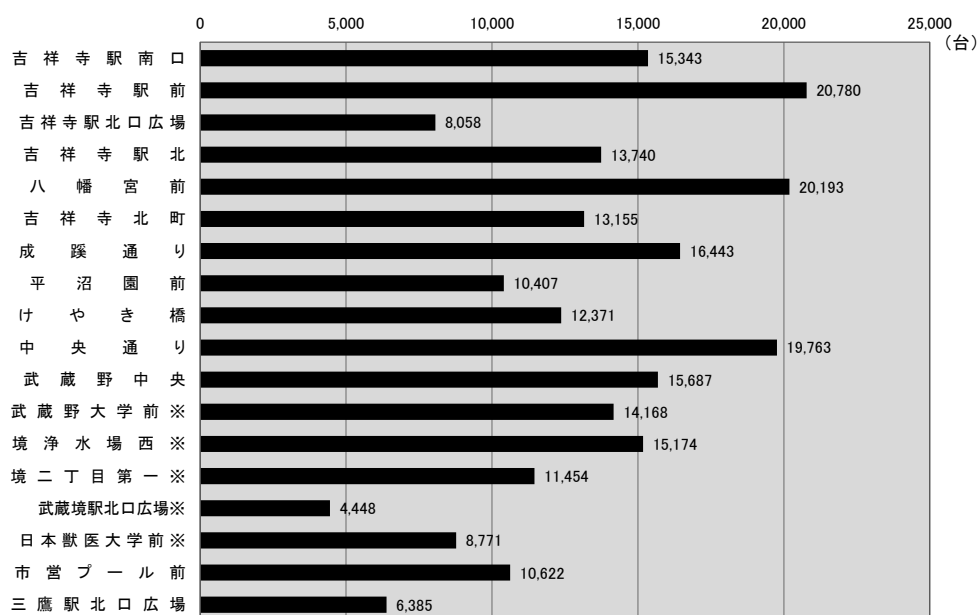
(2021年版 市勢統計)

5 交通

(1) 車両交通量の状況

- 市内の各地点の交通量は、吉祥寺駅周辺及び市内の五日市街道、井ノ頭通り等の主要道路の交通量が多い。吉祥寺駅周辺は、買い物客等で週末や休日には交通量が増大する。

【図表 1－2－5 車両交通量】



調査期間：平成 30 年 11 月 8 日 午前 7 時～午後 7 時

※は平成 30 年 11 月 13 日に調査実施

(2021 年版 市勢統計)

(2) 鉄道

- 鉄道は、市の南部を J R 中央線が東西に貫通しており、東から順に吉祥寺、三鷹、武蔵境の三つの駅がある。吉祥寺駅には京王井の頭線が、武蔵境駅には西武多摩川線が乗り入れている。
- 市内の J R 中央線吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅、京王井の頭線吉祥寺駅及び西武多摩川線武蔵境駅の一日の平均乗降客数は、下表のとおりである。

【図表 1－2－7 各駅の一日平均乗降人員（令和 2 年度）】

路線名	駅 名	乗車人員（人）	降車人員（人）
J R 中央線	吉祥寺	99,319	－ ※
J R 中央線	三鷹	71,399	－ ※
J R 中央線	武蔵境	47,597	－ ※
京王井の頭線	吉祥寺	48,960	49,654
西武多摩川線	武蔵境	10,628	10,664

※ 降車の人員は集計していないため、乗客のみ掲載。

(2021 年版 市勢統計)

(3) バス(市内の一日平均乗客数)

- 市内の J R 中央線吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅の一日の平均乗客数は、下表のとおりである。

第2章 武蔵野市の現状と被害想定

第2節 被害想定

【図表 1－2－8 バスの一日平均乗客数（令和2年度）】

	吉祥寺駅(人)		三鷹駅(人)		武蔵境駅(人)	
関東バス	13 路線	11,266	14 路線	10,875	3 路線	2,225
小田急バス	7 路線	25,949	4 路線	23,695	4 路線	17,350
西武バス	14 路線	26,799	2 路線	2,691	7 路線	19,120
京王バス	1 路線	1,575	1 路線	4,480	1 路線	35
計	35 路線	65,589	21 路線	41,741	15 路線	38,730

(2021 年版 市勢統計)

第2節 被害想定

都は、東日本大震災を踏まえ策定した「首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年公表）」及び「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成 25 年公表）」を 10 年ぶりに見直し、「首都直下地震等による東京の被害想定」報告書として令和 4 年 5 月に公表した。

この被害想定結果を踏まえ、首都直下地震への備えをより確かなものとしていくことが必要であり、想定結果に示された武蔵野市の被害想定を指標として、地域防災計画の充足を図るものである。

第1 首都直下地震等による被害想定

1 前提条件

(1) 想定地震

項目	内 容			
種類	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
震源	東京都区部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規模	マグニチュード（以下「M」と表記する。）7.3		M8.2	M7.4
震源の深さ	約 20km～35km		約 0km～30km	約 2km～20km

(2) 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬の朝 5 時 風速 4m/秒 8m/秒	○ 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬の昼 12 時 風速 4m/秒 8m/秒	○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ○ 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ○ 住宅内滞留者数は 1 日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。

冬の夕方 18 時 風速 4m/秒 8m/秒	○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ○ ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。
------------------------------	--

2 想定結果の概要（武蔵野市における被害想定結果）

(1) 武蔵野市における被害想定 の各項目最大値

- 下表の被害想定結果は、4 種類の想定地震のうち最大値となる多摩東部直下地震のケースを記載した。
- 最大震度 6 強の地域が広範囲に発生する。
- 死者数及び負傷者数は、多摩東部直下地震で最大となる。死者・負傷者ともゆれ建物被害を原因とするものと、火災を原因とするものが多い。
- 建物被害は、多摩東部直下地震で全壊が 451 棟発生する。また、多摩東部直下地震では、隣接する区部の木造住宅密集地域からの延焼の影響も予想され、焼失棟数が 1,600 棟を超える。

【図表 1－2－9 武蔵野市における被害想定 の概要】

被害項目		被害想定結果
震度		市内最大震度 6 強
死者数		60 人
負傷者数		934 人
	うち重傷者数	144 人
全壊・焼失棟数		2,100 棟
	焼失棟数（倒壊建物を含まない）	1,649 棟
	建物倒壊棟数（全壊）	451 棟
避難者数		30,861 人
帰宅困難者数（武蔵野市全域）		27,284 人
上水道（断水率）		29.6 %
下水道（管きょ被害率）		3.1 %
停電率		8.5 %

出典）「首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和 4 年 5 月東京都防災会議公表）」

* 武蔵野市で最も影響が大きい多摩東部直下地震（冬の夕方 18 時、風速 8m/秒）のケースとする

第2章 武蔵野市の現状と被害想定

第2節 被害想定

(2) 武蔵野市における被害想定総括表

【図表 1－2－10 武蔵野市における被害想定総括表】

条件	規模		都心南部直下地震					
	時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時	
	風速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
人的被害	死者数		22 人	22 人	18 人	18 人	28 人	28 人
	原因別	ゆれ建物被害	14 人	14 人	6 人	6 人	9 人	9 人
		屋内収容物	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		火災	6 人	6 人	10 人	10 人	16 人	16 人
		ブロック塀等	0 人	0 人	1 人	1 人	2 人	2 人
	負傷者		486 人	486 人	472 人	472 人	528 人	528 人
	(重傷者)		37 人	37 人	48 人	48 人	68 人	68 人
	原因別	ゆれ建物被害	427 人	427 人	380 人	380 人	384 人	384 人
		屋内収容物	49 人	49 人	51 人	51 人	47 人	47 人
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		火災	8 人	8 人	13 人	13 人	25 人	26 人
		ブロック塀等	2 人	2 人	28 人	28 人	72 人	72 人
		屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
物的被害	全壊・焼失棟数		513 棟	516 棟	628 棟	633 棟	908 棟	914 棟
	原因別	揺れによる建物全壊	249 棟	249 棟	249 棟	249 棟	249 棟	249 棟
		焼失棟数	264 棟	267 棟	379 棟	384 棟	659 棟	665 棟
	半壊棟数		1,482 棟	1,482 棟	1,482 棟	1,482 棟	1,482 棟	1,482 棟
	ライフライン	電力(停電率)	3.2 %	3.3 %	3.6 %	3.6 %	4.5 %	4.5 %
		通信(不通率)	1.1 %	1.0 %	1.4 %	1.4 %	2.3 %	2.3 %
		ガス(供給停止率)	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
		上水道(断水率)	19.4 %	19.4 %	19.4 %	19.4 %	19.4 %	19.4 %
		下水道(管きょ被害率)	1.7 %	1.7 %	1.7 %	1.7 %	1.7 %	1.7 %
その他	帰宅困難者(武蔵野市全域)		- 人	- 人	27,284 人	27,284 人	27,284 人	27,284 人
	避難者		15,938 人	15,955 人	16,561 人	16,585 人	18,114 人	18,156 人
	エレベーター停止台数		173 台	173 台	175 台	175 台	181 台	181 台
	要配慮者死者数		12 人	12 人	10 人	10 人	16 人	16 人
	自力脱出困難者		130 人	130 人	127 人	127 人	123 人	123 人
	災害廃棄物		16 万t	16 万t	17 万t	17 万t	18 万t	18 万t

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

※2 焼失棟数には揺れによる建物全壊との重複は含まない。

第2章 武蔵野市の現状と被害想定
第2節 被害想定

条件	規模		多摩東部直下地震					
	時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時	
	風速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
人的被害	死者数		39 人	39 人	32 人	32 人	59 人	60 人
	原因別	ゆれ建物被害	25 人	25 人	12 人	12 人	17 人	17 人
		屋内収容物	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		火災	11 人	11 人	16 人	16 人	37 人	37 人
		ブロック塀等	0 人	0 人	1 人	1 人	3 人	3 人
	負傷者		733 人	733 人	803 人	803 人	932 人	932 人
	(重傷者)		84 人	84 人	74 人	74 人	74 人	75 人
	原因別	ゆれ建物被害	629 人	629 人	649 人	649 人	615 人	615 人
		屋内収容物	86 人	86 人	89 人	89 人	82 人	82 人
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		火災	14 人	15 人	21 人	22 人	122 人	124 人
		ブロック塀等	3 人	3 人	43 人	43 人	112 人	112 人
		屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
物的被害	全壊・焼失棟数		935 棟	941 棟	1,088 棟	1,096 棟	2,080 棟	2,099 棟
	原因別	揺れによる建物全壊	450 棟	450 棟	450 棟	450 棟	450 棟	450 棟
		焼失棟数	485 棟	491 棟	638 棟	646 棟	1,630 棟	1,649 棟
	半壊棟数		1,592 棟	1,592 棟	1,592 棟	1,592 棟	1,592 棟	1,592 棟
	ライフライン	電力(停電率)	4.9 %	5.0 %	5.4 %	5.4 %	8.4 %	8.5 %
		通信(不通率)	1.9 %	1.8 %	2.2 %	2.3 %	5.6 %	5.7 %
		ガス(供給停止率)	80.4 %	80.4 %	80.4 %	80.4 %	80.4 %	80.4 %
		上水道(断水率)	29.6 %	29.6 %	29.6 %	29.6 %	29.6 %	29.6 %
		下水道(管きよ被害率)	3.1 %	3.1 %	3.1 %	3.1 %	3.1 %	3.1 %
その他	帰宅困難者(武蔵野市全域)		- 人	- 人	27,284 人	27,284 人	27,284 人	27,284 人
	避難者		25,124 人	25,152 人	25,877 人	25,931 人	30,768 人	30,861 人
	エレベーター停止台数		217 台	217 台	219 台	238 台	237 台	237 台
	要配慮者死者数		22 人	22 人	18 人	18 人	34 人	34 人
	自力脱出困難者		254 人	254 人	263 人	263 人	248 人	248 人
	災害廃棄物		26 万t	26 万t	26 万t	26 万t	29 万t	29 万t

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

※2 焼失棟数には揺れによる建物全壊との重複は含まない。

第2章 武蔵野市の現状と被害想定

第2節 被害想定

条件	規模		大正関東地震					
	時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時	
	風速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
人的被害	死者数		7 人	7 人	8 人	8 人	13 人	13 人
	原因別	ゆれ建物被害	2 人	2 人	1 人	1 人	1 人	1 人
		屋内収容物	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		火災	3 人	3 人	5 人	5 人	9 人	9 人
		ブロック塀等	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人
	負傷者		200 人	200 人	202 人	203 人	226 人	227 人
	(重傷者)		12 人	12 人	18 人	18 人	27 人	27 人
	原因別	ゆれ建物被害	157 人	157 人	142 人	142 人	142 人	142 人
		屋内収容物	39 人	39 人	40 人	40 人	37 人	37 人
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		火災	4 人	4 人	7 人	7 人	12 人	12 人
		ブロック塀等	1 人	1 人	14 人	14 人	35 人	35 人
		屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
物的被害	全壊・焼失棟数		194 棟	196 棟	280 棟	283 棟	452 棟	457 棟
	原因別	揺れによる建物全壊	62 棟	62 棟	62 棟	62 棟	62 棟	62 棟
		焼失棟数	132 棟	134 棟	218 棟	221 棟	390 棟	395 棟
	半壊棟数		660 棟	660 棟	660 棟	660 棟	660 棟	660 棟
	ライフライン	電力(停電率)	1.4 %	1.4 %	1.7 %	1.7 %	2.2 %	2.2 %
		通信(不通率)	0.5 %	0.5 %	0.8 %	0.8 %	1.3 %	1.3 %
		ガス(供給停止率)	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
		上水道(断水率)	10.8 %	10.8 %	10.8 %	10.8 %	10.8 %	10.8 %
		下水道(管きよ被害率)	1.6 %	1.6 %	1.6 %	1.6 %	1.6 %	1.6 %
その他	帰宅困難者(武蔵野市全域)		- 人	- 人	27,284 人	27,284 人	27,284 人	27,284 人
	避難者		8,352 人	8,361 人	8,821 人	8,836 人	9,760 人	9,785 人
	エレベーター停止台数		159 台	159 台	161 台	161 台	164 台	164 台
	要配慮者死者数		4 人	4 人	5 人	5 人	7 人	7 人
	自力脱出困難者		38 人	38 人	41 人	41 人	38 人	38 人
	災害廃棄物		7 万t	7 万t	7 万t	7 万t	8 万t	8 万t

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

※2 焼失棟数には揺れによる建物全壊との重複は含まない。

第2章 武蔵野市の現状と被害想定
第2節 被害想定

条件	規模		立川断層帯地震											
	時期及び時刻		冬の朝5時				冬の昼12時				冬の夕方18時			
	風速		4m/秒		8m/秒		4m/秒		8m/秒		4m/秒		8m/秒	
人的被害	死者数		5	人	5	人	6	人	6	人	9	人	9	人
	原因別	ゆれ建物被害	1	人	1	人	0	人	0	人	1	人	1	人
		屋内収容物	2	人	2	人	2	人	2	人	2	人	2	人
		急傾斜地崩壊	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
		火災	2	人	2	人	4	人	4	人	6	人	6	人
		ブロック塀等	0	人	0	人	0	人	0	人	1	人	1	人
	負傷者		163	人	163	人	163	人	163	人	181	人	181	人
	(重傷者)		9	人	9	人	14	人	14	人	21	人	21	人
	原因別	ゆれ建物被害	120	人	120	人	107	人	107	人	108	人	108	人
		屋内収容物	39	人	39	人	40	人	40	人	37	人	37	人
		急傾斜地崩壊	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
		火災	3	人	3	人	5	人	5	人	9	人	9	人
		ブロック塀倒壊	1	人	1	人	10	人	10	人	27	人	27	人
		屋外落下物	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
物的被害	全壊・焼失棟数		150	棟	151	棟	215	棟	217	棟	332	棟	336	棟
	原因別	揺れによる建物全壊	51	棟	51	棟	51	棟	51	棟	51	棟	51	棟
		焼失棟数	99	棟	100	棟	164	棟	166	棟	281	棟	285	棟
	半壊棟数		540	棟	540	棟	540	棟	540	棟	540	棟	540	棟
	ライフライン	電力(停電率)	1.3	%	1.3	%	1.5	%	1.5	%	1.9	%	1.9	%
		通信(不通率)	0.4	%	0.4	%	0.6	%	0.6	%	1.0	%	1.0	%
		ガス(供給停止率)	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%
		上水道(断水率)	9.8	%	9.8	%	9.8	%	9.8	%	9.8	%	9.8	%
		下水道(管きよ被害率)	1.5	%	1.5	%	1.5	%	1.5	%	1.5	%	1.5	%
その他	帰宅困難者(武蔵野市全域)		-	人	-	人	27,284	人	27,284	人	27,284	人	27,284	人
	避難者		7,314	人	7,321	人	7,661	人	7,671	人	8,276	人	8,294	人
	エレベーター停止台数		153	台	153	台	154	台	154	台	156	台	156	台
	要配慮者死者数		3	人	3	人	3	人	3	人	5	人	5	人
	自力脱出困難者		30	人	30	人	32	人	32	人	30	人	30	人
	災害廃棄物		6	万t	6	万t	6	万t	6	万t	6	万t	6	万t

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

※2 焼失棟数には揺れによる建物全壊との重複は含まない。

【図表 1-2-11 東京都被害想定における各地震の震度分布】

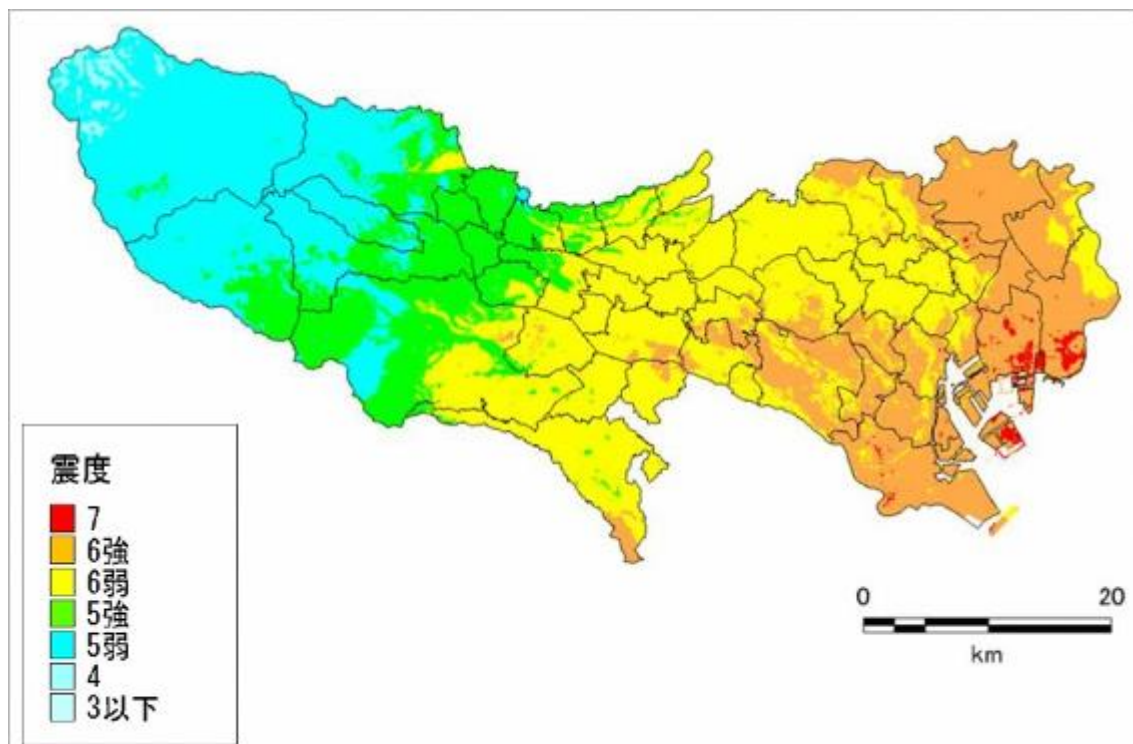


図 都心南部直下地震(M7.3)の震度分布

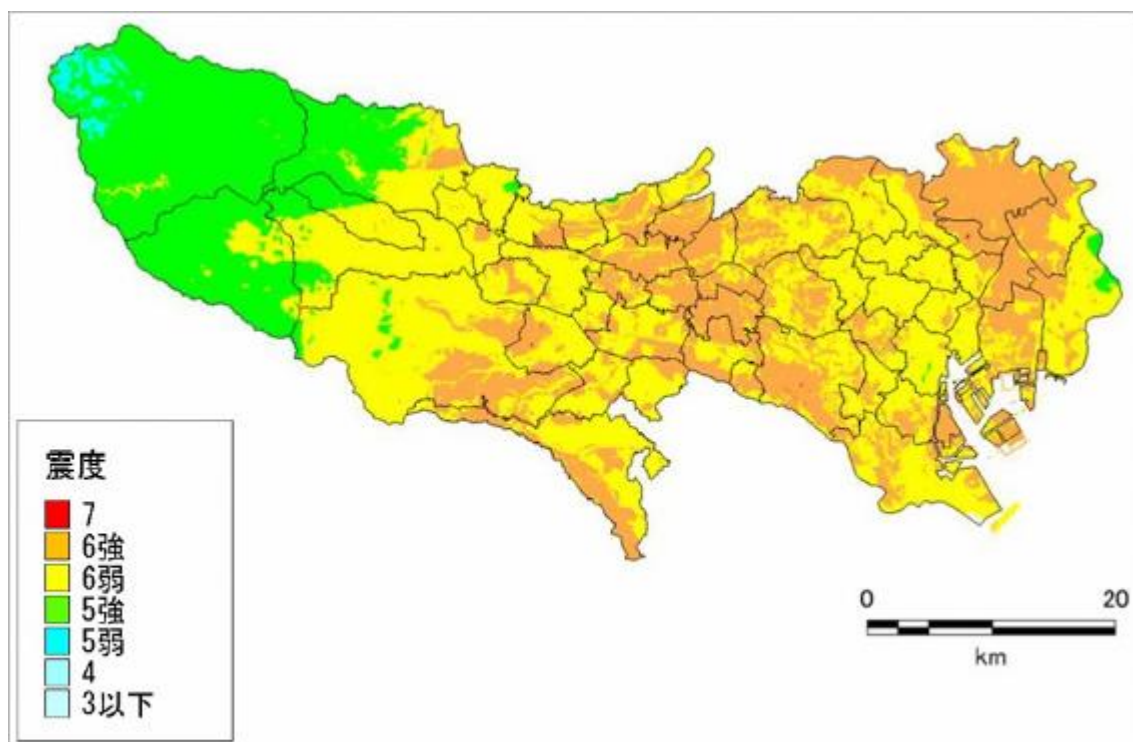


図 多摩東部直下地震(M7.3)の震度分布

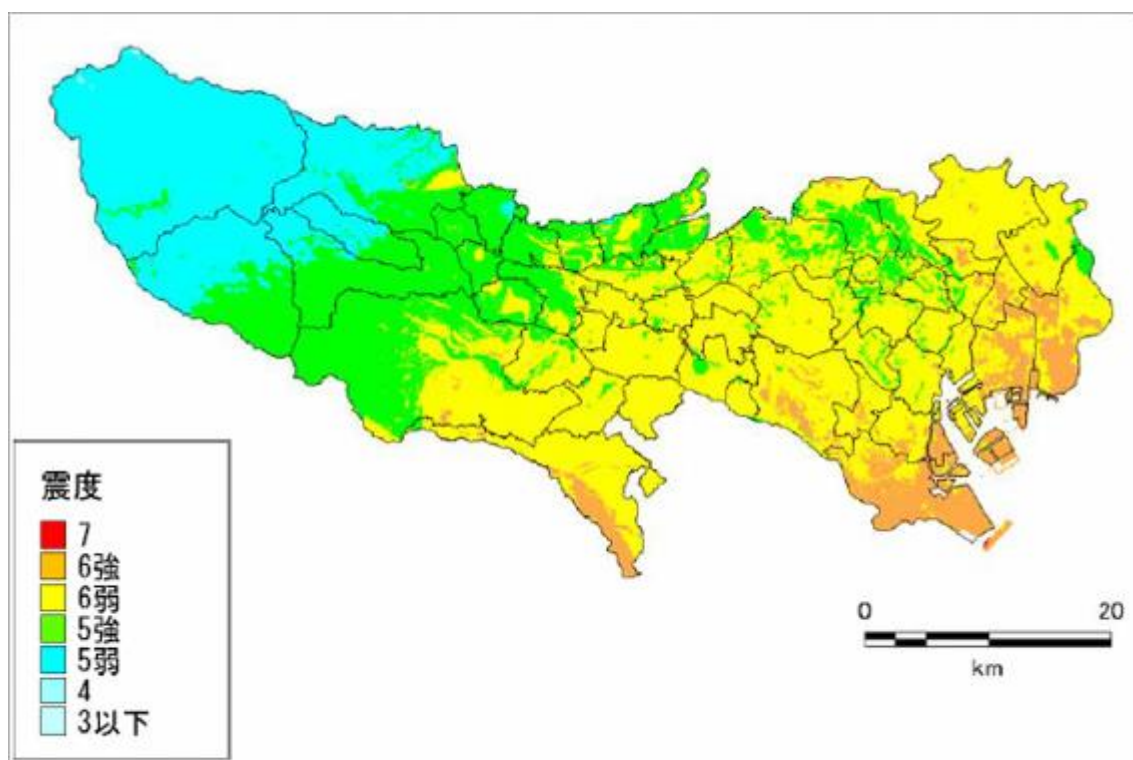


図 大正関東地震(M8クラス)の震度分布

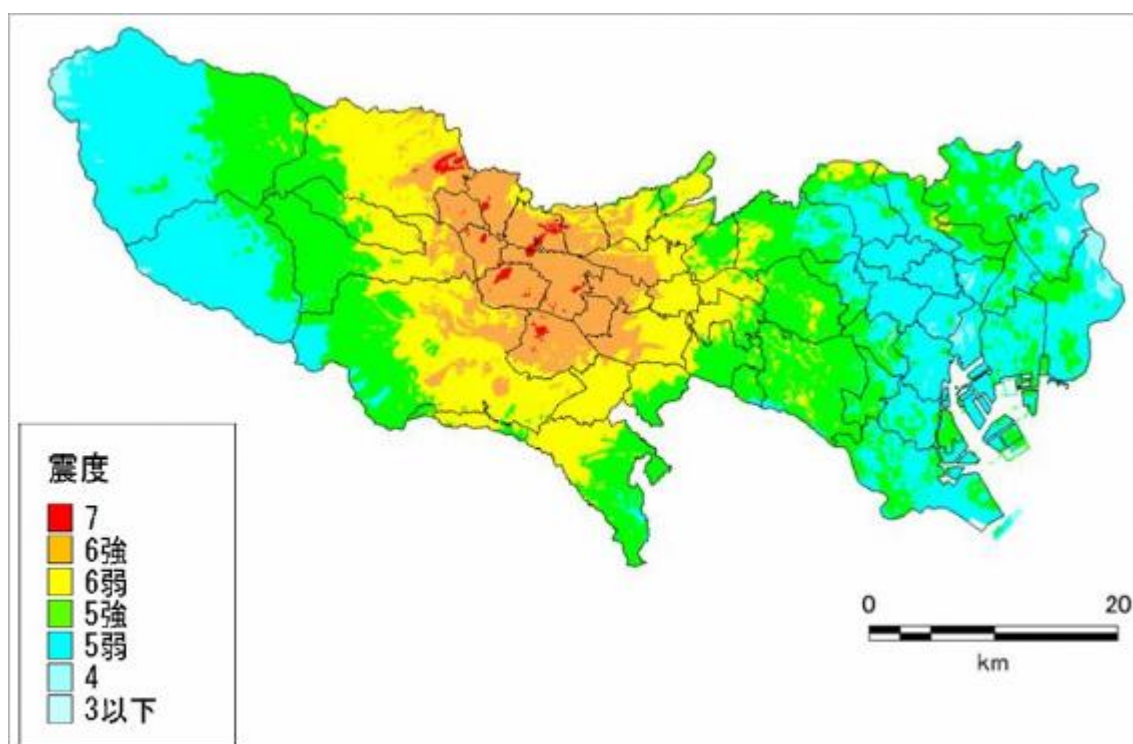


図 立川断層帯地震(M7.4)の震度分布

第3節 地震に関する調査研究

第1 地域危険度測定調査

- 都は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第12条第1項に基づき、次の用途に資するためおおむね5年ごとに調査を実施している。
 - （1）地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
 - （2）震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。
- 本調査は、市街化区域を対象として、地震に対する危険性の度合い（被害の受けやすさ）を町丁目ごとに5段階のランクで相対評価したものである。
- 平成30年2月に公表された第8回目の調査では、「火災危険度」が吉祥寺南町5丁目でランク4、「災害時活動困難度」が吉祥寺東町4丁目でランク4となっている。

第1部 武蔵野市の総力を結集した地域防災力の高度化に向けて

第3章 計画の概要等

第1節 計画修正の概要

第1 計画の基本目標と基本方針

- 市民の「命」と「財産」を守ることを第一に考え、「自助・共助・公助により武蔵野市の総力を結集した地域防災力の高度化を図り、被害の最小化を目指す」ことを計画の基本目標とする。
この目標を実現するため、次の基本方針に基づいて計画を推進する。

【基本方針1】あらゆる事態に備えた事前対策の充実と応急対応力の強化

【基本方針2】地域防災力向上のための多様な主体の連携強化

第2 修正作業の概要

- 地域防災計画の庁内進捗を管理する武蔵野市地域防災計画推進本部会議や策定についての課題を整理する武蔵野市地域防災計画策定庁内推進会議により、市体制に関わる課題を整理した。
- 令和2年度及び3年度に災対各部ヒアリングを実施し、令和3年度に課長級を対象とした庁内説明会を実施した。
- 武蔵野市市民防災意識調査（調査対象：武蔵野市民、期間：令和3年10月15日から同年11月15日、調査方法：武蔵野市市民防災推進員が市内50,000戸に個別配布し、郵送及び市ホームページを通じてインターネットによる回収を実施。回収数5,520件、回収率11.0%）を実施し、自助、共助への取り組みや、市事業への意向を調査した。
- 令和4年〇月に計画原案に対し、パブリックコメント及び3駅圏での市民意見交換会を実施した。
- 防災関係機関への照会や避難所運営組織へのヒアリングを実施した。

第2節 修正の視点

第1 修正の視点

- 計画の前提に基づき、次の視点に基づき、計画の見直しを行うこととする。

（1）防災基本計画や東京都地域防災計画等の整合性の確保

＜具体例＞ 上位計画との整合、防災対策の実行上で関係機関と隙間ない一体的体制の確保

（2）武蔵野市第六期長期計画等との整合性の確保

＜具体例＞ 災害関連死の減少、マンション自主防災組織設立の働きかけ、関連計画やマニュアル類との役割分担を明確化

(3) 災害時要配慮者支援体制の強化

＜具体例＞ 被災者の生活環境の改善、福祉避難所の指定、人的物的体制の整備、避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成の位置付け

(4) 避難に関する体制の整備、充実化

＜具体例＞ 地域特性や個人の置かれた状況を踏まえた適切な避難行動についての啓発・理解促進、在宅避難を支援する体制の強化

(5) 「自助」「共助」「公助」の的確な連携

＜具体例＞ 防災意識の向上、備蓄の推進、共助による連携体制の確保、地域の防災活動の担い手を育成、「公助」の役割と責任範囲の明確化

(6) 感染症流行期の対応及び感染症対策の強化

＜具体例＞ 避難所等における衛生資器材の配備、避難時の感染症対策の啓発や避難所運営における感染症対策の強化

(7) 新たな被害想定や複合災害への対応

＜具体例＞ 火山噴火降灰編として新たな計画を整備、感染症の流行と複合災害の可能性も視野にいった計画内容について検討

(8) ICTの活用

＜具体例＞ 国や都のシステムや市既存の通信手段やネットワークの最大限の活用検討、効率性・非接触性を高めるための情報通信機器の導入を検討

(9) 計画修正における合意形成

＜具体例＞ 広く意見聴取を行い、また、市議会・市民への情報公開を実施して、関係者間での相互理解を図る

(10) 地域防災計画の着実な実施

＜具体例＞ 計画の確実な実行を促進するための進捗管理体制や毎年の見直しのための改善サイクルを整理

(11) 男女双方の視点に配慮した防災対策の推進

＜具体例＞ 防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画、避難所運営における配慮

第2 主な修正内容

- 1 火山噴火降灰編、大規模事故対策編の新設、風水害対策の編立て (7)
- 2 非常配備態勢の見直し、会計年度任用職員の位置付け (5)
- 3 災害対策毎の課題、対策の方向性、到達目標、具体的な取り組み内容の一覧化 (10)
- 4 新たな避難情報の整理、個別避難計画の整理 (1)
- 5 在宅避難の体系化 (4) ※ () は修正の視点番号を示す

第3節 計画の全体像

第1部 武蔵野市の総力を結集した地域防災力の高度化に向けて

地域防災計画の概要、東京の現状(地勢等)と被害想定、
計画の概要等、被害軽減と都市再生に向けた目標(減災目標)

第2部 責務と体制

第1章 市等の基本的責務と役割

第2章 初動態勢・応急対応体制

第3部 施策ごとの具体的計画(予防・応急・復旧計画)

地震前の行動(予防対策)

地震直後の行動(応急対策)

地震後の行動(復旧対策)

第1章 市民と地域の防災力向上		
市民による自助の備え	自助による応急対策の実施	
地域による共助の推進	市民による救出・救助活動	
消防団による活動体制の充実	消防団による救出・救助活動	
事業所防災体制の強化	事業所による救出・救助活動	
ボランティアとの協議・連携	ボランティアとの協議・連携	
市民・行政・事業所等の連携		
第2章 安全な都市づくりの実現		
安全に暮らせる都市づくり	河川施設等の応急対策による二次災害防止	公共の安全確保、施設の本来機能の回復
建築物の耐震化及び安全対策の促進	消火・救助・救急活動	
長周期地震動への対策の強化	危険物等の応急措置による危険防止	
出火、延焼等の防止		
第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保		
交通関連施設の安全確保	交通ネットワークの機能確保	緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止
緊急輸送ネットワークの整備	発災時のライフライン機能の確保	ライフライン機能の早期復旧
ライフライン施設の安全化	発災時のエネルギー供給機能の確保	
第4章 自治と連携による応急対応力の強化		
初動対応体制の整備	初動態勢	
広域連携体制の構築	応援協力・派遣要請	
応急活動拠点の整備	応急活動拠点の調整	
第5章 情報通信の確保		
防災機関相互の情報通信連絡体制の整備	防災機関相互の情報通信連絡体制	
市民への情報提供体制の整備	広報・広聴体制等	
住民相互の情報連絡等の環境整備	住民相互の情報連絡等	

第3章 計画の概要等
第3節 計画の全体像



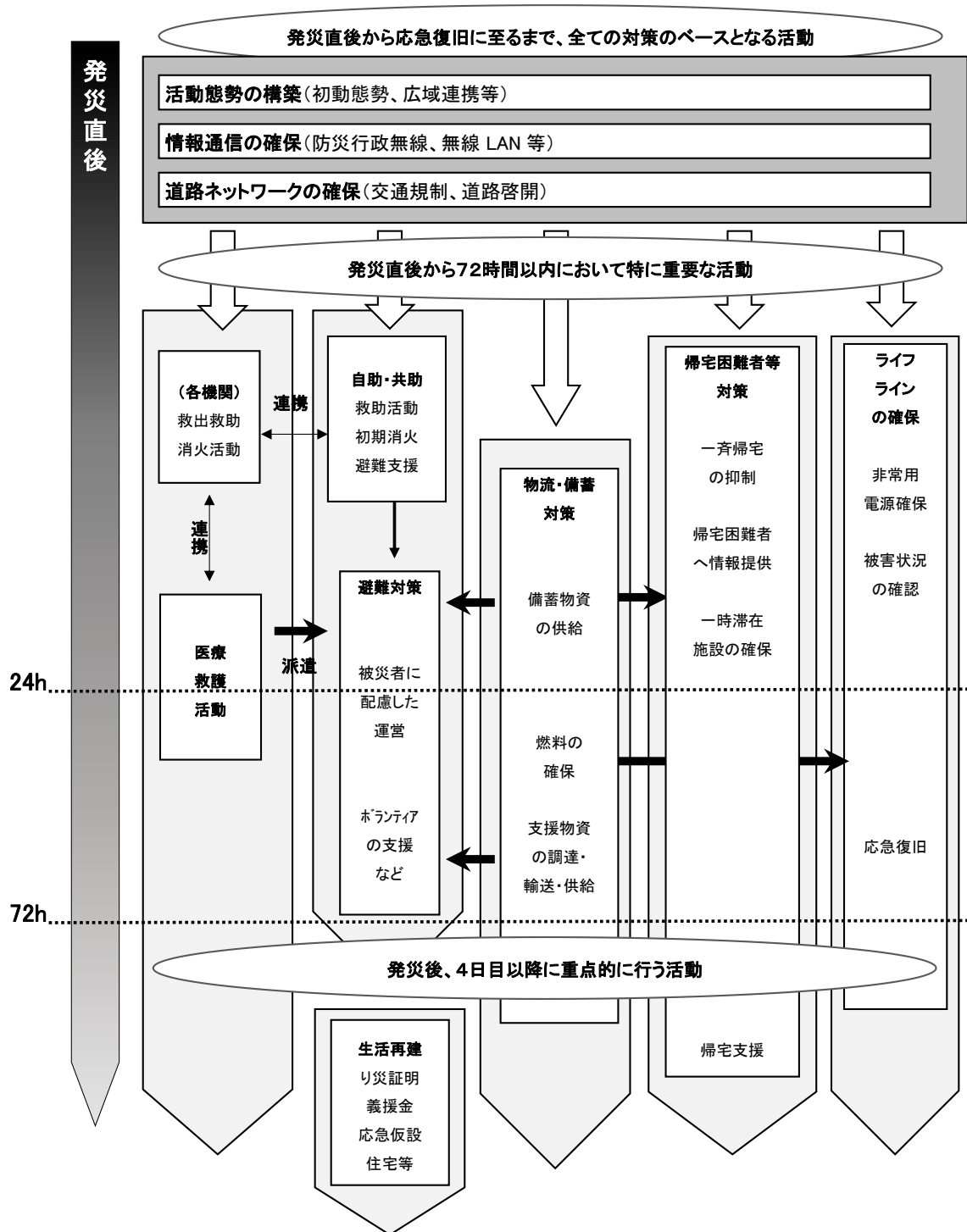
第4部 災害復興計画

復興本部、復興計画、復興マニュアルの仕組み

付編 東海地震事前対策

南海トラフ地震等が引き起こす島しょ部における津波等対策、東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策

第4節 施策相互の連携関連イメージ図



第3章 計画の概要等

第4節 施策相互の連携関連イメージ図

第3部各章の施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急復旧対応を実施することが求められる。

本節では、各施策の関係について、①発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動、②発災直後からの72時間以内において特に重要な活動、③発災後、4日目以降に重点的に行う活動の3つに分類し、それぞれの関連のイメージを示した。

○ 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動

（危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク）

発災後のあらゆるフェーズにおいて的確な応急復旧活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との広域連携など、危機管理体制を構築することが不可欠である。

また、防災関係機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急復旧対応状況の情報を共有できるよう、防災行政無線等の情報通信を確保する必要がある。

さらに、救出救助活動や消火活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路啓開などにより、ネットワークを確保することが重要である。

○ 発災直後から72時間以内において特に重要な活動

（救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン）

救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災関係機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を発揮する。

また、こうした救助活動等によって助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。

避難所に対しては、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受け入れる必要がある。

帰宅困難者の一斉帰宅の抑制は、迅速な救出救助活動の展開のためにも不可欠であり、一時滞在のための物資の供給は、帰宅困難者に対しても、円滑に行われなければならない。

また、こうした活動のための非常用電源等によるライフラインの確保や、そのための燃料の安定供給も重要な取組である。

○ 発災後、4日目以降に重点的に行う活動

（生活再建、帰宅支援）

発災後4日目以降については、帰宅困難者の円滑な帰宅に向けての帰宅支援を進めるとともに、被災者の早期の生活再建に向け、義援金の支給や応急仮設住宅への早期の入居を実現していかなければならない。

第1部 武蔵野市の総力を結集した地域防災力の高度化に向けて

第4章 被害軽減と市民生活再生に向けた目標（減災目標）

- 市は、平成20年の地域防災計画修正の際に、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」を、減災目標として初めて設定し、対策を推進してきた。
- しかしながら、東日本大震災の経験を踏まえると、災害対策を推進する目的は、災害による人的・物的被害を軽減することはもとより、市民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させることも含まれることが明らかとなった。
- このため、そうした趣旨を明らかにする観点から、減災目標の名称を「被害軽減と市民生活再生に向けた目標」へと改めた上で、次のとおり目標を定めた。
- この目標を今後10年以内（平成37年度）に達成する。ただし、平成24年2月に策定した「東日本大震災に対する武蔵野市の取り組みと今後の防災対応指針」における「緊急に取り組むべき事項」として整理した災害時要援護者対策の強化など速やかな対応が必要な対策については、可能な限り早期に達成する。
- 市は、目標達成に向けて、東京都、防災機関、市民、事業者等と協力して対策を推進していく。
- これら経緯を踏まえながらも、令和4年5月25日に東京都防災会議から「首都直下地震等による東京の被害想定」が発表され、東京都地域防災計画が令和5年度早期に修正される旨の公表があった。都の減災目標も修正がされる見込みのため、一体性を確保するため、本修正において減災目標は変更せず、被害想定、減災目標は新被害想定の数値を設定する。

【図表1-4-1 本計画における減災目標の基となる被害想定（概要）】

（武蔵野市における被害想定の数値）

被害項目		被害想定結果
震度		市内最大震度6強
死者数		60人
負傷者数		934人
	うち重傷者数	144人
全壊・焼失棟数		2,100棟
	焼失棟数（倒壊建物を含まない）	1,649棟
	建物倒壊棟数（全壊）	451棟
避難者数		30,861人
帰宅困難者数（武蔵野市全域）		27,284人
上水道（断水率）		29.6%
下水道（管きよ被害率）		3.1%
停電率		8.5%

出典）「首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年5月東京都防災会議公表）」

第4章 被害軽減と市民生活再生に向けた目標（減災目標）

目標1 死者を6割以上減少させる

- * 武蔵野市で最も影響が大きい多摩東部直下地震（冬の夕方 18 時、風速 8 m/秒）のケースとする

目標1 死者を6割以上減少させる

- ① 建築物の倒壊による死者を6割以上減少させる。
- ② 火災による死者を6割以上減少させる。
- ③ 建築物の全壊・焼失棟数を6割以上減少させる。

- 武蔵野市で最も大きい死者被害が出ると想定されている、多摩東部直下地震（冬の夕方18時、風速8m/秒）のケースでは、60人の死者が出るという被害想定となっており、その内訳は「揺れや建物被害による死者」が17人、「火災による死者」が37人、「ブロック塀の倒壊等による死者」が3人となっている。
- 建築物については、2,099棟の全壊・焼失棟数が出るという被害想定となっており、その内訳は「揺れによる全壊棟数」が450棟、「焼失棟数」が1,649棟となっている。
- 建築物の耐震化や家具転倒防止措置、ブロック塀等改修・補強の推進等により、「揺れによる全壊棟数及び死者」や「ブロック塀の倒壊等による死者」を減少させるとともに、消防水利の拡充・消防力の向上を図り、自助・共助・公助による地域防災力の高度化により「火災・延焼による焼失棟数及び死者」を減少させる。

【図表1-4-2 多摩東部直下地震（冬の夕方18時、風速8m/秒）ケース
における死者の原因内訳】

死者の原因	人 数
揺れ・建物被害	17人
火災	37人
ブロック塀倒壊等	3人
屋内収容物	3人
屋外落下物	0人
急傾斜地崩壊	0人
合 計	60人

出典）「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月東京都防災会議公表）」

【図表1-4-3 多摩東部直下地震（冬の夕方18時、風速8m/秒）ケース
における全壊・焼失棟数の原因内訳】

全壊・焼失棟数の原因		棟 数
全壊棟数	揺れ	450棟
	液状化	0棟
	急傾斜地崩壊	0棟
焼失棟数		1,649棟
合 計		2,099棟

出典）「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月東京都防災会議公表）」

第4章 被害軽減と市民生活再生に向けた目標（減災目標）

目標 1 避難者を6割以上減少させる

【図表 1－4－4 死因別に分析した対策】

死者の原因	対策／項目	死者数	全壊・焼失棟数
揺れ・建物被害、 ブロック塀倒壊等	建築物の耐震化、家具転倒防止措置、ブロック塀等の改修・補強 など	25人以上減	870棟以上減
火災・延焼	消防水利の拡充・消防力の向上、都市計画道路・区画道路の整備、狭あい道路の拡幅整備、避難所運営組織・自主防災組織の拡充、災害時要援護者対策の強化 など		

<目標を達成するための主な対策>

- ・ 住宅の耐震化率を令和7年度までに95%にする。
- ・ 家具転倒防止器具について普及啓発を推進する。
- ・ ブロック塀等改善補助金制度や接道部緑化に対する助成制度の拡充を図る。
- ・ 防火水槽等の震災時消防水利を250mメッシュごとに100%整備する。また、延焼危険度の高い東部地域や木造住宅密集地域へ重点的に整備する。
- ・ 消防団における装備充実や実践的な訓練の実施により、消防力・災害活動力を向上する。
- ・ 都市計画道路・区画道路の整備及び幅員が4メートルに満たない狭あい道路の拡幅整備を推進し、災害時の避難道路・緊急車両の乗り入れ・消防活動路を確保する。
- ・ 避難所運営組織・自主防災組織の設立を支援する。
- ・ 災害時要援護者に対する平常時からの見守り体制の推進や個別支援計画の作成、災害時の安否確認・救助態勢などを強化する。

など

【図表 1－4－5 （参考）市の現状と達成目標】

項目	現状	達成目標
住宅の耐震	耐震化率：91.9% ※ 令和元年度現在	耐震化率：95% ※ 令和2年度
震災時消防水利メッシュの充足 （防火水槽等の設置）	震災時消防水利メッシュ充足率：94.5% ・ 総メッシュ：217メッシュ ・ 充足メッシュ：205メッシュ ・ 不足メッシュ：12メッシュ ※ 平成27年7月1日現在	震災時消防水利メッシュ充足率：100% ※ 今後10年以内
避難所運営組織・自主防災組織の拡充	避難所運営組織：20避難所（13団体） 自主防災組織：76団体 ※ 令和4年6月現在	市内全域における避難所運営組織の設立 ※ 令和2年度

目標2 避難者を6割以上減少させる

① 自宅での生活を継続できる自助・共助の推進により避難者を6割以上減少させる。

- 武蔵野市で最も多い避難者が発生すると想定されている、多摩東部直下地震（冬の夕方18時、風速8m/秒）のケースでは、30,861人の避難者が発生するという被害想定となっており、その内訳は「避難所避難者」が26,231人、「避難所以外への避難者（疎開者人口）」が4,630人となっている。
- 『避難者』は、「全壊・焼失人口×100%」及び「半壊人口×50.3%」及び「断水人口×ライフライン被害による避難率※」「共同住宅の6階以上に居住する人口×エレベーター停止率×エレベーター停止による避難率」として設定している。『避難所避難者』は、「避難者×避難者数避難所避難率※」として設定している。（※：これらの避難率は時系列変化）
- 建築物の耐震化や消防水利の拡充等により、「建築物の倒壊・焼失による避難者」を減少させるとともに、備蓄等の自助の強力な推進や避難所以外への情報・食料・水の提供仕組みづくりなどの「自宅で生活継続できる仕組みの推進」により避難者を減少させる。

【図表1-4-6 多摩直下地震（冬の夕方18時、風速8m/秒）ケース

における避難者の内訳】

内 訳	人 数
避難所避難者	26,231人
避難所以外への避難者 (疎開者人口)	4,630人
合 計	30,861人

出典)「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月東京都防災会議公表）」

【図表1-4-7 避難原因別に分析した対策】

避難の原因	対策／項目	避難者数
建築物の倒壊	建築物の耐震化、家具転倒防止措置 など	約18,500人以上減
建築物の焼失	消防水利の拡充・消防力の向上、区画道路の整備、狭あい道路の拡幅整備、自主防災組織の強化 など	
ライフライン・物流の被害	備蓄等の防災意識の啓発、避難所以外への情報・食料・水の提供仕組みづくりなど	

第4章 被害軽減と市民生活再生に向けた目標（減災目標）

目標3 帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を防止する

＜目標を達成するための主な対策＞

（目標1で掲げた＜目標を達成するための主な対策＞に加え、次の対策を推進する）

- ・ 自宅で生活継続ができる自助の備えとして、3日分以上の食料・水の備蓄等を強力に推進する。特に、各主体における防災訓練の実施や学校等における防災教育の実施により、防災意識の向上を図る。
- ・ 情報・食料・水などを避難所以外にも提供できる仕組みづくりを検討し、避難所ではなく自宅で生活を継続する仕組みを推進する。
- ・ すでに設置されている災害用トイレの維持管理や、携帯用トイレの普及啓発を図る。
- ・ 地域特性に配慮した共助の体制を推進するため、コミュニティセンターを「災害時地域支え合いステーション」として位置付ける。

など

目標3 帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を防止する

- ① 企業等の備蓄や一時滞在施設の確保、情報提供に向けた体制の確保により、帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を防止する。
 - ② 保護者が帰宅困難となった場合の子育て施設等の対策を推進する。
- 帰宅困難者について、企業による備蓄を推進し一斉帰宅を抑制するとともに、一時滞在施設の確保、さらには情報提供に向けた体制の確保などを進めることで、官民が協働して帰宅困難者の安全を確保する。
- 一斉帰宅を抑制する対策を推進することに伴い、乳幼児・児童などを引き取ることができない保護者が増えることが予想されるため、保育園及び学校等における保護対策を推進する。
- 国土交通省「第5回東京都市圏パーソントリップ調査」を活用した吉祥寺エリアにおける屋外避難者となる帰宅困難者数の推計では、約 6,200 人が吉祥寺駅周辺に滞留する推計となっている。

<目標を達成するための主な対策>

- ・ 東京都帰宅困難者対策条例に基づき、市内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄の確保などに取り組む。
- ・ 企業や学校などに所属していない行き場の無い帰宅困難者（屋外被災帰宅困難者）等を待機させるため、吉祥寺において現在約 3,000 人分確保している一時滞在施設の受入可能人数について、2倍の約 6,000 人分を確保し、駅周辺の混乱を防止する。
- ・ 都のホームページにおける帰宅困難者ポータルサイト等を活用し情報提供を行う。
- ・ 吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会と連携して訓練等を実施し、「吉祥寺ルール」の実効性を高める。
- ・ 三鷹・武蔵境両駅圏における帰宅困難者対策を促進する。
- ・ 混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの充実を図る。
- ・ 各学校・保育園等において、乳幼児・児童などの保護マニュアルや緊急連絡体制の整備、備蓄の確保等を図る。

など

第4章 被害軽減と市民生活再生に向けた目標（減災目標）

目標4 ライフラインを60日以内に95%以上回復する

【参考】＜帰宅困難者用一時滞在施設として利用する公共施設及び災害等発生時における帰宅困難者の一時滞在施設として利用する協定を締結している民間施設＞

（令和4年3月現在）

（1）吉祥寺駅周辺エリア

	施設名	最大受入可能想定人数 (人)
1	武蔵野公会堂	400人
2	武蔵野商工会館	80人
3	吉祥寺シアター	156人
4	吉祥寺東コミュニティセンター	33人
5	吉祥寺南町コミュニティセンター	96人
6	御殿山コミュニティセンター	30人
7	本町コミュニティセンター	48人
8	安養寺	30人
9	吉祥寺オデロン	220人
10	吉祥寺プラザ	250人
11	専門学校中野スクールオブビジネス	80人
12	メガロス吉祥寺店	393人
13	グランキオスク	100人
14	吉祥寺東急REI ホテル	100人
15	成蹊中学・高等学校	515人
16	藤村女子中学・高等学校	606人
合計		3,137人

* 「最大受入可能想定人数」は、原則、各施設における受入可能スペースを基に「3.3㎡に2人受入」として算定している。（以下同様）

（2）三鷹駅周辺エリア

	施設名	最大受入可能想定人数 (人)
1	武蔵野芸能劇場	336人
2	武蔵野市民文化会館	103人
3	関東バス武蔵野営業所	54人
合計		493人

（3）武蔵境駅周辺エリア

	施設名	最大受入可能想定人数 (人)
1	市民会館	60人
2	武蔵野スイングホール	180人
3	武蔵野プレイス	127人
合計		367人

目標4 ライフラインを60日以内に95%以上回復する

<ライフラインの復旧目標>

・電力	7日以内	・上水道	30日以内
・通信	14日以内	・下水道	30日以内
・ガス	60日以内		

- ① ライフラインの復旧目標に基づき早期回復に努めるとともに、自宅での生活継続ができる自助・共助の推進などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

- 市民の暮らしを支えるライフラインについて、被災者の生活と都市の機能を早期に回復する観点から、市はライフラインの復旧目標を設定する。具体的には、被災から60日以内に全てのライフラインの機能を95%以上回復させることを目標とする。
- 固定電話の不通率は5.7%であり、携帯電話の不通分布では最も不通率が低いランクEが概ね市内全域を占めている。ただし、過去の災害からも、これに加え通話規制による通話回線の輻輳が発生する可能性が高いと予想される。
- ライフライン被害等による避難所避難者を発災後7日以内に帰宅できるようにする。
- ライフラインの回復とあわせて、罹災証明の迅速な発行や被害状況に応じて応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

<目標を達成するための主な対策>

【ライフラインの回復】

- ・ 各ライフライン事業者は、耐震化等を進めるとともに、被災後の復旧体制を整備し、首都直下地震等の発災時には、復旧目標や現実の被災状況等を踏まえて、早期の機能回復に努めるものとする。
- ・ 下水道管について、避難所等に通じる重要管路施設の耐震化を実施する。
- ・ 水道管について、避難所等への供給ルート耐震継手化を実施する。

など

【生活再建の早期化】

（目標2で掲げた<目標を達成するための主な対策>に加え、次の対策を推進する）

- ・ 平成29年度に導入した被災者生活再建支援システムの習熟を図るとともに、平成24年7月に東京都が策定した「災害に係る住家被害認定等に関するガイドライン」に基づき、罹災証明書を速やかに発行できる庁内体制を構築する。
- ・ 義援金を迅速に配分できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。
- ・ 東京都と連携し被害状況に応じて市営・都営住宅等の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げ及び仮設住宅の建設により応急仮設住宅を効率的に供給する。

など

第4章 被害軽減と市民生活再生に向けた目標（減災目標）

目標4 ライフラインを60日以内に95%以上回復する

【参考】＜都公表の震災シナリオより抜粋 1週間から1か月程度の様相＞

①インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き

被災者を取りまく様相		- 生活必需品の品薄状態が継続 - 自宅の再建や修繕を望んでも業者や職人等の確保が困難
	電力	建物倒壊や焼失などで復旧困難エリアを除き、多くの地域で供給再開
	上水道	断水は概ね解消。浄水施設等が被災した場合は、断水が長期化
	下水道	- 多くの地域で利用制限解消 - 集合住宅等では排水管等の修理が終了するまで、トイレ利用が不可
	ガス	建物倒壊や焼失などで復旧困難エリアを除き、多くの地域で供給再開
	通信	順次、通信が回復するが、通信設備の被害状況によっては長期間に渡り不通の可能性
	鉄道	大規模被害や線路閉塞、車両脱線等が発生すると復旧が長引く
	道路	土砂災害等がない道路は概ね復旧

②救出救助機関等による応急対策活動の展開

応急対策活動を取りまく様相		高齢者や既往症を持つ人などが、避難所の慣れない環境での生活により、病状が悪化し、死亡する事例（震災関連死）が増加
	道路、輸送拠点等	土砂災害等がない道路は概ね復旧

③避難所での避難生活

避難所を取りまく様相		- 高齢者や既往症を持つ人などが、避難所の慣れない環境での生活により、病状が悪化する可能性 - 避難者、特に外国人など、生活習慣や文化等が異なる人たちの精神的負担が増大 - ライフライン復旧や交通機関再開に伴い、避難者が自宅や親戚・知人宅、応急仮設住宅等に移り、避難者数が減少 - 自宅や他の避難先等へ移動した避難者の所在把握が困難
	電力・通信	停電により空調が利用できず、熱中症や脱水症状になったり、寒さから風邪をひく等、体調を崩す可能性
	飲食・物資	物資不足が長期化した場合、略奪や強盗など、治安の悪化を招く可能性
	トイレ・衛生	清掃が行き届かず、ほこりが舞うことによって気管支炎を発症し、特に喘息等の既往症を有する人は症状が悪化する可能性

第4章 被害軽減と市民生活再生に向けた目標（減災目標）
目標4 ライフラインを60日以内に95%以上回復する

④住み慣れた自宅等での避難生活

避難所をとりまく様相		・心身機能の低下により、生活不活発病となるなど、体調を崩す人がさらに増加 ・自宅の再建や修繕を望んでいても、建設業者や職人等が確保できない可能性。
	電力・通信	・停電により空調が利用できず、熱中症や脱水症状になったり、寒さから風邪をひく等、体調を崩す可能性
	飲食・物資	・余震等への不安などから過剰な購買行動が発生し、慢性的な品不足が継続する可能性 ・受水槽や給水管など、住宅内の給水設備が被害を受けた場合、断水が継続し、復旧が長期化する可能性
	トイレ・衛生	・家庭内備蓄をしていた携帯トイレが枯渇したり、トイレが使用できない期間が長期化した場合、在宅避難が困難

第2部 責務と体制

第2部 責務と体制

第1章 市等の基本的責務と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

第1 基本理念

- 地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす市とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携を図っていくことが欠かせない。
- 市民の生活の場である市域を、震災から守ることは、行政に課せられた責務である。
- 震災対策の推進にあたっては、市が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものであるとともに、広域的役割を担う都や国と一体となって、市民と連携し、市民や市域に集う多くの人々の生命及び財産を守り、市域の様々な機能を維持しなければならない。

第2 基本的責務

1 市の責務

- 市は、災害対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、被災後の市民生活の再建及び安定ならびに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 市は、被災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。
- 市は、災害により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、市災害復興本部を設置し、必要な対策を講じなければならない。

2 市民の責務

- 市民は、災害による被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
 - (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - (2) 家具の転倒・落下・移動防止
 - (3) 出火の防止
 - (4) 初期消火に必要な用具の準備
 - (5) 飲料水及び食料の確保
 - (6) 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認

第1章 市等の基本的責務と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

(7) 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

- 市民は、被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、被災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
- 市民は、市その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的に災害対策活動に参加する等災害対策に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者・学校等の責務

- 事業者・学校等は、市その他の行政機関が実施する災害対策事業及び市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、災害による被害の防止、被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市機能の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 事業者・学校等は、その活動に関して災害による被害を防止するため、来所する顧客・訪問者、従業者・学生等及び周辺住民並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。
- 学校等の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置・管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、幼児・児童・生徒等に対し、当施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- 事業者・学校等は、その管理する事業所・学校等の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して災害による被害を防止するため、市及び都が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下、「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

第2節 市・都及び防災機関の役割

第1 市の役割

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市	1 武蔵野市防災会議及び武蔵野市災害対策本部に関すること 2 防災に係る組織及び施設に関すること 3 災害に強いまちづくりの推進に関すること 4 災害に係る情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること 5 都及び防災関係機関との連絡調整に関すること 6 市民等への避難の指示及び誘導に関すること 7 市民等への災害時広報及び災害相談に関すること 8 緊急輸送道路及び緊急輸送の確保に関すること 9 被災者に対する救助及び避難受け入れに関すること 10 医療、防疫及び保健衛生に関すること 11 災害時における飲料水・食料等の供給に関すること 12 救助物資の備蓄及び調達に関すること 13 災害時要援護者及び要支援者の支援に関すること 14 帰宅困難者の支援に関すること 15 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること 16 自主防災組織・ボランティアへの支援、育成及び指導に関すること 17 被災した公共施設の応急復旧に関すること 18 災害復興に関すること 19 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること 20 防災教育及び防災訓練に関すること 21 過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること 22 応急給水に関すること 23 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること 24 ごみ処理、し尿処理、がれき処理に関すること 25 遺体の取り扱いに関すること 26 他自治体等との連携に関すること 27 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること
消 防 団	1 水・火災及びその他災害の予防、警戒、防御に関すること 2 災害時の情報収集に関すること 3 地域住民への火災予防、初期消火、応急救護活動等の普及・啓発に関すること 4 消火活動、救出・救護活動に関すること 5 その他消防に関すること

第1章 市等の基本的責務と役割

第2節 市・都及び防災機関の役割

第2 都の役割

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
都	1 東京都防災会議に関すること 2 防災に係る組織及び施設に関すること 3 災害情報の収集及び伝達に関すること 4 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること 5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること 6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること 7 緊急輸送の確保に関すること 8 被災者の救出及び避難誘導に関すること 9 人命の救助及び救急に関すること 10 消防及び水防に関すること 11 医療、防疫及び保健衛生に関すること 12 帰宅困難者の支援に関すること 13 市が行う応急給水の支援に関すること 14 救助物資の備蓄及び調達に関すること 15 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること 16 市区町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること 17 公共施設の応急復旧に関すること 18 災害復興に関すること 19 市区町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること 20 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること 21 事業所防災に関すること 22 防災教育及び防災訓練に関すること 23 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること
警 視 庁 第 八 方 面 本 部 武 蔵 野 警 察 署	1 被害実態の把握と各種情報の収集に関すること 2 被災者の救出及び避難・誘導に関すること 3 行方不明者の捜索及び調査に関すること 4 遺体の見分（検視）に関すること 5 交通規制に関すること 6 公共の安全と秩序の維持に関すること 7 緊急通行車両確認標章の発行に関すること
東 京 消 防 庁 武 蔵 野 消 防 署	1 水・火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること 2 水・火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること 3 人命の救助及び救急に関すること 4 危険物施設（石油コンビナート等特別防災区域を除く）及び火気使用設備器具類等の安全化のための規制指導に関すること 5 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること 6 応急救護知識・技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること
都 税 事 務 所	1 被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関すること 2 災害時における市区町村の応援に関すること

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北多摩南部建設事務所	1 道路、橋りょう及び河川の保全に関する事 2 道路、河川等の災害予防、災害応急対応及び災害復旧に関する事 3 水防に関する事 4 河川、道路等の障害物の除去に関する事
多摩府中保健所	1 保健医療全般の情報センターに関する事 2 防疫その他の保健衛生に関する事
西部公園緑地事務所	1 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関する事
東京都下水道局 流域下水道本部	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事 2 仮設トイレ等のし尿の受け入れ・処理に関する事

第3 指定地方行政機関の役割

- 指定地方行政機関とは、災害対策基本法第2条第4号に基づき、指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定するものである。

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東京管区気象台 (気 象 庁)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関する事 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関する事 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）に係る緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関する事 5 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、都道府県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関する事 7 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事

第4 自衛隊の役割

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第1師団 第1後方支援連隊	1 災害派遣の計画及び準備に関する事 2 災害派遣の実施に関する事

第1章 市等の基本的責務と役割
第2節 市・都及び防災機関の役割

第5 指定公共機関の役割

- 指定公共機関とは、災害対策基本法第2条第5号に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定するものである。

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日 本 郵 便 株 式 会 社 (武 蔵 野 郵 便 局)	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関する事 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関する事 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 (吉 祥 寺 駅 ・ 三 鷹 駅 ・ 武 蔵 境 駅)	1 鉄道施設等の保全に関する事 2 震災時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関する事 3 施設利用者の救護及び避難誘導、駅の混乱防止に関する事
N T T 東 日 本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関する事 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関する事
日 本 赤 十 字 社 (東 京 都 支 部) (武 蔵 野 赤 十 字 病 院)	1 震災時における医療救護班の編成及び医療救護・助産活動・遺体検案等の実施に関する事 2 災害時における避難所での救護所開設及び運営に関する事 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事 4 輸血用血液の確保、供給に関する事 5 義援金の受領、配分及び募金に関する事（原則として義援品については受け付けない） 6 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事 7 災害援護品の支給に関する事 8 日赤医療施設等の保全、運営に関する事 9 外国人安否調査に関する事 10 遺体の検案協力に関する事 11 武蔵野市地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事
日 本 通 運 株 式 会 社 (多 摩 支 店)	1 震災時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事
佐 川 急 便 株 式 会 社 (中 野 営 業 所)	1 震災時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事
東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド 株 式 会 社 (武 蔵 野 支 社)	1 電力施設等の建設及び安全保安に関する事 2 電力需給に関する事
東 京 ガ ス 株 式 会 社 (西 部 支 店)	1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関する事 2 ガスの供給に関する事

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
株 式 会 社 N T T ド コ モ	1 携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこれらの施設の保全に関する こと 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する こと
K D D I 株 式 会 社	1 電気通信事業の運営に関する こと 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する こと
エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ 株 式 会 社	1 国内・国際電話等の通信の確保に関する こと 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する こと
日 本 放 送 協 会	1 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む。）に関する こと 2 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関する こと 3 放送施設の保全に関する こと

第6 指定地方公共機関の役割

- 指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、知事が指定、告示する機関である。

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
京 王 電 鉄 株 式 会 社 (吉 祥 寺 駅)	1 鉄道施設等の安全保安に関する こと 2 震災時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力 に関する こと 3 施設利用者の救護及び避難誘導、駅の混乱防止に関する こと
西 武 鉄 道 株 式 会 社 (武 蔵 境 駅)	

第7 公共的団体の役割

- 公共的団体とは、およそ公共的活動をする全ての団体である。（第1から第6までに掲げた機関又は団体を除く。）

1 市防災会議委員が所属する機関・団体の役割

名 称	防 災 上 の 役 割 の 大 綱
一 般 社 団 法 人 武 蔵 野 市 医 師 会	1 医療及び助産活動に関する こと 2 防疫の協力に関する こと
公益社団法人東京都武蔵野市 歯 科 医 師 会	1 歯科医療活動に関する こと
一 般 社 団 法 人 武 蔵 野 市 薬 剤 師 会	1 医薬品の調達、調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する こと
武 蔵 野 市 赤 十 字 奉 仕 団	1 被災者への支援、義援物資の配分等の協力に関する こと

第1章 市等の基本的責務と役割
第2節 市・都及び防災機関の役割

武蔵野商工会議所	1 災害時における物資、資材の調達の協力に関する事 2 災害時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する事 3 商店街の復旧対策指導に関する事 4 工場施設等の復旧対策指導に関する事
株式会社エフエムむさしの	1 緊急放送に関する事
株式会社ジェイコム東京 (武蔵野・三鷹局)	2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事 3 放送施設の保全に関する事

2 地域団体等の役割

- 地域団体等とは、様々な目的のため市内で活動する事業者、団体及び組織等であり、災害時に自発的又は市からの要請により、応急・復旧業務を実施又は応援する団体等である。

名 称	活 動 の 大 綱
武蔵野市民防災協会	1 市民に対する防災意識の普及啓発及び防災知識・技術の普及に関する事 2 地域の防災点検(防災タウンウォッチング)及び防災器具等の点検・調査の実施 3 避難所運営組織及び自主防災組織の設立及び活動への協力に関する事 4 避難者の誘導及び救助・救出の協力に関する事 5 地域の公園等に設置されている防災用トイレやかまどの組み立て等に関する事 6 一時集合場所・避難所の開設及び運営への協力に関する事 7 被災状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関する事 8 防災推進員への啓発及び活動のとりまとめに関する事
武蔵野文化生涯学習振興事業団 武蔵野健康づくり事業団 武蔵野市給食・食育振興財団 武蔵野市シルバー人材センター 武蔵野市開発公社	1 災害時における応急対策及び復旧活動の協力に関する事
武蔵野市子ども協会	1 災害時における応急対策及び復旧活動の協力に関する事 2 災害時要援護者(乳幼児等)への支援に関する事
吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会	1 吉祥寺駅周辺の混乱防止に関する事 2 吉祥寺駅周辺の帰宅困難者及び滞留者の誘導及び一時滞在に関する事 3 吉祥寺駅周辺の帰宅困難者及び滞留者への情報及び物資等の提供に関する事 4 吉祥寺駅周辺の帰宅困難者及び滞留者の帰宅支援に関する事
コミュニティ協議会	1 災害時地域支え合いステーションに関する事
武蔵野市民生児童委員協議会	1 地域の実情を把握し、情報の収集・提供への協力に関する事

第1章 市等の基本的責務と役割
第2節 市・都及び防災機関の役割

小中学校校長会・副校長会 小中学校PTA連絡協議会 武蔵野市青少年問題協議会 地区委員会	1 防災啓発活動に関すること 2 避難所及び一時集合場所との応援協力に関すること 3 防災活動拠点に関すること
武蔵野防火防災協会 武蔵野交通安全協会 武蔵野防犯協会 市民安全パトロール隊	1 防災啓発活動に関すること 2 応急対策及び復旧活動の応援協力に関すること
武蔵野市商店会連合会	1 買物客等に対する避難誘導等防災対策に関すること 2 緊急連絡網づくりに関すること
東京都建築士事務所協会 北部支部	1 被災建築物応急危険度判定の協力に関すること
関東バス株式会社 武蔵野営業所 小田急バス株式会社 吉祥寺営業所	1 バスによる輸送の確保に関すること
地域福祉活動推進協議会 (地域社協)	1 災害時要援護者対策事業に関すること
福祉関係事業者	1 災害時要援護者の生活支援に関すること
体育、文化社会教育等 関係団体	1 応急対策及び復旧活動の協力に関すること
地域福祉活動推進協議会【再掲】 (地域社協) 武蔵野市シルバー人材センター【再掲】 防災推進員【再掲】 市民安全パトロール会【再掲】	1 避難行動の支援に関すること
市民社会福祉協議会	1 武蔵野市災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること 2 被災者支援等に関すること

第1章 市等の基本的責務と役割
第2節 市・都及び防災機関の役割

第8 自主防災組織・避難所運営組織の役割

名 称	活 動 の 大 綱
自 主 防 災 組 織	1 地域住民への災害に関する情報伝達、広報公聴活動に関すること 2 出火防止及び初期消火に関すること 3 避難者の誘導及び救助・救出の協力に関すること 4 被災者に対する炊き出し、救護物資の配分及び避難所内の生活支援等の協力に関すること 5 被災状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること
避 難 所 運 営 組 織	1 地域住民への災害に関する情報伝達、広報公聴活動に関すること 2 避難者の誘導及び救助・救出の協力に関すること 3 一時集合場所・避難所の開設及び運営に関すること 4 被災者に対する炊き出し、救護物資の配分及び避難所内の生活支援等に関すること 5 被災状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること 6 一時集合場所・避難所における訓練等の実施に関すること

第2部 責務と体制

第2章 初動態勢・応急対応体制

- 災害が発生した場合は、各防災関係機関はあらかじめ定めてある所掌事務又は業務に従って行動する。
- 大規模な災害が発生した場合、市は災害対策本部を設置するとともに、防災関係機関と連携し、迅速な初動態勢により応急活動を開始する。
- 特に被害が広範囲に及び、市のみでの対応が困難な場合は、国、都、被災していない他市区町村及び民間等の協力を得て災害対策を実施する。

【 実 施 担 当 】

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 武蔵野市災害対策本部の組織・運営	市長 関係各部 本部管理部 本部管理班	都
第2節 初動及び職員の活動態勢	市長 関係各部	
第3節 防災会議の招集	市長 本部管理部 本部管理班	
第4節 防災関係機関の活動態勢	関係各部	関係機関

第1節 武蔵野市災害対策本部の組織・運営

第1 本部の設置及び廃止

- 市長は、災害時においては、法令、東京都地域防災計画及び本計画の定めるところにより、都・隣接自治体及び防災関係機関並びに市民等の協力を得て、応急対策を実施する責務を有する。
- 市長は、市の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、武蔵野市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する（地震の場合は、原則震度5弱以上を本部設置の目安とする）。
- 本部の組織及び運営は、災害対策基本法、武蔵野市災害対策本部条例、同条例施行規則及び同運営要綱の定めるところによる。

1 本部設置の通知等

- (1) 本部管理部長（防災安全部長）は、本部が設置されたときは直ちに、次に掲げる者のうち必要と認めた者に本部の設置を通知する。

第2章 初動態勢・応急対応体制

第1節 武蔵野市災害対策本部の組織・運営

- ア 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- イ 災害対策本部員（以下「本部員」という。）
- ウ 東京都知事
- エ 隣接市区長
- オ 武蔵野警察署長
- カ 市内にある指定公共機関及び指定地方公共機関の長
- キ その他必要と認めた者

(2) 本部員は、本部設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底する。

2 本部の標示の掲出

- 本部が設置された場合は、武蔵野市防災安全センター又は適当な場所に「武蔵野市災害対策本部」の標示を掲出する。

3 本部の廃止

- 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、市の地域において災害が発生するおそれが消したと認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。
- 本部の廃止の通知等は、本部の設置の通知等に準じて処理する。

第2 本部の組織

1 組織

- (1) 本部は、本部長室、部及び班をもって構成する。
- (2) 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- (3) 部に部長、班に班長をおく。
- (4) 本部長室、部及び班に属すべき本部の職員は、市長が別に定める。
- (5) 本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部を置く。

第3 本部長等の職務

1 本部長（市長）

- 市本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

2 副本部長（副市長及び教育長）

- 本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。（代理順は第一副市長、第二副市長、教育長とする。）

3 本部員

- 本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

第4 本部長室の所掌事務

1 構成

○ 本部長室は、次の者をもって構成する。

(1) 本部長

・市長

(2) 副本部長

・副市長

・教育長

(3) 本部員

武蔵野市組織規則第4条に規定する部長、担当部長及び参事

・会計管理者

・水道部長

・教育部長

・選挙管理委員会事務局長

・監査委員事務局長

・議会事務局長

・総合政策部秘書広報課広報担当課長

・防災安全部安全対策課長

・防災安全部防災課長

・消防団長

・武蔵野消防署長

2 所掌事務

○ 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

(1) 非常配備態勢及び本部の廃止に関すること。

(2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

(3) 避難指示等に関すること。

(4) 都、他市区町村に対する応援の要請に関すること。

(5) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

(6) 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

第5 職務代行者

○ 職務代行者は、本部員が部に所属する課長級以上の職にあるもののうちから、あらかじめ指名し、災害発生時に本部員が参集するまでの間、本部の指示や計画に基づく応急対策等について職員を指揮するなど本部員の職務を代行する。

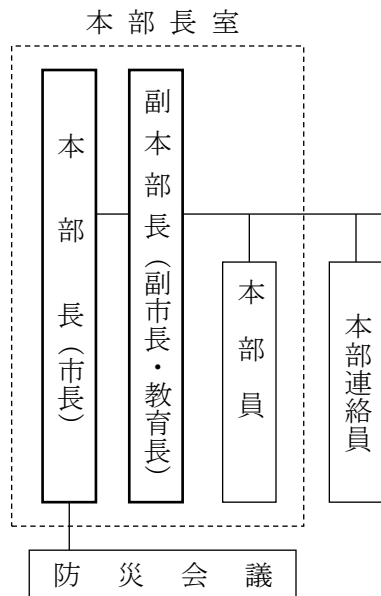
第6 本部連絡員

○ 本部長室と部の連絡及び部相互間の連絡調整を推進するため、各部ごとに本部連絡員を置く。

○ 本部連絡員は、原則として部に属する庶務担当課長とし、あらかじめ部長が指名する。

第2章 初動態勢・応急対応体制
第1節 武蔵野市災害対策本部の組織・運営

【図表2-2-1
災害対策本部組織図】



本部員

- 武蔵野市組織規則第4条に規定する部長、担当部長及び参事
- 会計管理者
- 水道部長
- 教育部長
- 選挙管理委員会事務局長
- 監査委員事務局長
- 議会事務局長
- 総合政策部秘書広報課広報担当課長
- 防災安全部安全対策課長
- 防災安全部防災課長
- 消防団長
- 武蔵野消防署長

本部管理部	庶務班(安全対策課) 本部管理班(防災課、安全対策課〔再掲〕、他派遣職員)
災対総合政策部	庶務班(企画調整課) 資産活用班(資産活用課) 秘書広報班(秘書広報課)
災対総務部	庶務班(総務課、自治法務課、選挙管理委員会事務局) 受援応援班(人事課、総務課〔再掲〕、自治法務課〔再掲〕、選挙管理委員会事務局〔再掲〕) 情報政策班(情報政策課)
災対財務部	庶務班(財政課) 管財施設班(管財課、施設課) 被害調査班(市民税課、資産税課、納税課) 出納班(会計課)
災対市民部	庶務班(産業振興課) 物資管理搬送班(産業振興課〔再掲〕、多文化共生・交流課、(公財)武蔵野文化生涯学習事業団<総合体育館>、(公財)国際交流協会) 帰宅困難者対策班(市民課、市政センター) 被災者対応班(市民課、市政センター〔再掲〕) コールセンター班(市民活動推進課) 支え合いステーション班(市民活動推進課〔再掲〕) 災害ボランティアセンター班((公財)文化生涯学習事業団)
災対環境部	庶務班(環境政策課) 物資管理搬送班(産業振興課、環境政策課〔再掲〕、むさしのエコレポート) 防疫・動物班(環境政策課〔再掲〕) 災害廃棄物処理班(ごみ総合対策課) 下水道管理班(下水道課) 公園班(緑のまち推進課)
災対健康福祉部	庶務班(地域支援課、保険年金課) 義援金等対応班(地域支援課〔再掲〕、武蔵野市民社会福祉協議会、保険年金課〔再掲〕) 災害ボランティアセンター班(地域支援課〔再掲〕、武蔵野市民社会福祉協議会〔再掲〕) 避難行動要支援者対策班(高齢者支援課、障害者福祉課、生活福祉課、地域支援課〔再掲〕、住協武蔵野、財協武蔵野、武蔵野市民社会福祉協議会〔再掲〕、(公財)シルバー人材センター) 医療班(健康課、(公財)健康づくり事業団)
災対子ども家庭部	庶務班(子ども子育て支援課) 避難所班(子ども育成課、子ども子育て支援課〔再掲〕、児童青少年課、(公財)子ども協会)
災対都市整備部	庶務班(まちづくり推進課) 道路管理班(道路管理課) 交通対策班(交通企画課) 帰宅困難者対策班(吉祥寺まちづくり事務所、(一財)開発公社) 建物調査班(建築指導課、住宅対策課、用地課、土地開発公社、吉祥寺まちづくり事務所〔再掲〕)
災対水道部	庶務班(水道部総務課) 復旧班(水道部工務課)
災対教育部	庶務班(教育企画課) 避難所班(指導課、教育支援課、図書館、(公財)武蔵野文化生涯学習事業団、<武蔵野プレイス>、(財)給食・食育振興財団) 遺体収容班(生涯学習スポーツ課、生涯学習スポーツ課(市民文化会館)) 帰宅困難者対策班(生涯学習スポーツ課スポーツ課(武蔵野ふるさと歴史館)、(公財)生涯学習振興事業団(武蔵野プレイス))
災対監査委員事務	物資管理搬送班(監査委員事務局)
災対議会事務局	議会班(議会事務局)

第7 現地災害対策本部の分掌事務等

- 必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

名 称	分 掌 事 務 等
現 地 災 害 対 策 本 部	1 構成員 (1) 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長または本部員とする (2) 同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする (3) 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする (4) 現地災害対策本部員は、防災関係機関の長が指名する職員とする 2 分掌事務 (1) 被害及び復旧状況の情報分析に関すること (2) 東京都及び関係機関との連絡調整に関すること (3) 現場部隊の役割分担及び調整に関すること (4) 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること (5) 本部長の指示による応急対策の推進に関すること (6) 各種相談業務の実施に関すること (7) その他緊急を要する応急対策の実施に関すること 3 設置場所 災害現場等

第8 本部の運営

1 本部長室の運営

(1) 本部長室の開設

- 本部管理部長は、本部が設置されたとき、原則として防災安全センター（市庁舎西棟5階）に直ちに本部長室を開設する。
- 本部管理部長は、本部長室の機能を確保するため、防災行政無線、衛星携帯電話、災害時優先電話設備の保全等に必要な措置を行う。
- 本部長室開設後は、本部管理部長が運営を統括し、本部を構成する部及び防災関係機関の総合調整を行う。

(2) 災害対策本部会議

- 本部長は、所掌事務について審議する必要があると認めるときは、本部員を招集し、災害対策本部会議を開催する。
- 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 本部員は、災害対策本部会議に付議すべき事項があるときは、速やかに付議しなければならない。

(3) 本部連絡員調整会議

- 本部管理部長は、部相互間の連絡調整を図る必要があると認めたとき、もしくは、本部員又は本部連絡員から要請があったときは、本部連絡員調整会議を招集する。

(4) 対策調整会議

- 本部管理部長は、災害対策活動の実施について総合調整を図る必要があると認めたときは、関係する部その他防災関係機関を構成員とする対策調整会議を開催する。

(5) 庶務

- 本部長室の庶務は、本部管理部本部管理班が行う。

2 都の現地災害対策本部との連携

- 都の現地対策本部が設置された場合、本部は現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図るものとする。

3 本部と報道機関との連絡

- 本部の報道機関に対する発表は、災対総合政策部秘書広報班が記者クラブまたは、臨時記者クラブにおいて行う。

4 本部の通信

- 本部の通信の運用管理は、本部管理部長が統括し、本部管理部本部管理班長が補佐する。
- 本部員は、本部が設置されたときは、直ちに通信連絡態勢の確保を図る。
- その他本部の通信の運用管理については、震災編 第3部 第5章 【応急対策】 第1節 第1「情報連絡体制」に定めるところによる。

5 本部長への措置状況等の報告

- 本部員及び部長は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。
 - (1) 調査・把握した被害状況等
 - (2) 実施した応急措置の概要
 - (3) 今後実施しようとする応急措置の内容
 - (4) 本部長から特に指示された事項
 - (5) その他必要と認められる事項

第9 本部の運営を確保する施設

1 防災安全センター

- 防災安全センターは、武蔵野市における災害等の情報収集や情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う拠点施設である。
- 防災安全センターは次の機能を有する。
 - (1) 情報収集、蓄積、分析、伝達機能

- (2) 審議、決定、調整機能
(3) 指揮、命令、連絡機能
○防災安全センターの各室の機能

階層	名 称	役 割
5 階	対策本部室	・防災会議や災害対策本部会議等を開催する。 ・集積した被害情報を検証し、迅速かつ的確な災害対策を判断し、意思決定を図る。
	防災情報室	・非常時には、防災行政無線や衛星携帯電話などの様々な通信ツールを活用して情報の収集・整理・提供を行う。 ・災害に関わるすべての情報を収集し、一元的に集約された情報を分析し、対策本部室での意思決定を支援する。 ・迅速な対応が必要となる情報拠点であるため、防災安全部事務室と連続した配置とする。
	機関連絡室	・災害時に関係機関の連絡員が待機し、災害対策本部と各機関との間で情報連絡を行う。 ・関係機関相互の情報交換を行う。
	消防団本部室	・緊急時に武蔵野市消防団員が参集し、消防団活動の全指揮をとる。
4 階	各会議室	・災害対策活動が長期化する場合を想定し、職員が交代で仮眠する。 ・通常は会議室として使用する。
	緊急放送室	・「災害時における緊急放送に関する協定」に基づき、むさしのFMが緊急放送を行う。
	活動準備室	・災害対策に必要な防災装備品等を保管する。
	災害従事職員用備蓄室	・災害対策活動が長期化する場合を想定し、食料や寝袋等を備蓄する。

第10 災害対策本部の設置に至らない措置

- 市長は、市の地域において、本部を設置するに至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その対策に緊急を要すると認めたときは、応急対策本部を設置し、応急対策態勢を確保を命ずる。

1 応急対策本部の設置及び応急活動態勢の創設

(1) 第1次応急対策本部

- 市内各所で被害が発生するおそれがあり、若しくはすでに局所被害が発生し、又はその他の状況により、防災安全部を担任する副市長が必要と認めたときに設置する。
○ 市関係施設の点検及び管理を行うことができる態勢で、かつ、市内各所についての局所被害に対処することができる態勢とする。

(2) 第2次応急対策本部

- 第1次応急対策本部では対応することができない被害が発生し、若しくはその他の状況により、防災安全部を担任する副市長が必要と認めたとき又は東海地震注意情報に接した場合に設置する。
- 市関係施設の点検及び管理を行うことができる態勢で、かつ、市の地域についての災害に対処することができる態勢とする。

(資料第21(応急対策本部の編成))

第2節 初動及び職員の活動態勢

第1 市職員の初動期における応急対策活動(態勢・参集)

1 市職員の初動期における応急対策活動

- 市職員とは、常勤一般職、再任用職員及び会計年度任用職員(パートナー職)を指す。以下、市職員という。
- 武蔵野市の区域内で原則震度5弱以上の災害発災直後から2～3日程度(初動期)は、危機管理体制、情報通信、道路ネットワークの全ての対策のベースとなる活動及び救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフラインなど人命・人身に係る応急対策活動に重点を置くため、全職員体制で対応する。
- 【参集】武蔵野市の区域内で震度5弱以上の地震発生を確認したとき、もしくは災害発生時において市長から出動命令が発せられた時は、勤務時間内外を問わず市職員は速やかに指定された場所に参集し、災害対応に従事する。なお、会計年度任用職員については、緊急参集手当がなく、夜間や休日発災時の緊急参集に課題があったことから、手当を創設していく。
- 応急対策活動は次の態勢からなる。
- 【緊急初動態勢】市初動本部として、災害に関する情報の収集や関係機関との連絡、混乱防止などの活動を実施する態勢を指す。
- 【非常配備態勢】市災害対策本部として、災害の初動、応急・復旧対策を全市職員の総力をもってあたる態勢を指す。
- 【緊急初動態勢】及び【非常配備態勢】は、武蔵野市の区域内で震度5弱以上の地震発生を確認したとき、もしくは災害発生時において市長から出動命令が発せられた時は、初動要員を対象に「緊急初動態勢」を発動する。初動要員を除く市職員は「非常配備態勢」の発動を前提として活動を行う。
- 活動拠点となる市施設については、防災行政無線、防災情報システムなど応急対策活動の実施に必要な資器材を活用する。
- 非常配備態勢の初動期の活動を充分に行うためには、技能資格(トラックの運転、チェーンソーやクレーンの操作等)を持った市職員が必要となることが想定される。職場への配置や資格取得促進の是非を研究していく。
- 応急対策活動態勢、職員参集の基準の詳細は次のとおりとする。

第2 市職員の参集

1 市職員の参集

- 市職員は、次の場合速やかに指定された場所に参集するものとする。
 - (1) 武蔵野市の区域内で、以下の震度の地震発生を確認したとき。
 - (2) 災害発生時において、市長から出動命令が発せられたとき。

震度	態勢名	参集職員	参集場所
おおむね4以上 または、震度によらず帰宅 困難者の発生が予測され 防災安全部長から指示が あった場合	情報収集連絡 態勢	防災安全部職員	防災センター
5弱以上	緊急初動態勢	初動本部要員	・防災センター ・各駅3箇所
		初動支部要員	各避難所20箇所 ※災対避難所班に引き継 いだのち災対各部へ配置
	非常配備態勢	上記外の市職員	勤務場所等（各部であら かじめ決められた場所）
震度によらず、防災安全部 を担任する副市長が必要と 認めたとき又は東海地震注 意情報に接した場合に設置	応急対策態勢	応急対策本部職 員	勤務場所

- 勤務時間内外において、武蔵野市の区域内で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合は、初動要員（初動本部要員、初動支部要員）はあらかじめ決められた場所に向かう。初動要員以外の市職員は、勤務場所等の災対各部で決められた場所に向かう。
- 初動要員の組織図は 本節 第4「市職員の緊急初動態勢」を参照。
- 職員の非常配備態勢は本節 第5「市職員の非常配備態勢」を参照。

2 参集時の留意事項

(1) 参集者の服装及び携行品

- 災害応急活動に適した服装（災害対策服など）とし、タオル、飲料水、食料及び携帯ラジオ、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携行する。

(2) 被害状況の報告

- 市職員は、参集途上に知り得た状況又は災害情報を参集場所の指揮者に報告し、指揮者は口頭及び防災情報システムにおいて災害対策本部に報告すること。なお人命にかかわるものについては速やかに市初動本部に報告を行うこと。

(3) その他

- 市職員は、あらかじめ定められた地震災害時における配置体制及び自己の任務を十分習熟しておかねばならない。
- 職員は、災害応急対策を遂行するため、徒歩あるいは自転車等あらゆる手段を講じて出動する。
- 被災により、鉄道の不通や道路交通の利用不能等、あらゆる手段によっても定められた配置部署につくのが不可能な場合は、安否確認情報システム等の通信連絡により所属長又は本部の指示を受けなければならない。

3 市職員の服務

- 災害対策本部が設置された場合は、全市職員は本部（非常配備態勢）に移行し、次の事項を遵守して、総力をもって災害対策を実施しなければならない。
- (1) 常に災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること。
 - (2) 不急の行事、会議、又は出張を中止すること。
 - (3) 勤務時間中の地震発生時においては、勤務時間終了後も職員は帰宅せず、「職場待機」を原則とすること。ただし、乳幼児及び重度の介護が必要な同居家族がいる場合は、災害応急対策上支障がない範囲で所属する災害対策本部の各部長の判断により帰宅を認めるものとする。
 - (4) 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとるよう努めること。
 - (5) 武蔵野市の区域内で地震（震度5弱以上）等による災害が発生したときは、万難を排し参集すること。
 - (7) 武蔵野市安否確認システムにより連絡を受けた場合は、迅速に安否情報及び参集可否情報等を応答すること。
 - (8) 参集途中や非常配備態勢のなかで人命にかかわる情報があった場合には速やかに上司に報告し、市初動本部に報告おこなうこと。報告後速やかに防災情報システムに情報を入力すること。
 - (9) 市内において救出救助案件が多数発生し、警察署、消防署、消防団では人員が不足する場合には、速やかに救出救助を行うこと。

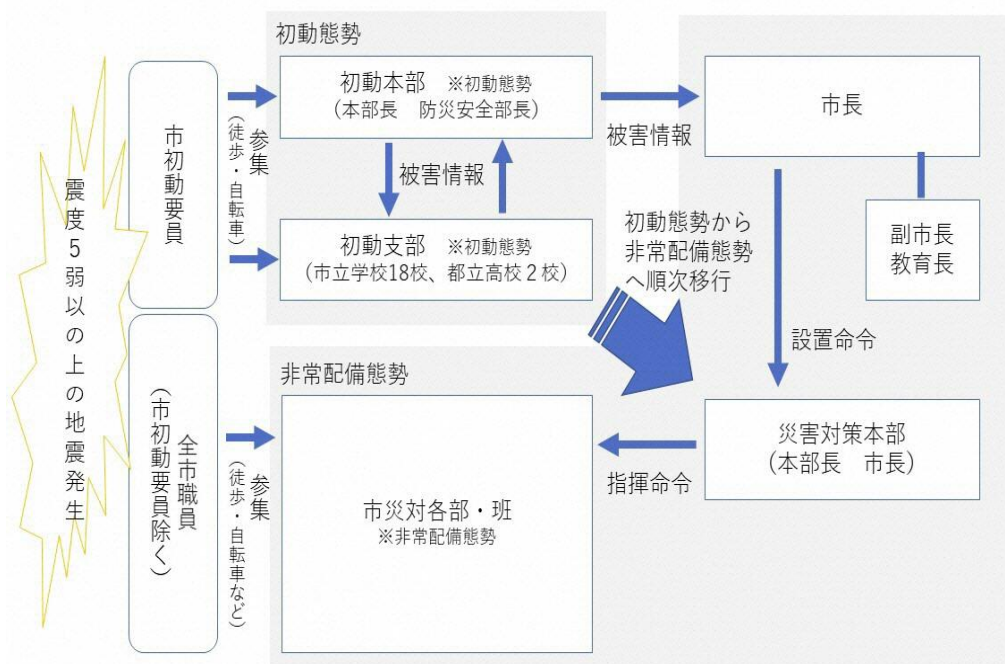
第3 各種態勢

1 態勢一覧

本部など	態勢名	要件	活動内容等
防災安全部を中心に実施	情報収集連絡態勢（防災安全部職員）	- 武蔵野市の区域内で、地震による帰宅困難者の発生及び停電等が発生したとき、又はこれらの発生が予測される場合。 - 災害発生時において、防災安全部長から出動命令が発せられたとき。	災害に関する情報の収集、関係機関との連絡及び職員招集の準備を主とした態勢とする。
初動本部	緊急初動態勢（初動要員）	- 武蔵野市の区域内で、「震度5弱以上」の地震発生を確認したとき。 - 災害発生時において、防災安全部長（初動本部長）から出動命令が発せられたとき。	- 平日昼間においては、災害対策本部が設置されるまでの間、休日夜間においては災害対策本部が設置された後において初動本部長が必要と認める間（以下「初動期」という。）、災害応急対策を円滑に遂行するため、「緊急初動態勢」を確保する。 - 初動期が経過したときは、緊急初動態勢の業務を本部に引継ぐ。

災害対策本部	非常配備態勢 (全職員)	- 被害その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。 - 原則震度5弱以上の地震に適用する。	総力をもって災害対策を実施する。
応急対策本部	応急対策態勢	市内各所で被害が発生するおそれがあり、若しくはすでに被害が発生し、又はその他の状況により、防災安全部を担任する副市長が必要と認めたとき又は東海地震注意情報に接した場合に設置する。	市関係施設の点検及び管理を行うことができる態勢で、かつ、市の地域についての災害に対処することができる態勢とする。

2 態勢フロー図



第4 市職員の緊急初動態勢

1 緊急初動態勢

- 武蔵野市の区域内で地震（震度5弱以上）等による災害が発生したときは、本部が設置されるまでの間又は本部が設置された後において本部長が必要と認める間（以下「初動期」という。）、災害応急対策を円滑に遂行するため、「緊急初動態勢」を確保する。
- 勤務時間内外において、武蔵野市の区域内で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合も同様に、初動要員はあらかじめ決められた場所に向かう。

2 緊急初動態勢の組織及と業務

- 初動本部長及び初動要員をもって組織し、初動本部及び初動支部の業務、態勢は、次のとおりとする。

第2章 初動態勢・応急対応体制

第2節 初動及び職員の活動態勢

- 勤務時間内外において、武蔵野市の区域内で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合、初動要員はあらかじめ決められた場所に向かう。
- 初動支部要員の任命については、非常配備態勢と整合性をはかることとする。特に発災直後から応急・復旧に至るまですべての対策のベースとなる活動及び発災直後から72時間以内において特に重要な活動に従事する職員は非常配備態勢を優先する。
- 非常配備態勢を優先し、初動支部要員から除外する部署は以下の通りとする。

・発災直後から応急・復旧に至るまで全ての対策のベースとなる活動

活動内容	担当部署等	初動支部要員の 対象外となる職員	※初動本部要員
危機管理体制	・防災安全部他 初動本部要員 (関係団体：消防署、消防団、警察署) ・建築指導課	・管財課管財係長1名【新規】 ・建築指導課係長1名	・全防災安全部職員 ・職員2名 ・総務課1名 ・管財課1名 ・人事課1名
情報通信	・情報管理課	・情報政策課係長1名	・情報政策課1名
道路ネットワーク	・交通企画課 (関係団体：警察署) ・道路管理課	・交通企画課道路整備係長1名【新規】 ・交通企画課道路整備係5名【新規】 ・道路管理課道路管理係長1名【新規】 ・道路管理課管理係11名【新規】	

・発災直後から72時間以内において特に重要な活動

活動内容	対象部署等	初動支部要員の 対象外となる職員	※初動本部要員
救出救助	・救出救助担当 ※初動本部内に新設		・職員4名【新規】
	・高齢者支援課、障害者福祉課、生活福祉課、地域支援課		・地域支援課、高齢者支援課、障害者福祉課係員4名
消火	・防災安全部 (関係団体：消防署、消防団)		・全防災安全部職員
医療救護	・健康課	・全健康課職員【新規】	
避難(所)	・子ども家庭部、教育部、施設課	・全保育園職員 ※ただし災害対策用職員住宅に入居している職員については、この限りではない。	・教育企画課1名 ・施設課1名
	・初動広域避難場所担当※初動本部内に新設		・職員2名【新規】
物流・備蓄	・防災安全部※物資管理・搬送班に引継ぎ		・全防災安全部職員17名
帰宅困難者対策	・市民課		・市民課1名 ・職員14名
ライフライン	・下水道課 ・水道部	・下水道課施設管理係長1名 ・下水道課施設管理係5名【新規】 ・全水道部職員15名	

【初動態勢】

組織名	設置場所	要員	業務内容
初動本部	防災安全センター	・防災安全部長 ・防災安全部に属する職員 16 名 ・その他職員 35 名 ※内 14 名は帰宅困難者対策(吉祥寺駅職員 6 名、三鷹駅職員 4 名、武蔵境駅職員 4 名) <u>計 51 名</u>	1 緊急初動態勢の庶務に関する事。 2 災害対策本部設置の準備に関する事。 3 東京都及び防災機関との連絡に関する事。 4 災害発生時における情報整理及び情報提供活動に関する事。 5 救出救助に関する事。 6 初動支部との連絡に関する事。 7 初動支部への指揮に関する事。 8 避難行動支援体制の連絡に関する事。 9 災害発生時における市内各駅周辺及び一時滞在施設の開設状況等に関する情報収集及び連絡活動その他市内各駅周辺の混乱を防止するために必要な活動に関する事。 10 広域避難場所の連絡に関する事 11 その他災害応急対策に必要な事。
初動支部	小学校 12 校 中学校 6 校 都立高校 2 校	・各支部職員 7 名 <u>計 140 名</u>	1 一時集合場所・避難所の開設及び維持のための活動に関する事。 2 情報収集及び連絡活動に関する事。 3 その他市民の安全確保を図るために必要な活動に関する事。

【初動本部の担当業務等】

役割	業務
総括(防災安全部長) 防災安全部に属する職員 16 名	・東京都及び防災機関との連絡に関する事。 ・初動支部の指揮に関する事。 ・災害対策本部設置の準備に関する事。 ・その他災害応急対策に必要な事。
総務担当(総務課 1 名)	・緊急初動態勢の庶務に関する事。
人事担当(人事課 1 名)	・職員の参集状況の把握に関する事。
情報システム担当(情報政策課 1 名)	・住民情報系システム及び内部統合情報システム等の状況確認に関する事。
庁舎管理担当(管財課 1 名)	・庁舎管理に関する事。
施設担当(施設課建築職 1 名)	・公共施設の状況確認に関する事。
情報提供担当(職員 4 名)	・災害に関する情報整理、情報提供活動
救出救助担当(職員 4 名) 【新設】	・市内の被害状況や救出救助状況の確認に関する事。 ・場合により救出救助を行う事。
避難所担当(教育企画課 1 名)	・避難所開設に関する事。 ・初動支部との連絡に関する事。
帰宅困難者担当(市民課 1 名)	・帰宅困難者対策に関する事。 ・一時滞在施設の開設に関する事。 ・初動支部との連絡に関する事。
帰宅困難者対策担当 吉祥寺駅支部(職員 6 名) 三鷹駅支部(職員 4 名)	駅周辺及び一時滞在施設開設状況等に関する情報収集及び連絡活動その他駅周辺の混乱を防止する活動 ※参集場所 ・吉祥寺駅支部…吉祥寺駅前北口広場

第2章 初動態勢・応急対応体制

第2節 初動及び職員の活動態勢

武蔵境駅支部（職員4名）	・三鷹駅支部…武蔵野芸能劇場 ・武蔵境駅支部…武蔵野市民会館
避難行動支援体制総括（地域支援課、高齢者支援課、障害者福祉課いずれかより1名）	・避難行動支援体制の総括に関する事（避難行動要支援者の安否情報の整理に関する事等）。
避難行動要支援者安否確認担当（地域支援課、高齢者支援課、障害者福祉課事務職各1名）	・避難行動要支援者の安否情報を各避難所から収集
初動広域避難所担当（職員2名）【新設】	・広域避難場所の運営のための活動に関する事。

3 初動本部（緊急初動態勢）の災害対策本部（非常配備態勢）への引継ぎ

- 初動期の間に速やかに、初動本部（緊急初動態勢）の業務を災害対策本部（非常配備態勢）に引継ぐ。

4 初動要員の任務の解除

- 初動本部要員：災害対策本部に業務を引き継いだとき。
- 初動支部要員：一時集合場所・避難所の運営を災対教育部及び子ども家庭部避難所班に引き継いだとき。

5 初動本部（緊急初動態勢）の災害対策本部（非常配備態勢）への引継ぎ

- 初動期の間に速やかに、初動本部（緊急初動態勢）の業務を災害対策本部（非常配備態勢）に引継ぐ。

第5 市職員の非常配備態勢

1 非常配備態勢

- 発令要件
被害その他の状況により、本部長が必要と認めたとき
※原則震度5弱以上の地震で発令されるため、市職員は震度5弱以上の地震が発生した際には、「非常配備態勢」の発令を前提とした活動を行う。
- 適用する災害
武蔵野市の区域内で原則震度5弱以上の地震のほか、本地域防災計画で定める災害

2 職員の配置

- (1) 災害対策本部員は、あらかじめ非常配備態勢時の各部の編成により、配備態勢の種別に応じた市職員の配置を、所属職員に周知徹底させるとともに、職員の非常時における参集の方法を定めておかなければならない。
- (2) 災害対策本部員は、非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応ずる次の措置をとらなければならない。
 - ア 参集状況に応じて、職員を指定の部署に配置すること。
 - イ 報告及び連絡の方法並びに職員の交替方法を周知徹底させる。

(3) 災害対策本部員は、職員の配置を完了したとき又は配置を変更したときは、所定の様式(災害対策本部職員配置表)により、本部長に報告しなければならない。

3 財政援助出資団体等の職員の位置付け

○非常配備態勢による所掌事務を行うためには、市財政援助出資団体職員の役割も重要であることから、主に施設管理を中心とした同職員の役割について整理し、協定の締結をするなど、実行性を確保していく。

4 非常配備態勢の組織と役割

初動活動期	災害発生直後から2～3日程度
応急活動期	災害発生後2～3日後から1～2週間程度
復旧活動期	災害発生後1～2週間後から1ヶ月程度

※「初動・応急・復旧」欄の網掛け部分が各所掌事務の活動時期を示す。

※初動活動期の手順は、第3部各章の応急対策等を示す。

部(部長)	班(班長)	所掌事務	初動	応急	復旧
本部管理部 (防災安全部長)	庶務班 (安全対策課長) 安全対策課	部内の庶務に関すること			
		部内各班の人員の調整及び受援に関すること			
		部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に関すること			
		部内の所掌事務に係る災害協力協定締結機関との連絡調整に関すること			
		所管事項に係る災害復興対策に関すること			
	本部管理班 (防災課長) 防災課 安全対策課【再掲】 他 派遣職員	災害対策本部の運営の総合調整に関すること			
		本部長室の庶務に関すること			
		災害情報の収集、提供及び報告の受理に関すること			
		東京都、防災関係機関等との連絡調整に関すること			
		防災情報システムの維持管理に関すること			
		自衛隊及び応援部隊の対応に関すること			
		他の市区町村との連絡調整及び相互協力に関すること			
		災害情報の集約及び通信連絡の統括に関すること			
		震度観測並びに気象情報の収受及び伝達に関すること			
		防災行政無線の統制及び活用に関すること			
		避難指示に関する事務に関すること			
		他の部との連絡調整に関すること			
		防災会議の庶務に関すること			
		その他災害対策の総合調整に関すること			
		避難所の開設期間の延長及び閉鎖並びに統廃合に関すること			
		用地の調整に関すること			
災対総合政策部 (総合政策部長)	庶務班 (企画調整課長) 企画調整課	部内の庶務に関すること			
		部内各班の人員の調整及び受援に関すること			
		部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に関すること			
		部内の所掌事務に係る災害協力協定締結機関との連絡調整に関すること			
		所管事項に係る災害復興対策に関すること			
		本部管理部に係る応援に関すること			
		災害対策本部の活動記録の作成に関すること			
		災害復旧及び災害復興の状況の把握に関すること			
		災害復興本部に関すること			

第2章 初動態勢・応急対応体制
第2節 初動及び職員の活動態勢

部(部長)	班(班長)	所掌事務	初動	応急	復旧
		災害復興に係る総合調整に関すること			
	資産活用班 (資産活用課長) 資産活用課	普通財産の管理及び利用に関すること			
	秘書広報班 (秘書広報課長) 秘書広報課	本部長及び副本部長の秘書業務に関すること			
		広報活動に関すること			
		報道機関への情報提供及び報道機関との連絡調整に関すること			
		報道機関への放送の要請に関すること			
		避難指示等の伝達に関すること			
		災害の撮影及び記録に関すること			
		渉外及び災害視察者、見舞者等への対応に関すること			
災対総務部 (総務部長)	庶務班 (総務課長) 総務課 自治法務課 選挙管理委員会事務局	部内の庶務に関すること			
		部内各班の人員の調整及び受援に関すること			
		部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に関すること			
		部内の所掌事務に係る災害協力協定締結機関との連絡調整に関すること			
		所管事項に係る災害復興対策に関すること			
		他の部の所掌に属しない事項に関すること			
		災害救助法(昭和22年法律第118号)その他の法規の適用に関する事務に関すること			
		B C Pの発動・解除に関すること			
	受援応援班 (人事課長) 人事課 総務課【再掲】 自治法務課【再掲】 選挙管理委員会事務局【再掲】	他班の応援に関すること			
		非常配備態勢全体の人員の調整に関すること			
		職員の安否の確認に関すること			
		災害対策従事職員等の服務、健康管理及び給与又は賃金に関すること			
		災害派遣職員の受援に関すること			
	情報政策班 (情報政策課長) 情報政策課	住民情報系システム及び内部統合情報システム等に関すること			
		I C T－B C Pの発動・実施・解除に関すること			
災対財務部 (財務部長)	庶務班 (財政課長) 財政課	部内の庶務に関すること			
		部内各班の人員の調整及び受援に関すること			
		部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に関すること			
		部内の所掌事務に係る災害協力協定締結機関との連絡調整に関すること			
		所管事項に係る災害復興対策に関すること			
		災害救助法適用に係る財務処理に関すること			
		災害対策に係る予算その他財務に関すること			
		徴収金(市税を除く。)の減免又は徴収猶予に関すること			
		災害復興のための財政措置に関すること			
	管財施設班 (管財課長) 管財課 施設課	避難所開設のための応急危険度判定員との連絡に関すること			
		市の施設(避難所含む)の安全点検及び応急修繕に関すること			
		庁舎及び車両の維持管理に関すること			
		災害対応職員の寝食に関すること			
		物品の調達及び契約事務に関すること			
		車両、その他輸送手段及び燃料の調達に関すること			

第2章 初動態勢・応急対応体制
第2節 初動及び職員の活動態勢

部(部長)	班(班長)	所掌事務	初動	応急	復旧
	被害調査班	市内の被害情報(市施設を除く)の収集及び連絡に関する事			
	(市民税課長)	家屋及び住家の被害認定調査に関する事			
	市民税課	全壊全焼、半壊半焼等区分別棟数の把握に関する事			
	資産税課	被災台帳の作成に関する事			
	納税課	租税の徴収猶予及び減免措置等に関する事			
	出納班	災害対策に関する現金及び物品の出納及び保管に関する事			
	(会計課長)	義援金品の集約及び記録に関する事			
	会計課	災害見舞金の支払に関する事			
災対市民部 (市民部長)	庶務班	部内の庶務に関する事			
	(産業振興課長)	部内各班の人員の調整及び受援に関する事			
		部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に関する事			
		部内の所掌事務に係る災害協力協定締結機関との連絡調整に関する事			
		所管事項に係る災害復興対策に関する事			
	物資管理搬送班	食料、生活必需品その他必要な物資の情報の収集に関する事			
	(産業振興課長)	救援物資の援助の要請に関する事			
	産業振興課【再掲】	緊急物資輸送拠点の開設及び運営に関する事			
	多文化共生・交流課	備蓄物資及び調達物資の管理に関する事			
		必要な資機材及び物資の調査に関する事			
	(公財)武蔵野文化生涯学習事業団く総合体育館>	救援物資の受入れ、仕分け及び配分に関する事			
		食料、生活必需品その他必要な物資の調達に関する事			
	(公財)国際交流協会	友好都市との連携に関する事			
		外国人への対応に関する事			
		商業、工業及び農業に関する被害の調査に関する事			
		消費生活に関する相談及び苦情の処理に関する事			
		商業、工業及び農業に関する融資等に関する事			
		備蓄物資及び調達物資の搬送に関する事			
	帰宅困難者対策班	帰宅困難者の情報収集及び連絡活動に関する事			
	(市民課長)	駅周辺混乱防止対策協議会との連携に関する事			
	市民課	一時滞在施設の被害状況確認及び開設に関する事			
	市政センター	民間事業者への一時滞在施設開設依頼に関する事			
		帰宅困難者用備蓄倉庫からの一時滞在施設への物資の供給に関する事			
		駅周辺の避難誘導と混乱防止に関する事			
	被災者対応班	避難所、遺体収容所等における安否の確認及び安否情報の処理に関する事			
	(市民課長)	被災者台帳の整備に関する事			
	市民課【再掲】	罹災証明書の交付に関する事			
	市政センター【再掲】	行方不明者等に関する相談窓口の開設及び運営に関する事			
		死亡届の受理、埋葬及び火葬の許可並びに火葬に関する事			
		住民基本台帳及び戸籍に関する受付及び証明書等の交付に関する事			
		被災住宅における居住者数及び世帯数の把握に関する事			
		身元不明の遺骨等の引継ぎに関する事			
	コールセンター班	災害時特設コールセンターの設置・運用に関する事			
	(市民活動推進課)				

第2章 初動態勢・応急対応体制
第2節 初動及び職員活動態勢

部(部長)	班(班長)	所掌事務	初動	応急	復旧
	市民活動推進課	広聴活動に関すること			
	支え合いステーション班 (市民活動推進課)	災害時総合相談窓口の設置及び運営に関すること			
	市民活動推進課	コミュニティセンターの運用に関すること			
	災害ボランティアセンター班 (公財)武蔵野文化生涯学習事業団	災害ボランティアセンターの開設及び運営の協力に関する こと			
災対環境部 (環境部長)	庶務班 (環境政策課長) 環境政策課	部内の庶務に関すること			
		部内各班の人員の調整及び受援に関すること			
		部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に 関すること			
		部内の所掌事務に係る災害協力協定締結機関との連絡調整 に関すること			
		所管事項に係る災害復興対策に関すること			
	物資管理搬送班 (産業振興課長) 環境政策課【再掲】	食料、生活必需品その他必要な物資の情報の収集に関する こと			
		救援物資の援助の要請に関すること			
		緊急物資輸送拠点の開設及び運営に関すること			
		備蓄物資及び調達物資の管理に関すること			
		必要な資機材及び物資の調査に関すること			
		救援物資の受入れ、仕分け及び配分に関すること			
		食料、生活必需品その他必要な物資の調達に関すること			
		備蓄物資及び調達物資の搬送に関すること			
	防疫・動物班 (環境政策課長) 環境政策課【再掲】	放射線対策に関すること			
		防疫活動に関すること			
		毒物及び有害化学物質を保管する事業所の状況に関するこ と			
		動物に関すること			
	災害廃棄物処理班 (ごみ総合対策課長) ごみ総合対策課	動物救援センターの設置・運用に関すること			
		仮設トイレの調達に関すること			
		ごみに関する相談等に関すること			
		し尿の収集及び処理に関すること			
		災害廃棄物の収集及び処理に関すること			
		住宅等の解体及び撤去の申請の受付に関すること			
		クリーンセンターの維持管理に関すること			
		ごみに関する相談等に関すること			
		災害廃棄物の受入れ及び処理に関すること			
	下水道管理班 (下水道課長) 下水道課	土木資器材の調達に関すること			
		公共下水道施設の被害状況の調査に関すること			
		公共下水道施設の応急対策及び復旧に関すること			
	公園班 (緑のまち推進課長) 緑のまち推進課	土木資器材の調達に関すること			
		公園施設等の被害状況の調査に関すること			
		造園業者との連絡調整に関すること			
		公園施設等の応急対策及び復旧に関すること			
		公園の管理及び利用に関すること			
災対健康福祉部 (健康福祉部長)	庶務班 (地域支援課長) 地域支援課 保険年金課	部内の庶務に関すること			
		部内各班の人員の調整及び受援に関すること			
		部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に 関すること			
		部内の所掌事務に係る災害協力協定締結機関との連絡調整 に関すること			
		福祉団体等との連絡調整に関すること			
		所管事項に係る災害復興対策に関すること			

第2章 初動態勢・応急対応体制
第2節 初動及び職員の活動態勢

部(部長)	班(班長)	所掌事務	初動	応急	復旧
		国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関すること			
	義援金等対応班 (地域支援課長) 地域支援課 武蔵野市民社会福祉協議会 保険年金課【再掲】	義援金品の募集、受付及び配分に関すること			
		災害弔慰金及び災害見舞金に関すること			
		災害援護資金に関すること			
		被災者生活再建支援金に関すること			
		生活福祉資金の貸付に関すること			
		仮設住宅等に入居した災害時要援護者への支援に関すること			
	災害ボランティアセンター班 (地域支援課長) 地域支援課【再掲】 武蔵野市民社会福祉協議会【再掲】	災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること			
		避難行動要支援者の安否の確認、救護、避難誘導、安全の確保に関すること			
		社会福祉施設の被害の調査に関すること			
	避難行動要支援者対策班 (高齢者支援課長) 高齢者支援課 障害者福祉課 生活福祉課 地域支援課【再掲】 (社福)武蔵野 (財)福祉公社 武蔵野市民社会福祉協議会【再掲】 (公社)シルバー人材センター	福祉避難所の開設及び運営に関すること			
		福祉避難所避難者の保護に関すること			
		福祉避難所生活者名簿の整理に関すること			
		福祉避難所における救援物資の受け入れに関すること			
		福祉避難所施設の維持管理に関すること			
		介護トリアージ(仮称)に関すること			
		介護・福祉サービス事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、地域活動支援センターとの連絡等に関すること			
		被災した在宅の災害時要援護者の生活の支援に関すること			
		福祉サービスの提供に関すること			
		福祉に関する相談窓口の設置及び運営に関すること			
	医療班 (健康課長) 健康課 (公財)健康づくり事業団	医療施設の被害の調査に関すること			
		医師会等の医療関係団体及び医療機関との連携及び調整に関すること			
		医療救護本部の設置・運用に関すること			
		医療資器材、医薬品等の管理及び調達に関すること			
		乳幼児、妊産婦への対応に関すること			
		医療救護所の設置及び運営に関すること			
		被災者の健康管理、感染予防等に関すること			
		医療救護に関する応援の要請に関すること			
		慢性期医療対策に関すること			
		こころのケアに関すること			
災対子ども家庭部 (子ども家庭部長)	庶務班 (子ども子育て支援課長) 子ども子育て支援課	部内の庶務に関すること			
		部内各班の人員の調整及び受援に関すること			
		部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に関すること			
		部内の所掌事務に係る災害協力協定締結機関との連絡調整に関すること			
		所管事項に係る災害復興対策に関すること			

第2章 初動態勢・応急対応体制

第2節 初動及び職員の活動態勢

部(部長)	班(班長)	所掌事務	初動	応急	復旧
	避難所班 (子ども育成課長) 子ども育成課 子ども子育て支援課 【再掲】 児童青少年課 (公財)子ども協会	乳幼児、児童及び生徒の救助救援及び保護に関すること			
		保育園型福祉避難所の開設・運営に関すること			
		応急保育の実施に関すること			
		一時集合場所・避難所の運営に関すること			
		避難所の資器材に関すること			
		避難所におけるボランティア活動に関すること			
		避難所の衛生対策に関すること			
		避難者等への食事の提供に関すること			
		自宅生活継続者への情報・水・食料等の提供に関すること			
		避難所運営組織との連携に関すること			
		ペットの同行避難の受け入れに関すること			
		子育て及びひとり親等に係る相談・支援・情報提供に関すること			
		避難所における救援物資の受入れに関すること			
		保育園等の再開に関すること			
災対都市整備部 (都市整備部長)	庶務班 (まちづくり推進課長) まちづくり推進課	部内の庶務に関すること			
		部内各班の人員の調整及び受援に関すること			
		部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に関すること			
		部内の所掌事務に係る災害協力協定締結機関との連絡調整に関すること			
		所管事項に係る災害復興対策に関すること			
	道路管理班 (道路管理課長) 道路管理課	緊急交通路の確保並びに交通障害物の除去及び道路の開通に関すること			
		土木資器材の調達に関すること			
		各道路管理者との連絡調整に関すること			
		一般社団法人東京建設業協会その関係団体との連絡調整に関すること			
		公共道路施設の応急対策及び復旧に関すること			
		交通安全施設の応急対策及び復旧に関すること			
	交通対策班 (交通企画課長) 交通企画課	緊急交通路の確保並びに交通障害物の除去及び道路の開通に関すること			
		交通規制の連絡調整に関すること			
		地域公共交通機関との連絡調整に関すること			
	帰宅困難者対策班 (吉祥寺まちづくり事務所長) 吉祥寺まちづくり事務所 (一財)開発公社	帰宅困難者の情報収集及び連絡活動に関すること			
		駅周辺混乱防止対策協議会との連携に関すること			
		一時滞在施設の被害状況確認及び開設に関すること			
		民間事業者への一時滞在施設開設依頼に関すること			
		帰宅困難者用備蓄倉庫からの一時滞在施設への物資の供給に関すること			
		駅周辺の避難誘導と混乱防止に関すること			
	建物調査班 (建築指導課長) 建築指導課 住宅対策課 用地課 土地開発公社	市内全体(市の施設を除く)の被害状況の調査に関すること			
		被災住宅の応急危険度判定に係る実施本部の設置及び実施計画の立案等に関すること			
		被災住宅の応急危険度判定の実施及び安全対策に関すること			
		被災宅地の危険度判定の実施及び安全対策に関すること			

第2章 初動態勢・応急対応体制
第2節 初動及び職員の活動態勢

部(部長)	班(班長)	所掌事務	初動	応急	復旧
	吉祥寺まちづくり事務所【再掲】 (住宅対策課長) 上記各課	家屋の被害状況調査及び応急仮設住宅に関すること			
		民間住宅の被災度区分判定及び修理に関すること			
災対水道部 (水道部長)	庶務班 (水道部総務課長) 水道部総務課	部内の庶務に関すること			
		部内各班の人員の調整及び受援に関すること			
		部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に関すること			
		部内の所掌事務に係る災害協力協定締結機関との連絡調整に関すること			
		所管事項に係る災害復興対策に関すること			
		給水資器材の調達及び契約事務に関すること			
		水道等に関する被害状況及び給水活動の広報に関すること			
		東京都水道局との連絡調整に関すること			
		水道関係団体との連絡調整及び応援の要請に関すること			
		水道に関する相談等に関すること			
	復旧班 (水道部工務課長) 水道部工務課	水道施設の被害状況の調査に関すること			
		被害を受けた水道施設の応急復旧等に関すること			
		水道施設の点検及び復旧に関すること			
		浄水場の点検、整備、復旧等に関すること			
		応急給水を行う地区の選定に関すること			
		応急給水拠点の開設及び運営に関すること			
		非常用給水施設の点検に関すること			
		仮設給水所の設置に関すること			
		運搬給水場所の選定及び搬送に関すること			
		宅地内給水装置の復旧の受付に関すること			
災対教育部 (教育部長)	庶務班 (教育企画課長) 教育企画課	部内の庶務に関すること			
		部内各班の人員の調整及び受援に関すること			
		避難所班（災対子ども家庭部・災対教育部）の統括に関すること			
		部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に関すること			
		部内の所掌事務に係る災害協力協定締結機関との連絡調整に関すること			
		所管事項に係る災害復興対策に関すること			
		避難所における活動の記録に関すること			
		避難者名簿の整理に関すること			
		学用品の調達及び支給に関すること			
		被災した学校施設の復旧に関すること			
	避難所班 (指導課長) 指導課 教育支援課 図書館 (公財)武蔵野文化生涯学習事業団<武蔵野プレイス> (財)給食・食育振興財団	一時集合場所・避難所の運営に関すること			
		児童及び生徒の保護に関すること			
		避難所の資器材に関すること			
		避難所におけるボランティア活動に関すること			
		避難所の衛生対策に関すること			
		避難者等への食事の提供に関すること			
		自宅生活継続者への情報・水・食料等の提供に関すること			
		避難所運営組織との連携に関すること			
		ペットの同行避難の受け入れに関すること			
		避難所における救援物資の受入れに関すること			
		応急教育の実施及び学校教育の再開に関すること			
		教職員等の処遇、給与、賃金に関すること			
		教育相談に関すること			

第2章 初動態勢・応急対応体制

第2節 初動及び職員の活動態勢

部(部長)	班(班長)	所掌事務	初動	応急	復旧
	遺体収容班 (生涯学習スポーツ課長) 生涯学習スポーツ課	避難所運営に係る応援に関すること			
		要救助者及び遺体の捜索及び搬送に関すること			
		遺体収容所の開設及び運営に関すること			
		遺体の搬送等に関すること			
		身元不明の遺体及び遺骨に関すること			
		文化財等の被害状況把握及び保全に関すること			
		応急教育の実施の応援に関すること			
	帰宅困難者対策班 (生涯学習スポーツ課長) 生涯学習スポーツ課	帰宅困難者の情報収集及び連絡活動に関すること			
		駅周辺混乱防止対策協議会との連携に関すること			
		一時滞在施設の被害状況確認及び開設依頼に関すること			
		帰宅困難者用備蓄倉庫からの一時滞在施設への物資の供給に関すること			
		駅周辺の避難誘導と混乱防止に関すること			
監査委員事務局 (事務局長)	物資管理搬送班 (産業振興課長) 監査委員事務局	食料、生活必需品その他必要な物資の情報の収集に関すること			
		救援物資の援助の要請に関すること			
		緊急物資輸送拠点の開設及び運営に関すること			
		備蓄物資及び調達物資の管理に関すること			
		必要な資機材及び物資の調査に関すること			
		救援物資の受入れ、仕分け及び配分に関すること			
		食料、生活必需品その他必要な物資の調達に関すること			
		備蓄物資及び調達物資の搬送に関すること			
議会事務局(事務局長)	議会班(議会事務局次長) 議会事務局	市議会の対応に関すること			

第4 非常配備態勢の発動に至らない措置

1 情報収集連絡態勢

(1) 発令要件

- ・防災安全部長が必要があると認めたとき
- ・市の地域において原則震度4以上の地震

(2) 態勢

災害に関する情報の収集、関係機関との連絡及び職員招集の準備を主とした態勢とする。

(3) 職員の配置

- ・防災安全部職員

2 応急対策態勢

(1) 発令要件

- ・市内各所で被害が発生する恐れがあり、若しくは既に局所的被害が発生し、又はその他の状況

により、防災安全部を担任する副市長が必要と認めたとき

- ・東海地震注意情報に接した場合

(2) 態勢

市関係施設の点検及び管理を行うことができる態勢で、かつ、市内各所についての局所被害に対処することができる態勢とする。

(3) 職員の配置

応急対策本部の編成による。

第3節 防災会議の招集

- 武蔵野市防災会議は必要に応じ、会長が招集する。
- 市の地域に災害が発生した場合において、災害応急対策に関し、市及び防災関係機関相互の連絡調整を図る必要があるときは、防災会議の委員は、会長に防災会議の招集を求めることができる。

第4節 防災関係機関の活動態勢

第1 責 務

- 災害が発生した場合、防災関係機関は所管に係わる災害応急対策を実施するとともに、市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

第2 活動体制

- 防災関係機関は、前記の責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

第3部 施策ごとの具体的計画 (予防・応急・復旧計画)

○ 主な応急復旧活動の流れ

項 目	発災	2～3 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期		応急対応期	復旧対応期
初動態勢	○初動要員出動（緊急初動態勢） ・避難所状況確認・開設 ・災害時要援護者・避難行動要支援者対策・帰宅困難者対策 ○初動本部による市内被害情報収集 ○職員参集(非常配備態勢) ○災害対策本部の設置・第1回災害対策本部会議（以後、適宜開催） ○職員参集(非常配備態勢) ○都への連絡（以後、随時） ○都、自衛隊、協定機関等への応援要請 ○災害救助法の申請			○配備態勢と職員配置見直し
情報収集 伝達	○被害状況調査・報告 ○通信連絡系統点検・確保 ○防災行政無線、広報車等による広報 ○掲示、印刷物等による情報提供 ○コールセンター開設 ○報道機関への発表 ○緊急放送（むさしの-FM、J：COM武蔵野・三鷹） 【主な広報内容】 ・余震警戒、近隣安否確認と救出 ・避難所等開設状況 ・支援物資配付情報 ・ボランティア情報 ・出火防止・初期消火 ・市内被害状況 ・市内復旧情報 ・行方不明者等情報 ・危険家屋立ち入り注意 ・医療機関、救護所情報 ・避難時のガス栓、ブレーカー遮断			
救出救助 消防活動	○要救助者の把握 ○救出・消防活動開始 ○消防・警察等との連携・調整 ○緊急消防援助隊要請 ○消防団活動 ○自主防災組織活動			
交通警備 緊急輸送	○交通規制（第1次→第2次）開始　【警視庁】 ○交通情報収集 ○緊急道路障害物除去作業 ○緊急通行証の交付 ○輸送車両の確保・調達 ○燃料調達 ○備蓄品・支援物資等配送			

（注）発災時間については、平日夕方等を想定している。また、「○」は活動の開始、「→」は活動の継続を表す。

第1章 市民と地域の防災力向上
【本章における対策の基本的考え方】

項 目	発災	2～3 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	応急対応期		復旧対応期
帰宅困難者 対策	○初動要員出動 ○一時滞在施設の安全確認 ○一時滞在施設の開設要請	○一時滞在施設の開設・運営 ○関連情報提供 ○一斉帰宅抑制広報 ○備蓄物資配付 ○駅等での情報提供（滞留者の誘導） ○災害用伝言ダイヤル起動・運用 ○放送要請（むさしのFM、J：COM武蔵野・三鷹） ○市HP、防災・安全メール、ツイッター等運用	○一時滞在施設の開設状況の広報	○帰宅支援 ○帰宅支援情報の広報
医療救護	○武蔵野市医療救護本部設置 ○医療施設の被害状況把握 ○武蔵野市災害医療コーディネーター活動開始 ○東京 DMAT の活動	○緊急医療救護所の設置 ○医療救護班派遣要請 ○医薬品備蓄供出 ○医療機関等への優先給水	○避難所医療救護所等 ○都医療救護班等の派遣 ○負傷者等の搬送要請 ○都へ医薬品供給要請 ○広域医療搬送	○薬事センターの設置 ○避難所の防疫、保健衛生指導 ○避難所等への巡回診療 ○こころのケア活動
遺体の 取扱い	○施設の被害状況確認	○収容施設の確保 ○遺体の捜索・搬送 ○棺・ドライアイス等の確保 ○検視・検案班の調整 ○都等への応援要請 ○市民、報道機関等への情報提供	○検視・検案活動 ○火葬手配 ○広域火葬の要請	
避難行動 要支援者等 対策	○安否確認・避難誘導 ○安否情報集約 ○必要な援助の確認・調整		○福祉避難所への搬送 ○支援体制調整 ○巡回、見守り	

（注）発災時間については、平日夕方等を想定している。また、「○」は活動の開始、「→」は活動の継続を表す。

第1章 市民と地域の防災力向上
【本章における対策の基本的考え方】

項 目	発災	2～3 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	応急対応期		復旧対応期
避難者対策 避難所運営	○初動要員出動 ○自主防災組織、消防団による避難誘導等 ○避難指示等 ○避難所の応急危険度判定	○避難所の開設・運営 ○避難者名簿作成 ○災害用トイレの確保	○避難所衛生管理 ○福祉避難所の開設・運営（順次開設） ○広域避難の要請	○ボランティア要請・受け入れ ○支援物資供給体制確立 ○自宅生活継続者への物資供給
飲料水 ・食料等	○備蓄倉庫の被害状況確認 ○水道施設被害状況確認	○避難所開設状況・避難者数の把握 ○物資調達・輸送・配付計画検討 ○備蓄品の搬送 ○備蓄品の配付 ○物資受け入れ体制確立 ○応急給水計画策定 ○応援要請 ○応急給水の実施 ○飲料水・食料等の供給に関する広報活動	○食料等調達要請 ○救援物資の受け入れ ○炊き出し用食料調達 ○水道復旧方針の策定	○避難所等への安定的供給体制確立
ごみ・し尿・ がれき処理等	○処理施設の被害状況確認	○避難所等へ災害用トイレの設置	○がれき搬入 ○都への応援要請 ○ごみ・がれき発生量の推定	○し尿の収集・搬入 ○臨時ごみ集積場の確保 ○ごみ・がれき処理開始
ライフライン	○施設の被害状況確認	○活動態勢の確立	○応急復旧作業 ○復旧状況の広報	

（注）発災時間については、平日夕方等を想定している。また、「○」は活動の開始、「→」は活動の継続を表す。

第1章 市民と地域の防災力向上

【本章における対策の基本的考え方】

項 目	発災	2～3 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	応急対応期		復旧対応期
応急危険度判定	○応急危険度判定体制の確立 ○避難所等重要施設の応急危険度判定実施	○一般施設の応急危険度判定準備		○一般施設の応急危険度判定実施 ○住宅被害調査準備 ○罹災証明交付準備

（注）発災時間については、平日夕方等を想定している。また、「○」は活動の開始、「→」は活動の継続を表す。

第3部 施策ごとの具体的計画(予防・応急・復旧計画)

第1章 市民と地域の防災力向上

本章における対策の基本的考え方

本章では、自助・共助の担い手となる市民、地域、事業所、ボランティアの他、消防団（以下「市民等」という。）による取組を定めている。

災害時の被害を軽減するためには、すべての市民等が「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本的考え方として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、市、市民等との連携や相互支援を強化し、災害時に助け合う社会システムの確立が求められる。

そのためには、市民自らが住宅の耐震化や家具転倒・移動・落下防止、在宅避難に向けた水や食料、生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）等を推進するとともに、災害時において避難所に避難しなくても自宅で生活が継続できる「在宅避難」や「分散避難」の仕組みづくりを推進し、また市が情報や水、食料、生活用品などを避難所以外にも提供できる仕組みづくりを行う。

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになった。また、熊本地震では、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識された。

市をはじめとする防災関係機関は不断の意識啓発に取り組むとともに、市民等が防災意識を高め、地域において自主的に防災組織を結成し、地域防災力を向上できるよう支援する。

対策の全体像

現在の到達状況

- 武蔵野市耐震改修促進計画に基づき、平成30年度末現在の住宅耐震化率は約92%となっている。
- 平成7年度から武蔵野市家具転倒防止金具等取付事業実施要綱に基づき、ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯及び一定の障害がある方がいる世帯を対象に、無料で家具に転倒防止金具を取り付ける事業を実施している。
- 地域の安全点検と市民の防災知識普及、共助による地域防災力の向上を図る組織として、平成5年に設立された武蔵野市民防災協会において、地域防災セミナー等の研修を実施している。
- 防災協会から委嘱を受けた防災推進員(定員102名)が防災タウンウォッチングや防災啓発を行い、地域防災力を高めている。
- 平成10年に「武蔵野市自主防災組織に関する要綱」を制定し、自主防災組織の結成促進、支援に取り組んできた結果、市には73団体の自主防災組織、13団体の避難所運営組織が設立されている(令和4年1月1日現在)。
- 市民に防災ハンドブックを配布し、各種事業のお知らせ等を行っている。
- 平成29年より、展示・啓発ブース、市民の体験型訓練及び防災機関の活動周知などの普及啓発の部分に特化したイベントとして、都立武蔵野中央公園との共催により「はらっぱ防災フェスタむさしの」を実施している。
- 「武蔵野市民社会福祉協議会(ボランティアセンター武蔵野)」を中心に市民団体や各防災関係機関との幅広いネットワーク体制の確立に重点をおいた防災ボランティア訓練を実施している。
- 消防団員数は、定員260人に対し、235人である。(令和4年1月1日時点)

課題	対策の方向性	到達目標
市民一人ひとりの自助の備えや発災時に適切な行動をとれるような備えが必要	・備蓄、出火防止対策、家の安全対策、防災訓練への参加など、市民の自助を促進 ・在宅避難等、適切な避難行動の啓発 ・在宅避難を継続する仕組みづくり	・市民一人ひとりの防災力の向上 ・住宅の耐震化率の向上 ・家具転倒・移動・落下防止対策普及 ・3日分以上の水・食料を備蓄する市民の割合を80%以上達成 ・3日分以上の携帯トイレ、カセットボンベを備蓄する市民の割合を50%以上達成 ・情報・水・食料・生活用品などを避難所以外にも提供できる仕組みの構築
自主防災組織等の強化をはじめとした地域防災力の向上 避難所運営組織・自主防災組織が発災時に実効ある行動をとれるような平常時の連携が必要であると ともに、防災活動の場における女性や外国にルーツを持つ方の活躍が必要	地域防災セミナー、地域防災出前講座及び市民防災協会事業等の推進 自主防災組織や避難所運営組織の設立及び活動活性化に関する支援 コミュニティセンターを「災害時地域支え合いステーション」に指定	「地域における防災リーダー」としての人材育成・団体育成 ・避難所運営組織の活動支援 ・自主防災組織の設立促進、防災知識の啓発
消防団の定員の充足や災害活動態勢の充実が必要 事業所の地域に対する役割（地域の救助活動・事業継続等）を果たす体制の整備が必要	消防団員の募集活動や訓練等の充実による能力向上、資器材の整備を推進 事業所防災計画や地域との災害時協定の締結を促進	各コミュニティセンターにおける地域特性に配慮した共助体制の確立 市及び各防災関係機関は、事業所との協定締結や合同訓練の実施、事業所防災計画の作成促進等により、事業所の防災力の向上を図る。
一般ボランティアが円滑に活動することができるよう、支援体制の整備が必要 市・市民・事業者等の連携	災害ボランティアコーディネーターの養成等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進。	ボランティアが円滑に活動できる体制を整備するとともに、防災ボランティア等の多様な主体との連携を図る。

地震前の行動（予防対策）

市民による自助の備え

- 市民による自助の備え
- 在宅避難の推進
- 住宅の耐震化促進
- 3日分以上の水・食料等の備蓄の推進
- 自宅での生活を継続できる地域の仕組みの推進
- 市民の防災意識の啓発と防災リーダー等の養成
- 防災訓練の充実
- 外国人支援対策

地域による共助の推進

- 自主防災組織・避難所運営組織の強化
- 災害時地域支え合いステーションによる共助の推進

消防団による活動体制の充実

- 消防団体制の強化

事業所防災体制の強化

- 事業所の役割

ボランティアとの協働・連携

- 武蔵野市民社会福祉協議会（ボランティアセンター武蔵野）・武蔵野市国際交流協会等との連携
- 防災ボランティア等との連携

市民・行政・事業所等の連携

- 相互に連携したまちづくり
- 地域における防災連携体制の確立

迅速かつ円滑な応急・復旧対策への備え

地震直後の行動（応急対策）

発災後 72 時間以内

自助による応急対策の実施

- 市民自身による応急対策
- 外国人支援対策

市民による救出・救助活動

- 初期消火活動
- 救出・救護活動
- 避難所運営支援

消防団による救出・救助活動

事業所による救出・救助活動

ボランティア等との協働・連携

- 武蔵野市災害ボランティアセンターの設置
- 東京ボランティア・市民活動センター等との連携
- 赤十字ボランティアの活動内容

地震後の行動（復旧対策）

発災後 1 週間目途

予防対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 市民による自助の備え	市災対各部 本部管理部 本部管理班 災対総合政策部 庶務班 災対市民部 庶務班 災対健康福祉部 庶務班 災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班 災対都市整備部 建物調査班 災対教育部 庶務班	都 都生活文化局 都産業労働局 東京労働局 武蔵野警察署 武蔵野消防署 気象庁 NTT東日本 日本赤十字社東京都支部 首都高速道路 東京電力 東京ガスグループ NTTドコモ KDDI ソフトバンク 各放送事業者 武蔵野市民社会福祉協議会 市民防災協会
第2節 地域による共助の推進	本部管理部 本部管理班 災対市民部 庶務班	市民防災協会
第3節 消防団による活動体制の充実	市災対各部 本部管理部 本部管理班	
第4節 事業所防災体制の強化	市災対各部 本部管理部 本部管理班	武蔵野消防署
第5節 ボランティアとの協働・連携	本部管理部 本部管理班 災対市民部 庶務班 災対健康福祉部 庶務班	警視庁 東京消防庁 日本赤十字社東京都支部 赤十字奉仕団 武蔵野市民社会福祉協議会
第6節 市民・行政・事業所等の連携	本部管理部 本部管理班 災対市民部 災害ボランティアセンター班 災対市民部 庶務班 災対健康福祉部 庶務班 災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班	警視庁 東京消防庁 日本赤十字社東京都支部 赤十字奉仕団 武蔵野市民社会福祉協議会

第1節 市民による自助の備え

【市災対各部、本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 庶務班、災対市民部 庶務班、災対健康福祉部 庶務班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対都市整備部 建物調査班、災対教育部 庶務班、武蔵野市民社会福祉協議会、関係機関等】

第1 市民による自助の備え

【本部管理部 本部管理班】

対策の方向性

- 市民は、自助の備えにより、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ために必要な防災対策を推進する。
- 阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震等過去の災害から得られた教訓に基づく防災対策を実施する。
- 市民は、在宅避難を最初の選択とし、避難所ではなく、自宅での生活継続を含めた適切な避難行動をとれるよう周知する。

○ 市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

- 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 2 日頃からの出火の防止
- 3 消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の住宅用防災機器の準備
- 4 家具類の転倒・落下・移動の防止や窓ガラス等の落下防止
- 5 ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 6 水、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や携帯トイレの準備、電気・ガス対策として、懐中電灯、電池、モバイルバッテリー、カセットガスコンロ、ガスボンベ等の備蓄、感染症対策に配慮した備蓄（マスク、手指消毒液等）
（乳幼児のいる家庭、高齢者、障害者のいる家庭、ペットを飼育している家庭などは家庭の事情をふまえた備蓄を行う。）
- 7 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 8 ローリングストックや片づけなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- 9 市・都及び避難所運営組織・自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 10 地域団体（避難所運営組織・自主防災組織・コミュニティ協議会・地域社協・町会・自治会など）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 11 避難行動要支援者（災害時要援護者含む）がいる家庭における、「避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え
- 12 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
- 13 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与
- 14 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

第2 住宅の耐震化促進

【災対都市整備部 建物調査班】

基本方針

- 住宅の耐震化により、発災時に自らの生命及び財産を守るとともに、避難所に避難しなくても自宅での生活を継続できるよう推進する。
- 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、在宅避難の重要性が高まったことから、耐震化の情報提供と啓発については継続的に実施していく。

1 耐震化の情報提供と啓発活動

- 阪神・淡路大震災では、死者の約8割が住宅等の倒壊による圧死となっている。このため、住宅の耐震化により、発災時に自らの生命及び財産を守るとともに、避難所に避難しなくても自宅での生活を継続できるよう推進する。（P96 参照）
- 耐震化についての知識の普及や意識向上のため、次のような情報提供・啓発活動を行う。
 - ・地震防災、耐震資料の配布 ・耐震機関の紹介
 - ・助成制度の紹介 ・講演会等
- 耐震アドバイザー派遣制度、建築物耐震性相談事業、各種セミナーの開催など耐震化に向けた情報提供と啓発活動を実施している。今後は特に分譲マンションなど合意形成が困難な建築物や優先的に耐震化を図る必要がある建築物や地域に向け、よりニーズに即した情報提供などを行い、耐震化を推進していく。

2 耐震総合窓口の一本化と支援策の拡充

- 建物所有者が主体的に耐震化に取り組むには、建物所在地の地震に対する危険度や建築物の耐震化の必要性和重要性を認識する必要がある。また、耐震化に踏み出すには、信頼感や安心感が必要であるため、地震などの防災情報や耐震化に向けた情報の提供が必要である。
- 本市では、平成10年度以来、耐震化に向けた助成制度をはじめ、耐震アドバイザー派遣制度、建築物耐震性相談事業を創設し、耐震化の取り組みを誘導、推進するとともに、平成20年に策定された耐震改修促進計画に基づき、耐震化の促進に向けた助成事業等を実施している。
- 特に、平成21年度からは、相談や申請先について、耐震総合窓口として住宅対策課に一本化し、制度利用者の利便性の向上を図っている。
- その後も活用しやすい制度となるように、助成上限額の増額、新規助成対象メニューの創設等を随時行い、建築物の耐震化促進に取り組んでいる。
- 今後、耐震化の進展を見据えつつ、助成制度の見直しや改善を行う。
- 平成29年度からは建築士以外の専門家にも相談可能な住宅総合窓口として、それまで行っていた建築物耐震性相談事業に代わり、住宅なんでも相談事業を創設した。

第1章 市民と地域の防災力向上

【予防対策】第1節 市民による自助の備え

【図表 3-1-1 耐震診断・耐震改修助成事業 実施件数】単位：件

年度	特定緊急輸送道路沿道建築物		その他（住宅・マンション）	
	耐震診断	耐震改修等	耐震診断	耐震改修等
平成 26 年度まで	73	7	624	277
平成 27 年度	9	3	60	35
平成 28 年度	8	7	62	32
平成 29 年度	—	1	24	48
平成 30 年度	—	4	25	47
令和元年度	—	4	13	38
令和 2 年度	—	1	10	37
令和 3 年度	—	2	15	32
計	90	29	833	546

※平成 29 年度より特定沿道建築物の耐震診断助成は助成対象外となった。

第3 水・食料等の備蓄の推進

【本部管理部 本部管理班】

基本方針

- 在宅避難に向けた食料や生活用品を備える日常備蓄（ローリングストック）の実施（最低 3 日分、推奨 1 週間分）を推進する。
- 集合住宅における共同備蓄取組を推進する。
- 備蓄の必要性や必要な品目等の普及・啓発を行う。

1 市民の自助・共助による備蓄の推進

- 発災直後、道路障害物除去が本格化するまでの間、長距離の輸送体制の確保のため、地域内の備蓄に頼ることが予想される。
- 市民は、災害時に在宅避難の選択ができる自助の備えとして、最低 3 日分、推奨 1 週間分の食料や生活用品を備える日常備蓄を実施する。
〔参考〕市民防災意識調査（令和 3 年 10 月 11 月実施）によると、家庭の備蓄状況について、「3 日以上備蓄している」が食料では 72.3%、飲料水では 58.3%を占めている。
- 市民は、ライフライン被害による停電・断水等を想定し、懐中電灯、携帯ラジオ、電池・カセットガスコンロ、ガスボンベ、簡易トイレ、携帯トイレ等を備蓄する。また、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。
- ペットの飼い主は、ペット用食料及びペット用品等の備蓄を行う。

2 集合住宅への防災備蓄倉庫の整備促進

- マンション等の集合住宅の高層階の居住者には、エレベーター停止による運搬困難を想定して、戸建住宅より多めの 5 日以上の水・食料の備蓄を推進する。
- 市民、開発事業者による食料・生活必需品等の備蓄を促進するため、まちづくり条例に

基づき、集合住宅への防災備蓄倉庫の整備を促進する。

3 普及・啓発

- 市は、市民の自宅での備蓄を推進するため、地域の防災イベント等あらゆる機会を通じて、備蓄等の災害への備えを啓発する。さらに、各主体による防災訓練の実施や学校等における防災教育の実施を支援し、ホームページ等を通じて市民の防災意識の向上を図る。
- 教育機関と連携し、家庭で行う災害への備えについて教育カリキュラムを児童・生徒・保護者向けに実施する。

第4 自宅での生活を継続できる地域の仕組みの推進

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班】

基本方針

- 避難所ではなく自宅で生活を継続する仕組みを推進する。家屋の耐震化や家具転倒防止の普及を図るとともに、情報・食料・水などを避難所以外にも提供できる仕組みづくりを検討する。

- 令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、令和2年9月に「新型コロナウイルス感染症流行時の避難行動について」の啓発ちらしを作成した。感染症が流行している状況において、避難所は感染拡大の危険性が高まるリスクがある。「在宅避難」という選択肢を意識していただく一方、避難とは「難」を「避」けた行動をとること、ご自宅での避難、避難所等への避難、どちらが安全な行動かをご自身が判断し、避難時に適切な行動が取れる準備をしていただくことを市としては積極的に啓発していくこととした。
- 防災市民意識調査（令和3年10月実施）によると、自宅に倒壊や火災延焼の危険がない場合、「備蓄した食料などを活用して可能な限り自宅にとどまる」「基本的に自宅にとどまるが食料などの物資だけ避難所に取りに行く」が9割以上を占めている。
- 上記の結果を踏まえて、引き続き、新型コロナウイルス感染症流行時の避難行動について市民周知していく。
- 他方、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害時に自宅で生活継続する被災者のために、必要な情報・水・食料などを避難所で提供できる仕組みづくりの一層の検討をする。
- 一人暮らし高齢者などに対する避難所からの水・食料等の提供支援について、地域のボランティア、中学生・高校生等の活用を検討する。
- 避難所だけでなく、災害時にコミュニティセンターで開設する「災害時地域支え合いステーション」での情報・物資の提供も推進する。
- 在宅等の避難行動要支援者（災害時要援護者含む）へのアウトリーチ（訪問支援）の仕組みとして、在宅介護・地域包括支援センター、福祉サービス事業者、民生児童委員協議会、地域ボランティア団体等との連携を図る。
- 自主防災組織による物資受け取りなど、同組織内での要配慮者支援の仕組みの検討を行う。

第5 市民の防災意識の啓発と防災リーダー等の養成

【災対総合政策部 庶務班、本部管理部 本部管理班】

基本方針

- 市実施の防災フェスタ、地域防災セミナー、地域防災出前講座及び市民防災協会事業等により、市民の防災意識の啓発を図るとともに、「地域における防災リーダー」としての人材育成・団体育成を実施する。また、都実施の防災セミナーについても積極的に活用する。
- 「災害時地域支え合いステーション」の担い手を養成する。
- 自主防災組織や避難所運営組織のリーダー等を対象に、コーディネート能力のさらなる向上を図る養成の仕組みを検討する。

1 防災広報の充実

- 防災活動に成果を上げるためには、全市民の防災に対する関心、意識を高め、その理解と協力を得ることが不可欠である。市及び関係機関の職員はもとより、市民・事業所に対して予防対策・応急対策について、市報その他様々な広報媒体を活用した広報の充実を図る。

(1) 市が行う広報内容

ア 防災広報パンフレットの配布

- 武蔵野市の防災対策を周知するため、防災情報マップ・浸水ハザードマップ・防災ハンドブック・在宅避難啓発チラシ等の防災パンフレットを作成し、市民や防災関係機関を対象に配布する。
- 外国人支援団体と連携しながら、外国人にもわかりやすい防災マニュアル・防災マップの作成・配布、普及・啓発に努める。
- 東京都が作成している「東京くらし防災」や都防災アプリの配布、広報を行う。

イ インターネット等の活用

- 市ホームページにて、平常時から、地域防災計画等の紹介を行うほか、一時集合場所、避難所、広域避難場所、防災広場、緊急医療救護所の位置情報の提供や防災用品の紹介などの情報を見やすく、分かりやすい表現を用いて提供する。
- 外国人に伝わりやすい言語（やさしい日本語）を使い、市ホームページにて防災情報を提供する。

ウ メディアの活用

- 平常時から、ケーブルTV（J：COM東京武蔵野・三鷹）・コミュニティFM（むさしの-FM）の情報番組を利用して各種防災訓練、シンポジウム等の情報を提供し、市民の防災意識・活動の啓発を図る。

エ SNSの活用

- 平常時から、ツイッター、フェイスブック、LINE（いずれも武蔵野市公式アカウント）により様々な市政情報を提供する中で、随時、防災情報も提供していく。

オ その他

- むさしの防災・安全メールにおいて、随時、防災情報を提供していく。
- 地域団体が発行する広報誌等について、市は防災対策の紹介や情報提供を行うなど、防災に関する地域の広報活動を支援する。

(2) 都が行う広報内容

【都、武蔵野警察署、武蔵野消防署】

各 機 関	内 容
都 総 務 局	○ 防災パンフレットの作成、配布 ○ 児童向けの防災コーナーを設ける等、分かりやすく親しみやすいホームページの構築 ○ 毎年8月下旬から始まる防災週間における、防災関係機関と連携した、各種の展示・イベント等の開催 ○ 屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報の実施
都 生 活 文 化 局	○ 書籍・広報紙・テレビ・ラジオにおける防災情報の提供 ○ 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮すべき事項や男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、防災における男女共同参画の推進
都 福 祉 保 健 局	○ 都内の全病院、社会福祉施設等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知
都 教 育 庁	○ 学校における大震災への事前の備え、災害発生時の対応、教育活動の再開への対応を周知
警 視 庁	○ 予防として都民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○ 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ等への掲載 ○ 大地震発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施
東 京 消 防 庁	○ 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ掲載による広報の実施 ○ 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ○ 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ 消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集

第1章 市民と地域の防災力向上

【予防対策】第1節 市民による自助の備え

各 機 関	内 容
	○ 「防火防災診断」（災害時要援護者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）の実施 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導

(3) 各機関が行う広報内容

【気象庁、東京労働局、日本赤十字社東京都支部、首都高速道路、N T T 東日本、N T T ドコモ、K D D I、ソフトバンク、各放送事業者、東京ガスグループ、東京電力】

各 機 関	内 容
東 京 管 区 気 象 台 (気 象 庁)	○ 災害予防に関するパンフレットの作成・配布 ○ お天気フェア、防災気象講演会の開催 ○ 報道発表、気象の知識等のホームページへの掲載 ○ 東京都教育庁と連携した小中学校の緊急地震速報対応訓練の支援
東 京 労 働 局	○ 化学工業、建設事業等各業種を対象に、土砂崩壊災害の防止や電気設備の防爆化、化学的危険防止等に係る各種の安全講習会や協議会等の開催
日本赤十字社東京都支部	○ 都民、学校等を対象に、救急・救護に係る講習会の実施 ○ 災害救護ボランティアを対象とする、災害時のボランティア活動に必要な基本的な知識・技術の習得を内容としたセミナーの開催 ○ 救急法と防災知識の普及を目的とした「赤十字救護フェスタ」の開催 ○ 各地区奉仕団、各学校、各種団体等における災害時の救護活動及び災害状況等の記録ビデオの活用 ○ 防災情報・救護活動状況等のホームページ等への掲載
首 都 高 速 道 路	○ 避難対応などの情報を周知するパンフレットの配布
N T T 東 日 本	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板(web171)の利用体験、防災パンフレット等の配布 ○ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171の利用方法等の紹介
N T T ド コ モ	○ 防災展及び地域防災訓練等における i モード災害用伝言板サービスの利用体験、防災パンフレット等の配布 ○ i モード災害用伝言板サービス等の利用方法の紹介
K D D I	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板や、衛星携帯電話、その他災害対策関連機器・サービス等の知識の普及、利用促進 ○ 災害に対する取組や、災害用伝言板サービスの紹介
ソ フ ト バ ン ク	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言版サービス、災害用音声お届けサービス、衛星携帯電話の説明と利用体験機会の提供 ○ 災害対策関連機器・サービスの紹介
各 放 送 事 業 者	○ 平常時における災害予防に係るキャンペーン番組の編成 ○ 家庭・職場で、地震に備えた取組を進めるための具体的な情報のホームページへの掲載

各 機 関	内 容
東京ガスグループ	○ 防災の日及び防災週間における、マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシの配布 ○ 東京ガスグループの防災と安全への取組や利用者の安全・防災対策の紹介
東京電力	○ 災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止に係るパンフレットの発行 ○ 東京電力の防災対策紹介ビデオの制作、利用者への周知 ○ 停電・復旧情報等のホームページ、携帯サイトへの掲載 ○ 災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のホームページへの掲載

2 地域防災活動及び防災教育の充実

- 地域防災活動の充実にあたっては学校教育や社会教育を活用するとともに、自主防災組織や避難所運営組織等をはじめとする地域での取り組みや防災訓練を兼ねたイベント等を通じて、より身近な実践的活動の充実に努める。
- 自主防災組織や避難所運営組織のリーダー等を対象に、コーディネート能力のさらなる向上を図ることを目的とした人材養成の仕組みを検討する。
- 地域の防災活動を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた次世代の防災リーダーを育てる取り組みを実施する。
- 各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るための防災啓発・防災教育を推進する。
- 学校との連携による小学生から大学生までの防災教育の充実を図る。
- 災害時の活動にあたっては自身の怪我や救助の際に相手に怪我を負わせた場合の補償などにより、活動に従事することに躊躇が生じないよう各種保険や補償についての課題を整理する。

(1) 地域防災セミナーの充実

【本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、日本赤十字社東京都支部、市民防災協会】

- 日本赤十字看護大学、武蔵野地域防災活動ネットワーク (COSMOS)、武蔵野市民防災協会、市、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市民社会福祉協議会、日本赤十字社東京都支部が連携したセミナーを実施している。(年間10回程度)
- 図上訓練やシミュレーション等の演習を交えて、セミナー参加者の判断力、行動力の養成、的確な応急対応の習熟を図る。
- 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、「自宅で生活継続する自助の推進」などの新しい課題に関する内容を題材にしたセミナーを実施する。
- 地域における防災リーダーの人材育成を推進するため、地域への積極的な周知を行い、参加を促進する。
- 日本赤十字看護大学との連携により、学生の参加を促進する。

(2) 地域防災講習会の実施

【本部管理部 本部管理班】

- 市職員及び市民防災協会による市民、地域団体及び事業所等を対象とした講座会を実施し、市の防災対策の周知を図るとともに、受講者・受講団体の防災活動への取り組みの促進を図る。

(3) 武蔵野市民防災協会の事業の推進

【本部管理部 本部管理班】

- 市民の防災に対する関心、意識を高め、実践的防災行動力の向上を図り、地域社会の安全と福祉の増進に寄与することを目的として設立され、市内を町ごとに3ブロック13支部に区分し、防災推進員を配置して、防災知識の普及、家庭内防災対策の啓発、地域の防災設備の点検などの活動を行なっている。
- 市民の自助の推進を図るため、市役所1階で防災備蓄品や家具転倒防止器具等の展示・販売を行っている。
- 市民啓発の拠点機能と地域の共助促進機能を強化し、積極的に地域の防災力向上を図る。

(資料第11(武蔵野市民防災協会会則))

(事業内容)

ア 地域活動事業

- 防災タウンウォッチングの実施
- 防災啓発活動の推進
- 地域設置消火器の点検・設置の推進
- 防災倉庫・資機材等の点検
- 地域防災訓練、地域救命講習会開催の推進
- 地域訓練等の受付・資機材の貸し出し及び訓練指導
- 防災推進員災害用トイレ組立講習
- 防災推進員の研修・訓練

イ 市民啓発事業

- 防災意識向上のための啓発事業
- セミナー・講習会等支援事業
- 防災キャラバン
- ※ 防災キャラバン

市や地域で開催されるイベントにて、防災備蓄品や家具転倒防止器具等の展示・販売を行い、市民の災害への備えの促進を図る。

(4) 災害時地域支え合いステーションの人材育成

【災対市民部 庶務班】

- 災害時における“共助の拠点”として位置づける「災害時地域支え合いステーション」

の担い手を養成する。

(5) 学校との連携による防災教育の推進

【本部管理部 本部管理班、災対教育部 庶務班、都、武蔵野消防署】

- 市は、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた実践的な防災教育を推進する。
- 市は、児童・生徒の学年に応じ防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。
- 都教育庁、東京消防庁及び市等が連携して都立高校における宿泊防災訓練（人命救助訓練等）を実施する。
- 武蔵野消防署は、小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨する。
- 武蔵野消防署は、幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育を推進する。
- 避難所運営組織が学校を利用した地域防災訓練を行う際、児童・生徒が参加しやすい訓練内容を企画検討するとともに、児童・生徒・PTAへの参加呼びかけを積極的に推進する。

(6) 武蔵野消防署による地域の防災教育及び防災行動力の向上

【武蔵野消防署】

- 武蔵野消防署では、地震災害や風水害の自然災害等に対する地域の防災組織、事業所等の地域の取り組みに対して表彰する、「地域の防火防災功労賞制度」を通じて事業所、町会、自治会等との連携方策をより一層推進し、地域の防災行動力の向上を図る。
- 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導を実施する。
- 市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練を推進する。
- 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおける体験施設を活用した訓練を実施する。
- 自主防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練を推進する。
- 出火防止等に関する教育・訓練を実施する。
- 市民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施する。
- 一定以上の応急手当技能を有する市民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上を図る。
- 民生児童委員協議会等と連携した災害時要援護者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練を実施する。
- 消防団と連携した防災教育・防災訓練を実施する。

第6 防災訓練の充実

基本方針

- 東日本大震災を踏まえ、新しい課題に適応した訓練や避難所運営、自主防災組織等の救出・救助等の地域住民を主体とした訓練の拡充を図る。

- 多様な主体による防災訓練を充実させるとともに、防災訓練について周知徹底を図り地域住民等の参加を促進する。
- 市民、各防災関係機関相互及び事業所との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練を実施する。
- 図上訓練など訓練参加者の判断力、行動力、決断力等を養う実践的な訓練を、市をはじめ防災機関の訓練に積極的に取り入れていく。

1 総合防災訓練等

(1) 総合防災訓練

【市災対各部】

- 市は、震度6強以上の大地震を想定し、市、防災関係機関及び地域住民が一体となって実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。
- 各市立小・中学校及び都立高校において、一時集合場所・避難所開設等の訓練を実施する。
- 訓練では、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

ア 参加機関

市、消防、警察、消防団、防災関係機関、市民防災協会防災推進員、自主防災組織、避難所運営組織、避難支援等関係者、地域住民及び事業所等

イ 訓練項目

- ア) 地域における自主防災訓練
- イ) 初動要員参集訓練
- ロ) 避難所開設訓練
- エ) 防災関係機関等による応急対策訓練
- オ) 本部運営訓練
- カ) 非常参集訓練
- キ) 情報連絡訓練
- ク) 現地実動訓練
- ケ) 医療救護活動訓練
- コ) 避難行動要支援者・災害時要援護者対策訓練
- サ) 災害時地域支え合いステーション運営訓練 等

(2) 定期無線通信訓練

【本部管理部 本部管理班】

- 災害の発生に備え、関係職員及び防災関係機関が迅速かつ適切に防災業務を遂行し得るよう、通信の確保、通信機操作等の訓練を実施する。

ア 参加

- ア) 武蔵野市防災用MC A無線が設置されている施設等の職員、防災関係機関
- イ) 災害対策本部の運営に当たる防災課職員

イ 訓練項目

相互通信訓練

ウ 実施時期等

年4回以上実施する。

(3) 防災ボランティア訓練

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 庶務班、武蔵野市民社会福祉協議会】

- 阪神・淡路大震災や東日本大震災におけるボランティア活動の実績に基づいて、災害時におけるボランティア受け入れ体制等の充実強化を図るため各種訓練を実施する。

ア 参加機関

市、防災関係機関、ボランティア関係団体、市民等

イ 訓練項目

- ア) ボランティア本部設置運営訓練
- イ) 市民参加によるボランティア訓練
- ウ) 防災関係機関による応急対策訓練
- エ) 無線による情報伝達訓練

ウ 実施時期等

年1回以上実施する。

(4) 初動本部運営訓練

【本部管理部 本部管理班】

- 市職員を対象に図上訓練を実施し、訓練参加者の判断力、行動力の養成、地域防災計画等に基づく応急対応の習熟を図る。

ア 参加

市職員、防災関係機関等

イ 訓練項目

- ア) 情報伝達訓練
- イ) 災害対策本部員会議訓練
- ウ) その他の訓練

ウ 実施時期等

随時実施する。

(5) 災害対策本部運営訓練

【本部管理部 本部管理班】

- 市災害対策本部員を対象に、実動訓練を実施し、本部や本部員の役割を確認する。

ア 参加

災害対策本部員

イ 訓練項目

ア) 参集訓練

イ) 情報伝達訓練

ウ) その他の訓練

(6) 安否確認システムの運用訓練及び職員非常参集訓練

【本部管理部 本部管理班】

- 発災時に、当該システムにより迅速な職員招集を行い、職員の参集・安否情報を的確に把握し組織態勢の編成を行えるよう、システムの運用訓練を実施する。○ さらに、職員参集訓練により参集途上における情報収集・共有体制の強化を図る。

ア 参加

市職員全員

イ 訓練項目

ア) 災害時職員招集システム発信訓練及び応答訓練

イ) 応答結果（参集可否・安否確認）の集計訓練

ウ) 職員非常参集訓練

ウ 実施時期等

随時実施する。

(7) 都総合防災訓練への参加

【本部管理部 本部管理班】

- 震災は都の全地域において発生する場合も考えられることから、全都一斉に、各機関のすべてが参加して同時に実施する必要がある。このため、防災の日等に都が実施する総合防災訓練に参加し、広域防災体制の強化を図る。

(8) 帰宅困難者対策訓練

【本部管理部 本部管理班】

- 東日本大震災において、吉祥寺駅周辺に大量の帰宅困難者が発生したことを踏まえ、吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会を中心に、吉祥寺駅前の混乱防止と帰宅困難者の保護のた

めの訓練を行う。

ア 参加

吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会、緊急初動態勢初動要員帰宅困難者対策班に任命されている市職員全員

イ 訓練項目

ア) 帰宅困難者への情報提供訓練

イ) 帰宅困難者の一時滞在施設への誘導・受入訓練

ウ 実施時期等

毎年実施する。

(9) 自主防災組織・避難所運営組織による訓練

【本部管理部 本部管理班】

- 各自主防災組織・避難所運営組織は地域の特性に応じて、様々な訓練を実施する。市及び防災関係機関は積極的に訓練を支援する。

ア 参加

自主防災組織、避難所運営組織、PTA、学校関係者、地域住民、市民防災協会防災推進員、民生児童委員協議会、在宅介護支援センター、市、防災関係機関等

イ 訓練項目

ア) 初期消火・救助救出訓練

イ) 安否確認訓練（避難行動要支援者・災害時要援護者を含む）

ウ) 避難所災害対策本部の開設訓練

エ) 避難所運営訓練（DIG等の図上訓練を含む）

オ) 宿泊訓練

ウ 実施時期等

随時実施する。

2 その他の防災訓練

【本部管理部 本部管理班】

- 市民及び自主防災組織を対象に、防災技術の修得を主体とした消火、避難、救出・救護訓練等の技能訓練を重ねる。
- 医療機関、民間団体等との協力体制を確立し、連携した総合訓練を実施する。
- 避難行動要支援者・災害時要援護者、家族、地域住民等が共同で実施する訓練への支援を行う。

第7 外国人支援対策

基本方針

- 外国人に対する防災知識の普及・啓発を行うとともに、災害時における情報提供体制や相談体制などの対策について、(公財)武蔵野市国際交流協会(MIA)など関係機関を含めて検討を進める。

- 災害時には、平常時に要配慮者でない外国人でも、言語、生活習慣の違い、地震体験がないこと等による災害知識の不足から、要配慮者となり得る。そこで外国人が、災害発生時に適切な行動がとれるよう、「やさしい日本語」等、伝わる言語を用いることを検討しながら、防災知識の普及を図る。
- 市は、(公財)武蔵野市国際交流協会(MIA)と「災害時における外国人支援活動に関する協定」を結び、これまで防災ボランティア訓練における語学ボランティアによる被災外国人への通訳等訓練等を連携して行ってきた。今後さらに、平常時及び災害時における外国人への支援の具体化を図る。

1 防災知識の普及・啓発

【災対市民部 庶務班、本部管理部 本部管理班、都生活文化局、都産業労働局】

(1) 市

- 市は、次の方法により、外国人の防災知識の普及・啓発等を図る。
 - ア) 住民登録の窓口で、防災知識の普及を図る。
 - イ) 多言語による情報提供として、市ホームページ等を活用し、防災知識の普及・啓発を図る。
 - ウ) (公財)武蔵野市国際交流協会(MIA)などと協力して、外国人参加の防災訓練や防災講座などを通じて外国人への防災知識の普及・啓発に努める。
 - エ) 都が作成する防災に関する動画を活用して、地震についての説明や、日頃からの備え、避難所情報、緊急連絡先等、防災情報の周知を図る。
 - オ) 「やさしい日本語」等による防災意識の普及啓発を図る。

(2) 都

- 都は、次の方法により、在住外国人の防災知識の普及・啓発等を図る。
 - ア) 防災に関する動画をインターネット配信し、情報提供を行う。
 - イ) 提供ラジオ番組「TOKYO City Information」(Inter FM)等において、在住外国人を対象に、英語で防災情報を提供する。
 - ウ) 公益財団法人東京観光財団や各種観光関連団体と情報交換し、東京観光情報センター等において、防災情報も掲載したハンディガイドを配布し、外国人旅行者に対する情報提供を行う。

- エ) 東京都国際交流委員会と連携し、多言語(日本語、英語、中国語、ハングル)の他、「やさしい日本語」での防災知識の普及・啓発に努める。
- カ) 都内観光関連事業者等は、発災時に円滑な案内・誘導、情報提供等を行えるよう、緊急、災害発生時の対応マニュアルを作成、周知し、外国人旅行者に対する情報提供の円滑化を図る。
- カ) 外国人支援のための防災知識の普及啓発と実地体験を組み合わせた防災訓練を実施し、併せて東京都防災(語学)ボランティアのスキルアップを図る。

2 外国人支援団体との連携

【災対市民部 庶務班、本部管理部 本部管理班】

- 市は、(公財)武蔵野市国際交流協会等外国人支援団体と連携し、通常実施しているイベントの場を利用し、平常時から情報提供を行う。
- 外国人支援団体と連携しながら、外国人にも分かりやすい防災マニュアル・防災マップの作成・配布、外国人向けの防災訓練の実施等、普及・啓発に努める。
- 外国人支援団体と連携し、地域の防災訓練に外国人が参加することを推進する。
- (公財)武蔵野市国際交流協会は、平常時及び災害時に多言語対応するため語学ボランティアの育成支援を行う。
- 市内大学等の外国語サークルや国際交流サークル等との連携を検討する。
- 多言語翻訳アプリなどの活用を研究する。

3 情報提供体制と相談体制の構築

【災対市民部 庶務班、本部管理部 本部管理班】

- 外国人に対する情報提供体制について、英語・中国語・韓国語など多言語による情報提供として、市ホームページを活用するとともに、避難所における掲示物などの翻訳等、(公財)武蔵野市国際交流協会と連携し、災害時における情報提供体制を検討する。
- また、市は、(公財)武蔵野市国際交流協会と連携し、災害時における外国人の相談体制を検討する。

4 「災害時における外国人支援活動に関する協定」の改訂

【災対市民部 庶務班、本部管理部 本部管理班】

- 平成20年市が(公財)武蔵野市国際交流協会と締結した「災害時における外国人支援活動に関する協定」につき改訂を行う。

5 避難所看板等の整備

【本部管理部 本部管理班】

- 震災時において誰でも迅速にかつ安全に避難できることは、市民の生命を守るうえで重要なことである。このため、避難所をはじめとする公共施設看板等に英語・中国語・韓国語等併記を推進する。

第1章 市民と地域の防災力向上

【予防対策】第2節 地域による共助の推進

第2節 地域による共助の推進

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 庶務班、市民防災協会】

第1 自主防災組織・避難所運営組織の強化

基本方針

- 地域住民による自主防災組織の設立を支援し、市、学校、避難所運営組織における情報共有、連携を強化する。

1 自主防災組織の役割

【本部管理部 本部管理班】

- 地域組織及び住民が自主的に結成した自主防災組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。
 - 1 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
 - 2 初期消火、救出・救助・応急・救護、避難など各種訓練の実施
 - 3 消火・救助・炊出資器材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレの備蓄
 - 4 地域内の危険箇所を点検・把握及び地域住民への周知
 - 5 地域内の避難行動要支援者・災害時要援護者の把握及び災害時の支援体制の整備
 - 6 避難所運営体制の整備（避難所運営組織）
 - 7 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
 - 8 行政との連携・協力体制の整備

2 自主防災組織の設立支援

【本部管理部 本部管理班、市民防災協会】

- 市は、平成10年9月に「武蔵野市自主防災組織に関する要綱」を制定し、自主防災組織の結成促進及び支援・育成に当たっている。

（武蔵野市自主防災組織に関する要綱）
- 市民への積極的な支援により、自主防災組織の設立を進める。
 - (1) 自主防災組織の防災活動に必要な資器材等の整備や運営に関する支援を行う。
 - (2) 防災意識の普及及び高揚を図るため、自主防災組織の実施する訓練等の各種防災行事に協力する。
 - (3) 自主防災組織のリーダーを育成するため、各種研修を実施する。

3 避難所運営組織の役割

【本部管理部 本部管理班、市民防災協会】

- 地震により自宅が倒壊・焼失するなどした場合、住民は、応急仮設住宅等に入居するまでの間、避難所で生活することになる。その場合は、地域の自主防災組織や各種地域団体等で結成された避難所運営組織が中心となって、あらかじめ地域住民同士で定めたルールに従い共同生活を運営することになる。

- 市は市民防災協会と連携し、市内の市立小中学校及び都立高校合わせて20か所に設置された避難所運営組織に対し活動の支援を行っていく

【図表3-1-2 避難所運営組織と活動避難所】

避難所運営組織	活動避難所
境南地域防災懇談会	境南小学校
南町防災ネットワーク	第三小学校
一小地域防災ネットワーク	第一小学校
大野田地域防災の会	大野田小学校・第四中学校
東部防災会	本宿小学校・第三中学校
関前防災会	関前南小学校・第五中学校
四小地域防災会	第四小学校
千川地域防災会	千川小学校・武蔵野北高校
武蔵境自主防災会	第二小学校・第六中学校・武蔵高校
一中地域防災会	第一中学校
井之頭小学校避難所運営協議会	井之頭小学校
桜野地域防災ネットワーク	桜野小学校・第二中学校
第五小学校避難所運営協議会	第五小学校

- 具体的な支援策は以下のとおり。
- ・ 自主防災組織情報交換会等における各種事例等の情報提供
 - ・ 市民防災協会の避難所運営組織活動団体助成金
 - ・ 市や防災協会による活動の人的支援
 - ・ 防災セミナー開催
 - ・ 学校関係者との連携支援
- 学校における児童引き渡し対応と避難者対応を両立するマニュアルを作成し、市、学校、避難所運営組織で情報を共有、連携を強化する。

4 自主防災組織・避難所運営組織の活性化

【本部管理部 本部管理班】

- 市は自主防災組織にヘルメット、ベスト、救助用工具等の活動用資器材を貸与し、支援する。
- 市は自主防災組織・避難所運営組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、消防署と連携し、訓練の技術指導や実技体験訓練を実施し、自主防災組織活動の活性化に努める。

(1) 自主防災組織情報交換会

- 「自主防災組織情報交換会」を定期的に開催し、自主防災組織間の情報交換による連携の強化を図るとともに、防災活動意欲の向上を図る。

(2) 東京防災隣組

- 地域において意欲的な防災活動を継続してきている自主防災組織等を「東京防災隣組（事業）」に積極的に推薦する。都と連携して、防災隣組の取組に関して積極的に普及活動を展開することにより、周辺地域への波及を図る。

※ 東京防災隣組事業

地域防災力の向上を推進するため、大都市東京ならではの共助の仕組みづくりとして展開している事業であり、市の推薦に基づき、都が意欲的な防災活動を行う団体を「東京防災隣組」として認定し、広く紹介することにより、さらなる取組を促すとともに、新たな防災活動を誘発する。

(3) 避難所ごとに対象となる居住地域(区割り)

- 避難所ごとに対象となる居住地域（区割り）を下記のとおり原則的目安として指定する。
- ※ 原則的目安としての指定であり、地域住民による自主防災組織や避難所運営組織の設立や活動の活性化、家族で集合する避難所の話し合いへの活用などを目的とするものであり、必ず当該区割りで指定された避難所へ避難しなければならないというものではない。

【図表3-1-3 避難所対象居住地域】

避難所名	避難所所在地	対象居住地域
第一小学校	吉祥寺本町4丁目17番16号	吉祥寺本町2丁目1番～20番 吉祥寺本町2丁目24番～34番 吉祥寺本町4丁目
第二小学校	境4丁目2番15号	関前5丁目 境2丁目1番～5番 境4丁目1番～11番
第三小学校	吉祥寺南町2丁目35番9号	吉祥寺南町1丁目～5丁目
第四小学校	吉祥寺北町2丁目4番5号	吉祥寺北町1丁目～2丁目
第五小学校	関前3丁目2番20号	西久保2丁目～3丁目 関前3丁目2番～3番
大野田小学校	吉祥寺北町4丁目11番37号	吉祥寺北町3丁目1番～9番 吉祥寺北町4丁目 緑町1丁目1番～3番 緑町2丁目1番～3番
境南小学校	境南町2丁目27番27号	境南町1丁目～5丁目
本宿小学校	吉祥寺東町4丁目1番9号	吉祥寺東町3丁目～4丁目
千川小学校	八幡町3丁目5番25号	緑町1丁目4番～8番 八幡町1丁目 八幡町3丁目～4丁目
井之頭小学校	吉祥寺本町3丁目27番19号	御殿山1丁目～2丁目 吉祥寺本町2丁目21番～23番 吉祥寺本町2丁目35番 吉祥寺本町3丁目 中町1丁目
関前南小学校	関前3丁目37番26号	関前2丁目～3丁目1番 関前3丁目4番～41番 関前4丁目
桜野小学校	桜堤1丁目8番19号	桜堤2丁目～3丁目
第一中学校	中町3丁目9番5号	中町2丁目～3丁目
第二中学校	桜堤1丁目7番31号	境5丁目 桜堤1丁目
第三中学校	吉祥寺東町1丁目23番8号	吉祥寺東町1丁目～2丁目 吉祥寺本町1丁目
第四中学校	吉祥寺北町5丁目11番41号	吉祥寺北町3丁目10番～17番 吉祥寺北町5丁目 緑町3丁目
第五中学校	関前2丁目10番20号	西久保1丁目 関前1丁目
第六中学校	境3丁目20番10号	境1丁目 境3丁目
都立武蔵高校	境4丁目13番28号	境2丁目6番～27番 境4丁目12番～16番
都立武蔵野北高校	八幡町2丁目3番10号	緑町2丁目4番～6番 八幡町2丁目

第2 災害時地域支え合いステーションによる共助の推進

【災害市民部 庶務班、本部管理部 本部管理班】

基本方針

- 災害時におけるコミュニティセンターを「災害時地域支え合いステーション」として位置付け、地域特性に配慮した共助の体制を推進する。

1 災害時地域支え合いステーションの指定

- 武蔵野市コミュニティに関するアンケート調査（平成21年5月実施）によると、「地域として取り組まなくてはならない課題」としては、「防犯・治安対策」が78.9%で最も多く、次いで「災害時の対応」が71.7%を占めている。また、「地域として取り組まなくてはならない課題の解決のために、何かしたいと思うか」については、「思う」が76.5%を占め、その回答者のうち、「関わりたいこと」としては、「防犯・治安対策」が44.6%で最も多く、次いで「災害時の対応」が42.2%を占めている。（参考「コミュニティに関するアンケート調査」関連質問＜抜粋＞1を参照）
- 平成22年1月『第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会最終報告』では、「コミュニティセンターには、水道やガス、就寝できるスペースなど、一時的な生活に必要な基礎的な設備が備わっていることから、小中学校など他の防災拠点との関係も踏まえつつ、防災の拠点としての機能を持たせることが出来ないかを検討することが必要である。」と報告されている。
- 災害時におけるコミュニティセンターを「災害時地域支え合いステーション」として位置付け、地域特性に配慮した“共助の拠点”としての体制を推進する。
- 平成27年3月に作成された「災害時地域支え合いステーション運営の手引き」に基づき具体的な運営を具体的に検討する。

2 災害時地域支え合いステーションの役割・機能

- 「災害時地域支え合いステーション」の役割・機能について、次の6項目を地域の実情や施設・設備の状況、コミュニティ協議会の活動状況などに応じて、コミュニティ協議会を中心に検討する。

- ① 防災用MC A無線や掲示板等を利用した「地域への情報発信」
- ② 在宅生活を続けられる方等への「物資配給」・「相談」
- ③ 避難行動要支援者（災害時要援護者含む）で、専門的なケアが必要ない方のための福祉避難室「おもいやりルーム」開設
- ④ 既定の学校避難所が地理的に遠い住民向けの臨時避難室開設
- ⑤ 帰宅困難者の一時滞在受け入れ
- ⑥ 既定の学校避難所では収容しきれない場合の臨時避難室開設

- それぞれの役割・機能に対応する災害用備蓄品の整備を検討する。備蓄するための十分なスペースを各コミセンに確保・増設することは困難なため、省スペースを考慮した備蓄品の選定を検討するとともに、最寄りの学校避難所へ備蓄しておいて、災害時にコミセンに搬送するなどの方法を検討する。
- 平成25年度に下記の各コミセンに、ガス発電機1台、サークルライト1台、ワンタッチリヤカー1台を配備した。
- 令和3年度に下記の各コミセンに、東京都の地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金を活用し、蓄電池2台、太陽光パネル2枚を譲渡、配備した。

【図表3-1-4 コミュニティセンター一覧及び備蓄品配備状況】

施設名	所在地	ガス発電機 サークルライト ワンタッチリヤカー	蓄電池 太陽光 パネル
吉祥寺東コミュニティセンター	吉祥寺東町1-12-6	●	●
本宿コミュニティセンター	吉祥寺東町3-25-2	●	●
吉祥寺南町コミュニティセンター	吉祥寺南町3-13-1	●	●
御殿山コミュニティセンター	御殿山1-5-11	●	●
本町コミュニティセンター	吉祥寺本町1-22-2	●	●
吉祥寺西コミュニティセンター	吉祥寺本町3-20-17	●	—
吉祥寺西コミュニティセンター分館	吉祥寺本町4-10-7	—	—
吉祥寺北コミュニティセンター	吉祥寺北町1-22-10	●	●
けやきコミュニティセンター	吉祥寺北町5-6-19	●	●
中央コミュニティセンター	中町3-5-17	●	●
中町集会所	中町1-28-5	—	—
西久保コミュニティセンター	西久保1-23-7	●	●
緑町コミュニティセンター	緑町3-1-17	●	—
八幡町コミュニティセンター	八幡町3-3-16	●	●
関前コミュニティセンター	関前2-26-10	●	●
関前コミュニティセンター分館	関前3-16-6	—	—
西部コミュニティセンター	境5-6-20	●	●
境南コミュニティセンター	境南町3-22-9	●	●
桜堤コミュニティセンター	桜堤3-3-11	●	●

(資料第10 (コミュニティセンター一覧))

第3節 消防団による活動体制の充実

【市災対各部、本部管理部 本部管理班】

基本方針

- 消防団の災害発生時における消防活動の万全を期するため、分団詰所・装備資機材の充実・強化を図る。
- 地域の消防力向上のため、女性消防団員を含む消防団員の確保と質の向上に努める。

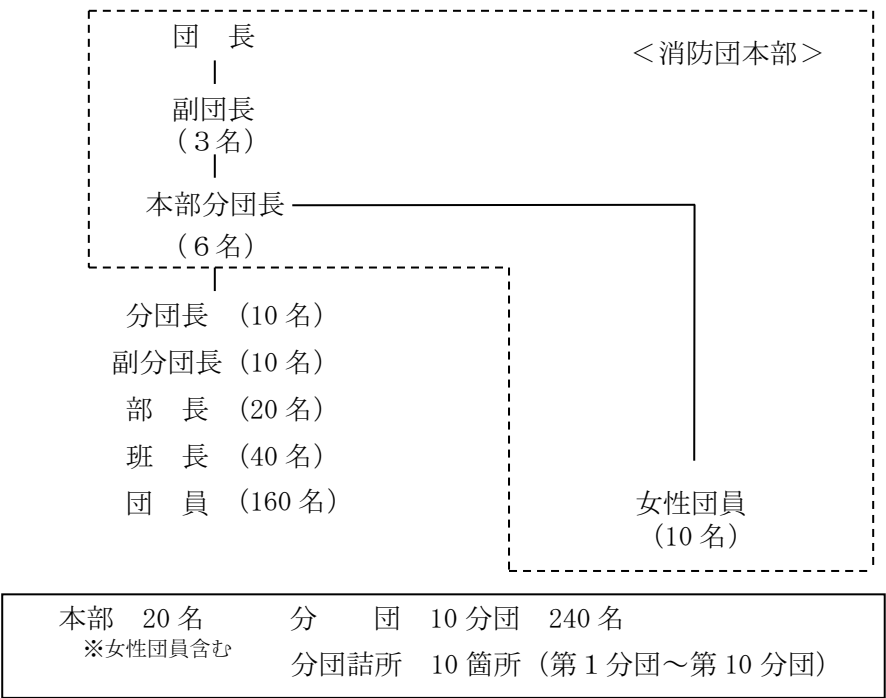
第1 消防団体制の強化

- 消防団（非常備消防）は、震災時、消防署隊と連携し、初期消火、延焼阻止及び救出救護活動等に従事し、平常時は地域住民に対し初期消火、救出救護等について技術的な訓練指導を行う。
- 多様化する災害に備え、武蔵野消防署との連携を密にして実態に即した災害現場に役立つ訓練の徹底に努め、災害時の即応体制を確立する。
- 地域防災体制の一層の充実を図るため、幅広い住民の入団促進についての手法の検討や、消防団に対する理解の促進を図る広報展開を行う。併せて、消防団員の処遇の改善についての検討も行っていく。

1 消防団の体制

- 消防団は、本部と10個分団で構成し、団員定数260名、指揮車1台、ポンプ車10台を配備し、武蔵野消防署との連携体制を確立して災害に備えている。

【図表3-1-5 消防団の体制】



2 分団詰所・装備資機材の充実強化

- 多様な災害に対応するため、消防団活動の拠点となる分団詰所の整備をはじめ、活動に必要な資機材や通信機器等を整備する。

(1) 消防団車両

指揮車	1 台	本 部
消防ポンプ車（A 2 級）	10 台	第 1 分団～第 10 分団

(2) 分団詰所の整備

武蔵野市消防団詰所整備計画に基づき、分団詰所の適切な維持管理および更新について検討を進める。

第4節 事業所防災体制の強化

【市災対各部、本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署】

基本方針

- 市及び各防災関係機関は、事業所との協定締結や合同訓練の実施、事業所防災計画の作成促進等により、事業所の防災力の向上を図る。

第1 事業所の役割

- 事業所は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。
 - (1) 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記）
 - (2) 社屋内外の安全化、事業所防災計画や災害時用マニュアルの整備など事業活動の継続対策
 - (3) 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分を目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
 - (4) 重要業務継続のための事業継続計画（BCP）の策定や、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進
 - (5) 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
 - (6) 武蔵野商工会議所、東京商工会議所、東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時

第1章 市民と地域の防災力向上

【予防対策】第5節 ボランティアとの協働・連携

の地域貢献の促進

(7) 自衛消防訓練を通じ、消火・救出・救護活動能力の向上を図る。

(8) 防火防災管理者制度に基づき、以下の事項を確立する。

ア 震災に備えての事前計画

イ 震災時の活動計画

ウ 施設再開までの復旧計画

エ 防災管理に関する消防計画に定める。

(9) 自衛消防活動中核要員を中心に、救命講習等の受講を促進する。

※ 事業所防災計画

東京都震災対策条例に基づき、各事業所が事業活動に関して震災を防止するため、事業所単位で作成する防災計画。「震災に備えての事前計画」「震災時の活動計画」「施設再開までの復旧計画」を定める必要がある。

第5節 ボランティアとの協働・連携

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 庶務班、災対健康福祉部 庶務班、関係機関等】

基本方針

- ボランティアが円滑に活動できる体制を整備するとともに、防災ボランティア等の多様な主体との連携を図る。

第1 武蔵野市民社会福祉協議会(ボランティアセンター武蔵野)・武蔵野市国際交流協会等との連携

【災対市民部 庶務班、本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 庶務班、武蔵野市民社会福祉協議会】

- 災害が発生した場合できるだけ早い時期に、災害ボランティアの活動拠点となる「武蔵野市災害ボランティアセンター」を、武蔵野市民文化会館に設置し、災対健康福祉部が中心となりボランティアの受入れ等を行う必要がある。
- 市は、災害時の受援体制の整備として、武蔵野市民社会福祉協議会との協定に基づき「武蔵野市民社会福祉協議会(ボランティアセンター武蔵野)」を中心にした、市内の市民団体や民間機関と幅広くネットワークを築き、訓練等を実施して体制の整備を図っていく。また、武蔵野市民社会福祉協議会と連携し、「武蔵野市災害ボランティアセンターの手引き」を充実させる。なお、災害時は、武蔵野市民社会福祉協議会(ボランティアセンター武蔵野)に対し、情報や資器材等を提供する。
- 市は、武蔵野市国際交流協会との協定に基づき、登録された語学ボランティアを活用し、被災外国人等を支援する体制の整備を図っていく。
- 市と都は平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、更に効果的な連携のための体制づくりを推進する。

第2 防災ボランティア等との連携

- 多様な主体が、事前にボランティアとしての登録を展開し、登録ボランティアによる災害対策が実施できる体制を整備する。

1 東京都防災ボランティア等

【本部管理部 本部管理班】

＜応急危険度判定員＞【災対都市整備部建物調査班】

- ① 資格：建築士法第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士または知事が特に必要と認めた者（都内在住、在勤者）
- ② 業務内容：余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。
- ③ 所管：都都市整備局

＜被災宅地危険度判定士＞【災対都市整備部建物調査班】

- ① 資格：宅地造成等規制法施行令第17条に規定する土木または建築技術者
- ② 業務内容：災害対策本部が設置される規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。
- ③ 所管：都都市整備局

＜防災（語学）ボランティア＞【災対市民部物資管理搬送班】

- ① 資格：一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上70歳未満の都内在住、在勤、在学者）
- ② 業務内容：大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。
- ③ 所管：都生活文化局

＜建設防災ボランティア＞【災対都市整備部建物調査班】

- ① 資格：公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者
- ② 業務内容：建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握等
- ③ 所管：都建設局

2 警視庁交通規制支援ボランティア

【警視庁】

- 警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。

第1章 市民と地域の防災力向上

【予防対策】第5節 ボランティアとの協働・連携

- 「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。
- ① 資 格：警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者。
- ② 活動内容
 - (a) 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動
 - (b) 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動
 - (c) その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

3 東京消防庁災害時支援ボランティア

【東京消防庁】

- 東京消防庁は、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を平成7年7月から開始した。
- 平成18年1月に「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、災害時支援ボランティアの活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大し、災害対応の強化を図った。
- 災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー、コーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、災害時支援ボランティアの一層の充実強化を図る。また、災害時支援ボランティア用救助資器材を整備し、震災時の消防隊と連携した活動能力の向上を図る。
- ① 資 格：原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者または東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たすもの。
 - (a) 応急救護に関する知識を有する者
 - (b) 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者
 - (c) 元東京消防庁職員
 - (d) 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者
- ② 活動内容：震災時（震度6弱以上）、大規模自然災害発生時、その他大規模災害発生時にあらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援を行う。

災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、以下の支援活動を実施する。

 - (d) 応急救護活動
 - (e) 消火活動の支援

- (f) 救助活動の支援
- (g) 災害情報収集活動消防用設備等の応急措置支援
- (h) 参集受付、チーム編成等の消防署内での活動
- (i) その他、必要な支援活動
- (j) 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加
- (k) チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」への参加
- (1) その他、登録消防署の要請による活動

③ 所 管：東京消防庁

4 赤十字ボランティア

【日本赤十字社東京都支部、赤十字奉仕団】

- 赤十字のボランティアは、救援ボランティア登録者、赤十字奉仕団、災害発生後に協力を申し出た市民、団体などにより構成される。活動は主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援を目的に行うものとする。
- 日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災知識の普及につとめ、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

(1) 赤十字ボランティアの役割

<赤十字災害救護ボランティア>

災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修を終了し、災害時に活動を希望する者を登録。登録したボランティアは「赤十字救護ボランティア活動推進連絡会」を組織し、赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネートを行う。

<赤十字奉仕団>

○地域赤十字奉仕団（武蔵野赤十字奉仕団）

地域において組織された奉仕団で、災害時には市と連携し、避難所等において被災者等への支援活動を行う。

○特別赤十字奉仕団

学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団で、災害時は各団の特色を活かし、避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。

<赤十字個人ボランティア>

日本赤十字社東京都支部並びに病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動を行う。

第1章 市民と地域の防災力向上

【予防対策】第6節 市民・行政・事業所等の連携

第6節 市民・行政・事業所等の連携

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 災害ボランティアセンター班、災対市民部 庶務班、災対健康福祉部 庶務班、災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班、警視庁、東京消防庁、日本赤十字社東京都支部、赤十字奉仕団、武蔵野市民社会福祉協議会】

基本方針

- 市、防災関係機関、自主防災組織、事業所、ボランティア等の多様な主体が相互に連携した防災ネットワークを構築する。

第1 相互に連携したまちづくり

- 従来の市民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、震災に強い社会を構築することが重要である。
- 市は、平成24年8月より、災害協力協定を締結している関係団体と「武蔵野市災害協力協定締結団体連絡会議」を開催しており、今後、災害時の連絡手段の確保等、連携体制のさらなる強化を図る。
- 市は、災害時に民間団体と協働で応急対応するために平常時から、随時講習・実習等を行い、連携を強化する。
- 地域の防災連携体制を推進するため、事業所等と地域住民が連携した防災訓練等の充実を図る。
- 吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会を事例として、市、都、防災関係機関、事業所及び地域との相互支援を協議する場の設置を推進する。
- 他自治体との相互支援体制の強化を図る。

第2 地域における防災連携体制の確立

- 市及び防災関係機関は、震災から地域ぐるみで地域社会を守るために、次の対策を推進し、地域における防災連携体制の確立を図る。

1 公共的団体等との協力体制の確立

- 市は、市域内における公共的団体の防災に関する組織及び住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織の充実を図るとともに、災害時における応急活動が能率的に処理されるよう、平素から相互の連絡を密にし、これら団体の業務及び協力方法等、協力体制の確立に努めるものとする。
- これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。
 - (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合、市その他関係機関に連絡すること。
 - (2) 災害に関する予警報その他情報を地域内住民に伝達すること。
 - (3) 震災時における広報広聴活動に協力すること。
 - (4) 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。

- (5) 避難誘導及び避難所内被災者の救助業務並びに負傷者の応急救護に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災地域内の秩序維持に協力すること。
- (9) 罹災証明書交付事務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に協力すること。

2 自主防災組織、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進

- 地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図る。

3 地域コミュニティの活性化

- コミュニティ協議会の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を図る。

4 地域と事業所との連携強化

- 市は、都と連携して、商工会議所等の協力を得て、防災について地域貢献の意志のある事業者の紹介を受けて、地域との連携を図る。

第1章 市民と地域の防災力向上

【応急対策】第1節 自助による応急対策の実施

応急対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 自助による応急対策の実施	本部管理部 本部管理班 災対市民部 物資管理搬送班	武蔵野市国際交流協会 東京都災害ボランティアセンター
第2節 市民による救出・救助活動	本部管理部 本部管理班	武蔵野消防署 武蔵野警察署 武蔵野市消防団
第3節 消防団による救出・救助活動	本部管理部 本部管理班	武蔵野消防署 武蔵野警察署 武蔵野市消防団
第4節 事業所による救出・救助活動	本部管理部 本部管理班	武蔵野消防署 武蔵野警察署 武蔵野市消防団
第5節 ボランティア等との協働・連携	災対健康福祉部 庶務班 災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班 災対市民部 災害ボランティアセンター班	都 ボランティア

第1節 自助による応急対策の実施

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 物資管理搬送班、武蔵野市国際交流協会、東京都災害ボランティアセンター】

第1 市民自身による応急対策

- 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- 地震発生後数日間、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

第2 外国人支援対策

- 平常時は要配慮者でない外国人でも、災害時には、言語、生活習慣の違い、地震体験がないこと等による災害知識の不足等から、要配慮者となり得る。そこで外国人が、災害発生時に適切な行動がとれるよう、防災知識の普及を図るとともに、災害時には情報提供等を行う。
- 市は、(公財)武蔵野市国際交流協会(MIA)との「災害時における外国人支援活動に関する協定」に基づき、災害時における外国人への支援を図る。

1 災害時の被災外国人への支援

(1) 市の対応

ア 情報提供

- 被災状況、救援物資、避難所利用法、緊急的な生活支援等、市が発する情報を外国人に伝わりやすい言語（翻訳文、やさしい日本語等による掲示、市ホームページの多言語化又はむさしのFM等の放送を利用）で提供する。

イ 言語面での支援

- 市は、（公財）武蔵野市国際交流協会（MIA）と連携して、避難所等での言語面で助けを必要とする外国人の支援を行う。

ウ 相談窓口の開設

- 外国人からの行政手続きを含む法律相談に対応し、また悩みやストレスを解消するため、（公財）武蔵野市国際交流協会（MIA）の協力を得て、市役所に相談窓口を開設する。
- 都庁内に開設される「外国人災害時情報センター」の支援を得て、外国人への情報提供を実施する。
- 東京都防災（語学）ボランティアの協力を得る。

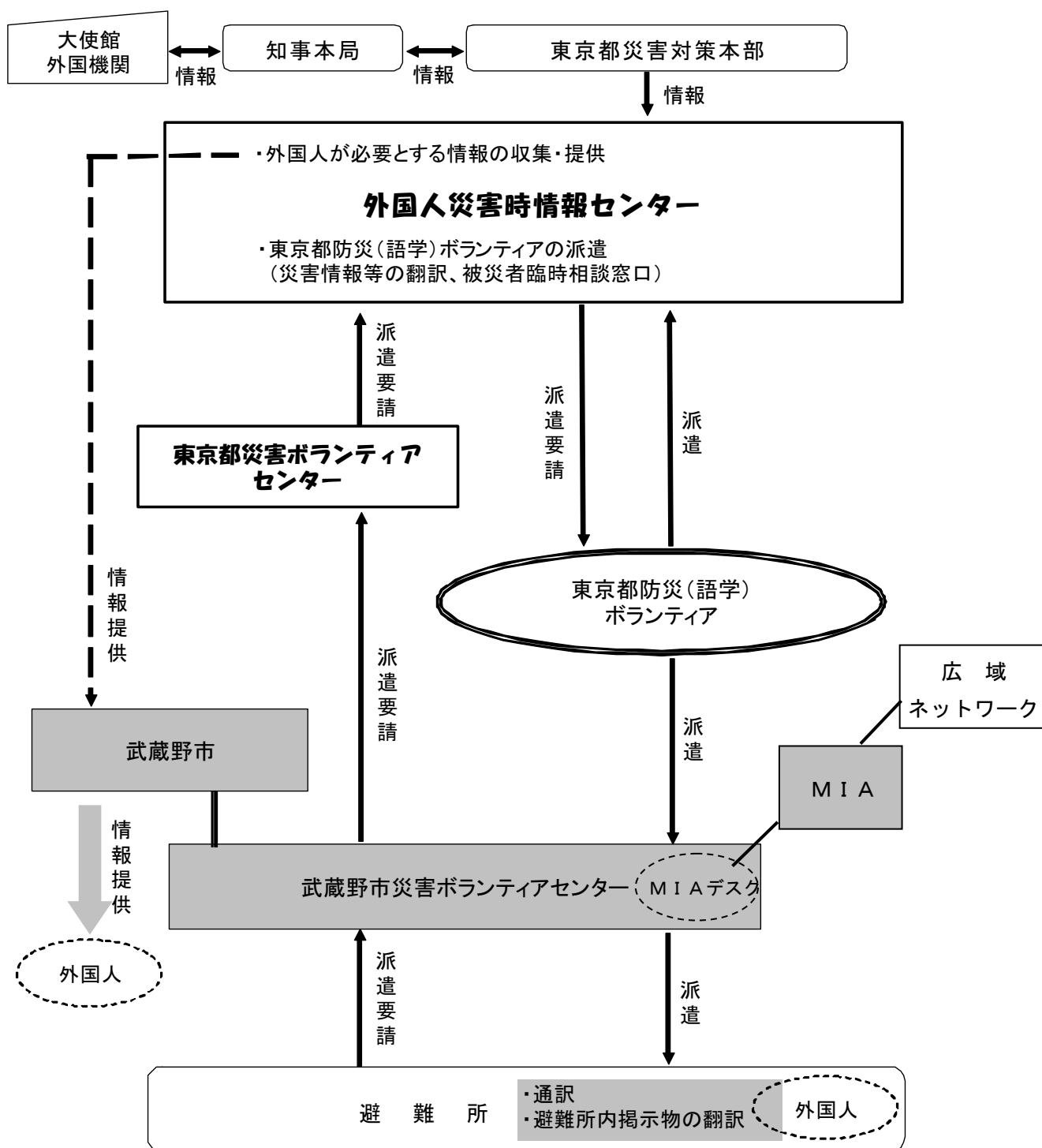
(2) 都の対応

- 都生活文化局は都庁に「外国人災害時情報センター」を開設し、次の業務を行う。
 - ア 外国人が必要とする情報の収集・提供
 - イ 市区町村等が行う外国人への情報提供に対する支援
 - ウ 東京都防災（語学）ボランティアの派遣
 - エ 被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応

2 外国人支援団体との連携

- 災害発生時には、市は（公財）武蔵野市国際交流協会（MIA）等外国人支援団体に、協力可能な語学ボランティアを、災害ボランティアの活動拠点となる「武蔵野市災害ボランティアセンター」に派遣させることなどを要請する。

【図表3-1-6 災害時の外国人支援の流れ】



第2節 市民による救出・救助活動

【本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団】

- 消防団及び自主防災組織（東京防災隣組など）や事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

第1 初期消火活動

- 火災が発生した場合は、自主防災組織等が協力して、スタンドパイプやD級可搬ポンプ等を活用した初期消火を実施する。
- なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。

第2 救出・救護活動

- 地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。
- 倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、救護所への搬送を実施する。
- 避難行動要支援者（災害時要援護者含む）については、登録名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

第3節 消防団による救出・救助活動

【本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団】

- 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、防災用MC A無線・携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- 消防署隊と連携し、消火活動等及び活動障害排除等の活動を行う。
- 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

第4節 事業所による救出・救助活動

【本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団】

第1章 市民と地域の防災力向上

【応急対策】第5節 ボランティア等との協働・連携

- 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。
- 出火防止、初期消火を速やかに実施する。
- 正確な情報を収集、提供する。
- 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。
- 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。
- 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

第5節 ボランティア等との協働・連携

【災対健康福祉部 庶務班、災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班、災対市民部 災害ボランティアセンター班、都、ボランティア】

第1 武蔵野市災害ボランティアセンターの設置

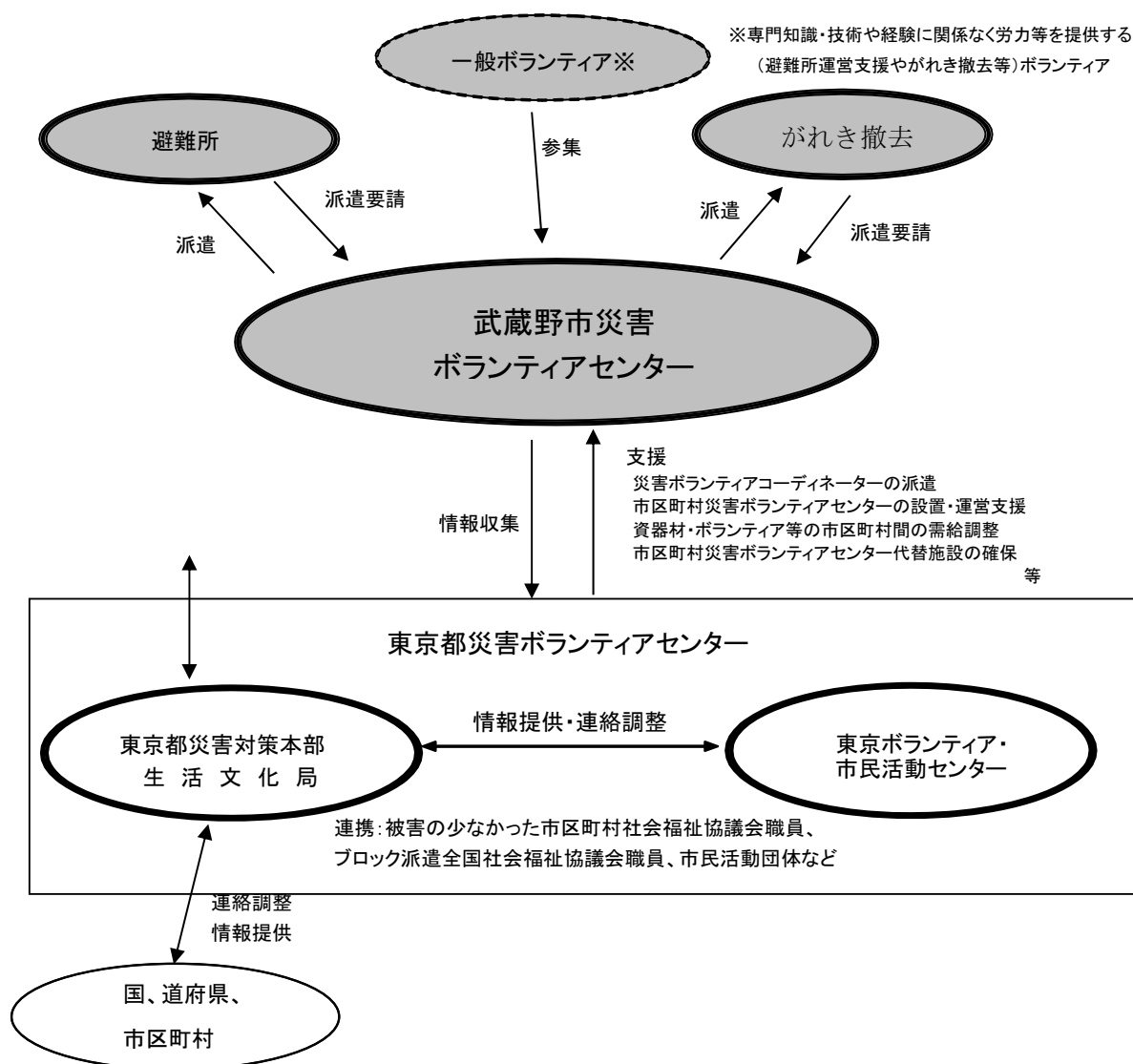
- 大規模災害においては、被災者に対する効果的な救済活動を実現するため、ボランティアやNPO、関係機関との連携を図る。
- 災害が発生した場合できるだけ早い時期に、災害ボランティアの活動拠点となる「武蔵野市災害ボランティアセンター」を武蔵野市民文化会館に設置し、災対健康福祉部災害ボランティアセンター班が中心となりボランティアの受入れと派遣等を行う。
- 市は、災害時に武蔵野市民社会福祉協議会（ボランティアセンター武蔵野）に対し、情報や資器材等を提供、またはあつせんする。
- 全国から集まったボランティアの宿泊先は以下の施設等を予定する。

武蔵野市民文化会館 和室 茶室等	中町3-9-11
武蔵野総合体育館 柔道場 和室研修室等	吉祥寺北町5-11-20

第2 東京ボランティア・市民活動センター等との連携

- 災害時には、都は広域的な立場から市区町村の活動を調整及び補完することを基本に、市と密接に連携を図り、ボランティア等を支援する。
- 市は、情報や資器材の提供など、ボランティア等を直接的に支援するのに対し、都は、「東京ボランティア・市民活動センター」と連携して被災地全域の情報を提供し、コーディネーター等の専門的な人材を確保するなど、広域的に支援を図っていく。

【図表3-1-7 ボランティア連携イメージ】



第1章 市民と地域の防災力向上

【応急対策】第5節 ボランティア等との協働・連携

東京都防災ボランティア等の活動内容

ボランティア名		出動要件及び活動内容
事前登録ボランティア	防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、市区町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
	応急危険度判定員	市区町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
	被災宅地危険度判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
	建設防災ボランティア	震度5強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、また、震度6弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
警視庁交通規制支援ボランティア		警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動を実施
東京消防庁災害時支援ボランティア		東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した部署に自主的に参集し、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援（応急救護活動、消火活動の支援及び救助活動の支援など）を実施

第3 赤十字ボランティアの活動内容

<赤十字災害救護ボランティア>

「赤十字救護ボランティア活動推進連絡会」を組織し、赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネートを行う。

<赤十字奉仕団>

○地域赤十字奉仕団

地域において組織された奉仕団で、災害時には市と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者等への支援活動を行う。

○特別赤十字奉仕団

学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団で、災害時は各団の特色を生かし、避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。

<赤十字個人ボランティア>

日本赤十字社東京都支部並びに病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動を行う。

＜赤十字エイドステーション＞

帰宅困難者対策の一環として、災害時に多数の帰宅困難者が都心部から郊外の居住地に徒歩等で帰宅するにあたり、主要道路に簡易な支援所（赤十字エイドステーション）を設置し、徒歩で帰宅する帰宅困難者を支援する。

第2章 安全な都市づくりの実現

本章における対策の基本的考え方

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守り、震災時における都市機能を維持するためには、都市づくり全体を視野に入れて防災性を高めていくことが必要である。

地震に強い都市づくりの実現に向けて、各種関連計画に基づく安全な市街地の整備、ライフライン施設の安全化、住宅の耐震化促進などの取組を推進していく。

また、都市構造の防災性を高めていくだけでなく、出火そのものの防止と初期消火体制の充実による延焼の防止を推進することが必要である。家庭、地域、事業所それぞれの防火体制を充実するとともに、地域のあらゆる水利を活用できる体制を強化していく。

対策の全体像

現在の到達状況

- 市はこれまで、耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化を促進するとともに、火災の延焼を阻止する上で重要な公園や防災広場等の整備に取り組んできた。
- 警察署、病院等の防災上重要な公共建築物及び緊急輸送道路の沿道建築物については、都とも連携し建築物の耐震化に向けた取組を進めている。
- 東日本大震災で課題となったライフライン施設の安全強化策として、水道・下水道設備の耐震性の向上とともに、非常用電源の配備等の対策を進めている。
- 市は、これまで市内全域の防火水槽の整備を進めており、震災時に活用する消防水利（以下、「震災時消防水利」という。）の充足率は250mメッシュ単位で93.1%（令和3年12月現在）になっている。
- 消防活動を妨げる狭あい道路の拡幅整備（令和3年12月現在の整備率35.2%）を進めている。
- 初期消火体制の強化として、地域設置消火器を約1,300箇所配置するとともに、消防団活動、地域の自主防災組織の活動体制の強化を推進している。
- 災害用トイレについては192基（令和3年4月現在）確保している。

第2章 安全な都市づくりの実現

【対策の全体像】

課題	対策の方向性	到達目標
建築物の耐震化、不燃化の一層の取り組みの必要	地震に強い都市づくりの推進	都市計画道路・区画道路の整備及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進し、災害時の避難道路を確保する。
木造住宅密集地域や東部地域に対して、より一層の延焼予防策の実施の必要	建築物の耐震化による被害の軽減	住宅・民間特定建築物の耐震化率を令和7年度までに95%にする。
狭あい道路について、災害時の消防活動路を確保する必要	出火、延焼の防止	防火水槽等の震災時消防水利を100%整備する（250mメッシュ）、また、延焼危険度の高い東部地域及び木造住宅密集地域へ重点的に整備する。
初期消火の重要性の啓発し、家庭用消火器の普及促進する。	狭あい道路の拡幅整備等	狭あい道路の拡幅整備を進め、災害時の緊急車両の乗り入れ・消防活動路を確保する。
災害用トイレの目標数の精査や適切な維持管理が必要	初期消火体制の強化	家庭用消火器の普及を促進し、住宅用火災警報器の設置を推進する。
地域設置消火器は維持管理の課題を抱えており、目的や目標数の精査が必要	災害時のトイレ確保については、公設、民間設置、携帯トイレの普及啓発との連携を図る。	トイレ確保計画（仮）を検討する。
	減少の原因分析や効果的な設置カ所の研究	木造密集地域など必要なエリアには設置を促進し、家庭用消火器の設置促進と連携して初期消火体制を整備する。

地震前の行動（予防対策）

安全に暮らせる都市づくり

- 地震に強い都市づくりの推進
- 都市空間の確保
- マンション等の集合住宅、高層建築物及び地下街の安全対策
- ブロック塀等の安全化
- 避難道路機能の確保

建築物の耐震化及び安全対策の促進

- 建築物等の不燃化・耐震化
- エレベーター対策
- 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止
- 文化財施設の安全対策

長周期地震動への対策の強化

- 建築物所有者等の対策の推進
- 室内の安全確保

出火、延焼等の防止

- 消防水利の整備、防火安全対策
- 危険物施設、毒物・劇物取扱い施設等の安全化
- 危険物等の輸送の安全化

地震直後の行動（応急対策）

発災後 72 時間以内

河川施設等の応急対策による二次災害防止

- 河川施設等の応急対策
- 社会公共施設等の応急対策

消火・救助・救急活動

- 消火・救助・救急活動

危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置

- 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置
- 危険物輸送車両の応急対策
- 特定動物等の逸走時対策

地震後の行動（復旧対策）

発災後 1 週間目途

公共の安全確保、施設の本来機能の回復

- 河川施設等の復旧
- 社会公共施設等の復旧

第2章 安全な都市づくりの実現

【予防対策】第1節 安全に暮らせる都市づくり

予防対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 安全に暮らせる都市づくり	本部管理部 本部管理班 災対総合政策部 庶務班 災対市民部 庶務班 災対環境部 公園班 災対都市整備部 庶務班 災対都市整備部 建物調査班 災対都市整備部 交通対策班	都 武蔵野警察署 武蔵野消防署 都北多摩南部建設事務所 都西部公園緑地事務所
第2節 建築物の耐震化及び安全対策の促進	本部管理部 本部管理班 災対財務部 管財施設班 災対環境部 庶務班 災対都市整備部 庶務班 災対都市整備部 建物調査班 災対都市整備部 道路管理班 災対教育部 庶務班	都 武蔵野消防署 市民防災協会
第3節 長周期地震動への対策の強化	災対都市整備部 庶務班	
第4節 出火、延焼等の防止	本部管理部 本部管理班 災対環境部 庶務班 災対都市整備部 道路管理班 災対都市整備部 交通対策班 災対教育部 庶務班	都環境局 都水道局 都生活文化局 都福祉保健局 都教育庁 武蔵野警察署 武蔵野消防署

第1節 安全に暮らせる都市づくり

【本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 庶務班、災対市民部 庶務班、災対環境部 公園班、災対都市整備部 庶務班、災対都市整備部 建物調査班、災対都市整備部 交通対策班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、都北多摩南部建設事務所、都西部公園緑地事務所】

第1 地震に強い都市づくりの推進

基本方針

- 武蔵野市第六期長期計画及び武蔵野市都市計画マスタープランに基づき、地震に強い都市づくりを推進する。

1 武蔵野市第六期長期計画

【災対総合政策部 庶務班】

- 市では、令和2年4月に第六期長期計画を策定した。長期計画では「災害への備えの拡充」を基本施策の一つとして掲げ、「災害に強いまちづくりの推進」「自助・共助による災害予防対策の推進」「関係機関との連携による応急対応力の強化」「市の応急活動体制の整備」「震災復興への取組み」等を進めることとしている。

「耐震改修促進計画」

- 木造住宅の耐震化は着実に進捗してきたが、合意形成など多くの課題を抱える分譲マンションは耐震化が遅れていることから、引き続き、耐震化の啓発活動を行っていくとともに、個々の課題を把握したうえでの専門家派遣等、総合的な支援や助成制度のさらなる拡充を検討していく。特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化については、耐震化費用の一部助成だけでなく、合意形成や移転の問題に対する支援をさらに進め、耐震化を促進していく。また、無電柱化も推進し減災に向けたまちづくりを進める。大規模災害時に起こりうる火災に対しては、延焼防止のために幹線道路の拡幅事業を進めるとともに、防火水槽の整備を引き続き進める。重要なインフラの一つである水道事業についても、震災時に迅速な応急給水や応急復旧が行えるように体制を整備する。
- 地震や火災から身を守るために、様々な啓発活動、支援を行う。家具転倒防止器具や住警器、感震ブレーカー、消火器の設置や、被災後の生活のための家庭での食料や飲料水、トイレ、日用品等の備蓄、帰宅困難時の備え、避難先の確保等を推進し、市民防災力の向上を図る。
現在活動中の自主防災組織の活動を支援したり、市内に多く存在するマンション管理組合等へ自主防災組織の設立を働きかけたりすることで、近隣に暮らす市民同士が協力し合う体制を整備し、災害対応力の強化を図る。
- 地震発生直後の人的被害を減らすため、災害時医療体制の強化を行う。また、帰宅困難者対策として制定した「吉祥寺ルール」を市内事業者等に徹底するなど、災害時における来街者の安全対策を推進する。
協定締結や訓練実施を通じ、東京都や近隣の自治体、市内の諸団体など多様な主体との連携を強化する。災害発生後に、他地域から多く寄せられる支援を効率的・効果的に受け入れる体制を整備するために受援計画を策定する。

2 武蔵野市都市計画マスタープラン

【災対都市整備部 庶務班】

- 都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」である武蔵野市都市計画マスタープランを令和3年9月に改定した。
- 武蔵野市都市計画マスタープランは、市民や事業者と市が共有するまちづくりのビジョンであり、その実現に向け市が取り組むまちづくりの方針を7つの分野、3つの地域別に示している。分野別まちづくりの方針では、防災分野の方針として「安心して暮らせる都市基盤の整備」や「多様化する都市災害への対応」等を掲げ、建築物の耐震化・不燃化の促進、公共施設や道路、公園等への雨水浸透施設等の設置、道路の無電柱化を推進することとしている。

第2章 安全な都市づくりの実現

【予防対策】第1節 安全に暮らせる都市づくり

- 防災に関するまちづくりを効率的に展開するために、武蔵野市都市計画マスタープランの方針に即して総合的に事業を図っていく。

3 土地利用の方針

【災対都市整備部 庶務班】

- 土地利用は広域的な立場から、都市のあるべき姿や都市の将来進むべき方向を決定するものである。
- 土地利用の方針としては、武蔵野市都市計画マスタープランに基づき、現在の用途地域を継続することを原則とし、土地の有効活用、適切な密度の誘導、公共空間の充実、緑地の確保、防災性の向上等に配慮する。

<現 況>

武蔵野市の土地利用の現況は、ここ 20 年間大きな変化はみられず、宅地が約 68%、交通系が約 16%となっている。宅地の利用用途としては、住居系が約 48%、公共系が約 11%と成熟した住宅都市の市街地構造となっている。

- 用途別土地利用面積の割合

用 途	公共系	商業系	住居系	工業系	空地系	交通系	農業系その他
割合 (%)	11.4	7.4	47.7	1.3	11.8	16.8	3.6

(平成 29 年武蔵野市土地利用現況調査)

4 都市の防災性の向上

(1) 都市基盤の更新

- 武蔵野市は早期に都市基盤整備に着手してきたため、現在は、上下水道をはじめとする都市基盤が大規模修繕や更新の時期を迎えている。
- 近年では異常気象による集中豪雨や東日本大震災の発災もあり、都市基盤整備の重要性が再認識されている。都市基盤の更新にあたり、都市の防災性の向上という視点から、オープンスペースや機能的な道路空間の確保、公園緑地や水害対策施設の整備を行い、さらに建築物や都市施設の耐震性・耐火性の確保・強化に努め、防災性の向上を図る。
- 鉄道駅周辺で行われる民間の開発プロジェクト等において、一時滞在施設や、帰宅困難者の受入施設、備蓄倉庫や非常用電源などを備えた防災上の拠点となる施設を誘致していく。

(2) まちづくり条例等による指導

ア 武蔵野市まちづくり条例（平成 26 年 3 月 18 日改正）

【災対都市整備部 庶務班、本部管理部 本部管理班】

- 武蔵野市における開発行為及び中高層建築物等の建築に対する指導の基準を定めることにより、計画的なまちづくりを推進し、緑豊かで良好な居住環境の促進を図り、もって武蔵野市の均衡ある発展と市民の福祉の増進に寄与することを目的としている。

- 市のまちづくりにあたっての基本的な考え方、都市計画の決定等における市民参加の手続、開発事業に係る手続及び基準等を定めることにより、市民等、開発事業者及び市が協力し、かつ、計画的にまちづくりを行い、もって、快適で豊かな都市環境の形成を目指している。
- 開発事業者は、防災上の配慮としてこの条例に規定する消防施設及び防災の措置に関する基準に基づき、屋外消火栓、防火水槽及び災害用設備の設置並びに窓ガラスの飛散防止措置等について、整備を行うものとする。

(武蔵野市まちづくり条例)

(ア) 防災上の指導（消火栓及び防火水槽設置基準）

	屋 外 消 火 栓	防 火 水 槽 (40t 級)
開発行為	開発面積が 3,000 m ² 毎に 1 基	開発面積が 3,000 m ² 毎に 1 基
その他	延べ面積が 3,000 m ² 毎に 1 基	延べ面積が 5,000 m ² 毎に 1 基

- (イ) 建築物への消防用自動車、はしご車の接近及び消防活動に関する必要な措置は、まちづくり条例に基づき開発事業者と協議する際に、防災課が武蔵野消防署と協議の上行う。

第2 都市空間の確保

基本方針

- 市街地の中の公園・緑地等に代表されるオープンスペースは、地域環境の保全ばかりでなく、震災時における避難者の安全を確保し、火災の延焼阻止を図るうえで、重要な役割を担っている。木造住宅密集地域を中心に可能なかぎりオープンスペースの確保を図る。また、消火、救命、復旧活動の拠点とする。
- 広域避難場所のほかに一時集合場所として公立小中高等学校が指定されている。地域防災機能を一層効果的に発揮できるようにするため、これら一時集合場所のほか、病院、コミュニティセンター、福祉施設等、防災上地域の核となる公共施設と公園との連携を図ることや、生産緑地地区等の空地を一時的に利用できるようにして、これらと連携して災害時にはより広いスペースを確保し、活用できるようにする。

1 公園の整備

(1) 本市の現状と課題

【都西部公園緑地事務所、災対環境部 公園班】

- 本市の市立公園は一箇所当りの面積規模を確保することの困難性を数量で充足してきたという歴史的背景があり、全ての公園は街区公園であるため、地域毎の復旧・復興拠点としての防災機能を分担させることとなる。

第2章 安全な都市づくりの実現

【予防対策】第1節 安全に暮らせる都市づくり

- 公園の設置状況（令和3年4月1日現在）
 - ・ 都立公園等 4箇所
 - ・ 市立公園 188箇所
 - ・ 市民一人当りの公園面積 4.42 m²

(2) 公園の整備(防災機能を持つ公園を含む)

- 公園の新設、既存公園の拡充・再整備によりオープンスペースを確保し、延焼防止など防災効果の高い公園の整備に努めていく。
- 公園等に備蓄倉庫、貯水槽等を整備して震災時の防災拠点としての機能を向上させる。

ア 公園整備の考え方

- 消防水利の設置や焼け止まり、避難者保護にも役立てるために遮蔽率の高い樹木の植栽(防火植栽)や広場スペースを確保する。
- 給水、物資の配給等に対応できる多目的広場として確保するとともに備蓄倉庫(救助救出資器材、炊事器材、テント、発電機付投光器、小型消防ポンプ(D級)、毛布、トイレ用品等)や耐震性防火水槽を設ける。
- 防災機能の確保とともに資機材置場やごみの一時集積所等の災害復旧活動の補助拠点とする。
- 道路に関する対策は一定の期間を要するが、公園や広場のオープンスペースの確保は、市有地の有効活用や、行政指導によるストック、公有未利用地の暫定利用など、多角的対応が必要である。
- 地域住民が防災広場を有効に活用していくため、整備後の維持管理や訓練の実施などについて地域住民による自主防災組織の結成を促進し、指導・育成する。

イ 防災広場の設置状況

防災広場は市内のオープンスペースの必要性の調査評価を行ない、その中で、不燃領域率などで評価の低かった地域に「延焼防止」の観点から設けられた広場である。また、災害時のミニ防災拠点としての機能も付加している。

【図表3-2-1 防災広場の設置状況（令和4年1月現在）】

(1) 南町防災広場	所在地：吉祥寺南町5-6 [敷地面積：324 m ²] 平成12年6月17日開設
(2) 東町防災広場	所在地：武蔵野市吉祥寺東町4-15 [敷地面積：371 m ²] 平成14年8月3日開設
(3) 吉祥寺西公園 (防災機能を持つ公園)	所在地：武蔵野市吉祥寺本町3-7 [敷地面積：2,138 m ²] 平成15年4月6日開設
(4) 境南町防災広場	所在地：武蔵野市境南町3-20 [敷地面積：493 m ²] 平成16年5月22日開設

(5) 西久保二丁目防災広場	所在地：武蔵野市西久保 2-1 5 [敷地面積：639 m ²] 平成 18 年 4 月 1 日開設
(6) 桜堤二丁目防災広場	所在地：武蔵野市桜堤 2-8 [敷地面積：281 m ²] 平成 25 年 3 月 31 日開設

2 農地の保全

【災対市民部 庶務班】

- 市街化区域内における農地は、良好な環境の確保はもとより、防災上においても火災の延焼防止、震災時の一時的な避難場所としての機能など重要な役割を担っている。
- 市街地のオープンスペースの確保と良好な都市環境の形成のために指定されている生産緑地地区をこれら生産機能や環境防災機能として活用されるよう保全に努めていく。
- 市では、災害時に市民が緊急に避難する場所（「地区災害時待避所」）として農地を開放してくれる協力者と協定を締結している。

（協定第 23（災害時における東京むさし農業協同組合との協力に関する協定書））

- 生産緑地地区指定状況（平成 27 年 1 月現在）

84 地区 約 27.80ha

（資料第 1（農地））

3 緑の防災ネットワークの形成

【都、災対環境部 公園班】

- 都市の防災機能を高めるため、グリーンパーク緑地や本村公園など緑の回廊とともに各地に点在する公園緑地の様々な空間を利用して緑の防災ネットワークを形成する。
- 公園の整備、改修とともに、倒壊による被害を最小限にするため、ブロック塀等を生垣へ転換することなどにより緑の防災ネットワークを形成する。
- 公園緑地を街路樹や河川等で結ぶとともに、街路樹の回復・更新を進め、グリーンロードネットワークの充実を図る。
- 都は、道路・河川・公園等の一体感のある整備を進め、荒川から石神井川、調布保谷線を通じて多摩川へとつながる直径 30 km の緑のリング（グリーンロードネットワーク）を形成する。

4 オープンスペースの把握と整備

【都・災対本部管理部 本部管理班】

- 震災時に、広域避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことにより、人命の保護と被害の軽減を果たし、市民生活の再建と都市復興を円滑に行うことができる。
- 都は、東京都震災対策条例で、事前にこれら活動に供する土地及び家屋の確保に努めることを定めており、利用可能なオープンスペースを国、市、関係機関と協議のうえ把握し、具体的な使用計画を策定する。

第2章 安全な都市づくりの実現

【予防対策】第1節 安全に暮らせる都市づくり

- 都は、具体的な使用計画の策定後、地権者の事前同意を得たうえで告示し、市民に周知する。
- 都は、震災時の応急対策活動を円滑に行うため、活動拠点やアクセス機能の整備について、施設管理者が市及び都の協力のもとに取り組み、発災時の使用に係るマニュアル等を作成する。

第3 マンション等の集合住宅、高層建築物及び地下街の安全対策

基本方針

- マンション等の集合住宅の生活継続計画の作成を支援する。
- エレベーター閉じ込め防止装置の設置や自主防災組織設立等を促し、さらに高層住宅には一定層ごとに防災倉庫の設置を促す。
- 長周期地震動等高層住宅特有の防災対策の検討を進める。

1 マンション等の集合住宅の生活継続計画

【本部管理部 本部管理班、災対都市整備部 建物調査班】

- マンション等の集合住宅は、建築物としては堅固であり倒壊や延焼の恐れが少ない一方、エレベーターの使用不能によるいわゆる「高層難民」の発生や、建物や給排水設備等ライフラインが損傷した場合の復旧に、管理組合としての意思決定を要するなど、戸建て住宅にない問題がある。
- マンション等の集合住宅では、管理組合等を中心に自主防災組織を設立して、管理会社や市と連携しながら集合住宅特有の問題解決にあたる必要がある。
- マンション等の集合住宅の建物は堅固であるため、自主防災組織を中心とした日頃からの災害への備えにより、発災後も自宅での生活を継続できる可能性が高い。
- マンション等の集合住宅の管理組合等は、発災後も共同して生活を継続するための「マンション生活継続計画」(MLCP※)を作成し、建物の補強、電気、水道等の設備の改善、資機材等の備蓄及び居住者による共助の基礎づくり等を進める。
- 市は、マンション等の集合住宅の防災力を強化し、発災後も住民が自宅で生活を継続することを可能にするため、管理組合等のMLCPの作成等を支援する。

※MLCPは(Mansion Life Continuity Plan)の略で、次のような内容が含まれる。

- ①発災時、応急復旧時、復興時等の段階に応じた対応策を検討する
- ②発災後の生活継続について、生活水準とコストを考慮した選択肢をつくる
- ③発災前の準備を進める(建物・設備の改修、規定類の整備、資機材の備蓄等)
- ④役員等の不在時の意思決定、役割分担を決めておく
- ⑤情報連絡を維持する方法を具体的に決めておく
- ⑥高層階への対策を具体的に考える(揺れ、エレベーター停止等)
- ⑦大規模マンションの集会室等を、一般避難所と同様の救援物資搬入先とする

2 高層建築物及び地下街対策

- 高層建築物、地下街等において、地震火災や混乱などによる被害を防ぐため、施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備等を進める。
- 首都直下地震などの大地震が発生した場合、高層建築物においては、建物が倒壊しなくても、建物のゆれによる家具類等の転倒や、エレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。このため、市、都、住民、関係団体等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、一定層ごとの防災倉庫の設置による飲料水や食糧などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組を進めていく。
- 現在、市内には、消防法でいう31mを超える高層建築物が67棟ある(平成27年4月現在)。
- これら高層建築物については、関係法令に基づき建築の設計段階から安全確保が厳しく規制・指導されている。しかし、構造上の特殊性から、地震時における避難や消防活動などの災害対応は、極めて困難になると予想される。
- 高層建築物及び地下街の安全化についての各機関の対策は次のとおりである。

(1) 市

【災対都市整備部 庶務班】

- 市は、まちづくり条例に基づき、開発基本計画の届出受理、各課協議、完了検査等を行い、防災上の措置等のより一層の充実を図る。さらに、高層建築物及び地下街の建築について、建築基準法に基づき、建築確認、中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。特に、地下街の建設について、都は、関係機関による協議会等を通じて、総合的な観点から安全強化を図る。
- 市は、既存の高層建築物に対して、建築基準法に基づく定期報告制度により、毎年あるいは3年ごとに維持保全の状況について報告を求め、安全性の確保を図る。

(2) 武蔵野警察署

【武蔵野警察署】

- 武蔵野警察署は、高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化を図るため、次の対策を講じる。

ア 高層建築物

- ・ 震災対策に関する管理者対策の実施
- ・ 関係機関との連携による合同防災訓練の実施

イ 地下街

- ・ 地下街警備要図の作成

第2章 安全な都市づくりの実現

【予防対策】第1節 安全に暮らせる都市づくり

- ・ 地下街関係者との合同防災訓練の実施
- ・ 管理者対策の推進による防災標識等の明確化
- ・ 広報媒体(パンフレット、チラシ等)の作成・配布

(3) 武蔵野消防署

【武蔵野消防署】

○ 武蔵野消防署は、高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、火災予防審議会を受けて策定した下記の防火安全対策を講じるように指導する。

- ・ 高層の建築物の防火安全対策
- ・ 乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策（100m以上の高層建築物を対象とした安全対策）
- ・ 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策
- ・ 鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策

○ 武蔵野消防署は、関係事業所に対して次の対策を指導する。

ア 火災予防対策

- ・ 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- ・ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置
- ・ 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- ・ 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

イ 避難対策（混乱防止対策）

- ・ 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- ・ ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- ・ ショーケース、看板複写機等の転倒、落下、移動の防止
- ・ 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成
- ・ 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- ・ 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進

ウ 防火・防災管理対策

- ・ 従業員に対する消防計画の周知徹底
- ・ 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底
- ・ ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- ・ 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
- ・ 防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした、実務講習等による教育
- ・ 実践的かつ定期的な訓練の実施

エ 消防活動対策

- ・ 消火活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進

第4 ブロック塀等の安全化

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 公園班、災対都市整備部 建物調査班】

基本方針

- ブロック塀等の改修を促進するため、ブロック塀等改善補助金や接道部緑化に対する助成制度の周知啓発活動を強化する。

- 東日本大震災では市内 11 か所のブロック塀が倒壊した。
- 平成 30 年 6 月発生の「大阪北部地震」発生後、同年 12 月に小学校 PTA による「通学路安全調査」を実施、翌年 4 月に危険と思われるブロック塀等所有者に、「ブロック塀等改善のお願い」にかかる文章のポスティングを実施した。
- 令和 2 年 3 月に「ブロック塀等の改善に対する補助金制度」のチラシを全戸配付した。
- 危険なブロック塀等の改善を促進するため、改修又は補強する市民に対する補助金交付制度を平成 30 年に拡充した。
- 建築物防災週間や建築確認時等の機会を捉えて、ブロック塀の倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し改善要請を行うとともに、生垣への転換等を誘導する。
- 接道部緑化に対する助成制度の周知啓発を行い、接道部緑化事業を積極的に推進していく。
- 市有施設等の接道部緑化を進める。



※ ブロック塀等改善補助金…危険と判定されたブロック塀等の所有者が改修・補強する場合、事前申請により費用の一部を助成

※ 接道部緑化助成…生垣等により新たに接道部を緑化する場合、また、そのためにブロック塀を撤去する場合、事前申請により費用の一部を助成

【図表 3－2－2 平成 23 年度ブロック塀等危険度判定調査の結果一覧表／合計件数・割合】

	A判定	B判定	C判定	合計
件数 (件)	74	382	61	517
割合 (%)	14%	74%	12%	100%

A判定…危険性大で対策が望まれる
B判定…地震時に危険が考えられる
C判定…比較的安全

第2章 安全な都市づくりの実現

【予防対策】第1節 安全に暮らせる都市づくり

【図表3-2-3 接道部緑化助成実績】

年度	植 栽						ブロック塀等撤去	
	生垣(m)	高木(本)	中木(本)	低木(本)	地被類(m ²)	補助金額(円)	面積(m ²)	補助金額(円)
29	34	19	40	127	15	939,000	—	—
30	25	—	4	15	2	339,000	66	264,000
元(31)	—	9	23	48	27	313,000	—	—
2	8	9	9	37	28	355,000	—	—
3	20	1	6	49	—	278,000	—	—

【図表3-2-4 ブロック塀等改善補助金交付状況】

年度	件数(延長)	補助金額	備 考
平成29年度	2件(7m)	42,000円	
平成30年度	18件(277m)	1,760,680円	
平成31年(令和元年)度	24件(350m)	3,180,000円	
令和2年度	39件(594m)	7,492,000円	
令和3年度	20件(286m)	2,697,610円	

(資料第8 (武蔵野市ブロック塀等危険度実態調査結果))

(武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例施行規則)

(武蔵野市ブロック塀等改善補助金交付要綱)

第5 避難道路機能の確保

基本方針

- 放置自転車や違法駐車対策、右折レーン設置による交通渋滞対策、さらに電線類地中化の推進により、災害時の避難道路機能を確保する。

1 避難路の指定

本市においては避難所までの避難路を定めず、ブロック塀の倒壊等のない安全な道を通って避難するよう周知しているが、各市立小中学校が指定する通学路並びに建築物から避難場所までの道で全ての建築基準法及び道路法の道路を計画上の避難路として位置づけ、重点的にブロック塀等の倒壊防止の促進を図る。

1 放置自転車対策

【災対都市整備部 交通対策班】

- 市では自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例により、駅周辺道路に放置禁止区域を指定し、自転車やミニバイクの放置を禁止し、円滑な交通と防災活動の確保を図る。
- 震災時に避難路となる歩道空間を確保するため、日頃より放置防止指導を徹底する。

(武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例)

2 違法駐車対策

【武蔵野警察署】

- 違法駐車のはほとんどは、商店会や店舗への買い物客及び荷捌き車両による短時間駐車である。平成21年4月1日より、駐車監視員制度（警察官以外に放置車両確認機関から選任された監視員が放置車両を確認する制度）が導入され、取締り重点路線、重点地域が指定された。
- 幹線道路においては、交通管理者や民間監視員による指導・取締りとともに、道路管理者や配送事業者、地域商店会等と相互に連携を図り、道路交通の適正化と防災活動の確保を図る。

3 交差点改良事業

【都北多摩南部建設事務所】

- 都では、右折レーンが無い場合、右折待ち車両により後続車が直進できず渋滞が発生している交差点において、右折レーンを設置し、交通渋滞の緩和を図る交差点改良事業（第3次交差点すいすいプラン）を推進している。引き続き、都と連携し、震災時における救助・救急機能の確保等、地域の防災性を向上するため、交差点の改良を進める。

4 電線類地中化の推進

【都北多摩南部建設事務所、災対都市整備部 交通対策班】

- 道路上の電線類を、地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の充実など都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図る。
- 景観道路整備事業計画（第二次）の策定から概ね5年が経過することから、未整備路線の検証を含め、事業化路線の追加・見直しを行い、令和4年度には、今後の無電柱化施策の方向性や取組み等を定めた無電柱化推進計画（仮称）を策定する予定である。なお、従来の電線共同溝方式は、コスト面に課題があるため、国で行っている低コストとなる手法の技術的検証結果を踏まえ事業化を行う。

第2節 建築物の耐震化及び安全対策の促進

【本部管理部 本部管理班、災対財務部 管財施設班、災対環境部 庶務班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対都市整備部 庶務班、災対都市整備部 建物調査班、災対都市整備部 道路管理班、災対教育部 庶務班、都、武蔵野消防署、市民防災協会】

第1 建築物等の不燃化・耐震化

基本方針

- 「武蔵野市耐震改修促進計画」に基づき、総合的に耐震診断・改修の促進を図る。
- 現在の耐震診断・耐震改修に対しての補助金制度の拡充を図り耐震化を促進する。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化や木造住宅密集地域の建替えを誘導する。

1 建築物の不燃化

【災対都市整備部 庶務班】

- 防災都市づくりを実現していくためには、長時間にわたって、息の長い対策を進めていくことが必要である。用途地域・防火地域・準防火地域の指定といった土地利用規制は、防災都市づくりの基本となるものといえる。
- 防災上重要な地域を中心に、まちの変化に適応させ、防火地域等の指定をしていく。
(資料第4 (用途地域等の都市計画の概要図))

(1) 防火地域・準防火地域の指定基準

- 防火地域等の指定は市が定める「武蔵野市用途地域等に関する指定方針及び指定基準に基づき行う。
- (1) 防火地域…原則として容積率 400%以上の区域
また、容積率 200%以上の区域で、市街地の安全性の向上を図る区域については指定することができる。
- (2) 準防火地域…原則として建ぺい率 50%以上の区域
また、延焼の防止を図ることが必要な区域については、建ぺい率 40%の区域についても指定することができる。

(2) 防火地域・準防火地域の建築制限

- 防火地域においては、階数 3 以上又は延べ面積が 100 m²を超える建築物は耐火建築物とし、その他は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
準防火地域においては、
- (1) 階数 4 以上（地階を除く）又は延べ面積が 1,500 m²を超える建築物は耐火建築物とし、階数 3（地階を除く）又は延べ面積が 500 m²を超え 1,500 m²以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
- (2) 木造建築物の外壁及び軒裏で、延焼のおそれのある部分は、防火構造としなければならない。

- 防火地域又は準防火地域以外の区域においては、耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造らなければならない区域として指定している。
- 本市の不燃化率（全建築物に対する耐火造及び簡易耐火造の建築面積の割合）は約5割である。（平成22年現在）

2 建築物の耐震化

【災対都市整備部 建物調査班】

- 「武蔵野市耐震改修促進計画」に基づき、総合的に耐震診断・改修の促進を図る。
- 現在の耐震診断・耐震改修に対しての補助金制度の拡充を図り耐震化を促進する。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化や木造住宅密集地域の建替えを誘導する。

【図表3-2-5 住宅・特定建築物の耐震化の現状と目標】

建築物の種類	耐震化率	
	現状 令和元年度末	目標 令和7年度末
住宅（公共・民間）	91.9%	95%
民間特定建築物	88.6%	95%
防災上重要な市有建築物（浄水場を除く）	100%	100%

（資料第5（防災上重要な市有建築物耐震化の現状））

※住宅は平成30年度末のデータ

(1) 耐震改修促進計画の策定と推進

- 市では、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓から、都市型地震対策に備えた災害に強いまちづくりの実現に向け、平成10年9月に「武蔵野市耐震改修促進基本方針」を策定し、同年10月より民間住宅に対する耐震診断・改修助成など先行的な取組みを開始した。
- この方針に沿って具体的な施策を計画・実施するため、平成16年6月に「武蔵野市既存建築物耐震改修促進実施計画」を定めた。平成19年4月に「住宅・建築物耐震改修促進計画」が定められるまで、適宜改定しながら施策の拡充を図ってきた。
- このような中、平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、都道府県は「都道府県耐震改修促進計画」を定めることを義務付けられ、市町村は計画を定めるよう努めることとされて「国の基本方針」が示された。そして、平成19年3月に東京都が「東京都耐震改修促進計画」を定め、平成24年3月に同計画を改定し、民間建築物及び公共建築物の耐震診断・耐震改修を促進することとした。
- 「耐震改修促進法」の所管行政庁である本市は、これらの経緯と現状、武蔵野市地域防災計画を踏まえながら、住宅・建築物の耐震化の総合的な計画として平成20年3月に「武蔵野市耐震改修促進計画」を策定した。
- この促進計画では、防災上重要な公共建築物・住宅・特定建築物の耐震化の目標の設定、設定した目標を達成するための施策、重点的に取り組むべき施策などを定めている。
- 本計画を総合的に推進するため、耐震化の定期的な検証を行い、必要に応じて施策の見直

第2章 安全な都市づくりの実現

【予防対策】第2節 建築物の耐震化及び安全対策の促進

しなど計画の改定を行っている。現在は第2回改訂版（令和3年から令和7年）に基づき推進を図っている。

(2) 現行の誘導支援策の継続と拡充

- 本市では、平成10年度以来、耐震化に向けた助成制度をはじめ、耐震アドバイザー派遣制度、建築物耐震性相談事業を創設し、耐震化の取り組みを誘導、推進するとともに、平成20年に策定された耐震改修促進計画に基づき、耐震化の促進に向けた助成事業等を実施している。
- 特に、平成21年度からは、相談や申請先について、耐震総合窓口として住宅対策課に一本化し、制度利用者の利便性の向上を図っている。
- その後も活用しやすい制度となるように、助成上限額の増額、新規助成対象メニューの創設等を随時行い、建築物の耐震化促進に取り組んでいる。
- また平成26年度より新たに、旧耐震基準の分譲マンションに対し専門家による相談業務や簡易耐震診断を無料で行う、分譲マンション耐震化支援事業を開始した。
- 平成29年度からは建築士以外の専門家にも相談可能な住宅総合相談窓口として、それまで行っていた建築物耐震性相談事業に代わり、住宅なんでも相談事業を創設した。

ア 情報提供と啓発活動

耐震アドバイザー派遣制度、住宅なんでも相談事業、各種セミナーの開催など耐震化に向けた情報提供と啓発活動を実施している。今後は特に分譲マンションなど合意形成が困難な建築物や優先的に耐震化を図る必要がある建築物や地域に向け、よりニーズに即した情報提供などを推進する。

イ 助成制度による支援

耐震化助成制度の活用を推進し、耐震化促進に努める。また、耐震化の進展を見据えつつ、必要に応じて助成制度の見直しや改善を行う。

3 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

【災対都市整備部 建物調査班、都】

- 都は、震災時の救助活動や復興に重要な緊急輸送道路において、沿道の建築物の耐震化を進めるために、平成23年4月に「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行した。この条例施行に伴い都は緊急輸送道路のうち特に公共性の高い道路を特定緊急輸送道路として指定し、対象建築物の耐震診断等が義務化された。また、平成25年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、法においても対象建築物の耐震診断等が義務化された。本市においても同年度より特定緊急輸送道路の沿道建築物に対する助成制度を創設し、都と連携しながら平成27年度末までに沿道建築物の耐震化率100%を目指してきた。
- また平成29年度末に特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化状況の公表及び未診断建築物所有者へ耐震診断実施の命令とその公表を行い目標値に向けて耐震化の推進に努めてきた。
- 今後は一般緊急沿道輸送路道路の沿道建築物についても耐震化の現状を把握し必要に応じ

て耐震化促進に取り組んでいく。

4 木造住宅密集地域における不燃化・耐震化

【災対都市整備部 庶務班】

- 木造住宅密集地域においては、建物の耐震補強や建て替えを促進し、耐震性・耐火性の高い建物を誘導する。また、延焼を防止するスペースとして公園緑地や広場の整備、さらに、狭あい道路の整備や避難路となる生活道路の整備等を優先的に進める。

※ 木造住宅密集地域

老朽化した木造住宅が密集し、公園等のオープンスペースが少なく、道路が狭いなど、防災上、住環境上の課題を抱えた地域

(資料第6 (木造住宅密集地域))

(武蔵野市民間住宅・マンション耐震アドバイザー派遣事業実施要綱)

(武蔵野市分譲マンション再生支援事業助成要綱)

(武蔵野市民間住宅・マンション耐震化促進事業助成要綱)

(武蔵野市民間事業系建築物耐震診断助成要綱)

(安全・にぎわいのまちづくり促進型耐震事業助成要綱)

(武蔵野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱)

第2 エレベーター対策

1 エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

【武蔵野消防署、本部管理部 本部管理班、災対財務部 管財施設班、災対都市整備部 建物調査班】

(1) 市有施設

- 市は、市有施設について、今後も新たにエレベーターを設置する際には、優先的に閉じ込め防止装置の設置を推進し、安全性の向上を図る。

【図表 3-2-6 エレベーター閉じ込め防止装置】

装 置 名	機 能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
地震時管制運転装置	地震発生時に、地震動を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

(2) 民間施設

- 都は、エレベーターの地震時管制運転装置の設置の必要性及び機器改修方法の事例等をホームページに掲載するなど閉じ込め防止対策を促していく。
- 市は都の対策に準じて民間施設やビル・マンション等における閉じ込め防止対策の実施を誘導するための指導及び広報を行う。
- 医療機関は、災害時に医療活動を迅速に行えるよう、その施設のエレベーターの閉じ込め防止対策を講じる必要がある。
- 一般社団法人日本エレベーター協会は、エレベーター保守管理会社に対し、救出体制を構築するため、緊急時の連絡体制の強化、エレベーター内の閉じ込めの速やかな把握、迅速な救出体制強化のための緊急通行車両の確保を図るよう周知する。
- 地震発生時には、多くのビルの機能回復を早期に行う必要があるため、1ビルにつき機能回復を行うのは、エレベーター1台とする「1ビル1台」のルールの徹底を図る。

第3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

1 落下物、屋外広告物等に対する安全対策

基本方針

- 屋根瓦、窓ガラス等の落下防止を推進する。
- 落下物、屋外広告物等の所有者に対し、適切な安全対策や落下防止策の普及啓発を図る。

(1) 屋根瓦・窓ガラス・天井等の落下防止対策

【災対都市整備部 庶務班、本部管理部 本部管理班】

- 東日本大震災では市内で屋根瓦の被害が多発した。
- 建物の外壁に存在する窓ガラスや看板、屋根瓦や屋上にある設備類は、災害時には落下等により道路上の通行人に被害を与え、道路を閉塞して避難や防災活動に支障をきたす恐れがある。特に、市内で最も店舗や事務所が集積している吉祥寺駅周辺は、これらの集積度が高い。
- まちづくり条例に該当する建築物は、道路側に面した3階以上の窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付等飛散防止措置が施されたガラス等を使用する指導を今後も継続していく。
- 屋根瓦も含めた住宅全体の耐震化に対して、耐震化助成を継続して実施する。
- 特殊建築物等定期調査報告等の機会を活用して、都と連携し、建物所有者や管理者に対し大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、周知を図っていくとともに、未改修ビルの所有者、管理者への計画的・定期的な指導を実施する。

(2) 屋外広告物に対する規制

【災対都市整備部 道路管理班、災対環境部 庶務班】

- 置看板、立看板は、吉祥寺駅周辺に多く分布している。この看板は移動式の看板で、道路上にはみ出しているものが多く、平常時においても通行の障害となっている。特に飲食街においては、夜間の営業時間になると、店の前に移動されるものが多い。これらの看板は、災

害時においては、通行の妨げとなる可能性が大きい。

- 必要以上の看板類の量を減らす方向でその対策を検討し、吉祥寺活性化協議会、警察署、市の三者一体で、違法な看板・商品台・露店等の取締りを実施し、平常時から快適で安全な街づくりを主眼に取り組んでいる。
- 屋外広告物設置者を重点に、指導を強化する。
- 看板等道路占用・道路使用に対する道路パトロールによる改善指導を行う。

(3) 自動販売機の転倒防止

【本部管理部 本部管理班、災対都市整備部 道路管理班、】

- 自動販売機は、過去の震災時に転倒の例があり、転倒すれば直接的な被害のみならず、道路を閉塞することになる。又、主要道路沿いに多く分布するため、通行の障害物としての危険性は無視できない。
- 設置者及び自動販売機業界に対して、自動販売機が道路上にはみ出さない、災害時においても転倒しないよう強固に設置するなど指導していく。

2 家具の転倒・落下・移動の防止

基本方針

- 家具の転倒・落下・移動の防止については、その必要性を防災ハンドブック等で啓発するとともに、高齢者・障害者を対象とした家具転倒防止金具等取付事業を推進していく。

(1) 家具の転倒・落下・移動防止対策

- 阪神・淡路大震災の被災地域では、室内においても、ゆれのために家具が転倒したり、ガラスが飛び散るなどして、深刻な人的被害が生じた。特に、高層階ほどゆれは大きく、家具転倒等による被害は大きかった。
- また、東日本大震災では巨大地震で発生する長周期地震動で、家具類の転倒・落下・移動が発生した。
- この教訓を踏まえて、市民が家具等の転倒により、被害を被ることがないように、国・都・市は、市民の自助を促進するために次のような対策を講じている。

ア 市

【災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、本部管理部 本部管理班】

- 保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を実施している。
- 防災ハンドブックの全戸配付をはじめ、地域の防災講話・防災訓練、市民防災協会の防災キャラバンなど、あらゆる機会を通じて、家具類の転倒・落下・移動防止の必要性を啓発する。
- ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯及び身体障害者手帳1、2級の方、精神保健福祉手帳1、2級の方、または東京都愛の手帳1、2度の方がいる世帯を対象に、無料で家具に転倒防止金具等を取付けることにより、これらの世帯の者の生命及び財産を地震災害から守る一助としている。

第2章 安全な都市づくりの実現

【予防対策】第2節 建築物の耐震化及び安全対策の促進

- 東日本大震災前において、市内の家具類転倒・落下・移動防止対策普及率は48.3%であった。今後、市は都と連携して、都の地域防災計画(平成24年修正)の達成目標である平成27年度末までの家具類転倒・落下・移動防止対策60%の達成に努める。

【図表3-2-7 武蔵野市家具転倒防止器具等取付事業の実績 (単位: 件)】

平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
54	211	6	6	4	23
平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
31	20	31	166	3,744	376
平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
20	44	1,480	3,221	3,917	49
平成25年度	平成26年度	合計			
18	11	13,432			

イ 市民防災協会

【市民防災協会】

- 市民防災協会は、家具類転倒・落下・移動防止器具の取付けを推進するとともに、備蓄用の水、食料等を販売するなど、防災に関する市民の利便性を図るように努めている。

ウ 武蔵野消防署

【武蔵野消防署】

- 武蔵野消防署は市とともに、家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について、広く市民や事業者にも周知し、平成27年度末までに防止対策60%を達成する。
- 武蔵野消防署は、以下により家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。
- (1) 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した冊子等を活用し、市民や事業所に對する防災指導に活用
 - (2) 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施
 - (3) 関係機関、関係団体等と連携した周知

第4章 文化財施設の安全対策

【災対教育部 庶務班】

基本方針

- 市教育委員会は文化財所在リストを整備し、文化財の安全対策の周知を図る。
- 文化財の所有者または管理者（以下、「所有者・管理者」という。）は、文化財周辺環境及び防災設備等の点検・整備を行うとともに、防災訓練の実施に努める。

第2章 安全な都市づくりの実現

【予防対策】第3節 長周期地震動への対策の強化

- 市は、「文化財防火デー」を中心として、所有者・管理者に対し、文化財における安全対策の周知を図るとともに、所有者・管理者に、文化財防火デーに関する懸垂幕の掲示を依頼し、文化財防火運動の推進を図る。
- 所有者・管理者は、次のとおり、文化財周辺環境及び防災設備等の点検を行う。

(1) 文化財周辺の整備・点検	・文化財の定期的な見回り・点検 ・文化財周辺環境の整理・整頓
(2) 防災設備の整備と点検	・外観点検、機能点検、総合点検

- 所有者・管理者は、消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の防災訓練の実施に努める。
- 所有者・管理者は、消防機関への円滑な通報体制を確立する。

第3節 長周期地震動への対策の強化

【災対都市整備部 庶務班】

- 超高層建築物等における長周期地震動対策を推進する。なお、超高層建築物は市内に2棟ある（令和3年12月現在）。

第1 建築物所有者等の対策の推進

- 市は都と連携し、建築士や建設業の団体等に対して、国の長周期地震動対策の内容を周知するとともに、建物の特性に適した補強方法の事例や家具の転倒・落下・移動防止対策などについて、建物所有者等に対し情報提供する。

第2 室内の安全確保

- 市及び武蔵野消防署は、長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について広く市民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

第2章 安全な都市づくりの実現

【予防対策】第4節 出火、延焼等の防止

第4節 出火、延焼等の防止

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 交通対策班、災対教育部 庶務班、関係機関等】

第1 消防水利の整備、防火安全対策

1 出火の防止と初期消火の強化

基本方針

- 火気使用設備や電気設備等の安全化を図る。
- 武蔵野消防署を中心とした出火防止のための査察・指導・教育・訓練を推進する。
- 住宅用火災警報器の設置の推進を図り、家庭からの出火の拡大を防止する。
- 地域設置消火器の整備を推進するとともに、家庭用消火器の普及を図り、地域防災体制を強化し、初期消火体制の向上を図る。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

【武蔵野消防署】

- 火気設備・器具の安全化について、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への耐震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。

(2) 電気設備の安全化

【武蔵野消防署】

- 電気設備等の耐震化を指導するとともに、感震機能付分電盤等の普及促進に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図る。
- 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、市民等への指導を行っていく。

(3) 出火防止のための査察・指導

【武蔵野消防署、本部管理部 本部管理班】

- 武蔵野消防署は、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導する。
- その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。
- 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。
- 武蔵野消防署は、各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、防災教育を推進し、実践的な出火防止訓練を通じて市民の防災行動力の向上を図る。
- 各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機

器等の普及を図る。

ア 出火防止等に関する備えの主な指導事項

【武蔵野消防署、本部管理部 本部管理班】

- (1) 住宅用火災警報器の普及
- (2) 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- (3) 家具類の転倒・落下・移動防止、日用品等の落下防止及びガラスの飛散防止措置の徹底
- (4) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- (5) カーテンなどの防災製品の普及
- (6) 灯油など危険物の安全管理の徹底
- (7) 防災訓練への参加

イ 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

【武蔵野消防署、本部管理部 本部管理班】

- (1) 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- (2) 普段から小さな地震でも「グラッときたら身の安全」、「落ちついて火の元確認 初期消火」と声をかけあい、火を消す習慣の徹底
- (3) 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びメーターガス栓のしゃ断確認など出火防止の徹底
- (4) ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態（たき火等の裸火の使用）の変化に対応した出火防止措置の徹底
- (5) ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底

(4) 家庭用消火器

【本部管理部 本部管理班】

- 昭和 57 年度から市と消火器販売業者との間で、消火器を安価で購入できるように販売価格の協定を結ぶとともに、昭和 59 年度からは、毎年度、一世帯 1 本に限り購入補助を行い、消火器の一般家庭への普及を図ってきた。初期消火体制強化のため、今後さらに補助制度の拡充を検討する。
- 家庭用消火器購入費補助金制度による実績は次のとおりである。

年 度	件 数	金 額	備考
28 年度	514 件	1, 260, 000 円	
29 年度	755 件	1, 872, 500 円	
30 年度	678 件	1, 681, 000 円	
令和元年度	675 件	1, 677, 500 円	
2 年度	615 件	1, 523, 500 円	

(武蔵野市家庭用消火器等購入補助金交付要綱)

(5) 地域設置消火器

【本部管理部 本部管理班】

- 市では、道路に面した場所に地域設置消火器を約1,400箇所を設置している。
- 初期消火体制を強化するため、地域設置消火器の増設及び保守・管理を進める。

(武蔵野市消火器設置要綱)

(6) 住宅用火災警報器の設置の推進

【武蔵野消防署、本部管理部 本部管理班】

- 平成16年6月の消防法（昭和23年7月24日法律186号）の改正により、平成22年4月1日から住宅すべてについて住宅用火災警報器の設置が義務づけられた。令和3年6月1日時点において、東京消防庁によれば、東京都の住宅用火災警報器の設置率は92%となっている。各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、全ての住宅への設置の普及を図る。

(7) 消防用設備等の適正化指導

【武蔵野消防署】

- 消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、市民及び事業者に対し、消防関係法令及び東京消防庁監修予防事務審査・検査基準に基づき、耐震措置を指導する。

(8) 自主防災組織の設立支援

【本部管理部 本部管理班】

- 初期消火体制の強化を図るため、自主防災組織の設立を支援する。

2 火災の延焼拡大防止

基本方針

- 防火水槽等の震災時消防水利を250mメッシュごとに100%整備する。
- 東京消防庁の地域別延焼危険度測定により延焼危険度が高いとされている、市内東部地域や木造住宅密集地域を中心に、耐震性を有する防火水槽等の整備を推進する。

(1) 消防活動体制の整備強化

- 本市の自治体消防の内、常備消防は、東京都に委託して設置している。

ア 各種震災時消防計画

【武蔵野消防署】

- 東京消防庁武蔵野消防署は、本署及び境、吉祥寺の2ヵ所の出張所で構成し、下記のような消防関係車両・資機（器）材を配置し、災害に備えている。
- 平常時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各

種の震災消防計画を樹立し、有事即応体制の確立を図っている。

【図表3-2-8 武蔵野消防署の消防車両等（平成27年3月末現在）】

車両総台数	18台			
(内 訳)	ポンプ車	6台（うち非常用2台）	救助車	1台
	化学車	1台	指揮隊車	1台
	はしご車	1台	人員輸送車	1台
	救急車	4台（うち非常用1台）	査察広報車	3台
可搬ポンプ	3台			

イ 特別救助隊の配置

【武蔵野消防署】

- 地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、武蔵野消防署には特別救助隊が配置されている。

(2) 円滑な消防活動の確保

ア 消防活動路の確保

【本部管理部 本部管理班、災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 交通対策班】

- 震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、更には道路の陥没などにより、消防車両等が通行不能になることが予想されるため、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭あい道路の拡幅整備、電線類の地中化、コーナー部分の隅きり整備などを関係機関と連携して推進する。
- 震災消防活動が効果的に行えるよう道路啓開や交通規制等について道路管理者や警視庁と連携し、消防活動路の確保に努める。

イ 震災時に消防活動の困難が予想される地域への対策

【武蔵野消防署、本部管理部 本部管理班】

- 平常時においては、消防活動が困難な区域は市内にはないが、震災時には、道路の狭あいに加え、ブロック塀の倒壊、路面の損壊や道路周辺建物等の倒壊あるいは断水等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想されることから、道路、消防水利、消防隊用可搬ポンプの整備及び消防団体制の充実などを進め、消防活動が困難な事態の発生に備えた対策の推進を図る。
- 武蔵野消防署は、消防活動の阻害要因の把握や調査研究結果を活用し、都の防災都市づくり事業等に対して、消防活動の円滑化の観点から意見反映を図る。

(3) 消防水利の整備

ア 消防水利の現況

【武蔵野消防署、本部管理部 本部管理班】

- 市では、消火栓、防火水槽、貯水池、壁付消火栓、受水槽、プール、池水等の消防水利を設置している。

第2章 安全な都市づくりの実現

【予防対策】第4節 出火、延焼等の防止

- 武蔵野市の平常時の消防水利（消火栓と防火水槽 250mメッシュ中 40 ヶ）の充足率は 98.6%（令和3年4月1日現在）となっている。

（資料第9（消防水利））

イ 消防水利の整備計画

【本部管理部 本部管理班】

- 市は、武蔵野消防署との消防水利の設置等に関する協定（平成3年8月1日施行）に基づき、効果的な消防水利の確保に努めている。
- 震災時の同時多発火災に対処するため、既存水利の機能維持を図るほか、公共施設への併設や民間の開発行為等に際して、まちづくり条例により防火水槽等の確保を積極的に推進する。
- 震災時の市街地火災に備えた水利として耐震性を有する防火水槽を整備する。市及び関係機関と連携して、河川等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。
- 耐震性を満たさない既存の防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。
- 延焼危険度が高い市内東部地域や木造住宅密集地域を中心に、耐震性を有する防火水槽等の震災時消防水利の増設設置を推進する。

第2 危険物施設、毒物・劇物取扱い施設等の安全化

基本方針

- 危険物施設、毒物・劇物取扱い施設等については、平常時から耐震性強化など安全対策を確保する。

1 石油等危険物施設の安全化

【武蔵野消防署】

- 市内における石油等の危険物施設は、貯蔵所 28 施設及び取扱所 16 施設、合計 44 施設（平成27年3月末現在）ある。
- 危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。
- 震災を踏まえ、準特定屋外タンク貯蔵所に対する耐震性能の技術基準への早期適合を推進するとともに、災害時における施設、設備に対する応急措置等について事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実、強化を図る。
- 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。
- 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
- 消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととして

おり、その訓練を定期的に行う。

2 液化石油ガス消費施設の安全化

【都環境局】

- 所管する液化石油ガス（LPG）販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。また、災害防止を図るため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき、次の措置を講ずるよう指導する。
 - ・ 学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置
 - ・ 料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置
- 地震時の容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑え、LPG漏えい等による二次災害を未然に防止するため、「液化石油ガス供給・消費設備基準」に基づき指導する。
- 災害時のLPガス等の供給について、都と（一社）東京都LPガス協会との間で協定を締結した。災害時避難所にLPガスを供給する場合、区市町村とLPガス協会支部間でも、同様に協定締結の検討を行うよう依頼する。

【図表3-2-9 液化石油ガス法関係対象事業所一覧（市内）】

（平成27年3月末現在）

事業区分	規制態様	事業所数
設備工事事業者	届出	5

※ 本表の事業者は、液化石油ガス法の規制対象となっている事業者である。

3 火薬類保管施設の安全化

【都環境局】

- 火薬類は、火薬庫への貯蔵及び火薬庫の所（占）有者による定期自主検査が義務づけられ、保安に関しては厳重な技術上の基準により規制されている。火薬庫以外の場所への貯蔵が認められている少量の火薬類についても、構造及び設備等に関する技術上の基準が定められている。
- 火薬類保管施設に対し、保安検査及び立入検査を実施して、保安を確保する。少量の火薬類についても、随時、立入検査を実施して保安に関する指導監督を行う。
- 平時に整備しておく保安対策、警戒宣言時にとるべき対応策及び震災時の危険防止のための応急措置等について、自主保安体制の整備を指導する。

【図表3-2-10 火薬類及び火薬外貯蔵施設一覧（市内）】

（平成27年3月末現在）

区 分	火薬類販売所	火薬庫外貯蔵施設	合 計
事業所数	1	1	2

4 高圧ガス取扱施設の安全化

【都環境局、都水道局】

- 都は施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理し、設置時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行う。また、随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性確保に努める。
- 都は、東京都震災対策条例に基づき、都内の高圧ガス施設について「東京都高圧ガス施設安全基準」を定めており、それに基づき、配管類や除害設備等について安全性の強化に努めるとともに、過密化した東京の特殊性に合った、きめ細かい指導を行っている。
- 都は高圧ガス関係事業者が定める防災計画に関する指針等に基づき、自主保安の普及・促進を行う。また、関係業界への自主保安意識の高揚と保安管理体制の充実を図るための啓発活動を行う。
- 都は高圧ガス施設の安全性確保について、耐震性能の確認等を行う。
- 都環境局、東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所、関係機関等は協力して、年1回基礎訓練、総合訓練等を実施する。
- 都水道局は、管理する境浄水場の塩素設備について、塩素の漏えいによる二次災害を防止するため、消毒に使用している液化塩素を、取扱いが容易な次亜塩素酸ナトリウムへ転換し、安全性の向上を図っている。

【図表3-2-11 高圧ガス保安法関係対象事業所一覧（市内）】

（平成27年3月末現在）

事業所名	規制態様	一般ガス	冷凍ガス	LPガス
第一種製造事業所	許可	0	4	0
第二種製造事業所	届出	9	87	0
第一種貯蔵所	許可	1	0	0
第二種貯蔵所	届出	6	0	1
販売所	届出	31	23	2
登録容器検査所	登録	1	0	0
特定高圧ガス消費事業所	届出	1	0	0
合 計		49	114	3

※ 販売所の中には、一般ガスと液化石油ガスの両方を販売する事業者が含まれる。

5 毒物・劇物取扱施設の安全化

【都生活文化局、都福祉保健局、都教育庁、災対教育部 庶務班】

- 都は、危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。
- 都は、震災時の安全性の確保のため、危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合

は作成を指導する。

- 事業者は、漏洩を防止するための体制をあらかじめ整備する。
- 学校における毒物・劇物災害を防止するため、都教育庁は「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めている。
- 都生活文化局は、私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理について、必要な情報を提供する。

【図表3-2-12 毒物・劇物営業者及び業務上取扱者一覧（市内）】

（平成27年5月末現在）

毒物劇物営業者・業務上取扱者			事業所数
毒物劇物営業者	製造業		0
	輸入業		1
	販売業	一般販売業	2 7
		特定品目販売業	1
		農業用品目販売業	1
非届出業務上取扱者	工場等		1 7
	学校		2 8
	タンク保有業者（1,000ℓ以上）		1
合 計			7 6

6 化学物質関連施設の安全化

【都環境局、災対環境部 庶務班】

- 都は、これまでの震災により被害を受けた事業所や都内事業所の化学物質取扱いの実態調査や、震災が発生した場合の化学物質漏えい予測を行い、現行の化学物質の適正管理制度を非常災害時の管理手法として活用する方策を検討する。また、災害時の事業所の初動体制や関係機関との連携の在り方も検討する。
- 都は、PCBの流出、拡散防止の観点から、PCB廃棄物を判別するためのステッカーなどによる表示を行う。また、現在把握しているPCB機器の使用、保管状況について、市との情報共有を図っていく。

7 放射線等使用施設

【都福祉保健局、武蔵野消防署、災対環境部 庶務班、本部管理部 本部管理班】

- 放射線等使用施設の事故時には必要に応じ、市は住民に対する避難の勧告又は指示、避難所の開設等を行い、都及び消防署は、放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置や危険区域の設定、立入禁止措置等を行う必要がある。そのため、平常時から市・武蔵野消防署・都等における連携体制を構築しておく。

第2章 安全な都市づくりの実現

【予防対策】第4節 出火、延焼等の防止

第3 危険物等の輸送の安全化

【都環境局】

- 販売事業者や運送指導員などを対象とした保安講習会において、高圧ガスの移動に関する法令や技術上の基準、違反事例などを解説し、移動に伴う災害・事故の未然防止、法令遵守の啓発を行い、保安の強化を図る。
- 高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検を実施し、法令や技術上の基準に適合するように指導取締りを行う。
- 東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所、関係機関等により年1回開催している高圧ガス防災訓練において、高圧ガスの車両による移動に関する法令遵守訓練などを実施し、防災意識の高揚と緊急措置技術の向上を図る。

【都福祉保健局】

- 毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するように指導取締りを行う。要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

【武蔵野消防署】

- タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導に当たっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。
- 鉄道タンク車による危険物輸送について、東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。
- 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

【武蔵野警察署】

- 危険物等運搬車両の通行路線を検討する。また、路上点検を行い、指導取締りを推進するとともに関係機関等の連絡通報体制を確立する。

応急対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 消火・救助・救急活動	市災対各部 本部管理部 本部管理班	武蔵野消防署 武蔵野警察署 武蔵野市消防団
第2節 河川施設等の応急対策による二次災害防止	災対水道部 復旧班 災対環境部 下水道管理班 本部管理部 本部管理班 災対都市整備部 道路管理班 災対財務部 管財施設班 災対教育部 庶務班	都水道局 日本水道協会 自衛隊 管工事業組合 東京電力 東京ガスグループ (一社)東京LPガス協会 通信事業者 北多摩南部建設事務所 武蔵野建設業協会 JR東日本 京王電鉄吉祥寺駅 西武鉄道武蔵境駅 施設管理者 教職員
第3節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置	本部管理部 本部管理班 災対環境部 庶務班 災対教育部 庶務班	都 武蔵野警察署 武蔵野消防署 多摩府中保健所

第1節 消火・救助・救急活動

【市災対各部、本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団】

- 災害発生後は、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。

(震災編 第3部 第1章 【応急対策】第2節「市民による救出・救助活動」参照)

(震災編 第3部 第4章「自治と連携による応急対応力の強化」参照)

第2節 河川施設等の応急対策による二次災害防止

【災対水道部 復旧班、災対環境部 下水道管理班、本部管理部 本部管理班、災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 建物調査班、災対財務部 管財施設班、災対教育部 庶務班、関係機関等】

第1 河川施設等の応急対策

- 堤防・護岸といった公共土木施設が地震等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御する。被害を受けたときは、速やかに応急対策を行い、二次災害を防止する。

第2 社会公共施設等の応急対策

- 病院、社会福祉施設、学校等社会公共施設は、震災時において医療救護や避難施設として重要な役割を果たすものであり、被災した場合にはその応急・復旧措置を速やかに行う必要がある。

1 社会公共施設等の応急危険度判定

【災対財務部 管財施設班】

(1) 市立の公共建築物

- 市は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて建物調査を実施する。

(2) 上記以外の社会公共施設

【災対都市整備部 建物調査班】

- 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
- 社会公共施設の判定が困難な場合、都に判定実施の支援を要請する。都災害対策本部は、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施する。また、市も可能な限り社会公共施設の管理者の支援を行う。

2 社会公共施設等の応急対策

(1) 各医療機関

- 施設長は、各施設にあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- 施設長は、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

(2) 社会福祉施設等

- 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- 施設独自での復旧が困難である場合は、市災害対策本部等関係機関に連絡し援助を要請する。
- 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

(3) 動物園施設等

- 施設長は、入園者の避難誘導にあたり、パニックを防止し、あらかじめ定める避難場所に誘導し、安全確保に万全を期する。

- 動物舎が破損した場合は、動物の脱出防止を図り、直ちにその破損箇所を補修するなど、応急措置を行う。
- 動物の脱出等の事態が発生した場合、別に定める「災害対策計画」により処理する。

(4) 学校施設

- 校長は、児童・生徒の安全確保を図るため、避難計画を作成しそれに基づいて行動することとし、特に児童、生徒の安全確保に万全を期する。
- 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
- 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- 学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防について十分な措置をとる。
- 学校施設の応急修理を、迅速に実施する。

(5) 文化財施設

- 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに武蔵野消防署等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、市教育委員会及び都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。
- 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

(資料第30 (武蔵野市の文化財))

(6) 市立文化施設・社会教育施設・コミュニティセンター等

- 市立文化施設・社会教育施設等の管理者は、施設の利用者が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導にあたっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- 災害状況に即した対応ができるように、市教育委員会・市民活動推進課等関係機関との緊急連絡体制を確立し、利用者の安全確保に努める。

第3節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 庶務班、災対教育部 庶務班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、多摩府中保健所】

- 地震により、危険物、毒劇物取扱施設等が危険な状態となった場合、又は危険が予測される場合は、関係機関の協力のもと、必要に応じて次の措置を行う。

第1 市

- 住民に対する避難指示等
- 住民の避難誘導
- 避難住民の保護

第2章 安全な都市づくりの実現

【応急対策】第3節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置

- 情報提供
- 関係機関との連絡

第2 事業者等

- 発災により施設及び機器が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

第3 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

1 石油等危険物保管施設の応急措置

- 消防署は関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。
 - (1) 危険物の流出、爆発等の恐れのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
 - (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動要領、並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
 - (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災機関との連携活動

2 液化石油ガス消費施設の応急措置

- 都環境局は、液化石油ガス消費施設で事故が発生した場合、販売事業所等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示する。
- 被害状況を確認した結果、被害が拡大するおそれがある等の場合は、防災事業所に緊急出動を要請する。さらに被害拡大が予想され、公共の安全維持等のため必要と認められる場合は、販売事業者等に対し緊急措置を講ずるよう指示する。

3 火薬類保管施設の応急措置

- 都環境局は、火薬類の保管施設等が延焼等により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、その施設の保安責任者等に対し、法令の定めるところにより危険防止措置命令等を発する。必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行う。

4 高圧ガス保管施設の応急措置

- 高圧ガス保管施設の破損等に伴う被害の拡大を防止するため、都環境局は、東京都高圧ガス保安協会など警察・消防等関係機関と連絡を密にし、東京都高圧ガス地域防災協議会の防災事業所内の自衛保安組織に必要な要請を行う。また、関係機関と連絡のうえ、緊急措置命令を発する。
- 各機関の対応措置は次とおりとする。

(1) 武蔵野警察署

- ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

(2) 武蔵野消防署

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、市へ通報する。
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合、関係機関と連携して避難勧告又は指示を行うとともに、市へその内容を通報する。
- 事故現場周囲の広報活動及び警戒区域の設定と規制を行う。
- 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、震災編 第3部 第4章 【応急対策】 第2節 第2「震災消防活動」により対処する。

5 毒物・劇物保管施設の応急措置

- 震災による建物の倒壊等により毒物・劇物の飛散、漏洩等の事故が発生した場合の各機関の対応措置は次のとおりとする。

(1) 保健所

- 関係機関と連携・協力し、毒物・劇物に関わる災害情報の収集伝達に努める。
- 毒物・劇物が飛散、流出した場合には、都健康安全研究センター広域監視部と連携・協力の上、毒物・劇物の取扱量及び緊急性に応じて、事業者に危害防止の措置を講ずるよう指導する。

(2) 武蔵野警察署

- 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、または、市長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

(3) 武蔵野消防署

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、市へ通報する。
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合、関係機関と連携して避難勧告又は指示を行うとともに、市へその内容を通報する。
- 事故現場周囲の広報活動及び警戒区域の設定と規制を行う。
- 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策に

第2章 安全な都市づくりの実現

【応急対策】第3節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置

については、震災編 第3部 第4章 【応急対策】 第2節 第2「震災消防活動」により対処する。

(4) 教育委員会

- 学校長等に対し、発生時の活動について次の対策を計画しておき、これに基づき行動するよう指導する。
 - (1) 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知
 - (2) 出火防止及び初期消火活動
 - (3) 危険物等の漏洩、流出等による危険防止
 - (4) 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止
 - (5) 児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
 - (6) 被害状況の把握、情報収集及び伝達等
 - (7) 避難場所及び避難方法

(5) 環境部（下水道課）

- 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。また、関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。

6 化学物質関連施設の応急措置

(1) 都環境局

ア 化学物質対策

被災状況により、市と連絡調整を行い、適正管理化学物質取扱事業者に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報を提供する。

イ P C B対策

被災状況により、市と連絡調整を行い、P C B保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告する。

(2) 市

ア 化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ P C B対策

P C B保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏洩している機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びP C B汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。

(3) 事業者等

ア 化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は速やかに市及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

イ PCB対策

発災によりPCB機器が破損・漏洩している場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

7 放射線使用施設の応急措置

- 放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告する。
- 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(1) 市

- 関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - (1) 住民に対する避難の勧告又は指示
 - (2) 住民の避難誘導
 - (3) 避難所の開設、避難住民の保護
 - (4) 情報提供、関係機関との連絡

(2) 武蔵野消防署

- 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者に要請する。また、事故の状況に応じ、震災編 第3部 第4章 【応急対策】第2節 第2「震災消防活動」により必要な措置を行う。
 - (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
 - (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

(3) 都立多摩総合医療センター等

- RI使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするRI管理測定班を編成して、漏洩放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

第2章 安全な都市づくりの実現

【応急対策】第3節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置

第4 危険物輸送車両の応急対策

1 都環境局

- 一般高压ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、これら高压ガスを輸送する者に対して、次の措置を講ずる。
 - (1) 正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。
 - (2) 必要と認められる場合、一般高压ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
 - (3) 災害が拡大するおそれがあるときは、東京都高压ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。

2 武蔵野警察署

- 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について市民等に対する広報を行う。
- 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
- 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

3 武蔵野消防署

- 関係機関と密接な情報連絡を行う。
- 災害応急対策は、震災編 第3部 第4章 【応急対策】 第2節 第2「震災消防活動」により対処する。

4 核燃料物質輸送車両等の応急対策

- 核燃料物質輸送車両の応急対策については、震災編 第3部 第10章 【応急対策】 第4節「核燃料物質輸送車両等の応急対策」を準用する。

第5 特定動物等の逸走時対策

- 特定動物とは、人に危害を加える恐れのある動物で、トラ、タカ、ワニ、マムシなど、哺乳類、鳥類、爬虫類約650種が対象となっている。
- 特定動物等(特定動物及びその他人に危害を加える恐れのある危険動物)が逸走した場合、または、逸走する危険性がある場合は、施設管理者、飼い主及び関係機関に通報するとともに、関係機関の協力のもと、次の措置を行う。

1 都総務局

- 情報の収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理を行う。

2 都福祉保健局

- 情報の収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整を行う。

3 都産業労働局

- 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等の指導を行う。

4 都建設局

- 都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置を行う。

5 武蔵野警察署

- 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）を行う。

6 武蔵野消防署

- 情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を行う。

復旧対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	市災対各部 本部管理部 本部管理班	武蔵野消防署 武蔵野警察署 武蔵野市消防団

第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

【市災対各部、本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団】

第1 河川施設等の復旧

- 河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

第2 社会公共施設等の復旧

1 動物園施設等

- 施設の被害を早急に調査し、復旧を行う。特に、脱出により人命に危害を及ぼすおそれのある猛獣等の動物舎については、緊急に復旧工事を行う。

2 学校施設

- 公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、市教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

3 文化財施設

- 被災した文化財等の廃棄・散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、市教育委員会、都教育委員会及び文化財管理者において修復等について協議を行う。

4 市立文化施設・社会教育施設等

- 社会教育施設等は、住民が日ごろ利用する施設であることを配慮し、災害後、直ちに被害状況を把握し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。
- 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

5 公園・緑地等

○ 発災直後は公園・緑地に多くの避難者が集まることが予想される。しかし、本市の公園・緑地は狭小であり長期の避難場所としては適切ではない。市により避難所が開設された後は、復旧支援の拠点とするとともに公園・緑地が本来有する休養、休息の場、地域のコミュニティの場などのレクリエーションの場として避難者等の憩いの場として活用しつつ、早期の復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

本章における対策の基本的考え方

大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くの人命を救うことに繋がる。このため、市の災害対策本部においても、初動態勢の強化及び災害対策本部機能の充実により、被害の状況に応じた機動的な対応を行うとともに、消防署、警察署、消防団、市民及びライフライン等事業者が連携して迅速かつ円滑な応急対応を行う必要がある。また、関係団体との間で災害時の応援・協力に関する協定をあらかじめ締結するなど、応援体制のネットワークの強化を推進する。一方で、一自治体単独での対応には自ずと一定の限界もあり、東日本大震災の教訓を踏まえると、国や都、近隣自治体、武蔵野市交流市町村協議会等との初動時からの円滑な広域連携体制の構築・強化が必要である。

また、地震に強い都市づくりの実現に向けて、発災時における都市機能維持を目標としたライフライン施設の防災対策の強化などの取組も推進していく。

発生後であっても、生活経済活動に必要最低限の電気、ガス、上水道、下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧を図る。

対策の全体像

現在の到達状況

- 市はこれまで、耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化を促進するとともに、火災の延焼を阻止する上で重要な公園や防災広場等の整備に取り組んできた。
- 警察署、病院等の防災上重要な公共建築物及び緊急輸送道路の沿道建築物については、都とも連携し建築物の耐震化に向けた取組を進めている。
- 東日本大震災で課題となったライフライン施設の安全強化策として、水道・下水道設備の耐震性の向上とともに、非常用電源の配備等の対策を進めている。
- 市の災害活動に係る基準震度を見直し、「災害対策本部設置の発令」「初動要員の出動（緊急初動態勢）の発令」「全職員参集（非常配備態勢）の発令」「防災行政無線の自動放送」「災害時要援護者の安否確認の開始」を原則5弱以上に統一した。
- 初動要員の緊急初動態勢については、従来は休日夜間に限定していたが、平日も出動対象とし、24時間365日の態勢を整備した。
- 近隣自治体や友好都市、事業者等との災害協定を締結し、災害時の広域連携を図っている。

課題	対策の方向性	到達目標
建築物の耐震化、不燃化の一層の取り組みの必要	武蔵野市都市計画マスタープラン、武蔵野市国土強靱化計画に基づき、地震に強い都市づくりの推進	都市計画道路・区画道路の整備及び幅員が4メートルに満たない狭あい道路の拡幅整備を推進し、災害時の避難道路・緊急車両の乗り入れ・消防活動路を確保する。①
	武蔵野市耐震促進化計画に基づく建築物の耐震化による被害の軽減	住宅・民間特定建築物の耐震化率を平成27年度までに90%、令和7年度までに95%にする。②

具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

道路等の整備

- 道路の整備
- 橋りょうの整備

鉄道施設の取り組み

-

緊急輸送ネットワークの整備

- 緊急輸送ネットワーク整備の基本的考え方
- 緊急輸送ネットワークの分類
- 車両燃料の確保

ライフライン施設の安全化

- 水道施設
- 下水道施設
- 電気・ガス・通信等

地震直後の行動（応急対策）

発災後 72 時間以内

道路・橋りょう

- 交通規制
- 緊急道路障害物除去等
- 災害時の応急措置

鉄道施設

- 災害時の活動態勢
- 発災時の初動措置
- 乗客の避難誘導
- 事故発生時の救護活動

河川及び内水排除施設

水道施設

- 災害時の活動態勢
- 応急復旧計画

下水道施設

- 震災時の活動態勢
- 応急復旧計画

電気・ガス・通信等

- 電気
- ガス
- 通信

地震後の行動（復旧対策）

発災後 1 週間目途

道路・橋りょう

鉄道施設

河川及び内水排除施設

水道施設

下水道施設

電気・ガス・通信等

- 停電対策
 - ガスの災害対策
- 通信の災害対策

予防対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 道路等の整備	災対都市整備部 庶務班 災対都市整備部 道路管理班 災対都市整備部 交通対策班 災対都市整備部 建物調査班	都北多摩南部建設事務所
第2節 鉄道施設の取り組み		JR東日本 吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅 京王電鉄株式会社 吉祥寺駅 西武鉄道株式会社 武蔵境駅
第3節 緊急輸送ネットワークの整備	本部管理部 本部管理班 災対都市整備部 交通対策班 災対財務部 管財施設班	
第4節 ライフライン施設の安全化	本部管理部 本部管理班 災対財務部 管財施設班 災対水道部 庶務班 災対水道部 復旧班 災対環境部 下水道管理班 災対環境部 庶務班 災対環境部 災害廃棄物処理班	武蔵野警察署 武蔵野消防署 東京電力 東京ガスグループ NTT東日本 各通信事業者

第1節 道路等の整備

【都北多摩南部建設事務所、災対都市整備部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 交通対策班、災対都市整備部 建物調査班】

基本方針

- 都市計画道路・区画道路の整備及び幅員が4メートルに満たない狭あい道路の拡幅整備を推進し、災害時の避難道路・緊急車両の乗り入れ・消防活動路を確保する。

第1 道路の整備

- 道路は、都市活動を支える根幹的都市施設であり、震災時には、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすのみならず、沿道の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが多い。
- 都市計画道路の整備を促進するとともに、地区内道路のネットワーク化を図り、防災上の観点から地域の実情に合った道路の新設・改良、狭あい道路の拡幅整備を推進する。
- 都では、都内や隣接県を広域的に連絡し、高速自動車国道をはじめとする主要な道路を結ぶ、枢要な交通機能を担う骨格幹線道路の整備を推進している。令和12年度までに区部環状道路の整備率を約83%に、多摩南北道路の整備率を約92%に引き上げ、あわせて区部の放射道路、多摩東西道路の整備を推進する。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【予防対策】第1節 道路等の整備

1 都市計画道路の整備

【都北多摩南部建設事務所、災対都市整備部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 交通対策班】

- 「東京における都市計画道路の整備方針」（平成28年3月）に基づき都市計画道路の整備を進める。

(1) 避難場所(広域避難場所)への避難道路の整備

- 広域的な緊急輸送ネットワークとして機能する都市計画道路を避難道路として整備を推進する。

(2) 電線類地中化の推進

- 道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の充実など都市防災の一層の向上を図る。

(3) 街路樹等延焼遮断帯の整備

- 都市計画道路の整備にあたっては、歩道に植樹帯を設けること等により、緑のネットワーク形成を図る。

2 都市計画道路の現状(令和3年4月1日現在)

【都北多摩南部建設事務所、災対都市整備部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 交通対策班】

(1) 計画決定 31 路線 総延長 約 39.5 km

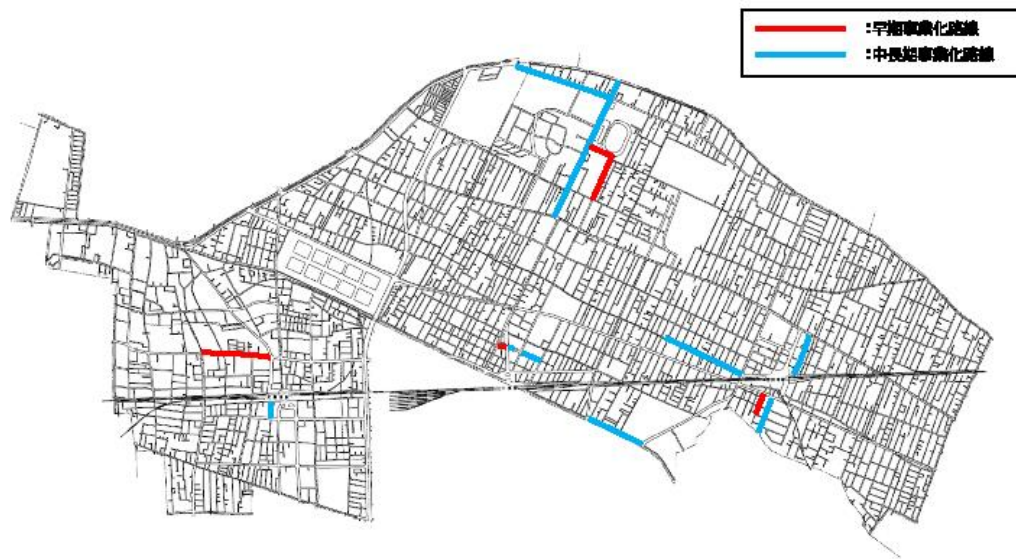
(2) 施行延長 約 24.6 km 施行率 約 62.4%

(資料第2 (都市計画道路・都市計画公園・都市計画緑地))

3 景観道路事業

【災対都市整備部 交通対策班】

- 景観道路整備事業計画（第二次）の策定から概ね5年が経過することから、未整備路線の検証を含め、事業化路線の追加・見直しを行っている。令和4年度には、今後の無電柱化施策の方向性や取組み等を定めた無電柱化推進計画（仮称）を策定する予定であり、無電柱化整備の推進とともに景観に配慮した道路整備を進め良好な都市景観の創出を目指す。



4 区画道路の整備

【災対都市整備部 庶務班】

(1) 震災時に消防活動の困難が予想される区域の解消

- 震災時に消防活動の困難が予想される区域を把握し、必要に応じて区画道路計画等を策定し道路整備を進める。

(2) 避難道路の整備

- 街区内の一時集合場所周辺の道路を整備し、避難道路となる都市計画道路につながるルートを確認する。

5 狭あい道路の拡幅整備

【災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 建物調査班】

- 幅員が4メートルに満たない狭あい道路等を拡幅整備し、災害時の避難道路、緊急車の乗り入れ、消防活動路を確保する。

6 防災空間の確保

【災対都市整備部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 交通対策班、災対都市整備部 建物調査班】

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【予防対策】第2節 鉄道施設の取り組み

- 都市計画道路・区画道路の整備及び狭あい道路の拡幅整備により延焼を防止する空間や消防活動路を確保する。

(武蔵野市狭あい道路拡幅整備要綱)

(資料第3 (幅員別道路図 (都道及び市道)))

第2 橋りょうの整備

【都北多摩南部建設事務所、災対都市整備部 道路管理班】

- 地震時における避難、救護、復旧活動等に支障のないよう、市街地や主要路線上の橋りょうについて、架替・耐震化等の整備を促進する。
- 橋りょう長寿命化計画
市で管理する橋りょうについて、5年に1度行う定期点検で損傷の有無を正確に把握し、計画的な修繕および架け替えを実施することにより、一定程度以上の健全度ランク及び安全性を確保する。耐震化については、補修設計の段階で耐震補強の要否を検討する。

第2節 鉄道施設の取り組み

【JR東日本、吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅、京王電鉄株式会社 吉祥寺駅、西武鉄道株式会社 武蔵境駅】

- 鉄道事業者は、震災による列車事故を防止するため、施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。
- 鉄道事業者は、列車運転の安全確保を確立し、輸送業務を災害から未然に防止するため、線路施設等の耐震性の向上に努め、施設の安全対策を図る。構造物は、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強について」(平成13年6月国土交通省通達)及び「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」平成10年12月運輸省通達)により、適切に対応する。
- 鉄道事業所は事業所防災計画を作成し、震災時の安全確保や早期復旧に向けた対策を図る。

第3節 緊急輸送ネットワークの整備

【本部管理部 本部管理班、災対都市整備部 交通対策班、災対財務部 管財施設班】

基本方針

- 機能に応じた多様な輸送ネットワークを整備し、災害時における緊急輸送の円滑な物資輸送を行う。
- 災害時における石油等の供給に関する協定等の実効性を高める取組を進めていく。

第1 緊急輸送ネットワーク整備の基本的考え方

【災対都市整備部 交通対策班】

- 都は、緊急輸送道路に位置付けた道路の整備を進め、緊急輸送ネットワークを形成する。
- 緊急輸送ネットワークの実効性を担保するため、交通規制を実施する「緊急自動車専用路」、「緊急交通路」及び道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。
- 輸送路の多ルート化を図るため、陸・空等の輸送ネットワークを整備する。

第2 緊急輸送ネットワークの分類

【災対都市整備部 交通対策班】

分 類	目 的	説 明	市内指定拠点
第一次緊急輸送ネットワーク	都と市区町村本部間及び都と他県との連絡を図る。	応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、市区町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路 井ノ頭通り（吉祥寺南町3丁目～関前5丁目）五日市街道（関前5丁目～桜堤3丁目）三鷹通り（中町1丁目～3丁目）	市本庁舎
第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送路と救助、医療、消火等を行う主要初動対応機関との連絡を図る。	第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路 五日市街道（吉祥寺南町4丁目～関前5丁目）吉祥寺通り（吉祥寺東町2丁目～御殿山1丁目）三鷹通り（中町3丁目～吉祥寺北町5丁目）千川通り（八幡町2丁目～関前4丁目）新武蔵境通り（八幡町4丁目～境南町1丁目）	【主要初動対応拠点】 武蔵野警察署 武蔵野消防署 武蔵野赤十字病院（災害拠点病院） 保健センター 【ライフライン】 東京電力武蔵野支社
第三次緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と市区町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路 女子大通り（吉祥寺東町1丁目～3丁目）伏見通り（八幡町2丁目～八幡町3丁目）新武蔵境通り（関前3丁目～境南町1丁目）	【輸送拠点】 武蔵野総合体育館 【駅】 吉祥寺駅

第3 車両燃料の確保

【本部管理部 本部管理班、災対財務部 管財施設班】

- 平常時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を優先的に受ける施設の決定などを検証するとともに、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施し、災害時に最大限の効果が発揮できる体制を整える。

第4節 ライフライン施設の安全化

【本部管理部 本部管理班、災対財務部 管財施設班、災対水道部 庶務班、復旧班、災対環境部 下水道管理班、災対環境部 庶務班、災対環境部 災害廃棄物処理班、武蔵野警察署、武蔵野消防署、東京電力、東京ガスグループ、NTT東日本、各通信事業者】

基本方針

- 水道管の耐震管路への更新を継続し、断水地域の縮小を図る。
- 避難所等の災害時重要施設からの排水機能の確保や主要な下水道管に対する耐震対策を実施する。
- ライフライン施設の耐震化や被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりを推進する。
- 公共施設や拠点施設の機能を維持するために必要な電力確保策を図るとともに、カセットガスやLPガスの活用等により、エネルギー確保の多様化を図る。

- 市民の生活を維持していくうえで、上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は極めて重要である。また、震災直後の応急対策を進めるうえでも、ライフライン施設の果たす役割は欠かすことができない。
- 関係機関は、震災時においてもライフライン施設がその機能を十分に発揮し、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための安全化対策を実施する。

第1 水道施設

【災対水道部 庶務班 復旧班】

1 水道施設の現状

(1) 水源

ア 深井戸

- 27本の深井戸は、口径300mmの深井戸24本、口径400mmの深井戸が3本のケーシング構造である。一般的にケーシングを使用している深井戸の場合、地震時の井戸の挙動が地震の揺れと一体となる。したがって、ケーシングを使用している井戸は地震に強い構造と考えられている。

- 深井戸には、水中モーターポンプが設置されている。この水中モーターポンプは電力で稼働するため停電発生時には運転不能となる。停電発生時でも深井戸からの水の取水を可能とするため、深井戸には自家発電装置を配備している。令和4年3月現在、17箇所の深井戸に自家発電装置が設置されている。

イ 都水

- 都水（水道水）は、朝霞浄水場から上井草給水所を経由して、第一浄水場、第二浄水場へ送水されている。

(2) 導水管

- 導水管は、各水源から浄水場に導水する管で、総延長 16,546m うち耐震継手管延長 10,595m、耐震化率は 64.0%である。

(3) 浄水場施設

- 市の浄水場は、第一浄水場、第二浄水場の2箇所である。各浄水場から市内に布設された配水管網を通じて各戸に給水されている。災害対策時の電源確保と構造は次のとおりである。

ア 電源

- 各浄水場には予備電源として自家発電装置が設置してある。この自家発電装置を稼動することで、停電が発生した場合でも、浄水場内の配水ポンプを運転することが可能である。各浄水場には自家発電装置用燃料タンクを設置しており、16時間程度の運転が可能となっている。

イ 構造物

- 浄水場内の構造物（建物・着水井・配水池）等は、現基準での耐震性を満たしていない。今後、耐震性について検討を進める。

(4) 配水管

- 配水管は、各浄水場から給水区に配水する管であり、総延長 280,345m のうち耐震継手管延長 132,039m、耐震化率 47.1%である。

(5) 危険物

- 自家発電機用燃料は、消防法に基づき貯蔵タンクを設置して保管している。

施設名	燃料	貯蔵量	容器	貯蔵室
第一浄水場	A重油	1,950ℓ 2基	鋼板性タンク	屋外
第二浄水場	A重油	1,950ℓ 2基	鋼板性タンク	屋外

2 震災予防対策

- 水道施設の震災予防対策では、被害を最小限に止め可能な限り給水を継続できる環境を整備することと、迅速な被害状況集約及び復旧活動の実施を可能とする環境を整備する対策として、次のような予防対策を推進していく。

(1) 施設面の震災予防

- 管路施設は、耐震継手管への更新を継続していく。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【予防対策】第4節 ライフライン施設の安全化

- 重要施設（医療機関、主要公共施設、コミュニティセンターなど）などへの管路は、優先的に更新を行う。
- 給水管は、第一止水栓まで耐震性強化のため、ステンレス管化を継続していく。
- 災害時にも安定した取水量を確保するため、水源施設の自家用発電設備等の整備を行う。
- 機械、電気及び計装設備の振動による滑動、転倒の防止策を講ずる。

(2) 体制面の震災予防

- 震災時の被害想定をもとに、震災対策マニュアル等により震災時の応急体制組織等を確立する。
- 震災直後の被害状況を的確に把握するため、浄水場に設置した緊急遮断弁等の地震計を活用する。
- 水道部庁舎、第一浄水場及び第二浄水場にMC A無線をはじめ、各種関係図面（管路図、住宅図等）、優先応急給水・応急復旧場所の位置図及び応急給水・応急復旧の資機材等の整備を図る。
- 地震発生時における的確な防災対応を確保するため、職員に対する教育訓練を実施する。

(3) 震災時連絡体制の確立

- 防災情報システムを活用した連絡体制及び情報共有体制を確立する。
- MC A無線を水道部庁舎、第一浄水場、第二浄水場及び公用車等に配備し、無線による部内施設相互の情報連絡システムを確立する。
- 平常時に維持管理業務等で使用することにより、職員の無線運用の周知を図る。

(4) 震災対策用資機材等の整備

- 震災時の材料調達が迅速にできるよう製造業者や代理店等との震災時応援協定等を検討する。その他機械整備や薬品管理における震災対策を進める。
- 給水車、給水タンク等の応急給水用資機材の整備に努める。単独での給水車及び資機材等の確保は困難であるので、日本水道協会等の応援協力先に運搬給水車両の確保を依頼するための準備を進める。

(5) 広域応援体制の強化

【災対水道部 庶務班 復旧班】

- 災害発生時には、市の体制のみで対応することが困難を極めることが想定される。日本水道協会等への応援要請・応援受け入れを想定して、対策を立てる。
- 水道施設に被害を受けた場合、大規模な断水等が発生する恐れがある。そのため、水道水の安定供給を一層高めるため、都営水道との一元化を推進する。

第2 下水道施設

【災対環境部 下水道管理班】

震災対策

- 下水道施設の流下機能を確保するため、下水道ストックマネジメント計画に基づき緊急度の高い下水道施設を選定し、計画的・効率的な維持管理、修繕、改築等を行い、下水道施設の老朽化対策にあわせて耐震性の向上を図る。
- 震災時、下水道施設に被害が生じた際、速やかな復旧を可能とするため、「武蔵野市下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）」に基づく、訓練を行うとともに定期的に見直していく。
- 発災時における早急な機能の回復のため、東京都下水道局流域下水道本部、多摩地域 30 市町村、新島村及び公益財団法人東京都都市づくり公社により、災害時の被害状況報告、支援調整等に関するルール（東京都の下水道事業における災害時支援に関するルール）を定めており、本ルールに基づき、災害時の対応訓練を随時行っていく。

第3 電気・ガス・通信等

機 関 名	対 策 内 容
市	○ 避難所等、災害時の拠点となる施設等におけるカセットガス等を活用した発電機等の多様な電源の設置
警 視 庁	○ 信号機の滅灯対策
東 京 消 防 庁	○ 東京都震災対策条例第10条及び11条に基づく事業所防災計画の作成指導
東 京 電 力 (株)	○ 「被災しにくい設備づくり」「被災箇所の局所化」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施する。 ○ 被災状況により実施する計画停電に備えた体制の構築
東京ガスグループ ガ ス 事 業 者	○ 供給停止ブロックの見直し ○ 災害時における L P ガスの活用を促進
N T T 東 日 本 各 通 信 事 業 者	○ 電気通信設備等の高信頼化を推進

1 停電対策・エネルギー確保の多様化

【本部管理部 本部管理班、災対財務部 管財施設班、災対環境部 庶務班、災対環境部 災害廃棄物処理班】

- クリーンセンターによるごみ発電や太陽光発電、コージェネレーションシステム等のエネルギー確保の多様化を図り、市役所や総合体育館など災害時の拠点となる施設や、都市機能を維持するために不可欠な施設の機能の維持を図る。
→都地域防災計画（P205）の記載
- 市は都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備など電力

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【予防対策】第4節 ライフライン施設の安全化

の確保を図り保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、コジェネレーションの導入やLPガスの活用するなど、民間事業者との連携を推進する。

- 災害発生時には、非常用発電設備用の燃料など各種の燃料油の調達が極めて困難な状況となることが予測される。このため、事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定の締結などを行うとともに、各施設においては電力を供給する設備の優先順位を定めておく。
- 電力供給停止に備えて、市施設における発電設備等の整備を進めるとともに、システム等の機能維持について、電力が供給停止となった場合を想定し、非常用電源によるバックアップ体制を確保する。
- 地震による停電の発生に対応するため、各事業所において、あらかじめ停電マニュアルを整備するよう周知する。
- 市は石油関係団体と石油燃料の安定供給に関する協定を締結しているが、改めてこの協定の実効性を高める取組を進めていく。具体的には、平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など細部にわたるまでその内容を検証するとともに、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施し、災害時に最大限の効果が発揮できる体制を整える。発災後の燃料確保が必須となる災害拠点病院等については、その供給を着実に担保する。
- 避難所等の電源確保のため、普及しつつある電気自動車やハイブリット自動車の電源としての活用について、考え方を整理し、具体的な運用を検討していく。
- クリーンセンターによるごみ発電や太陽光発電、コジェネレーションシステム等のエネルギーの確保の多様化や電気自動車等の活用を図り、市役所や総合体育館など災害時の拠点となる施設や、都市機能を維持するために不可欠な施設の機能の維持を図る。（国土強靱地域計画と整合した記載）

【武蔵野警察署】

- 主要幹線道路に設置されている信号機について、停電による滅灯に備え、自動起動式発動発電機等の信号機電源付加装置を整備する。

【武蔵野消防署】

- 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成指導

【東京電力】

- 電気施設は、次の耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施工している。

【図表3-3-1 設備別基準】

設 備 名		電気施設関連の耐震設計基準
送電	架空線	○ 機器は、動的設計（0.3G 共振正弦2波）、屋外鉄構は水平加速度 0.5G 程度、機器と屋外の基礎は、水平加速度 0.2 ～ 0.5G 程度としている。
	地中線	○ 油槽台等の付帯設備については、変電機器の耐震性に準じて設計している。
配電		○ 地震による振動・衝撃荷重の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいので、これらの荷重を基礎として設計している。
通信		○ 変電、送電、配電設備に準じて設計を行っている。

（注）1G は、概ね地球の重力による加速度に相当する 980 ガル

- 電力系統は、発電所から伸びる放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。
- 送電線は変電所で接続変更できるようになっていることから、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。
- 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

2 ガスの安全対策

【東京ガスグループ】

- 製造所・整圧所設備
 - ・重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。
 - ・防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。
- 供給設備
 - ・導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
 - ・全ての地区ガバナーにS Iセンサーを設置し、ゆれの大きさ(S I 値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。
 - ・この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【予防対策】第4節 ライフライン施設の安全化

【図表 3-3-2 施設別安全化対策】

施 設 名	都市ガス関連の安全化対策
供 給 施 設	○ 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。 ○ 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備する。
通 信 施 設	○ ループ化された固定無線回線の整備 ○ 可搬型無線回線の整備
そ の 他 の 安 全 設 備	○ 地震計の設置 工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナー(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置している。 ○ 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、200 ガル程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。

3 通信の安全対策

【NTT東日本】

- 電気通信設備及び附帯設備の防災設計(耐震・耐火・耐水設計等)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

【図表1-4 設備別安全化対策】

事 項	安全化対策
電 気 通 信 設 備	○ 電気通信設備等の高信頼化 次のとおり電気通信設備と、その附帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施する。 (1) 豪雨、洪水等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。 (2) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
電 気 通 信 シ ス テ ム	○ 電気通信システムの高信頼化 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。 (1) 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。 (2) 主要な中継交換機を分散設置する。 (3) 大都市において、とう道(共同溝を含む。)網を構築する。 (4) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。 (5) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

【各通信事業者】

- コンビニエンスストアの店舗に非常用電話機を設置することにより、震災時に無料で安否確認等の緊急連絡を可能とし、災害時の情報ステーション化への取組を行う。
- 早期のサービスエリア復旧のための対策等を行う。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 【応急対策】

応急対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 道路・橋りょう	災対都市整備部 道路管理班 災対都市整備部 交通対策班	武蔵野警察署 道路管理者 北多摩南部建設事務所 武蔵野建設業協会
第2節 鉄道施設等	本部管理部 本部管理班	JR東日本 京王電鉄吉祥寺駅 西武鉄道武蔵境駅
第3節 河川及び内水排除施設	災対環境部 下水道管理班 災対都市整備部 道路管理班	北多摩南部建設事務所 武蔵野建設業協会
第4節 水道施設	災対水道部 庶務班 災対水道部 復旧班	日本水道協会 管工事業組合
第5節 下水道施設	災対環境部 下水道管理班	流域下水道本部 管工事業組合
第6節 電気・ガス・通信等	本部管理部 本部管理班	東京電力 東京ガスグループ (一社)東京LPガス協会 ガス事業者 通信事業者

○ 主な機関の応急復旧活動

機 関 名	発災	2～3 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市		○関係機関連絡調整(以下、随時開催)		
	○通行可能道路の確認	○被災状況の情報収集		
警察署 武蔵野		○緊急点検、緊急措置		
		○緊急輸送道路障害物除去作業の調整		
		○緊急輸送道路障害物除去路線の選定		
		○緊急輸送道路障害物除去・応急復旧		
		○輸送車両の調達		
建設事務所 北多摩南部		○緊急輸送道路の障害物除去、応急復旧		

○主な機関の応急復旧活動

機関名	発災	2～3 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市	○初動本部設置 ○災害対策本部設置			
市水道部	○職員参集 ○水道対策本部設置			
	○関係機関への情報連絡			
	○被害情報収集			
		○応急復旧作業		
市都下水道課	○職員参集			
	○関係機関への情報連絡			
	○被害情報収集			
		○応急復旧作業 ○応援要請		
電気	○災害対策本部設置	○応急復旧作業		
ガス	○災害対策本部設置	○応急復旧作業		
通信	○災害対策本部設置	○応急復旧作業		

第1節 道路・橋りょう

【災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 交通対策班、武蔵野警察署、道路管理者、北多摩南部建設事務所、武蔵野建設業協会】

- 震災時には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

第1 交通規制

【武蔵野警察署】

- 災害時における交通の確保は、消火をはじめ負傷者の搬送、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等応急対策活動を行ううえで、不可欠である。

1 交通情報の収集・交通統制

(1) 交通情報の収集

- 交通情報の収集に努め、道路交通の被害状況を速やかに調査把握し、その状況を警備本部に報告する。

(2) 幹線道路の交通秩序の維持

- 隣接区市に通じる幹線道路については、関係警察署と連絡を密にし、一般車両のう回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。

(3) 一般車両の市内への運行

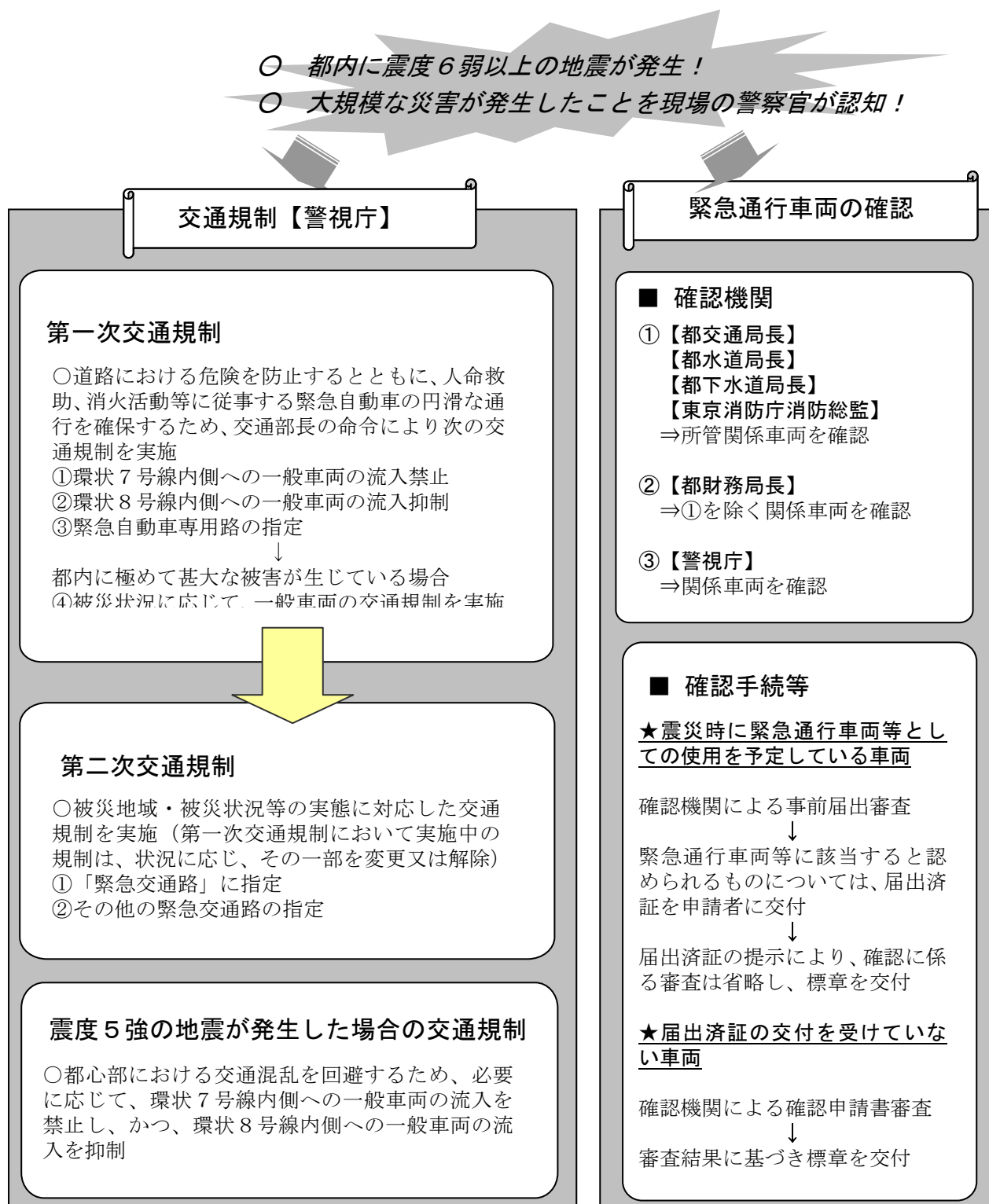
- 緊急車両以外の市内の運行については、広報の徹底を期するとともに、交通規制の内容について周知を図る。

2 交通規制の実施

- 大地震の発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と応急対策に必要な緊急車両の通行を確保することを最重点として、次のような交通規制を実施する。
- 被災状況や隣接県も含めた警察の体制等に応じて、柔軟に対応する。

(資料第22 (大震災時における交通規制図[第2次]))

【図表4-1 都内全域の交通規制等の概念図】



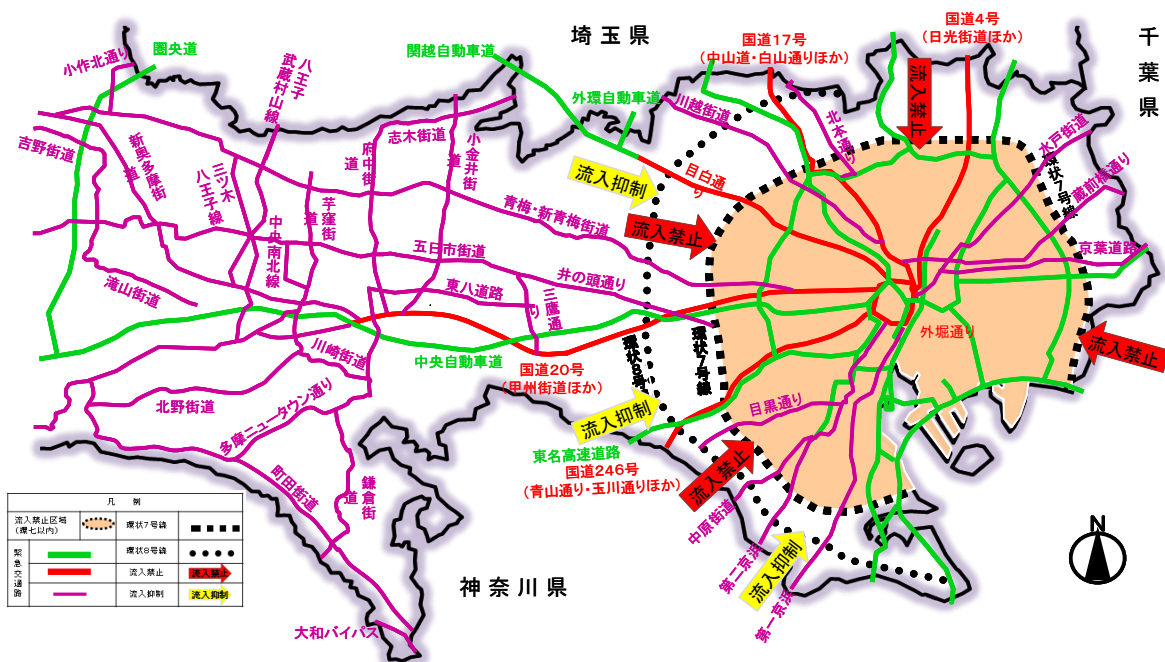
注1 その他の「緊急交通路」の指定

国道1号	国道6号	国道14号	国道15号
新大宮バイパス	北本通り	国道254号	国道357号
中原街道	青梅・新青梅街道	井の頭通り・五日市街道・睦橋通り	目黒通り
蔵前橋通り	国道16号	国道20号	国道139号
大和厚木バイパス	稲城大橋通り他	東八通り	小金井街道
府中・志木街道	鎌倉街道	川崎街道	新奥多摩街道
芋窪街道	町田街道	町田厚木線	八王子武蔵村山線
三鷹通り	中央南北線	多摩ニュータウン通り	新滝山・滝山・吉野街道
北野街道	新小金井街道	都道256号(甲州街道)	

注2 自転車、路線バス

環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」及び「緊急交通路」上は通行禁止

【図表3-3-4 大震災時における交通規制図〔第二次〕】



(3) 留意事項

- 第一次交通規制の前提となる「大震災が発生した場合」とは、都内に震度6弱以上の地

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【応急対策】第1節 道路・橋りょう

震により、多数の人的被害が生じた災害をいう。

- 第二次交通規制は、第一次交通規制の実施後、被害状況、道路交通状況等勘案し、交通対策本部長（交通部長）の別命により、実施するものである。

(4) その他風水害時の態勢

- 被災地及び周辺は、交通の混乱を生じ、かつ危険箇所が多いので、速やかに危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行、う回等適切な交通規制を行い交通秩序の維持に努める。
- 風水害時には、交通の障害となっている倒壊樹木、壊流物、垂下電線等の除去及び道路、橋梁等の応急補修ならびに排水等の応急対策については、関係機関に連絡し、復旧の促進を図る。

3 緊急交通路等の実態把握

- 緊急交通路等の交通情報の収集は、警備本部（警視庁）等からの報告によるほか、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

4 交通規制の実効性を確保する手段・方法

(1) 主要交差点への規制要員の配置

- 緊急交通路の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保に努める。

(2) 緊急交通路の措置

- 緊急交通路に設置してある可変式規制標識を災害対策基本法に基づく「車両通行止」の標識に変えるほか、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する標示幕を所要の地点に掲出する。
- 緊急交通路上にある車両は、道路外又はう回道路等の緊急交通路以外の道路に誘導する。
- 緊急交通路においては、避難者と緊急通行車両が競合した場合は、原則として避難者を優先通行させる。
- 緊急交通路以外の道路にあつては、防災関係機関の防災拠点、指定避難場所へ通ずる重要道路等については、可能な限り緊急交通路に準じた道路として確保する。

(3) 交通検問所の設置緊急通行車両等確認手続及び確認標章の交付

- 交通整理・誘導、緊急通行車両確認事務等を行うため交通検問所を設置する。

(4) 放置車両等の対策

- 放置車両対策班を編成し、レッカー車、簡易レッカー等を活用して緊急交通路等における放置車両の排除をするほか、その他の道路上の障害物については、道路管理者に排除を依頼して緊急交通路を確保する。
- 緊急交通路上で通行の妨害となっている車両その他障害物については、その所有者、管理者等に対し、車両又は障害物の移動等必要な措置を命ずる。

(5) 警備員、ボランティア等の協力の受入れ

- 規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、武蔵野警察署長は、平素から、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員会、警備業者等の民間の協力団体等の協力を得るよう配慮する。

(6) 装備資器（機）材の効果的な活用

- 交通規制の実施にあたっては、サインカー等の規制用車両を有効に活用するほか、ロープ、セイフティコーン等の装備資器（機）材を効果的に活用する。

(7) 交通管制システムの適切な運用

- 防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板、路側通信装置等の交通管制システムの適切な運用に努める。

5 緊急物資輸送路線の指定

- 都は、避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

6 広報活動

- 東日本大震災を踏まえて見直した交通規制の内容等を都民に対して、以下のとおり周知する。

- ・報道機関への広報要請

新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。

- ・運転者等に対する広報

現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

(1) 運転者等に対する広報

- 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。
- 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- 高速道路を通行中の自動車は、交通情報板や警察官等の誘導に従って行動すること。
- 引き続き自動車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意するとともに、環状7号線内側の道路を通行中の自動車は、速やかに道路外の場所に移動すること。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【応急対策】第1節 道路・橋りょう

- 特に、高速道路を含む7路線(高速道路、国道4号、国道17号・白山通り、国道20号、国道246号、目白通り・新目白通り、外堀通り)は、発災直後から消防、警察、自衛隊等の緊急自動車専用の路線となりますので、速やかに移動をすること。
- 環状7号線から、都心方向には入らないこと。
- 目的地に到着した後は、自動車を使用しないこと。

7 緊急通行車両等の確認(武蔵野警察署)

- 震度6弱以上の地震発生時(警戒宣言発令時を含む。以下同じ)には、交通規制(第3部第8章第2節)により一般車両の通行が禁止・制限され、大規模地震対策特別措置法施行令第12条に基づく緊急輸送車両及び災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両(以下「緊急通行車両等」という。)を優先して通行させることとなる。
- 緊急通行車両等であることの確認は次のとおり行う。

(1) 緊急通行車両の種類

- 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- 道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
- 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
- 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
- 患者等搬送車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
- 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
- 緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両
- 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
- 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
- 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
- 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両

(2) 緊急通行車両等の確認機関

ア 警察署

市の保有車両及び市が調達した車両については、都公安委員会が確認する。

イ 都

市の要請により都が調達、あっ旋した車両については、都知事が確認する。

(3) 緊急通行車両等の確認**ア 届出済証の交付を受けている車両の確認**

届出済証の提示により、確認に係る審査は省略され、「緊急通行車両等の標章及び確認証明書」が交付される。

イ 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両等の確認

確認申請書を提出し、審査結果に基づき、標章等の交付を受ける。

※確認手続については、P震-20 図表4-1 参照。

(4) 交通規制除外車両

- 震災発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむをえないと認められる車両については、公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外される。

第2 緊急道路障害物除去等

- 緊急交通路等を確保するための緊急道路障害物除去路線の選定を行う。
- 都及び市は、震災時には路上障害物の除去及び陥没や亀裂などの応急補修を優先的に行う。
- 緊急道路障害物除去は、選定した緊急道路障害物除去路線において、緊急車両の通行に必要な上下各1車線の交通路を確保するため、道路上の障害物を道路端等に寄せたり、道路の陥没や亀裂の応急修理を行う。
- 除去した障害物は一時集積場所候補地に搬入する。
- 市は、国土交通省関東整備局との災害時の情報交換に関する協定を結び、情報連絡員（リエゾン）の派遣を定めている。

1 緊急道路障害物除去路線の選定

- 震災時において、緊急道路障害物除去を実施する路線の選定は、事前の指定などを踏まえて次の基準により行う。

(1) 選定基準（都建設局）

- (1) 緊急交通路等の交通規制を行う路線
- (2) 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路）
- (3) 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- (4) 上記(1)～(3)は、原則として、幅員15m以上の道路の路線

※ 緊急輸送道路とは、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、または指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

2 緊急道路障害物除去作業態勢

- 緊急道路障害物除去作業にあたっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、関係機関及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制を確立して対応する。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【応急対策】第1節 道路・橋りょう

- 道路上に倒壊のおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱を含めて関係機関と協議して処理する。

機 関 名	実 施 内 容
市	市内の建設業協会等の協力を得て実施する。作業の実施にあたっては、市災対本部災対都市整備部長の指示によるものとする。
都建設局	「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。 市域における作業の実施にあたっては、都北多摩南部建設事務所長の指示によるものとする。 震災初期における被害状況や通行可能路の情報収集は、関係業界等の緊急巡回等で得た情報を迅速・的確に集約して行う。
警 視 庁	緊急交通道路確保のため、各警察署及び交通機動隊に放置車両対策班を編成し、放置車両の除去にあたるほか、道路管理者及び関係防災機関に協力し、道路上の障害物の除去にあたる。 道路交通に関する被害状況については、ヘリコプター、ヘリTV、パトカー、白バイ及び警察署等からの報告によるほか、東京消防庁、自衛隊、道路管理者等の関係機関の現場担当者と緊密な情報交換を図り、実態把握に努める。

3 障害物除去用資機材の整備

- 道路障害物除去作業に必要な資機材等は、武蔵野建設業協会の協力を得て、建設機械、資機材を使用するほか、消防団重機隊員が所有する資機材等を使用する。
- 平素から資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械及び配備態勢等の把握を行う。

第3 災害時の応急措置

機 関 名	応 急 措 置
市	○ 道路の亀裂、陥没等の損壊及び倒壊物等並びに落橋などにより通行不能箇所について調査・点検を行う。 ○ 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置やう回道路の選定など通行者の安全対策を行う。 ○ 上下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に危険が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置をとり、所管の占用者に連絡する。 ○ 落下、又は危険と認められた橋梁は、直ちに通行止め等の措置を行い、う回路の案内を標示する。

北多摩南部 建設事務所	○ 都道や緊急障害物除去路線に指定された市道については、東京都建設防災ボランティア等と連携して調査・点検を行う。 ○ 「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路における緊急点検及び損壊箇所の応急措置等を実施する。 ○ 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。
----------------	--

第2節 鉄道施設等

【本部管理部 本部管理班、JR東日本、京王電鉄吉祥寺駅、西武鉄道武蔵境駅】

- 発災時において、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図ることは交通機関の責務である。
- 多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生する恐れがあるため、機敏かつ適切な応急措置を次により各交通機関が実施する。

第1 災害時の活動態勢

1 災害対策本部の設置

- 震災が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

2 通信連絡態勢

- 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて移動用無線機等を利用する。

第2 発災時の初動措置

- 各鉄道機関は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、各社の規程に従い徐行等の運転規制を実施する。

第3 乗客の避難誘導

- 震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道機関は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。
- 駅にいる乗客に対しては、混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定めた場所に誘導する。
- 列車内の乗客に対しては、混乱防止の案内放送を行い、安全な場所または最寄り駅まで、駅長(運転司令)と連絡のうえ、誘導する。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【応急対策】第3節 河川及び内水排除施設

- 自家発電設備、蓄電池設備等により、停電時であっても、乗客の避難誘導に必要な照明、非常灯等最低限の電力を確保する。

第4 事故発生時の救護活動

- 各鉄道機関は、震災時に事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者の救護を優先に実施する。
- 併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講ずるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努め、必要に応じ関係機関の出動・救護の要請を行う。

第3節 河川及び内水排除施設

【災対環境部 下水道管理班、災対都市整備部 道路管理班、北多摩南部建設事務所、武蔵野建設業協会】

- 地震、洪水等により河川及び内排水路の護岸施設が破損したときは、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努めるとともに排水に全力をつくす。

機 関 名	応 急 復 旧 対 策
市	○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施する。 ○ 河川、内排水路のいっ水等により浸水被害が発生したときは、直ちに作業を実施するとともに、武蔵野市消防団及び武蔵野市建設業協会へ応援を要請し、応急排水を実施する。
北多摩南部 建設事務所	○ 災害が発生した場合、直ちに河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 ○ 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、都及び市等の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。 ○ 市の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施する。

第4節 水道施設

【災対水道部 庶務班 復旧班、日本水道協会、管工事業組合】

- 震災時には、飲料水・生活水の供給確保及び被害を受けた水道施設の早期復旧に尽力する。
- 水道施設が利用できない期間・地域では応急給水活動で飲料水・生活水の供給を実施する。
- 被害を受けた水道施設の早期復旧を目指し、被害状況の確認、応急復旧作業に取り組む。
- 順次、復旧が完了した設備を利用し、給水可能地域を広げることで、可能な限り早期かつ広範囲な供給態勢の確立を目指して取り組む。

第1 災害時の活動態勢

- 人員、資器材、原料、燃料等の活動の資源を、優先事項に対して集中して配置し活動に取り組む。
- 本市態勢のみでの対応は困難となることが予想されるため、災害発生後速やかに日本水道協会等への応援要請を実施し、対応にあたる。

1 水道対策本部の設立

- 次の場合には、復旧対策を迅速かつ的確に遂行するために、水道部内に水道対策本部を設置する。
 - ① 震度5（弱）以上の地震が発生したとき
 - ② 水道部長が震災対策の必要を認めたとき
- 水道対策本部は、水道部長を本部長とする。
- 水道対策本部では、初期被害情報の収集・集約を行う。
- 初期被害情報として、水道施設及び管路の被害状況を集約する。被害情報の収集では、記録写真の撮影等も実施する。
- 市災害対策本部が設置された際には、市本部災対水道部へ移行する。

(1) 情報連絡体制

- 正確な被害等の情報を迅速に収集・伝達し、応急対策を効率よく推進するために、情報手段、時期、機関、内容等をあらかじめ定める。

(2) 応援要請

- 応急復旧等に関し関係機関と協議し、応援が必要と認められた場合には協定に基づき速やかに応援を要請する。

(3) 資機材等の調達

- 水道施設及び配水管等の応急復旧に必要な資機材が不足する場合には、速やかに製造業者及び代理店等に支援又は手配の要請を行う。

第2 応急復旧計画

- 応急復旧活動は、日本水道協会、管工事業組合等による支援との協力体制での実施を前提として計画する。
- 復旧の対象とする水は、飲料水のみならず、生活用水、都市活動用水の供給機能の確保を目標とする。
- 応急復旧は、可能な限り早急に全市域を配管給水の状態に近づけるものとする。

1 応急復旧

- 応急復旧は水道の基幹施設から順に実施する。
 - ① 浄水場施設
 - ② 管路施設
 - ・ 配水本管
 - ・ 配水小管
 - ・ 集水装置
- 3週間以内での応急復旧（各戸1給水栓の確保）を目標に作業を進める。

2 復旧の優先順位

- 復旧計画の策定では、管路被災状況やその他の被災状況を総合的に考慮して、復旧順序を決定することとする。

(1) 水道施設

- ① 被災直後には二次災害の防止対策を施し、被害状況の把握に努める。
- ② 浄水場施設及び管路施設の被害調査結果に基づき応急復旧計画を策定する。

(2) 優先復旧施設

復旧計画立案の段階で、次の関係機関を優先して応急復旧を行う。

- ① 救急病院等
- ② 避難所等
- ③ 災害対策の中核となる官公署、公益・公共機関

3 管理図等の保管

- 応急復旧に必要な管理図等は電子データのみならず紙ベースでの保管を行う。紙ベースの管理図等は複数の場所に保管する。

4 災害時の広報

- 災害発生時は、本部と一体となって水道施設の被害状況復旧の見通し、給水拠点等を周知させるため、固定系防災行政無線及び車両等により広報活動を行う。

第5節 下水道施設

【災対環境部 下水道管理班、都下水道局、管工事業組合】

第1 震災時の活動態勢

- 本部の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行う。
- 被害が大規模で復旧に緊急を要する場合に協力を得ることができるように、民間団体との協力体制を確立しておく。

第2 応急対策

1 災害復旧用資器材の確保

- 迅速に応急措置活動を実施するため、可搬式排水ポンプ及び土工器材、作業用具等は災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し協力を得る。

2 被害調査

- 緊急交通路を巡視し、下水道施設に起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

3 応急措置

- 管路施設の被害に対しては、管の継手部のズレ、クラックなどの被害箇所から土砂が流入し、管きよの流下能力の低下が予想されるため、管路施設の点検を行い、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに、復旧対策の方針をたてる。

第6節 電気・ガス・通信等

【本部管理部 本部管理班、東京電力、東京ガスグループ、（一社）東京LPガス協会、ガス事業者、通信事業者】

第1 電気

1 災害時の活動態勢

【本部管理部 本部管理班】

- 東日本大震災の計画停電において、市防災情報室に東京電力社員を常駐させて「計画停電特設電話センター」を設置した経緯を踏まえ、停電時には東京電力と連携して停電情報の市民への周知を行う。

【東京電力】

- 地震が発生したとき、東京電力は非常態勢の発令をするとともに、次に掲げる非常態勢

を編成し非常災害対策活動を行う。

(1) 非常態勢の組織

- 非常態勢の組織は、本店、店所及び本店・店所が指定する事業所（「第一線機関等」という）を単位として編成する。
- 非常態勢の組織は、非常態勢の発令に基づき設置する。ただし、電力供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入る。

(2) 非常態勢の発令

- 災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合に対処するための非常態勢は次の区分による。

非常災害の情勢	非常態勢の区分
○災害の発生が予想される場合 ○災害が発生した場合	第1非常態勢
○大規模な災害が発生した場合 (大規模な災害の発生が予想される場合を含む) ○東海地震注意情報が発せられた場合	第2非常態勢
○大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○警戒宣言が発せられた場合	第3非常態勢

(3) 対策要員の確保

- 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
- 非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに支部に出動する。
- 交通途絶等により支部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出動し、所属する支部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

2 応急対策

【東京電力】

- 災害対策本部や報道機関等から被害情報を収集するとともに、自社の被害状況を把握する。
- 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、近隣の第一線機関等相互による流用を実施する。広域にわたる被害等によりそれらの対応が困難な場合は、本店対策本部にて全ての資材を管理・確保する。
- 非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行うが、必要に応じ他電力会社等からの調達を対策本部において要請し、輸送力の確保を図る。
- 震災時においても送電を継続することを原則とするが、水害又は火災の拡大時等におけ

る円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

- 応急工事の実施に当たっては、人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。
- 各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社間に締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

第2 ガス

1 発災時の活動態勢

【本部管理部 本部管理班】

- ガスの災害発生時には、東京ガスと連携して災害情報の市民への周知を行う。

【東京ガスグループ】

(1) 非常事態対策本部の設置

- 本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 震災時の非常体制

体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長
第一次 非常体制	1 震度5弱・5強の地震が発生した場合	導管ネットワーク本部長
第二次 非常体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・5強の地震が発生し、(中圧または低圧)ブロックを供給停止した場合	社長

2 応急対策

【東京ガスグループ、(一社)東京LPガス協会、ガス事業者】

- 本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成(東京ガスグループ以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる。)
- 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報を収集する。
- その他、状況に応じた措置を行う。
- 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【応急対策】第6節 電気・ガス・通信等

- 製造所・整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置を行う。
- ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を行う。
- 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- 地震の発生直後にどの地域でどれだけの被害が起きたかを「超高密度リアルタイム地震防災システム」により被害推定し、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行う。
- 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- その他現場の状況により適切な措置を行う。
- 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。
 - ・取引先、メーカー等からの調達
 - ・各支部間の流用
 - ・他ガス事業者からの融通
- 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都エルピーガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

第3 通信

【本部管理部 本部管理班、通信事業者】

1 震災時の活動態勢

- 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。
- 災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、都本部並びに国等の関係防災機関との連絡・調整を行う。

2 応急対策

- 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡・周知を行う。
 - ・気象状況、災害予報等
 - ・電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
 - ・当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
 - ・被災設備、回線等の復旧状況
 - ・復旧要員の稼働状況
 - ・その他必要な情報
- 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等
- 災害対策用機材、車両等の確保
- 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【応急対策】第6節 電気・ガス・通信等

(資料第27 (通信事業者等の活動態勢))

(資料第28 (通信事業者等の応急対策))

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【復旧対策】第1節 道路・橋りょう

復旧対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 道路・橋りょう	災対都市整備部 道路管理班 災対都市整備部 交通対策班	武蔵野警察署 道路管理者 北多摩南部建設事務所 武蔵野建設業協会
第2節 鉄道施設及び地域公共交通等	本部管理部 本部管理班	JR東日本 京王電鉄吉祥寺駅 西武鉄道武蔵境駅
第3節 河川及び内水排除施設	災対環境部 下水道管理班 災対都市整備部 道路管理班	北多摩南部建設事務所 武蔵野建設業協会
第4節 水道施設	災対水道部 復旧班	日本水道協会 管工事業組合
第5節 下水道施設	災対環境部 下水道管理班	流域下水道本部 管工事業組合
第6節 電気・ガス・通信等	本部管理部 本部管理班	東京電力 東京ガスグループ (一社)東京LPガス協会 ガス事業者 通信事業者

第1節 道路・橋りょう

【災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 交通対策班、武蔵野警察署、道路管理者、北多摩南部建設事務所、武蔵野建設業協会】

機 関 名	応 急 復 旧 対 策
市	○ 被害を受けた市道を速やかに復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復し、救助救急活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。 ○ 作業は緊急指定道路を最優先に啓開するものとし、その後逐次一般市道の復旧作業を行う。 (1) 道路障害物除去は、武蔵野市建設業協会との協定に基づき実施する。啓開の中は、原則として2車線（5m）とし、道路状況などからやむを得ない場合には1車線（3m）とする。 (2) 応急復旧すべき道路面に生じた亀裂、陥没等は、市所有の材料を使って埋め戻し応急復旧を行う。又、雨水の浸透、洗掘等により二次的被害の恐れのある場合は、適宜な方法により封緘又は水回しなどを施行する。
北多摩南部建設事務所	○ 被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。

第2節 鉄道施設及び地域公共交通等

【本部管理部 本部管理班、J R 東日本、京王電鉄吉祥寺駅、西武鉄道武蔵境駅】

- 鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。
- 各鉄道機関は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう本復旧計画を立て、実施する。
- 災害発生による道路等の状況により、バス路線等地域公共交通の運行に支障が生じる場合、運行状況、迂回ルート等についての情報共有を行うため、地域公共交通活性化協議会との連絡体制等を活用していく。

第3節 河川及び内水排除施設

【災対環境部 下水道管理班、災対都市整備部 道路管理班、北多摩南部建設事務所、武蔵野建設業協会】

- 市は、河川管理施設・排水場施設に被害が生じた場合、復旧対策を行う。
- 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。
- 市が管理する河川管理施設の応急復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言の下にこれを実施する。

第4節 水道施設

【災対水道部 復旧班、日本水道協会、管工事業組合】

- 取水・導水施設の被害は、浄水場の機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。
- 浄水場の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。
- 管路施設の復旧では、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路施設から順次行う。なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- 管路施設における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながら、あらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。
- 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

第5節 下水道施設

【災対環境部 下水道管理班、都下水道局、管工事業組合】

1 下水道施設の復旧計画

- 被害が発生したときは、幹線管きょ等主要施設から漸次復旧を図る。

2 都との役割分担

- 都の管理する水再生センター、流域下水道幹線の復旧活動等については、東京都地域防災計画による。

第6節 電気・ガス・通信等

【本部管理部 本部管理班、東京電力、東京ガスグループ、（一社）東京L Pガス協会、ガス事業者、通信事業者】

第1 停電対策

【東京電力】

- 災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。
- 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。
- 主な手順は以下のとおり。
 - ・ 供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入ると場合は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。
 - ・ 電力施設等の被害状況及び復旧状況や停電による主な影響状況等を迅速、的確に把握する。
 - ・ 復旧資材の確保のため、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。
 - ・ 発電設備については、共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
 - ・ 送電設備については、ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。
 - ・ 変電設備については、機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
 - ・ 配電設備については、配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。
 - ・ 通信設備については、可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。
- 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。また、電気火災を防止するため、屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ることなどについても広報する。

第2 ガスの災害対策

【東京ガスグループ】

- ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
- 具体的な手順は以下のとおり。
 - ・ 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
 - ・ 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
 - ・ 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
 - ・ ガスメーターの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
 - ・ 都市ガスの復旧は 2,000～3,000 軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を分割する。
 - ・ 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所を修理する。被害が多い地域では仮配管等を行う。
 - ・ 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。
 - ・ ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。
- さらに、必要に応じて次の対応を行う。
 - ・ 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。
 - ・ 地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。
 - ・ 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。

【(一社) 東京L Pガス協会、ガス事業者】

- ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
- L Pガスの使用の再開に当たっては、安全の確認を十分に行う必要がある。このため、都は、社団法人東京都エルピーガス協会の点検体制の確立について支援を行う。

第3 通信の災害対策

【通信事業者】

- 重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。
- 非常態勢が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動する。
- 被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。
- 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

(資料第29 (通信事業者等の復旧対策))

- 被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。

第3部 施策ごとの具体的計画(予防・応急・復旧計画)

第4章 自治と連携による応急対応力の強化

本章における対策の基本的考え方

大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くの命を救うことに繋がる。このため、市の災害対策本部においても、初動態勢の強化及び災害対策本部機能の充実により、被害の状況に応じた機動的な対応を行うとともに、消防署、警察署、消防団、市民及び事業者が連携して迅速かつ円滑な応急対応を行う必要がある。また、関係団体との間で災害時の応援・協力に関する協定をあらかじめ締結するなど、応援体制のネットワークを図る。一方で、一自治体単独での対応には自ずと一定の限界もあり、東日本大震災の教訓を踏まえると、国や都、近隣自治体、武蔵野市交流市町村協議会等との初動時からの円滑な広域連携体制の構築・強化が必要である。

対策の全体像

現在の到達状況

- 市の災害活動に係る基準震度を見直し、「災害対策本部設置の発令」「初動要員の出動（緊急初動態勢）の発令」「休日夜間等の全職員参集（特別非常配備態勢）の発令」「防災行政無線の自動放送」「災害時要援護者の安否確認の開始」を原則5弱以上に統一した。
- 初動要員の緊急初動態勢については、従来は休日夜間に限定していたが、平日も出動対象とし、24時間365日の態勢を整備した。
- 近隣自治体や友好都市、事業者等との災害協定を締結し、災害時の広域連携を図っている。

課題	対策の方向性	到達目標
被害想定に対応するため、非常配備態勢の再編による市の初動態勢の強化の必要	非常配備態勢の再編	平時の部課を基本として可能な限り指揮命令系統を統一した非常配備態勢へ再編する。①
広域的な連携の強化の必要	広域連携体制の強化	近隣自治体や武蔵野市交流市町村協議会等との広域連携体制を強化する。②

具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

初動対応体制の整備

- ・初動態勢の強化
- ・災害対策本部機能の充実

市・事業所等のBCPの策定

- ・市のBCP（業務継続計画）策定
- ・事業所等のBCP（事業継続計画）策定

救助・救急活動等の体制強化

- ・武蔵野消防署の救助・救急体制
- ・武蔵野警察署の救出・救助体制
- ・消防団の救出・救助活動能力の向上
- ・市民の救出・救助活動能力の向上
- ・事業所等の救出・救助活動能力の向上

応援協力・連携体制の強化

- ・都との相互協力
- ・他市区町村との相互協力
- ・広域避難者の市内受入と支援
- ・防災関係機関との応援協力
- ・協定締結機関との応援協力

応急活動拠点等の整備

- ・防災拠点機能の強化
- ・市庁舎の設備
- ・防災安全センター（市庁舎西棟4・5階）
- ・職員用宿泊施設等の整備
- ・災害対策用職員住宅の整備
- ・災害ボランティア活動拠点の確保
- ・緊急物資輸送拠点の確保
- ・遺体収容所の確保
- ・市施設の停電対策
- ・オープンスペースの把握と整備
- ・ヘリコプター活動拠点の確保

地震直後の行動（応急対策）

発災後 72 時間以内

初動態勢

- ・初動本部の立ち上げ
- ・情報収集、混乱防止等

消火・救助・救急活動

- ・救助・救急活動態勢等
- ・震災消防活動
- ・警備活動

応援協力・派遣要請

- ・応援協力・連携体制
- ・自衛隊への災害派遣要請

応急活動拠点の調整

第4章 自治と連携による応急対応力の強化

【対策の全体像】

保

- ヘリサインの設置
- エネルギーの確保の多様化

予防対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 初動対応体制の整備	本部管理部 本部管理班	
第2節 市・事業所等のBCPの策定	本部管理部 本部管理班 災対市民部 庶務班 災対総務部 庶務班	
第3節 救助・救急活動等の体制強化	本部管理部 本部管理班	武蔵野消防署 武蔵野警察署
第4節 応援協力・連携体制の強化	本部管理部 本部管理班 災対総合政策部 秘書広報班 災対総務部 受援応援班 災対市民部 物資管理搬送班 災対市民部 被災者対応班 災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班	
第5節 応急活動拠点等の整備	各部 本部管理部 本部管理班 災対総合政策部 資産活用班 災対財務部 管財施設班 災対市民部 物資管理搬送班 災対市民部 被災者対応班 災対市民部 災害ボランティアセンター班 災対環境部 庶務班 災対環境部 災害廃棄物処理班 災対環境部 物資管理搬送班 災対健康福祉部 庶務班 災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班 災対教育部 遺体収容班 監査委員事務局 物資管理搬送班	都

第1節 初動対応体制の整備

【本部管理部 本部管理班】

第1 初動態勢の強化

基本方針

- 初動要員の緊急初動態勢については、従来は休日夜間に限定していたが、平日も出動対象とし、初動要員の研修・訓練・装備品を充実する。

1 緊急初動態勢の拡充

- 平成24年4月1日付けで初動要員の緊急初動態勢を、従来の休日夜間限定から平日昼間まで拡充した。今後、以下の方針に基づき、緊急初動態勢の拡充を図る。

- ・ 地域の各種訓練に、担当支部の初動要員は積極的に参加する。

第4章 自治と連携による応急対応力の強化

【予防対策】第1節 初動対応体制の整備

- ・ 平日昼間に発災した想定で初動訓練を実施する。
- ・ 平日発災の初動要員行動マニュアルを作成する。
- ・ 各資機材操作の講習会や手順書を充実させる。

2 震災時の職場待機ルールの確立

- 勤務時間中の地震発生時においては、勤務時間終了後も職員は帰宅せず、「職場待機」を原則とする。災害対策本部が設置された場合（原則震度5弱以上）は災害対策本部態勢に組み込まれる。
- ただし、乳幼児及び重度の介護が必要な同居家族がいる場合は、災害対策上支障がない範囲で所属する災害対策本部の各部長の判断で帰宅を認めるものとする。

3 初動要員選定方法の改善

- 初動要員の選定については、適切な人員配置を行い、効果的な災害初動期の対応を実施する必要があるため、職員に関するきめ細かな情報を保有する人事課と防災課が連携して「初動要員選定会議」を開催して初動要員選定を行う。（資料：初動要員選定方法）

4 初動期の市職員情報連絡体制の充実

- 現在、自己申告登録制となっている武蔵野市安否確認システムへの連絡先登録について、災害発生時における非常配備態勢の業務遂行上の必要性和職員の安否確認の迅速性を図るため、市職員（常勤職員・再任用短時間職員・会計年度任用職員（パートナー職員））に安否確認システムへの連絡先登録を義務付ける。

5 基準震度

- 基準震度については下記図表3-4-1のとおりとする。市の災害活動に係る基準震度が各種異なり迅速な災害対応に混乱を生じる恐れがあるため、原則5弱に統一するための見直しを行う。

【図表3-4-1 基準震度】

項目	基準
災害対策本部設置の発令	市長が必要と認めた場合(原則震度5弱以上)
全職員参集の発令	5弱以上
初動要員の出動（緊急初動態勢）の発令	5弱以上
非常配備態勢の発令	市長が必要と認めた場合（原則震度5弱以上） ※原則震度5弱以上で非常配備態勢が発令されることを前提に、市職員は活動する。
防災行政無線の自動放送	5弱以上
避難行動要支援者の安否確認の開始	5弱以上

第2 災害対策本部機能の充実

基本方針

- 平時の部課を基本とした非常配備態勢を継続する。
- 非常配備態勢の円滑な実施を期するため、職員の災害対応の基礎知識をわかりやすくまとめるとともに、業務継続計画（BCP）との整合を図る。

1 非常配備態勢の再編

- 非常配備態勢の編成に関し、平時の部課を基本として可能な限り指揮命令系統を統一した非常配備態勢とする（第3部P適宜修正を参照）。

2 業務継続計画(BCP)との整合

- 再編された非常配備態勢は、平時の部署を基本としており、業務継続計画（BCP）の非常時優先業務（通常業務）との関連性が明確になっているため、非常配備態勢と業務継続計画（BCP）との整合を図る。

3 会計年度任用職員(パートナー職員)の災害対策業務への従事について

- 災害時に会計年度任用職員（パートナー職員）を所属課の災害活動（所掌事務）に従事させるため必要な整備を進める。すでに、任用通知書における災害対策業務の記載や職員安否確認システムへの登録義務化、非常配備態勢に従事するためのヘルメットの配備を進めている。今後は、市職員に課せられる勤務時間外の緊急参集について同様の責務を課すため、市職員のみならず支出される緊急参集手当を会計年度任用職員（パートナー職員）にも拡充させる。会計年度任用職員（パートナー職員）の非常配備態勢下における事務内容については、災対各班で想定される業務が異なることから、一律の基準は設けず、検討を進めていくこととする。併せて、防災服などのヘルメット以外の装備品についても検討する。
また、市内・近隣在住の市職員OBを活用するための人材登録制度を検討する。

4 被災者生活再建支援システムの導入及び習熟

- 住家被害認定調査や罹災証明書交付に係る業務を効率化するため、東京都が開発を進めて市区町村が共同利用する「被災者生活再建支援システム」を平成29年度に導入した。当該システムはマイナンバーカードとの連携や、都システムとの連携など新たな仕組みが提案されており、今後の動向を注視していく。

5 市職員の災害対応能力の向上

- 非常配備態勢の円滑な実施を期するため、当該計画の進捗管理を行うとともに、各班マニュアルの更新を行い、また職員非常参集訓練や災害発生シナリオを用いた災害図上訓練など様々な訓練を実施することにより、震災時における適切な判断力を養い、職員の防災教育を推進する。

第2節 市・事業所等の業務継続計画(BCP)の策定

【本部管理部 本部管理班、災対総務部 庶務班、災対市民部 庶務班、】

基本方針

- 市や事業所等は、災害時に被害の最小化と活動の継続を図ることを目的に業務継続計画（BCP）を策定し、事業の継続と迅速な復旧を図る。

第1 市の業務継続計画(BCP)策定

【本部管理部 本部管理班、災対総務部 庶務班】

- 災害が発生した場合、市は応急活動を行う一方で、継続すべき重要な行政サービスを提供する必要があるため、業務量は急激に増加し、極めて膨大なものになる。○ 行政自らも被災し、人、物、情報等活用ができる資源に制約がある状況下でも、行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようにするため、業務継続計画（BCP）を策定し、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めておく必要がある。
- 災害時に継続すべき業務に必要な情報システムの継続・復旧計画であるICT-BCPを運用し、災害対応力を強化する。
- なお、業務継続計画（BCP）及びICT-BCPは、地域防災計画の下位計画として、同計画を補完し、整合性を確保する。
- BCPの点検・見直しを継続的に行うなど、平時からの取り組みが重要である。

第2 事業所等のBCP(事業継続計画)策定

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 庶務班】

- 事業活動に対する被害の最小化と活動の継続を図るため、特に、市や地域の経済を支える重要な金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者はBCPを策定する必要がある。事業者がBCPを策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保される。また、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながる。
- 市は、都と連携し、事業者団体等を通じて、事業者が事業継続計画（BCP）の策定を推進するよう働きかける。

第3節 救助・救急活動等の体制強化

【本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署、武蔵野警察署】

基本方針

- 消防署、警察署、消防団、市民及び事業所等の救助・救急活動体制の強化を図る。

第1 武蔵野消防署の救助・救急体制

【武蔵野消防署】

- 同時多発性・広域性を有する地震被害等に対応するため、救助・救急活動に有効な資機材を活用する。
- 震災時に同時多発する救助事象に対応するため、整備計画に基づいて救助体制の強化を図るとともに、消防署に配置されている救助資器材を有効に活用する。
- 道路啓開のため武蔵野警察署と連携する。
- 震災時に同時多発する救急事象に対応するため、非常用救急車の運用を含め震災時の傷病者搬送体制を強化する。
- 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士及び救急隊員等の教育訓練をさらに充実する。
- 多数の傷病者に救急処置を実施するため、高度救急資器材や消防隊用応急救護資器材を活用し、救急現場救命効率の向上を図る。
- 傷病者の速やかな搬送及び都民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。
- 民間患者等搬送事業者、タクシー事業者（サポートCab）等と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。
- 消防団重機隊、建設業協会及び東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携した救助体制の強化を図る。
- 市医師会と連携した救護態勢及び災害現場における東京DMA Tと連携した救助、傷病者の救護体制を確立する。
- 救命効果向上を図るため、高度救急資器材、トリアージタグ及び消防隊用応急救護資器材を活用する。

第2 武蔵野警察署の救出・救助体制

【武蔵野警察署】

- 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出・救助活動ができるようにする。

第3 消防団の救出・救助活動能力の向上

【本部管理部 本部管理班】

- 震災時は、地域における人命の救助及び負傷者の迅速かつ的確な救出が求められる。このため、地域特性に熟知した活動が期待できる消防団について、第2章に掲載した「消防団による活動態勢の充実」に加えて、救出・救護活動能力の向上を図る。
- 消防団の応急救護資器材（担架・救急カバン等）の増強・充実に図り、上級救命技能の取得及び簡易救助器具等の整備を推進し、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を行う。

第4 市民の救出・救助活動能力の向上

【本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署】

1 救出活動技術の普及・啓発

- 震災時には、広域的又は局所的に救出・救助事象の多発が予想されることから、市民による地域ぐるみの救出・救助活動も必要となる。
- このため、自主防災組織及び一般市民に対する、救出・救助活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。
- 避難所となる小・中・高等学校 20 か所、コミュニティセンター及び自主防災組織等に、災害用救助工具の配備を推進する。

2 応急救護知識の普及及び技術の向上

- 震災時における多数の救急事象に対応するには、市民自らが適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。
- このため、市民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。
- 応急手当普及用資器材の整備・充実に図るとともに、(公財)東京防災救急協会と連携し、効果的な啓発活動を展開する。

第5 事業所等の救出・救助活動能力の向上

【本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署】

救出活動技術の向上

- 武蔵野消防署は、パール等、震災に備えた自衛消防隊の装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行うため、訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

1 応急救護知識の普及及び技術の向上

- 武蔵野消防署は、自衛消防活動の中核要員を中心に、事業所等の従業員に対し、上級救命講習等の受講の促進を図る。
- 自衛消防活動の中核要員等へ応急救護知識の普及を図るとともに、技術を有する者を中心とした訓練を実施する。
- 事業所等における応急手当の指導者を養成することなどにより、事業所等の自衛消防隊の応急救護能力の向上を図る。

第4節 応援協力・連携体制の強化

【本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 秘書広報班、災対総務部 受援応援班、災対市民部 物資管理搬送班、災対市民部 被災者対応班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班】

基本方針

- 多様な主体との応援協力・連携体制のネットワーク化を図り、災害時の相互協力体制の充実及び実効性の確保を図る。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、武蔵野市交流市町村協議会を基盤とした自治体間の水平連携を強化する。

- 特に被害が広範囲に及ぶ場合、市の防災機関のみの対応では困難であり、都及び被災していない他市区町村、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。
- 受援にかかる活動拠点の確保を図る。
- 各自治体間、機関・団体間における情報連絡体制を確保する。
- 応援協力・連携体制ネットワークの拡充を図る。
- 円滑な受援体制を確保するために、受援にかかる行動マニュアルを作成する。

第1 都との相互協力

【本部管理部 本部管理班、災対総務部 受援応援班】

- 市は、都と平素から連絡を密にし、災害時には一層の連絡強化に努めるとともに、協力して応急対策の円滑な実施を図るものとする。
- 市長は、市の能力では災害応急対策を円滑に実施することができない場合は、知事に対し応援（職員の派遣を含む。以下同じ）又は応援のあつ旋を求めるものとする。
- 市長は、知事に応援又は応援のあつ旋を求める場合は、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。
 - ア 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつ旋を求める場合はその理由）
 - イ 応援を希望する機関名
 - ウ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - エ 応援を必要とする場所、期間
 - オ 応援を必要とする活動内容
 - カ その他必要な事項
- 市長は、知事から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、積極的に協力するものとする。

第2 他市区町村との相互協力

【本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 秘書広報班、災対市民部 物資管理搬送班】

- 災害対策基本法第67条の規定に基づき、市が他市区町村に対し応援を求め、又は応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ応援の種類、手続き等必要な事項について、相互応援の協定を締結し、応急措置の万全を期するものとする。

1 武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例

- 他市町村において大規模な災害が発生した場合は、そこに住む人々の惨禍を見過ごすことなく、市民とともに、できる限りの支援を行うことを決意し、平成7年3月条例を制定した。

(資料第13 (武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例))

(資料第14 (武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例施行規則))

(1) 支 援

- 市長は、被災市町村からの要請に応じ、次に掲げる支援を行うことができる。ただし、特に緊急の必要がある場合には、被災市町村からの要請を得ないで支援を行うことができる。
 - ア 防災備蓄品等物資の供与
 - イ 被災地への物資の輸送
 - ウ 支援活動に従事する職員の派遣
 - エ 職員のボランティア活動に対する支援
 - オ その他市長が特に必要と認めた支援

(2) 市民の支援活動への援助

- ア 市民がボランティアとして被災地における支援活動を行うとき
- イ 市民がホームステイその他被災者の受入れのための支援活動を行うとき
- ウ その他市長が特に必要と認めたとき

2 全国青年市長会災害相互応援に関する要綱

- 平成7年10月、全国57(令和4年3月1日現在121市)の会員市において「全国青年市長会災害相互応援に関する要綱」を定め、災害に見舞われた会員市は、他の会員市に災害救助等の応援を要請することができることについて必要な事項を定めている。

(協定第4 (全国青年市長会災害相互応援に関する要綱))

3 多摩地域における震災時等の相互応援に関する協定

- 東京都27市3町1村(当時)により平成8年3月「震災時等の相互応援に関する協定」を締結し、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急処置等を円滑に遂行するため、必要な事項を定めている。

(協定第3 (震災時等の相互応援に関する協定書))

4 山形県酒田市との災害相互援助協定

- 平成18年9月「武蔵野市と酒田市との災害相互援助協定」を締結し、食料、飲料水、生活必需品の供給、車両及び資機材の提供、職員の派遣等を中心とした応援要請手続、費用の負担等について取り決めている。

(協定第1 (武蔵野市と酒田市との災害相互援助協定書))

5 長野県安曇野市との災害相互援助協定

- 平成18年4月「武蔵野市と安曇野市との災害相互援助協定」を締結し、食料、飲料水、生活必需品の供給、車両及び資機材の提供、職員の派遣等を中心とした応援要請手続、費用の負担等について取り決めている。

(協定第2 (武蔵野市と安曇野市との災害相互援助協定書))

6 安曇野市サミット宣言

- 平成23年7月に長野県安曇野市で開催された武蔵野市交流市町村協議会で、「災害時相互支援について」(安曇野市サミット宣言)が採択され、災害時の相互支援は、協議会会員10市町村が実情に応じた実施可能な方法と範囲で行うこととしている。

<災害時相互支援の内容>

- 1 災害時相互支援は、協議会会員10市町村が実情に応じた実施可能な方法と範囲で自主的に行う。
- 2 災害時相互支援は、会員自治体が被災した場合に限らず、他の被災した自治体を会員自治体が後方支援する場合も含むものとする。
- 3 災害時相互支援の種類は物的支援、人的支援、金銭的支援、その他支援要請に基づく支援とするが、事情によりこれらを直接行うことができない場合は、他の会員自治体を通じて間接的に行うものとする。

(協定第7(武蔵野市交流市町村協議会 災害時相互支援について(安曇野市サミット宣言)))

7 杉並区との災害時相互協力に関する協定

- 平成23年12月「武蔵野市及び杉並区の災害時相互協力に関する協定」を締結し、区域内における避難所等の運営、被災者の一時収容施設、救援物資の集積場所等の提供、職員の派遣、車両、資機材等の提供、食料、飲料水及び生活必需物資等の提供等を中心とした応援要請手続、費用の負担等について取り決めている。

(協定第5 (武蔵野市及び杉並区の災害時相互協力に関する協定))

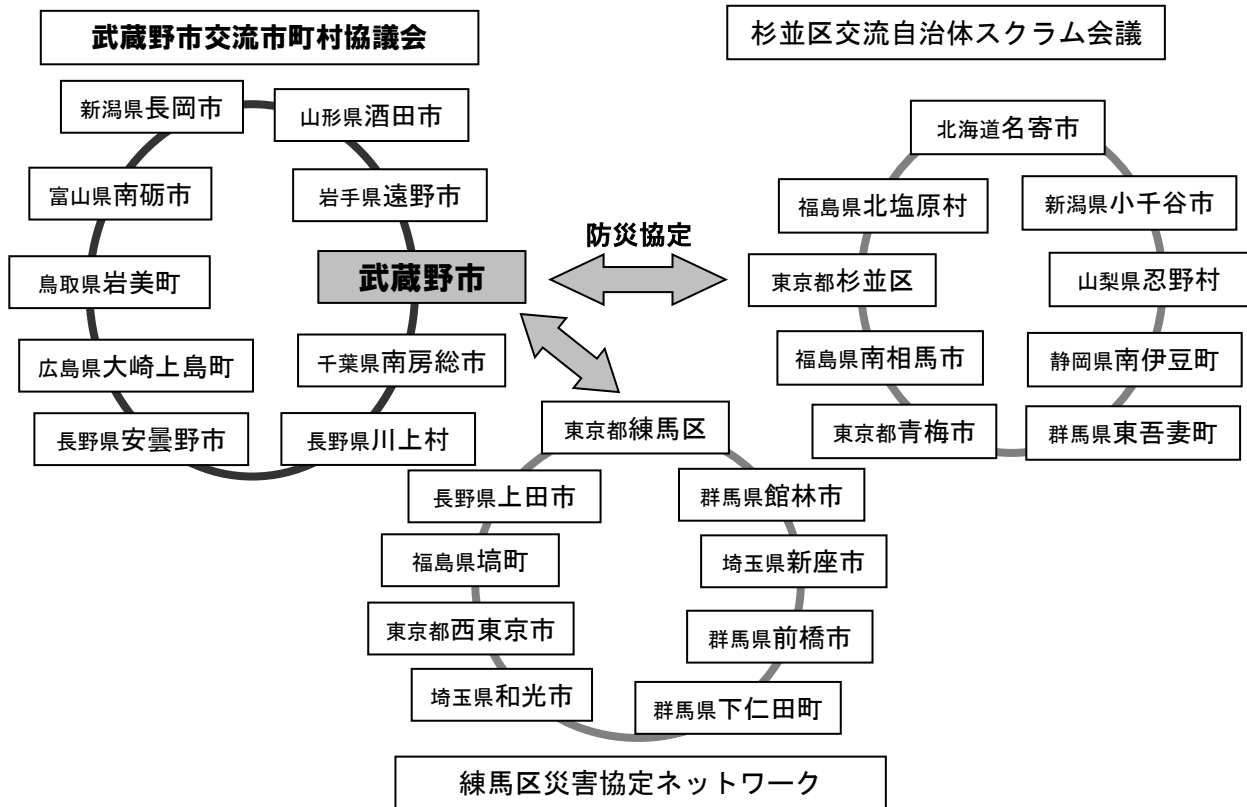
8 練馬区との災害時における相互応援に関する協定

- 平成24年1月「練馬区と武蔵野市との災害時における相互応援に関する協定」を締結し、被災者の救出救護、医療防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供、食料、飲料水及び生活必需物資等の提供、職員の派遣、被災者の一時収容施設の提供等を中心とした応援要請手続、費用の負担等について取り決めている。

(協定第6 (練馬区と武蔵野市との災害時における相互応援に関する協定書))

9 広域連携体制の強化

- 東日本大震災の経験を踏まえ、武蔵野市交流市町村協議会を基盤とした自治体間の水平連携を強化する。



10 受援体制の整備

- 平成 28 年熊本地震の教訓を受け、受援体制整備の必要性が改めて、認識された。令和 2、3 年度に「武蔵野市災害時物資供給マニュアル」を作成し、物資面の受援体制が整理されたため、今後は人的な受援マニュアル（仮称）を作成し、併せて武蔵野市受援計画（仮称）の作成を目指す。

第3 広域避難者の市内受入と支援

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対市民部 被災者対応班】

1 避難者登録制度の創設

- 東日本大震災による被災地から武蔵野市内への避難者の把握を行い、避難者に対する適切な情報提供や支援を行うことを目的に、「武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例（平成7年3月武蔵野市条例第12号）」第3条第5号の規定に基づき、「武蔵野市における東日本大震災に伴う避難者の登録に関する規則（平成23年4月武蔵野市規則第24号）」を平成23年4月8日に施行し、「武蔵野市東日本大震災避難者登録制度」を創設した。

さらに、4月25日からは総務省からの通知に基づき「全国避難者情報システム」による協力が開始された。

※ 全国避難者情報システム

避難先等に関する情報について、避難元の県や市町村へ情報提供等を行い、見舞金等の各種給付の連絡や国民健康保険証の再発行、税や保険料の減免・猶予・期限延長の通知等に利用されるシステム。

2 庁達「東日本大震災の被災者への支援について」と避難者支援窓口の開設

- 「武蔵野市東日本大震災避難者登録制度」により登録した避難者に対し、その生活の困難性に着目した支援を行うことを目的として、「武蔵野市東日本大震災避難者台帳記載済票を持参する者に対するサービスの提供にあつては、極力本市民に対して提供するサービスと同様に取り扱うよう努めること」などを明記した市長名による庁達「東日本大震災の被災者への支援について」を平成23年4月8日に発した。これにより、住民票に記載がなくても、可能な限り武蔵野市民に対して提供するサービスと同様の取り扱いでサービスを提供することが可能となった。

また、同日、武蔵野市で生活するうえでの様々な疑問や困りごとに対応するため、「東日本大震災避難者支援窓口」を市役所生活福祉課に開設した。

今後も広域避難者の受入と避難者支援を継続していく。

第4 防災関係機関との応援協力

【本部管理部 本部管理班】

- 市は、災害応急対策の円滑な実施を期するため、平素から防災関係機関と連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておくものとする。
- 市及び防災関係機関は、災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置をとるため連絡員の派遣等の措置を講ずるものとする。
- 市各部は、おのおの所掌事務に関し、関係する団体とあらかじめ協議しておき、これら団

体の市に対する協力事務、協力方法、責任区分等を明らかにしておき、災害時に積極的な協力が得られるよう準備しておくものとする。

第5 協定締結機関との応援協力

【本部管理部 本部管理班】

- 市は、その所掌事務に係る協定締結機関に対し、震災時に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努める。

(資料編「資料第〇協定締結機関一覧」参照)

第5節 応急活動拠点等の整備

【各部、本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 資産活用班、災対財務部 管財施設班、災対市民部 物資管理搬送班、災対市民部 被災者対応班、災対市民部 災害ボランティアセンター班、災対環境部 庶務班、災対環境部 災害廃棄物処理班、災対環境部 物資管理搬送班、災対健康福祉部 庶務班、災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班、災対教育部 遺体収容班、監査委員事務局 物資管理搬送班、都】

基本方針

- 震災等の災害に対して二次災害の防止と被害の軽減を図り、発災直後から迅速かつ的確な初動対応を可能にするために、応急活動拠点等を整備する。

第1 防災拠点機能の強化

【本部管理部 本部管理班、災対財務部 管財施設班】

- 防災拠点となる施設については耐震性の向上と設備等の自立性の確保を図るとともに、情報機能を強化するなど、より効果的な拠点形成を図る。さらに、中枢拠点が被災した場合のバックアップ機能の強化を図る。
- 市庁舎のほか、市民文化会館、総合体育館、クリーンセンター、学校・共同調理場などの給食施設等についてもそれぞれの分野における拠点としての機能を強化する。
- 公共施設の非構造部材や設備機器等について、優先性と改善費用を考慮した検討を行い、改善を実施していく。
- 市庁舎は洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害等の危険個所ではなく、電源も武蔵野市クリーンセンターからの給電があることから、一帯の火災等により使用できなくなった場合を想定した代替施設の確保及び代替施設への災害対策本部機能移転について検討する。

第4章 自治と連携による応急対応力の強化

【予防対策】第5節 応急活動拠点等の整備

【図表 3-4-2 災害時活動拠点施設一覧】

災害時活動拠点	施設名	所在地	主な用途
災害対策本部	武蔵野市役所本庁舎（防災安全センター：西棟4・5階）	緑町2-2-28	・災害対策本部室 ・災害情報の集約および通信連絡の統括 ・災害対策の総合調整 ・市職員の宿泊（413会議室以外）
災害ボランティアセンター	市民文化会館	中町3-9-11	・ボランティアの受入れ、派遣 ・情報提供
緊急物資輸送拠点	武蔵野総合体育館	吉祥寺北町 5-11-20	・救援物資の受入れ、仕分 ・食料及び生活必需品の調達及び避難所等への送付
遺体収容所	武蔵野市民会館	境2-3-7	・遺体の収容、検視・検案 ・身元確認、引渡し
一次集積場所候補地	軟式野球場	緑町3-1	・生活ごみ、災害ごみの仮置場 ・緊急道路障害物除去作業により収集したがれきの仮置場
ごみ処理場所	武蔵野クリーンセンター	緑町3-1-5	・ごみの焼却、破砕と選別
災害従事職員待機施設	市庁舎西棟8階	緑町2-2-28	・応援機関や他自治体職員の宿泊
ボランティア宿泊施設	市民文化会館：和室・茶室等	中町3-9-11	・ボランティアの宿泊
	武蔵野総合体育館：柔道場・和室研修室等	吉祥寺北町 5-11-20	・ボランティアの宿泊
陸上自衛隊宿泊施設	陸上競技場	吉祥寺北町 5-11-20	・陸上自衛隊員の宿泊
	むさしの市民公園	緑町2-2	・陸上自衛隊員の宿泊

○ 各種施策の進捗により必要性が新たに見込まれる災害時活動拠点は以下のとおりである。今後、これらの活動場所の調整を行っていく。

災害時活動拠点	施設名	所在地	主な用途
被災住宅（宅地）応急危険度判定実施本部	武蔵野市役所本庁舎 413 会議室	緑町2-2-28	・被災住宅（宅地）応急危険度判定実施本部（発災直後から2か月程度）
住家被害認定調査作業スペース	武蔵野市役所本庁舎 811 会議室ほか LGWAN 回線が使用可能な会議室	緑町2-2-28	・住家被害認定調査作業スペース（発災直後から2か月程度）
緊急医療救護所	むさしの市民公園	緑町2-2	・拠点連携病院の近接地に緊急医療救護所を設置（発災直後から3日間程度）
	吉祥寺南町コミュニティセンター	吉祥寺南町 3-13-1	

第2 市庁舎の設備

【本部管理部 本部管理班、災対財務部 管財施設班】

1 規模・設備等

項目		本 庁 舎	
		東棟・南棟	西棟
構 造		鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造[1・2階] 免震装置 [3階] 鉄骨造 [4階～8階]
		地下2階地上8階	地上8階
面 積	敷地	14,430.19 m ²	
	延床	19,455.51 m ²	4,486.51 m ²
		合計 23,942.02 m ²	

2 平常時の設備

項目		本 庁 舎	
		東棟・南棟	西棟
電気設備		受変電設備 業務用電力 6.6KV 2回線受電（本線・予備線受電方式） 契約電力 1,200kw ※クリーンセンターからごみ発電による電力を自営線で受電	
給水衛生設備	上水1系統	上水・雑用水2系統	
	高置水槽 9.7 m ³ +6.5 m ³	給水ポンプユニットによる圧力式	
	受水槽容量 55 m ³ 雑用水受水槽 103 m ³		
	飲用水高置水槽 9.7 m ³ +6.5 m ³		

		本庁舎の非常時用設備	備考
電気設備		非常用発電設備 東棟・南棟 非常用ディーゼル発電機 500KVA×1台 西棟 非常用ガスタービン発電機 500KVA×1台 発電のための灯油備蓄量 東棟・南棟 15,000ℓ×1基 西棟 20,000ℓ×1基 ※平常時と同様に、クリーンセンターから らごみ発電による電力を自営線で受電	クリーンセンターが稼働 しており、自営線が寸断さ れていなければ、平常時と 同様にクリーンセンター からごみ発電による電力 を自営線で受電すること が可能。停電時、防災安全 センター機能を維持でき るようにピーク電力の約 50％程度の発電容量を確 保し、無給油で概ね3日間 の電力供給が可能
給水衛生設備	飲用水	飲用水 受水槽容量 55 m ³ 高置水槽 16.2 m ³	災害活動に従事する職員 等 800 人の飲用・雑用水を 3 日間分以上確保
	トイレ等の 洗浄用水	雑用水 雑用水槽 103 m ³	
	災害用井戸	深井戸ポンプ 125 ℓ/min	
排水設備	雑排水	非常用排水槽 72 m ³	敷地外への放流が不能に なった場合に、3 日分の排 水機能を確保 下水道本管が破損した場 合、西棟の 4 階以上のみ使 用可能

【本部管理部 本部管理班、災対財務部 管財施設班】

- ## 1 「防災安全センター」としての機能施設

イ 震度7程度の地震に耐えられる建物

(2) 災害により一次側設備が途絶した場合等に備えた対策

- ア 水道本管から受水槽までの引き込み管を耐震性のある管に更新
- イ 上水・雑用水の補助として敷地内に災害用井戸を設置
- ウ 災害活動従事職員等約 800 人、3 日分の飲用・雑用水槽・排水槽を整備

(3) 災害により二次側設備の安全性を確保するための対策

- ア 停電に備え、50%の負荷で3日間の運転が可能な自家発電設備を設置
- イ 重要機器の電気幹線系統の二重化実施、最重要機器の無停電電源装置を配備

第4 職員用宿泊施設等の整備

【災対財務部 管財施設班】

1 宿泊場所

- 災害時には、庁舎内の会議室等を災害活動に従事する職員の宿泊場所として活用する。

2 職員用食料等の備蓄

- 災害活動に従事する職員用として、寝袋等の寝具及び3日分の食料等の備蓄を行い、その補充及び更新を行う。

第5 災害対策用職員住宅の整備

【本部管理部 本部管理班】

- 地震発生時において直ちに初動活動を行う要員を確保するため、災害対策用職員住宅を確保している。ただし、初動要員の定員 182 名のうち、37 名分という現状である。
- 今後、災害時に避難所へ迅速に参集する初動要員を確保するため、また、平時から地域と密接した関係を築き、円滑な避難所運営を促進するため、市内に民間借り上げ方式による災害用職員住宅の増設を図った（上限 6 戸）。今後は、「武蔵野市公共施設等総合管理計画 類型別施設整備計画（防災・災害対策施設）に基づき、住戸の適正数の確保及び維持管理を行っていく。

【図表 3－4－3 災害対策用職員住宅（令和 4 年 1 月 1 日現在）】

住宅名および所在地		種類	戸数
北町住宅	吉祥寺北町 1－1 1－7	世帯用	2 戸
東町住宅	吉祥寺東町 4－9－4	世帯用	2 戸
		単身者用	16 戸
中町住宅	中町 3－5－1 2	世帯用・単身者用兼用	8 戸
境南町住宅	境南町 3－1 6－7	世帯用・単身者用兼用	9 戸
民間借り上げ住戸	（入居した室）	世帯用	1 戸
合 計			38 戸

第6 災害ボランティア活動拠点の確保

【災対市民部 災害ボランティアセンター班、災対健康福祉部 庶務班、災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班】

- 東日本大震災の際には、甚大な被害の影響から、ボランティアが十分に活動できなかった事例もあるため、多数のボランティアの一時的な受け入れ、情報の提供、必要な箇所へのボランティアの派遣など、効率的なボランティア活動が行えるよう、市はボランティア活動拠点を指定する。
- 災害時のボランティア活動支援を想定した訓練を実施すること等により、地域の社会福祉協議会、市民活動団体等とのネットワークを構築する。
- 災害が発生した場合は、速やかに「災害ボランティアセンター」が設置できるよう必要な資機材を整え、適切な対応ができるよう体制を整備する。

【図表3-4-4 市のボランティア活動拠点】

施設名	所在地
武蔵野市民文化会館	武蔵野市中町3-9-11

第7 緊急物資輸送拠点の確保

【災対市民部 物資管理搬送班、災対環境部 物資管理搬送班、監査委員事務局 物資管理搬送班】

- 震災時、都等から輸送される緊急輸送物資並びに調達した食品及び生活必需品等の受け入れ、配給、被災地域への輸送等を集中的・効率的に行う緊急物資輸送拠点を確保する。
- 物流事業者等と連携した物資の搬出体制を構築する。
- 義援物資については、都と市が被害の状況等を把握し、その募集を行うか否かを検討し決定する。ここでの義援物資は、法人等から提供があったものを対象とし、個人及び小口の物資提供は基本は受け付けない。

【図表3-4-5 市の緊急物資輸送拠点】

施設名	所在地
武蔵野総合体育館	武蔵野市吉祥寺北町5-11-20

第8 遺体収容所の確保

【災対教育部 遺体収容班、災対市民部 被災者対応班】

- 市は、遺体収容所の設置・運営等に関し、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。
- 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、一定の条件を満たすよう整備する。

【図表 3－4－6 市の遺体収容所指定施設】

施 設 名	所 在 地
武蔵野市民会館	武蔵野市境 2－3－7

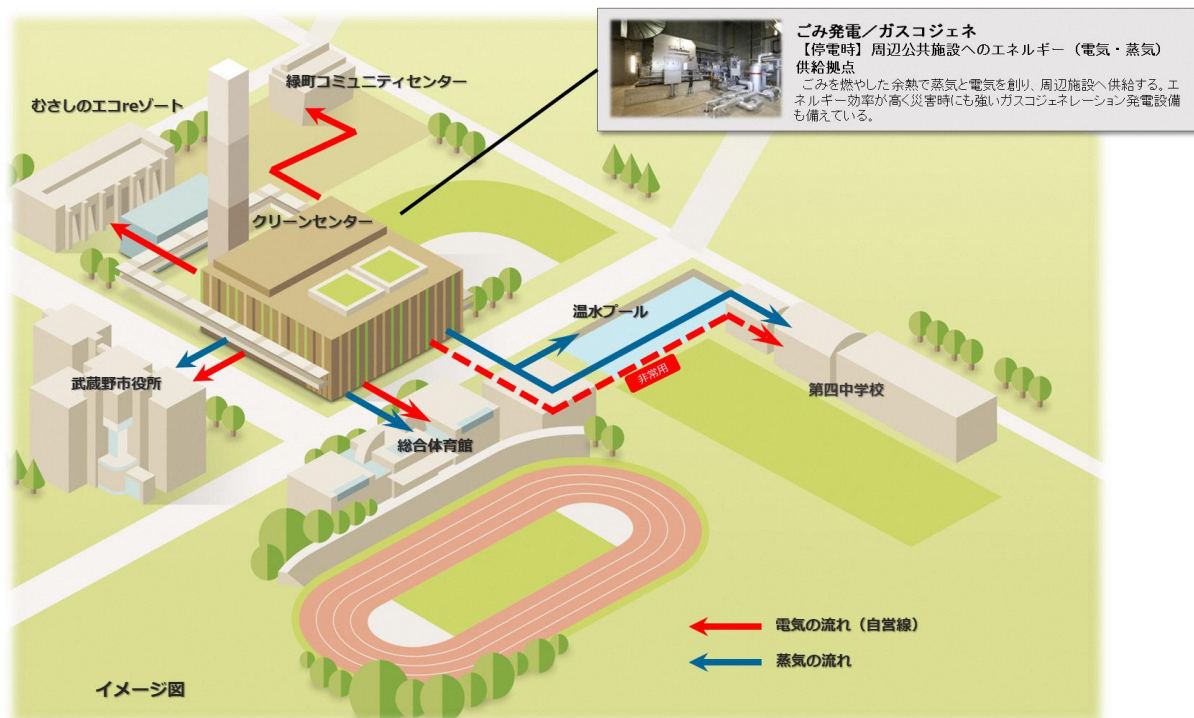
※その他協定締結施設あり

第9 市施設の停電対策

【本部管理部 本部管理班、災対財務部 管財施設班、災対環境部 庶務班、災対環境部 災害廃棄物処理班】

- 災害発生における停電対策の実効性を高めるとともに、災害時における燃料の優先確保に関する災害協定についてさらに充実させる。
- 市は、防災安全センターに無停電電源装置を配備するなど、災害発生に伴う停電対策を実施している。
- 市は、武蔵野クリーンセンターの「ごみ発電設備＋ガス・コージェネレーション設備」により、災害時においても周辺公共施設（市本庁舎・総合体育館・緑町コミュニティセンター・むさしのエコ re ゾート・第四中学校）に電力を継続して供給する。
- クリーンセンターによるごみ発電や太陽光発電、コージェネレーションシステム等のエネルギー確保の多様化を図り、市役所や総合体育館など災害時の拠点となる施設や、都市機能を維持するために不可欠な施設の機能の維持を図る。
- 災害発生時には、非常用発電設備用の燃料など各種の燃料油の調達が極めて困難な状況となることが予想される。このため、市では事業組合と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定を締結し各種燃料油の確保を図っている。
- 協定の実効性を高めるため、平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など細部にわたりその内容を検証し、災害時における燃料の優先確保に関する災害協定についてさらに充実させる。また、燃料確保のあり方に対して研究する。
- 令和4年度に「庁用車管理の見直し方針」が示され、今後、ガソリン車から次世代型自動車への移行が進んでいく。そのうち、電気自動車については、設備を備えれば、外部給電も可能であり、停電時の「電源」としての活用（主に学校避難所の電源確保の一手段として）について、検討を進める。
- 各施設においては、電力を供給する設備の優先順位を定めておく。
- ネットワーク機器も含めて「停電時対応マニュアル（仮称）」等を整備し、停電を想定した訓練を実施し対応力を強化する。
- 東京都石油商業組合等と連携し、石油燃料の買取・保管（ランニングストック方式）を行う。
- 令和4年度に「庁用車管理の見直し方針」が示され、今後、ガソリン車から次世代型自動車への移行が進んでいく。電気自動車については、設備を備えれば、外部給電も可能であり、停電時の「電源」としての活用（主に学校避難所の電源確保の一手段）について検討する。

【図表3-4-7 武蔵野クリーンセンター停電時エネルギー供給イメージ図】



第10 オープンスペースの把握と整備(震災編 第2章 予防対策 第1節 第4 参照)

【都】

- 震災時に、広域避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことにより、人命の保護と被害の軽減を果し、市民生活の再建と都市復興を円滑に行うことができる。
- 都は、東京都震災対策条例で、事前にこれら活動に供する土地及び家屋の確保に努めることを定めており、利用可能なオープンスペースを国、市、関係機関と協議のうえ把握し、具体的な使用計画を策定する。
- 都は、具体的な使用計画の策定後、地権者の事前同意を得たうえで告示し、市民に周知する。
- 都は、震災時の応急対策活動を円滑に行うため、活動拠点やアクセス機能の整備について、施設管理者が市及び都の協力のもとに取り組み、発災時の使用に係るマニュアル等を作成する。

第11 ヘリコプター活動拠点の確保

【都】

- 市は迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を国や東京都及び関係機関と協議の上あらかじめ確保する。

- 災害時には、次の候補地の中から必要に応じて使用するための措置を国や東京都及び関係機関と連携して行う。

【図表 3－4－8 災害時臨時離着陸場候補地一覧】

(東京都地域防災計画(令和元年修正)より引用)

施設名	所在地	確保面積 (㎡)	現況	所有者
都立武蔵野中央公園原っぱ広場	八幡町 2－4	60,000	広場	東京都
都立小金井公園野球場	桜堤 3－8	10,000	野球場	東京都
武蔵野陸上競技場	吉祥寺北町 5－1 1－2 0	15,300	競技場	武蔵野市
武蔵野赤十字病院ヘリポート	境南町 1－2 6－1	400	屋上施設	日本赤十字社
武蔵野市立境南小学校	境南町 2－2 7－2 7		小中校庭	武蔵野市
武蔵野市立第三中学校	吉祥寺東町 1－2 3－8		小中校庭	武蔵野市
武蔵野市立第五中学校	武蔵野市関町 2－1 0－2 0		小中校庭	武蔵野市

第12 ヘリサインの設置

【都、本部管理部 本部管理班】

- 震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や、災害対策本部とが連携した迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、公共建築物の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示することが効果的である。
- 市は平成 22 年度に武蔵野市域の西境に位置する桜野小学校と東境に位置する本宿小学校の屋上にヘリサインを設置した。
- 今後も他の屋上施設との優先順位を検討しながらヘリサインを増やしていく。

第4章 自治と連携による応急対応力の強化

【応急対策】第1節 初動態勢

応急対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 初動態勢	市災対各部	
第2節 消火・救助・救急活動	本部管理部 本部管理班	武蔵野消防署 武蔵野警察署 武蔵野市消防団
第3節 応援協力・派遣要請	本部管理部 本部管理班 災対総合政策部 秘書広報班 災対総務部 受援応援班 市災対各部	都総務局 自衛隊 都・市区町村 協定締結団体 関係機関
第4節 応急活動拠点の調整	災対総合政策部 資産活用班	都

○主な機関の応急復旧活動

機 関 名	発災	2～3 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市	○避難指示等			
	○消防団活動			
	○救出救助活動			
武蔵野消防署	○救助・救急活動			
	○署隊運用による消防活動(消火活動)			
		〔消防相互応援協定を締結している消防本部及び 緊急消防援助隊等の応援要請（東京消防庁）〕		

第1節 初動態勢

【市災対各部】

- 震災編 第2部「責務と体制」 を参照。

第2節 消火・救助・救急活動

【本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団】

第1 救助・救急活動態勢等

- 市、消防署、警察署、消防団、建設業協会、自主防災組織のほか、自衛隊、東京DMA T等と連携し、救助・救急の万全を期する。

1 武蔵野消防署の活動態勢・活動内容

- 救助・救急活動は救助隊・救急隊及び市消防団が連携し、救助・救急機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。
- 救急活動にあつては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮設救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、救急資器材を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- 他の防災機関や自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期す。

2 武蔵野警察署の活動態勢・活動内容

- 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。
- 救出した負傷者は、速やかに医療救護所等に引き継ぐ。
- 救出救助活動にあつては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。

第2 震災消防活動

- 武蔵野消防署は、発災時において、市民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行う。
- 消防団を含めて、その全機能をあげて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した防御活動を展開して、大規模市街地火災から市民の生命、財産を守る。

1 武蔵野消防署の消防活動態勢

(1) 武蔵野消防署・武蔵野市消防団機構一覧



- 震-232

(4) 初動態勢

項 目	活 動 態 勢
震災配備態勢	○ 東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災非常配備態勢	○ 東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	○ 震災配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参加する。 ○ 震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参加する。
消防職員の派遣	○ 震災非常配備態勢発令時に武蔵野市災害対策本部へ、消防職員を派遣するものとする。

2 震災消防活動

(1) 活動方針

- 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。
- 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。
- 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
- 消防団と連携し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効率的な活動を展開する。

(2) 部隊の運用等

- 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき消防力を効率的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図る。
- 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図る。

(3) 消火活動

- 防火水槽等あらゆる水源を活用し、現有の消防部隊、消防装備を最大限に活用し、消防団と連携協力して、火災の早期発見、一挙鎮圧を図る。
- 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。
- 道路閉塞、瓦れき等により消火活動が困難な地域では、消防団、自主防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

(4) 情報収集等

- 消防署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予想システムの結果、119番通報、高所見張り情報、情報活動隊による情報、参集職員情報等あらゆる手段により、迅速・的確に情報を収集し震災消防活動に活用する。
- 地震情報収集システム等を活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。
- 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

(5) 消防団の活動

- 消防団は、地域に密着した防災機関として、分団受持区域内の住民に対して出火防止、初期消火、救出救護等の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては、消防署長の要請に基づき消防団長の命令により出動し、現有する装備を活用した消防活動にあたる。

ア 出火防止

- 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

イ 情報収集活動

- 災害の初期対応を行うとともに、防災用MCA無線・携帯無線機等を活用し、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。

ウ 消火活動

- 同時多発火災拡大防止を図るため、消防署隊との連携を強化するとともに、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に若しくは消防署隊と連携して行う。

エ 消防署隊への応援

- 消防署隊応援要員は、消防活動等消防隊への応援を行う。

オ 救出・救護

- 被害状況に応じ、現有する装備等を活用した救出活動を行う。また、簡易救助器具を活用し、住民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

カ 避難場所の防護等

- 避難命令・避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

3 消防相互応援協力

(1) 協力体制

- 地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合は、消防組織法第39条に基づき消防相互応援協定を締結している消防本部及び消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊等の応援を受け、消防の任務を遂行する。

第3 警備活動

- 武蔵野警察署長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、速やかに総力をあげて住民の生命の安全確保、及び交通秩序の維持並びに各種の犯罪の予防、取締り、その他公共の安全と秩序を維持して被災地における治安の万全を期するものとする。

1 警備体制

(1) 警備本部の設置

- 地震により災害が発生した場合には、警視庁本部に最高警備本部が設置されるほか、方面本部及び、警察署にそれぞれ警備本部が設置される。武蔵野警察署は直ちに現場警備本部を設置し管内の指揮体制を確立する。

(2) 部隊運用等

- 警備要員は、東京都（島しょ部は除く）に震度6弱以上の地震が発生した場合、自所属に参集する。
- 東京都（島しょ部は除く）に震度5強の地震が発生した場合は、当務員以外の指定警備要員は自所属に参集し、警備本部の設置、又は関係機関との連絡調整等の初動措置に当たる。

(3) 民間協力団体等の協力の受入れ

- 武蔵野警察署長は、平素から、防犯協会、市民安全パトロール隊等の民間の協力団体等の協力を得るよう配慮する。

2 警備活動

(1) 警備活動要領

- 武蔵野警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導、避難路・緊急交通路の確保等の措置をとる。

(2) 活動任務

- 建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。
 - (1) 被害実態の把握と各種情報の収集
 - (2) 交通規制
 - (3) 緊急通行車両確認標章の交付

第4章 自治と連携による応急対応力の強化

【応急対策】第3節 応援協力・派遣要請

- (4) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (5) 行方不明者の捜索及び調査
- (6) 遺体の調査等及び検視
- (7) 公共の安全と秩序の維持

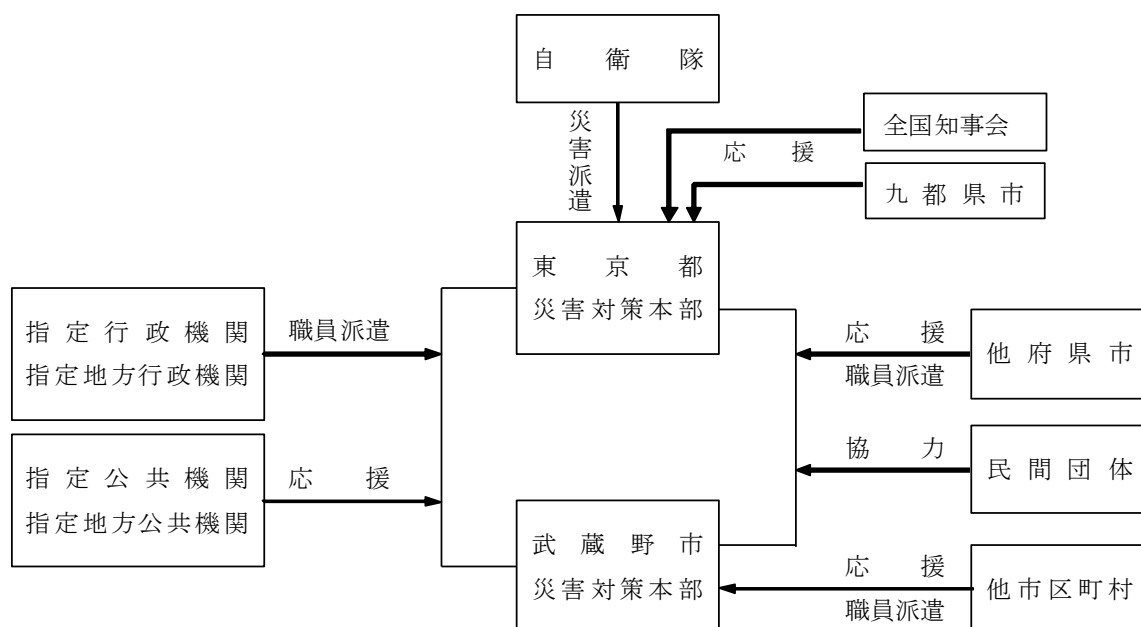
第3節 応援協力・派遣要請

【本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 秘書広報班、災対総務部 受援応援班、市災対各部、都総務局、自衛隊、都・市区町村、協定締結団体、関係機関】

第1 応援協力・連携体制

1 応援協力

- 災害時の相互協力体制



2 都との相互協力

- (1) 市は、都と平素から連絡を密にし、災害時には一層の連絡強化に努めるとともに、協力して応急対策の円滑な実施を図るものとする。
- (2) 市長は、市の能力では災害応急対策を円滑に実施することができない場合は、都知事に対し応援（職員の派遣を含む。以下同じ）又は応援のあつ旋を求めるものとする。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都知事は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。
- (3) 市長は、都知事に応援又は応援のあつ旋を求める場合は、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

ア 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつ旋を求める場合はその理由）

- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする場所、期間
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

(4) 市長は、都知事から災害を受けた市区町村への応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り協力するものとする。

3 他市区町村との相互協力

○ 災害対策基本法第67条の規定に基づき、市が他市区町村に対し応援を求め、又は応援する場合、以下の条例・協定等（第2部第5章第7節応援協力・連携体制の強化P138参照）に基づき、相互協力に関する応急対策を実施する。

協力自治体	主な協力内容
全国青年市長会会員市	1 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 2 救護及び救助活動に必要な車両等の提供 3 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 4 被災者を一時収容するための施設の提供 5 被災児童、生徒等の一時受入れ 6 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣 7 ボランティアのあっせん
都内26市3町1村	1 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3 救護及び救助活動に必要な車両等の提供 4 被災者を一時収容するための施設の提供 5 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣 6 ボランティアのあっせん
山形県酒田市	1 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救命、救助、救出に必要な資機材及び物資の提供 3 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣 4 応急復旧に必要な車両及び資機材等の提供 5 被災者を一時収容する施設の提供
長野県安曇野市	1 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救命、救助、救出に必要な資機材及び物資の提供 3 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣 4 応急復旧に必要な車両及び資機材等の提供 5 被災者を一時収容する施設の提供

第4章 自治と連携による応急対応力の強化

【応急対策】第3節 応援協力・派遣要請

富山県南砺市 長野県安曇野市 長野県川上村 千葉県南房総市 岩手県遠野市 新潟県長岡市 広島県大崎上島町 山形県酒田市 鳥取県岩美町	1 物的支援、人的支援、金銭的支援、その他支援要請に基づく支援
協力自治体	主な協力内容
杉並区	1 両自治体の区域内における避難所等の運営 2 被災者の救命、救助及び救出に必要な物資等の提供 3 被災者を一時収容する施設、救援物資の集積場所等の提供 4 応急復旧に必要な職員の派遣 5 応急復旧に必要な車両、資機材の提供 6 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な車両及び資機材の提供 7 ボランティアのあっせん 8 仮設住宅建設用地の確保
練馬区	1 被災者の救出および救護、被災者に対する医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供およびあっせん 2 食糧、飲料水、生活必需物資およびそれらの補給に必要な資器材の提供 3 救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあっせん 4 消火、救援、医療、防疫その他の応急対策等に必要な職員の派遣 5 ボランティア等のあっせん 6 被災者を一時的に収容するための施設の提供 7 情報支援として、被災都市の住民からの問合せの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成および掲示等

(1) 武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例

- 他市町村において大規模な災害が発生した場合は、そこに住む人々の惨禍を見過ごすことなく、市民とともに、できる限りの支援を行うことを決意し、平成7年3月条例を制定した。

(資料第13 (武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例))

(資料第14 (武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例施行規則))

ア 支援

- 市長は、被災市町村からの要請に応じ、次に掲げる支援を行うことができる。ただし、特に緊急の必要がある場合には、被災市町村からの要請を得ないで支援を行うことができる。

- ア) 防災備蓄品等物資の供与
- イ) 被災地への物資の輸送
- ウ) 支援活動に従事する職員の派遣
- エ) 職員のボランティア活動に対する支援
- オ) その他市長が特に必要と認めた支援

イ 市民の支援活動への援助

- ア) 市民がボランティアとして被災地における支援活動を行うとき
- イ) 市民がホームステイその他被災者の受入れのための支援活動を行うとき
- ウ) その他市長が特に必要と認めたとき

4 防災関係機関・団体等との応援協力

- 市及び防災関係機関は、災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置をとるため連絡員の派遣等の措置を講ずるものとする。

(1) 震災編 第2部 第1章 第2節 第3「指定行政機関の役割」〔再掲〕

(2) 指定公共機関の役割

- 指定公共機関とは、独立行政法人、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、災害対策基本法第6条の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務がある。

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日 本 郵 便 株 式 会 社 武 蔵 野 郵 便 局	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
J R 東 日 本 吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅	1 鉄道施設等の保全に関すること 2 震災時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること 3 施設利用者の救護及び避難誘導、駅の混乱防止に関すること
N T T 東 日 本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること

第4章 自治と連携による応急対応力の強化

【応急対策】第3節 応援協力・派遣要請

日本赤十字社東京都支部 及び 武蔵野赤十字病院	1 震災時における医療救護班の編成及び医療救護・助産活動・遺体検案等の実施に関する事 2 災害時における避難所での救護所開設及び運営に関する事 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事 4 輸血用血液の確保、供給に関する事 5 義援金の受領、配分及び募金に関する事（原則として義援品については受け付けない） 6 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事 7 災害援護品の支給に関する事 8 日赤医療施設等の保全、運営に関する事 9 外国人安否調査に関する事 10 遺体の検案協力に関する事 11 武蔵野市地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事
日本通運株式会社 多摩支店	1 震災時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事
東京電力株式会社 武蔵野支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関する事 2 電力需給に関する事
東京ガスグループ	1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関する事 2 ガスの供給に関する事
N T T ド コ モ	1 携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこれらの施設の保全に関する事 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事
K D D I	1 電気通信事業の運営に関する事 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事
N T T コミュニケーションズ	1 国内・国際電話等の通信の確保に関する事 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日 本 放 送 協 会	1 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む。）に関する事 2 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関する事 3 放送施設の保全に関する事

(3) 指定地方公共機関の役割

- 指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、知事が指定、告示する機関である。

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
京 王 電 鉄 株 式 会 社 吉 祥 寺 駅	1 鉄道施設等の安全保安に関すること 2 震災時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること
西 武 鉄 道 株 式 会 社 武 蔵 境 駅	3 施設利用者の救護及び避難誘導、駅の混乱防止に関すること

(4) 公共的団体の役割

- 公共的団体とは、およそ公共的活動をする全ての団体である。(第1-4-(1)から第1-4-(3)までに掲げた機関又は団体を除く。)

ア 市防災会議委員が所属する機関・団体の役割

名 称	防 災 上 の 役 割 の 大 綱
社 団 法 人 武 蔵 野 市 医 師 会	1 医療及び助産活動に関すること 2 防疫の協力に関すること
公 益 社 団 法 人 武 蔵 野 市 歯 科 医 師 会	1 歯科医療活動に関すること
一 般 社 団 法 人 武 蔵 野 市 薬 剤 師 会	1 医薬品の調達、調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること
武 蔵 野 市 赤 十 字 奉 仕 団	1 被災者の救援、炊出し、義援物資の配分等の協力に関すること
武 蔵 野 商 工 会 議 所	1 災害時における物資、資材の調達の協力に関すること 2 災害時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関すること 3 商店街の復旧対策指導に関すること 4 工場施設等の復旧対策指導に関すること
株 式 会 社 エ フ エ ム む さ し の	1 緊急放送に関すること
株 式 会 社 ジ ェ イ コ ム 東 京 武 蔵 野 ・ 三 鷹 局	2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること 3 放送施設の保全に関すること

イ 協力機関・団体の役割

- 協力機関・団体とは、市が災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している機関又は団体である。(第1-4-(1)から第1-4-(4)-アまでに掲げた機関又は団体を除く。)

(資料編「資料第○協力機関・団体の役割」参照)

(5) 震災編 第2部 第1章 第2節 第7-2「地域団体等の役割」【再掲】

第4章 自治と連携による応急対応力の強化

【応急対策】第3節 応援協力・派遣要請

(6) 自主防災組織・避難所運営組織の役割

名 称	活 動 の 大 綱
自 主 防 災 組 織	1 地域住民への災害に関する情報伝達、広報公聴活動に関すること 2 出火防止及び初期消火に関すること 3 避難者の誘導及び救助・救出の協力に関すること 4 被災者に対する炊き出し、救護物資の配分及び避難所内の生活支援等の協力に関すること 5 被災状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること
避 難 所 運 営 組 織	1 地域住民への災害に関する情報伝達、広報公聴活動に関すること 2 避難者の誘導及び救助・救出の協力に関すること 3 一時集合場所・避難所の開設及び運営に関すること 4 被災者に対する炊き出し、救護物資の配分及び避難所内の生活支援等に関すること 5 被災状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること 6 一時集合場所・避難所における訓練等の実施に関すること

第2 自衛隊への災害派遣要請

- 市長は、災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊の災害派遣を都知事に要請する。

1 災害派遣の範囲

- 自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 都知事の要請による災害派遣

- (1) 災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

(2) 都知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

- (1) 災害に際し、通信の途絶等により都知事との連絡が不能である場合に、市長又は武蔵野警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

- (3) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (4) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- (5) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- (6) 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続等

(1) 都知事への要請

- 市長は、災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都総務局（総合防災部防災対策課）に要請し、事後速やかに文書を送達する。
- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項

(2) 市長の通報

- 市長は、市の地域に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに都知事に通知するものとする。

3 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
都 の 域 内 を 担 当 す る 組 織	○ 陸上自衛隊 第1師団司令部 なお、災害の規模が甚大で、第1師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部が担当する。 ○ 海上自衛隊 横須賀地方総監部 ○ 航空自衛隊 防空指揮群本部
被 害 状 況 の 把 握	○ 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避 難 の 援 助	○ 避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避 難 者 等 の 捜 索 援 助	○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水 防 活 動	○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

第4章 自治と連携による応急対応力の強化

【応急対策】第3節 応援協力・派遣要請

消 防 活 動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道 路 ま た は 水 路 の 障 害 物 除 去	○ 道路もしくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応 急 医 療 、 救 護 及 び 防 疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被 災 者 生 活 支 援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救 援 物 資 の 無 償 貸 付 ま た は 譲 与	○ 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。

区 分	活 動 内 容
そ の 他 臨 機 の 措 置 等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、市長、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

【災害基礎資料の調査及び収集担任（陸上自衛隊 第1師団）】

都担当	地区担任部隊	担 当 地 域
第1師団長 (練馬)	(23区分区) 第1普通科連隊	23区全域
	(多摩東分区) 第1後方支援連隊	武蔵野・立川・三鷹・府中・昭島・調布・小金井・小平・東村山・国分寺・国立・狛江・東大和・清瀬・東久留米・武蔵村山・多摩・稲城・西東京の各市
	(多摩西分区) 第1施設大隊	八王子・青梅・町田・日野・福生・羽村・あきる野の各市、瑞穂町、日の出町、桧原村、奥多摩町
	(島しょ部) 師 団 直 轄	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

4 経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。
- これによりがたい場合には、都知事は、陸上自衛隊第1師団長又は海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊防空指揮群司令等と協定を締結する。
 - ・ 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
 - ・ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
 - ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
 - ・ 天幕等の管理換に伴う修理費
 - ・ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

5 震災編第3部第4章【予防対策】第5節「応急活動拠点等の整備」【再掲】

第4節 応急活動拠点の調整

【都、本部管理部 本部管理班】

- 都本部は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、現地機動班、都各局、区市町村、関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握する。
- 市は、オープンスペースの利用要望を都本部に提出する。
- 都本部は、都各局及び区市町村の利用要望と、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込との調整を行う。
- オープンスペースの使用状況を定期的に都本部へ報告する。

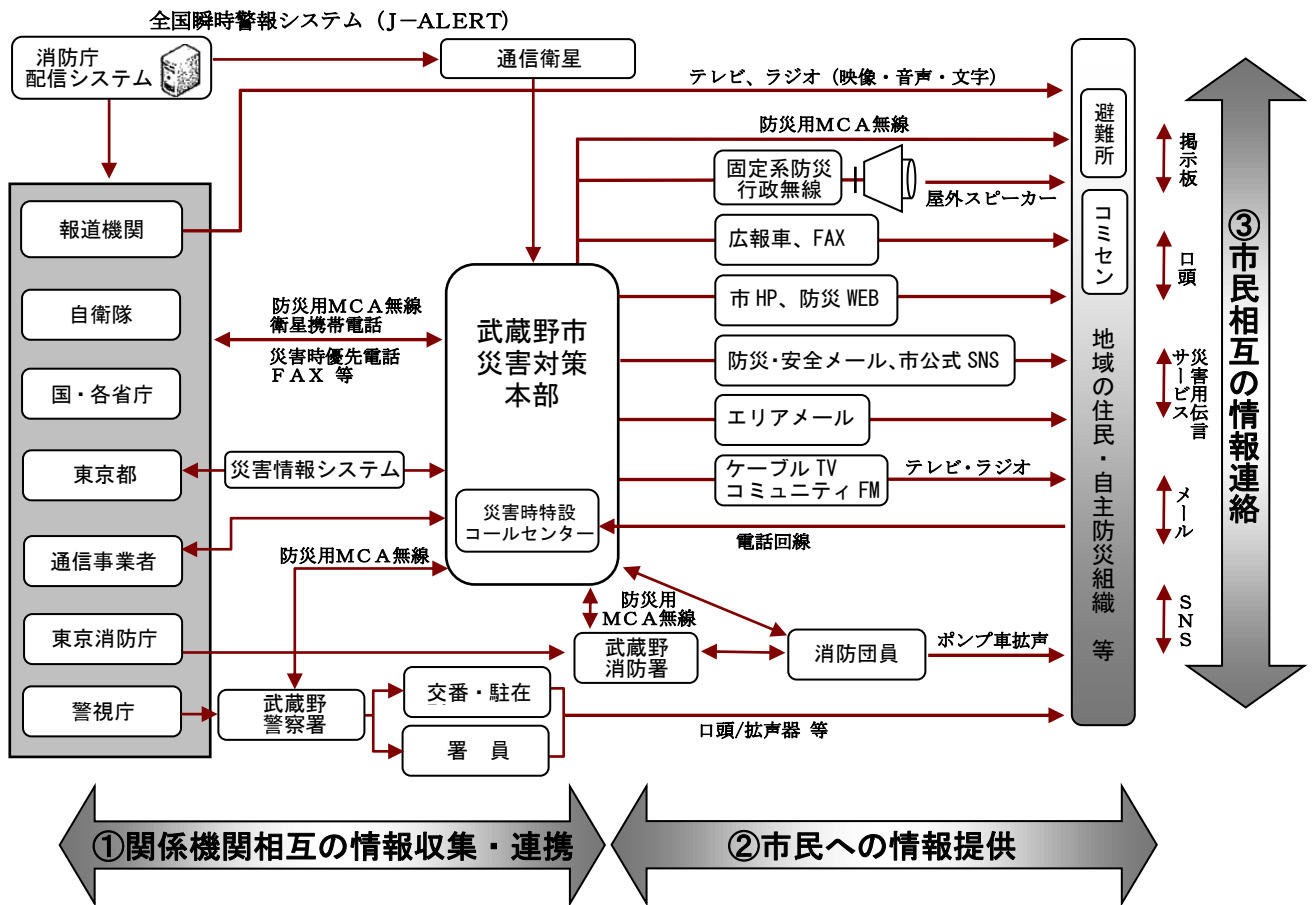
第5章 情報通信の確保

本章における対策の基本的考え方

被災状況などの災害関連情報は、防災機関による応急対策などの具体的な活動を展開する上で欠かせない。このような必要な情報を伝達するために、発災時に機能する通信体制を確保していく必要がある。また、東日本大震災の教訓からも、行政機関等における通信だけではなく、市民への情報提供や家族同士の安否確認等のための情報通信も、発災時における市民の安全確保や混乱防止のために重要となる。

発災後の情報通信の確保及び的確化に向け、最新の ICT 等を活用した情報通信技術の研究や災害対応に必要な情報項目等の精査を行いながら、①防災機関相互の情報収集・連携、②市民への情報提供、③各施設・避難所や市民相互の情報連絡について整備を推進する（次頁の図表を参照）。

【図表3-5-1 三類型の情報伝達の流れ（イメージ）】



対策の全体像

現在の到達状況

- 市は、災害時に必要な情報を伝達する手段として、固定系防災行政無線（J・A L E R Tを含む）、防災用M C A無線、防災情報システム、市ホームページ(防災安全センターW E B等)、市公式SNS、広報車、衛星携帯電話、特設公衆電話などの整備を図ってきた。
- 防災用 M C A 無線については IP 無線との多重化整備を行った。
- 固定系防災行政無線についてはデジタル化の実施に伴い、SNS との自動連携した情報発信を開始した。
- 防災行政無線屋外拡声子局の3局増設、防災用高所カメラの吉祥寺駅前への移設、「ツイッター」「フェイスブック」「LINE」「むさしの防災・安全メール」「緊急速報メール（携帯向け市地域限定配信メール）」「むさしのFMサイマル放送」「J：COM武蔵野・三鷹（ケーブルテレビ）の緊急文字放送」等の運用を開始した。

課題	対策の方向性	到達目標
多様な通信手段による通信の確保の継続した取り組みの必要	防災関係機関相互の情報収集・連携体制の整備	防災用M C A無線及び衛星携帯電話の拡充整備等による情報収集・連携体制の強化。
市民への分かりやすい情報提供体制、環境の整備の必要。	市民への情報提供体制の整備	多角複合的な情報提供手段による情報提供体制の整備。
	市民相互の情報連絡等の環境整備	安否確認のための通信設備等の整備、市民の安否確認方法の習熟。

具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

防災機関相互の情報収集・連携体制の整備

- 現況の情報収集体制・情報連携体制
- 情報収集・連携手段の拡充整備
- 都・防災関係機関における情報連携体制の整備
- 災害協力協定機関・団体との情報連携体制の強化
- 武蔵野市防災情報システム運用の充実
- 実践的な訓練等の実施

市民への情報提供体制の整備

- 現況の情報提供体制・情報連携体制
- 災害警報及び注意報等の伝達基準の整備
- 高齢者・障害者等に配慮した情報提供体制の強化
- 防災安全センターWEBによる情報提供体制の強化
- 災害時の放送体制の充実
- 災害時特設コールセンターの設置
- 実践的な訓練の実施

市民相互の情報連絡の環境整備

- 市及び都の取り組み
- 通信事業者の取り組み

地震直後の行動（応急対策）

発災後 72 時間以内

防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

- 情報連絡体制
- 災害警報及び注意報の発令・伝達

防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

- 被害状況等の収集体制

広報体制

- 広報活動
- 災害時の放送

広聴体制

- 広聴活動

住民相互の情報連絡等

第5章 情報通信の確保

【予防対策】第1節 防災機関相互の情報収集・連携体制の整備

予防対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 防災機関相互の情報収集・連携体制の整備	本部管理部 本部管理班 災対市民部 物資管理搬送班	都 国 武蔵野警察署 武蔵野消防署 防災関係機関
第2節 市民への情報提供体制の整備	本部管理部 本部管理班 災対総合政策部 秘書広報班 災対市民部 物資管理搬送班 災対市民部 コールセンター班 災対子ども家庭部 庶務班 災対教育部 庶務班	むさしのFM J:COM武蔵野・三鷹 鉄道事業者
第3節 市民相互の情報連絡の環境整備	本部管理部 本部管理班 災対教育部 庶務班	NTT東日本 鉄道事業者 通信事業者

第1節 防災機関相互の情報収集・連携体制の整備

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 物資管理搬送班、都、国、武蔵野警察署、武蔵野消防署、防災関係機関】

基本方針

- 通信の確実性が高い衛星携帯電話や迅速な情報共有が図れる防災用MC A無線などを拡充整備することにより、防災機関相互の情報収集体制・情報連携体制を強化する。

- 発災時は、電話・FAX等の通信手段の機能が低下する。特に発災直後は通話規制による通話回線の輻輳が発生する可能性が高く、行政機関内部における情報連絡や防災関係機関相互の情報連絡に大きな影響を受ける。
- そのため、迅速かつ円滑な災害応急対策を実現するために、都、国及び防災関係機関等との重層的な情報収集体制・情報連携体制を構築する必要がある。
- 市の情報収集ツールとして、防災用高所カメラ、無人航空機（ドローン）等の活用について引き続き検討する。

第1 現況の情報収集体制・情報連携体制

【本部管理部 本部管理班、都、国】

- 市における現況の主な情報収集体制・情報連携体制は以下のとおりである。日頃より通信訓練や通信テスト、保守点検等により、機器の習熟及び維持管理に努める。

第5章 情報通信の確保

【予防対策】第1節 防災機関相互の情報収集・連携体制の整備

機器・設備	機能・特徴
・全国瞬時警報システム（J-A L E R T）	気象庁が提供する地震動の予報及び警報を総務省消防庁が整備する J-アラートシステムを経由して受信
・気象観測装置	雨量、風速、気温等の観測
・震度計	震度の観測（市内の観測点は2箇所）
・防災用M C A無線	一定数の周波数を多数の利用者が共同で利用する無線システム（防災関係機関等に204局整備）
・IP 無線	携帯電話通信網を活用した無線（一時滞在施設等に30台整備）
・衛星携帯電話	衛星による通信回線を利用した電話（13台整備）
・簡易無線	防災用M C A無線より通信範囲が狭い無線設備
・災害時優先電話	一般固定電話より発信が優先される電話
・消防指令システム	市・消防署から消防団員へ災害情報を伝達するメールシステム
・武蔵野市防災情報システム（職員安否確認システム、防災用高所カメラ等）	災害情報を一元的に収集・分析し、情報共有・情報発信を行える総合的な情報システム
・東京都防災行政無線（F A Xを含む）	都、市区町村、防災関係機関等で広域的に通信できる防災行政無線
・東京都災害情報システム（D I S）、画像伝送システム	都が被害・措置情報等を管理するために、市区町村・防災関係機関等に整備しているシステム

第2 情報収集・連携手段の拡充整備

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 物資管理搬送班】

- 庁内関係部署や消防団、防災関係機関等に防災用M C A無線を204局、衛星携帯電話を13台整備している。また防災用M C A無線についてはIP無線機能を付加整備している。
- 東日本大震災では、通信回線の輻輳等により一般固定電話が使用できない中、市内の被害状況や帰宅困難者の状況把握等に防災用M C A無線を使用し、また、友好都市や被災地支援部隊との連絡に衛星携帯電話を使用して、発災直後の迅速な災害対策や被災地のニーズに即した的確な災害対策を実現した。
- 防災用M C A無線及び衛星携帯電話について、防災協定を締結している機関等を中心に拡充整備することにより、情報収集体制・情報連携体制の強化を図る。
- 友好都市等における衛星携帯電話の保有状況及び番号を調査把握して、受援及び支援にかかる連絡体制の強化を図る。

第5章 情報通信の確保

【予防対策】第1節 防災機関相互の情報収集・連携体制の整備

第3 都・防災関係機関における情報連携体制の整備

【都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、防災関係機関】

都	○ 関係機関との情報連絡において、東京都防災行政無線、災害時優先電話、業務用MCA無線等、重層的な情報連絡体制を整備する。 ○ 中央防災無線、消防防災無線及び地域衛星通信ネットワーク等を活用し、国の現地対策本部、総務省消防庁及び他府県等との通信連絡体制を構築する。 ○ 東京都防災行政無線は、総合的な防災行政無線網として、東京都防災センター、市区町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、災害拠点病院、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び都の主要出先機関との間に整備している。 ○ 東京都防災行政無線は、電話、FAX機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成している。なお、無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備を整備している。 ・東京都災害情報システム（DIS）／画像伝送システム／地震被害判読システム ○ 都、東京消防庁、市区町村及び気象庁が設置した地震計（102基）の観測情報を災害情報システム（DIS）により、市及び各防災機関に提供する。各防災機関が相互に協力しながら、迅速な初動対応を行える体制を確立する。
武蔵野警察署	○ 防災用MCA無線、警察無線、警察電話、衛星携帯電話及び各種の通信手段により、市及び防災関係機関との情報連絡体制を構築する。
武蔵野消防署	○ 防災用MCA無線、防災行政無線、衛星携帯電話、消防電話等各種の通信手段により、市及び防災関係機関との情報連絡体制を構築する。 ○ 緊急情報伝達システム等の活用などにより情報収集伝達体制を強化する。 ○ 震災消防活動支援システム、延焼シミュレーションシステム等の震災消防対策システムの効果的な運用を図る。
その他の防災関係機関	それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う体制を整備する。

第4 災害協力協定機関・団体との情報連携体制の強化

【本部管理部 本部管理班】

- 市は、平成24年8月より、災害協力協定を締結している関係団体と「武蔵野市災害協力協定締結団体連絡会議」を開催している。
- 災害時の連絡手段の確保や固定電話及び衛星携帯電話の連絡網を作成するなど、連携体制のさらなる強化を図る。

第5 武蔵野市防災情報システム運用の充実

【本部管理部 本部管理班】

- 市では、災害時における人命救助や救援活動を実践するため情報を一元的に収集・分析し、活動要員との情報共有や市民への情報発信を行える総合的な防災情報システムを平成19年度より運用を図っている。

第5章 情報通信の確保

【予防対策】第2節 市民への情報提供体制の整備

- 設置より約10年が経過した平成30年度から第2期防災情報システムの検討に入り、様々な災害教訓を踏まえた上、第2期システムにおいては、情報の一元的集約及び活動要員間の情報共有を強化し、精度の高い情報収集や共有にかかる時間短縮を図った。令和2年度に再構築を行い、令和3年度以降は職員へのシステム研修を行っている。また、防災用高所カメラについても引き続き、市内3カ所に設置し、発災直後の面的な情報収集を図っていく。

第6 実践的な訓練等の実施

【本部管理部 本部管理班】

- 防災用MCA無線を設置している全機関・団体を対象に、毎月の定期通信訓練を実施する。また、東日本大震災を教訓に実践的な訓練を実施するため、1対1の個別通信だけでなく、迅速な通信が可能な同報型（グループ通信）の訓練手法を実施する。
- 平成29年度に作成した武蔵野市災害対応マニュアルに基づき、初動本部の即応性を高めるため、本部初動要員の実動訓練を行っており、引き続き実施していく。

第2節 市民への情報提供体制の整備

【本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 秘書広報班、災対市民部 物資管理搬送班、災対市民部 コールセンター班、災対子ども家庭部 庶務班、災対教育部 庶務班、むさしのFM、J：COM武蔵野・三鷹、鉄道事業者】

基本方針

- 災害が発生するおそれがある場合の情報や発災後に必要な情報について、精査を行う。
- 固定系防災行政無線・防災用MCA無線・防災安全センターWEB・市ホームページ・むさしの防災安全メール・エリアメール・広報車・ツイッター・フェイスブック・LINE等の災害時に利用可能な速報性の高い情報伝達手段を多角複合的に活用するとともに、公共施設の掲示板を活用したアナログ的な情報提供手法を検討する。

- 災害時において、市民の安全確保や混乱防止のため、また、市及び市民が一体となって防災活動を適切に行うためには、市民への的確な情報の伝達が必要である。
- 東日本大震災では、消防団ポンプ車の拡声広報により、計画停電等に関する情報を市民へ直接提供した。地域に密着した情報提供手段として非常に有効であったため、当該事例を参考として、アナログ的な情報提供体制の整備も重要である。
- 帰宅困難等により市外にいる市民への情報提供体制についても、強化を図る必要がある。

第1 現況の情報提供体制・情報連携体制

【本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 秘書広報班、災対教育部 庶務班、むさしのFM、J：COM武蔵野・三鷹】

第5章 情報通信の確保

【予防対策】第2節 市民への情報提供体制の整備

- 市における現況の主な市民への情報提供体制は以下のとおりである。日頃より通信訓練や通信テスト、保守点検等により、機器の習熟及び維持管理に努める。

防災無線	・ 固定系防災行政無線（屋外拡声子局、屋内戸別受信機、電話応答サービス）
	・ 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）
	・ 防災用M C A無線
メール	・ むさしの防災・安全メール
	・ 緊急速報メール（携帯向け市地域限定配信メール）
	・ 学校緊急メール
ホームページ	・ 気象観測システム（防災情報システムの一部）
	・ 市ホームページ（キャッシュサイト、防災安全センターWEB等）
地域メディア※1 （放送）	・ むさしのFMのラジオ放送
	・ むさしのFMインターネットサイマル放送
	・ J：COM武蔵野・三鷹のテレビ放送
	・ J：COM武蔵野・三鷹の緊急文字放送
	・ J：COM緊急地震速報端末への緊急放送 ※自動起動機能有り
S N S	・ ツイッター、フェイスブック、LINE
アナログ	・ 広報車
	・ 消防団ポンプ車による広報
	・ 掲示板

※1 J：COM東京武蔵野・三鷹局及びむさしのFMと締結している「緊急放送に関する協定」に基づき、放送を実施するものである。

第2 多角複合的な情報提供手段の確保

【本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 秘書広報班、災対子ども家庭部 庶務班、災対教育部 庶務班、鉄道事業者】

- 東日本大震災後に、緊急に取り組むべき対策として、防災行政無線屋外拡声子局を3局増設した。現在は、「むさしの防災・安全メール」「緊急速報メール（携帯向け市地域限定配信メール）」「むさしのFMインターネットサイマル放送」「ツイッター」「LINE」「J：COM東京武蔵野・三鷹局の緊急文字放送」の運用を行っている。防災行政無線は住宅の高層化、気密性の向上により、都市部においては聞き取りづらいことがあるため、個人が確保する手段の多重化により、必要な情報が届くよう、啓発に取り組んでいく。
- 防災行政無線の放送を屋内で確認することができる補完代替手段を検討し、防災行政無線難聴地域への対策に努めるとともに、新たな技術進歩等を注視し、より一層多様な伝達手段を用いた多角複合的な情報提供手法を検討する。
- 東京都帰宅困難者対策条例の施行により、一斉帰宅が抑制されるため、これまで以上に園児・児童等を引き取ることができない保護者が増えることが予想される。そのため、特に、保護者への防災・安全メール及び学校緊急メールの普及を図る。

- 鉄道事業者は、駅での情報提供など発災時における利用者への情報提供体制を整備する。

第3 災害警報及び注意報等の伝達基準の整備

○現在は大雨、洪水、大雪の各警報が発令された際及び震度5弱以上の揺れ及び緊急地震速報を防災行政無線から流し、それと連動する SNS に発信している。また、安心・安全メールにおいては、台風接近などの気象情報やそれに対する注意情報、「備蓄の日」などの啓発情報も発信している。市民への的確な情報伝達のため、各種ツールによる伝達基準について定める。

第4 高齢者・障害者等に配慮した情報提供体制の強化

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 物資管理搬送班、むさしのFM】

- インターネット等のデジタル機器は高齢者等には利用しにくい面があり、東日本大震災では、「むさしのFMによるラジオ放送」が緊急情報の提供として有効であったことや掲示板などの有効性が再確認された。
- ラジオ放送であれば停電時でも情報入手が可能であり、「むさしのFM」からは、市の緊急放送も受信できるため、災害時における「むさしのFM」の利用及びラジオや乾電池、手回し充電ラジオの備蓄について、積極的に啓発を図る。
- 市民にとって分かりやすく、アクセス可能であることを考慮し、避難所や他公共施設の掲示板、広報車等を活用したアナログ的な情報提供手法も併せて用いることを検討する。
- 地域コミュニティの拠点であるコミュニティセンターを活用した地域住民への情報提供機能を検討する。
- 市と協定を締結する（公財）武蔵野市国際交流協会（M I A）と協力し、外国人への有効な情報提供体制の整備を図る。

第5 防災安全センターWEBによる情報提供体制の強化

【本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 秘書広報班】

- 災害情報提供システム機能（防災安全センターWEB）の見直しを図る。

1 アクセシビリティの向上

- 次の改善事項により、防災安全センターWEBのアクセシビリティの向上を図る。
 - （1）自動翻訳機能による外国人向け情報提供
 - （2）音声読み上げ機能による障害者向け情報提供
 - （3）携帯電話及びスマートフォンからのアクセス対応
 - （4）フレームを使用しない構成

2 アクセス集中対策の強化

- 東日本大震災では多くの利用者のアクセス集中により、防災安全センターWEBはアクセス困難な状態が生じた。

第5章 情報通信の確保

【予防対策】第2節 市民への情報提供体制の整備

- インターネット回線の見直しを図るとともに、民間通信会社との災害協定により、キャッシュサイトを活用した負荷軽減対策を実施している。

3 災害時にも稼働を続けるための機器構成の強化

- 震災により、サーバダウン、サーバ破損、またサーバ格納地域における停電などによる障害発生などが起こり、防災安全センターWEBが閲覧不能状態となることが考えられるため、次の改善事項により、機器構成の強化を図る。
 - (1) 市民が閲覧するために使用するWEBサーバの冗長化(2台構成)
 - (2) 冗長化したサーバをそれぞれ異なる地域(それぞれの地域で起こる災害が影響しない遠隔地)への設置

第6 災害時の放送体制の充実

【むさしのFM、J：COM武蔵野・三鷹】

- 災害時には、予警報を迅速に伝達するとともに、ライフラインの復旧状況など住民が知りたい情報をより速くかつ的確に伝えることにより、市民の不安の払拭や、社会的混乱を最小限に留める必要がある。地域メディアの放送による情報伝達は、この点特に大きな効果が期待できる広報媒体である。J：COM東京武蔵野・三鷹局及びむさしのFMは、発災時における放送電波の確保、施設の防護復旧のため遅滞なく適切な措置を講じるようにそれぞれ予防対策に努める。
- むさしのFMは、平常時の放送スタジオに加え、災害時の副演奏所緊急放送スタジオを市防災安全センターに整備している。これにより、市災害対策本部との密に連携した情報提供機能や放送スタジオのバックアップ機能を有している。日頃から副演奏所緊急放送スタジオを活用した、放送及び保守点検等を実施し、災害時の運用が円滑に行えるよう努めている。
- J：COM武蔵野・三鷹は、市災害対策本部からの災害情報放送要請を「J：COM危機管理情報センター」にて24時間365日受付対応できる体制を整備している。

第7 災害時特設コールセンターの設置

【災対市民部 コールセンター班】

- 東日本大震災では、ピーク時には1日に約1,300件の電話問い合わせが災害対策本部に集中した。計画停電や福島原子力発電所事故などの問い合わせに対応するため、防災安全センター内防災情報室に特設電話センターを設置し、職員とともに東京電力社員が常駐することにより、正確かつ迅速な情報提供を実施した。また、一元的な情報の集約に関しても有効であった。
- この経験を踏まえ、市民への情報提供体制及び情報集約体制を強化するため、防災情報室に「災害時特設コールセンター」を設置する。

第8 実践的な訓練の実施

【本部管理部 本部管理班】

- 多様な情報伝達手段の拡充整備により、災害時には各情報設備を操作する複数の担当が必要となるため、平成24年6月に初動要員に「情報提供担当」を増員配置した。総合防災訓練（予知対応型訓練を含む）や初動地域防災訓練等により、複数の人員による迅速な市民への情報伝達を行う訓練を実施する。

第3節 市民相互の情報連絡の環境整備

【本部管理部 本部管理班、災対教育部 庶務班、NTT東日本、鉄道事業者、通信事業者】

基本方針

- 市民相互に安否確認等の情報連絡が行える環境を整えとともに、市民が事前にその方法を熟知する取り組みを実施する。

第1 市及び都の取り組み

【本部管理部 本部管理班、災対教育部 庶務班、NTT東日本、鉄道事業者】

- 市民が日頃から、集合する避難所や安否確認など発災時の行動を家族とよく相談するよう周知を図る。
- 通信事業者が災害時等に提供する「災害用伝言サービス」の周知を図るとともに、防災訓練等の機会を利用して、積極的に市民による体験利用を促進する。

【体験利用が可能な日】

- ・ 毎月1日、15日
- ・ 正月三が日（1月1日～3日）
- ・ 防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- ・ 防災週間（8月30日～9月5日）

※ 各地域で開催される「防災訓練」の際にも体験利用可能となる場合がある

- 避難所等に、伝言掲示板による市民相互の連絡が行える体制を整備する。
- 避難所に、一般固定電話より災害時に有効である災害時特設公衆電話を整備している。訓練等により、市民及び避難所運営組織等に周知するとともに、維持管理に努める。
- 災害時における駅周辺等への臨時公衆電話の設置について、NTT東日本及び鉄道事業者との連携を図り、協議検討していく。
- 都は、帰宅困難者に対する情報提供のため、一時滞在施設等において、無線LAN等の通信の多様化を推進する。

第5章 情報通信の確保

【予防対策】第3節 市民相互の情報連絡の環境整備

第2 通信事業者の取り組み

【通信事業者】

- 安否確認手段の確保、市民向け通信基盤の充実や耐震化を推進する。
- 広く住民等に安否確認手段や災害時の多様な情報入手手段を周知する。
- 通信基盤の早期復旧に向けた事前対策を実施する。

応急対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制 (警報及び注意報などの第一報)	関係各部 本部管理部 本部管理班 災対総合政策部 秘書広報班	都 武蔵野警察署 武蔵野消防署 気象庁 NTT 東日本 その他関係機関
第2節 防災機関相互の情報通信連絡体制 (被害状況等)	関係各部	都 武蔵野警察署 武蔵野消防署 電力・通信・ガス・鉄道事業者
第3節 広報体制	関係各部 災対総合政策部 秘書広報班 災対市民部 物資管理搬送班 本部管理部 本部管理班	都 武蔵野警察署 武蔵野消防署 むさしのFM J:COM武蔵野・三鷹 その他関係機関
第4節 広聴体制	関係各部 災対市民部 コールセンター班	都 武蔵野警察署 武蔵野消防署 その他関係機関
第5節 住民相互の情報連絡等	災対総合政策部 秘書広報班	むさしのFM J:COM武蔵野・三鷹

第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

【関係各部、本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 秘書広報班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、気象庁、NTT 東日本、その他関係機関】

第1 情報連絡体制

1 通信連絡系統及び態勢

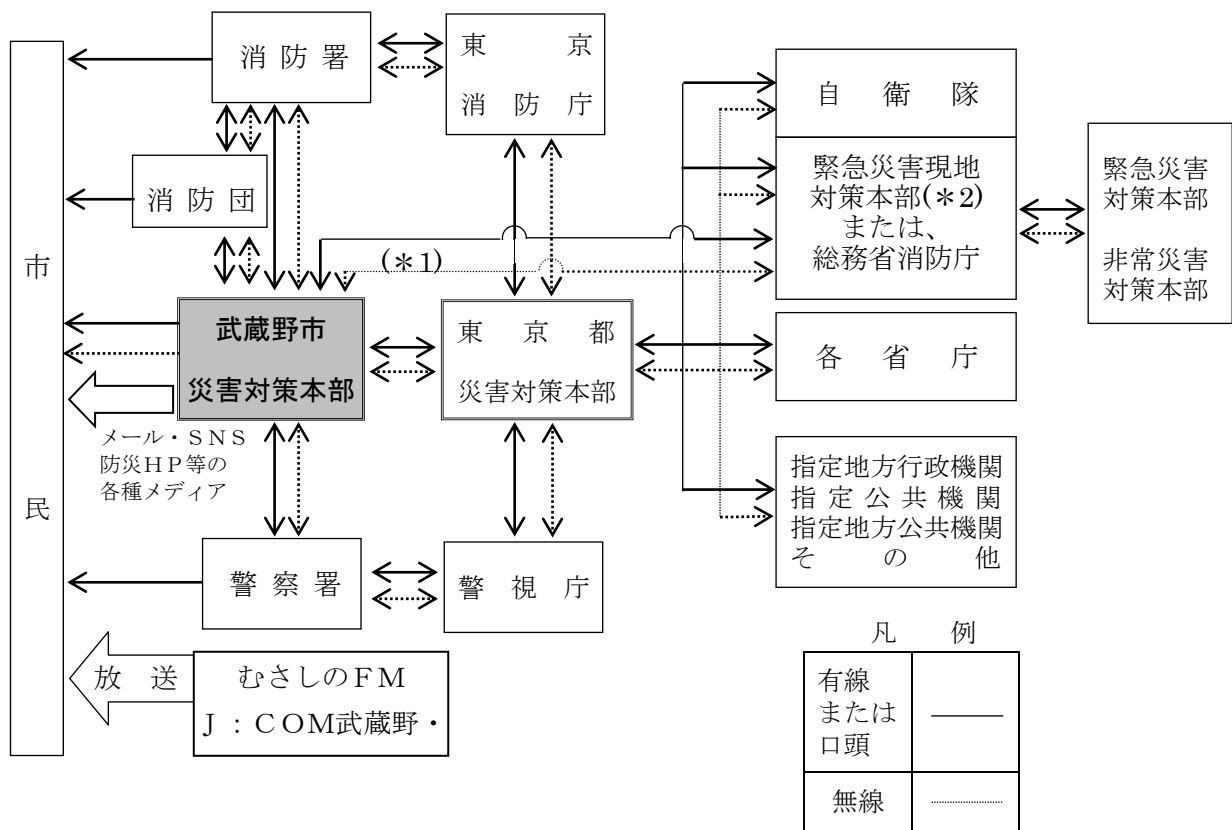
(1) 通信連絡系統

第5章 情報通信の確保

【応急対策】第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

名称	内容
市	1 防災用MC A無線等の活用により、地域内の防災関係機関及び指定公共機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との通信を確保する。 2 都本部に対し、東京都防災行政無線等を使用して直接情報連絡を行う。 3 震災に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、警察署、消防署、ライフライン機関等と協力する。 4 緊急を要する通信を確保し、または有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話及び非常無線通信の活用、並びに駅周辺等への臨時公衆電話の設置について、NTT東日本及び各施設管理者と協力する。 5 友好都市や防災関係機関等との連絡に衛星携帯電話を活用する。
都	東京都防災行政無線を基幹として、各無線や有線電気通信設備の利用等各種の通信手段により市と情報連絡を行う。
武蔵野警察署	1 防災用MC A無線、警察無線、警察電話、衛星携帯電話及び各種の通信手段を活用し、市と情報連絡を行う。 2 市対策本部に連絡要員を派遣する。
武蔵野消防署	1 防災用MC A無線、衛星携帯電話、消防電話等各種の通信手段を活用し、市と情報連絡を行う。 2 市対策本部に連絡要員を派遣する。 3 被害予測システム、情報活動隊等により、災害の発生状況等について情報収集し、関係機関と情報交換を図る。
各通信業者	1 次により臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。 2 「災害救助法」が適用された場合等には避難所などに、被災者が利用する特設公衆電話の設置を設置する。 3 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。 4 通信の被害、疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請について、報道機関及びホームページ等を通じて広報する。
その他の防災機関	それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。

【図表 3-5-2 通信連絡の系統図】



- * 1 災害の状況により都本部に報告できない場合
* 2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

(2) 通信連絡態勢

ア 災害対策本部設置後の通信連絡窓口

- 本部への通信連絡は、防災安全センター5階防災情報室において処理する。
- 防災情報室には、防災用MC A無線、災害時優先電話その他通信設備を配置する。

イ 災害対策本部設置前の通信連絡窓口

- 本部が設置されるまでの間、市への通信連絡は、特に定める場合を除き、防災安全部防災課が担当する。

ウ 通信連絡の方法

- 通信連絡の原則：都防災行政無線の電話及びFAX、DISシステム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の活用も図る。

2 情報連絡手段の運用

(1) 東京都防災行政無線等

- 総合的な防災行政無線網として、東京都防災センター、市区町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、災害拠点病院、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に整備している東京都防災行政無線を活用し、電話、FAXのほか、データ通信、画像通信及び衛星通信等により、情報収集および情報提供を行う。

- ・ 東京都災害情報システム（DIS）――

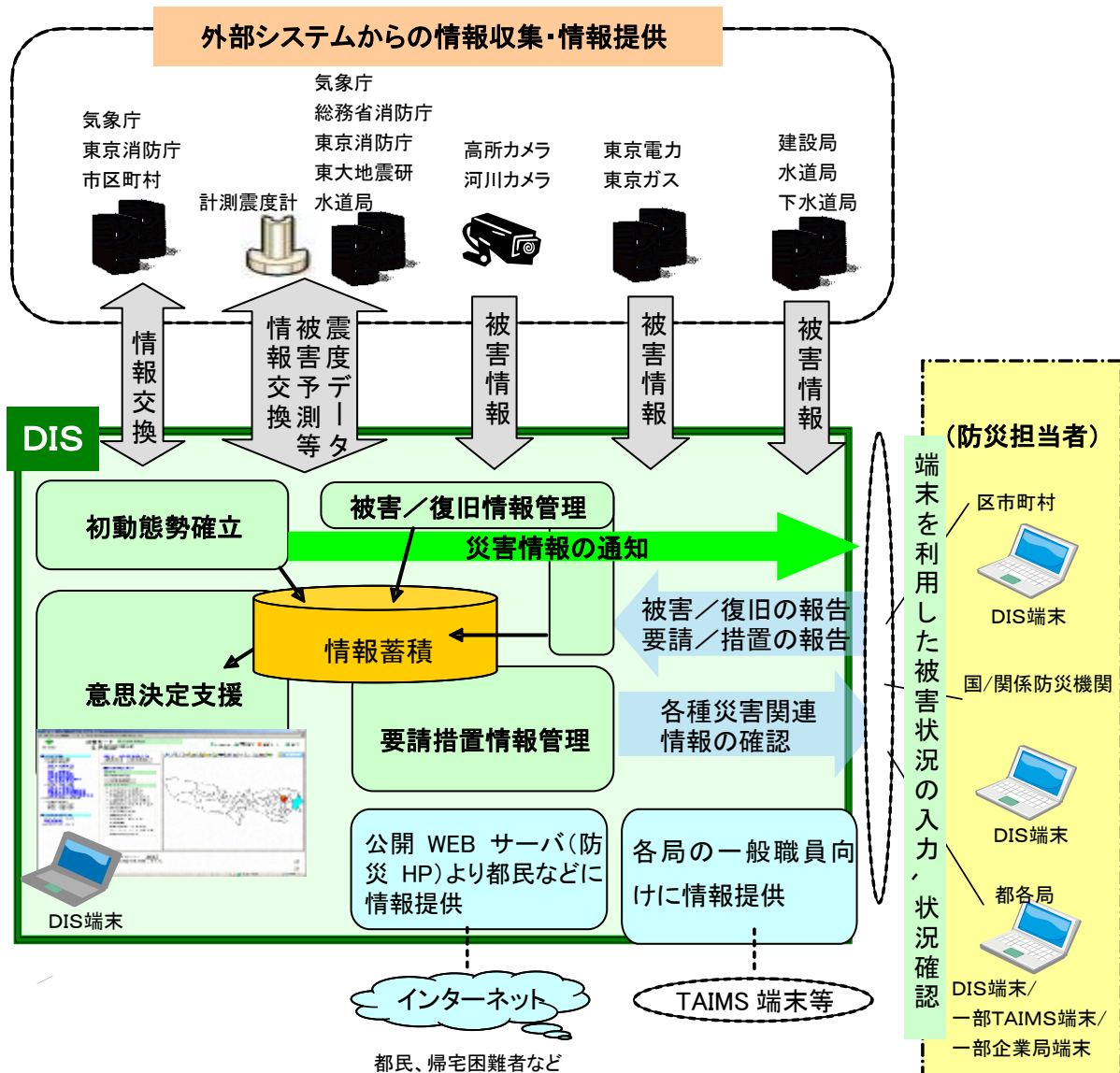
災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都本部が一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関が、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てる。

また、市区町村や防災機関等との連携やあらかじめ登録された都職員などから災害発生時に、携帯電話のカメラ機能を利用して撮影した被災画像等を送信するなど、多様な種類の情報を収集し、地図情報を基盤とした意思決定を支援する。

- ・ 画像伝送システム――

市及び建設事務所等には、画像伝送システム端末を整備しており、これにより被害状況の伝送やテレビ会議を行う。また、災害現場から衛星中継車で現地の状況を映像で東京都防災センターに送信する衛星通信システムを整備している。

【図表3-5-3 東京都災害情報システム（DIS）の概要】



(2) 武蔵野市防災無線

ア 固定系防災行政無線

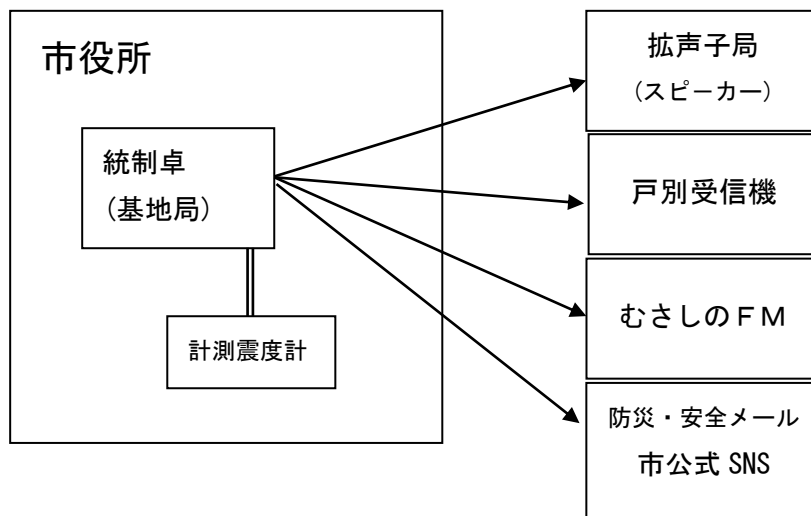
- 市民に対して直接に災害情報等を伝達するため、市内に整備している屋外拡声子局47カ所（平成24年度3カ所増設）、屋内戸別受信機78カ所を活用する。

イ 防災用MCA無線

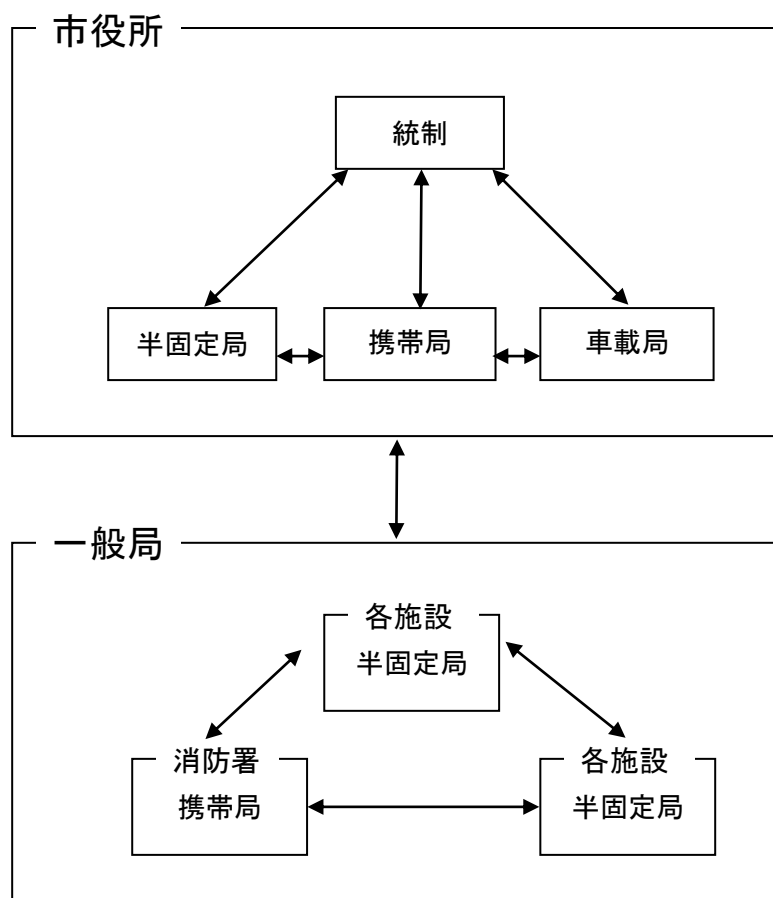
- 市施設や警察・消防等の防災関係機関及び電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡は、防災用MCA無線を活用する。

【図表 3-5-4 市防災行政無線システム系統図】

《固定系》

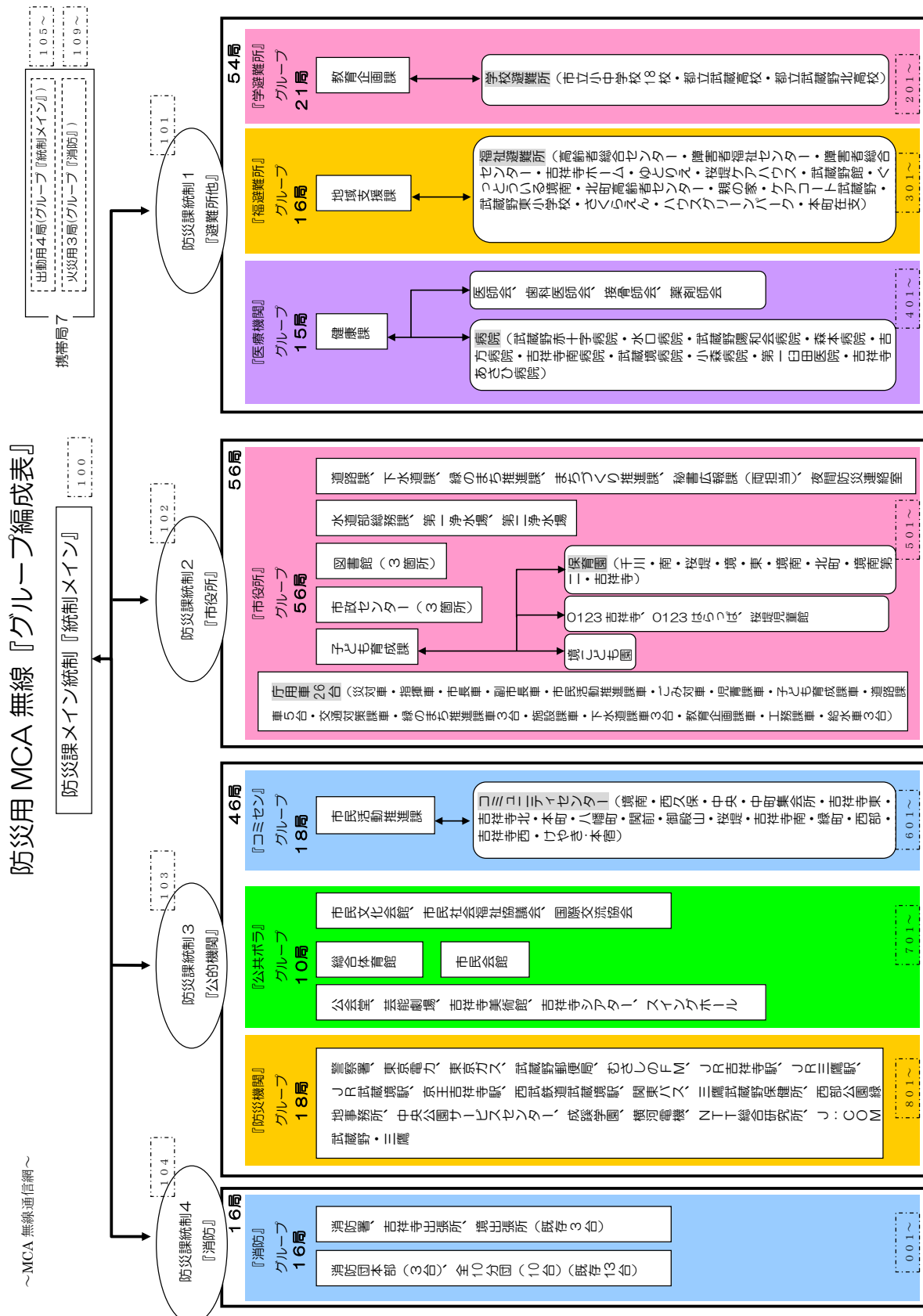


《防災用MCA無線》



【図表3-5-5 防災用MCA無線『グループ編成表』

※ 一部名称の省略あり



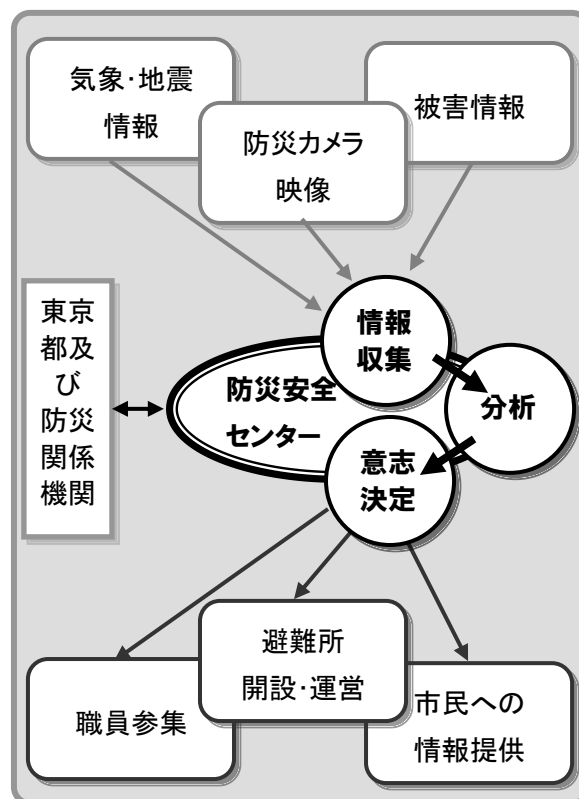
(3) 武蔵野市防災情報システム

- 災害時には情報の途絶・錯綜などによる混乱が発生する中、時々刻々と変化する状況を把握し、減災活動に努めなければならない。そのため、災害時における人命救助や支援活動を実践するため情報を一元的に収集・分析し、活動要員との情報共有や市民への情報提供を行える総合的な防災情報システムを活用し、的確に運用する。

< 防災情報システムの概要 >

- ①より多くの情報収集と効率的な情報整理
 - ②合理的な活動支援
 - ③距離と時間の短縮化
 - ④情報の一元管理化・共有化
- ⑤わかり易いビジュアルな情報提供< ソフトウェアの構成 >
- ①防災情報システム
 - ②安否確認システム
 - ③気象観測システム
 - ④映像音響システム など

【図表 3-5-7 防災情報システムイメージ】



(4) 市における情報伝達手段一覧

○ 市における現況の主な情報伝達手段は次のとおりである。

ア 防災関係機関相互の情報収集・連携手段

機器・設備	機能・特徴
・緊急地震速報受信端末	気象庁が提供する地震動の予報及び警報
・気象観測装置	雨量、風速、気温等の観測
・震度計	震度の観測（市内の観測点は2箇所）
・防災用MC A無線	一定数の周波数を多数の利用者が共同で利用する無線システム（防災関係機関等に204局整備）
・IP無線	携帯電話等を活用した無線（一時滞在施設等に30台整備）
・衛星携帯電話	衛星による通信回線を利用した電話（11台整備）
・簡易無線	防災用MC A無線より通信範囲が狭い無線設備
・災害時優先電話	一般固定電話より発信が優先される電話

機器・設備	機能・特徴
・消防指令システム	市・消防署から消防団員へ災害情報を伝達するメールシステム
・武蔵野市防災情報システム（安否確認システム、防災用高所カメラ等）	災害情報を一元的に収集・分析し、情報共有・情報発信を行える総合的な情報システム
・東京都防災行政無線（FAXを含む）	都、市区町村、防災関係機関等で広域的に通信できる防災行政無線
・東京都災害情報システム（DIS）、画像伝送システム	都が被害・措置情報等を管理するために、市区町村・防災関係機関等に整備しているシステム
・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）	総合行政ネットワークシステム（LGWAN）により、国、地方公共団体間で緊急情報を通信するシステム

イ 市民への情報提供手段

防災無線	・固定系防災行政無線（屋外拡声子局、屋内戸別受信機）
	・全国瞬時警報システム（J-ALERT）
	・防災用MC A無線
メール	・むさしの防災・安全メール
	・緊急速報メール（携帯向け市地域限定配信メール）
	・学校緊急メール
ホームページ	・防災情報システム
	・市ホームページ（キャッシュサイト防災安全センターWEB等）
地域メディア※1 （放送）	・むさしのFMのラジオ放送
	・むさしのインターネットサイマル放送
	・J：COM武蔵野・三鷹のテレビ放送

第5章 情報通信の確保

【応急対策】第2節 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

	・ J : COM武蔵野・三鷹の緊急文字放送
	・ J : COM緊急地震速報端末への緊急放送 ※自動起動機能有り
SNS	・ ツイッター、フェイスブック、LINE
アナログ	・ 広報車
	・ 消防団ポンプ車による広報
	・ 掲示板

※1 J : COM武蔵野・三鷹及びむさしのFMと締結している「緊急放送に関する協定」に基づき、放送を実施するものである。

第2 災害警報及び注意報の発令・伝達

- 災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるため、防災関係機関や市民等に、災害警報及び注意報を迅速かつ正確に伝達する。

1 異常現象の通報

- 市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、またはその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。

2 災害原因に関する情報伝達

- 災害原因に関する重要な情報について、都または関係機関から通報を受けたとき、または市が自ら知ったときは、直ちに市内の防災関係機関、重要な施設の管理者、自主防災組織等公共的団体に伝達するとともに警察署、消防署等の協力を得て、市民に周知する。

3 災害警報及び注意報の伝達

- 市は、重要な警報及び注意報について、都、警察署またはNTT東日本からの通報を受けたとき、または自らその発令を知ったときは、直ちに市内の防災関係機関、重要な施設の管理者、自主防災組織等の公共的団体に伝達するとともに警察署、消防署等の協力を得て、市民に周知する。

第2節 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

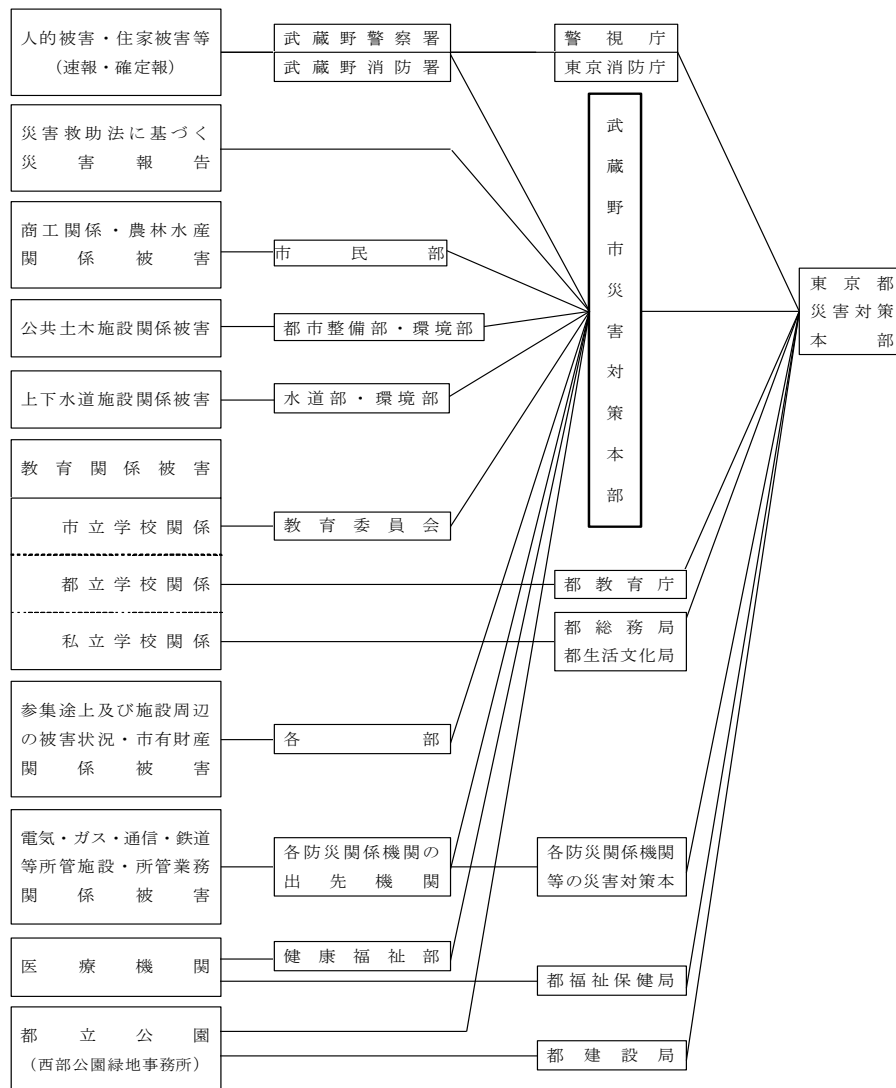
【関係各部、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、電力・通信・ガス・鉄道事業者】

第1 被害状況等の収集体制

- 被害状況の迅速・的確な把握は、災害救助法適用の要否、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。
- 市をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速・的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、災害対策本部及び都に報告する。

- 地域の被害状況等の把握のため、学校やコミュニティセンター等の防災用MC A無線を活用する。

1 被害状況の報告・伝達系統



2 被害状況等の調査報告

(1) 調査報告体制

- 本部の各部及び防災関係機関は、災害が発生してから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況、所管業務に関する活動状況等を、次の報告要領により本部（本部管理部本部管理班）に報告する。

(2) 被害状況等の報告

- 本部（本部管理部本部管理班）は、各部及び防災関係機関からの被害状況等を取りまとめ、次の要領により都に報告する。
- なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

ア 報告すべき事項

- ア) 災害の原因
- イ) 災害が発生した日時
- ウ) 災害が発生した場所及び地域
- エ) 被害状況（被害程度の認定基準に基づき報告する）
- オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- カ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ) その他必要な事項

イ 都への報告の方法

- 原則として災害情報システム（D I S）への入力による（ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、F A X等の通信により報告する）。

ウ 災害救助法に基づく報告

- 災害救助法に基づく報告については、第3部第13章第9節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

【被害程度の認定基準】

被害の種類		内容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

第5章 情報通信の確保

【応急対策】第2節 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

被害の種類		内容
住家被害	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

被害の種類		内容
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとする。	
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

第5章 情報通信の確保

【応急対策】第3節 広報体制

被害の種類		内容
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。		

(3) 報告の種類・期限等

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報 措置情報
要請通知		即時	要請総括
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報
災害年報		4 月 20 日	災害総括

第3節 広報体制

【関係各部、災対総合政策部 秘書広報班、災対市民部 物資管理搬送班、本部管理部 本部管理班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、むさしのFM、J：COM武蔵野・三鷹、その他関係機関】

第1 広報活動

- 災害発生時には、市民に対し、災害や生活に関する様々な情報を提供することが必要である。
このため、市及び防災関係機関は一体となって迅速かつ適切な広報活動を行う。
- 速やかな復旧を図るため、市及び防災関係機関において、広聴活動を展開し被災地住民の動向と要望事項の把握に努める。
- 広報活動にあたっては、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人等に配慮した伝達を行うものとする。

1 広報活動

機 関 名	内 容
市	市は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、各関係機関との密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。 1 災害発生時の広報 (1) 地震の規模、気象の状況等の災害情報 (2) 電気、ガス、石油ストーブ等による火災予防の注意 (3) 混乱防止の呼びかけ、一時滞在施設の開設状況 (4) 避難方法等 (5) 学校等の措置状況 (6) ごみの出し方、排出場所 2 被災者に対する広報 (1) 被害情報 (2) 避難所及び一時滞在施設の開設状況 (3) 食料・物資等の配給状況 (4) 医療機関の診療状況 (5) 電気・ガス・水道・電話等ライフラインの被害及び復旧状況 (6) 交通機関等の被害及び復旧状況 (7) 防疫・保健衛生措置状況 (8) 学校の休校・再開等の措置状況 (9) ごみの出し方、排出場所 3 広報の手段 「第3部第5章【応急対策】第1節第1-2-(4)-イ 市民への情報提供手段」(P震-●)のとおり
市 水 道 部	災害による断水が発生した場合、市民の不安と混乱を防ぐため、広報車等を巡回させるとともに、警察・消防等の関係機関の協力を得て、断水地域の住民に対し広報する。 (1) 水道施設の被害状況と復旧見込み (2) 給水拠点の場所及び応急給水の方法 (3) 水質についての注意 (4) その他必要事項
市 下 水 道 課	関係機関と連絡を密にして、下水道使用自粛の協力要請等を住民に広報する。

第5章 情報通信の確保
【応急対策】第3節 広報体制

警 視 庁	1 広報活動 災害に関する情報を収集し関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて、適宜活発な広報活動を実施する。 ○ 避難を必要とする情報 (1) 火災の発生及び延焼状況 (2) 高圧ガスの保管場所等の爆発及びそのおそれ (3) その他避難を必要とする事象の発生及びおそれ ○ 混乱防止及び人心の安定を図るための情報 (1) 余震、津波等気象庁の情報 (2) 地域の被害情報、被害の拡大予想及び見通し (3) ライフライン等の被害状況及び復旧見通し (4) 主要道路・橋等の被害状況及び復旧見通し (5) 交通機関の被害状況及び復旧の見通し (6) 交通規制の実施状況及び渋滞情報 (7) 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 (8) その他混乱防止等を図るための情報 ○ デマ・流言打ち消し情報 2 広報手段 広報車及び広報資器材を活用あるいは、口頭、掲示、印刷物の配布等の方法により、時宜に応じた広報活動を実施する。 (1) トランジスターメガホン (2) 交番（駐在所）備付けマイク (3) パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー (4) 交通情報版、光ビーコン、ラジオ (5) ホームページ等
武 蔵 野 消 防 署	1 広報活動 災害に関する情報を収集し関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて、適宜実情に即した広報活動を実施する。 (1) 出火の防止、初期消火、救出救護及び災害時要援護者への支援の呼掛け (2) 火災発生及び延焼状況に関する情報 (3) 避難勧告又は指示に関する情報 (4) 人心安定を図るための情報 (5) 救急告示医療機関等の診療情報 (6) その他市民が必要としている情報 2 広報手段 時宜に応じて次により広報活動を実施する。 (1) 消防車の車載拡声装置等による広報 (2) 口頭、印刷物の配布、消防署、消防団及び町会等の掲示板等による広報 (3) テレビ・ラジオ等報道機関への情報提供 (4) メールマガジンやホームページ等による情報提供

	(5) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供
東京電力	1 広報内容 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。 (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。 (2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。 (3) 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。 (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 (5) 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。 (6) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 (7) その他事故防止のため留意すべき事項。 2 広報手段 (1) テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）、新聞等の通信機関を通じて行う。 (2) 市の協力を得て固定系防災行政無線（同報系）も活用する。 (3) 広報車等により直接当該地域へ周知する。
N T T 東 日 本 N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ N T T ド コ モ K D D I	1 通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 等の提供開始情報等の広報を行う。 2 公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を実施する。
東京ガスグループ	災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害事故の防止、市民の不安除去のため、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段を尽くして被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。 1 広報内容 (1) 被害地区におけるガス機器の仕様上の注意事項 (2) ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し 2 広報手段 (1) テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等とする。 (2) NHK 及び民報各社に「マイコンメーター復旧方法のテープ・ビデオ」を配付している。大地震発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復旧できる手順を案内する。
J R 東 日 本	1 広報内容 (1) 駅における広報案内

第5章 情報通信の確保

【応急対策】第3節 広報体制

京王電鉄 西武鉄道	災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況、列車の不通線区や開通見込み、帰宅困難者保護に関する情報等を掲示や放送により行う。 (2) 乗務員の広報案内 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。 2 広報手段 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ、ラジオ等のマスコミを通じて、市民への情報提供に努める。
--------------	--

2 避難情報の伝達

- 「第3部第5章【応急対策】第1節第1-2-(4)-イ 市民への情報提供手段」(P震-●)により、迅速に市民へ情報を提供する。
- 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、市民等に対し各放送機関と連携した避難勧告等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。
- 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容によるものとする。

(1) 実施機関

東京都、都内市区町村、東京都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関各社

(2) 伝達する情報

- (1) 高齢者等避難
 - (2) 避難指示
 - (3) 緊急安全確保
 - (4) 警戒区域の設定
- 避難情報等の発令

【図表3-5-6 三類型の避難情報等一覧】

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○ 避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援等関係者は支援行動を開始) ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始

緊急安全確保	○ 災害が発生している又は切迫している状況	○ 水平避難のいとまがなく、上層階へ移動などの垂直避難など生命を守る最低限の行動
--------	-----------------------	--

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

3 報道機関への発表

(1) 市からの発表

- 災害に関する情報及び災害応急対策に関する状況等の報道機関への発表は、原則として、本部で収集した防災関係機関及び市民からの情報を総合的に分析、整理し、災対総合政策部秘書広報班を通じて統一的に行う。この場合、防災関係機関は説明員を同席させるなど協力するものとする。
- 本部からの発表は、原則として武蔵野記者クラブに対して行う。
- 本部の報道機関への窓口は、災対総合政策部秘書広報班とする。
- 夜間または勤務時間外に発災した場合は、本部が設置されるまでの間、防災安全部が発表を行う。

(2) 防災関係機関からの発表

- 被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各防災関係機関の記者クラブ等で発表するが、事前又は事後にその内容を災対総合政策部秘書広報班に報告するものとする。

第2 災害時の放送

- 市は、災害情報等を市民に迅速かつ正確に伝えるため「災害時における緊急放送に関する協定」（むさしのFM）、「災害時等における緊急放送に関する協定」（J：COM武蔵野・三鷹）に基づき、下記要領で緊急放送等を行う。

（協定第28（災害時における緊急放送に関する協定書））

（協定第29（災害時等における緊急放送に関する協定書））

1 自動放送

- 市の所有する地震計の震度が5弱以上を計測したとき、むさしのFM放送中の番組を中断し、市が行う緊急無線放送を自動的かつ同時に放送する。

2 要請による放送

- 協定に基づき、市の要請を受けた場合は、速やかに緊急放送を行うものとする。

3 緊急文字放送

- 災害等発生時に情報伝達の必要が発生した場合、武蔵野市が市民向けに発信する災害時等の緊急情報をJ：COM武蔵野・三鷹が制作する緊急放送等に文字として表示し放送する。

4 むさしのFM等副演奏所の活用

- 防災安全センター内に設置している副演奏所を活用し、むさしのFMの緊急放送等を行う。

第4節 広聴体制

【関係各部、災対市民部 コールセンター班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、その他関係機関】

第1 広聴活動

- 災害時には被害者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応じるため、防災関係機関は次のとおり広聴活動を実施する。

機 関 名	内 容
市	(1) 発災時には、災害の規模に応じて災害時特設コールセンターを設置し、市民からの情報収集、相談、要望等を聴取する。また、復興対策の本格化に応じて、災害時特設コールセンター内に被災者総合相談所を設置する。 (2) 必要に応じて、災害終息期（復興期）において、臨時の出張相談所（各市政センター内等）の開設を検討する。（開設期間中はコールセンター機能（本庁舎）のみの対応とする）。 (3) 避難所等に相談窓口を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部課に連絡して早期解決に努力する。
武 蔵 野 警 察 署	署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
武 蔵 野 消 防 署	消防相談窓口を設置し、被災者に対する出火防止指導を行うとともに、市と連携し、罹災証明の交付にあたる。

第5節 住民相互の情報連絡等

【災対総合政策部 秘書広報班、むさしのFM、J : COM武蔵野・三鷹】

- 市は、個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。
- 通信事業者は、行政機関と連携し、住民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。また、災害伝言ダイヤル、災害伝言板等の安否確認サービスの利用を呼び掛ける。
- 報道機関は、行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認サービスの利用方法等について、住民、事業者及び帰宅困難者に提供する。
- 市民等は、災害伝言ダイヤル、災害伝言板等を利用し、家族等の安否を確認する。

第6章 医療救護等対策

本章における対策の基本的考え方

震災時には、建物やブロック塀の倒壊、火災等により発生することが想定される多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動を行わなければならない。そのため、震災時における情報連絡と初動医療体制の確立、医薬品・医療資器材の確保、武蔵野赤十字病院の災害拠点病院としての機能強化等の医療救護体制の充実に取り組む。

対策の全体像

現在の到達状況

- 市は、これまで医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、助産師会等と災害時の協力協定を締結し、災害時の医療体制を整備してきた。
- 平成 25 年度には、武蔵野市災害時医療対策検討委員会を設置し、武蔵野市災害時医療救護本部を中心とした具体的かつ実効性のある災害時医療体制について方向性が示された。
- 三鷹・武蔵野災害医療救護対策連絡協議会を設置して、当該地域における災害時医療連携等について検討を進めた。

課題	対策の方向性	到達目標
- 限られた医療資源を有効に活用できるよう調整する機能が必要 - 医薬品や医療資器材の確実な確保と、医療機関等との情報連絡体制の確保などが必要 - 全国からの医療支援を適切に活用して医療機能を発揮することが必要	災害時医療体制の充実	武蔵野市災害医療コーディネーター、武蔵野市災害時医療救護本部を中心とした災害医療体制を構築
	医薬品・医療資器材の確保	医薬品・医療資器材の備蓄及び調達による緊急医療救護所・医療機関への供給体制の構築 医薬品等の確保に向けた供給体制の構築
	在宅療養者対策や慢性期医療対策の確保	巡回診療体制や人工呼吸器使用者、医療依存度の高い在宅療養者への支援体制の構築

主な取組

地震前の行動（予防対策）

初動医療体制等の整備

- ・情報連絡体制の確保
- ・医療救護活動の確保
- ・在宅療養者対策・慢性期医療対策・こころのケア等の体制検討
- ・市災害時医療救護本部の設置・運営体制の整備

医薬品・医療資器材の備蓄・調達

- ・調達の基本的な考え方
- ・市における備蓄・調達
- ・災害拠点病院・災害拠点連携病院・災害医療支援病院等における備蓄・調達

医療施設の基盤整備

- ・災害拠点病院等の指定
- ・緊急医療救護所の設置及び活動体制の整備

遺体の取扱い

- ・遺体収容所の設置に関する事前準備
- ・遺体収容所の事前指定・公表

地震直後の行動（応急対策）

発災後 72 時間以内

初動医療体制等

- ・医療情報の収集伝達
- ・初動医療体制
- ・負傷者等の搬送体制
- ・保健衛生体制
- ・市災害時医療救護本部の設置・運営

医薬品・医療資器材の確保

- ・医薬品・医療資器材の調達
- ・災害薬事センターの設置
- ・医療救護所への医薬品等の供給

医療施設の確保

- ・災害拠点病院等における医療救護活動
- ・緊急医療救護所の設置・医療救護活動

行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

- ・遺体取り扱いの流れ
- ・搜索・収容等
- ・検視・検案・身元確認等

地震後の行動（復旧対策）

発災後 1 週間目途

防疫

- ・防疫活動
- ・防疫用資材の備蓄・調達
- ・こころのケア

火葬

- ・火葬許可の特例
- ・火葬体制の確立
- ・広域火葬の実施
- ・身元不明遺体の取り扱い等
- ・必要帳票の整備

予防対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 初動医療体制等の整備	本部管理部 本部管理班 本部管理部 庶務班 災対健康福祉部 医療班 災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班	都福祉保健局
第2節 医薬品・医療資器材の備蓄・調達	本部管理部 本部管理班 災対健康福祉部 医療班	各関係機関
第3節 医療施設の基盤整備	災対健康福祉部 医療班	都福祉保健局
第4節 遺体の取扱い	災対教育部 遺体収容班 災対市民部 被災者対応班	

第1節 初動医療体制等の整備

【本部管理部 本部管理班、本部管理部 庶務班、災対健康福祉部 医療班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、都福祉保健局】

第1 情報連絡体制の確保

基本方針

- 首都直下地震等が発災した際において、市域や二次保健医療圏における被災状況や医療機関の活動状況等を把握するため、情報連絡体制の確保に努めていく。

1 市域における情報連絡体制

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 医療班】

- 災害発生直後において、初期医療救護活動を円滑に実施するために、武蔵野市災害医療コーディネーター、医療機関及び医療救護班等との情報連絡手段を確保する。
- 市の災害対策本部と離れた場所（武蔵野赤十字病院内）に武蔵野市災害時医療救護本部を設置するため、情報共有には特段の配慮が必要である。市災害対策本部との情報連絡を密にするため、MCA無線、都防災無線電話、無線FAX、専用線FAX、画像伝送システム等のほか、アナログ的手法の検討など、必要かつ十分な情報連絡手段の確保及び手順を検討する。
- 発災時における五師会及び消防・警察との連絡手段の確保を検討する。
- 上記の情報伝達手段の習熟及び手順の確立を目的に、定期的に情報連絡訓練を実施する。
- 各機関・団体は、当該機関・団体内の情報収集するための情報伝達手段（簡易業務用無線、PHS など）の確保を推進する。また、各機関・団体は、組織内部における情報連絡手順の確立を図る。

第6章 医療救護等対策
【予防対策】第1節 初動医療体制等の整備

- 関係機関に「通信の確実性」を確保するため、防災用MCA無線のほか、衛星携帯電話を配備し、情報連絡体制を充実させる。
- 防災用MCA無線・衛星携帯電話配備医療関係機関一覧（令和4年1月1日現在）

MCA無線	武蔵野赤十字病院※1 武蔵野市医師会 武蔵野市歯科医師会 武蔵野市薬剤師会 武蔵野市柔道整復師会 武蔵野市助産師会	武蔵野陽和会病院※2 吉祥寺南病院※ 森本病院 武蔵境病院 吉祥寺あさひ病院	吉方病院 小森病院 多摩府中保健所武蔵 野三鷹地域センター
	※1 武蔵野赤十字病院には市医療救護本部用、緊急医療救護所指揮所用を含む計3台を配備。 ※2 武蔵野陽和会病院及び吉祥寺南病院には緊急医療救護所指揮所用を含む計2台を配備。		
衛星携帯電話	武蔵野赤十字病院 武蔵野市医師会※3 多摩府中保健所	※3 平成24年7月から市は武蔵野市医師会に衛星携帯電話1台を貸与している。	

2 二次保健医療圏の情報連絡体制

【都福祉保健局】

- 都は、東京都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。
- 都は、二次保健医療圏を単位として地域災害医療連携会議を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心として、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。

第2 医療救護活動の確保

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 医療班】

基本方針

- 武蔵野赤十字病院に、武蔵野市災害時医療救護本部を設置し、病院支援体制を構築するとともに、武蔵野市災害医療コーディネーターを中心とした医療体制や災害時医療救護体制を具体的に検討し、医療救護活動の確保に努めていく。

1 武蔵野市災害時医療救護本部の設置

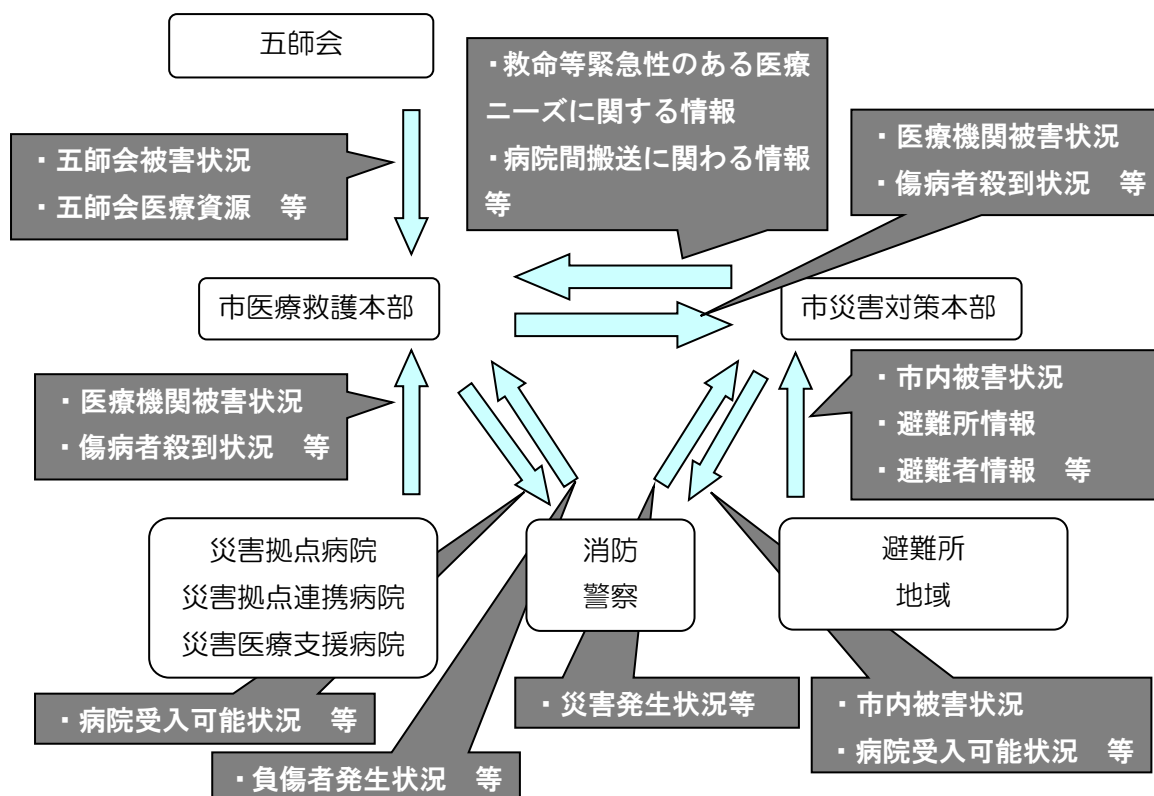
- 市は、災害時における市内の医療ニーズとそれに対する医療資源をリアルタイムで把握し、必要な人・物・情報を供給する役割を担う武蔵野市災害時医療救護本部を設置して、武蔵野

第6章 医療救護等対策

【予防対策】第1節 初動医療体制等の整備

- 市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。
- 武蔵野市災害時医療救護本部を武蔵野赤十字病院内に設置するものとし、院内の具体的な設置場所の検討を行う。
 - 市は、武蔵野市災害時医療救護本部の運営に必要な資器材（通信機器、ホワイトボード、地図など）の整備を行う。
 - 市内の被害状況や避難所情報、医療ニーズ、病院間搬送に関する情報等の流れは、以下【図表3-6-1 災害時における情報の流れイメージ図】を基本とし、今後武蔵野市災害時医療救護本部で必要とする情報内容の精査とともに、具体化する。
 - 多数の負傷者が発生し、救急車が足りなくなることが予想されるため、地域住民等の共助による搬送や患者等搬送事業者等代替搬送手段の確保に努める。
 - 医療機能を提供するための基盤となる医療機関の耐震化について、都と連携し、都の制度を活用して耐震化を進める。
 - 出産直前の妊婦や乳幼児とその母親、妊娠高血圧症候群等ハイリスクの妊婦に対する支援体制を構築する。
 - 災害時に武蔵野市災害時医療救護本部を円滑に運営するために、武蔵野市災害時医療救護本部運営訓練を年1回以上実施する。

【図表3-6-1 災害時における情報の流れイメージ図】



2 武蔵野市災害医療コーディネーターの指定

- 武蔵野市災害医療コーディネーターの選任にあたっては、災害発災後に長期間医療救護活

第6章 医療救護等対策
【予防対策】第1節 初動医療体制等の整備

動に従事する必要がある、また災害医療や地域医療の実情に精通した医師を任用することが望ましいため、武蔵野赤十字病院及び武蔵野市医師会から複数名選任する。

- 武蔵野市災害医療コーディネーターは主に下記の役割を担う。
 - ①市が医療救護活動等を統括・調整するために必要な医療情報を集約・一元化するとともに、医療救護活動等に関する医学的助言を行う。
 - ②平時においては、市の医療連携体制に関する医学的助言を行う。
 - ③武蔵野市災害時医療救護本部の中心的な役割を担うほか、東京都地域災害医療コーディネーターや圏域内の他市コーディネーター等関係機関との情報連絡体制を構築する。

3 看護師等受援体制の検討

- 発災直後から超急性期（～72 時間）までは特に、看護師等の医療従事者が不足することが想定されるため、事前に友好都市・災害協定締結自治体及び武蔵野市災害ボランティアセンター等から看護師等を武蔵野市災害時医療救護本部に受け入れる仕組みの検討を行う。

4 市民に対する武蔵野市災害時医療救護体制の周知

- 発災直後から超急性期（～72 時間）まで、被災状況等に応じて、災害拠点病院等に緊急医療救護所を設置することから、今後は市民に対し、発災により傷病者となった場合は、災害拠点病院等において医療処置を行う旨を周知する。
- 急性期から中長期（72 時間～3 か月以降）にかけて、市内診療所が順次再開していくことが想定されるため、最寄りのかかりつけ医療機関で医療処置を行うこと、避難所救護所において巡回診療や健康相談を行う旨を周知する。

【図表 3－6－2 武蔵野市の災害時医療救護体制】



5 災害関連死への対策

- 災害関連死への対策として、避難所救護所における巡回診療や、避難者の態様（高齢者、障害者、乳幼児とその母親等）に応じて避難スペースを振り分けるため、おもいやりルーム（福祉避難室）、福祉避難所等の活用を図る。
- 避難所救護所において、被災者の健康相談や衛生環境の改善、感染症対策等に対応するため、保健師等応援職員常駐の仕組みを検討する。

6 保健センターの防災機能の拡充

- 保健センターでは、震災時には災対健康福祉部医療班や歯科医師会、薬剤師会の活動拠点となるとともに、医薬品等の調達・仕分管理・供給を行う「災害薬事センター」も設置されるため、保健センターの増築及び大規模改修（複合施設整備を含む）に合わせて、市災害時医療救護本部や災害拠点病院などを補完する災害対策施設として、防災機能の拡充を図る。
- 円滑な災害活動及び優先継続業務が行えるよう非常用発電関連設備の機能強化や情報連絡設備の強化、備蓄倉庫の拡充などを行う。また、震災時には受援等も含め様々な用途のスペースが必要となるため、会議室やオープンスペースを最優先で防災対策に転用できる仕組みを事前に確立する。

第3 在宅療養者対策

【本部管理部 庶務班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対健康福祉部 医療班】

基本方針

- 人工呼吸器を使用している等在宅療養の方に対する支援の仕組みづくりを関係機関と連携しながら進めていく。
- 透析患者等に関し、都等と連携し、情報収集や支援要請など必要な調整を図る。
- 医療依存度の高い在宅療養者を支援する仕組みを検討する。

1 在宅人工呼吸器使用者への対応

- 市では、在宅人工呼吸器使用者を把握しているので、今後は、「災害時人工呼吸器使用者リスト」や「支援を依頼する連絡先リスト」等を作成する。
- 個別支援については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づく災害時個別支援計画を作成し、安否確認の手順や患者の避難、停電時の対応を定めるとともに、定期的な個別支援計画の見直しを行い、人工呼吸器使用者や支援者等の状況に応じた対応を行う。

2 透析患者等への対応

- 市は、日本透析医学会や都福祉保健局との連携により透析医療機関の被災状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する仕組みづくりを検討する。
- 市は、被災状況に応じ水、医薬品等の供給、患者搬送について関係機関と検討を進めるとともに、都と連携して他縣市への支援要請について必要な調整を図る。
- 市は、透析患者とその家族に対して、氏名や緊急連絡先、透析医療を受けるために必要なデータ等を記載した「災害時透析患者カード」の活用など、平時から災害への備えについて情報提供を行う。

3 医療依存度の高い在宅療養者への対応

- 市は、医療機関や訪問看護ステーション等関係機関と連携し、医療依存度の高い在宅療養者を支援する仕組みを検討する。検討にあたっては、災害時要援護者対策との整合を図る。また介護等のサービス提供事業所は、サービス提供時間帯あるいは事業所閉所時間帯に発災した場合であっても、行政等と連携して利用者への支援を行っていくことが求められる。また発災後はできる限り早く通常に近いサービス提供体制への復帰が求められることから、事業所BCPの作成も含め、平時からの災害対応の備えや行政等との連携について取組みを進めるよう働きかけていく。

4 感染症流行時の自宅療養者に対する対応

- 全体の方針と同様、在宅避難を最優先の選択肢とするが、必要な避難をためらわないよう対応していく。避難所においては、令和2年9月作成の「武蔵野市避難所運営の手引き（新型コロナウイルス感染症対策）」において、自宅療養者・濃厚接触者・発熱者等の対応を定めている。
- 感染症が流行している状況において、避難所は感染拡大の危険性が高まるリスクがあるため、平時より家庭内備蓄や在宅避難についての周知を行うとともに、都等と連携し、情報収集や支援要請など必要な調整を図る。

第4 慢性期医療対策・こころのケア等

【災対健康福祉部 医療班】

基本方針

- 避難所・福祉避難所への巡回診療を中心とした慢性期医療対策も含めた医療・福祉・地域の連携を検討するとともに、被災者や災害活動従事者に対するこころのケアチームの体制を検討する。
- 在宅生活を継続する慢性期医療患者の対策を推進するため、診療所・クリニック等の在宅診療医療機関の早期回復を図る。

- 避難所・福祉避難所への巡回診療を中心とした慢性期医療対策も含めた医療・福祉・地域の連携を検討する。

第6章 医療救護等対策

【予防対策】第1節 初動医療体制等の整備

- 被災者や災害活動従事者に対し、「一般の被災者」レベル、「見守り必要」レベル、「疾患」レベルの3段階に分けられるところのケアの特性に応じて、精神科医、臨床心理士、保健師等で編成されたところのケアチームの体制を検討する。
- 都担当部局、または精神保健福祉センターへのところのケアチーム派遣要請を視野に入れた情報記録用紙等の整備を検討する。
- 避難所や医療救護所への医療救護班の巡回診療等を円滑に実施するとともに、各避難所と関係機関をネットワークする避難所巡回バス（仮称）の仕組みを検討する。
- 在宅生活を継続する慢性期医療患者の対策を推進するため、診療所・クリニック等の在宅診療医療機関の早期回復を図る。
- 定期的に受診が必要な慢性疾患患者や、喘息やアレルギー疾患患者は、不測の事態に備え事前に主治医と相談し薬の確保等に努める。また発災後は平時の医療体制に回復するまで時間がかかるため、市民は、日頃から自分や家族の健康管理に努めるとともに、既往歴や現病歴、内服薬等の個人の医療情報を整え、非常時においても、より適切な医療が受けられるよう準備する。市は、このような平時からの備えについて市民啓発に努めるとともに、医療機関から処方される薬について記載する「おくすり手帳」の活用や、様々な関係機関への情報提供用紙の活用等、市民が自分の健康に関する情報を災害時医療に活用できる仕組みを検討する。
- 栄養・食生活に関する配慮が必要な人の支援について検討する。また、市外から栄養・食生活に関する物資や人材等の支援を受ける際の受援体制について検討する。

第5 災害時医療対策の見直し・充実

基本方針

- 災害医療現場におけるこれまでの教訓や、都における医療対策拠点等災害時医療対策の見直し等に伴い、本市における災害時医療対策の見直し・充実を図っていく。

1 三鷹・武蔵野災害医療救護対策連絡協議会の推進

【災対健康福祉部 医療班】

- 災害発生直後において、傷病者が武蔵野赤十字病院等に殺到することが想定される。災害時における災害拠点病院機能を維持するため、病院前の緊急医療救護所開設などによる病院支援体制を整備する必要がある。
- 本市を包括する北多摩南部保健医療圏において、都立多摩・小児総合医療センターに東京都地域災害医療コーディネーターが設置されており、本市災害医療コーディネーターと連絡調整を行うが、広域的な傷病者の搬送体制や全国からのDMAT（災害派遣医療チーム）など医療救護班の受援体制など検討する必要がある。
- 武蔵野・三鷹地域において、武蔵野市は武蔵野赤十字病院、三鷹市は杏林大学医学部付属病院を有し、当該病院や地域医師会等と災害時における連携・役割を確立する必要がある。
- そのため、平成24年12月に設置した「三鷹・武蔵野災害医療救護対策連絡協議会」において、主に下記の点について整理・明確化していく。
- 主な検討事項

第6章 医療救護等対策

【予防対策】第1節 初動医療体制等の整備

ア 急性期における病院支援体制について

災害発生直後には、傷病者が武蔵野赤十字病院等に殺到することが想定される。災害時における病院機能の低下を軽減するため、病院前の緊急医療救護所開設などによる病院支援体制の整備等を検討する。

イ 受援体制について

災害発生直後から、全国のDMATやJMAT等災害医療チームが被災地に派遣されてくることが予想される。指揮命令や各チームの調整などの受援体制を検討する。

ウ 武蔵野・三鷹地域における災害時医療連携について

武蔵野・三鷹地域において、武蔵野赤十字病院・杏林大学医学部付属病院を中心とした災害時医療連携について検討を進める。

- 協議会に参加している協議機関・団体（平成24年12月4日現在）

協議機関・団体一覧
武蔵野赤十字病院
杏林大学医学部付属病院
武蔵野市医師会
三鷹市医師会
多摩府中保健所
武蔵野市
三鷹市

2 東京都における災害時医療体制の概要

【都福祉保健局】

- 都は災害医療協議会を設置し、東京都災害医療コーディネーターの設置や医療対策拠点等の整備など災害時医療体制の見直しを行った。
- 都は、東京都災害医療コーディネーターが、都全域の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コーディネーター、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び市区町村などの関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。

【図表3-6-3 災害医療コーディネーター】

名 称	説 明
東京都災害医療 コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター
東京都地域災害医療 コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター
武蔵野市災害医療 コーディネーター	武蔵野市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、市が指定するコーディネーター

【図表 3－6－4 医療対策拠点等】

名 称	説 明
二次保健医療圏 医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の市区町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、市区町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

第6章 医療救護等対策

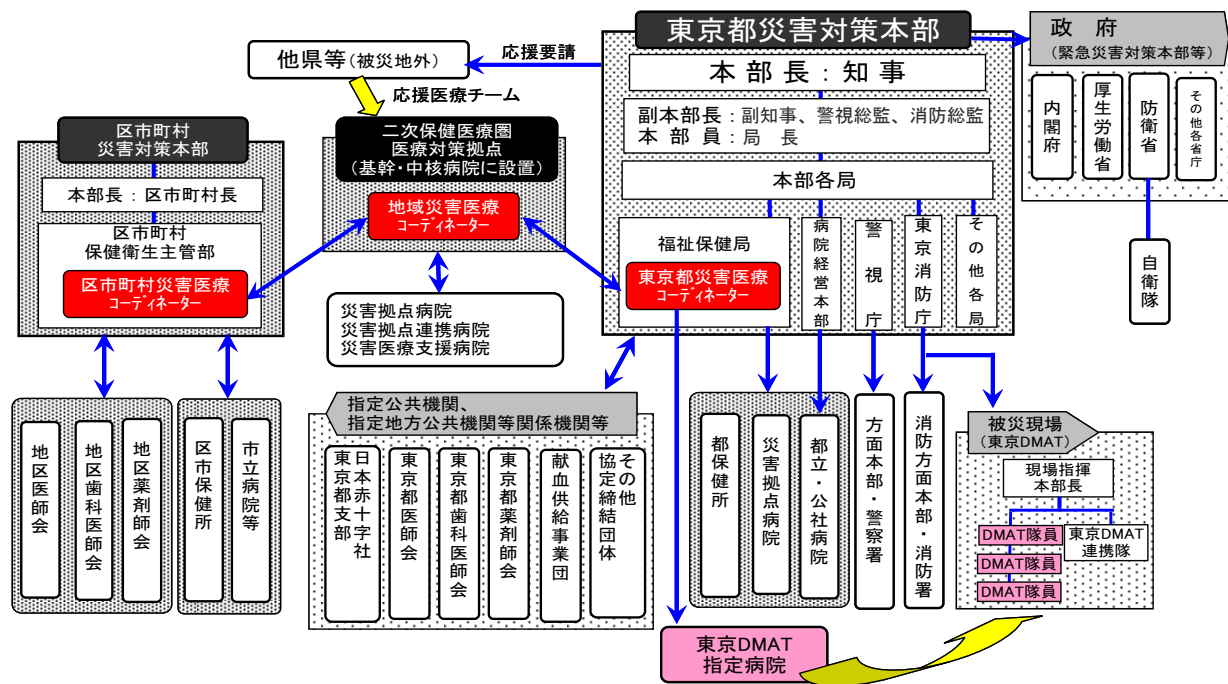
【予防対策】第1節 初動医療体制等の整備

【図表3-6-5 医療救護活動におけるフェーズ区分と主な活動】

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況
4	慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、ほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

区 分		主な活動内容
0	発災直後	○ 被害状況の収集・集約 ○ 東京DMATの出場 ○ 緊急医療救護所の運営 ○ 傷病者等の被災地域外への搬送
1	超急性期	○ 都医療救護班等の被災地域への派遣 ○ 他県DMATによる病院支援 ○ 医療救護所の運営 ○ 医薬品の供給
2	急性期	○ 他県医療救護班の受入れ ○ 避難者の定点・巡回診療
3	亜急性期	
4	慢性期	
5	中長期	

【図表3-6-6 発災直後の連携体制（イメージ）】



3 北多摩南部保健医療圏地域災害医療連携会議の推進

【災対健康福祉部 医療班】

- 平成23年12月26日に開催された東京都災害医療協議会において、首都直下型地震など大規模災害が発生した際の災害医療体制が検討され、地域の医療活動を統括・調整する地域災害医療コーディネーターの選任と地域の特性に応じた災害時における具体的な方策について議論する地域災害医療連携会議の創設が承認された。
- これに伴い武蔵野市を包括する北多摩南部保健医療圏（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市）において、地域災害医療コーディネーターを中心とした北多摩南部保健医療圏地域災害医療連携会議が平成25年1月25日に発足した。今後、地域の特性に応じた災害時における具体的な方策について検討を進める。

4 武蔵野市災害時医療救護本部の整備

【災対健康福祉部 医療班】

- 平成24年2月2日に武蔵野市医師会、武蔵野赤十字病院、武蔵野市等関係機関が武蔵野市災害時医療救護本部設置についての会議を開催し、災害時に武蔵野赤十字病院に武蔵野市災害医療救護本部を設置することを決定した。
- 平成25年度に四師会、武蔵野赤十字病院、学識経験者、福祉関係者、防災機関等で構成する武蔵野市災害時医療対策検討委員会を設置し、武蔵野市災害時医療救護本部の役割、組織等について一定の整理がなされた。
- 武蔵野市災害時医療救護本部の円滑な設置・運営に向けて、関係機関と個別具体的な検討を進める。

第2節 医薬品・医療資器材の備蓄・調達

【災対健康福祉部 医療班、本部管理部 本部管理班、各関係機関】

基本方針

- 医薬品・医療資器材を備蓄内容の見直し・充実を図るとともに、近隣薬局や卸売販売業者の災害時の協力協定に基づき、医薬品の調達方法等を具体化するなど、連携・協力しながら推進していく。

第1 調達の基本的な考え方

- 医薬品等の調達の基本的な考え方として、災害拠点病院等及び市は、発災直後から超急性期（～72 時間）の医薬品・医療資器材の備蓄に努めるとともに、急性期（72 時間以降）からは近隣薬局及び卸売販売業者から調達するものとする。

第2 市

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 医療班】

- 市は、避難所救護所となる6か所の小学校に、医薬品・医療資器材を備蓄しているが、適宜、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と協議し、備蓄内容の見直し・充実を図る。なお、備蓄量は発災直後から超急性期（～72 時間）で必要な量を目安とする。
- 市は、緊急医療救護所の医薬品備蓄を進める。また、医薬品の管理については、災害拠点病院等と協議する。
- 市は発災後速やかな医薬品調達のため、医療機関近隣薬局の協定に基づき、災害時に近隣薬局から最寄りの医療機関及び緊急医療救護所へ医薬品を供給する体制を確立する。
- 市は、発災直後から超急性期程度に必要となる特殊な医薬品等の備蓄に努める。
- 市は急性期（72 時間～）以降の医薬品調達のため、卸売販売業者との協定締結を進める。
- 薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所（状況に応じて複数箇所設置する）、災害薬事コーディネーターや運営方法、納入先及び搬送方法等具体的な活動内容について検討する。（卸売販売業者は、原則として、避難所救護所で使用する医薬品は直接各避難所救護所へ、その他の医薬品は市の災害薬事センターへ納品する。）

第3 災害拠点病院・災害拠点連携病院・災害医療支援病院等

【各関係機関】

- 災害拠点病院は、発災直後から超急性期（～72 時間）程度の医薬品等を備蓄する。
- 災害拠点病院等は、発災直後に必要と考えられる点滴、麻薬、衛生材料等医薬品・医療資器材の備蓄に努めることとし、市はその備蓄の支援を行う。
- 災害拠点連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時において

も診療を継続できるようBCP（事業継続計画）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。

第3節 医療施設の基盤整備

【災対健康福祉部 医療班、都福祉保健局】

1 災害拠点連携病院・災害医療支援病院の指定

- 災害拠点病院を除く救急告示を受けた病院、その他病院のうち都が指定する病院を災害拠点連携病院として位置づけて、主に中等症者や容態の安定した重症者の治療・収容を行う。発災時には必要に応じて、緊急医療救護所において病院前トリアージを行い、中等症者の受入機能を確保する。
- 災害拠点病院、災害拠点連携病院以外のすべての病院を、災害医療支援病院と位置づける。災害医療支援病院の具体的な役割は、次の（ア）～（ウ）に分類し、地域の実情を踏まえて、地域災害医療連携会議等において役割分担を定める。

（ア）専門医療を行う病院

災害時において、医療機能の維持が求められる小児医療、周産期医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、既存のネットワーク等の連携体制を活用して、災害時に不足する医療機能の確保に努める。

（イ）主に慢性疾患を担う病院

前「（ア）専門医療を担う病院」以外の病院は、慢性疾患対応や市地域防災計画に定める医療救護活動に努める。

（ウ）その他病院（救急告示病院のうち都から災害拠点連携病院に指定されていない病院）

主に中等症者や容態の安定した重症者の治療・収容を行う。

【図表3-6-7 市内における災害拠点連携病院・災害医療支援病院】

災害拠点連携病院	災害医療支援病院
吉祥寺南病院 武蔵野陽和会病院	（ア）専門医療を行う病院 吉祥寺あさひ病院（透析医療） （イ）主に慢性疾患を担う病院 小森病院 武蔵境病院 （ウ）その他病院 吉方病院

2 緊急医療救護所の整備

- 市は、都から災害拠点連携病院の指定を受けた吉祥寺南病院、武蔵野陽和会病院及び災害拠点病院である武蔵野赤十字病院の計3箇所緊急医療救護所を設置できる体制を構築する。
- 市は、「緊急医療救護所活動マニュアル」について、災害医療コーディネーターによる全体調整を図ったうえで整備する。

第6章 医療救護等対策

【予防対策】第4節 遺体の取扱い

- 災害拠点病院及び災害拠点連携病院は、市と協力し、緊急医療救護所設置場所（①病院敷地内②公園、公共用地等）を具体的に定め、緊急医療救護所開設・傷病者受入れ訓練を実施する。
- 訓練では、「緊急医療救護所活動マニュアル」の検証も行い必要に応じてマニュアルの更新を実施していく。
- 緊急医療救護所設置予定の災害拠点病院等には、あらかじめ必要な資器材（エアーテント等）を整備する。

図表 3－6－8 緊急医療救護所設置場所及び倉庫等

災害拠点（連携）病院	緊急医療救護所	医療資器材倉庫 資器材倉庫	医薬品備蓄薬局
武蔵野赤十字病院	武蔵野赤十字病院 前ロータリー	武蔵野赤十字病院内災 害救護備蓄倉庫	薬剤師会薬局
武蔵野陽和会病院	むさしの市民公園 （調整中）	武蔵野市役所防災倉庫	稲垣薬局北町店
吉祥寺南病院	吉祥寺南町コミュ ニティセンター （広場含む）	保健センター	そよ風薬局吉祥寺店

3 災害拠点病院における病院・消防機能の連携

- 武蔵野赤十字病院敷地内に、東京消防庁武蔵野消防署境出張所を併設することにより、都内で初となる「災害拠点病院における病院・消防機能の連携体制」を整備した。

第4節 遺体の取扱い

【災対教育部 遺体収容班、災対市民部 被災者対応班】

基本方針

- 首都直下地震等が発災した際、建物・ブロック塀等の倒壊や家具等の転倒により、死傷者が発生すると考えられる。行方不明者の搜索、遺体の収容、検視・検案等の各団体において、市及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

第1 遺体収容所の設置に関する事前準備

【災対教育部 遺体収容班】

- 遺体収容所の設置等に関し、次の事項について、あらかじめ関係機関と協議し、条件整備に努める。
 - ア 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
 - イ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項
 - ウ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項

エ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

第2 遺体収容所の事前指定・公表

【災対教育部 遺体収容班、災対市民部 被災者対応班】

- 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表する。
 - ア 屋内施設
 - イ 避難所や医療救護所（緊急医療救護所・避難所救護所）など他の用途と競合しない施設
 - ウ 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設
 - エ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。
- 市は、遺体収容所の設置等に関し、あらかじめ、関係機関と協議を行い、条件整備に努める。
- 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、一定の条件を満たすよう整備する。
- 遺体収容所の運営等に関する事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

【図表 3－6－9 市の遺体収容所指定施設】

施 設 名	所 在 地
武蔵野市民会館	境 2－3－7

応急対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 初動医療体制	災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班 災対健康福祉部 医療班 災対水道部 庶務班	都福祉保健局 東京 DMAT 武蔵野消防署 医師会 等 災害医療コーディネーター 保健所 透析医療機関 武蔵野三鷹獣医師会 東京都トラック協会多摩支部 第一地区武蔵野分会 (社)東京都個人タクシー協会 バス事業者
第2節 医薬品・医療資器材の確保	災対健康福祉部 医療班	都福祉保健局 東京 DMAT 武蔵野消防署 医師会等 災害薬事センター
第3節 医療施設の確保	災対健康福祉部 医療班	
第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	災対教育部 遺体収容班 災対市民部 被災者対応班	都福祉保健局 武蔵野警察署

第1節 初動医療体制等

【災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対健康福祉部 医療班、災対水道部 庶務班、関係機関等】

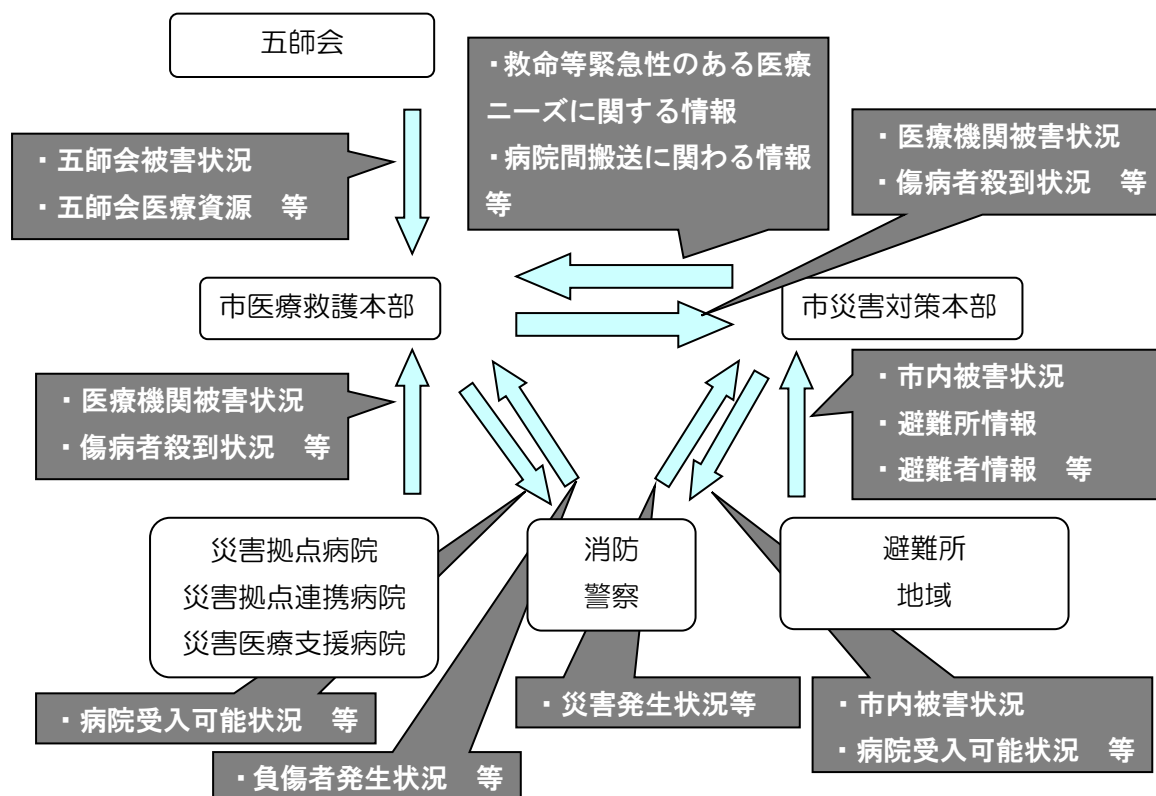
全体概要	発災直後(フェーズ0)	超急性期(フェーズ1)	急性期(フェーズ2)	亜急性期(フェーズ3)	慢性期(フェーズ4)	中長期(フェーズ5)
	発災～6時間まで	72時間まで	1週間程度まで	1か月程度まで	3か月程度まで	3か月程度以降
【被災状況】 傷病者等の状況	倒壊・火災・交通事故等により傷病者が多数発生	救助はれた外傷系の傷病者数が急増となる	救出救助活動が徐々に収束 外傷系の患者は急減	慢性疾患が悪化する患者の増加 精神的不安定者が徐々に増加	慢性疾患患者の状況が徐々に安定化	
	発症者が自力で病院や緊急医療機関等に搬送	災害拠点病院等の病床を臨時拡大して対応			避難者の減少とともに医療機関の増減が徐々に縮小 地域の医療機関、薬局等が徐々に再開	医療機関はほぼ閉鎖 平常診療体制に向けて医療体制が回復
【被災状況】 医療資源の状況	病院・緊急医療機関等で医療スタッフが不足	ライフライン機能低下、交通・通信の途絶等により医療提供の制約	ライフライン機能等が徐々に回復(医療提供機能も回復)			
		災害拠点病院、救命救急センター				
医療ニーズ	要介護者への対応ニーズ	人工透析患者、人工呼吸器を要する在宅患者等への対応ニーズ				
	災害発生直後による避難者の対応・治療 災害発生直後直前に発生した中核症以下の取組、治療 災害発生直後直前に発生した中核症以下の取組、治療 災害発生直後直前に発生した中核症以下の取組、治療	人工透析患者、人工呼吸器を要する在宅患者等への対応ニーズ				
必要とされる医療救護活動	東京DMATの出動・現場活動		他県DMAT等の参集・受入・配属・活動			
	緊急医療機関の設置・運営		避難所医療所の設置・運営(避難所避難者への巡回診療(健康相談・診療・服薬指導等)) 和医療機関等の派遣(緊急医療機関・医療機関等)			
				要介護者(人工透析患者、人工呼吸器を要する在宅患者等)への支援		
	主に外傷に対する医薬品・医療資器材			主に内科・精神科・その他慢性疾患に対する医薬品・医療資器材		
				慢性疾患治療、被災者、支援従事者等の健康増進(メンタルヘルスを含む)、公衆衛生的なニーズに対する医療救護活動		
				遺体の検視、検案、身元確認		

第1 医療情報の収集伝達

1 医療情報の収集伝達体制

機 関 名	活 動 内 容
市	○ 市は、武蔵野市災害時医療救護本部を設置し、医師会及び武蔵野市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害状況及び診療所、歯科診療所、薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報を共有（図表3-6-10）するとともに、圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。 ○ 医療救護所（緊急医療救護所・避難所救護所）の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知する。
都 福 祉 保 健 局	○ 東京都災害医療コーディネーターが中心となり、市区町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関が連携して被害状況及び医療機関の活動状況、他県からのDMAT・医療チームの派遣状況などの情報を一元的に収集する。 ○ 二次保健医療圏ごとに医療対策拠点を設置し、圏域内の被害状況や医療機関の活動状況等の情報を東京都地域災害医療コーディネーターに収集する。 ○ 収集した医療情報を市区町村等の関係機関に提供する。 ○ 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報を行う。 ○ 防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用して、医療機関との情報収集を行う。
医師会 歯科医師会 薬剤師会 柔道整復師会 助産師会	○ 被害状況及び活動状況を把握し、市へ報告する。
武蔵野赤十字病院 武蔵野陽和会病院 吉祥寺南病院	○ 被害状況及び活動状況を把握し、市へ報告する。

【図表3-6-10 災害時における情報の流れイメージ図】



2 市民への情報提供

- 市は、医療機関の被害状況及び活動状況等を収集し、関係機関に伝達するとともに、市民に広報する。
- 都は、収集した医療機関の被害状況及び活動状況等を市区町村等の関係機関に伝達するとともに、各種広報媒体や報道機関等を通じて都民に広報する。

第2 初動医療体制

1 初動期の医療救護活動

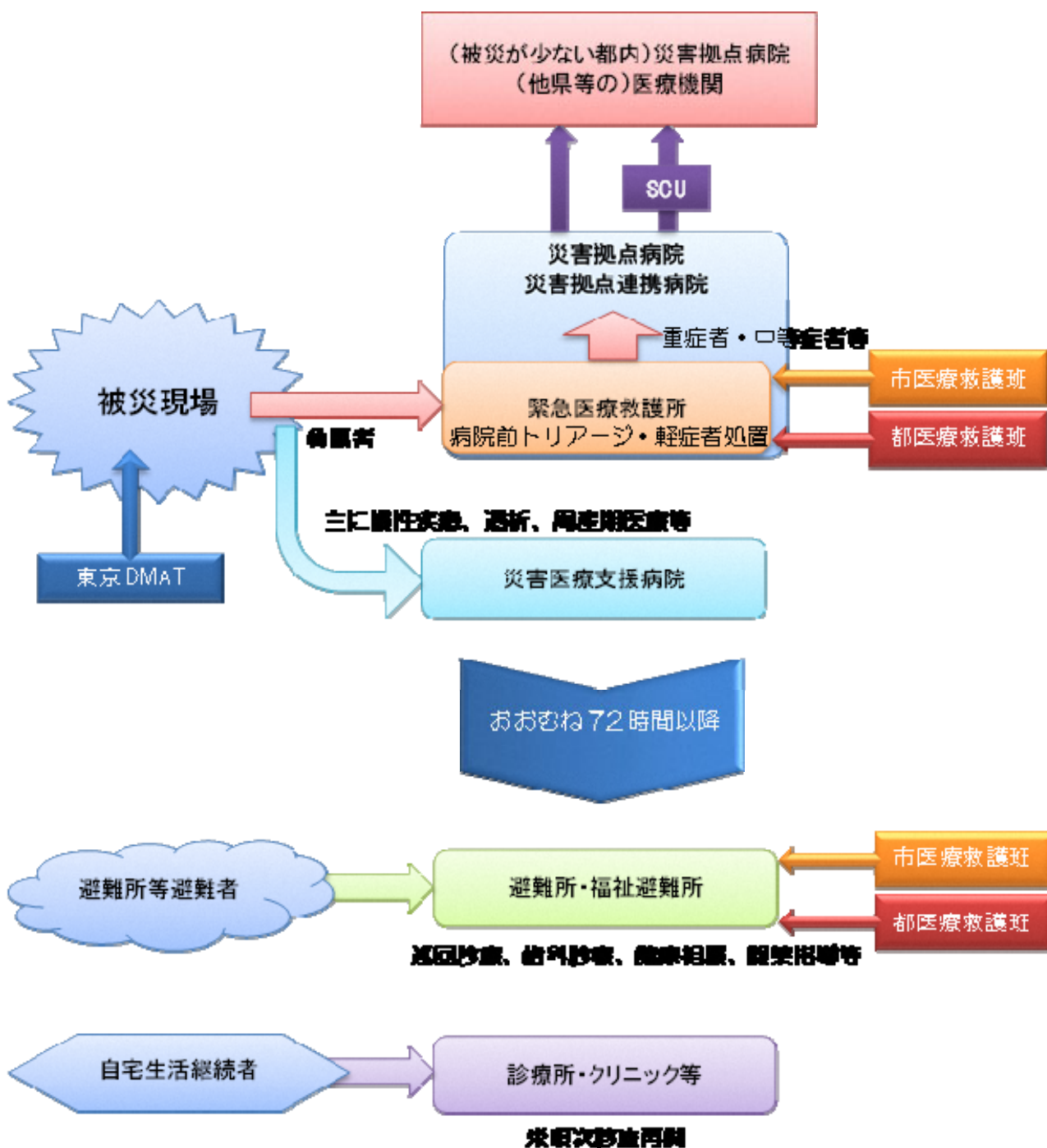
- 災害時における医療救護は、市が緊急医療救護所を設置し一次的に実施するが、医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都災害対策本部に対し、医療救護班の派遣を要請する。
- 武蔵野市災害医療コーディネーターは、市が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機関の対応を踏まえ、医療関連機関等の派遣や緊急医療救護所、医療機関の確保について市に対して医学的な助言を行う。また、東京都地域災害医療コーディネーターの活動を支援する。
- 市は、武蔵野赤十字病院に武蔵野市災害時医療救護本部を設置し、武蔵野市災害医療コーディネーターと連携し、初動医療活動にあたる。

第6章 医療救護等対策

【応急対策】第1節 初動医療体制等

- 発災直後に武蔵野市災害医療コーディネーターと連絡がとれない場合には、武蔵野赤十字病院及び武蔵野市医師会は武蔵野市災害医療コーディネーター以外の医師を武蔵野市災害医療コーディネーターの代理として選出する。市は、武蔵野市災害医療コーディネーターの代理の医師を速やかにコーディネーターに指名する。

【図表3-6-11 災害時医療救護の流れ】



- ※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。
- ※ SCU は、Staging Care Unit の略で、広域医療搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するにあたり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。

第6章 医療救護等対策

【応急対策】第1節 初動医療体制等

【図表3-6-12 医療救護所等の概要】

名 称	説 明
医療救護所 (緊急医療救護所・避難所救護所)	市が、市地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所
緊急医療救護所	市が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ(※)、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
避難所救護所	市が、主に急性期以降に、一部の避難所に設置・運営する救護所で、巡回する医師等により診察、歯科診療・口腔ケア、服薬指導、健康相談等を行う場所
医療救護本部	市が、発災直後から災害時における市内の医療ニーズとそれに対する医療資源をリアルタイムで把握し、必要な人・物・情報を供給し、急性期以降には、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

※ トリアージ

トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。

【図表3-6-13 緊急医療救護所設置場所及び倉庫等】

災害拠点(連携)病院	緊急医療救護所	医療資器材倉庫 資器材倉庫	医薬品備蓄薬局
武蔵野赤十字病院	武蔵野赤十字病院 前ロータリー	武蔵野赤十字病院内災 害救護備蓄倉庫	薬剤師会薬局
武蔵野陽和会病院	むさしの市民公園	武蔵野市役所防災倉庫	稲垣薬局北町店
吉祥寺南病院	吉祥寺南町コミュ ニティセンター駐 車場(仮)	保健センター	そよ風薬局吉祥寺店

【図表3-6-14 災害拠点病院等の概要】

指定区分	説 明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院)
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院 (救急告示を受けた病院等で都が指定する病院)
災害医療支援病院	専門医療、慢性疾患への対応、市区町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)

【図表3-6-15 災害拠点病院】

二次保健医療圏	施 設 名	所 在 地	病床数
北多摩南部	日本赤十字社武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-2 6-1	611
	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-2 0-1	1,153
	都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-2 9	1,350
	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町4-1 1-1	585

【図表3-6-16 市内における災害拠点連携病院】

施 設 名	所 在 地
吉祥寺南病院	吉祥寺南町3-1 4-4
武蔵野陽和会病院	緑町2-1-3 3

【図表3-6-17 市内における災害医療支援病院】

施 設 名	所 在 地	役 割
吉祥寺あさひ病院	吉祥寺本町1-3 0-1 2	透析医療
小森病院	関前3-3-1 5	慢性疾患
武蔵境病院	境1-1 8-6	慢性疾患
吉方病院	中町2-2-4	中等症者

第6章 医療救護等対策

【応急対策】第1節 初動医療体制等

(1) 初動期の活動内容

機 関 名	活 動 内 容
市	○ 災害時における医療救護を一次的に実施 ○ 武蔵野赤十字病院に武蔵野市災害時医療救護本部を設置 ○ 武蔵野市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整 ○ 避難所等に医療救護所を設置 ○ 災害拠点病院等の近接地に緊急医療救護所を設置・運営 ○ 急性期以降は、医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整 ○ 避難所等において定点・巡回診療を実施 ○ 自らの公的医療機関において医療救護を行うほか、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請 ○ 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都に対し応援を要請

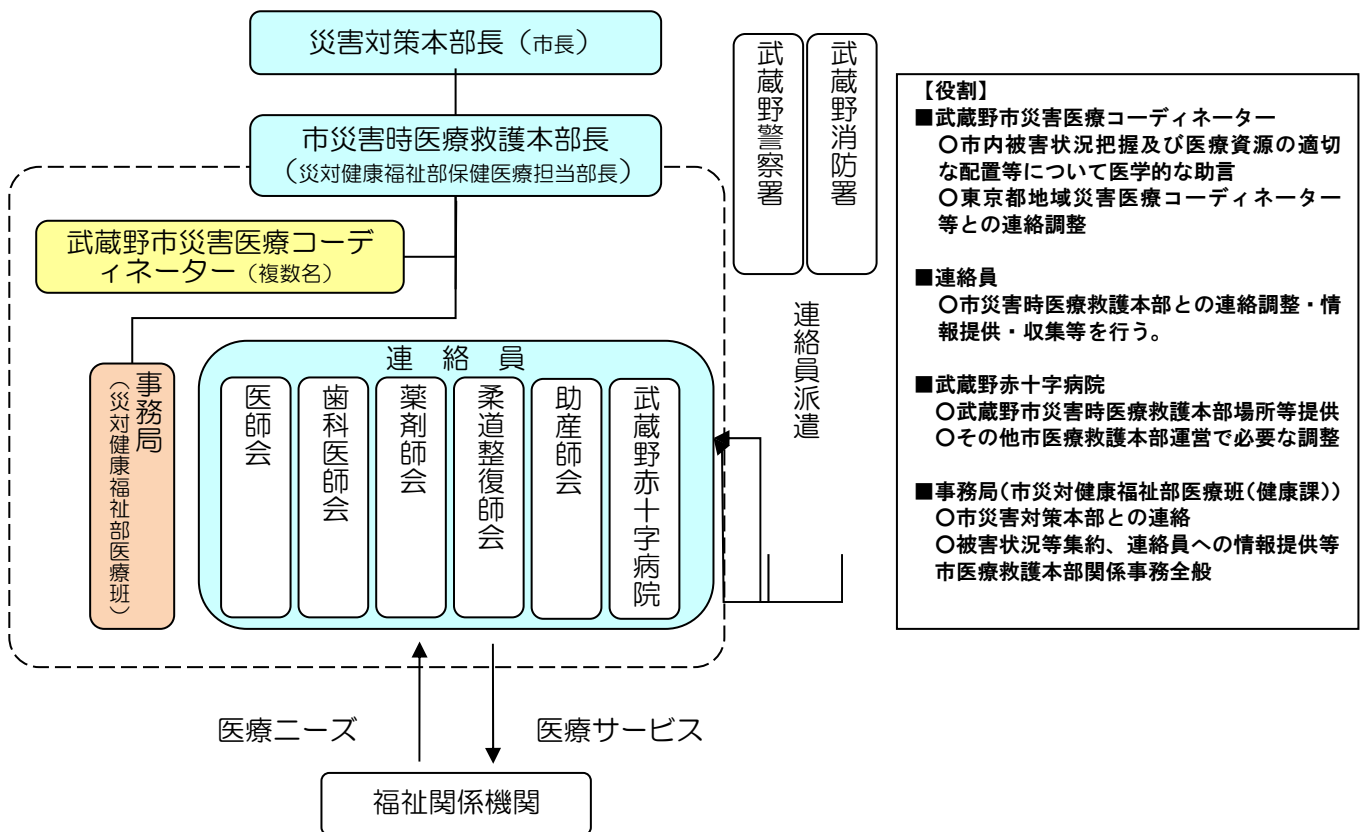
機 関 名	活 動 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整 ○ 東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整 ○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 ○ 災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京DMATを派遣 ○ 市区町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都が編成する都医療救護班等を派遣 ○ 都病院経営本部のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、緊急医療救護所等へ派遣 ○ 都保健所は、公衆衛生的見地から東京都地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援

(2) 武蔵野市災害時医療救護本部の活動

- 武蔵野市災害時医療救護本部の設置基準震度は、原則として、震度6弱以上とする。なお、震度6弱に満たない地震の場合であっても、市内で多数の傷病者が多数発生している等市医療救護本部が必要と認められる場合は、市医療救護本部を設置する。
- 武蔵野市災害時医療救護本部の本部長は、市災害対策本部災対健康福祉部保健医療担当部長が務める。

- 武蔵野市災害時医療救護本部の事務局は、市災害対策本部災対健康福祉部医療班（健康課）が務める。
- 武蔵野市災害時医療救護本部は、災害時における市内の医療ニーズとそれに対する医療資源をリアルタイムで把握し、必要な人・物・情報を供給する役割を担う。
- 武蔵野市災害時医療救護本部は、発災直後から武蔵野赤十字病院に設置するが、避難所における巡回診療、健康相談等の内科的ニーズの増加とともに、武蔵野市災害時医療救護本部を武蔵野赤十字病院以外の場所に移設することも検討する。
- 情報収集及び各機関連携のため、武蔵野市災害時医療救護本部に五師会、武蔵野赤十字病院及び消防・警察は連絡員を派遣する。必要に応じ福祉関係機関は連絡員を派遣することができる。
- 上記連絡員の体制については、一定時間経過後に交代要員に引き継げるよう、あらかじめ複数の要員を確保する。

【図表 3-6-18 武蔵野市災害時医療救護本部組織図】



(3) 武蔵野市災害医療コーディネーターの活動

- 市災害医療コーディネーターは、大規模災害時において、市災害時医療救護本部長の要請に基づき、武蔵野赤十字病院に設置する武蔵野市災害時医療救護本部に参集し、地域における次の職務に関する統括・調整を行うための医学的助言を行う。
 - ①医療救護班の活動に関すること
 - ②医療情報の収集提供に関すること
 - ③収容先医療機関の確保に関すること

第6章 医療救護等対策

【応急対策】第1節 初動医療体制等

④東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること

⑤その他医療救護に関すること

- 発災直後に武蔵野市災害医療コーディネーターと連絡がとれない場合には、武蔵野赤十字病院及び武蔵野市医師会は武蔵野市災害医療コーディネーター以外の医師を武蔵野市災害医療コーディネーターの代理として選出する。市は、武蔵野市災害医療コーディネーターの代理の医師を速やかにコーディネーターに指名する。

(4) 各医療機関の活動

- 災害拠点病院は、主に重症者の収容・治療を行う。
- 災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。
- 災害医療支援病院のうち、小児医療、周産期医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や医療救護活動を行う。
- 透析や産婦人科等の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として医療救護活動を行う。
- 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者について、災害拠点病院等に搬送して治療を行う。
- 医療救護所から搬送要請を受けた際には、搬送する医療機関を選定するとともに、搬送手段を確保し搬送機関に対し必要な指示を行う。

(5) 医療救護班の活動

ア 市医療救護班の派遣依頼

- 市は、武蔵野市災害医療コーディネーターの助言等により、災害時の医療救護の必要を判断した場合には、「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会・助産師会に対し医療救護班の派遣を要請する。
- 班の数は、災害の状況により武蔵野市災害時医療救護本部長とそれぞれの会長が協議して決定する。

【図表 3－6－19 市の医療救護班の編成】

区分	分助産 師会	構 成		
医 師 会	医 師	看 護 師	補助事務員	
		1	若 干 名	
歯 科 医 師 会	歯 科 医 師	歯科衛生士	補助事務員	
		1	若 干 名	
薬 剤 師 会	薬 剤 師	そ の 他	補助事務員	
		若 干 名	若 干 名	
柔道整復師会	柔道整復師	そ の 他	補助事務員	
		若 干 名	若 干 名	

助産師会	助産師	その他	補助事務員
	若干名	—	—

(注) 都及び市区町村は、医療救護班が医療救護活動に従事する際に着用する医療救護班用被服の統一的基準を定める。

基準：①医療救護の実施主体、②医療救護班の所属、③職種（赤：医師・歯科医師、緑：看護師・歯科衛生士・歯科技工士、青：薬剤師、白：臨床検査技師・放射線技師、紺：柔道整復師、ピンク：助産師、黄：事務）を示すこととする。

イ 都医療救護班等の活動

- 医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を中心とし、その後は、避難所等における医療救護所を中心とする。

【図表 3－6－20 都医療救護班等の活動内容】

区 分	内 容
都 医 療 救 護 班	○ 傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ○ 助産救護 ○ 死亡の確認 ○ 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。
都 歯 科 医 療 救 護 班	○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ○ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
都 薬 剤 師 班	○ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 ○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力

<都医療救護班等の編成>

- 都は、都病院経営本部のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣する。
- 都医療救護班は、原則として、搬送手段を自ら確保して出動する。搬送手段を自ら確保することが不可能な場合、都に要請する。
- 都医療救護班（計211班）
 - (ア) 都立・公社病院※ 26班(医師1名、看護師1名、事務その他1名)
 - (イ) 都医師会 92班(医師1名、看護師1名、事務その他1名)

第6章 医療救護等対策

【応急対策】第1節 初動医療体制等

- (ウ) 日赤東京都支部 32班(医師1名、看護師3名、事務その他2名)
- (エ) 災害拠点病院 61班(医師1名、看護師1名、事務その他1名)
- 都歯科医療救護班：都歯科医師会 110班(55地区各2班)
(歯科医師1名、歯科衛生士又は歯科技工士1名、事務その他1名)
- 都薬剤師班：都薬剤師会 200班(薬剤師3名で1班)
※ 公社：公益財団法人東京都保健医療公社

(6) その他関係機関による広域的な活動

ア 東京都(地域)災害医療コーディネーターの活動

- 東京都災害医療コーディネーターは、都が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機関の対応状況を踏まえ、東京DMAT、医療救護班等の派遣や医療救護所、医療機関の確保等について都に対して医学的な助言を行う。
- 東京都地域災害医療コーディネーターは、二次保健医療圏内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、東京都災害医療コーディネーターに必要な支援を要請する。

イ 東京DMATの活動

- 東京DMATの出場に当たっては、東京消防庁との連携によることとし、「東京DMAT運営要綱」に基づき活動する。
- 災害発生直後からおおむね72時間後までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京DMATを派遣する。
- 都は、東京DMATチームが効果的な活動を行えるよう、東京DMAT指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。
- 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な指定病院及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、福祉保健局、病院経営本部、東京消防庁と協議の上、決定する。決定に際しては、東京都災害医療コーディネーターに助言を求めることができる。
- 都は、災害現場の東京DMATチームとの連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京DMATに対し、医療資器材等の支援を行う。
- 他県からの応援DMATの受入れに当たっては厚生労働省(DMAT事務局)と調整する。
- 他県からの応援DMAT及び応援医療救護班の活動状況等について、派遣した当該他県市等へ情報提供する。

ウ dERU(デルー：国内型緊急対応ユニット(※))による活動

- 日赤医療救護班は、デルーを被災地域へ迅速に搬入・開設し、積極的に医療救護活動を行う。

※ dERU(domestic Emergency Response Unit)

日本赤十字社の緊急仮設診療所設備(大型テント、医療資機材)とそれを輸送する車両(3.5t)及び訓練された要員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムの総称(東京に2基、その他全国に8基)。

2 市内医療救護活動

- 市は、武蔵野赤十字病院に武蔵野市災害時医療救護本部を設置し、武蔵野市災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会・助産師会の協力を得て、医療救護活動を行う。
- 武蔵野赤十字病院等の医療機関に傷病者が殺到することも予想されるため、災害拠点病院等の前の緊急医療救護所開設などによる病院支援を実施する。
- 市の対応能力のみでは十分でない認められるときは、東京都地域災害医療コーディネーター及びその他関係機関（近隣市区、都等）に協力を要請するものとする。
- 災害の状況により、医師会等が緊急を要すると判断し、要請を待たずに医療救護活動を実施した場合については、初動後直ちに市に報告する。報告があったものについては、市の要請があったものとして対応する。

(1) 機関別活動内容

ア 医師会

- 市から医療救護班の派遣要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、市が実施する医療活動に積極的に協力する。
- 震度6弱以上の地震があった場合には、まず医師会5地区の診療所の医師や看護師等は、あらかじめ指定された災害拠点病院等に参集し、緊急医療救護所設置や市内他地区の災害拠点病院等へ応援など市医療救護本部の指示に従う。
- 災害拠点病院等に参集した結果、緊急医療救護所の設置の必要性がないと市医療救護本部が判断した場合は、診療所に戻り、可能な限り診療継続する。

(協定第8（災害時の医療救護活動についての協定書）)

(ア) 活動場所

市が設置する避難所又は災害現場等の救護所において医療救護活動を実施する。

(イ) 医療救護活動マニュアル

「武蔵野市緊急医療救護所活動マニュアル」を基本として医療救護活動を行い、本マニュアルに記載のない事項については、都が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」を準用する。

(ウ) 応援医療救護班の受入れ

ボランティアの医療従事者等の受入れを円滑に実施するため、要請・受入れシステムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保する。

(エ) 活動内容

- ・ 傷病者に対する応急処置
- ・ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ・ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- ・ 助産救護
- ・ 死亡の確認

以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。

(オ) 指揮命令

医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、原則として医師会長

が行うものとする。

イ 歯科医師会

- 市から歯科医療救護班の派遣要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、市が実施する医療活動に積極的に協力する。
- 歯科医師会は、武蔵野市災害時医療救護本部へ連絡兼歯科医師コーディネーターを派遣する（医療救護活動と身元確認作業の担当各2名を歯科医師コーディネーターとする。）。
- 歯科医師会の災害救助委員会メンバー及び理事会役員は可能な限り歯科医師会館に参集し災害対策本部を設置する。
- 発災直後から超急性期程度まで、武蔵野市災害時医療救護本部の要請により必要があると認められる場合は、歯科医療救護班を緊急医療救護所と武蔵野赤十字病院（口腔外科）に派遣する。
- 急性期以降、避難所救護所等での歯科治療活動が必要であると市医療救護本部長が判断した場合は、歯科診療所の歯科医師や歯科衛生士による歯科診療チームを編成し、保健センターに備蓄している資器材を活用して巡回治療を行う。

（協定第9（災害時における歯科医師会の協力に関する協定書））

（ア） 活動場所

保健センターを歯科治療の活動拠点とし、市が必要と認めた医療救護所において、医師会との密接な連携のもとに医療救護活動を実施する。

（イ） 災害時歯科医療救護活動マニュアル

多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動は、都が策定した「災害時歯科医療救護活動マニュアル」を準用する。

（ウ） 応援医療救護班の受入れ

ボランティアの歯科医療従事者等の受入れを円滑に実施するため、要請・受入れシステムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保する。

（エ） 活動内容

- ・ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- ・ 後方医療施設への転送の要否及び検視・検案に際しての法歯学上の協力
- ・ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導

（オ） 指揮命令

歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、原則として歯科医師会長が行うものとする。

ウ 薬剤師会

- 市から薬剤師の派遣要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を編成し、市が実施する医療活動等に積極的に協力する。
- 薬剤師会は、薬剤関係全体を総括する連絡員を武蔵野市災害時医療救護本部に派遣する。

- 薬剤師会は、市と連携して、避難所救護所への医薬品等の供給拠点となる「災害薬事センター」を発災後すみやかに保健センターに設置する。
- 災害拠点病院等において緊急医療救護所が設置され、緊急医療救護所内に調剤所が必要となった場合を想定し、薬剤師が緊急医療救護所に参集する体制を構築する。
- 薬剤師会は、発災直後から超急性期程度まで、災害拠点病院等や緊急医療救護所・避難所救護所等で医薬品が不足した場合、可能な限り市内の薬局から医薬品の供給を行う。
- 薬剤師会は、原則として急性期以降に避難所救護所が開設された際に、避難所救護所を巡回し、服薬指導等を行う。

(協定第10 (災害時の救護活動についての協定書))

(ア) 活動場所

市が必要と認めた避難所又は災害現場等の救護所、医薬品の集積場所において、医師会等との密接な連携のもとに医療救護活動を実施する。

(イ) 活動内容

- ・ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- ・ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

(ウ) 薬剤師班活動マニュアル

薬剤師班の役割、医薬品の供給等について、都が策定した「災害時における薬剤師班活動マニュアル」を準用する。

(エ) 指揮命令

薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、原則として薬剤師会から選任される災害薬事コーディネーターが行うものとする。

(オ) 災害薬事コーディネーターの業務

災害薬事コーディネーターは、災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する以下の調整を行う。

- ①医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品の受給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等。
- ②薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等。
- ③薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等。

エ 柔道整復師会

- 市から協力要請を受けた場合は、市及び関係機関が実施する救護活動等に協力するものとする。
- 震度6弱以上の地震があった場合には、柔道整復師は平常の診療を一旦中止し、災害拠点病院等に参集する。
- 柔道整復師会は、武蔵野市災害時医療救護本部に連絡員を派遣する。
- 発災後、診療所等の安全が確認された場合には、診療を再開する。

(協定第11 (災害時における柔道整復師会の協力に関する協定書))

(ア) 協力内容

第6章 医療救護等対策

【応急対策】第1節 初動医療体制等

- ・ 傷病者に対する応急救護
- ・ 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

オ 助産師会

- 市から協力要請を受けた場合は、市及び関係機関が実施する救護活動等に協力するものとする
- 助産師会は、災害拠点病院等に助産師を派遣し、傷病者に対する応急救護を実施する。
- 助産師会は、医療救護所等を巡回し、妊産婦及び乳児に対する心身両面のケアの支援を行う。

(2) 医療救護所(緊急医療救護所及び避難所救護所)の設置等

- 市医療救護本部長は、発災時には、災害の状況や傷病者の発生状況、病院機能の残存能力、五師会のサポート状況を勘案しながら市災害医療コーディネーターの助言に基づき、発災直後から必要に応じて武蔵野赤十字病院、吉祥寺南病院、武蔵野陽和会病院に緊急医療救護所を開設し、運営を行う。
- 医療救護班は、市が設置した医療救護所（緊急医療救護所及び避難所救護所）において医療救護活動を実施する。
- 市は、原則として急性期以降、境南小、桜野小、第五小、大野田小、第一小、第三小の6避難所に避難所救護所を設置する。
- 避難所救護所を設置しない避難所及び福祉避難所には、避難所救護所から巡回する医師等により診療、歯科診療・口腔ケア、服薬指導、健康相談等を行う。
- 災害規模や医療機関の空白地域など地理的条件等によっては、発災直後から避難所救護所設置や、避難所への巡回診療も考慮する。

(3) 連絡調整

- 医療救護活動に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、武蔵野市災害医療コーディネーターの助言を受け、市が行うものとする。

(4) 医療救護態勢の充実強化

- 医療救護所の施設管理者並びに医療救護活動を実施する市、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、助産師会及び消防署における総合的な実動訓練を実施して、医療救護体制の強化と医療救護所としての機能を確保する。

(5) 武蔵野消防署の支援

- 武蔵野消防署は、医療救護所から救護活動に関する要請があった場合には、可能な範囲で車両を派遣し、支援する。
 - ア 傷病者の収容先医療機関の選定
 - イ 後方医療施設への搬送
 - ウ 傷病者への応急処置

第3 負傷者等の搬送体制

1 負傷者の搬送

- 負傷者等のうち災害拠点病院等に収容する必要がある者が発生した場合は、災害時医療救護本部長を通じて、市長又は都知事に搬送を要請する。

(1) 搬送体制

- 原則として、被災現場から医療救護所までは、市において対応し、医療救護所から他の災害拠点病院等までは、都及び市において対応する。
- 搬送体制は、市所有の車両やレモンキャブ等を活用するほか、特に発災直後等において公共の体制だけでは不十分であるため、地域住民等の共助による搬送や患者等搬送事業者等を活用する。
- 消防署長は、市等から搬送の要請があった場合は、可能な範囲であらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入れ体制を確認して搬送する。

(2) 搬送の方法

- 都は、都災害医療コーディネーターの助言を受けて、市災害対策本部及び警察・消防・自衛隊その他搬送関係団体と連携して、搬送手段を確保する。
- 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都福祉保健局及び市が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプターにより行う。
- 都本部に集まる道路啓開情報並びに警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報を始めとした道路交通情報を効果的に活用し、搬送路を決定する。

2 医療スタッフの搬送

- 市が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送については、原則として市が対応する。
- 都が派遣する都医療救護班等の搬送は、都が対応する。

第4 保健衛生体制

- 避難所等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

1 保健所の役割

- 発災直後から、職員を災害拠点中核病院に派遣し、東京都地域災害医療コーディネーターを支援するとともに、圏域内の被害状況や保健医療情報等の収集提供を行う。
- 災害時には、市、関係団体、被災住民等に対して、保健衛生に関する情報を速やかに収集・提供する。
- 市が避難所等で行う健康相談等の保健活動、感染症予防等の防疫活動を支援する。
- 避難所等における感染症集団発生時の感染拡大防止対策の実施、入院対応が必要な感染症患者の入院先の確保等を行う。
- 食品衛生指導班・環境衛生指導班を編成し、避難所等における食品の安全確保、飲料水の安全等環境衛生の確保を図る。

2 保健活動

(1) 保健活動班の編成

- 市は、巡回健康相談等を行うため、医療救護班との連携のもと保健活動班（災対健康福祉部）を編成して避難所等に派遣する。
- 市保健活動班は、市職員及び防災ボランティア等のうち保健師・助産師・看護師・栄養士、その他必要な職種によって編成する。
- 市の編成で不足する場合は、都を通じて他縣市等からの応援を要請するとともに、応援班の受入調整を行う。

(2) 保健活動班の活動内容

- 保健活動班は、医療救護班と連携し、次の保健活動を行う。
 - (1) 避難所における健康相談
 - (2) 地域における巡回健康相談
 - (3) その他必要な保健活動

3 こころのケア

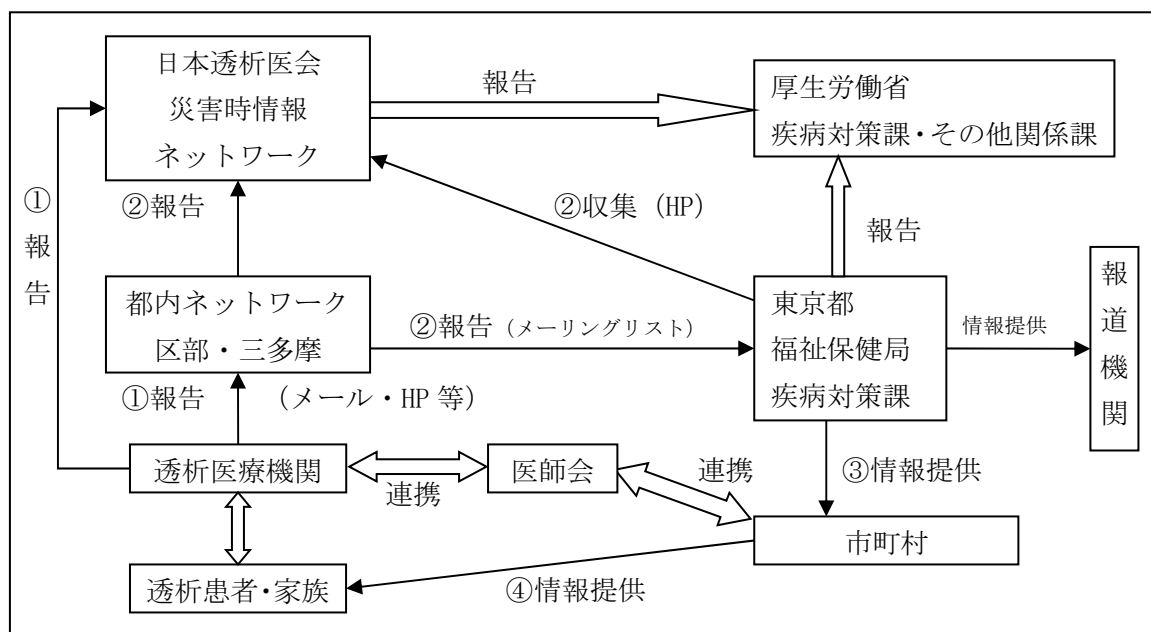
- 被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。また、被災者のみならず、災害活動従事者の心身の健康もストレスにより触まれる。このため、被災住民や災害活動従事者に対するこころのケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。
- 市では、一般の医療救護体制とは別に、保健活動班を編成し、精神疾患患者及び心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に据えたこころのケアチームの体制の整備を図るとともに、「一般の被災者」レベル、「見守り必要」レベル、「疾患」レベルの3段階に分けられるこころのケアの特性に応じて、被災住民や災害活動従事者に対する相談を行う。
- こころのケアチームは精神科医、臨床心理士、保健師等で編成し、医療救護班や都外等から派遣された医療チームと連携し必要に応じて避難所巡回バス（仮称）等で巡回診療を行う。

4 透析患者等への対応

- 慢性腎不全患者の多くは、1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。
- 市は、医師会等関係機関を通じて市内医療機関の被災情報等を把握するとともに、東京都福祉保健局からの情報をもとに、透析患者への情報提供を行う。
- 市は、被災状況に応じ水、医薬品等の供給、患者搬送について関係機関と検討を進めるとともに、都と連携して他縣市への支援要請について必要な調整を図る。
- 市は、都が作成した「災害時における透析医療活動マニュアル」に基づき、透析医療の確保に努める。
- 市は、患者の搬送や医師会等関係機関との連携により透析可能な施設の情報提供を行うなどの体制を確立する。

- (1) 市は、都、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災状況、透析医療の可否について情報を収集する。
- (2) 市は、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。
- (3) 市は、透析医療機関からの要請に応じ、水の供給、あるいは電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

【図表3-6-21 透析患者の災害時透析医療情報の流れ】



5 在宅人工呼吸器使用者への対応

- 市（「災害時個別支援計画」で定めた安否確認を行う機関）は「災害時人工呼吸器使用者リスト」や「支援を依頼する連絡先リスト」を基に在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
- 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- 在宅療養の継続や避難等の際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

6 医療依存度の高い在宅療養者への対応

- 市は、医療機関や訪問看護ステーション等関係機関と連携し、医療依存度の高い在宅療養者を支援する。
- 介護等のサービス提供事業所は、行政等と連携し利用者へ支援を行う。

7 水・食品の安全確保

(1) 飲料水の安全確保

【災対水道部 庶務班】

- 震災時には、配水管の損傷等による断水のため、市は運搬給水、非常災害用給水施設等による拠点給水を迅速に行う。

(2) 食品の安全確保

- 震災時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等により食料品の腐敗、汚染等の発生が予想される。
- 市は、都が編成する食品衛生指導班と連携して、食品の安全確保を図る。食品衛生指導班の活動内容
 - ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
 - イ 食品集積所の衛生確保
 - ウ 避難所の食品衛生指導
 - エ 仮設店舗等の衛生指導
 - オ その他食料品に起因する危害発生の防止

(3) 避難所の食品衛生指導

- 避難所における食中毒の発生を防止するため、市は都と連携し、次の点に留意して、避難所住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
 - ア 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
 - イ 食品の品質、日付管理等の徹底
 - ウ 手洗いの励行
 - エ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
 - オ 残飯、廃棄物等の適性処理の徹底
 - カ 情報提供

8 避難所の衛生管理

- 市は、住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握し、避難所における衛生管理として、土足禁止区域・喫煙（分煙）区域、動物飼育・乳幼児及び妊産婦滞在区域の設定、避難住民の生活環境上必要な物品の確保、避難住民間のプライバシーの確保及びゴミの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。

9 公衆浴場等の確保

- 被災規模が大きく、特にライフラインの復旧が長期に及び、水、ガスが復旧しないときは、必要に応じて次のとおり入浴施設の確保対策を講じる。
- 市は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。
(協定第 37（災害時における公衆浴場の協力に関する協定書）)

【図表 3－6－22 市内公衆浴場一覧（令和 4 年 6 月 1 日現在）】

浴 場 名	所 在 地
境 南 浴 場	境南町 3－1 1－8

(1) 公衆浴場の再開支援

- 公衆浴場の再開を要請し、必要な支援を行い、入浴環境を確保する。
- なお、浴場の再開広報等にも努める。

(2) 仮設入浴施設等の設置

- 公衆浴場の再開支援によってもなおかつ入浴施設が不足するときは、避難所等に仮設入浴施設等を設置する。

(3) 自衛隊による支援

- スペース等の条件が整う場所において、自衛隊が保有する野営用風呂施設により入浴支援を受ける。

(4) その他施設の利用

- スポーツ施設等の入浴施設の一般開放を要請するとともに、プール等の転用も検討する。

第2節 医薬品・医療資器材の確保

【災対健康福祉部 医療班、都福祉保健局、東京 DMAT、武蔵野消防署、医師会等、災害薬事センター】

- 医薬品等の調達の基本的な考え方として、災害拠点病院等及び市は、発災直後から超急性期（～72時間）の医薬品・医療資器材の備蓄に努めるとともに、急性期（72時間以降）からは近隣薬局及び卸売販売業者から調達するものとする。
- 災害拠点病院等及び市備蓄医薬品等で不足をきたす場合に、市は、薬剤師会に協力を要請して近隣薬局から調達し、それでも不足する場合には都に対し要請する。
- 医療救護班が使用する医薬品等の備蓄量は発災直後から超急性期（～72時間）の分とし、それ以降は災害薬事センターの設置による医薬品卸売販売業者を中心とした供給体制を確保する。

第1 医薬品・医療資器材の調達

1 市

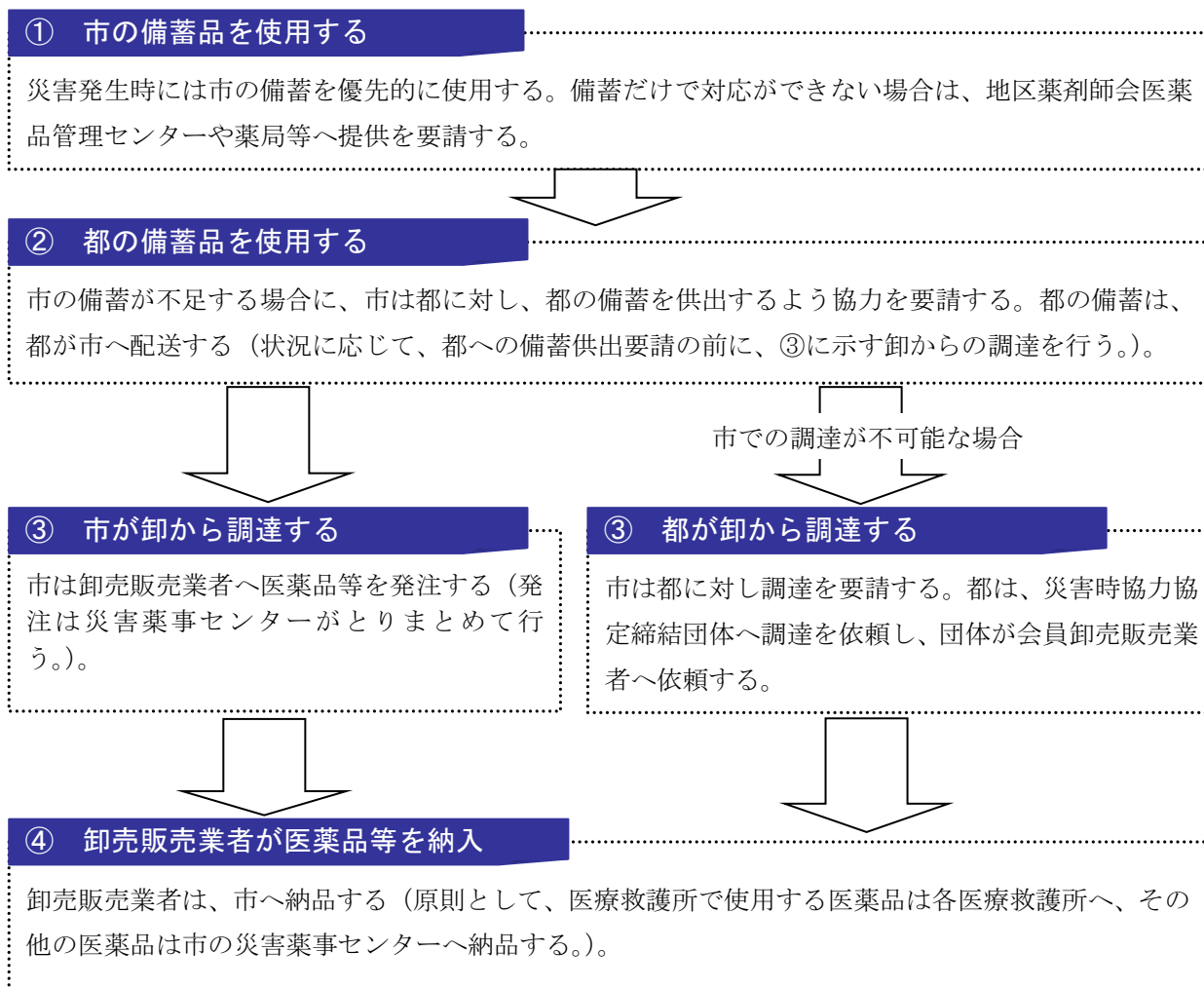
- 薬剤師会と連携して、薬剤師活動や緊急医療救護所・避難所救護所への医薬品等の発注・供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やか（おおむね発災後2日以内）に保健センターに設置し、都へ設置場所等を連絡する。設置に当たっては、薬剤師会へ薬剤師班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、都へ薬剤師班の応援派遣要請を行う。
- 五師会と協議の上、医療救護所や避難所等において、発災直後は市の備蓄を使用する。不足する場合は、薬剤師会と協議の上、薬剤師会医薬品管理センターや近隣薬局等へ提供を要請する。それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力をお願いする。都の備蓄は、都が市へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に以下に示す卸売販売業者からの調達を行う）。

第6章 医療救護等対策

【応急対策】第2節 医薬品・医療資器材の確保

- 備蓄及び薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都福祉保健局へ調達を要請する。
- 災害薬事センターは、超急性期程度まで、災害拠点病院等周辺の「近隣薬局」の医薬品在庫を活用し、急性期以降は、医薬品卸売販売業者を中心に医薬品を調達する。

【図表3-6-23 市が使用する医薬品等の調達手順】



2 医薬品等の卸売販売業者、災害時協力協定締結団体

- 都と協働し早期に機能を復旧させ、都や市からの要請に基づき、医薬品等を供給する。また、東京都災害医療コーディネーターや東京都地域災害医療コーディネーターの情報収集に協力する。

3 災害拠点病院

- 災害拠点病院が使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に各医療機関において医薬品等の卸売販売業者から購入する。卸売販売業者が復旧し適切に供給されるまでは、備蓄している医薬品等を使用する。

4 災害拠点連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所・薬局

- 病院、診療所、歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。

第2 災害薬事センターの設置

1 災害薬事センターの役割

- 「災害薬事センター」は、薬剤師班の活動拠点であり、また、被災地内における医薬品、医療器具、衛生材料等の供給拠点として、医薬品等に関する情報の収集及び発信を行うとともに、卸売販売業者などからの医薬品等の受入れ、仕分及び管理を行い、各医療救護所や医療機関からの要請に基づき、医薬品等を迅速に供給する。

2 設置場所

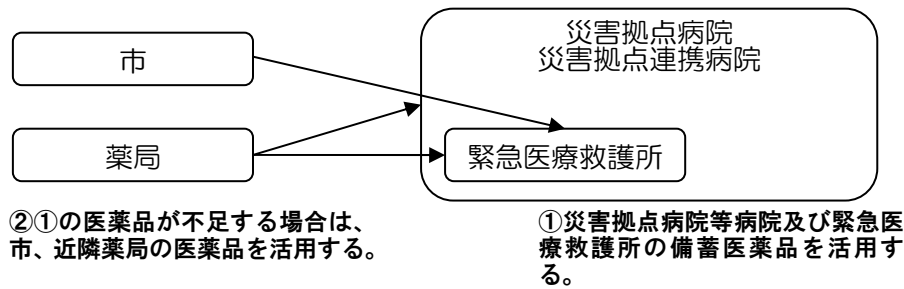
施設名	所在地
武蔵野市立保健センター	吉祥寺北町4-8-10

*上記の施設が使用できない場合は、体育館等のオープンスペースを確保する。

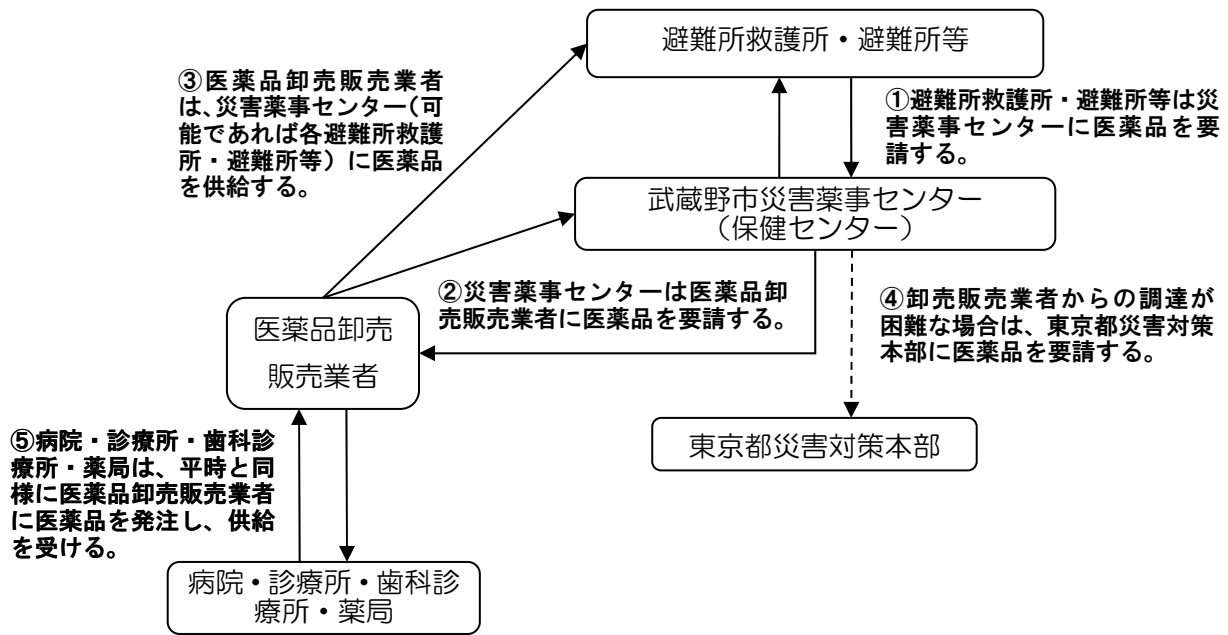
第6章 医療救護等対策
【応急対策】第2節 医薬品・医療資器材の確保

【図表3-6-24 医薬品調達の流れ】

《発災直後から超急性期（～72時間）程度》



《急性期（72時間～）程度以降》



卸売販売業者への医薬品等の発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

（避難所救護所）

発注：市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が各避難所救護所へ直接納品

（その他施設）

発注：市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

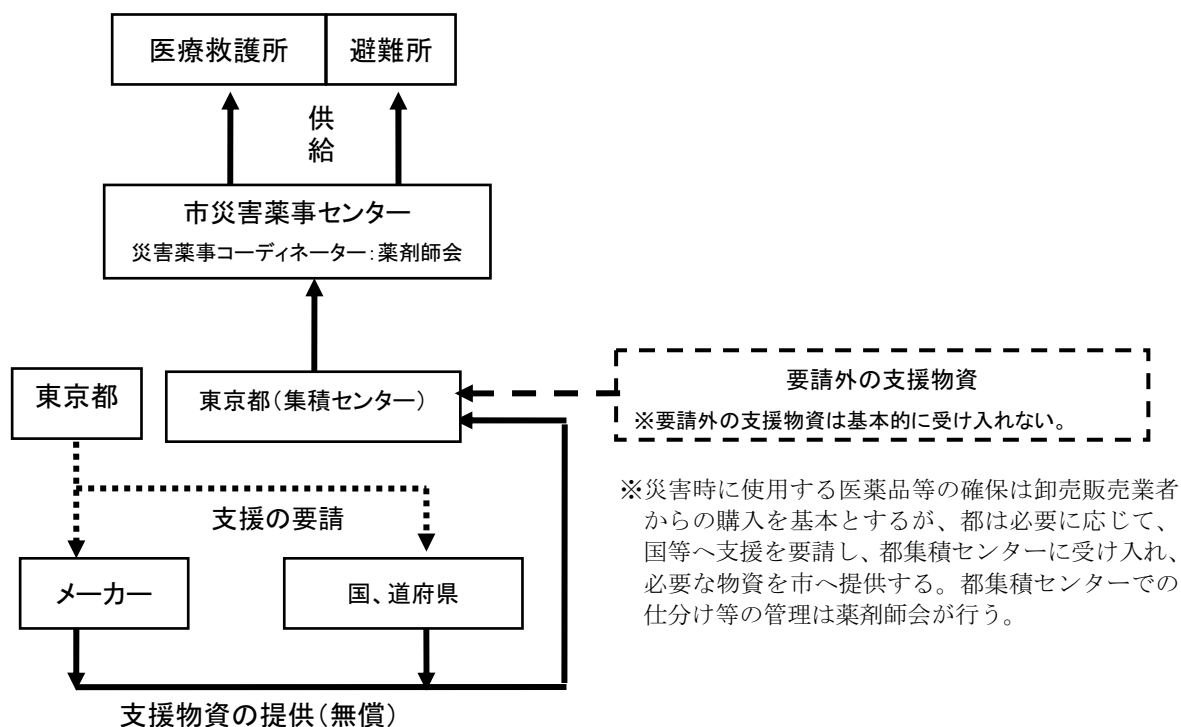
納品：卸は市の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上でその他施設へ配送

※都協定締結団体

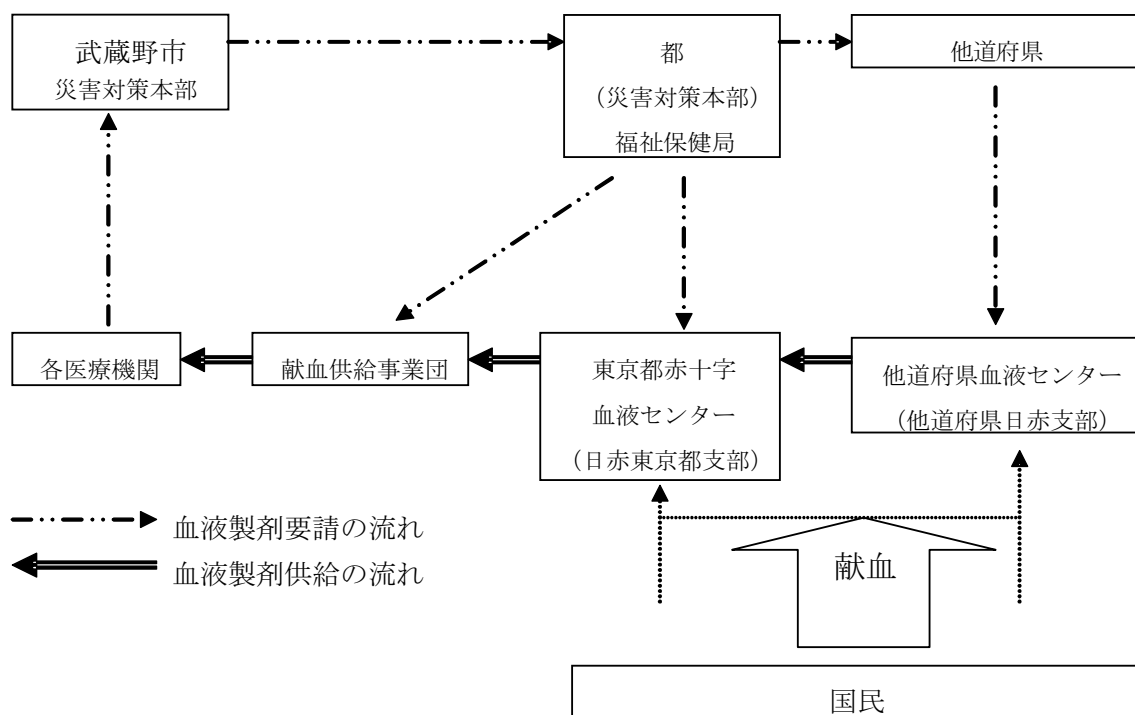
東京都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、

大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、東京医療機器協会

【図表3-6-25 支援物資供給の流れ】



【図表3-6-26 血液製剤の供給体制】



第6章 医療救護等対策

【応急対策】第3節 医療施設の確保

第3節 医療施設の確保

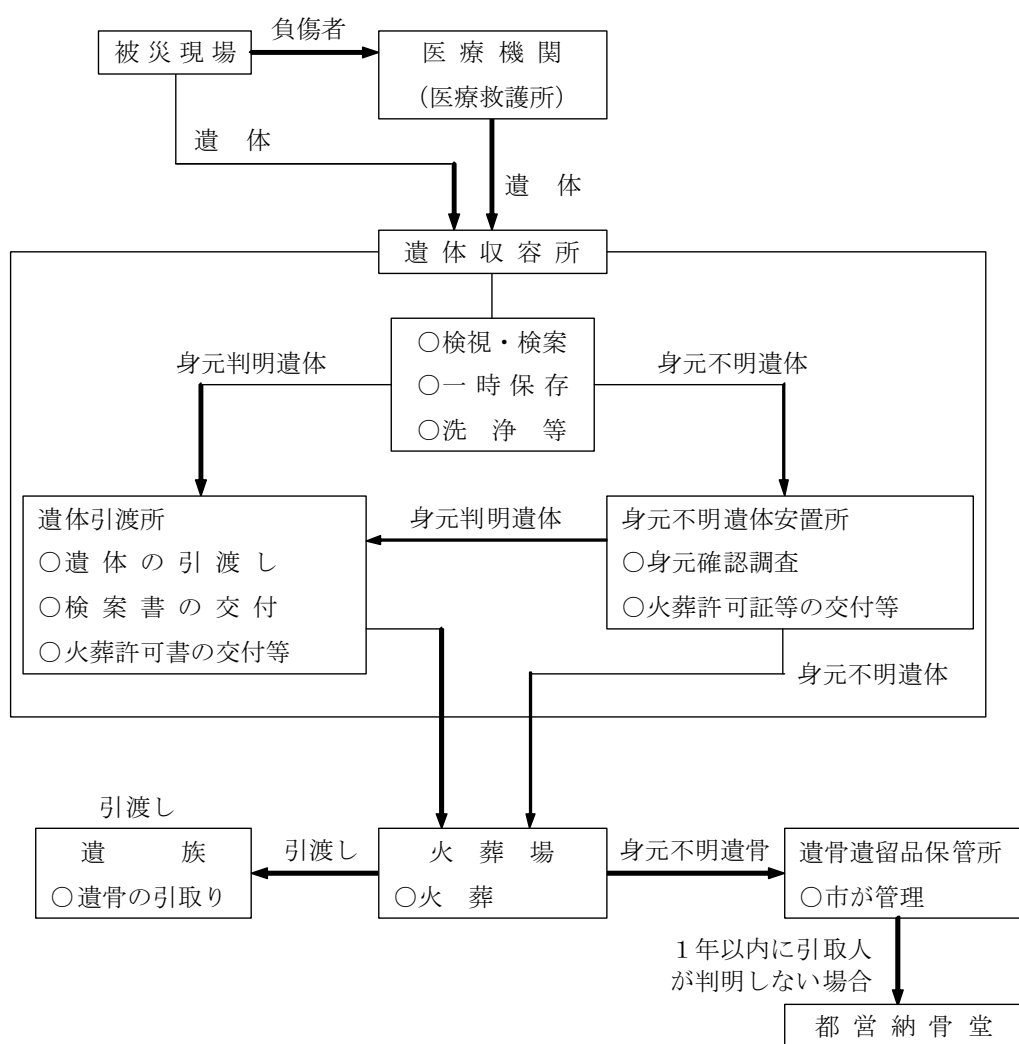
【災対健康福祉部 医療班】

- 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、市は、医療機関に対して、医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。

第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

【災対教育部 遺体収容班、災対市民部 被災者対応班、都福祉保健局、武蔵野警察署】

第1 遺体取り扱いの流れ



第2 搜索・収容等

1 行方不明者の搜索

(1) 実施機関

- 災害救助法が適用された場合は、都知事の委任を受けて市長が実施する。
- 災害救助法が適用されない災害の場合は、市長が実施する。

(2) 機関別活動

機 関 名	搜 索 活 動 内 容
市	○ 地震発生時に死亡していると推定される行方不明者がある時は、市本部長は機を失せず、人員及び搜索機器を確保し搜索にあたるものとする。 ○ 関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括及び遺体の収容を実施する。
都	○ 関係機関との連絡調整にあたる。
武 蔵 野 警 察 署	○ 救助・救出活動に伴い、発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○ 市が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 ○ 警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努める。
陸上自衛隊 第1師団等 災害派遣部隊	○ 都の要請に基づき行方不明者等の救助・救出に万全を期すとともに、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定されるものを含む。

(3) 搜索の期間等

区 分	内 容
搜索の期間	災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	災害発生の日から11日以上経過しても、なお、遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして、知事に申請する。 (1) 延長の期間 (2) 期間の延長を要する地域 (3) 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） (4) その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等）
国 庫 負 担	対象となる経費
	1 船舶その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 2 搜索のために使用した機械器具の修繕費 3 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額
	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他
	搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象となる。なお、いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、各々一括計上する。

2 遺体の搬送(遺体収容所まで)

- (1) 市は、遺体収容所の管理者に連絡の上、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。
- (2) 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。
- (3) 遺体収容所における遺体の受付に支障のないよう、遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等について、可能な限り確認する。
- (4) 都は、市及び関係機関等との連絡調整を行う。また、状況に応じて陸上自衛隊に対して遺体の搬送要請を行う。

3 遺体収容所の設置とその活動**(1) 遺体収容所の設置**

- ア 市は、災害発生後速やかに、遺体収容所設置準備を開始し、状況に応じて開設する。都及び警察署に報告し、住民等へ周知を図る。
- イ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。

【図表 3－6－27 遺体収容施設候補地】

施設名	所在地
武蔵野市民会館	境2－3－7

(2) 遺体収容所での活動

- 遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引き渡しや一時的な保存や必要に応じて、遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。
- 市は、遺体収容所に管理責任者を配置し、遺体収容所設置に関する初動的な対応や遺体収容所における各種業務を円滑に遂行するための連絡調整等にあたらせる。

(3) 遺体の一時保存

- 災害時の遺体は、その顔貌の形状を止めていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。
- 保存にあたっては、棺桶、ドライアイス等を委託葬儀業者や広域応援から調達し、遺体の腐乱を避ける。特に、夏期等気温が高い季節には、遺体腐乱防止に十分注意を払うこととする。
- 検視・検案が未実施の遺体については、市は一時保存に関する事項について、都及び警察署と緊密な連携のうえ、その取扱いに適性を期する。

(4) 遺体収容所に関する住民広報等

- 市は、都及び警察署と連携のうえ、遺体収容所の設置状況、遺体収容状況等に関し、報道機関等への情報提供など、市民に対する広報に努める。

(5) 遺体処置の期間

- 遺体処置の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(6) 延長の期間(特別基準)

- 11日目以降も、遺体の処置を必要とする場合は、期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、知事に申請する。
 - ア 延長の期間
 - イ 期間の延長を要する地域
 - ウ 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。)
 - エ その他(延長することによって取扱を要する遺体数等)

(7) 国庫負担の対象となる費用の限度

- ア 遺体の一時保存のための費用
- イ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

第3 検視・検案・身元確認等

- 遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。
- そのため、検視・検案は、原則として同一場所で集中的に実施することとし、市及び警察署は、必要な体制を確立する。
- ただし、遺体の搬送が困難な場所等、遺体収容所以外において、検視・検案を行う必要が生じた場合には、医療機関等の死亡確認現場において行う。

1 検視・検案に関する連携

- 市は、医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関との連携を図る。

2 検視・検案に関する機関別活動内容

機 関 名	活 動 内 容
市	○ 市長は、関係機関の協力を得て、遺体収容所の運営にあたり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。 ○ 検視・検案に関して、市の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及びその他関係機関に応援を要請する。
都福祉保健局	○ 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。 ○ 検案班は警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは十分でないと認める場合は、必要に応じて日本法医学会・都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講ずる。

第6章 医療救護等対策

【応急対策】第4節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

機 関 名	活 動 内 容
監察医務院	○ 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 ○ 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施する。 ○ 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 ○ 大規模災害時には、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
武蔵野警察署	○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。 ○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに大震災発生時における多数死体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。
医師会	○ 医師会の医療救護班等は、都の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。
歯科医師会	○ 歯科医師会の医療救護班等は、都の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視・検案に協力する。
日赤東京都支部	○ 都の要請に応じて、遺体の検案に協力
日本法医学会	○ 都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力

3 市民への情報提供

- 市は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制を準備する。

4 遺体の身元確認

- 武蔵野警察署の編成する「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に警視庁「遺体引渡班」に引き継ぐ。なお、おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を市長に引き継ぐ。
- 市は、身元の確認されている遺体について、死体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。また、身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。
- 歯科医師会は、警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣する。身元確認班（歯科医師班）は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。

5 遺体の遺族への引き渡し

- 遺体の引き渡し業務は、原則として市及び武蔵野警察署が協力して行う。
- 市職員が遺体の引き渡し業務に従事する場合、警視庁「遺体引渡班」の指示に従う。

6 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

機 関 名	活 動 内 容
市	○ 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、収容所等において死亡届を受理する。 ○ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。 なお、死亡届の受理と火葬許可証等の発行を迅速かつ適切に実施するため、遺体収容所への職員の配置、必要書類等に関する条件整備に努める。
都	○ 迅速かつ適切な死亡届の受理と火葬許可証等の発行等に係わる体制に関して、状況に応じて必要な支援措置を講ずる。

復旧対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 防疫	災対健康福祉部 医療班 災対環境部 防疫・動物班	都福祉保健局 医師会
第2節 火葬	災対教育部 遺体収容班 災対市民部 被災者対応班	都福祉保健局 武蔵野警察署

第1節 防疫

【災対健康福祉部 医療班、災対環境部 防疫・動物班、都福祉保健局、医師会】

第1 防疫活動

- 市及び都は、災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び建物の内外の消毒等を実施するために、防疫班、消毒班及び防疫・検査班を編成し、相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

1 市の役割

- (1) 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族こん虫等駆除を行うものとする。
- (2) 状況に応じて防疫班、消毒班を編成し、患者の収容、患家の消毒を迅速かつ的確に行うものとする。

<防疫班の業務>

健康調査及び健康相談、避難所(福祉避難所を含む)の防疫指導、応急治療、感染症予防のため広報及び健康指導。

<消毒班の業務>

患者発生時の消毒(指導)、避難所(福祉避難所を含む)の消毒の実施及び指導。

- (3) 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局長に連絡するものとする。
- (4) 防疫活動の実施にあたって、市の対応能力では十分でないと認めるときは、都福祉保健局長又は医師会長に協力を要請するものとする。
- (5) 都が活動支援や指導、市区町村調整を行う場合、協力する。

2 都(福祉保健局)の役割

- (1) 市の防疫活動を支援・指導する。
- (2) 都医師会、都薬剤師会等に市の防疫活動に対する協力を要請する。
- (3) 他県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施する。

- (4) 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供を行う。
- (5) 感染症の流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整を行う。
- (6) 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整する。
- (7) 市が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達する。
- (8) 市の衛生管理対策を支援・指導する。
- (9) 「環境衛生指導班」により生活環境の衛生を確保する。
- (10) 「食品衛生指導班」により食品の安全を確保する。
- (11) 市における保健活動班の活動を支援する。
- (12) 動物救援本部との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整を行う。
- (13) 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護を行う。

3 防疫業務の実施項目

(1) 健康調査及び健康相談等

- 防疫班は、医療救護班・保健活動班と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査及び健康相談を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療等を行う。

(2) 消毒

- 消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒（指導）、避難所の消毒、ねずみ族こん虫等の駆除の実施及び指導を行う。

(3) 避難所の防疫措置

- 市は、避難所開設後直ちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。
- 防疫班は、避難所開設後速やかに医療救護班・保健活動班と協力して、健康調査及び健康相談を行う。
- 防疫班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。
- 都は、市が行う避難所での消毒活動を支援するとともに、必要に応じて他県市の消毒班の出動を要請し、その連絡調整を行う。

(4) 消毒とその確認

- 市は、被災家屋、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）及びねずみ族こん虫等発生場所の消毒等を行い又は消毒薬等を配布して指導する。
- 市は、都が編成する環境衛生指導班の協力を得て、被災地を巡回し、飲用に供しようとする井戸水等を塩素剤等で消毒するとともに、その確認を行う。それ以後は、市は、住民が自主的に消毒を行えるように、都が編成する環境衛生指導班の協力を得て、住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

(5) 感染症予防のための広報及び健康指導

- 防疫班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、都の食品衛生指導班及び環境衛生指導班の協力を得て、以下の広報及び健康指導を行う。なお、実施にあたっては、市と協力してポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。
 - ア 食品の保管方法、炊き出しの仕方について
 - イ トイレ使用マニュアルの周知徹底及び仮設トイレの消毒について
 - ウ 室内清掃、布団干し、害虫・ねずみ等の駆除について
 - エ 断水時の手洗い、うがいの方法について
 - オ 貯水槽やプール水の安全な活用について

(6) 感染症対策

- 市は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都福祉保健局と都保健所が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- 都福祉保健局及び都保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- 都保健所は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、市に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。
- 都保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

第2 防疫用資材の備蓄・調達

- 市は、初期防疫活動を実施するために防疫用資器材を備蓄し、防疫活動を実施する。又、これに必要な薬剤（クレゾール石けん液）を備蓄する。
- 防疫（消毒等）資器材等で不足する場合には、薬剤師会等に協力を求め調達し、さらに不足する場合には、都福祉保健局に要請する。

第2節 火葬

【災対教育部 遺体収容班、災対市民部 被災者対応班、都福祉保健局、武蔵野警察署】

第1 火葬許可の特例

- 必要に応じて、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行することにより、速やかな火葬に努める。

第2 火葬体制の確立

- 市は、災害時に多数の死亡者が発生した場合に備え、遺体の安置、保存及び搬送体制など、遺体を速やかに火葬に付す体制を確立する。

第3 広域火葬の実施

- 震災時には火葬場の機能が低下したり、一度に多数の死亡者の発生が予想されることから、市は、都と協議のうえ、広域火葬計画に基づき、被災していない市区町村及び近隣県市の火葬場を活用して、広域火葬を実施する。

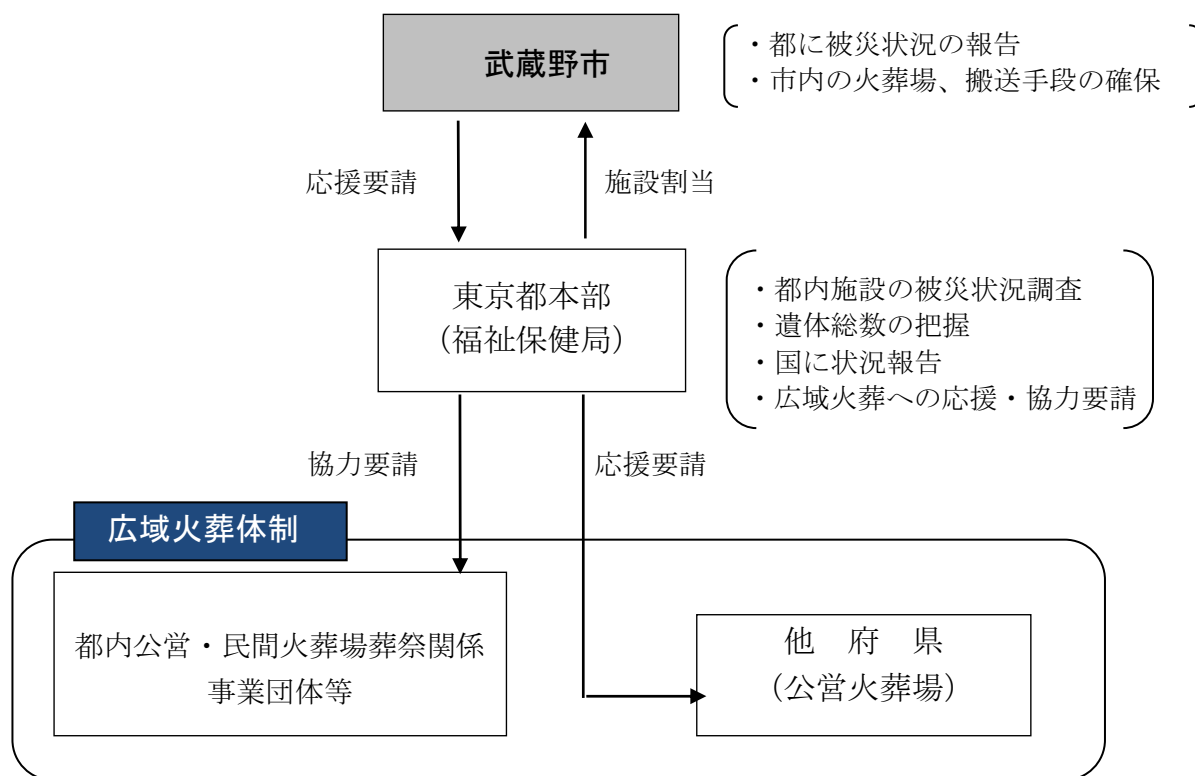
○ 実施上の留意点

広域火葬を実施する状況下では、通常の葬送（通夜、告別式等）の実施が困難となること が想定される。また、遺体搬送についても複数体搬送するなど、通常の方法と異なったり、遺体を搬送する車両等への遺族の同乗が大幅に制限される可能性もある。

市は、遺体収容所等において遺族の心情に十分配慮しながら、遺族に対し、このような事 態についての同意を得るよう努める。

機 関 名	活 動 内 容
市	○ 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保 ○ 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請 ○ 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。 ○ 都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認 ○ 遺体の搬送に必要な車両を確保 ○ 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所か ら受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場 合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請

武蔵野市



- 武蔵野警察署（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね 1 週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。
- 身元不明者の火葬については、市が実施する。
- 身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1 年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂又は市納骨堂その他別に定める場所に保管する。

○ 市長は、火葬を実施し、又は火葬に要する現品若しくは経費を支出したときは、次の書類・帳簿等を整備し、保存しておかなければならない。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 埋葬台帳
- (3) 埋葬費支出関係証拠書類

第3部 施策ごとの具体的計画(予防・応急・復旧計画)

第7章 帰宅困難者対策

本章における対策の基本的考え方

大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設などにおいて混乱が想定される。事業者や学校などにおいて、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し混乱を防止する必要がある。また、市外で保護者が帰宅困難者となった場合に、保育園・学校・学童クラブ等における園児・児童・生徒等への対応も必要となる。行政機関だけではなく事業者、学校など社会全体で連携し取組を進めることにより、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現する。

対策の全体像

現在の到達状況

- 平成 24 年 3 月に吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会において、吉祥寺駅周辺混乱防止ルール（吉祥寺ルール）を定め、市内民間事業者等に説明会を行った。
- 市内や事業者へ「東京都帰宅困難者対策条例（平成 24 年 3 月制定・平成 25 年 4 月施行）」で規定する内容の周知を図った。
- 平成 25 年 3 月には、吉祥寺駅周辺にて初の帰宅困難者対応訓練を実施し、関係機関の役割・対応の確認を行った。
- 平成 25 年度以降も毎年、関係機関と連携した訓練等を実施し、関係機関の役割・対応の確認を行っている。
- 平成 30 年度に IP 無線を一時滞在施設等の関係機関に配備し、連絡体制の充実強化を図った。
- 帰宅困難者等対策のための路線バスの利用に関する関東バス株式会社との協定締結により、帰宅困難者対応の強化を図った。
- 吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会を毎年開催し、帰宅困難者対応に係る検討・情報共有のほか、関係機関の役割・対応の確認等を行っている。
- 新たな民間事業者との協定締結等により、市内に帰宅困難者用一時滞在施設を約 4,000 人分確保している（令和 4 年 3 月現在）。
- 帰宅困難者用として、防寒用のアルミックシート、非常食のクラッカー等を備蓄している。
- 感染症対応資器材として、手指消毒液、ゴム手袋等を備蓄している。

課題	対策の方向性	到達目標
一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保、情報通信基盤の強化、情報提供に向けた体制の確保、帰宅困難者用の備蓄や帰宅支援策の強化など帰宅困難者対策の充実の必要	吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会の活動促進、吉祥寺ルールの周知徹底	吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会を中心とする地域の事業者等が相互に連携した、駅周辺の混乱防止体制の構築。
	一時滞在施設の量的拡大	受入可能人数約 6,000 人分の一時滞在施設の確保。
	帰宅困難者への情報提供体制の整備	情報提供のための基盤整備
	東京都帰宅困難者対策条例の周知による事業所等における帰宅困難者対策の強化	従業員等の施設内待機・3日分の備蓄確保。
	帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の保護	各学校・保育園等における保護マニュアルや緊急連絡体制の整備。
	帰宅支援体制の整備	鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報提供、災害時帰宅支援ステーション等による徒歩帰宅者に対する支援体制の構築。
	感染症対策への対応	一時滞在施設における感染症拡大防止のための感染症対策の推進。

具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

帰宅困難者対策条例に基づく 取組の周知徹底

- 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底
- 事業者・学校等における帰宅困難者対策
- 吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会の活動促進
- 帰宅困難者対応訓練の実施

帰宅困難者への情報提供体制 整備

- 情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制構築

一時滞在施設の確保

- 民間施設との一時滞在施設の提供に関する協定の締結

帰宅支援体制の整備

- 災害時帰宅支援ステーション等による支援体制整備
- 徒歩帰宅訓練の実施

帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の保護対策

- 帰宅困難者の子どもの保護マニュアルの整備
- 緊急連絡体制の確保
- 備蓄の推進

地震直後の行動（応急対策）

発災後 72 時間以内

駅周辺での混乱防止

- 事業者による利用者の安全確保
- 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入
- 一時滞在施設における感染症対策の実施

事業所等における帰宅困難者対策

- 事業所による従業員等の施設内待機（一斉帰宅の抑制）
- 施設内に待機できない場合の対応
- 防災活動への参加
- 情報提供体制の確保

鉄道運行情報の提供

- 鉄道運行情報の提供

帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の保護対策

- 学校における児童・生徒の保護
- 保育園等における園児・児童等の保護

地震後の行動（復旧対策）

発災後 1 週間目途

代替輸送手段の確保

- 鉄道運行情報の提供
- 代替輸送手段の確保

徒歩帰宅者の支援

- 徒歩帰宅者への支援
- 帰宅道路に係る情報の提供

予防対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	各部 本部管理部 本部管理班 災対教育部 避難所班	都 関係機関
第2節 帰宅困難者への情報提供体制整備	本部管理部 本部管理班 災対市民部 帰宅困難者対策班 災対都市整備部 帰宅困難者対策班 災対教育部 帰宅困難者対策班	通信事業者
第3節 一時滞在施設の確保	本部管理部 本部管理班 災対市民部 帰宅困難者対策班 災対教育部 避難所班 災対都市整備部 帰宅困難者対策班 災対教育部 帰宅困難者対策班	
第4節 帰宅支援体制の整備	本部管理部 本部管理班	
第5節 帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の保護	災対子ども家庭部 避難所班 災対教育部 避難所班	

第1節 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

【各部、本部管理部 本部管理班、災対教育部 避難所班、都、関係機関】

第1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

【各部、都、関係機関】

基本方針

- 首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制など東京都帰宅困難者対策条例の内容を周知徹底する。

- 市及び都は、市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布、説明会・訓練の実施等により普及啓発を図る。
- 東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容を実施するための具体的運用方法等については、「東京都帰宅困難者対策実施計画」として都が取りまとめ、都民や事業者・学校等に周知していく。

第7章 帰宅困難者対策

【予防対策】第1節 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

各 機 関	対 策 内 容
市	○ 東京都帰宅困難者対策条例の市民・事業者への周知徹底 ○ 吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会の活動促進 ○ 駅周辺の滞留者の一時滞在施設の確保 ○ 児童・生徒等の安全確保のための体制整備
都総務局	○ 「東京都帰宅困難者対策実施計画」の策定 ○ 東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者・学校等への普及啓発 ○ 都は、国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置 ○ 広域的な立場から、都内市区町村、駅前滞留者対策協議会、警視庁、東京消防庁等を構成員とする連絡会議を設置 ○ 市区町村に設置する駅前滞留者対策協議会のガイドラインを策定
都教育庁 都生活文化局 学校等	○ 児童・生徒等の安全確保のための体制整備
都都市整備局	○ 都市開発の機会を捉え、従業員用の防災品備蓄倉庫等の整備を促進
武蔵野警察署	○ 武蔵野警察署は、計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会等に対して必要な助言を行う。 ○ 吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会等と連携した訓練の実施 ○ 地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動の推進
武蔵野消防署	○ 武蔵野消防署は、吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会等に対して指導助言を行う。 ○ 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導
事業者	○ 企業等における従業員等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 ○ 外部の帰宅困難者を受け入れるため10%程度余分の備蓄を検討 ○ 企業等における施設内待機計画の策定と従業員等への周知
商工会議所	○ 団体及び会員企業向け啓発や対策の実施 ○ 団体における連携協力体制の整備
集客施設 駅の事業者	○ 集客施設及び駅における利用者保護のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 ○ 集客施設及び駅における利用者保護計画の策定と従業員等への理解の促進
市 民	○ 外出時の発災に備えた必要な準備

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ・企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- ・駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・一時滞在施設の確保に向けた都、国、市区町村、民間事業者との連携協力
- ・帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

第2 事業者・学校等における帰宅困難者対策

基本方針

- 首都直下地震等の災害が発生した場合、救助・救出活動を迅速に行う観点から帰宅困難者の発生を抑制する必要がある。そのために多数の従業員や来客者、児童・生徒等を抱える事業者が災害時の施設内待機に対して備えをする必要がある。

1 事業者・学校等における施設内待機計画の策定

- 事業者は、首都直下地震帰宅困難者対策協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員等の施設内待機に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画又は事業継続計画（BCP）に反映させておくことが重要である。

その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記する。

- 事業者は、施設内待機計画または事業継続計画を冊子等にまとめ、全従業員に周知する。
- 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、円滑な備蓄品の配付ができるよう、備蓄場所についても考慮する。
- 高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。また、従業員個々に事前に備蓄品を配付しておくなど、配付作業の軽減の観点から検討する。
- 救助・救出活動が優先される発災後3日間は、従業員等の一斉帰宅による大規模な交通渋滞を発生させない観点から、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。

このことから、備蓄量の目安は3日分となる。

ただし、以下の点について留意する必要がある。

- ・事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日以上以上の備蓄についても検討していく。
- ・事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（発災時に建物内にいない帰宅困難者）のために、例えば、10%程度余分に備蓄することも検討していく。

- 備蓄の考え方は、次の「一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について」のとおり

第7章 帰宅困難者対策

【予防対策】第1節 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

りとする。

【「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」における一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について】

- 1 対象となる企業等
国、都、市区町村、全ての事業者
 - 2 対象となる従業員等
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員
 - 3 3日分の備蓄量の目安
水については、1人当たり1日3リットル、計9リットルとする。
主食については、1人当たり1日3食、計9食とする。
毛布については、1人当たり1枚とする。
その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。
 - 4 備蓄品目の例示
 - (1) 水 : ペットボトル入り飲料水
 - (2) 主食 : アルファ化米、クラッカー、乾パン
※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
 - (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
毛布、簡易トイレ、敷物（ビニールシート等）、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、救急医療薬品類
- （備考）
- 1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。（例）非常用発電機、燃料、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図
 - 2 携帯電話用予備電池等、個人レベルの備えも必要である。
 - 3 チェックリストを作成し、保有期限、保存期間を確認することが必要。

○ 事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止措置等に努める。

災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

○ 事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

(1) 外出する従業員等の所在確認

○ 外出する従業員等は、事前に訪問先を告げ、急な変更の場合は、メール等で所在場所を職場に連絡するなど、発災時に企業等が、従業員等の居場所を把握できるよう努める。

(2) 安否確認手段

- 安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、以下の手段のうち、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。
 - ・ 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの
(例) 災害用伝言ダイヤル 171
 - ・ 固定及び携帯電話のパケット通信ネットワークを利用するもの
(例) 災害用伝言板、web 171、災害用音声お届けサービス、SNS（ソーシャルネットワークサービス）、IP電話 等
- 事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うようにする。
- 自衛消防訓練等を定期的実施する際に、施設内待機に関する訓練を行い、施設内待機の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。
- 事業者は、年1回以上の訓練を定期的に行い、その結果は必ず検証し、計画等に反映させる。
- 商工会議所等は、ポスター・パンフレット等の配布や講習会等の開催及び企業備蓄の啓発などを行う。また、市や都・地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。地域住民と会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制を整備する。

2 集客施設及び駅等の利用者保護

- 事業者は、協議会で取りまとめた「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映させておく。その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記する。

建物所有者とテナントが存在する複合ビルの場合、事業者は、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

事業者は、計画をマニュアル等にまとめた後、必要な箇所に配備し、発災後にすぐに確認できるようにしておく。また、事業者は、計画についてあらかじめ全従業員に周知し、理解の促進を図る。

- 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。

この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、通学の小中学生等）や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

・高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生への対応

事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資をあらかじめ備えておくことを考慮する。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に環境の良いスペースや物資が提供されるように配慮する。

・外国人への対応

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板やアナウンス等による対応なども実施する。

- 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止措置、施設内のガラス飛散防止措置等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、市が管理所有する施設がある場合は、これらの自治体等の管理者と連携して施設の安全確保を行う必要がある。事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストも準備しておく。

- 各事業者は、施設の特性や事情に応じて、利用者保護のために必要となる飲料水や毛布等を備蓄しておくことが必要である。首都直下地震時には、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に、事業者は、当該施設において利用者の保護することを想定した量の飲料水や毛布等も備えておくことが望ましい。
- 各事業者は、訓練等を定期的実施することにより、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を定期的に行い、その結果を必ず検証し、計画等に反映させる。

3 学校等における児童・生徒等の安全確保

【災対教育部 避難所班】

- 学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、校舎内での児童・生徒の安全確保に向けた体制整備や、発災時における児童・生徒の安全確保、児童・生徒用備蓄の確保、保護者への連絡体制、引き渡しまでの保護体制の整備を図る。

4 市民における準備

- 外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。

第3 吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会の活動促進

基本方針

- 行政や民間事業者等の災害時における役割分担や地域特性に応じた対策などを定めた「吉祥寺ルール」を周知徹底する。

1 吉祥寺駅周辺混乱防止ルール「吉祥寺ルール」の徹底・拡充

【本部管理部 本部管理班】

- 平成21年5月に吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会を設立した。
- 吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会（関係機関相互）内の情報連絡体制の仕組みについて、さらなる検討を行う。また、現地本部（情報提供拠点）の設置を検討する。
- 民間事業者、学校等へは「一斉帰宅行動の抑制」、「従業員等の備蓄品は、事業所内で備蓄」等を協力依頼していく。
- 吉祥寺駅周辺に災害用備蓄倉庫を整備する。
- 協議会を中心に地域の事業者等は、相互に連携し、駅周辺の混乱防止のため、次のルールを主体的に進める。行政はこれを支援する。
- 吉祥寺ルールを実践するため、帰宅困難対策訓練を継続的に実施し、発災時の役割の確認と円滑な行動の習熟を図る。

ルール① 一斉帰宅の抑制

事業者・学校等は、一斉帰宅行動を抑制。二次災害防止のため、従業員、学生等に「むやみに移動を開始しない」を周知、徹底する。また、正しい情報により安全な帰宅が可能となるか、交通機関が機能し始めるまでの間、屋内等の安全な場所で一時待機を行う。帰宅できない従業員、学生等は、引き続き、交通機関が機能するまでの間、安全な場所に留まる。

ルール② 待機に必要な3日分の備蓄

事業者・学校等における備蓄の一層の充実が必要。従業員等が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努める。施設内に待機する従業員や、遠距離帰宅者等には、あらかじめ備蓄していた物品を提供し、支援を行う。

ルール③ 来街者等の保護

事業者・学校等は、来街者等に「むやみに移動を開始しない」ことを広報。また、各施設で発生した負傷者の応急措置を実施する。まちぐるみで相互に連携し、駅前滞留者・帰宅困難者に対し、情報提供と飲料水・食料等を提供する。帰宅困難者の一時滞在施設を開設後は、開設情報の提供、施設へ誘導を実施。

ルール④ 官民の連携による正確な情報提供

協議会は、発災後速やかに、市災害対策本部へ連絡。駅周辺、道路の被災状況などの情報を収集し、対策本部へ伝達。帰宅困難者、民間事業者等に対しては、むさしのFM、J：COM武蔵野・三鷹（ケーブルTV）等で情報提供を行う。また、情報提供手段として、サンロード、ダイヤ街、平和通り等の商店街の緊急放送設備や、吉祥寺駅の南北通路に開設予定の情報ステーションも活用する。

ルール⑤ まちぐるみで帰宅困難者用一時滞在施設の確保

大規模事業所、公的機関等は、一時滞在施設としてスペースを積極的に提供する。一時滞在施設の運営は、各施設で自主的、臨機応変に行う。交通機関の再開や、バス等による代替輸送の開始等まで、待機。市備蓄品の提供（毛布、クラッカー、水等）と情報提供を行う。

第2節 帰宅困難者への情報提供体制整備

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 帰宅困難者対策班、災対都市整備部 帰宅困難者対策班、災対教育部 帰宅困難者対策班、通信事業者】

基本方針

■ 帰宅困難者の施設内待機による一斉帰宅抑制をより効果的に実施するため、安否の確認及び災害情報の提供体制を構築する。

- 市は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。
- 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において作成した帰宅困難者等への情報提供ガイドラインを基に、市・事業者等は取組を進めていく。
- 市のホームページ、ツイッター、NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク・楽天モバイル各社の緊急速報メールなどを活用した帰宅困難者向け情報提供手段を確保する。
- サンロード、ダイヤ街、平和通り等の商店街の緊急放送設備や、大型ビジョンを活用した帰宅困難者への情報提供を検討する。
- 通信事業者は、あらかじめ市や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。
- 都のホームページにおける帰宅困難者ポータルサイト等を活用し情報提供を行う。

第7章 帰宅困難者対策

【予防対策】第3節 一時滞在施設の確保

第3節 一時滞在施設の確保

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 帰宅困難者対策班、災対教育部 避難所班、災対都市整備部 帰宅困難者対策班、災対教育部 帰宅困難者対策班】

基本方針

- 滞留者・帰宅困難者への対応は、まちぐるみ・社会全体で行っていくため、一時滞在施設としての事前指定・協力依頼（協定書の締結等）を民間事業者等に対して行う。

第1 対策の基本的な考え方

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 帰宅困難者対策班、災対都市整備部 帰宅困難者対策班、災対教育部 帰宅困難者対策班】

- 誘導場所に誘導された駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所のない者が一時的に滞在する施設（一時滞在施設）を確保する必要がある。
- 一時滞在施設は、公共施設や民間事業所を問わず幅広く確保する。また、一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、帰宅困難者の一時収容にあたっては、災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦など）の受け入れを優先する。
- 都は国とともに、首都圏自治体、鉄道、通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者対策協議会」を設置し、同協議会は平成24年9月に下記のガイドラインを取りまとめた。

【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方】

（1）背景

首都直下地震等発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がないことが想定されている。そのため、このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設をできるだけ多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。

（2）用語の定義

ア 帰宅困難者

地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）

イ 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設

ウ 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設

エ 避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するため市区町村が開設する施設

オ 施設管理者

一時滞在施設として提供する施設を所有・管理する事業者等

カ 施設滞在者

一時滞在施設内に滞在している帰宅困難者等

(3) 対象施設

一時滞在施設の対象となる施設は、帰宅困難者等を一時的に受け入れることについて、都県や市区町村の指定を受けるか、協定を締結した施設とする。

例えば、集会場、庁舎やオフィスのエントランスホール、ホテルの宴会場、学校等が想定される。

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、昭和56年の新耐震基準を満たした建物（耐震改修により同基準を満たした建物を含む。）であることが必要である。

(4) 開設基準

ア 一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまで、最長で発災後3日間の運営を標準とする。

イ 帰宅困難者の受入は、床面積当たり3.3㎡につき2人の収容を目安とする。

(5) 施設管理者の役割

施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。

また、必要に応じて受入者へ施設運営の協力を要請する。

ア 施設の安全を確認した後、帰宅困難者を速やかに受け入れる。

イ 水や食料、ブランケットなどの支援物資を配布する。

ウ トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行う。

エ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び受入者に対する情報提供を行う。

(6) 災害時要援護者への対応

施設管理者は、市区町村や関係機関とも連携し、災害時要援護者に特に配慮する。

ア 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生等

待機スペースの一部を優先スペースにすることや具体的な避難誘導方法を検討する。

あわせて、障害者については必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの掲示物の活用などが考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。

イ 外国人

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応なども実施する。

第2 市、都、事業者等の役割

1 市

- 国土交通省「第5回東京都市圏パーソントリップ調査」を活用した吉祥寺エリアにおける屋外避難者となる帰宅困難者数の推計では、約6,200人が吉祥寺駅周辺に滞留する推計となっている。
- 企業や学校などに所属していない行き場の無い帰宅困難者（屋外被災帰宅困難者）等を待機させるため、吉祥寺において現在約3,000人分確保している一時滞在施設の受入可能人数について、2倍の約6,000人分を確保し、駅周辺の混乱を防止する。
- また、吉祥寺駅と同様に、三鷹駅・武蔵境駅において対策を推進する。
- 一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について周知・啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力する、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。
- 一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

第7章 帰宅困難者対策

【予防対策】第3節 一時滞在施設の確保

【参考】＜帰宅困難者用一時滞在施設として利用する公共施設及び災害等発生時における帰宅困難者の一時滞在施設として利用する協定を締結している民間施設＞

(令和4年3月現在)

(1) 吉祥寺駅周辺エリア

	施設名	最大受入可能想定人数(人)
1	武蔵野公会堂	400人
2	武蔵野商工会館	80人
3	吉祥寺シアター	156人
4	吉祥寺東コミュニティセンター	33人
5	吉祥寺南町コミュニティセンター	96人
6	御殿山コミュニティセンター	30人
7	本町コミュニティセンター	48人
8	安養寺	30人
9	吉祥寺オデヲン	220人
10	吉祥寺プラザ	250人
11	専門学校中野スクールオブビジネス	80人
12	メガロス吉祥寺店	393人
13	グランキオスク	100人
14	吉祥寺東急 REI ホテル	100人
15	成蹊中学・高等学校	515人
16	藤村女子中学・高等学校	606人
合計		3,137人

*「最大受入可能想定人数」は、原則、各施設における受入可能スペースを基に「3.3㎡に2人受入」として算定している。(以下同様)

(2) 三鷹駅周辺エリア

	施設名	最大受入可能想定人数(人)
1	武蔵野芸能劇場	336人
2	武蔵野市民文化会館	103人
3	関東バス武蔵野営業所	54人
合計		493人

(3) 武蔵境駅周辺エリア

	施設名	最大受入可能想定人数(人)
1	市民会館	60人
2	武蔵野スイングホール	180人
3	武蔵野プレイス	127人
合計		367人

2 都

- 所管する施設で受け入れが可能なものを一時収容施設として指定し、市民・事業者に周知する。
- 広域的な立場から、事業者団体に対して、帰宅困難者の一時収容について協力を求める。必要に応じて、一時収容場所の提供に関する協定を締結することにより、市が当該団体の加盟事業者との間で協定が締結できるよう努める。
- 都は、都の指定する一時滞在施設の運営が円滑に行われるよう、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を踏まえ、マニュアルを作成する。

第7章 帰宅困難者対策
【予防対策】第4節 帰宅支援体制の整備

- 都と国は、運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の適用可能性や費用負担の考え方を整理する。
- 民間施設の協力を得るために、国、都、市区町村は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化していくものとする。
- 東京都帰宅困難対策実施計画に基づく対策の推進。

3 事業者・学校等

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 帰宅困難者対策班、災対教育部 避難所班、災対都市整備部 帰宅困難者対策班、災対教育部 帰宅困難者対策班】

- 事業者や学校等は、市や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、市と協定を締結する。
事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。

第4節 帰宅支援体制の整備

【本部管理部 本部管理班】

基本方針

- 一斉帰宅抑制の実施後、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は原則として徒歩で帰宅するよう促す。
- また、首都直下地震等の災害時には、発災後3日を経過しても公共交通機関が復旧しない可能性がある。
- そのため、徒歩帰宅者が発生した場合の帰宅支援体制を整備する。

第1 災害時帰宅支援ステーション等による支援

1 市

- 徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、都が指定した井の頭通り・五日市街道などの徒歩帰宅支援対象道路と結ぶ市内の幹線道路沿いに、コミュニティセンター（災害時地域支え合いステーション）等公共施設や事業所等を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料、トイレ、休憩の場の確保や情報提供などを行う体制を整備する。
- 市は、市内の事業者と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。また、市は、帰宅支援道路等の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。

2 都

- 都では、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設として「災害時帰宅支援ステーション」を指定している。

第7章 帰宅困難者対策

【予防対策】第5節 帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の保護

【災害時帰宅支援ステーション】

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

- 全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。
- また、沿道の民間施設等と協定を締結して新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。
- 災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅支援が円滑に行われるよう運営のガイドラインを作成する。
- 災害時帰宅支援ステーションを確保するため、九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結する。

第2 徒歩帰宅訓練の実施

- 市、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設・武蔵野郵便局内の休憩所の提供や企業等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援の充実を図る。
- 徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設などを把握し、運動靴や携帯可能な食品など、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機とするように行う。
- 徒歩帰宅訓練によって、発災直後に、徒歩帰宅することを推奨しているという印象を参加者などに与えないよう「むやみに移動を開始しないこと」の周知や発災後4日目以降という想定で訓練を実施する。

第5節 帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の保護

【災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班】

基本方針

- 帰宅困難者の一斉帰宅抑制により、子ども等を引き取れない保護者が発生することが予想される。保護者の一斉帰宅を抑制するため、保育園や学校、学童クラブ等における保護施設としての役割を強化する。

- 帰宅困難者対策が一斉帰宅を抑制する方向へ移行するため、これまで以上に子ども等を引き取ることができない保護者が増えることが予想される。それに伴い、地元に残された子ども等を一時保護する必要性が高まるものと考えられる。保育園・学童クラブ及び学校等は子ども等を確実に保護者に引き渡すための体制を整える必要がある。

第1 帰宅困難者の子どもの保護マニュアルの整備

- 保育園・学童クラブ及び学校等における児童・生徒等の引き渡しに至る対応と避難者対応を両立するマニュアルの整備をする。

第2 緊急連絡体制の確保

- 市からの情報提供ネットワークを強化するため、保護者へのむさしの防災・安全メール、学校緊急メールの普及を図る。
- 保育園・学童クラブ及び学校等は、保護者の携帯電話や職場の電話番号だけでなく、携帯メールアドレスなど複数の連絡先の確保や、メーリングリストを作成する等、迅速な緊急連絡体制の確保が必要である。また、親族や近隣住民など、保護者以外に安全に児童・生徒を引き渡しすることが可能なリストを事前に作成することが必要である。

第3 備蓄の推進

- 園児・児童・生徒等を保護するための職員体制と備蓄が必要である。そのために、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。加えて、保育園等乳児を預かる施設においては、粉ミルクや紙おむつなどを備蓄しておく必要がある。

第7章 帰宅困難者対策

【応急対策】第5節 帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の保護

応急対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 駅周辺での混乱防止対策	本部管理部 本部管理班 災対市民部 帰宅困難者対策班 災対都市整備部 帰宅困難者対策班 災対教育部 帰宅困難者対策班	都 吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会 武蔵野警察署 武蔵野消防署 鉄道事業者 通信事業者 施設管理者
第2節 帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の保護	災対市民部 帰宅困難者対策班 災対教育部 避難所班 災対子ども家庭部 避難所班 災対都市整備部 帰宅困難者対策班 災対教育部 帰宅困難者対策班	学校 保育園・幼稚園等
第3節 事業所における帰宅困難者対策	本部管理部 本部管理班 災対市民部 帰宅困難者対策班 災対子ども家庭部 避難所班 災対教育部 避難所班 災対都市整備部 帰宅困難者対策班 災対教育部 帰宅困難者対策班	事業所 武蔵野商工会議所

○ 想定される帰宅困難者の行動と必要とされる主な対策

	発災	2～3 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
想定される帰宅困難者の行動	○ターミナル駅周辺や繁華街等で滞留 ○安全な場所を求めて移動 ○被害状況の確認、安否の確認	○一時的に落ち着ける場所にとどまる ○情報の入手、備蓄物資の調達		○徒歩帰宅
必要とされる主な対策	○駅構内等での情報提供（滞留者の誘導） ○災害用伝言ダイヤル等の運用開始	○一時滞在施設の開設 ○代替輸送の確保 ○災害情報提供システム等による情報提供 ○備蓄物資の提供		○徒歩帰宅支援

第1節 駅周辺での混乱防止

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 帰宅困難者対策班、災対都市整備部 帰宅困難者対策班、災対教育部 帰宅困難者対策班、都、吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会、武蔵野警察署、武蔵野消防署、鉄道事業者、通信事業者、施設管理者】

第1 各機関、団体の役割

1 市

- 初動要員（帰宅困難者対策担当）は、市内各駅周辺の情報収集及び連絡活動を行い、さらに警察等と連携し、駅周辺の混乱を防止する。
- 帰宅困難者対策班は、情報収集及び連絡活動のほかに、一時滞在施設の被害状況確認及び開設依頼と防災備蓄倉庫からの物資供給を行う。
- 一時滞在施設として利用できる公共施設を開設する。
- 緊急速報メール及びむさしの防災・安全メール、ツイッター、フェイスブック、LINE、市ホームページ等を活用し、帰宅困難者へ情報を提供する。
- 吉祥寺ルールに基づき、吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会と連携して、駅周辺の混乱を防止する。
- ブルーキャップは警察等と連携し、吉祥寺駅周辺の混乱防止及び帰宅困難者の対応を行う。

2 吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会

- 吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会（以下「協議会」という。）は、発災後速やかに活動の拠点となる現地対策本部を立ち上げ、災害対策本部へ連絡する。
- 協議会は、商店会等と協力し、地域防災活動に必要な駅周辺施設、商業施設、道路の被災状況などの情報を収集し、災害対策本部へ報告する。
- 状況に応じ、駅周辺滞留者、帰宅困難者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、混乱が収まるまで待機を促す。
- 駅周辺滞留者、帰宅困難者、民間事業者等に対し、むさしの-FM、J：COM武蔵野・三鷹等で情報提供を行う。また、情報提供手段として、サンロード、ダイヤ街、平和通り等の商店会の緊急放送設備や電光掲示、吉祥寺駅の南北通路に開設予定の情報ステーションも活用する。

3 武蔵野警察署

- 武蔵野警察署は、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行うほか、駅周辺の滞留者等の避難誘導、治安維持のため警備及び緊急交通路確保のための交通規制にあたる。
- 災害発生時は駅周辺の状況について、市へ情報提供する。

4 武蔵野消防署

- 武蔵野消防署は、協議会に参画し駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。
- 武蔵野消防署は、大規模集客施設及び駅等の事業者、事業所防災計画の作成について、利用者の保護に係る計画を作成し、事業所防災計画に反映させるよう指導する。
- 災害発生時は、駅周辺の災害状況の情報を市へ提供する。

5 鉄道事業者

- 駅周辺事業者等の協力を得て、構内放送や駅周辺地図の配布等により、駅から誘導場所までの人の流れをつくるとともに、列車の運行状況や代替輸送などの情報を、大型ビジョンや掲示板等により提供する。

6 都

- 帰宅困難者に対し、市や報道機関等と連携して、情報提供を行う。

7 通信事業者

- 事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。
- 災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の利用を呼びかける。

8 事業者等

- 施設の安全性の確認
事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。
- 施設の周囲の安全の確認
市及び国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される

災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。

○ 利用者の保護

安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。

○ 一時滞在施設への誘導等

＜事業者等による案内又は誘導＞

保護した利用者については、市や関係機関との連携の下、事業者や駅前滞留者対策協議会等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。

＜一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合＞

災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合において、各事業者は市や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。

さらに、利用者を保護した施設が一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受け入れについても検討する。

○ 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

○ 要配慮者への配慮

利用者保護に当たって、事業者は、市や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者に配慮する。

○ 利用者に対する情報提供

事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。

例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性や状況に応じた多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

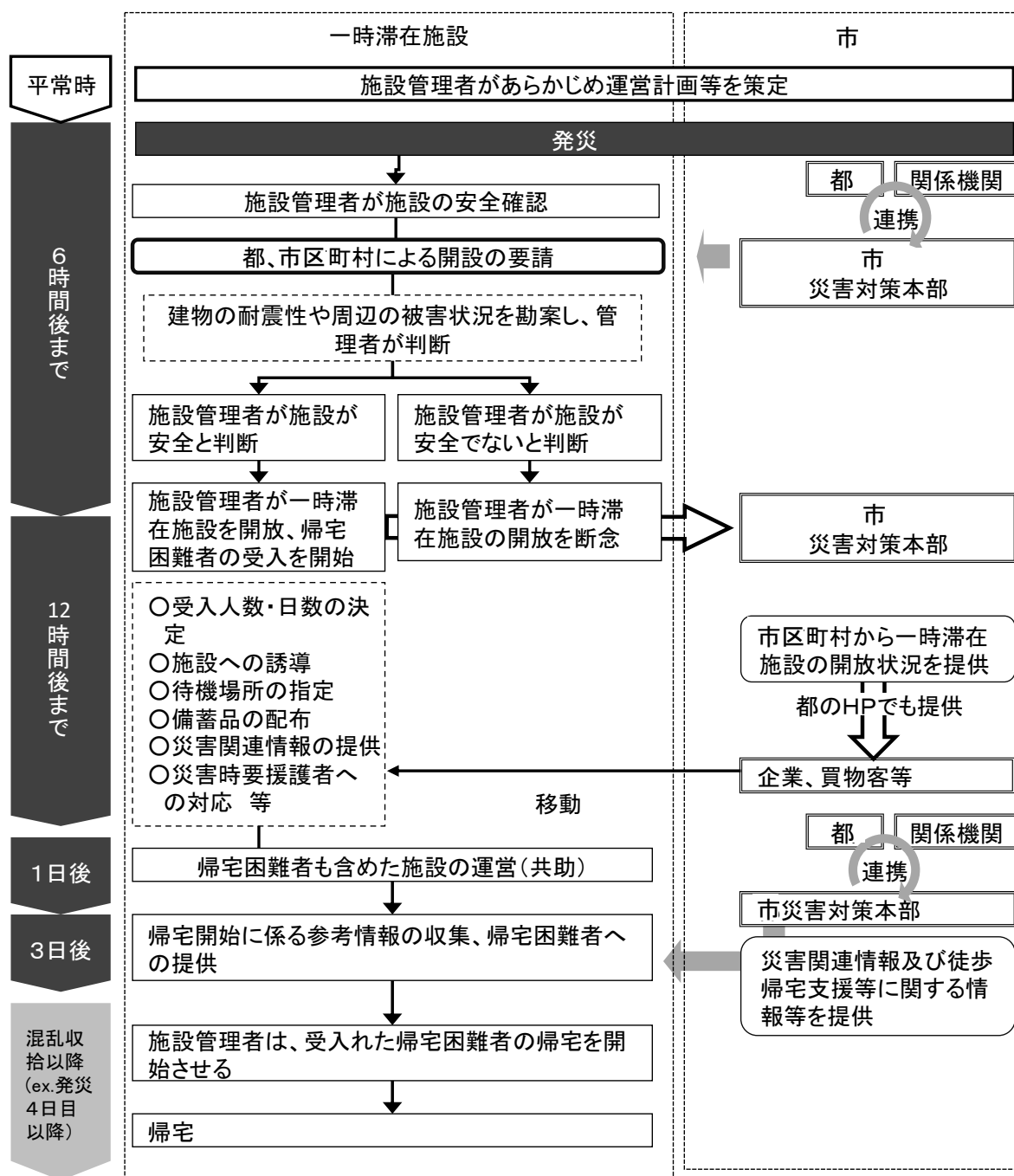
第2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

○ 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは市からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げない。

○ 開設後、施設管理者は市へ一時滞在施設の開設を報告する。

○ 市は、一時滞在施設の開設状況等の情報を武蔵野警察署及び武蔵野消防署に連絡する。

【図表3-7-5 一時滞在施設運営のフロ



災害関連情報については、都、国、市区町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

市や都の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

【図表3-7-1 一時滞在施設の運営の流れ】

○ 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後から概ね6時間後まで） ・ 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認 ・ 施設内の受入スペースや立入禁止区域の設定 ・ 感染症対策の実施 ・ 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備 ・ 施設利用案内の掲示等 （施設の入口や施設内の目に触れる所に下記の趣旨の文章を掲示する。） 「共助の観点から管理者が自主的に施設を開放していること。」 「一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解した上で、施設内において行動すること。」 ・ 市等への一時滞在施設の開設報告
○ 帰宅困難者の受入等（おおむね12時間後まで） ・ 帰宅困難者の受入開始 ・ 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給 ・ し尿処理・ごみ処理のルール確立 ・ テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達 ・ 受入可能人数を超過した場合の市等への報告
○ 運営体制の強化等（おおむね1日後から3日後まで） ・ 受入者も含めた施設の運営 ・ 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供
○ 一時滞在施設の閉設（おおむね4日後以降） ・ 一時滞在施設閉設の判断 ・ 帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導 市等への一時滞在施設の閉設報告及び市へ施設の提供に要した経費の報告

第2節 帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の保護

【災対市民部 帰宅困難者対策班、災対教育部 避難所班、災対子ども家庭部 避難所班、災対都市整備部 帰宅困難者対策班、災対教育部 帰宅困難者対策班、学校、保育園・幼稚園等】

第1 学校・保育園等の対応

- 学校・保育園・学童クラブ等は、園児・児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。園児・児童・生徒等の安否等について、事前に定めてある手段により、保護者へ連絡する。加えて、帰宅困難者である保護者の状況を確認する。
- 学校・保育園・学童クラブ等は、園児・児童・生徒等を保護した場合、対応状況を市へ報告する。
- 園児・児童・生徒等の保護に際しては、安全面に十分に配慮した態勢で実施する。

第3節 事業所等における帰宅困難者対策

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 帰宅困難者対策班、災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班、災対都市整備部 帰宅困難者対策班、災対教育部 帰宅困難者対策班、事業所、武蔵野商工会議所】

第1 事業所による従業員等の施設内待機

- 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
- 市及び国や都の一斉帰宅抑制の呼び掛け等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各企業等の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

第2 施設内に待機できない場合の対応

- 建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設や避難場所等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。
また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

第3 防災活動への参加

- 事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に災害時要援護者の保護等）に努める。

第4 情報提供体制の確保

- 事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する。

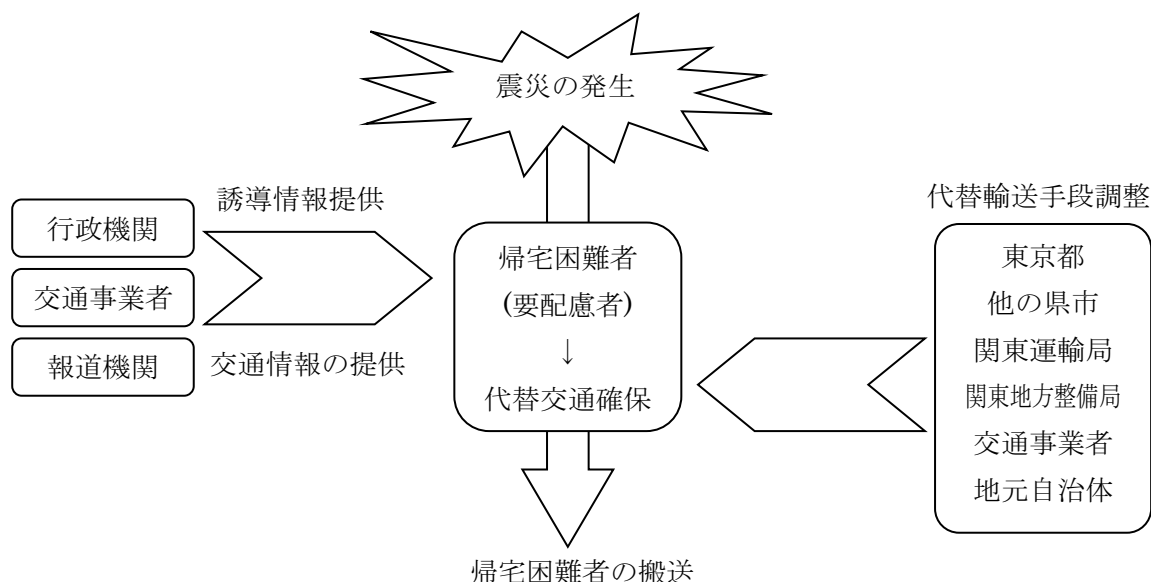
復旧対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 代替輸送手段の確保	本部管理部 本部管理班 災対市民部 帰宅困難者対策班 災対都市整備部 交通対策班 災対都市整備部 帰宅困難者対策班 災対教育部 帰宅困難者対策班	都 関東運輸局 鉄道事業者 バス事業者
第2節 徒歩帰宅者の支援		都 武蔵野警察署 武蔵野消防署 日赤東京都支部 日本郵便 事業者 災害時帰宅支援ステーション

第1節 代替輸送手段の確保

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 帰宅困難者対策班、災対都市整備部 交通対策班、災対都市整備部 帰宅困難者対策班、災対教育部 帰宅困難者対策班、都、関東運輸局、鉄道事業者、バス事業者】

【図表3-7-3 代替輸送手段確保のフロー】



第1 鉄道運行情報の提供

1 市

- 市は、鉄道事業者からの情報を収集し、もしくは都等から情報提供を受けるなどして情報を収集・集約し、むさしの防災・安全メール、緊急速報メール等を活用して、市民に提供する。

2 都

- 鉄道事業者からの情報を集約し、災害情報提供システムなどを活用して、市民に提供する。

3 関東運輸局

- 管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行う。

4 鉄道事業者

- 折り返し運転等の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を市や都に提供するとともに、利用者に提供する。

5 バス事業者

- バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を市や都、報道機関に提供する。

第2 代替輸送手段の確保

1 市及び都

- 市は都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
- 都はバスによる代替輸送手段を確保する。

2 関東運輸局

- 交通の認可を速やかに行う。

3 バス事業者

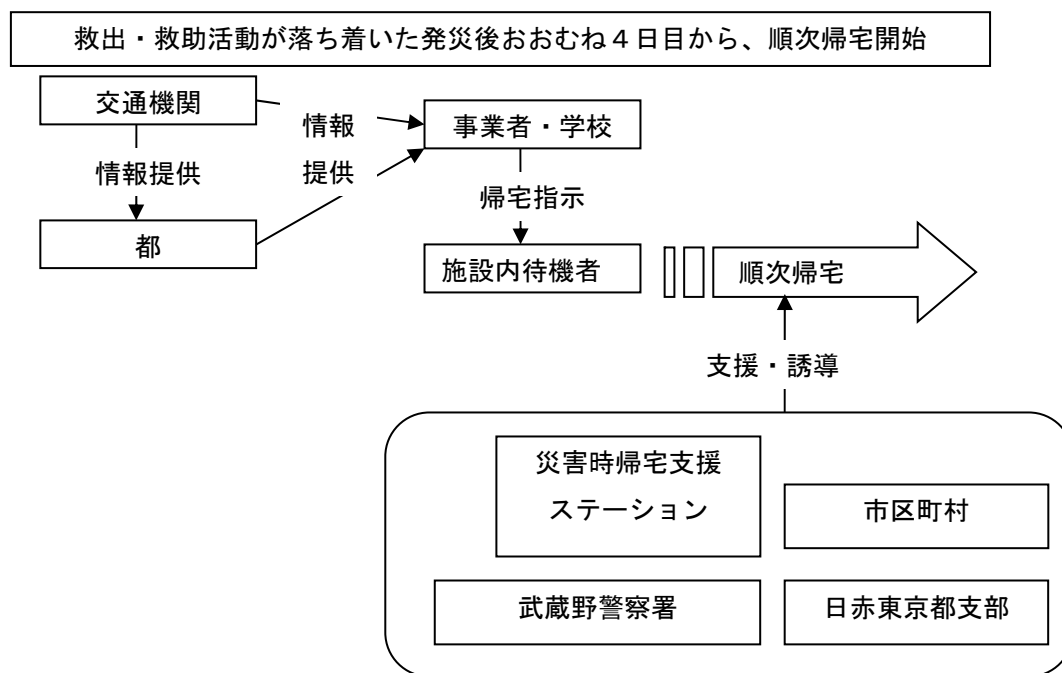
- バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。

第2節 徒歩帰宅者の支援

【都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、日赤東京都支部、日本郵便、事業者、災害時帰宅支援ステーション】

- 一斉帰宅抑制の実施後、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は原則として徒歩で帰宅するよう促す。
- また、首都直下地震等の災害時には、発災後3日を経過しても公共交通機関が復旧しない可能性がある。
- そのため、徒歩帰宅者が発生した場合の帰宅支援体制を実施する。

【図表3-7-4 徒歩帰宅支援のフロー】



第1 徒歩帰宅者への支援

1 市

- 市は帰宅徒歩訓練の実施等を踏まえて、事業者と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。

2 都

- 都は、帰宅支援対象道路として指定した16路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に提供する。

（資料第24（帰宅支援の対象道路（16路線）））

第7章 帰宅困難者対策

【復旧対策】第2節 徒歩帰宅者の支援

【災害時帰宅支援ステーション】

指定されている施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

3 武蔵野警察署

- 交通規制資器材を活用した誘導の確保等を行うとともに、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を帰宅困難者や市等に行う。

4 武蔵野消防署

- 火災情報、危険箇所等を市等に情報提供する。

5 日赤東京都支部

- 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。

6 武蔵野郵便局

- 郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。

7 事業者等

- 事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。
- 事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

第3部 施策ごとの具体的計画(予防・応急・復旧計画)

第8章 避難者対策

本章における対策の基本的考え方

高齢者・障害者・難病患者等の避難行動要支援者の安否確認及び避難支援は、被害を最小限に食い止めるため、地域全体で取り組むべき重要な課題である。また、おもいやりルームや福祉避難所等を災害時に円滑に開設・運営するために、おもいやりルームの確保や福祉避難所運営マニュアルの整備を行う。

住民の避難に備え、事前に避難所や広域避難場所等の指定とその整備に取り組んでおくことが必要である。また、避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるためには、地域住民による避難所運営が重要である。運営内容についても女性や乳幼児等、要配慮者の視点に立った対応が十分に図れるよう事前に整備する。

対策の全体像

現在の到達状況

- 市はこれまで福祉避難所の指定や、社会福祉施設と協定を締結してきた。平成 23 年 11 月 30 日に「福祉避難所連絡会議」を開催し、震災の対応や備蓄の状況について情報交換が行われた。現在、おかゆ缶などの食料品や毛布等を社会福祉施設と協議の上、分散備蓄を行っている。
- 総合防災訓練においては、避難行動要支援者の安否確認訓練、おもいやりルーム・福祉避難所と地域の連携訓練に取り組んでいる。
- 平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正に伴い、各自治体には避難行動要支援者名簿の整備が求められた。本市では平成 26 年度に「災害時避難行動支援体制検討委員会」を設置し、災害時要援護者対策事業との整合をとりつつ、避難行動要支援者に対する支援体制について検討を行った結果、今後の方向性が示された。
- 市立小・中学校 18 校及び都立高校 2 校のグラウンドを一時集合場所に指定するとともに、その校舎及び体育館等を避難所に指定している。
- 避難所の管理運営については、「武蔵野市避難所運営の手引き（平成 30 年 12 月）」、「武蔵野市避難所運営の手引き（新型コロナウイルス感染症対策）（令和 2 年 9 月）」を作成している。
- 同じく新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、自宅が安全ならば必ずしも避難所へ避難する必要がないことなど、自身の安全を守る避難行動について体系立てた周知を行った。
- 要介護高齢者や乳幼児などへの対応として、おむつ、お粥缶、粉ミルク、哺乳瓶、生理用品などを備蓄するとともに、避難者のプライバシー確保のために、間仕切りやプライベートルームの備蓄をしている。

課題	対策の方向性	到達目標
各避難所における避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等の避難支援体制を検討・整備の必要	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿作成及び避難所・関係機関・団体への配備。
	避難行動要支援者の支援体制の構築	各避難所の避難行動要支援者に対する安否確認・避難支援体制構築。
	個別避難支援計画の作成の検討	個別避難支援計画を作成する
一定の配慮が必要な避難者などを考慮した避難所運営の検討・整備の必要	おもいやりルーム（福祉避難室）の確保と福祉避難所の運用方法等の整備	おもいやりルーム（福祉避難室）の確保、「福祉避難所運営マニュアル（ガイドライン）」の作成、「介護トリアージ（仮称）」の開発。
	外国人支援対策	市ホームページ等多言語による防災知識の普及啓発、相談体制構築。
避難生活が長期にわたる場合に備え、避難者の多様なニーズに対応したより一層の支援を検討する必要		
男女共同参画や子育てニーズが反映される運営の仕組みづくりの必要	避難者の多様なニーズに対応した支援の充実	女性の視点や子育てニーズを反映した「避難所運営の手引き」の改訂及び女性や子育てニーズに配慮した施設・物品などの整備に努める。

具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）

- 的確な避難行動の周知
- 避難行動要支援者名簿の作成
- 個別避難計画の作成
- 避難行動要支援者の支援体制の構築

避難所・避難場所等の指定・安全化

- 避難所等の指定
- おもいやりルームの確保と福祉避難所の運用方法等の整備

避難所等の管理運営体制の整備

- 女性の視点や子育てニーズ等に配慮した避難者対策の推進
- 災害時におけるペット対策

地震直後の行動（応急対策）

発災後 72 時間以内

避難誘導

- 避難体制
- 避難行動要支援者への支援
- 「要配慮者トリアージ」の実施

避難所等の開設・運営

- 避難所の開設
- 避難所の管理・運営等
- 女性の視点や子育てニーズに配慮した避難者対策
- 応急保育体制及び応急教育体制
- おもいやりルーム・福祉避難所の開設

災害時におけるペット対策

- 避難所における動物の適正な飼養
- 被災動物の保護

被災者の他地区への移送

- 市の対応
- 都の対応

第8章 避難者対策

【予防対策】第1節 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）

予防対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）	本部管理部 本部管理班 災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班	都福祉保健局 武蔵野消防署
第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化	本部管理部 本部管理班 災対市民部 庶務班 災対市民部 支え合いステーション班 災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班 災対教育部 避難所班	都建設局
第3節 避難所等の管理運営体制の整備	本部管理部 本部管理班 災対市民部 コールセンター班 災対環境部 防疫・動物班 災対子ども家庭部 避難所班 災対教育部 避難所班	都建設局
第4節 車中泊	本部管理部 本部管理班	

第1節 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、都福祉保健局、武蔵野消防署】

第1 的確な避難行動の周知

自宅が安全ならばかならずしも避難所へ避難する必要がないこと、自宅、避難所以外の避難先へ避難する「分散避難」という考えがあることを周知し、また、自身に最適な避難行動がとれるよう備蓄の推進や、自宅の耐震化、家具の転倒防止・落下対策についても啓発していく。

第2 避難行動要支援者名簿の作成

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班】

基本方針

- 災害対策基本法の規定に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する仕組みを構築する。

1 避難行動要支援者名簿の作成

- 法律の規定では、避難行動要支援者の概念には、避難支援等関係者に対する事前の情報提供に同意・不同意の者も含まれている。しかし、本市は、これまで事前同意のある者の名簿を整備し、災害時要援護者対策事業を実施してきたことから、便宜上、避難支援等関係者に対する事前の情報提供に同意している者を「災害時要援護者」、同意していない者を「未同意

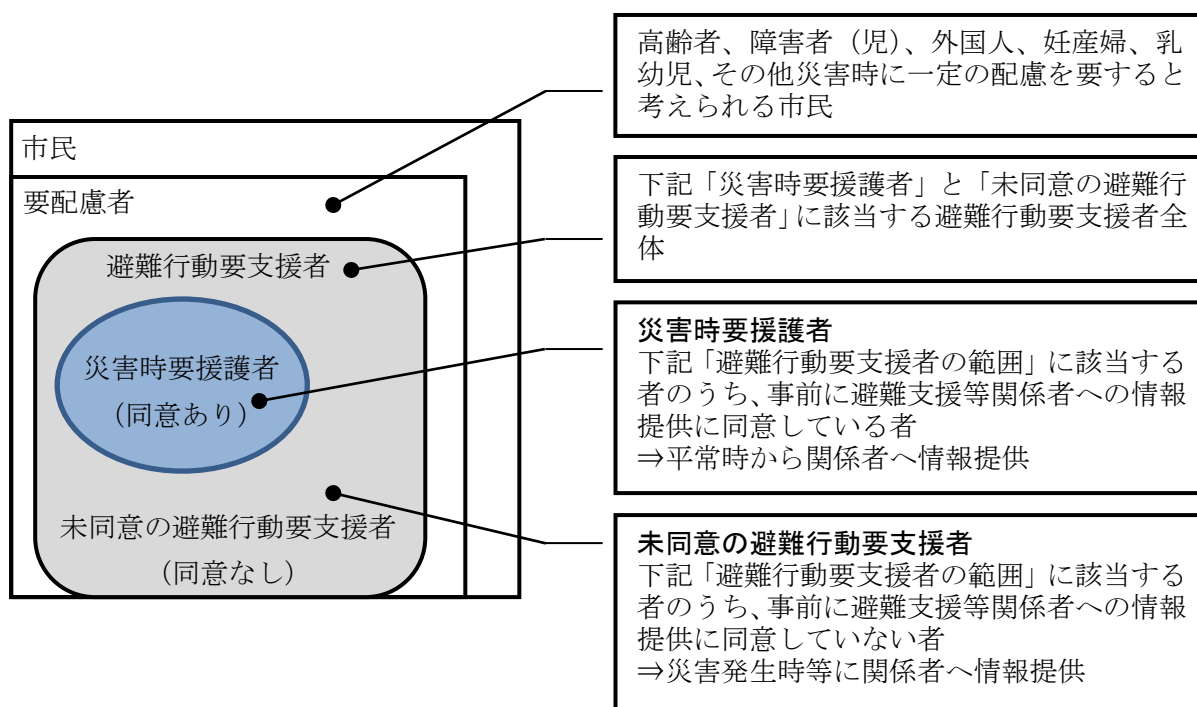
第8章 避難者対策

【予防対策】第1節 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）

の避難行動要支援者」として定義する。なお、本計画において、避難行動要支援者とは、「災害時要援護者」及び「未同意の避難行動要支援者」両者を指す。

- 市は、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、高齢者、障害者（児）、外国人、妊産婦、乳幼児等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を対象とした避難行動要支援者名簿を作成する。
- また、市は、これまで災害時要援護者対策事業を実施してきたことから、災害時要援護者の名簿（以下、「災害時要援護者名簿」という。）も併用して活用する。

【図表9-1 避難行動要支援者等の定義】



(1) 避難行動要支援者の範囲

- 避難行動要支援者の範囲を以下のとおり定める。

【図表9-2 避難行動要支援者の範囲】

対象	要件
高齢者	要介護3～5に認定されている者等
障害者（児）	次の①～④のいずれかに該当する者 ①身体障害者手帳1・2級の第1種（心臓・腎臓機能障害のみを除く） ②愛の手帳1・2度 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級で単身世帯 ④市の生活支援を受けている難病患者
その他	その他市長が認める者等（上の高齢者・障害者（児）の範囲にあてはまらない災害時要援護者を含む）

※上記避難行動要支援者の範囲のうち、平常時から避難支援等関係者で情報共有することについて事前同意がある者は、災害時要援護者となる。

第8章 避難者対策

【予防対策】第1節 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）

(2) 避難行動要支援者名簿の更新

- 未同意の避難行動要支援者名簿の一斉更新を1年に1度行う。更新にあたっては、要件に該当する者を抽出し、管轄区域の民生委員・在宅介護・地域包括支援センター・基幹相談支援センターが確認し、名簿に掲載すべき者の追加や掲載不要な者の削除を行う。
- 災害時要援護者名簿は2カ月に1度更新を行う。災害時要援護者及びその支援者の市内転居、市外転出、死去など異動情報を抽出する。

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

- 未同意の避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりとする。

区分	記載事項
災害対策基本法で定める事項(同法第49条の10第2項第1号から第6号)	氏名、生年月日、性別、住所又は居所、避難支援等を必要とする事由
市長が必要と認める事項(同法同項第7号)	年齢、台帳保管避難所名、民生委員氏名、担当在宅介護・地域包括支援センター名

- 災害時要援護者名簿の記載事項は、次のとおりとする。

区分	記載事項
災害対策基本法で定める事項(同法第49条の10第2項第1号から第6号)	氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由
市長が必要と認める事項(同法同項第7号)	年齢、台帳保管避難所名、支援者氏名、世帯状況、独居時間の有無、民生委員氏名、担当在宅介護・地域包括支援センター名

(4) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- 市は、名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市関係部署及び関係機関で把握している必要な情報を集約するように努める。

2 名簿情報の提供

(1) 避難支援等関係者に対する名簿情報の事前提供

- 市は、災害の発生に備え、本人の同意が得られた災害時要援護者名簿情報を、次の避難支援等関係者に対して、事前に提供する。

災害時要援護者名簿を事前に名簿情報を提供する避難支援等関係者	①武蔵野市地域福祉活動推進協議会「以下、地域社協（福祉の会）という。」 ②武蔵野市在宅介護・地域包括支援センター ③武蔵野警察署 ④武蔵野消防署 ※①及び②への名簿提供は、担当している地域のみ名簿とする。
--------------------------------	---

(2) 避難支援等関係者に対する災害時の名簿情報提供

- 市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要と認めるときには、次の避難支援等関係者に対して、名簿情報を提供する。

災害時において避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者	①安否確認コーディネーター ②安否確認チーム ③武蔵野警察署 ④武蔵野消防署 等
--------------------------------	---

※安否確認コーディネーター

主に未同意の避難行動要支援者の安否確認のリーダーで、未同意の避難行動要支援者の安否確認を行う安否確認チームの編成や、安否確認結果の集約、避難支援コーディネーターに避難が必要な避難行動要支援者の情報を提供する等を行う者。避難所運営組織やシルバー人材センター等の者が中心に担う。

※安否確認チーム

主に未同意の避難行動要支援者の安否確認を行うチーム。チームメンバーは、避難所に参集したシルバー人材センター会員、地域社協（福祉の会）の運営委員、支援者、その他市民、ボランティアなどが担う。

(3) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

- 市は、名簿情報の情報漏えいを防止するため、下記の措置を講ずる。

- ・未同意の避難行動要支援者名簿、災害時要援護者名簿及び災害時要援護者登録台帳（個票）は、全て市及び避難所等の鍵のかかる保管庫にて保管する。
- ・未同意の避難行動要支援者名簿について、各避難所に配備される名簿の対象者は、市内全ての避難行動要支援者ではなく、各避難所対象居住地域別の避難行動要支援者のみとする。
- ・災害時要援護者名簿について、各地域社協・在宅介護・地域包括支援センターが共有する範囲は市内全域ではなく、それぞれが所管する範囲の災害時要援護者のみとする。
- ・市は、避難支援等関係者の個人情報の取扱いについて、避難行動要支援者の利益が損なわれないよう、避難支援等関係者に説明する。
- ・避難行動要支援者等の個人情報目的外使用されないよう徹底する。
- ・市は、避難支援等関係者に対する個人情報に関する研修等を行い、適正な取扱いに努めるよう求める。

第3 個別避難計画の作成

- 令和3年5月に災害対策基本法が一部改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成することが努力義務とされた。個別避難計画について、地域防災計画において定める必須事項は以下のとおりである。

地域防災計画において定める必須事項

- ①個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
- ②避難支援等関係者となる者
- ③個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

第8章 避難者対策

【予防対策】第1節 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）

- ④個別避難計画の更新に関する事項
- ⑤個別避難計画情報の提供に際し、情報漏洩を防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- ⑥要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ⑦避難支援等関係者の安全確保

- 内閣府作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改訂）」において、「個別避難計画の作成に当たっては、市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に作成されるよう、優先度が高い方から作成することが適当であり、優先度が高いと市町村が判断したものについて、地域の実情を踏まえながら、改訂法施行後からおおむね5年程度で取り組むよう記載があり、これに則って令和8年5月までに取り組みを進める。

第4 避難行動要支援者の支援体制の構築

【災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班】

基本方針

- これまで構築してきた災害時要援護者の安否確認体制のみならず、避難行動要支援者全体の安否確認体制及び避難支援体制を関係機関・団体と連携しながら構築していく。

1 避難行動要支援者名簿を活用した避難支援体制の整備

(1) 災害時要援護者の安否確認体制の強化

- 市は、災害時要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、管理・共有するとともに、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の支援者を定める等、具体的な避難支援計画（避難支援プラン）を策定して、災害時要援護者対策を継続する。
- 市は災害時要援護者の安否確認を行う支援者のために、武蔵野市災害時要援護者対策事業支援者標準マニュアルを作成し、運用してきた。今後、既存の支援者マニュアルを改訂・充実していく。
- 市は、災害時要援護者の安否確認情報を集約する「安否確認情報シート」について市統一様式を定め、活用していく。

(2) 未同意の避難行動要支援者の安否確認体制の構築

- 市は、あらかじめ各避難所において、避難所運営組織やシルバー人材センター等関係団体の中から、未同意の避難行動要支援者の安否確認を行うためのコーディネーターを優先順位をつけて複数選任し、安否確認体制を構築する。
- 市は、マンション等集合住宅の安否確認はマンション等集合住宅内で行うことを原則とし、自主防災組織の設立を促すとともに、マンション等集合住宅の自主防災組織（以下、「集合住宅自主防災組織」という。）に対し、集合住宅自主防災組織内の住民の安否確認体制を構築するよう働きかける。

- 市は、災害時要援護者のみならず、避難行動要支援者全体の名簿を管理することを可能とした災害時要援護者業務システムを運用し、発災時に円滑に名簿等が活用されるよう、必要に応じてさらなる機能充実を図る。
- 市は、未同意の避難行動要支援者に対する安否確認チームや避難が必要となった場合の避難支援チームとの連携等について、武蔵野市災害時要援護者対策事業支援者標準マニュアルを改訂・充実していく。
- 市は、未同意の避難行動要支援者の安否確認情報を集約する「安否確認情報シート」について市統一様式を定め、活用していく。

(3) 避難行動要支援者の避難支援体制の構築

- 市は、あらかじめ各避難所において、避難所運営組織、市民安全パトロール隊、防災推進員等関係団体の中から、避難支援コーディネーターを優先順位をつけて複数選任し、避難支援体制を構築する。
- 市は、集合住宅自主防災組織に対し、集合住宅自主防災組織内の住民の避難支援体制を構築するよう呼びかける。

(4) 避難支援等関係者の安全確保

- 避難支援等関係者本人又はその家族等の生命・身体の安全が図られることが、避難行動支援体制の大前提であることから、市は、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(5) 事業者等による生活状況把握及び生活支援の仕組みづくり

- 避難行動要支援者は平常時、医療・福祉・介護等事業者、在宅介護・地域包括支援センター、基幹相談支援センター等（以下、「医療・福祉・介護事業者等」）を利用していることも多いことから、事業者等は、発災時における利用者の生活状況把握や、生活支援の仕組みづくりに努める。

(6) 自宅生活継続の仕組みづくり

- 避難行動要支援者であっても自宅生活の継続が可能な者に対する情報、食料、生活用品、サービス等の生活継続支援活動については、避難支援チーム、民生児童委員、在宅介護・地域包括支援センター、被災地外からのボランティア、医療・福祉・介護等事業者等が連携して行う仕組みづくりを構築する。

2 情報伝達体制の整備

(1) 情報伝達体制の強化

- 市は、消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達方法を明確にし、発災時は福祉関係者と連携しつつ、情報伝達を実施する。
- 避難行動要支援者に対する安否確認は震度5弱以上で発動するが、支援者への安否確認スタートの合図としてサイレン等で合図ができるよう整備を推進する。
- 今後、要配慮者に対する情報提供手段として、例えば視覚障害者・聴覚障害者に対し、防災・安全メールへの登録促進とともに、受信メールを読み上げる携帯電話等の普及啓発

第8章 避難者対策

【予防対策】第1節 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）

などの情報提供手段の確保や、災害時には避難所に手話通訳者が参集し、災害情報等を提供するなど専門性のある支援体制の整備に努める。

(2) 緊急通報システムの活用

【災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、都福祉保健局】

- 市は、おおむね 65 歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯やぜんそくの発作など慢性疾患など健康上に不安のある市民の安全を確保するために行っている緊急通報装置の貸与事業を引き続き継続実施していく。
- 都は 65 歳以上の病弱な一人暮らしの高齢者や 18 歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するために、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの活用を促進する。

3 防災訓練の充実

【災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班】

- 防災訓練を実施するにあたっては、災害時要援護者と避難支援等関係者の両者に参加を呼びかけ、情報伝達、安否確認及び避難支援等について実地訓練を行う。また、平常時は公開できない未同意の避難行動要支援者名簿については、疑似名簿を作成して訓練を行う。
- 避難行動要支援者の防災訓練の機会を拡充するとともに、訓練参加者が実際に車いすで避難し、その支援を経験するなど、避難支援の実際を体験する機会を充実させ、訓練参加者の防災意識を高めることに努める。

4 消防ふれあいネットワークの推進

【武蔵野消防署】

- 武蔵野消防署は、災害時要援護者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。
 - ア 総合的な防火防災診断による災害時要援護者の実態把握及び災害時要援護者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
 - イ 社会福祉施設等の被災に備え、自主防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 庶務班、災対市民部 支え合いステーション班、
災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対教育部 避難所班、都建設局】

基本方針

- 地震等による家屋の倒壊、焼失等で、自宅で生活を継続できなくなった避難者を受け入れるため、各種の避難所等を事前に指定し整備する。

【避難者数の算出方法】

- 建物被害に伴い避難する人、ライフライン被害に伴い避難する人、高層階に居住しエレベーター被害等に伴い避難する人を避難者として定義する。
- 避難者数については、「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月東京都防災会議公表）」を使用する。

避難者数 = (建物被害による避難者数) + (ライフライン被害による避難者数)
+ (エレベーター停止による避難者数)

(建物被害による避難者数) = (全壊・焼失人口) × 100% + (半壊人口) × 50.3%

(ライフライン被害による避難者数) =

(断水人口) × (ライフライン被害による避難率※)

(エレベーター停止による避難者数) =

(共同住宅の6階以上に居住する人口) × (エレベーター停止率)

× (エレベーター停止による避難率※)

※：これらの避難率は時系列変化

第1 避難所等の指定

【本部管理部 本部管理班】

1 一時集合場所・避難所の指定

(1) 一時集合場所

- 地震等が発生した際に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する市立小・中学校 18 校及び都立高校 2 校のグラウンド中央を一時集合場所に指定している。

(2) 避難所

- (1) 地震等による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時的に受入れ、保護するために開設する学校（市立小・中学校 18 校及び都立高校 2 校）

第8章 避難者対策

【予防対策】第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化

の校舎及び体育館等を避難所に指定している。都立高校は協定により避難所として指定しているが、市立小・中学校とは位置づけの違いにより運用面に差が生じている。今後連携の強化を図る。

(資料第15 (指定避難所の面積及び収容人員))

- (2) 私立学校（小・中・高校・大学）の施設を避難所として活用できるよう検討する。
- (3) 避難所の収容基準は、2人あたりおおむね3.3㎡（感染症対策時は9㎡）とする。
- (4) 避難所に指定した施設の利用範囲等については、あらかじめ施設管理者等と協議し授業再開を念頭に置いた避難所として、利用範囲、利用方法、運営方法等の基準を定めておく。
- (5) 高齢者や障害者・妊婦など、専門的ケアは必要ないが配慮が必要な避難者のために、避難所内に一般避難者スペースとは別におもいやりルーム（福祉避難室）を設置する場所を定めておく。
- (6) 迅速に避難所を開設備営するため、応急危険度判定員（避難所施設等安全点検スタッフ）との連絡体制の強化と安全点検マニュアル作成の検討を進める。
- (7) 市は武蔵野消防署と協力し、避難所周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利基準に基づき、当該地域に防火水槽等の震災時消防水利を確保する。
- (8) 武蔵野消防署は、指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について確認し、必要に応じて行政指導を行う。

【図表8-2-1 一時集合場所・避難所一覧】

名 称	所 在 地
第一小学校	吉祥寺本町4-17-16
第二小学校	境4-2-15
第三小学校	吉祥寺南町2-35-9
第四小学校	吉祥寺北町2-4-5
第五小学校	関前3-2-20
大野田小学校	吉祥寺北町4-11-37
境南小学校	境南町2-27-27
本宿小学校	吉祥寺東町4-1-9
千川小学校	八幡町3-5-25
井之頭小学校	吉祥寺本町3-27-19
関前南小学校	関前3-37-26
桜野小学校	桜堤1-8-19
第一中学校	中町3-9-5
第二中学校	桜堤1-7-31
第三中学校	吉祥寺東町1-23-8
第四中学校	吉祥寺北町5-11-41
第五中学校	関前2-10-20
第六中学校	境3-20-10
都立武蔵高校	境4-13-28
都立武蔵野北高校	八幡町2-3-10

○ 避難所運営組織の指定

各避難所には、避難所運営を行う組織を指定している。組織の名称及び対象避難所は以下の通りである。

【図表8-2-2 避難所運営組織と活動避難所】

避難所運営組織	活動避難所
境南地域防災懇談会	境南小学校
南町防災ネットワーク	第三小学校
一小地域防災ネットワーク	第一小学校
大野田地域防災の会	大野田小学校・第四中学校
東部防災会	本宿小学校・第三中学校
関前防災会	関前南小学校・第五中学校
四小地域防災会	第四小学校
千川地域防災会	千川小学校・武蔵野北高校
武蔵境自主防災会	第二小学校・第六中学校・武蔵高校
一中地域防災会	第一中学校
井之頭小学校避難所運営協議会	井之頭小学校
桜野地域防災ネットワーク	桜野小学校・第二中学校
第五小学校避難所運営協議会	第五小学校

2 広域避難場所の指定

【本部管理部 本部管理班、都建設局】

- 大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースを避難場所(広域避難場所)として指定している。

【図表8-2-3 広域避難場所】

名 称	所 在 地
グリーンパーク	吉祥寺北町5丁目、緑町2・3丁目、八幡町2丁目
成蹊学園グラウンド	吉祥寺北町3丁目
井の頭恩賜公園	御殿山1丁目
小金井公園	桜堤3丁目、小金井市関野町1・2丁目他
国際基督教大学周辺	三鷹市大沢3丁目他
東京女子大学周辺	杉並区善福寺2丁目

(資料第16(一時集合場所・避難場所(広域避難場所)一覧))

- グリーンパークの都立武蔵野中央公園に「貯留式マンホール型トイレ」18基設置済み。
井の頭恩賜公園に「下水直結式マンホール型トイレ」21基設置済(平成29年度)。
- 都は、防災活動拠点や避難場所に指定されている既設の都立公園において、震災時に必要となる臨時のヘリポート、避難した都民や帰宅困難者のための防災トイレ、非常用照明設備、避難誘導灯、公園の入口から園内の拠点(避難場所やヘリポート等)への車両動線の確保など、防災関連施設を整備してきた。引き続き、災害や停電時においても主要公園施設の機能を維持するために必要な設備等の充実を図っていく。

第8章 避難者対策

【予防対策】第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化

- 都は、震災時におけるオープンスペースとしての都立公園の円滑な利用を図るため、市や関係行政機関等と連携して「震災時利用計画」を策定する。

3 地区災害時待避所の活用

【災対市民部 庶務班】

- 災害時に生命及び身体の安全を確保するため、一時集合場所・避難所又は広域避難所へ避難する際、緊急に避難する場所として協定を締結している生産緑地及び市街化区域の農地等を地区災害時待避所として活用する。
- 防災広場、公園及びまちづくり条例に基づく公開空地等を地区災害時待避所として活用する。

(協定第23 (災害時における東京むさし農業協同組合との協力に関する協定書))

4 福祉避難所の指定

【災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班】

- 福祉避難所とは、高齢者や障害者などで、一般の避難所やおもいやりルームでの生活が困難で、特別の配慮やケアを必要とする災害時要援護者を対象とした避難所であり、市はこれまで福祉避難所の指定や、社会福祉施設と協定を締結してきた。
- 福祉避難所は、原則として耐震・耐火・鉄筋構造に加えてバリアフリーを備えた建物を利用する。

【図表 8-2-4 福祉避難所一覧 (令和4年4月1日現在)】

施設名	平常時のサービス種類等	所在地
吉祥寺ナーシングホーム	特別養護老人ホーム	吉祥寺北町2-9-2
ゆとりえ	特別養護老人ホーム	吉祥寺南町4-25-5
桜堤ケアハウス	ケアハウス	桜堤1-9-9
武蔵野館	特別養護老人ホーム	関前2-16-5
親の家	特別養護老人ホーム	八幡町3-4-18
ケアコート武蔵野	特別養護老人ホーム	境南町5-10-7
さくらえん	特別養護老人ホーム	桜堤2-8-31
市立高齢者総合センター	デイサービスセンター	緑町2-4-1
市立北町高齢者センター	デイサービスセンター	吉祥寺北町4-1-16
ぐっどういる境南	デイサービスセンター	境南町3-25-4
ハウスグリーンパーク	介護老人保健施設	緑町2-3-21
あんず苑	介護老人保健施設	境1-18-5
あんず苑アネックス	介護老人保健施設	境1-19-20
アライブ武蔵野御殿山	介護付有料老人ホーム	御殿山2-10-9
とらいふ武蔵野	特別養護老人ホーム	関前1-2-20
ナースケアたんぽぽの家	看護小規模多機能型居宅介護	関前2-24-13

第8章 避難者対策

【予防対策】第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化

サンセール武蔵野	介護老人保健施設	桜堤1-9-7
武蔵野東小学校	小学校	緑町2-1-10
武蔵野障害者総合センター	生活介護・自立訓練	吉祥寺北町4-11-16
障害者福祉センター	生活介護・自立訓練	八幡町4-28-13
わくらす武蔵野	障害者支援施設	吉祥寺北町5-7-5

5 災害時地域支え合いステーションの指定

【災対市民部 支え合いステーション班】

- 災害時におけるコミュニティセンターを「災害時地域支え合いステーション」として位置付け、地域特性に配慮した“共助の拠点”としての体制づくりを推進する。
- 「災害時地域支え合いステーション」の役割・機能について、次の6項目を地域の実情や施設・設備の状況、コミュニティ協議会の活動状況などに応じて、コミュニティ協議会と共に検討する。

- ① 防災用MC A無線や掲示板等を利用した「地域への情報発信」
- ② 在宅生活を続けられる方等への「物資配給」・「相談」
- ③ 災害時要援護者で、専門的なケアが必要ない方のための福祉避難室「おもしろいルーム」開設
- ④ 既定の学校避難所が地理的に遠い住民向けの臨時避難室開設
- ⑤ 帰宅困難者の一時滞在受け入れ
- ⑥ 既定の学校避難所では収容しきれない場合の臨時避難室開設

【図表8-2-5 コミュニティセンター一覧】

施設名	所在地
吉祥寺東コミュニティセンター	吉祥寺東町1-12-6
本宿コミュニティセンター	吉祥寺東町3-25-2
吉祥寺南町コミュニティセンター	吉祥寺南町3-13-1
御殿山コミュニティセンター	御殿山1-5-11
本町コミュニティセンター	吉祥寺本町1-22-2
吉祥寺西コミュニティセンター	吉祥寺本町3-20-17
吉祥寺西コミュニティセンター分館	吉祥寺本町4-10-7
吉祥寺北コミュニティセンター	吉祥寺北町1-22-10
けやきコミュニティセンター	吉祥寺北町5-6-19
中央コミュニティセンター	中町3-5-17
中町集会所	中町1-28-5
西久保コミュニティセンター	西久保1-23-7
緑町コミュニティセンター	緑町3-1-17
八幡町コミュニティセンター	八幡町3-3-16
関前コミュニティセンター	関前2-26-10
関前コミュニティセンター分館	関前3-16-6
西部コミュニティセンター	境5-6-20
境南コミュニティセンター	境南町3-22-9
桜堤コミュニティセンター	桜堤3-3-11

6 避難所ごとに対象となる居住地域(区割り)

【本部管理部 本部管理班】

- 避難所ごとに対象となる居住地域(区割り)を下記のとおり原則的目安として指定する。
 - ※ 原則的目安としての指定であり、地域住民による自主防災組織や避難所運営組織の設立や活動の活性化、家族で集合する避難所の話し合いへの活用などを目的とするものであり、必ず当該区割りで指定された避難所へ避難しなければならないというものではない。

【図表 8-2-6 避難所対象居住地域】

避難所名	避難所所在地	対象居住地域
第一小学校	吉祥寺本町4丁目17番16号	吉祥寺本町2丁目1番～20番 吉祥寺本町2丁目24番～34番 吉祥寺本町4丁目
第二小学校	境4丁目2番15号	関前5丁目 境2丁目1番～5番 境4丁目1番～11番
第三小学校	吉祥寺南町2丁目35番9号	吉祥寺南町1丁目～5丁目
第四小学校	吉祥寺北町2丁目4番5号	吉祥寺北町1丁目～2丁目
第五小学校	関前3丁目2番20号	西久保2丁目～3丁目 関前3丁目2番～3番
大野田小学校	吉祥寺北町4丁目11番37号	吉祥寺北町3丁目1番～9番 吉祥寺北町4丁目 緑町1丁目1番～3番 緑町2丁目1番～3番
境南小学校	境南町2丁目27番27号	境南町1丁目～5丁目
本宿小学校	吉祥寺東町4丁目1番9号	吉祥寺東町3丁目～4丁目
千川小学校	八幡町3丁目5番25号	緑町1丁目4番～8番 八幡町1丁目 八幡町3丁目～4丁目
井之頭小学校	吉祥寺本町3丁目27番19号	御殿山1丁目～2丁目 吉祥寺本町2丁目21番～23番 吉祥寺本町2丁目35番 吉祥寺本町3丁目 中町1丁目
関前南小学校	関前3丁目37番26号	関前2丁目～3丁目1番 関前3丁目4番～41番 関前4丁目
桜野小学校	桜堤1丁目8番19号	桜堤2丁目～3丁目
第一中学校	中町3丁目9番5号	中町2丁目～3丁目
第二中学校	桜堤1丁目7番31号	境5丁目 桜堤1丁目
第三中学校	吉祥寺東町1丁目23番8号	吉祥寺東町1丁目～2丁目 吉祥寺本町1丁目
第四中学校	吉祥寺北町5丁目11番41号	吉祥寺北町3丁目10番～17番 吉祥寺北町5丁目 緑町3丁目
第五中学校	関前2丁目10番20号	西久保1丁目 関前1丁目
第六中学校	境3丁目20番10号	境1丁目 境3丁目
都立武蔵高校	境4丁目13番28号	境2丁目6番～27番 境4丁目12番～16番
都立武蔵野北高校	八幡町2丁目3番10号	緑町2丁目4番～6番 八幡町2丁目

第2 おもいやりルームの確保と福祉避難所の運用方法等の整備

基本方針

- 高齢者や障害者・妊婦など、一定の配慮が必要な避難者のために、避難所内に一般避難所スペースとは別におもいやりルーム（福祉避難室）を設置する。
- 一般避難所と福祉避難所の連携を図るとともに、避難所に開設するおもいやりルーム（福祉避難室）と福祉避難所、医療機関の対象者を分類する「要配慮者トリアージ」について、引き続き研究を進める。

1 おもいやりルームの確保

【災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対教育部 避難所班】

- おもいやりルームとは、専門的なケアは必要ないが、一定の配慮が必要な避難者（要配慮者）のために、一般避難スペースとは別の独立した部屋をいう。
- 音楽室や多目的ルーム等アクセスの良い1階の教室等を「おもいやりルーム」として位置付ける。また、要配慮者の状態が多様であるため、必要に応じて「おもいやりルーム」に間仕切り等でさらに小さな空間を確保するよう努める。
- 市、学校、避難所運営組織等は連携し、平時より避難者の態様別（高齢者、障害者、乳幼児とその母親等）にどの教室・部屋を提供するのか協議を進める。
- また、同一の学校避難所敷地内にとどまらず、近隣のコミュニティセンター（災害時地域支え合いステーション）の和室等の活用も含めて検討する。
- おもいやりルームに振り分けられた人の付き添い補助や見守り、福祉避難所への搬送などについてシルバー人材センターの活用を検討する。

2 福祉避難所の指定

【災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班】

- 福祉避難所とは、高齢者や障害者などで、一般の避難所やおもいやりルームでの生活が困難で、特別の配慮やケアを必要とする災害時要援護者を対象とした避難所であり、市はこれまで福祉避難所の指定や、社会福祉施設と協定を締結してきた。
- 福祉避難所は、原則として耐震・耐火・鉄筋構造に加えてバリアフリーを備えた建物を利用する。

3 福祉避難所の運用方法等の整備

(1) 福祉避難所連絡会議の推進

- 市は平成23年11月30日に設置した福祉避難所連絡会議において、福祉避難所運営の課題解決に向けて議論を活性化させていく。

(2) 福祉避難所運用マニュアル(ガイドライン)の作成

- 福祉避難所の円滑な開設・運営を図るため、市で「福祉避難所運営マニュアル（ガイドライン）」を作成する。

- 各福祉避難所は、「福祉避難所運営マニュアル（ガイドライン）」を基に、各施設における福祉避難所運営マニュアルを作成する。
- マニュアルのほか、図上訓練や福祉避難所開設・運営訓練等を実施し、福祉避難所開設・運営の流れを確認するとともに、マニュアルの充実化を図る。

(3) 人材の確保

- 大規模災害発生当初には、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応する体制整備を進める。
- 平時から福祉、医療関係者や自主防災組織、要援護者支援協力団体等の連携を図り、福祉避難所における要援護者支援の体制を推進する。
- また、福祉避難所と地域（福祉の会など）との連携や、災害ボランティア制度などの活用も検討する。

(4) 備蓄の推進

- 社会福祉施設は、自助の対策として、自施設利用者のためのおかゆ缶、クラッカー等食料品（3日分）や毛布等の備蓄を推進する。
- 市は、当該福祉避難所と協議の上、おかゆ缶、クラッカー、魚缶詰め等の食料や毛布等を福祉避難所となる施設に整備する。
- 発電機や送迎車用燃料の確保（第2部第5章第4節P134 参照）などについて引き続き協議を進めていく。

(5) 介護用品取扱い業者との協定

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班】

- 市は災害時に福祉避難所に介護用品を供給するため、介護用品取扱い業者と協定を締結するなど、供給のために必要な体制を推進する。

4 避難者の振り分け基準「要配慮者トリアージ」の検討

【災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班】

- 避難者を一般避難所、おもいやりルーム、福祉避難所、医療機関等に振り分ける基準「介護トリアージ（仮称）」について現在日本赤十字看護大学と共同開発を進めている。
- 平成29,30年度において実施した「介護トリアージ（仮称）検討会」において検討を行った事項は以下のとおりである。
 - (1) 要配慮者トリアージにおけるフローチャート案と判断基準
 - (2) 要配慮者トリアージへの名称変更
 - (3) フローチャート案における基本的な考え方
 - ①誰が振り分けるのか ②「自己トリアージのための看板の設置」
 - ③見た目判断 ④聞き取り判断 ⑤再トリアージについて
 - (4) 振り分け区分の細分化の検討

第8章 避難者対策

【予防対策】第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化

要配慮者トリアージ 振り分け先イメージ

振り分け先	振り分け区分	備考
①病院へ搬送準備	A:感染症等	○感染症は部屋を分ける必要あり
	B:外傷等	
②福祉避難所へ搬送準備		○寝たきり、車いす・担架搬送
③おもいやりルーム (福祉避難室)	大人A:適応障害等	○使用可能室数(学校(教室・会議室)等)により、 地域ごとに振り分けは検討 ○優先階(例:適応障害でADL自立であれば2階以上 可能) ○子どもA・Bを区別する必要なし
	大人B:ADL低下等	
	子どもA:親と一緒に(3歳未満)	
	子どもB:親と一緒に(15歳未満)	
④一般避難所 (学校体育館等)	その他	○体育館の中でも「〇〇用スペース」を設ける。 (例:入り口近く、トイレ近くなど)

(5) 検討会におけるトリアージ後の部屋割りのシミュレーション

振り分け区分		選定した部屋	理由
①病院へ搬送準備	A 感染症	【1階】 会議室	感染症は隔離が必要となるため、人の行き来が 少ない1階の校舎端にある部屋が望ましい。
	B 外傷等	【1階】 特別教室集会室	外傷等により身体が不自由なことが想定され、 病院への円滑な搬送を行うため、1階の 部屋が望ましい。
②福祉避難所へ搬送準備		【1階】 特別教室	ADLが低下した状態像が想定され、福祉避難 所への円滑な搬送を行うため、1階の部屋が 望ましい。
③おもいやりルーム	大人A: 適応障害等	【2階】 特別教室	ADLが自立している場合は、2階の部屋でも 避難生活は可能。
	大人B: ADL低下等	【1階】 普通教室	ADLが低い状態の避難者は、1階の部屋が望 ましい。
	大人C: 妊産婦	【2階】 会議室	切迫流産等のおそれがない場合は、2階の部 屋でも避難生活は可能。
	子どもA:親と一 緒(3歳未満)	【2階】 (体育館棟)プレ イルーム	見守りの点からも子どものみの部屋はつくら ず、大人の目が届くようAとBを同じ部屋に した。
	子どもB:親が不 在(15歳未満)		
④一般避難所		体育館	

- 開発にあたっては、東日本大震災における事例研究や図上訓練を行い、明らかになった問題・課題を整理し、その結果を「介護トリアージ(仮称)」の具体的運用に活用した。
- 災害時に「要配慮者トリアージ」を行うこととなる市民、医療従事者、福祉関係者等へ訓練を行い、「要配慮者トリアージ」の周知徹底を図るとともに、トリアージ技術の向上を図る。

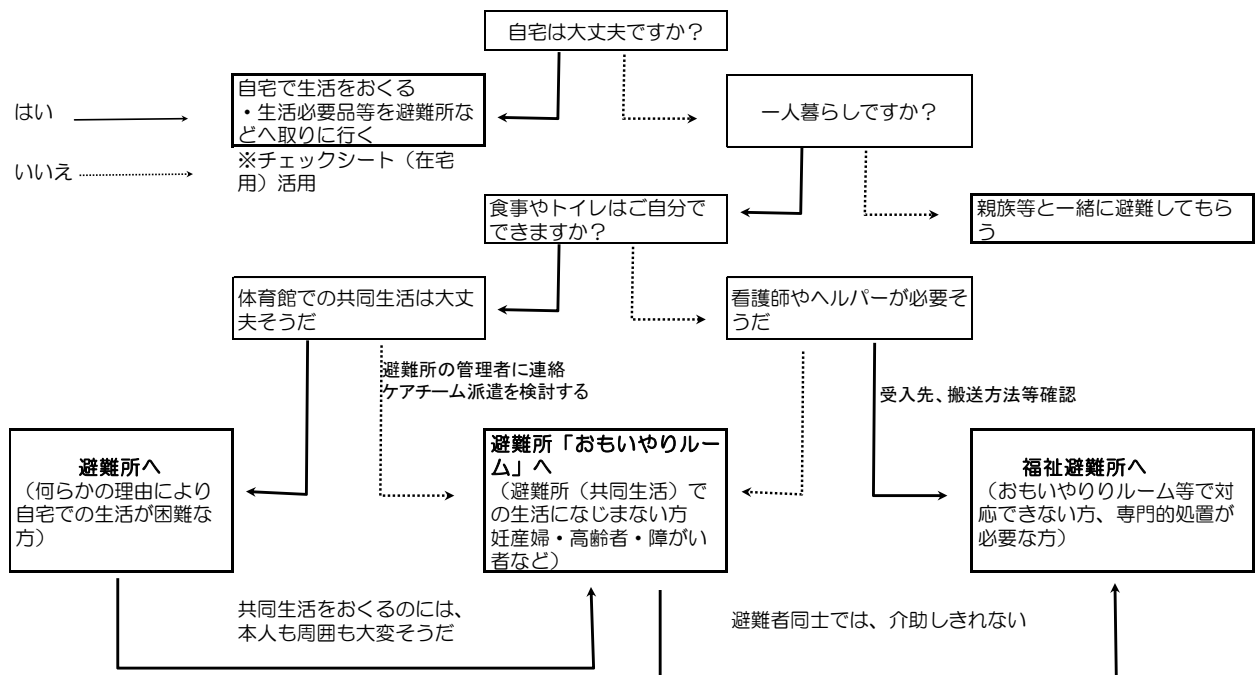
5 学校改築時の避難所機能確保について

- 令和2年3月に策定された武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、市立小・中学校16校が順次改築されていく。その間の避難所機能確保については、仮設校舎を利用した避難スペースの確保や、避難所開設・運営に必要な資機材の移設などを行っていく。また工事期間中で利用できない避難所については他の避難所を案内する等の広報を行う。

【図表 8-2-7 「要配慮者トリアージ」の 카테고리イメージ】

カテゴリー	内 容
4	一般避難所（学校体育館等）に滞在可能な人
3	おもいやりルーム（福祉避難室）での一定の配慮が必要な人
2	福祉避難所でのケアが必要な人
1	医療機関での医療行為が必要な人

【図表 8-2-9 「要配慮者トリアージ」による振り分けイメージ】



【予防対策】第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化

避難支援連携シート

＜発災（ステージ1）～在宅（ステージ3）へ＞

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----|-----------------------------|----------------------------------|------------------------------|------------|-----------------------------|----------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|-----|---|---|----|----|----|-----------------------------|-------------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------------|-----------------------------|-----|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------|---|----------------------------|----------------------------------|------------------------------|----------------------------|----------------------------------|------------------------------|----|-----------------------------|--------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| 記載日 | 年 | 月 | 日 | 記載者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ふりがな
氏名 | 様
(男 女) | | | | ご家族・キーパーソン (お名前、続柄等) | 介護区分・手帳区分等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 生年月日 T・S・H 年 月 日 () 歳
西暦 19 年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住所 | 町 丁目 番 号 | | | | 現住所: | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難所 | | | | | 緊急連絡先: 氏名 () | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活状況 | 平常時主な日常生活上の活動 (内服薬、自己注射、活動内容、自主訓練等)
<div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> 03691215182124 </div> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ご本人・ご家族から | 平常時利用しているサービス
①訪問看護 ②訪問介護 ③訪問リハビリ ④訪問入浴 ⑤通所リハビリ ⑥通所介護 ⑦居宅療養管理指導 ⑧配食 ⑨生活支援ヘルパー ⑩自費ヘルパー | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width:10%;">月</td> <td style="width:10%;">火</td> <td style="width:10%;">水</td> <td style="width:10%;">木</td> <td style="width:10%;">金</td> <td style="width:10%;">土</td> <td style="width:10%;">日</td> </tr> <tr> <td>午前</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | | | | | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 午前 | | | | | | | 午後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 午前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 午後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 状態 | 身長()cm 体重()kg: 増減()kg/直近3か月
利き手(右 左) 義歯 ☐ 有(上 下)
病歴: . 年 月→現在
. 年 月→現在
. 年 月→現在
栄養状態(良 不良) | | | | | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 食事
☐ 自立 ☐ 見守り ☐ 一部介助 ☐ 介助
☐ 経口 口:主食(米飯 粥) 副食(常 きざみ)
(経鼻 経胃)()Fr 管交換()週ごと | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4">屋 内</td> <td colspan="4">屋 外</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top;">移動</td> <td>歩行</td> <td>☐自立</td> <td>☐伝い歩き</td> <td>☐見守り</td> <td>☐介助</td> <td>☐自立</td> <td>☐補助具使用</td> <td>☐介助</td> </tr> <tr> <td>重いす</td> <td>☐自操</td> <td>☐見守り</td> <td>☐介助</td> <td>☐介助</td> <td>☐自操</td> <td>☐見守り</td> <td>☐介助</td> </tr> <tr> <td>歩行器</td> <td>☐自操</td> <td>☐見守り</td> <td>☐介助</td> <td>☐介助</td> <td>☐自操</td> <td>☐見守り</td> <td>☐介助</td> </tr> <tr> <td>杖</td> <td>☐杖</td> <td>☐ロフトラント杖</td> <td>☐四点杖</td> <td>☐杖</td> <td>☐ロフトラント杖</td> <td>☐四点杖</td> </tr> <tr> <td>段差</td> <td>☐自立</td> <td>☐手すり使用</td> <td>☐介助</td> <td>☐自立</td> <td>☐手すり使用</td> <td>☐介助</td> </tr> </table> | | | | | | 屋 内 | | | | 屋 外 | | | | 移動 | 歩行 | ☐ 自立 | ☐ 伝い歩き | ☐ 見守り | ☐ 介助 | ☐ 自立 | ☐ 補助具使用 | ☐ 介助 | 重いす | ☐ 自操 | ☐ 見守り | ☐ 介助 | ☐ 介助 | ☐ 自操 | ☐ 見守り | ☐ 介助 | 歩行器 | ☐ 自操 | ☐ 見守り | ☐ 介助 | ☐ 介助 | ☐ 自操 | ☐ 見守り | ☐ 介助 | 杖 | ☐ 杖 | ☐ ロフトラント杖 | ☐ 四点杖 | ☐ 杖 | ☐ ロフトラント杖 | ☐ 四点杖 | 段差 | ☐ 自立 | ☐ 手すり使用 | ☐ 介助 | ☐ 自立 | ☐ 手すり使用 | ☐ 介助 |
| | 屋 内 | | | | 屋 外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 移動 | 歩行 | ☐ 自立 | ☐ 伝い歩き | ☐ 見守り | | ☐ 介助 | ☐ 自立 | ☐ 補助具使用 | ☐ 介助 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 重いす | ☐ 自操 | ☐ 見守り | ☐ 介助 | | ☐ 介助 | ☐ 自操 | ☐ 見守り | ☐ 介助 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 歩行器 | ☐ 自操 | ☐ 見守り | ☐ 介助 | | ☐ 介助 | ☐ 自操 | ☐ 見守り | ☐ 介助 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 杖 | ☐ 杖 | ☐ ロフトラント杖 | ☐ 四点杖 | | ☐ 杖 | ☐ ロフトラント杖 | ☐ 四点杖 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 段差 | ☐ 自立 | ☐ 手すり使用 | ☐ 介助 | | ☐ 自立 | ☐ 手すり使用 | ☐ 介助 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 排泄
☐ 自立 ☐ 見守り ☐ 常時見守り ☐ 介助 ☐ 備考
オムツ 尿器 ポータブルトイレ(24h 夜間のみ) トイレ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入浴
☐ 自立 ☐ 見守り ☐ 介助(軽 中 重) ☐ 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 更衣
☐ 自立 ☐ 見守り ☐ 介助(軽 中 重) ☐ 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 整容
☐ 自立 ☐ 見守り ☐ 介助(軽 中 重) ☐ 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 服薬
☐ 自立 ☐ 見守り ☐ 介助(軽 中 重)
種類・量・時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 意思疎通
☐ できる ☐ 筆記具等使用 ☐ 不可 ☐ わからない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 視力
☐ 普通 ☐ 1m先は見える ☐ 目の前は見える ☐ ほとんど見えない ☐ 見えているのか判断不能 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 聴力
☐ 普通 ☐ 普通の声がやっと聞取れ ☐ かなり大きな声なら聞こえる ☐ ほとんど聞こえない ☐ 聞こえているのか判断不能 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 在宅で継続していること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 回避していること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

日時	場所	担当者		内容	対処
		所属			
		氏名			
		所属			
		氏名			

第3節 避難所等の管理運営体制の整備

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 コールセンター班、災対環境部 防疫・動物班、災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班、都建設局】

基本方針

- 避難所において、避難者の多様なニーズに対応した施設・設備・機器等の整備を図るとともに、「武蔵野市避難所運営の手引き」の充実・改訂を行う。
- 避難所や医療救護所への医療救護班の巡回診療等を円滑に実施するとともに、各避難所と関係機関をネットワークする避難所巡回バス（仮称）の仕組みを検討する。
- 感染症流行期における避難所運営は令和2年度に作成した「武蔵野市避難所運営の手引き（新型コロナウイルス感染症対策）」に基づき行う。

- 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるようにするため、定期的に「武蔵野市避難所運営の手引き」の充実・改訂を行う。
- 避難所運営組織は、上記手引きに基づき、避難所ごとのマニュアルを作成する。
- 学校の教室等の利用にあたっては学校再開など本来の機能回復を速やかに行うとの視点に立った「避難所利用計画」を定める。特に感染症流行下においては感染対策に配慮した導線や生活スペースの区分けが必要であり、令和2年度に市、学校、避難所運営組織が協力し作成した、感染症流行期の「避難所利用計画」に基づき運営をおこなう。
- 特に重点的な課題として、女性や要配慮者の視点に立った対策や避難所の防火安全対策に取り組む。
- 避難所には、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所運営機能の強化を図る。
- 避難生活が長期に及ぶほど被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つことが困難になってくるため、仕切り板の整備や洗面、トイレ等の保健・衛生面についての対策を講じる。
- 避難所においては、以下に掲げる施設・設備・機器等の整備を図るものとする。

区 分	施設・設備	機器等
災害時用施設等	貯水槽、井戸、災害用トイレ	マット、無線
要配慮者に配慮した施設等	洋式トイレ、空調、畳のある部屋、バリアフリー施設	アレルギー対応食品、車いす、暖房器具、扇風機等
被災者の情報入手のための施設等	特設公衆電話、インターネット	テレビ、ラジオ

- 避難所等におけるボランティア受入が円滑に実施出来るよう、体制整備を図る。（第2部 第4章第5節）
- 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。

第8章 避難者対策

【予防対策】第3節 避難所等の管理運営体制の整備

- 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。
- PTSDや避難生活のストレス、DV被害、アルコール依存症などに対応するための相談窓口の設置について、こころのケアチームと連携し検討する。
- 避難所への医療救護班の巡回診療を円滑に実施するとともに、避難者の「移動」に関するニーズに応じた支援を行うため、避難所と避難所及び市役所等をつなぐ避難所巡回バス（仮称）の仕組みを検討する。

第1 女性の視点や子育てニーズ等に配慮した避難者対策の推進

基本方針

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、プライバシーの確保や犯罪防止などの女性全般に必要な配慮を加えた避難者対策を推進する。
- 応急保育体制の強化を図るため、乳幼児がいる家庭のための避難所として、公立保育園等を活用することを検討する。

1 避難所運営に関する女性の視点

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 コールセンター班、災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班】

- 過去の災害や東日本大震災では、避難所運営において、避難所のリーダー等が男性主体である場合が多く、女性の意見や要望が届かない場合が多く見られた。そのため、避難所運営に女性の参画を促し、男女双方の視点から次のとおり避難所運営体制を構築する。

- (1) 避難所等の運営における女性の参画を推進する。

避難所運営組織の設立、避難所運営訓練の実施、防災リーダー養成講座等の各種啓発事業の実施等を通じて、避難所運営は男女協働で行うことの意識の共有を図る。

- (2) 男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

トイレ、着替え室、物干し場を男女別にしたり、生理用品など女性特有の物資の受け渡し等をしやすいするための女性専用スペースを設けるなど、男女の違いに配慮した避難所運営に努める。

- (3) 妊産婦や育児中の母親等に配慮した対策に努める。

妊産婦、育児中の母親・父親への配慮として、おもいやりルーム・福祉避難所の確保、助産師等による巡回相談、授乳室や子供の遊び場等を確保に努める。

- (4) DV、児童虐待、介護疲れ等に対応する心のケアができる体制を整備する。

避難所に女性相談員や女性カウンセラー等を配置し、個室やカーテンで仕切る等のプライバシーに配慮した相談窓口の設置に努める。

- (5) 女性、子供の防犯対策に努める。

避難所運営組織における見回り班等の配置、避難所での防犯ブザーの配付や夜間照明の設置等に努める。

- (6) 様々な女性や子育てニーズに配慮して、次に掲げる施設・物品などの整備に努める。

施 設	・ 男女別のトイレ、更衣室の設置 ・ 女性専用の物干し場の設置 ・ 女性専用の談話室、授乳室の設置 ・ 子供の遊び場等の確保
物 品	・ 女性用下着、生理用品 ・ 化粧水、保湿クリーム ・ 哺乳瓶、粉ミルク、おかゆ ・ 紙おむつ、お尻拭き ・ 子ども用遊具 ・ 防犯ブザー
サ ー ビ ス	・ 女性による女性用下着の配付 ・ 女性の医師や助産師などによる巡回診断 ・ 避難所の分煙化、防犯対策、相談窓口設置 ・ 子どもの一時預かりサービス

※ 民間事業者との協定に基づく流通備蓄などの活用も検討する。

2 避難所運営の手引きの充実・改訂

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 コールセンター班、災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班】

- ①避難者のプライバシーの確保、②避難生活の安全面の確保、③避難所運営に男女共同参画の視点や子育てニーズが反映される仕組みなどを踏まえ、避難所運営の手引きの充実・改訂を行う。
- 改訂した避難所運営の手引きを避難所運営組織等に周知徹底を図るとともに、地域の避難所運営訓練等により、実効性を検証していく。

3 応急保育・育成・教育体制の推進

【災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班】

(1) 応急保育体制

- 保護者が帰宅困難者や行方不明となった乳幼児、自宅や一般避難所で生活困難な乳幼児がいる家庭のための避難所（保育園型福祉避難所）として、公立保育園等を活用することを検討する。
- 子ども家庭部子ども育成課及び保育園長は、保育園の立地条件を考慮した上、災害時の応急保育計画、保育の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てておく。
- 保育園長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。
 - ア 園児の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に職員、園児等も参加、協力する。
 - イ 所轄の警察署、消防署（団）等の関係機関といつでも連絡をとれるようにしておく。
 - ウ 保育時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想される。このため、残留園児の保護について対策を講じておく。（「第7章 帰宅困難者対策の充実」P163、P173参照）

【図表 10-6 保育園型福祉避難所一覧】

施設名	所在地
東保育園 ※	吉祥寺東町3-28-3
南保育園	吉祥寺南町3-6-15
吉祥寺きらめき保育園 ※	吉祥寺南町3-8-15
北町保育園 ※	吉祥寺北町1-23-17
吉祥寺保育園	吉祥寺北町5-11-51
千川保育園 ※	八幡町1-4-13
境保育園	境4-11-3
境こども園 ※	境4-11-6
境南第2保育園 ※	境南町2-20-17
境南保育園	境南町5-1-1
桜堤保育園 ※	桜堤2-1-27

※ 子ども協会立保育園はサポート園として位置付ける。

(2) 応急育成体制

- 子ども家庭部児童青少年課及び公益財団法人武蔵野市子ども協会は、災害時の学童クラブにおける育成の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てておく。
- 公益財団法人武蔵野市子ども協会は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。
 - ア 児童の避難訓練を実施するほか、防災訓練に放課後児童支援員、児童等も参加、協力する。
 - イ 警察署、消防署等との連絡網を確立しておく。
 - ウ 育成時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想される。このため、残留児童の保護について対策を講じておく。（「第7章 帰宅困難者対策の充実」P163、P173参照）

(3) 応急教育体制

- 市教育委員会及び学校等は応急教育に関する計画を樹立しておくものとする。
 - ア 各学校におけるマニュアル
 - 都は、都立学校の防災体制に関する標準的な事項を整理した「学校危機管理マニュアル」を作成することとしている。
 - 各学校における「児童引き渡しに至る対応、避難者対応、学校再開までの手順等を定めたマニュアル」を作成し、各市立学校において、日頃の防災訓練や安全指導、防災に関する研修に、本マニュアルを活用し、地域の実情を勘案した学校の防災体制の充実を図る。（「第7章 帰宅困難者対策の充実」P163、P173参照）
 - イ 応急教育体制
 - 【災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班】

- ① 学校長は、学校等の立地条件などを考慮した上、災害時の応急教育計画、指導の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てる。

- ② 学校長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。
- ア 児童・生徒等の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童・生徒等も参加し、協力する。
 - イ 在校中や休日等のクラブ活動等で児童・生徒等が学校管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者との連絡体制を整備する。
又、登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。
 - ウ 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
 - エ 勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。
 - オ 児童・生徒等の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するよう努め、又、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

第2 災害時におけるペット対策

基本方針

- 飼い主やペット用の食料備蓄や住宅の耐震化などの「飼い主の責務」の周知徹底を図り、可能な限り自宅での生活を継続する「在宅避難」の取組みを推進する。
- 全壊・全焼などにより自宅を失った飼い主等、やむなくペットと「同行避難」する際の避難所における飼い主等の役割を整理し、受入れ体制を整備する。
 - 飼い主が不明となったペットや傷病動物のために避難所等における受入体制及び保護の仕組み等、関係機関と連携した「動物救護」の体制を整備する。

1 市におけるペット対策の検討経緯

【災対環境部 防疫・動物班】

- 避難所は多くの避難者が共同生活を送る場所である。そのため、避難所に飼い主がペットと同行避難すると、ペットアレルギーや動物の鳴き声や排せつ物などを原因とする様々トラブルが予想されるため、ペットの飼い主が可能な限り自宅で生活を継続する「在宅避難」の取組みがペット対策の基本である。
- しかしながら、東日本大震災や熊本地震などの災害教訓から、やむなくペットと「同行避難」する場合が想定されるため、市では、平成27年8月に「ペット同行避難ガイドライン」を策定し、（公社）東京都獣医師会武蔵野三鷹支部の協力を得て、市内20カ所の避難所で同行避難を受け入れること、同行避難したペットは定められた飼育スペースで飼い主の責任で飼育すること、等をまとめたリーフレット「人もペットも被災の備えを！」を作成した。
- 総合防災訓練では、（公社）東京都獣医師会武蔵野三鷹支部と連携して、ガイドラインに基づいた同行避難訓練を実施しているほか、防災フェスタにおいてもリーフレットを配布し周知を行っている。

- 負傷動物や傷病動物への対応等、動物救護活動については、市は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成23年11月に（公社）東京都獣医師会武蔵野三鷹支部と「災害時における動物救護活動に関する協定書」を締結し、動物救援本部の設置及び運営管理、被災動物の救護および応急処置に関する活動について連携体制を確立した。

2 飼い主の責務

- 市は、次の内容について飼い主に周知徹底を図る。

(1) しつけ・身元表示等

- 災害時は、ペットの泣き声や排せつ物の処理・悪臭・咬傷事故などを原因とするトラブルが予想されるとともに、飼育動物が行方不明となる可能性もある。そのため、飼い主は、日頃からしつけやワクチン接種、身元表示（マイクロチップ、首輪、迷子札等）装着に努める。また、犬の飼い主は、義務付けられている狂犬病予防接種や鑑札装着を行う。

(2) 備蓄等

- 飼い主は、次のとおり備蓄に努め、ペット用非常用持出袋を準備する。
 - ① ペット用の餌や水（最低3日分以上）
 - ② ケージ・檻、リード・ハーネス
 - ③ トイレ用品
 - ④ ペット用の常備薬
 - ⑤ 飼い主や家族用の備蓄
 - ⑥ 鑑札（犬の場合）・迷子札等の身元表示

(3) その他

【災対環境部 防疫・動物班】

- 飼い主は、ペットを保護する観点から、住宅の耐震化や家具転倒防止措置に努める。

3 避難所等における適正なペットの受入体制の整備

【災対環境部 防疫・動物班、都建設局】

- ペットとの同行避難を受け入れることを想定して、市は、ペットアレルギー、動物の苦手な方への配慮等も踏まえ、避難所運営組織とあらかじめ、同行避難できるペットの種類、受け入れ体制、方法、場所等を十分に協議検討し、ペットの同行避難にかかる環境整備に努める。
- 市は、各避難所において、避難者の居住スペースとは別の場所に同行避難したペットを飼育するスペースをあらかじめ確保するとともに、飼育スペースの明示および仕切りに必要なカラーコーンやセーフティーバー等の資器材を備蓄する。

4 ペット同行避難マニュアル(仮称)の周知徹底

【災対環境部 防疫・動物班】

- 市は、都、東京都獣医師会武蔵野三鷹支部など関係団体と協力し、「ペット同行避難マニュアル(仮称)」を策定する。マニュアルにおいては、災害時に必要となる資器材や飼料などの備蓄の推進や、同行避難できるペットの種類、避難所での飼育ルール等について記載し、災害時の対策について、飼い主への周知徹底を図る。

5 動物の保護

【災対環境部 防疫・動物班】

- 市は、東京都獣医師会武蔵野三鷹支部との協定に基づき、災害時に動物救護本部をエコreゾートに設置し、被災動物の救護及び応急処置に関する活動を実施するため、「動物救護等活動マニュアル(仮称)」を作成する。
- 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、都、東京都獣医師会武蔵野三鷹支部など関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護から飼い主への返還までの対応方法について検討を行う。
- 市は東京都獣医師会武蔵野三鷹支部等、関係機関と協力し、負傷した被災動物の救護対策として、被災動物一時保護施設の設置について、検討を行う。

第4節 車中泊

【本部管理部 本部管理班】

第1 都における震災時の車中泊に係る基本的考え方

- 以下の理由により、都内における車中泊は、原則、認めることは困難である。

(理由)

- ・ 東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること
- ・ 大震災発生時は、人命救助や消火活動等のため、都内では、警視庁から、新たな自動車の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること
- ・ 緊急自動車専用路(警視庁等の交通規制)の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと
- ・ 都内では、オープンスペースは限定的で、発災時における応急活動等の用途が決定している場所が多く存在すること
- ・ エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること

第2 車中泊者発生抑制に向けた取組

- 発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページやツイッター、其他媒体等で、予め都民に普及啓発し意識の醸成に努める。

(啓発事項)

- ・ 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
 - ・ 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
 - ・ 緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
 - ・ 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
 - ・ 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること
- 市においては、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていく。

応急対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 避難誘導	本部管理部 本部管理班 災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班	都 武蔵野警察署 武蔵野消防署 武蔵野市消防団
第2節 避難所等の開設・運営	本部管理部 庶務班 災対財務部 管財施設班 災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班 災対子ども家庭部 避難所班 災対教育部 避難所班 災対市民部 コールセンター班 災対市民部 支え合いステーション班	施設管理者 教職員 小中学校校長会・副校長会 小中学校 PTA 連絡協議会 武蔵野市青少年問題協議会 避難所運営組織 ボランティア
第3節 車中泊	本部管理部 本部管理班	
第4節 災害時におけるペット対策	災対子ども家庭部 避難所班 災対教育部 避難所班 災対環境部 防疫・動物班	避難所運営組織 ボランティア
第5節 被災者の他地区への移送	本部管理部 本部管理班	

第1節 避難誘導

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、武蔵野市消防団】

第1 避難体制

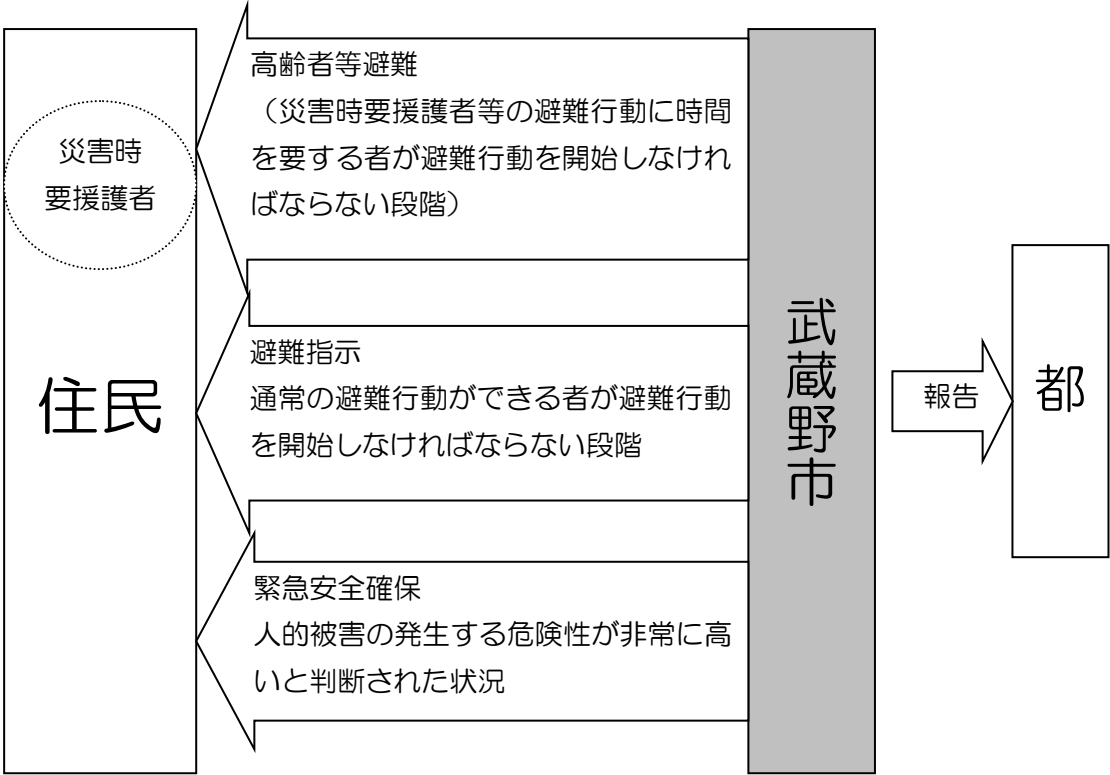
1 避難指示等

機関名	内 容
市	1 市域内において危険が切迫した場合には、市長は警察署長及び消防署長と協議の上、要避難地域及び避難先を定めて避難指示等を実施する。この場合、速やかに都に報告する。 2 心理的な不安等も含め、人の生命・身体を保護する必要があると認めるときは、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。
都	知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示等に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。
警察署	危険が切迫し、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。 この場合、直ちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。

第8章 避難者対策
【応急対策】第1節 避難誘導

消防署	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合には、市長へ通報する。 2 消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫すると認め市長に通報するいとまがない場合には、住民に避難指示等を行う。この場合、直ちに市長に通報する。 3 市長より避難指示等が出された場合には、住民に対し伝達する。
-----	--

【図表 9－1 避難指示等】



【図表 9－2 警戒レベル一覧】

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○ 避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始

	発令時の状況	住民に求める行動
緊急安全確保	○ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況	○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

2 避難誘導

機関名	内 容
市	避難指示等が出された場合、警察署、消防署及び消防団の協力を得て地域又はコミュニティ、事業所単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させた後、自主防災組織の代表者や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、一時集合場所が危険な状態になった場合は、収容可能な他の一時集合場所又は広域避難場所に誘導する。 なお、避難勧告又は指示を行ういとまがない場合または地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、広域避難場所への直接避難も行う。 高齢者や障害者等の災害時要援護者を、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安全を確保する。
武蔵野警察署	避難の指示等が出された場合、地域住民、事業所職員等の避難を誘導する。 一時集合場所が危険な状態になった場合は、収容可能な他の一時集合場所又は広域避難場所に誘導する。この場合、災害時要援護者を優先して避難させる。 (1) 避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報活動を行う。 (2) 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連絡により必要な避難措置を講じる。 (3) 避難場所等においては、所要の警戒を実施するとともに、防災関係機関と緊密に連絡をとり、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。 (4) 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させるものとするが、説得に従わないときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。
武蔵野消防署	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は市へ通報する。 2 人命危険が著しく切迫し、通報する暇のない場合は、関係機関と連携し避難勧告又は指示及び市へその内容を通報する。 3 避難の勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市、警察署等関係機関に通報する。

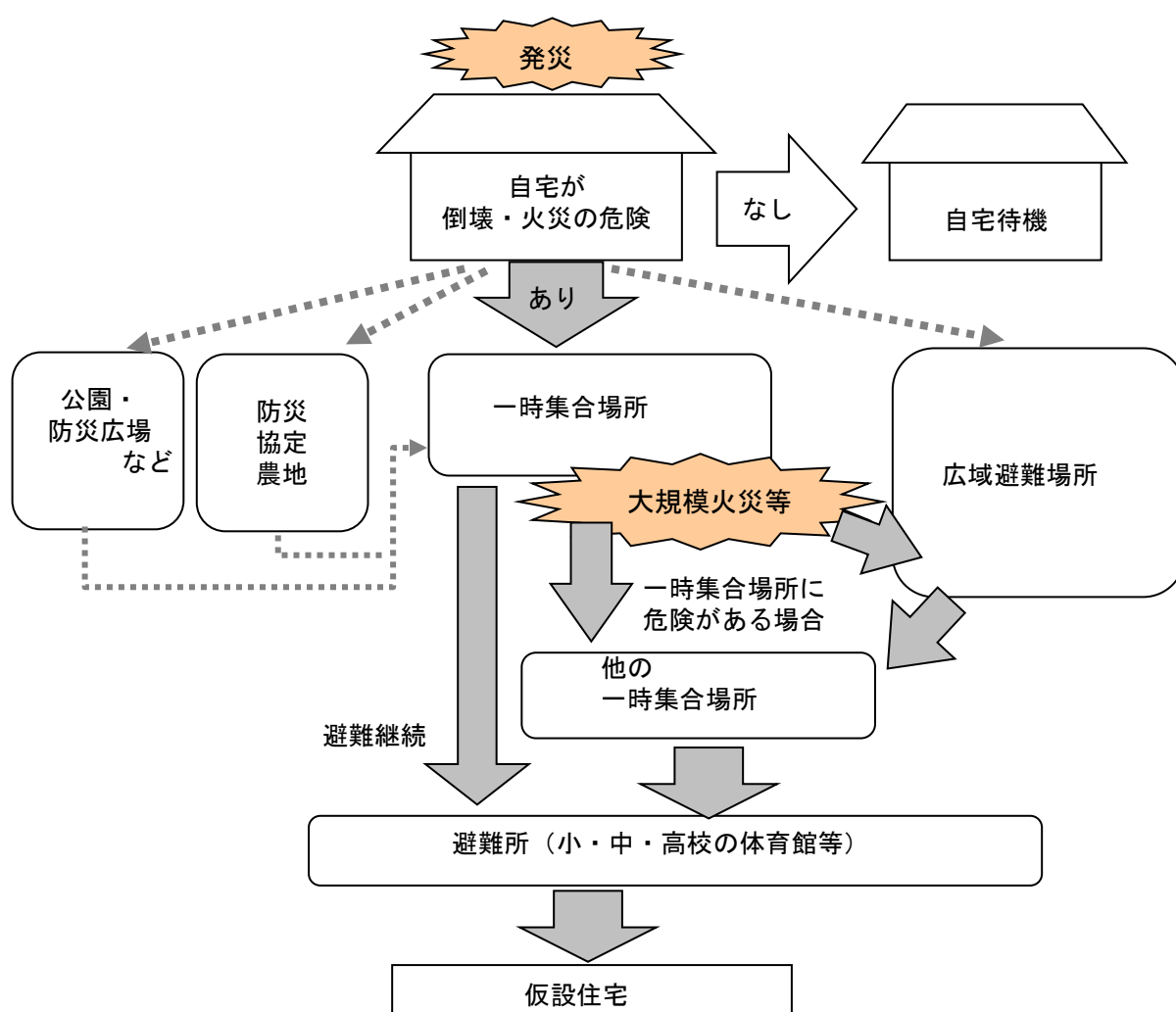
第8章 避難者対策
【応急対策】第1節 避難誘導

	4 避難指示等が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。
消 防 団	1 避難が開始された場合は、消防署等と連携し、避難誘導にあたる。 2 避難指示等が出された時点以降の消火活動は、消防署の指示に従い、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

3 避難方式

(1) 地震時の避難システム

【図表9-3 避難のフロー】



(2) 避難方法

ア 避難指示等の発令又は自主避難

- 地震発生後、火災等の危険が迫り、避難指示等が発令され、又は市民の自主判断で避難が必要な状況が発生し、避難行動が開始される。避難行動は、地域やコミュニティごとに一団となって避難することを原則とする。

イ 「一時集合場所」へ一時的に集合

- 避難行動を開始した市民は、小・中学校の校庭や公園、緑地等の一時集合場所へ危険回避のために一時避難を行う。

第2 避難行動要支援者への支援

1 市の態勢

(1) 避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供

- 災害発生時、又は災害が発生するおそれのあるときは、市は、事前に作成した避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）情報について、状況に応じて避難支援等関係者に提供する。

(2) 多様な手段による情報伝達

- 市は、避難準備情報発令などにより避難行動要支援者の避難や避難支援等関係者による避難支援を促すため、防災行政無線やホームページ、ツイッター、むさしの防災・安全メール等のデジタル機器のみならず、広報車、消防団ポンプ車による広報、掲示板等アナログ媒体等の手段を用いて多角的・複合的に情報提供を行う。

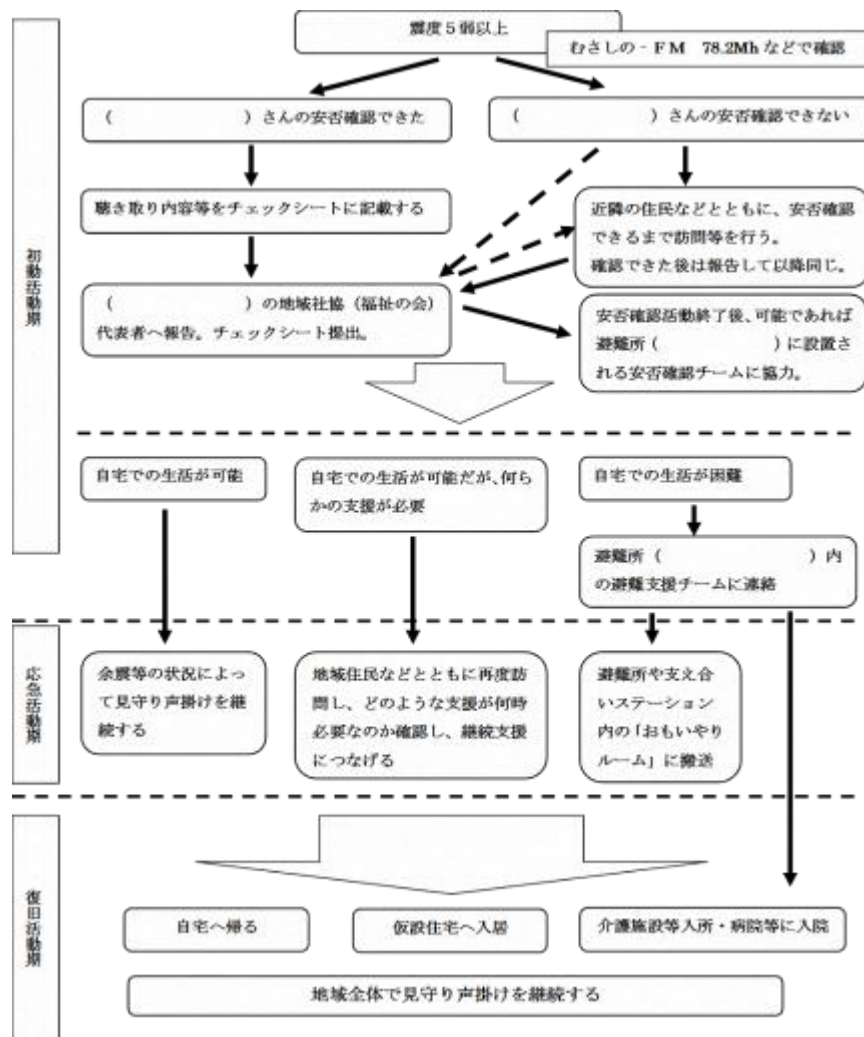
(3) 避難行動要支援者情報の集約

- 市は、発災直後においては、初動本部において避難行動要支援者の安否確認結果やその後の避難支援の状況等の情報を集約する。また、市災害対策本部設置後においては、災対健康福祉部避難行動要支援者対策班にこれを引き継ぐ。

2 災害時要援護者の安否確認の実施

- 地域社協（福祉の会）は、市内で震度5弱以上の地震を感知した場合に、災害時要援護者の安否確認を実施する。
- 地域社協（福祉の会）は、必要に応じて、避難所に保管されている災害時要援護者登録台帳の副本を、市初動要員から受け取る。
- 地域社協（福祉の会）があらかじめ割り当てている支援者は、災害時要援護者の安否確認を行う。
- 支援者は、災害時要援護者の安否確認結果を記録し、地域社協（福祉の会）に報告する。
- 地域社協（福祉の会）は、支援者から災害時要援護者の情報を受け取り、情報を集約する。
- 地域社協（福祉の会）は、集約した情報を、市初動要員に報告する。
- 市初動要員は、集約した情報を、避難所に設置している防災用MCA無線を使い、市初動本部又は市災害対策本部（災対健康福祉部避難行動要支援者対策班）へ報告する。
- 地域社協（福祉の会）は、安否確認の結果、避難支援が必要な災害時要援護者の情報について、避難支援コーディネーターに報告する。

【図表8-1 災害時要援護者安否情報確認の流れ】



3 未同意の避難行動要支援者の安否確認の実施

- 各避難所において、避難所運営組織やシルバー人材センター等関係団体の中からあらかじめ選任された安否確認コーディネーターは、市内で震度5弱以上の地震を感知した場合に、避難所に参集する。
- 安否確認コーディネーターは、市初動要員から避難行動要支援者名簿等を受けとり、シルバー人材センター会員、地域社協(福祉の会)の運営委員及び支援者、その他市民などによる安否確認チームを組織する。
- 安否確認チームは、安否確認コーディネーターから避難行動要支援者名簿等を受け取り、当該名簿に記載されている未同意の避難行動要支援者の安否確認を行う。
- 安否確認チームは、安否確認の結果を安否確認コーディネーターに報告する。
- マンション自主防災組織やその他組織内の安否確認が可能な団体は、当該マンション及び組織内の安否確認を実施し、安否確認コーディネーターに報告する。
- 安否確認コーディネーターは、適宜、市初動要員へ安否確認結果を報告し、市初動要員は防災用MCA無線により市初動本部又は市災害対策本部(災対健康福祉部避難行動要支援者対策班)に報告する。

- 安否確認コーディネーターは、安否確認の結果、避難支援が必要な未同意の避難行動要支援者情報について、避難支援コーディネーターに報告する。

4 避難行動要支援者の避難支援の実施

- 各避難所において、避難所運営組織、市民安全パトロール隊、防災推進員等関係団体の中からあらかじめ選任された避難支援コーディネーターは、市内に震度5弱以上の地震を感知した場合に、避難所に参集する。
- 避難支援コーディネーターは、学生・企業ボランティアや避難所避難者、市民を中心とした避難支援チームを組織する。
- 避難支援コーディネーターは、避難支援が必要な避難行動要支援者情報を受けとり、避難行動要支援者に避難支援チームを派遣し、避難所に避難誘導・移送する。
- ただし、避難準備情報等が発令された地区においては、市・消防団が、警察、消防、自主防災組織、避難支援チームの協力を得て、当該地区内の避難行動要支援者の避難誘導・移送を行う。
- 避難支援チームは、避難支援の結果を避難支援コーディネーターに報告する。
- マンション自主防災組織やその他団体が、当該組織内の安否確認の結果、避難支援が必要な避難行動要支援者がいた場合は、避難所に避難誘導・移送する。なお、移送できない場合は、避難支援コーディネーターにこれを避難誘導・移送を要請する。
- 避難支援コーディネーターは、適宜、市初動要員へ避難支援結果を報告し、市初動要員は防災用MCA無線により市初動本部又は市災害対策本部（災対健康福祉部避難行動要支援者対策班）に報告する。

5 事業者による状況確認及び生活支援

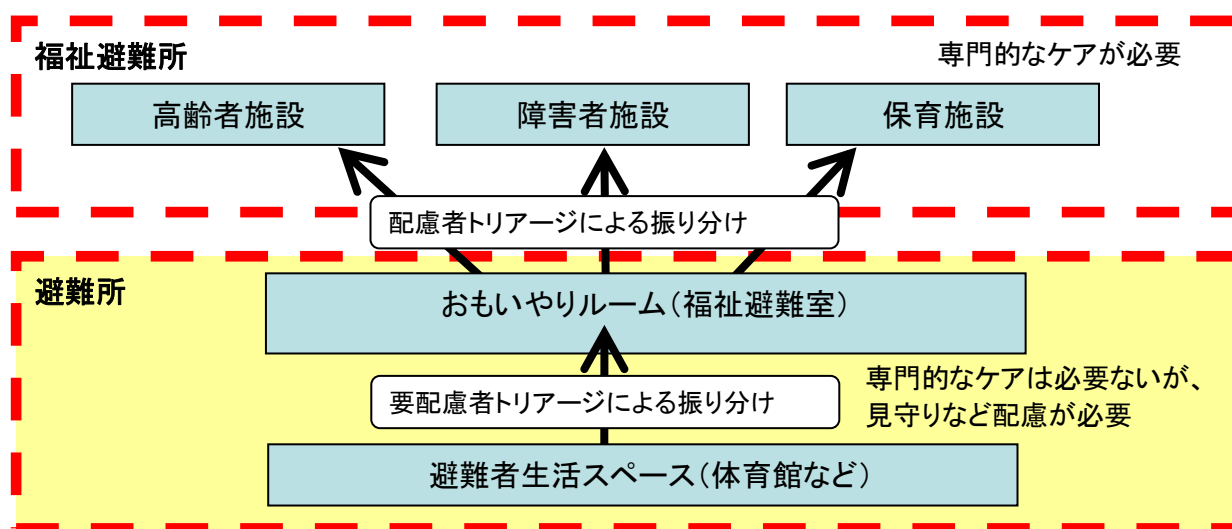
- 医療・福祉・介護等事業者、在宅介護・地域包括支援センター、基幹相談支援センター等（以下、「医療・福祉・介護事業者等」）は、発災時において利用者の生活状況把握や、生活支援を行うよう努める。

6 自宅生活継続のための支援

- 自宅生活を継続している避難行動要支援者に対する情報、食料、生活用品、サービス等の生活継続支援活動を避難支援チーム、民生児童委員、在宅介護・地域包括支援センター、被災地外からのボランティア、医療・福祉・介護事業者等が連携して行う。

第3 「要配慮者トリアージ」の実施

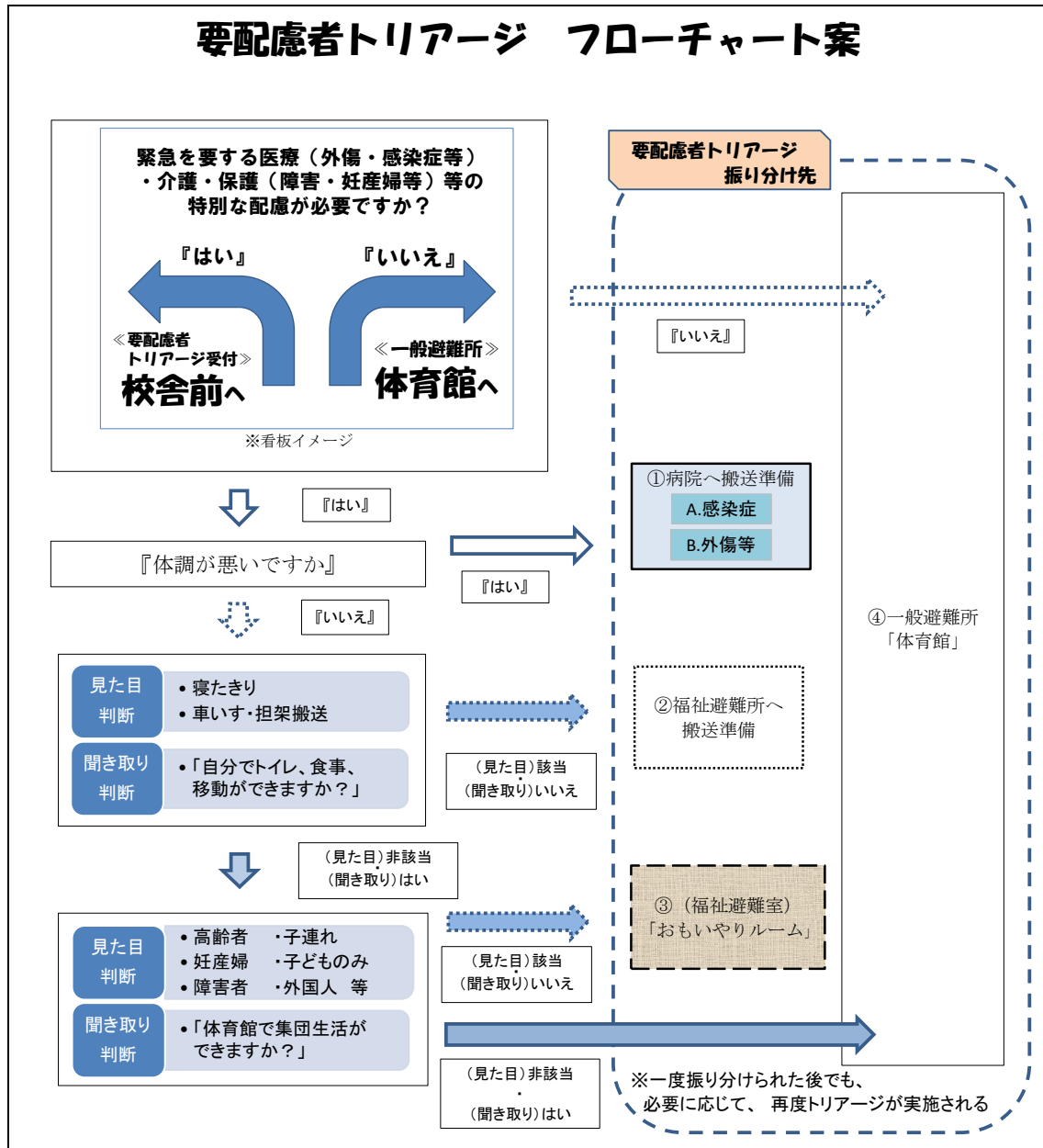
- 市は、市民、医療従事者、福祉関係者等と連携し、避難者を一般避難所、おもいやりルーム、福祉避難所、医療機関等に振り分ける基準「要配慮者トリアージ」を用いて、避難者の振り分けを実施する。



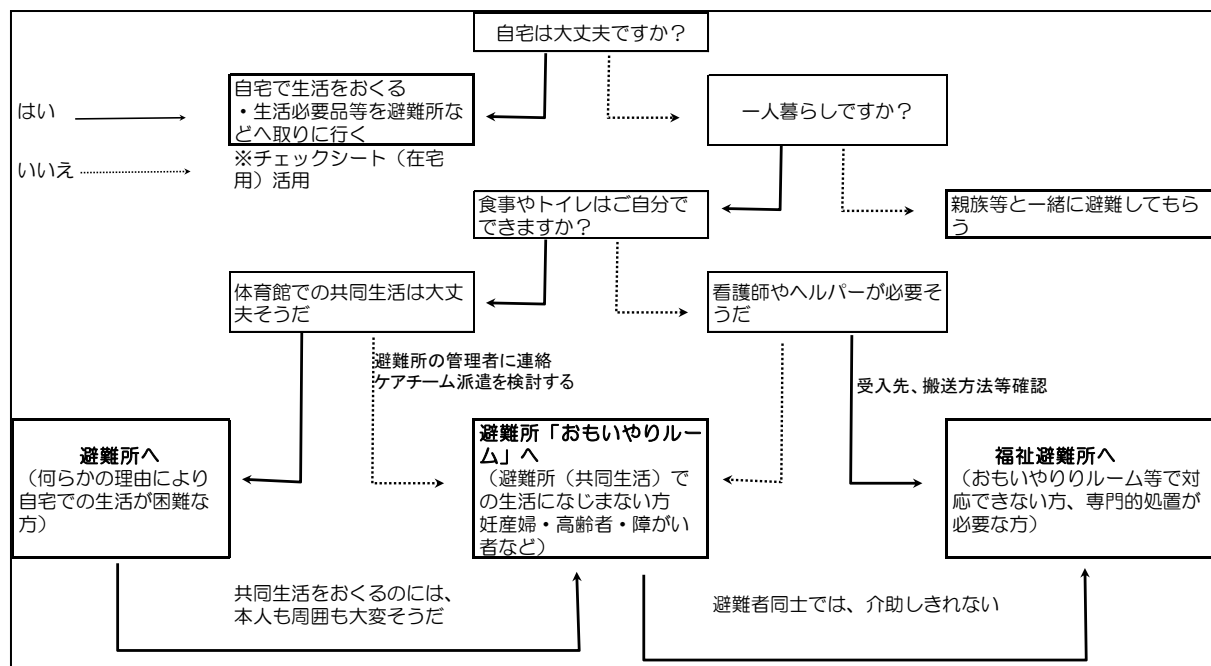
【図表 8－2 「要配慮者トリアージ」の 카테고리 イメージ】

カテゴリー	内 容
4	一般避難所（学校体育館等）に滞在可能な人
3	おもいやりルーム（福祉避難室）での一定の配慮が必要な人
2	福祉避難所でのケアが必要な人
1	医療機関での医療行為が必要な人

【図表8-3 「要配慮者トリアージ」による振り分けイメージ】



第8章 避難者対策
【応急対策】第1節 避難誘導



【図表8-4 「要配慮者トリアージ」のアセスメントシートイメージ】

避難支援連携シート		＜発災(ステージ1)～在宅(ステージ3)へ＞																									
●避難当初(ステージ1)から応急復旧期(ステージ2)、復興期(ステージ3)を支える方々の情報をつなげるシートです。 ●各機関による、アセスメントとその対応、今後の予測を記入し、御本人が管理して情報共有のため活用します。																											
記載日 年 月 日		記載者																									
ふりがな 氏名 (男 女) 様 生年月日 T・S・H 年 月 日 () 歳 西暦 19 年		ご家族・キーパーソン (お名前、続柄等) 介護区分・手帳区分等																									
住所 町 丁目 番 号		現住所: 緊急連絡先: TEL ()																									
避難所 (内服薬、自己注射、活動内容、自主訓練等)																											
生活状況 ご本人・ご家族から	平常時主な日常生活上の活動 																										
	平常時利用しているサービス ①訪問看護 ②訪問介護 ③訪問リハビリ ④訪問入浴 ⑤通所リハビリ ⑥通所介護 ⑦居宅療養管理指導 ⑧配食 ⑨生活支援ヘルパー ⑩自費ヘルパー																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> <th>日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				月	火	水	木	金	土	日	午前								午後							
		月	火	水	木	金	土	日																			
午前																											
午後																											
身長()cm 体重()kg: 増減()kg/直近3か月 利き手(右 左) 義歯 □有(上 下) 病歴: 年 月→現在 : 年 月→現在 : 年 月→現在 栄養状態(良 不良)																											
状態	食事	☐ 自立 ☐ 見守り ☐ 一部介助 ☐ 介助 ☐ 経口 口:主食(米飯 粥) 副食(常 ぎざみ) (経鼻 経胃)()Fr 管交換()週ごと																									
	移動	屋内		屋外																							
		歩行	☐ 自立 ☐ 伝い歩き ☐ 見守り ☐ 介助	☐ 自立 ☐ 補助具使用 ☐ 介助																							
		車いす	☐ 自操 ☐ 見守り ☐ 介助	☐ 自操 ☐ 見守り ☐ 介助																							
		歩行器	☐ 自操 ☐ 見守り ☐ 介助	☐ 自操 ☐ 見守り ☐ 介助																							
	杖	☐ 杖 ☐ ロフトランド杖 ☐ 四点杖	☐ 杖 ☐ ロフトランド杖 ☐ 四点杖																								
	段差	☐ 自立 ☐ 手すり使用 ☐ 介助	☐ 自立 ☐ 手すり使用 ☐ 介助																								
	排泄	☐ 自立 ☐ 見守り ☐ 常時見守り ☐ 介助 ☐ 備考 オムツ 尿器 ポータブルトイレ(24h 夜間のみ) トイレ																									
	入浴	☐ 自立 ☐ 見守り ☐ 介助(軽 中 重) ☐ 備考																									
	更衣	☐ 自立 ☐ 見守り ☐ 介助(軽 中 重) ☐ 備考																									
整容	☐ 自立 ☐ 見守り ☐ 介助(軽 中 重) ☐ 備考																										
服薬	☐ 自立 ☐ 見守り ☐ 介助(軽 中 重) 種類・量・時間																										
意思疎通	☐ できる ☐ 筆記具等使用 ☐ 不可 ☐ わからない																										
視力	☐ 普通 ☐ 1m先は見える ☐ 目の前は見える ☐ ほとんど見えない ☐ 見えているのか判断不能																										
聴力	☐ 普通 ☐ 普通の声やと聞取れ ☐ かなり大きな声なら聞こえる ☐ ほとんど聞こえない ☐ 聞こえているのか判断不能																										
在宅で継続していること																											
回避していること																											

対応経過				
日時	場所	担当者	内容	対処
		所属		
		氏名		
		所属		
		氏名		

第2節 避難所等の開設・運営

【本部管理部 庶務班、災対財務部 管財施設班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班、災対市民部 コールセンター班、災対市民部 支え合いステーション班、施設管理者、教職員、小中学校校長会・副校長会、小中学校 PTA 連絡協議会、武蔵野市青少年問題協議会、避難所運営組織、ボランティア】

- 本部長は、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時的に受入れ、保護するために学校（市立小・中学校 18 校及び都立高校 2 校）の校舎及び体育館等を避難所として開設する。

（避難所（市立小・中学校 18 校及び都立高校 2 校）は、P 震-378「一時集合場所・避難所一覧」を参照）

- 市職員（初動要員等）は、施設管理者、避難所運営組織及び地域住民と連携し、より地域に密着した避難所の運営に努める。
- 本部長は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

第1 避難所の開設

1 避難所の開設の指示

- 本部長は、被災者を避難所に収容する必要があると認めたときは、初動本部長に対し、避難所開設を指示する。

2 避難所の開設

- 初動要員があらかじめ指定された避難所に参集し、避難所の安全点検、開設に必要な準備等を行い迅速に開設を行う。
- 避難所の開設に際しては、施設管理者及び学校教職員の協力を得る。
- 避難所の安全点検は、市職員（初動要員等）及び施設管理者が応急危険度判定員（避難所施設等安全点検スタッフ）の協力を得て実施する。（発災後 3 時間以内を目標とする。）
- 避難所の開放場所は、避難者数に応じて、あらかじめ決められた開放優先順位に従い、体育館、集会室等から順次開放する。
- 高齢者や障害者・妊婦など、専門的ケアは必要ないが配慮が必要な避難者のために、避難所内に一般避難者スペースとは別に音楽室や多目的ルーム等アクセスの良い 1 階の教室等におもいやりルーム（福祉避難室）を設置する。また、災害時要援護者の状態が多様であるため、おもいやりルームに間仕切り等でさらに小さな空間を確保するよう努める。
- おもいやりルームは同一の学校避難所敷地内にとどまらず、近隣のコミュニティセンター（災害時地域支え合いステーション）の和室等も活用する。
- 避難者が少ない場合または減少した場合は、開放場所の縮小及び避難所の統合を行う。
- 避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

- 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。
- 開設予定の小・中学校が被災する等の事情により、開設することができない場合、又は被災者の増大等により避難所が不足する場合には、収容可能な他の避難所、コミュニティセンター（災害時地域支え合いステーション）等の市有施設、その他の公共施設を代替施設に充てるほか、避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。
また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、市外にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- 野外に受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡については、避難所の開設と同様とする。
- 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。

3 避難所の開設期間

- 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
- 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間または応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

4 福祉避難所の開設・運営

- 被災者のうち、自宅や避難所での生活が困難である者（災害時要援護者）がいる場合は、あらかじめ指定してある福祉避難所を活用し、災害時要援護者を入所させ、介護など必要なサービスを提供する。
- 福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む）の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- 人材の確保にあたっては、福祉、医療関係者や自主防災組織、要援護者支援協力団体等と連携し、福祉避難所における要援護者支援を実施する。
- 食料等について、おかゆ、クラッカーの食料や毛布等を供給する。
- 介護用品について、介護用品取扱業者等から供給を受ける。
- 福祉避難所の運営は、障害特性に応じた支援が必要であり、避難所から福祉避難所への移送手段についても確保する。

5 災害時地域支え合いステーションの開設

- 地域特性に配慮した“共助の拠点”として、コミュニティセンターを「災害時地域支え合いステーション」として開設する。
- 災害時地域支え合いステーションの開設は、市職員（初動要員等）及びコミュニティ協議会を中心に関係団体の協力を得ながら行う。
- 施設の安全点検は、市職員及びコミュニティ協議会が応急危険度判定員の協力を得て実

施する。

- 「災害時地域支え合いステーション」の役割・機能については、地域の実情や施設・設備の状況、コミュニティ協議会の活動状況などに応じて、次の6項目の中から可能なものを実施することとし、継続的に運用の検討をおこなっていく。

- ① 防災用MC A無線や掲示板等を利用した「地域への情報発信」
- ② 在宅生活を続けられる方等への「物資配給」・「相談」
- ③ 災害時要援護者で、専門的なケアが必要ない方のための福祉避難室「おもいやりルーム」開設
- ④ 既定の学校避難所が地理的に遠い住民向けの臨時避難室開設
- ⑤ 帰宅困難者の一時滞在受け入れ
- ⑥ 既定の学校避難所では収容しきれない場合の臨時避難室開設

第2 避難所の管理・運営等

1 避難所の管理・運営

- 市は避難住民の安定した避難生活を確保するため、事態の推移に即応し、適切な措置を講ずるものとする。
- 避難所の運営は、避難所運営組織・自主防災組織、市職員、施設管理者・学校教職員等を中心に行い、実情に応じて各種ボランティアと連携をとりつつ協議し運営する。
- 管理運営に際しては、女性の視点や災害時要援護者に配慮する。
- 避難所の運営にあたって、ボランティアの協力が必要な場合、ボランティアセンターを通じて派遣を要請する。
- 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- 市は、避難所ごとの避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置を行う。
- こころのケアチームと連携し、PTSDや避難生活のストレス、DV被害、アルコール依存症などに対応するための相談窓口を設置する。
- 災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じおもいやりルームでの見守り、福祉避難所への移送等を行うものとする。

2 避難所の活動態勢

- 避難所運営主体である市や地域住民と連携し、避難所運営組織を中心に、女性や要配慮者等にも配慮した避難所運営支援を行う。
- 避難所は、避難所運営組織、自主防災組織、本部、学校及びボランティア等が協働して次のとおり運営する。

(1) 市及び避難所運営組織の対応

- 各避難所に市職員を配置する。
- 正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ、ラジオ、パソコン、ファクシミリ等、被災者の特性に応じた情報提供手段を整備し、適宜適正な情報を避難住民に提供するとともに適切な指示を行う。
- 避難した被災者の受付及び避難所避難者数の把握を行い、本部へ報告する。
- 避難所（第一小学校、第三小学校、第五小学校、大野田小学校、境南小学校、桜野小学校）では、救護所を設置し医師等を確保する。
- 感染症予防のため土足禁止とする等、避難所の衛生保全に努める。
- 避難者等に対する給水、給食、生活必需品の給与・貸与を行う。避難期間及び避難状況に応じて、救援物資の手配を行うとともに、配付方法等を定め、公平かつ能率的な配付を実施する。
- 自宅で生活を継続する者に対しても、水・食料・情報などを提供する。
- 避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。
- 管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。
- 上記のほか、「武蔵野市避難所運営の手引き」を活用して避難所の運営を実施する。

(2) 学校の対応

- 避難所に指定されている学校は避難所の管理運営について協力・援助を行う。
また、学校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動態勢の計画を策定するものとする。
- 在校中の児童・生徒の安全確保は、原則として学校が行い、避難住民の対応は市・避難所運営組織等を中心に行う。

(3) 避難所における犯罪の抑止

- 避難所における盗難・性的犯罪など、災害時の混乱に乗じた犯罪の発生による治安の悪化を防ぐため、警察や防犯協会、自主防犯組織等の地域諸団体との協力のもと防犯パトロールなどの対策を講じる。また、ホワイトイーグルや市民安全パトロール隊等の既存のパトロール隊を柔軟に運用することで、防犯力の維持に努める。

第3 女性の視点や子育てニーズに配慮した避難者対策

- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 女性の視点や子育てニーズが反映される仕組みなどを考慮し改訂した「避難所運営の手引き」に基づき、避難所運営を行う。

第4 応急保育体制及び応急教育体制

1 応急保育体制

- 災害時における公立保育園児等（以下「園児」という。）の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るため、公立保育園等における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。
- また、保護者が帰宅困難者や行方不明となった乳幼児、自宅や一般避難所で生活困難な乳幼児がいる家庭のための避難所（保育園型福祉避難所）として、公立保育園等を活用する。

(1) 災害時の態勢

- 保育園長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講ずること。
- 保育園長は、災害の規模、園児・職員及び施設設備等の被害状況を把握するとともに、災対子ども家庭部（子ども育成課長）と連絡し、職員を指揮し災害対策を実施して保育園の管理等万全な措置を講ずる。
- 保育園長は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害の状況と合致するよう速やかに調整する。

(2) 応急保育の態勢

- 保育園長は、職員を掌握して保育園の整備を行い、園児被災状況を調査し、災対子ども家庭部と連絡し、復旧態勢に努める。
- 災対子ども家庭部は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、保育園長はその指示事項の徹底を図る。
- 応急保育計画に基づき、受入可能な園児は、保育園において保育する。又、被災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握する。
- 保育園が保育園型福祉避難所としての役割を担ったため、長期間保育園として使用できないときは、災対子ども家庭部と協議して早急に保育が再開できるよう措置する。
- 保育園長は、災害の推移を把握し、災対子ども家庭部と緊密な連絡の上、平常保育にもどるよう努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

(3) 保育所保育料の減免

- 武蔵野市保育所保育料徴収規則第5条の規定により、天災その他の災害を受けたときは、保育料を減免することができる。

2 応急育成体制

(1) 災害時の態勢

- 公益財団法人武蔵野市子ども協会は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講ずること。
- 公益財団法人武蔵野市子ども協会は、災害の規模、児童・放課後児童支援員及び施設設備等の被害状況を把握するとともに、災対子ども家庭部（児童青少年課長）と連絡し、

放課後児童支援員を指揮し災害対策を実施して学童クラブの管理等万全な措置を講ずる。

- 公益財団法人武蔵野市子ども協会は、育成が可能となるよう速やかに調整する。

(1) 応急育成の態勢

- 公益財団法人武蔵野市子ども協会は、放課後児童支援員を掌握して学童クラブの整備を行い、学童クラブ児童の被災状況を調査し、災対子ども家庭部と連絡し、復旧態勢に努める。
- 災対子ども家庭部は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、公益財団法人武蔵野市子ども協会はその指示事項の徹底を図る。
- 受入可能な学童クラブ児童は、学童クラブにおいて育成する。又、被災により通所できない児童については、実情を把握する。
- 公益財団法人武蔵野市子ども協会は、災害の推移を把握し、災対子ども家庭部と緊密な連絡の上、平常育成にもどるよう努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

(2) 学童クラブ育成料の減免

- 武蔵野市学童クラブ条例施行規則第11条の規定により、経済的理由により育成料を納めることが困難である場合は、育成料を減額し、又は免除することができる。

3 応急教育体制

- 災害時における児童・生徒（以下「児童・生徒」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、市立小学校、中学校（以下「学校等」という。）における応急対策等について万全を期する必要がある。

(1) 応急教育の実施＜学校長の役割＞

- ① 各学校において定めた「児童引き渡しに至る対応、避難者対応、学校再開までの手順等を定めたマニュアル」を活用して対応を行う。
- ② 児童・生徒が在校中や休日等のクラブ活動等で学校管理下にあるときに発災した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒を校内に保護するものとし、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童・生徒を帰宅させる。又、保護者に対しては、避難計画に基づいて、児童・生徒の安全な引渡しを図る。
- ③ 災害の規模並びに児童・生徒や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、災対教育部に報告する。
- ④ 状況に応じ、災対教育部と協議し、臨時休校等の適切な措置をとる。
- ⑤ 応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の学習指導を行う。また、学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放する部分と開放できない部分を指定し、住民の協力を得るよう努める。
- ⑥ 応急教育計画を作成したときは、災対教育部に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

(2) 災害復旧時の対応

- ① 学校長は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒の安否や被災状況を調査し、市教育委員会に連絡する。
- ② 市教育委員会は、学校長等からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- ③ 市教育委員会は、被災学校等ごとに担当職員（指導主事を含む）を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。又、市教育委員会は、被災学校等の運営について、助言と指導に当たる。
- ④ 市教育委員会及び学校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- ⑤ 学校長は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒を保護し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。又、心のケア対策にも十分留意する。
- ⑥ 教育活動の再開に当たっては、児童・生徒の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、市教育委員会に報告する。
- ⑦ 他地区に避難した児童・生徒については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記⑤に準じた指導を行うように努める。
- ⑧ 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能となる場合には、市教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
- ⑨ 学校長は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業にもどすように努める。その時期については早急に保護者に連絡する。
- ⑩ 市教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。

(3) 学用品の調達及び給与(支給)

①給与の対象

- 震災により住家が被害をうけ、学用品を喪失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒（特別支援学校の小学部、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

②給与の時期

- 教科書については災害発生日から1ヵ月以内、その他については15日以内とする。ただし交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、知事の承認をうけ、必要な期間を延長する。

③給与の方法

- 学用品の調達は原則として都が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与（支給）は、市が行う。
- 学用品の給与を迅速に行うため知事が職権を委任した場合は、市長が市教育委員会及び学校長の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。

④費用の限度

- ア 教科書

- 支給する教科書（教材を含む。）の実費
イ 文房具及び通学用品
災害救助法施行細則で定める額

(4) 授業料等の免除

機 関 名	内 容
市教育委員会	被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を策定しておく。
都 教 育 庁	災害救助法が適用された場合は、都立学校生徒及び学生の被災の程度に応じて、東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則第4条の措置を次により考慮する。 1 一時的事由により所定の期限内に授業料を納付することが困難な者に対しては、納付期限を延期する。 2 家庭調査の結果、授業料納付期限を延期してもなお納入困難と認められるときは、免除する。

(5) 私立学校への助言、指導

- 都は、私立学校が、応急教育方法及び授業料の減免等について、本計画に準じて各学校が作成するよう助言、指導する。

第5 おもいやりルーム・福祉避難所の開設

1 避難所等におけるおもいやりルームの設置

- おもいやりルームは、専門的なケアは必要ないが、一定の配慮が必要な避難者（妊婦、精神障害者、認知症の方等）のために、一般避難スペースとは別の独立した部屋をいう。
- 音楽室や多目的ルーム等に「おもいやりルーム」を設置する。また、災害時要援護者の状態が多様であるため、「おもいやりルーム」に間仕切り等でさらに小さな空間を確保する。
- また、同一の学校避難所敷地内にとどまらず、近隣のコミュニティセンター（災害時地域支え合いステーション）の和室等も活用する。
- おもいやりルームに振り分けられた人の付き添い補助や見守り、福祉避難所への搬送などについてシルバー人材センターを活用する。

2 福祉避難所の開設・運営

- 市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅や避難所、おもいやりルームでの生活が困難で、特別の配慮やケアが必要である災害時要援護者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。
- (1) 市は、福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む）の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様

第8章 避難者対策

【応急対策】第3節 車中泊

式により、都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

- (2) 人材の確保にあたっては、福祉、医療関係者や自主防災組織、要援護者支援協力団体等と連携し、福祉避難所における要援護者支援を実施する。
- (3) 食料等について、おかゆ缶、クラッカー等の食料や毛布等を供給する。
- (4) 介護用品について、介護用品取扱い業者等から供給を受ける。
- (5) 避難所から福祉避難所への移送手段を確保する。

第3節 車中泊

【本部管理部 本部管理班】

- 発災時には、以下のとおり対応することを原則とするが、地域性や避難所運営組織等の状況を踏まえ、適切な対応を図る。
- 市及び都は、都における震災時の車中泊に係る基本的考え方（本章 予防対策 第4節 第1）に基づき、啓発事項（本章 予防対策 第4節 第2）について、発災後にも積極的な呼びかけ等を行い、混乱を防止する。
- 市及び都は、在宅避難ができない被災者に対しては、避難所に避難するよう呼びかける。
- 市は、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努める。
- 健康面等についての相談・支援などは、市において現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。あわせて、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。

第4節 災害時におけるペット対策

【災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班、災対環境部 防疫・動物班、避難所運営組織、ボランティア】

第1 避難所における動物の適正な飼養

- 市は、開設した避難所において、飼い主とともに同行避難した動物の飼育場所を設置する。飼育場所は、備蓄しているカラーコーンやセーフティーバー等を利用して避難者の居住スペースとは分離し、避難動物のための場所であることを明示する。また、被害状況等により、避難所内に同行避難動物の飼育場所を確保することが困難な場合は、近接した場所に飼育場所を確保する。
- 市は、飼い主を中心とした避難所運営組織、動物愛護ボランティア等と協力し、同行避難した飼育動物の受付簿を作成し、受付簿をもとに避難動物数の把握及び管理を行う。
- 飼い主は、ケージや首輪、鎖、リード等を利用し、原則として飼育場所のみで同行避難動物の飼育を飼い主の責任で行う。
- 飼い主は、ケージや首輪、鎖、リード等を利用し、原則として飼育場所のみで同行避難動物の飼育を行う。
- 市は、避難所に設置された飼育場所を利用する飼い主に対し、「ペット同行避難マニュアル

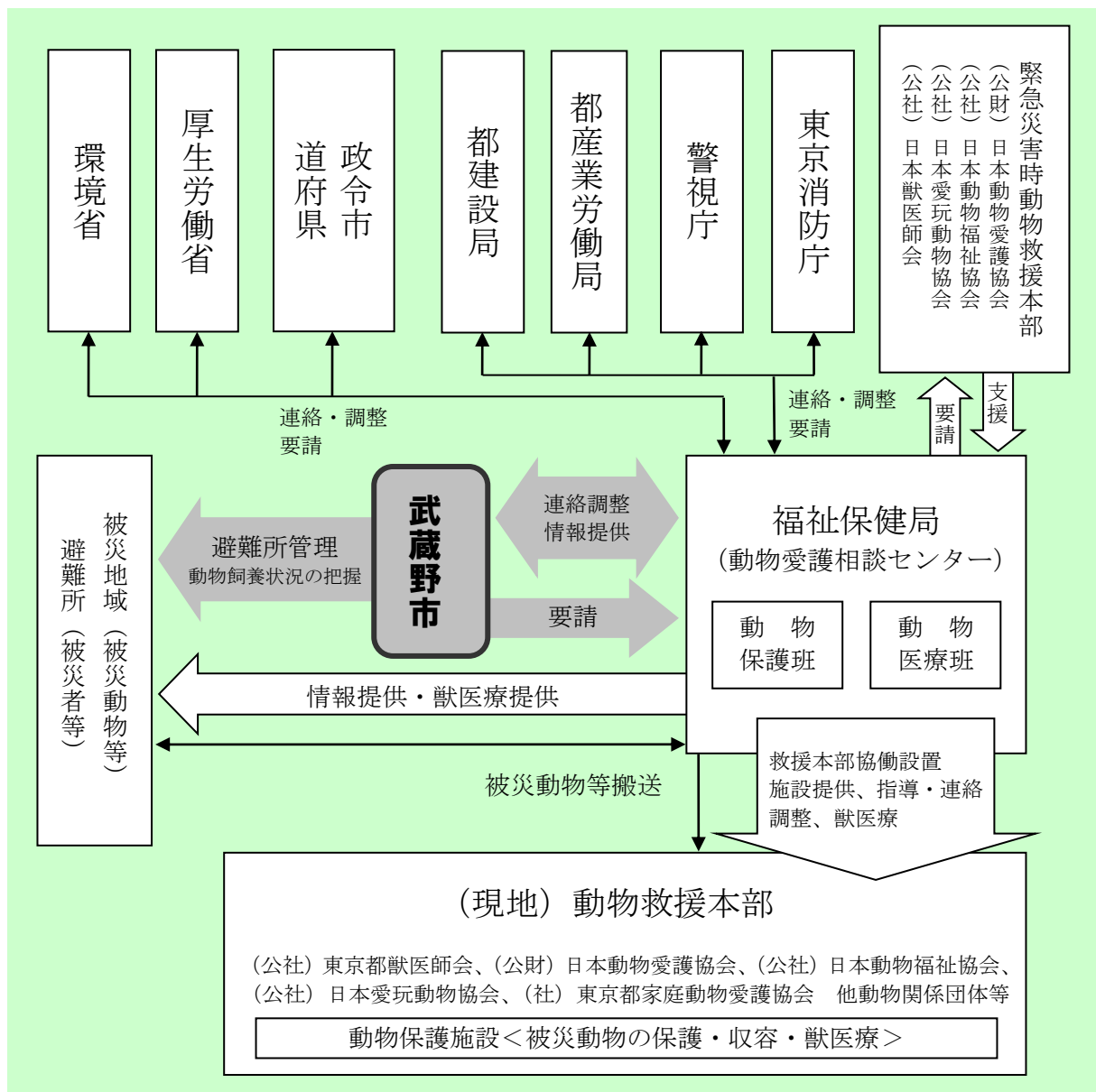
ル（仮称）」において定められたルールの周知を図り、給餌給水及び糞尿の片付けや飼育場所の掃除等を行うよう指導し、避難所の衛生管理及び動物をめぐるトラブルの防止に努める。

- 都は、市と連携して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取り組みを行う。
 - ・各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
 - ・避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
 - ・他縣市への連絡調整及び要請

第2 被災動物の保護

- 市は、東京都獣医師会武蔵野三鷹支部との協定に基づき、災害時に動物救護本部を設置し、被災動物の救護及び応急処置に関する活動を実施する。
- 市は、東京都獣医師会武蔵野三鷹支部等の関係機関及び動物愛護ボランティア等と協力して動物救護所および動物救援センター（仮称）を設置し、負傷した被災動物の救護を行う。
- 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、都や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」等と連携して行う。
- 市は、避難所の飼養場所において飼い主がわからない動物を保護する場合、避難所運営組織及び動物愛護ボランティア等と協力し、保護した日時・場所、保護動物の特徴、写真等の情報を記録し管理を行う。また、都が実施する動物保護施設への動物受入れや譲渡等の調整に協力するとともに、別の場所へ移動する際には、引き取り先や移送先等の把握に努める。

【図表9-6 動物救護の流れ】



第5節 被災者の他地区への移送

【本部管理部 本部管理班】

第1 市の対応

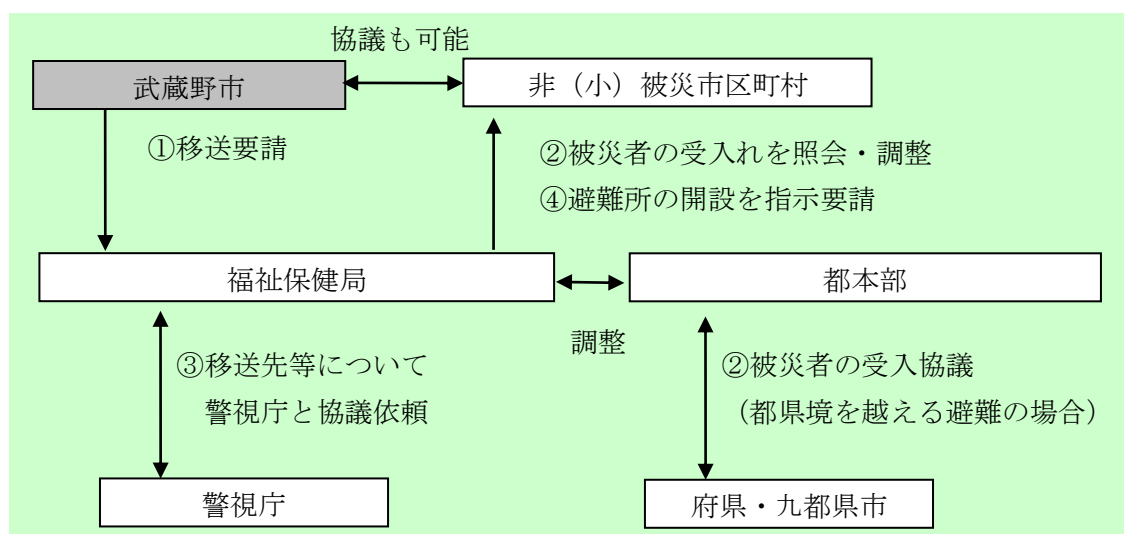
- 本部長は、市が設置する避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、知事（都福祉保健局）に要請する。なお、相互応援協定等の締結先市区町村や、他の市区町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告する。
- 本部長は、被災者の他地区への移送を要請した際に、市職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市区町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。
- 都から被災者の受入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受入態勢を整備する。

- 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市区町村が行い、被災者を受入れた市区町村は運営に協力する。

第2 都の対応

- 都県境を越える避難について、避難先の道府県の知事と協議を行う。
- 市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事は、全部又は一部を市長に代わり実施する。

【図表 9－4 広域避難の調整フロー】



- 被災地の市区町村から被災者の移送の要請があった場合、警視庁と協議の上、被災者の移送先を決定する。
- 移送先決定後、移送先の市区町村長に対し被災者の受入体制の整備を要請する。
- 被災者の移送方法については、当該市区町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、市区町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。
- 災害時要援護者の移送手段については、当該市区町村による調達が困難な場合に、都福祉保健局が都財務局及び関係機関の協力を得て調達する。

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

本章における対策の基本的考え方

災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する必要がある。適切な備蓄量の確保と調達先の拡大により、災害時に必要な物資を確保できる体制を構築する。

対策の全体像

現在の到達状況

- 避難者数の想定（約 32,000 人）に基づき、クラッカー・アルファ化米を中心に3日分の備蓄をしている。また、被災乳幼児（2歳未満）用として必要な粉ミルクや高齢者用の紙おむつ等、乳幼児や高齢者・女性の視点に立った物品についても備蓄を進めている。
- 震災時の混乱した状況下においても、備蓄物資を被災者に迅速かつ円滑に供給できるよう、市庁舎をはじめとした8か所及び避難所に指定している市立小・中学校及び都立高校の敷地 20 か所、計 28 か所に備蓄倉庫を整備している。

課題	対策の方向性	到達目標
要配慮者、食事制限のある方や子ども、男女のニーズの違いに一定の配慮をした食料・生活必需品の確保が必要	食料、生活必需品の確保	3日分の食料・生活必需品等を確保、様々な被災者ニーズに対応した物資の確保。
物資を効率的に捌き、輸送できる体制を検討しておくことも重要	物資調達態勢の整備	物資調達の多重化、備蓄の分散化、効率的な配送方法についての検討、及び訓練の実施。
応急給水による必要な飲料水等の確保が必要	給水態勢の整備	非常災害用給水施設等の整備及び運搬給水態勢の整備。
給水施設から遠い地域等への対応の必要		

具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

食料及び生活必需品等の確保

- ・食料・生活必需品などの備蓄及び物資供給体制の強化

飲料水等の供給

- ・目標水準に合わせた応急給水態勢の整備
- ・拠点給水態勢、運搬給水態勢、仮設給水態勢の整備
- ・応援要請及び受援態勢の整備
- ・給水活動の事前広報

備蓄倉庫の整備

- ・備蓄管理方式の整理
- ・備蓄倉庫の位置付け整備
- ・支援物資を被災者の手元に届けるための物流態勢の構築・整備

輸送体制の整備

- ・対策内容と役割分担
- ・詳細な取組み内容
- ・訓練の実施

輸送車両等の確保

- ・輸送車両の確保
- ・民間協力団体による輸送
- ・輸送車両への円滑なオペレーション

燃料の確保

- ・対策内容と役割分担
- ・輸送車両用の燃料の確保

地震直後の行動（応急対策）

発災後 72 時間以内

備蓄物資の供給

- ・食料・生活必需品等の確保
 - ・食料・生活必需品等の配付
- #### 義援物資の取扱い

飲料水等の供給

- ・応急給水活動
- ・運搬給水車両の確保
- ・応援要請
- ・給水活動の事前広報について

調達による物資の確保

- ・協定締結先への調達要請
- ・都への応援要請
- ・他自治体や民間協力団体からの物資調達
- ・現地調達

国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分

- ・支援物資の輸送
- ・支援物資受入れ

輸送車両の確保

- ・車両の調達
- ・輸送拠点

車両燃料の確保

- ・燃料

地震後の行動（復旧対策）

発災後 1 週間目途

多様なニーズへの対応

炊き出し

- ・対策内容と役割分担
- ・業務手順
- ・詳細な取組み内容

水の安全確保

- ・対策内容と役割分担
- ・業務手順
- ・詳細な取組み内容

生活用水の確保

- ・対策内容と役割分担
- ・詳細な取組み内容

物資の輸送

- ・対策内容と役割分担
- ・業務手順
- ・詳細な業務内容

予防対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 食料及び生活必需品等の確保	本部管理部 本部管理班 災対市民部 物資管理搬送班 災対市民部 支え合いステーション班 災対環境部 物資管理搬送班 災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班 災対子ども家庭部 避難所班 災対教育部 避難所班 監査委員事務局 物資管理搬送班	
第2節 飲料水等の供給	本部管理部 本部管理班 災対水道部 復旧班	
第3節 備蓄倉庫の整備	本部管理部 本部管理班 災対財務部 管財施設班 災対市民部 物資管理搬送班 災対環境部 物資管理搬送班 災対教育部 庶務班 監査委員事務局 物資管理搬送班	
第4節 輸送体制の整備	本部管理部 本部管理班 災対財務部 管財施設班 災対市民部 物資管理搬送班 災対環境部 物資管理搬送班 監査委員事務局 物資管理搬送班	
第5節 輸送車両等の確保	災対財務部 管財施設班	
第6節 燃料の確保	災対財務部 管財施設班	

第1節 食料及び生活必需品等の確保

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 物資管理搬送班、災対市民部 支え合いステーション班、災対環境部 物資管理搬送班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班、監査委員事務局 物資管理搬送班】

第1 食料・生活必需品などの備蓄及び物資供給体制の強化

【本部管理部 本部管理班】

基本方針

- 市民の自助・共助による備蓄を推進するとともに、多様な被災者に対応した物資供給体制を強化する。
- 被災者の孤立化を防ぐ物資供給態勢を構築するとともに、物資配付に関する情報をいち早く確実に市民に伝達する仕組みを構築する。
- 物資不足のリスクを分散させるために、物資調達手段を多重化する。
- いち早く被災者の手元に支援物資を届けるための物流態勢を構築・整備する。

1 多様な被災者及び避難所ニーズに対応した物資供給体制の強化

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班】

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、被災者の多様なニーズに対応できるよう、備蓄品目及び数量について検証する。特に女性や子ども、高齢者・障害者向けの物品などの個別的ニーズが高い物品であっても、災害時に入手が困難になるものは備蓄の充実を図る。
- 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染対策資器材の充実を図った。今後も動向を踏まえつつ、資器材の維持・管理を行っていく。

(1) 備蓄計画

- 備蓄対象とする物品とその数量、規格、備蓄方式などについての詳細は備蓄計画において定める。
- 飲料水、食料のみでなく、生活用品や活動資器材、衛生資器材なども備蓄をしていく。
- 被災者においては、避難者だけでなく、交通及びライフラインの途絶により、孤立状態になる可能性がある。孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、生活必需品の円滑な供給に十分配慮する。
- 備蓄品の整備、購入などについては、備蓄計画に則して実施し、新たな災害教訓などにより備蓄が必要な物品を検討する際は、緊急性、調達困難性、代替性を考慮し、検討していく。

(資料第17(食料の備蓄状況及び計画))

(2) 備蓄対象とする物品

種 類	備 蓄 品
-----	-------

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進
【予防対策】第1節 食料及び生活必需品等の確保

食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、アルファ化米、粉ミルク等 ※要配慮者や食物アレルギーの方等にも配慮すること。
災害用トイレ	携帯トイレ、簡易トイレ等
要配慮者対策用品	紙おむつ、生理用品等
感染症対策用品	マスク、手指消毒液等
燃料	ガソリン、灯油、プロパンガス等 ※ガソリン等は消防法で定める危険物に規定されているため、 備蓄にあたっては同法との関係に留意する。
生活必需品	毛布・マット等の寝具、下着、トイレトーパー・ウェット ティッシュ・タオル・歯磨用品等の日用品、調理道具等
その他資器材	発電機、投光器等

* 詳細な備蓄品の内訳や数量、規格、備蓄方式などについては、備蓄計画に定めるものとする。

2 被災者への物資の配付態勢の整備

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 物資管理搬送班、災対市民部 支え合いステーション班、災対環境部 物資管理搬送班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班、監査委員事務局 物資管理搬送班】

- 武蔵野市災害時物資供給マニュアルに基づき、被災者に速やかに物資を配付できる体制を整備する。
- ライフラインの途絶やエレベーターの停止等により、被災者が孤立状態になる可能性がある。孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、生活必需品の円滑な供給に十分配慮する。物資供給態勢を構築することで、被災者に避難所ではなく自宅等での生活を選択できるように誘導する。また被災生活を自宅で継続する被災者に対して物資を配付するために、物資配付についての情報をいち早く確実に市民に伝達する手法を構築する。防災行政無線やむさしのFM放送、掲示板の活用など、多重に手法を選択することで、情報の不平等が発生しないような仕組みを構築する。

(1) 配付対象

- 災害救助法施行令第9条の2及び災害基準法施行細則に則り、次の者を対象とする。
 - (1) 避難所に収容された者
 - (2) 住家に被害を受けて炊事ができない、又は日常生活を営むことが困難な者
 - (3) 生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- 被災者においては、避難者だけでなく、ライフラインの途絶やエレベーターの停止等により、孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、生活必需品の円滑な供給に十分配慮する。

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

【予防対策】第1節 食料及び生活必需品等の確保

(2) 配付を実施する場所

ア 避難所等における配付

○ 避難所（市内20ヶ所）及び災害時地域支え合いステーションにて配付を行う。

【図表 11－7 避難所一覧】

	施 設 名	所 在 地
1	第一小学校	吉祥寺本町4－17－16
2	第二小学校	境4－2－15
3	第三小学校	吉祥寺南町2－35－9
4	第四小学校	吉祥寺北町2－4－5
5	第五小学校	関前3－2－20
6	大野田小学校	吉祥寺北町4－11－37
7	境南小学校	境南町2－27－27
8	本宿小学校	吉祥寺東町4－1－9
9	千川小学校	八幡町3－5－25
10	井之頭小学校	吉祥寺本町3－27－19
11	関前南小学校	関前3－37－26
12	桜野小学校	桜堤1－8－19
13	第一中学校	中町3－9－5
14	第二中学校	桜堤1－8－19
15	第三中学校	吉祥寺東町1－23－8
16	第四中学校	吉祥寺北町5－11－41
17	第五中学校	関前2－10－20
18	第六中学校	境3－20－10
19	都立武蔵高校	境4－13－28
20	都立武蔵野北高校	八幡町2－3－10

【図表 11－8 災害時地域支え合いステーション一覧】

	施 設 名	所 在 地
1	吉祥寺東コミュニティセンター	吉祥寺東町1－12－6
2	本宿コミュニティセンター	吉祥寺東町3－25－2
3	吉祥寺南町コミュニティセンター	吉祥寺南町3－13－1
4	御殿山コミュニティセンター	御殿山1－5－11
5	本町コミュニティセンター	吉祥寺本町1－22－2
6	吉祥寺西コミュニティセンター	吉祥寺本町3－20－17
7	吉祥寺西コミュニティセンター分館	吉祥寺本町4－10－7
8	吉祥寺北コミュニティセンター	吉祥寺北町1－22－10
9	けやきコミュニティセンター	吉祥寺北町5－6－19
10	中央コミュニティセンター	中町3－5－17

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進
【予防対策】第1節 食料及び生活必需品等の確保

11	中町集会所	中町1-28-5
12	西久保コミュニティセンター	西久保1-23-7
13	緑町コミュニティセンター	緑町3-1-17
14	八幡町コミュニティセンター	八幡町3-3-16
15	関前コミュニティセンター	関前2-26-10
16	関前コミュニティセンター分館	関前3-16-6
17	西部コミュニティセンター	境5-6-20
18	境南コミュニティセンター	境南3-22-9
19	桜堤コミュニティセンター	桜堤3-3-11

(3) 要配慮者などへの物資の配付

- 避難所ではなく、自宅などで生活を継続している要配慮者の手元に、必要な物資を届ける仕組みを検討する。

(4) 物資の配付に関する広報態勢

- 物資の配付は避難者だけでなく、自宅で生活を継続している被災者も対象とする活動である。したがって、活動を実施するにあたり、配付を行う場所や日時について、広く広報する必要がある。
- 広報活動にあつては、防災行政無線、広報車を利用するほか、むさしの-FMやJ:COM武蔵野・三鷹による放送、避難所等の施設による掲示による広報などにより、誰もが簡単に情報を入手できるようにする。

【図表 11-9 使用する広報手段例】

広報手段	備 考
防災行政無線	
広報車による広報	
FMラジオによる放送	むさしの-FM
テレビの文字放送	J:COM武蔵野・三鷹
インターネットHP	市HP、防災安全センターWEB
掲示による広報	避難所、災害時地域支え合いステーション

3 物資調達手段の多重化

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 物資管理搬送班、災対環境部 物資管理搬送班、監査委員事務局 物資管理搬送班】

- 武蔵野市災害時物資供給マニュアルに基づき、発災直後に必要な物資は、避難所分散備蓄を中心に供給態勢を確保する。長期化する災害対応や被災生活に市が所有する備蓄だけで対応することは困難であるため、他自治体への応援要請や業界団体との協定締結等の準備を進める。特に、入手することが困難になることが予想される物品は、複数の調達経路を用意することで、確実性を高めるようにする。

(1) 流通備蓄態勢の整備

ア 協定締結の推進

- 物資の調達体制を拡充するため、全国規模のネットワークをもつ物販事業者（小売事業者等）等にあらかじめ協力を依頼する。

イ 流通備蓄による物資調達手段を整備すべき物品

- 業界団体との協定締結などにより、流通備蓄態勢を整備すべき物品としては次のようなものが挙げられる。

ア 災害発生後3日目以降に必要となる物品

イ 特定の人を対象となる個別性の高い物品

ウ 個別性が高くなく、発災直後は他の物資で代替可能な物品

《具体例》

段ボールベッド、パーテーション

(2) 協定締結先への物資の調達要請

- 武蔵野市災害時物資供給マニュアルに基づき、備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。

- 協定締結先とは連絡方法、連絡事項、物資の搬送先、搬送方法等について、調整・決定をしておく。

【図表 11-12 物資支援に関する協定締結先】

機関・団体名称	調達対象となる物資
武蔵野市米穀小売商組合	精米
東京都石油商業組合多摩東支部（旧武蔵野支部）	石油等
東京むさし農業協同組合	生鮮食料品の調達
株式会社 イトーヨーカドー	保有する商品 （食料・衣類・生活必需品等）
NPO法人コメリ災害対策センター	作業用品・日用品・飲料水・冷暖房機器・電気用品・トイレ関係資器材等
東京都トラック協会多摩支部第一地区武蔵野分会	緊急輸送業務
株式会社ニード	パーテーション等
興亜紙業株式会社	段ボール製品等
佐川急便株式会社	緊急物資輸送等

(3) 訓練の実施

- 物資の調達については、協定締結先等と協力の上訓練を実施し、災害時に効率的に作業を行えるように態勢を確保する。

第2節 飲料水等の供給

【本部管理部 本部管理班、災対水道部 復旧班】

基本方針

- 災害時における飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上から極めて重要である。市はこれまで、小・中学校等に非常災害用給水施設、防災広場等に飲料水兼用耐震性貯水槽の整備等の施策を図ってきたが、今後もさらに応急給水施設の充実に努める。

第1 応急給水態勢の整備とその目標水準

【災対水道部 復旧班】

- 震災発生時には、地震の揺れによる配水管の破損等からの断水が発生することが想定される。
- 大規模災害発生時には市内での混乱発生が予想され、複数個所で同時発生する断水への早期の復旧対応は困難を極めると考えられる。したがって、災害発生後一定期間、給水不能の区域に対して、応急給水活動によって、市民生活の基盤となる飲料水等の確保・供給を実施する。
- 応急給水では、災害の被害状況及び人命への影響を考慮し、給水方法及び給水活動の実施場所を決定する。なお、予め緊急を要することが想定される医療機関、被災者の避難先、要配慮者関連施設等を優先的に給水する場所として定め、対応準備を進める。
- 応急給水活動の実施時には、衛生対策に努める必要があるため、予め水の安全性確保等についての必要な事項を検討しておく。
- 市単独での応急給水活動では、被災者ニーズに対応しきれないことが想定されるので、早急に日本水道協会や管工事業協同組合等への応援要請の実施及び円滑な応援の受入れを可能とする環境を整備する。

1 応急給水方法

(1) 応急給水の方法

拠点給水	非常災害用給水施設、耐震性貯水槽等に仮設給水施設を設置するなどして給水する。
運搬給水	給水車、給水タンク搭載車等の車両により、飲料水を断水地区に輸送し給水する。第一・第二浄水場を運搬給水拠点とする。給水区、給水車の運行計画を被災状況に応じ、運搬給水拠点ごとに策定し、活動する。
仮設給水	公園等に仮設給水槽を設置して給水する。また、コミュニティセンター等の公共施設を利用した応急給水を実施する。

(2) 飲料水の衛生対策

- 水質の安全性を確保するため、飲用に供される残留塩素濃度を測定し、消毒を徹底したうえで給水する。

2 目標水準

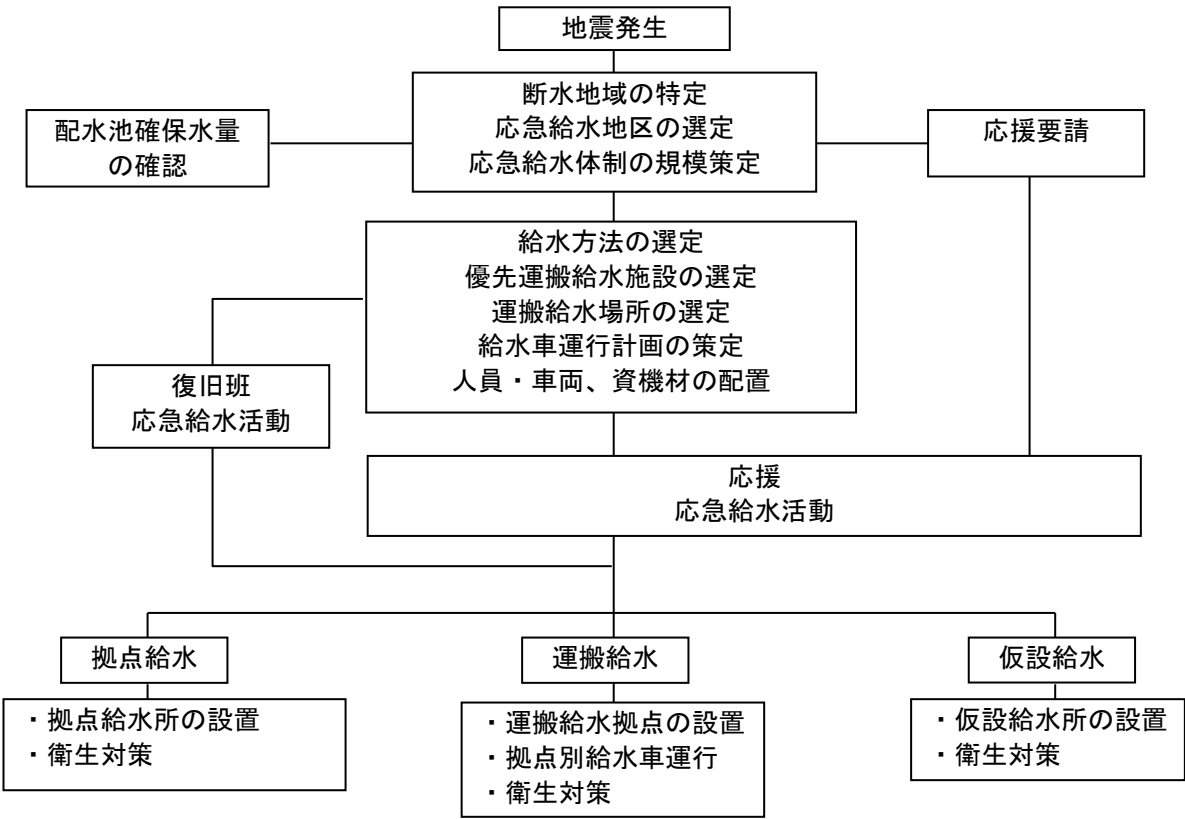
- 災害時の応急給水活動は、災害発生からの時間経過によって、被災者ニーズ、応急給水体制の状況、道路等の被害の復旧状況等の変化があり、その実施規模、方法、対象等を変化させて対応する必要がある。被災直後の応急給水活動では、十分な支援を受け入れる前である可能性があり、当面の生命維持に必要な飲料水のための対応となる。時間経過とともに給水対象者が減少する一方で、給水体制が整備されることで、一人当たりへの給水可能水量が増加し、生活用水に必要な水量も供給可能となることが想定される。これらのことを踏まえて、被災者1人あたりの応急給水量について段階的に目標水準として定める。

【図表 11－1 地震発生後の時間経過と応急給水態勢】

	地震発生	3 日	1 週間	2 週間
段階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	
目標水量	3ℓ／人日	20～30ℓ／人日	30～40ℓ／人日	
主用途	生命維持に必要な飲料水	左欄に加え炊事、洗面等の最低生活用水	飲料水 生活用水全般	
給水方法	拠点給水 運搬給水	仮設給水 拠点・運搬給水	仮設給水	
給水地点	住居より 500m以内	住居より 500m以内	住居より 250m以内	

- 復旧の進捗状況に応じ柔軟に給水方法を転換、継続、組み合わせを行いながら、給水地点数、給水頻度、給水量の拡大を図り、目標水量の給水を確保する。

【図表 11－2 応急給水のフロー】



第2 拠点給水態勢の整備

【本部管理部 本部管理班、災対水道部 復旧班】

1 非常災害用給水施設による給水態勢の整備

- 非常時用の水源確保のため、市立小中学校及び広域避難場所に非常災害用給水施設を設置し、飲料水等を確保する。
- 非常災害用給水施設には自家発電装置を装備し、停電時の稼働を確保する。
- 水源となっている井戸施設にも自家発電装置を装備し、停電時の稼働を確保することで、非常災害用給水施設として利用する。
- 非常災害用給水施設の運転については、協定締結先である管工事業協同組合も訓練を実施し、災害時に作業を行えるように態勢を確保する。

【図表 11－3 非常災害用給水施設一覧】

	施設名称	所在地	備考
1	都立武蔵野中央公園	八幡町2－4	広域避難場所
2	第一小学校（第18水源）	吉祥寺本町4－17－16	一時集合場所・避難所
3	第二小学校	境4－2－15	一時集合場所・避難所
4	第三小学校	吉祥寺南町2－35－9	一時集合場所・避難所
5	第四小学校	吉祥寺北町2－4－5	一時集合場所・避難所

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

【予防対策】第2節 飲料水等の供給

6	第五小学校	関前3-2-20	一時集合場所・避難所
7	大野田小学校	吉祥寺北町4-11-37	一時集合場所・避難所
8	境南小学校	境南町2-27-27	一時集合場所・避難所
9	本宿小学校	吉祥寺東町4-1	一時集合場所・避難所
10	千川小学校（第13水源）	八幡町3-5-25	一時集合場所・避難所
11	井之頭小学校（第17水源）	吉祥寺本町3-27	一時集合場所・避難所
12	関前南小学校	関前3-37-26	一時集合場所・避難所
13	桜野小学校	桜堤1-8-19	一時集合場所・避難所
14	第一中学校（第29水源）	中町3-9-5	一時集合場所・避難所
15	第二中学校（第9水源）	桜堤1-7-31	一時集合場所・避難所
16	第三中学校	吉祥寺東町1-23-8	一時集合場所・避難所
17	第四中学校	吉祥寺北町5-11-41	一時集合場所・避難所
18	第五中学校（第20水源）	関前2-10-20	一時集合場所・避難所
19	第六中学校（第22水源）	境3-24	一時集合場所・避難所
20	第19水源	吉祥寺北町3-13	
21	第2水源	吉祥寺北町3-5	
22	第10水源	境5-6	
23	第12水源	桜堤2-8	
24	都立小金井公園（第24水源）	桜堤3	広域避難場所
25	第28水源	境3-22	
26	第6水源	緑町2-3	
27	第8水源	境4-7	
28	第7水源	関前5-19	
29	第3水源	吉祥寺北町5-6	

2 飲料水兼用耐震性貯水槽

- 配水管に直結する飲料水兼用耐震性貯水槽を防災広場等5箇所に設置している。震災時に配水管の破損等により水圧が低下した場合、緊急遮断弁が作動し飲料水を確保する。
- 飲料水兼用耐震性貯水槽の運転については、協定締結先である管工事業協同組合も訓練を実施し、災害時に作業を行えるように態勢を確保する。

【図表 11-4 飲料水兼用耐震性貯水槽の現況（令和4年1月）】

設置場所	所在地	呼び径	容量
南町防災広場	吉祥寺南町5-6	150 mm	60 m ³
吉祥寺西公園	吉祥寺本町3-7	200 mm	100 m ³
境南町防災広場	境南町3-20	150 mm	60 m ³
吉祥寺南町コミュニティセンター	吉祥寺南町3-13	150 mm	60 m ³
都立武蔵野中央公園（拡張部）	緑町2-6	150 mm	100 m ³

3 災害対策用井戸

- 市内に現存する民間所有の井戸のうち、条件に適合するものを所有者の同意を得て災害対策用井戸に指定し、応急給水を実施するための水源とする。
- 所有者への補助制度・水質検査を継続し、災害対策用井戸を確保する。
- 応急給水の対象（飲料水か生活用水）については、近隣自治体の動向を踏まえ、要綱を見直す。

【図表 11－5 災害対策用井戸指定一覧（町別 令和4年1月）】

町 名	指定井戸件数	町 名	指定井戸件数
吉祥寺東町	5 件	緑町	0 件
吉祥寺南町	1 件	八幡町	5 件
御殿山	0 件	関前	4 件
吉祥寺本町	1 件	境	3 件
吉祥寺北町	7 件	境南町	1 件
中町	0 件	桜堤	1 件
西久保	0 件	（合計）	2 8 件

4 その他

- 市有のプール、民間所有のプールなどを、生活用水として応急給水を実施するための水源として利用することを検討する。（防火水槽は基本、消火用のため生活用水としては使用しない）

第3 運搬給水態勢の整備

【災対水道部 復旧班】

1 運搬給水拠点の整備

- 第一・二浄水場を運搬給水拠点とし、態勢を整備する。

【図表 11－6 運搬給水拠点の現況】

施設名	所 在 地	容量（＊）	常時水量（＊2）
第1 浄水場	吉祥寺北町 4－1 1－4 6	11,345 m ³	4,000 m ³
第2 浄水場	桜堤 1－6－6	7,850 m ³	3,000 m ³

＊ 容量とは配水池の容量

＊2 常時水量とは、緊急遮断弁により確保可能な水量。緊急遮断弁は浄水場内に設置した震度計で震度5弱以上の地震を観測した場合に作動する。

2 運搬給水車両の確保

- 運搬給水車両及び車両の燃料の確保、整備を行う。
- 運搬給水車両等として使用を予定している車両は事前に届け出を行い、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受ける。

- 運搬給水に必要な資器材の確保、整備を行う。
- 日本水道協会や管工事業協同組合等の応援協力先に運搬給水車両の確保を依頼する。

3 優先運搬給水施設

- 医療機関や福祉避難所等の防災重要施設には優先的に運搬給水を実施できるよう体制を整える。

4 運搬給水場所

- 水道による給水が不能な地域のうち、住居より500m以内に非常災害用給水施設及び飲料水兼用耐震性貯水槽等がない地域を対象として運搬給水場所を設置できるよう体制を整える。

5 運搬給水訓練の実施

- 被災状況下でも効率的に活動できるようにするために、平時より訓練を実施する。
- 協定締結先等と協力し訓練を実施することで、その役割分担を明確にし、連携を強化する。

第4 仮設給水態勢の整備

【災対水道部 復旧班】

- 仮設給水栓の設置作業に必要な人員を確保する。
- 仮設給水に必要な資器材を整備する。
- 被災状況下でも効率的に活動できるようにするために、平時より訓練を実施する。
- 協定締結先等と協力し訓練を実施することで、その役割分担を明確にし、連携を強化する。

第5 応援要請及び受援態勢の整備

【災対水道部 復旧班】

1 応援要請

- 十分な応急対策活動を実施するためには、支援の受入れが必要である。被災状況下でも迅速に応援要請を実施し、円滑に支援を受入れる体制を整備することが必要である。
- 水道事業では、日本水道協会を中心として広域相互体制が整備されており、過去の国内の災害時等でも、この枠組による支援が展開されている。本市もこの枠組による支援の適切な要請・受入れができるように体制を整備する。
- 本市では、管工事業協同組合とも災害協定を締結している。災害発生時には、速やかに支援要請・受入れができるように体制を整備する。

2 応援の受入れ態勢

(1) 応援の受入れ態勢

- 応援の受入れでは、応援人員の宿舎、食事、給水車両の駐車場、資機材の保管場所等の多くの物資や場所等の確保が必要である。
- 物資や場所等の確保の方法は、民間企業との協定締結等も含めて検討し整備する。

(2) ボランティアの受入れ態勢

- 民間ボランティアの受入れは、市災害対策本部のボランティア班を通じて受付する。

第6 給水活動の事前広報

【災対水道部 復旧班】

- 給水活動は避難者だけでなく、自宅で生活を継続している被災者も対象とする活動である。したがって給水活動の実施にあたり、給水活動を行う場所や日時等を事前に周知・広報する必要がある。
- 広報活動では、防災行政無線、広報車による広報、むさしの-FMやJ：COM武蔵野・三鷹による放送、避難所等の掲示板による広報など、多様な広報手段により多くの被災者が情報を入手できるように努める。

第3節 備蓄倉庫の整備

【本部管理部 本部管理班、災対財務部 管財施設班、災対市民部 物資管理搬送班、災対環境部 物資管理搬送班、災対教育部 庶務班、監査委員事務局 物資管理搬送班】

第1 備蓄方式

避難所分散備蓄	発災直後は長距離の輸送態勢の確保は困難と予想される。そのため、発災後、3日間分の食料や避難所開設時、避難所運営初期に必要な物資については避難所に設置する倉庫に備蓄する。
拠点備蓄	トイレ対策用資器材や給水資器材など、特定の用途の物品で避難所以外の場所についても使用されるような物資については専用の倉庫を設置し、必要な時に機動的に運搬できるように整備する。
流通備蓄	発災直後における必要性が低いが、災害時に入手が困難となるような物品や4日目以降の食料などについては、あらかじめ民間事業者等に物資の調達運搬について協力を依頼する。

第2 備蓄倉庫の位置付けと整備

【本部管理部 本部管理班、災対財務部 管財施設班、災対教育部 庶務班】

避難所倉庫	避難所備蓄倉庫	避難者の生活に必要な物資(食料・生活用品)を保管する倉庫	18 箇所
	避難所防災倉庫	避難所を開設・運営する際に必要となる資器材等の倉庫	20 箇所
拠点備蓄倉庫		特定の用途の物品で避難所以外の場所についても使用されるような物資を備蓄する倉庫	8 箇所

1 避難所備蓄倉庫

- 現在の避難所備蓄倉庫は 30 m²程度確保し、災害時に物資を取り出しやすい場所に整備するよう配慮する。
- 今後建替えを行う学校において、避難所備蓄倉庫は 100 m²程度確保し、避難所防災・備蓄倉庫として 120 m²程度を確保する。現在備蓄している食料・飲料水・生活用品のほか、現在地域拠点倉庫に備蓄している毛布・マットを各避難所で備蓄する。災害時に物資を取り出しやすい場所に整備するよう配慮する。

2 避難所防災倉庫

- 避難所防災倉庫は 10 m²程度確保し、災害時に物資を取り出しやすいように倉庫内を整備する。
- 今後建替えを行う学校において、避難所防災倉庫は 20 m²程度を引き続き確保し、避難所防災・備蓄倉庫として 120 m²程度を確保する。

【図表 11-10 避難所防災倉庫】



避難所防災倉庫の概要

設置箇所 : 学校の敷地内

外壁・屋根 : アルミ合金製

床面積 : 9.8 m²

※都立高校2校は 14.4 m²

主な備蓄品 : 投光器、発電機、炊出し釜

事務用品、工具類など

3 拠点備蓄倉庫

- 多様な被災者ニーズに配慮した備蓄を実施するにあたり、拠点備蓄倉庫のレイアウトや運用の検討を行う。

【図表 11-11 拠点備蓄倉庫一覧】

施設名称	所在地	位置付け
市役所	緑町 2-2-28	本部拠点倉庫
桜野小学校	桜堤 1-8-19	地域拠点倉庫（武蔵境エリア）
		炊出資器材拠点倉庫
総合体育館	吉祥寺北町 5-11-20	地域拠点倉庫（中央エリア）
商工会館	吉祥寺本町 1-10-7	地域拠点倉庫（吉祥寺エリア）
保健センター	吉祥寺北町 4-8-10	医薬資器材拠点倉庫
富士重工社宅	八幡町 2-5-3	水防資器材拠点倉庫
		給水資器材拠点倉庫
武蔵野公会堂	吉祥寺南町 1-6-22	帰宅困難者対策拠点倉庫
プラウドシティ武蔵野三鷹	中町 3-8-1	帰宅困難者対策拠点倉庫
東京都多摩広域防災倉庫	立川市緑町 3256 番の 5	衛生資器材拠点倉庫

（資料第 18 （市備蓄倉庫一覧））

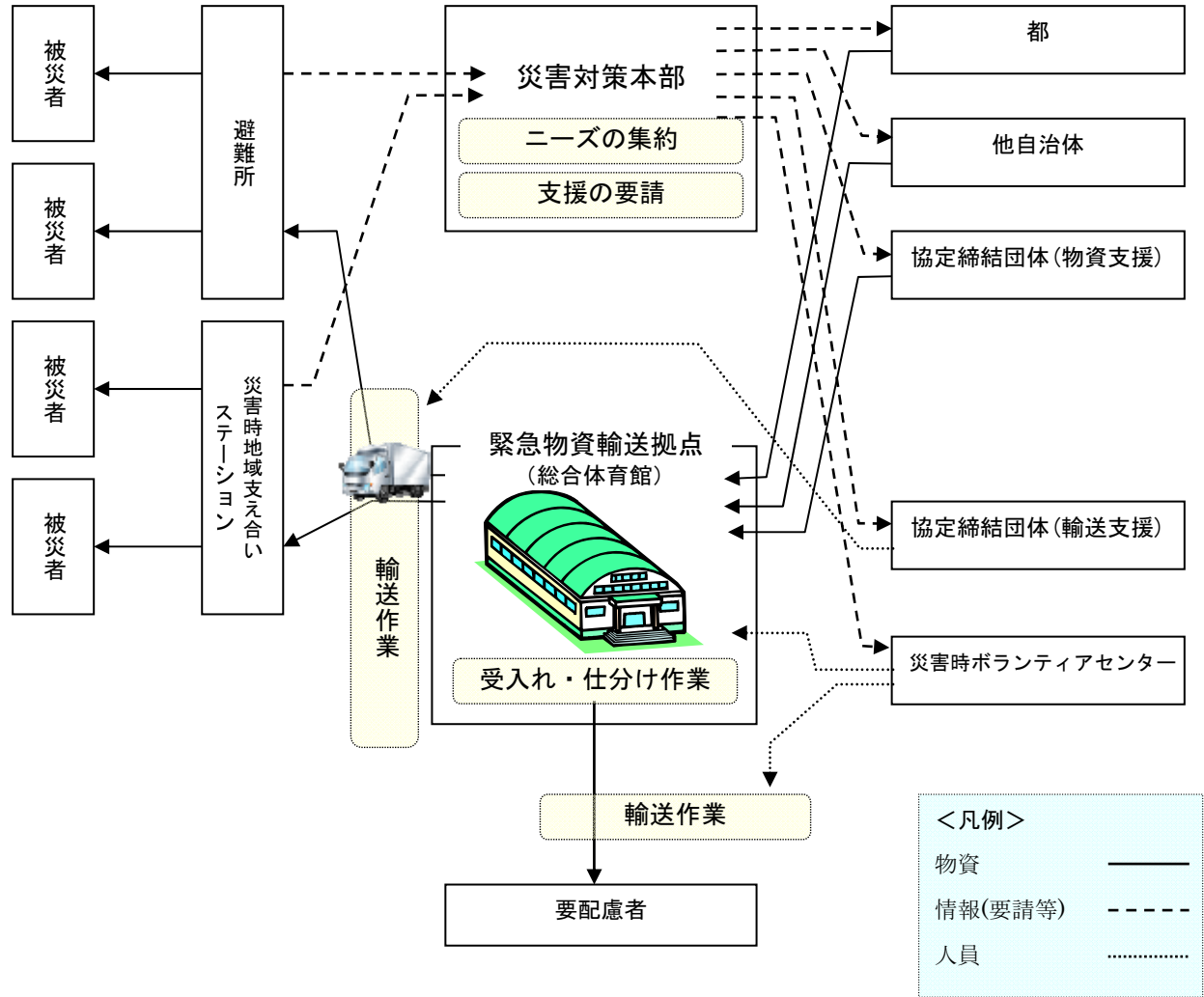
第3 支援物資を被災者の手元に届けるための物流態勢の構築・整備

【災対市民部 物資管理搬送班、災対環境部 物資管理搬送班、監査委員事務局 物資管理搬送班】

- 武蔵野市災害時物資供給マニュアルに基づき、東京都が推進するプッシュ型支援などに、迅速に対応できるための受援態勢を構築することで、いち早く被災者の手元に物資を届けるようにする。協定等による輸送車両の確保、ボランティアを中心とした作業員の確保を行う。協定締結団体等の協力を得て、物流に関するノウハウを吸収し、災害時に実効的に活動できる態勢を構築する。

1 支援物資の受入れ及び仕分け態勢

【図表 11-13 支援物資の流れ】



2 緊急物資輸送拠点の整備

(1) 緊急物資輸送拠点の設備の整備

- 緊急物資輸送拠点として、武蔵野総合体育館を利用する。

緊急物資輸送拠点	武蔵野総合体育館	吉祥寺北町5-11-20
----------	----------	--------------

- 武蔵野総合体育館が利用できない場合などに備えて予備施設について検討する。

(2) 作業員の確保

- 仕分け作業や運搬作業にあっては、多くの人力を要する作業となるため、ボランティアの受入れを前提に作業態勢を整備する。
- ボランティアの要請については、災害ボランティアセンターと連携を行い実施する。

(3) 緊急物資輸送拠点の運営手法の整備

- 輸送拠点の運営マニュアルを整備する。
- 協力団体の確保に努める。
- 協定締結等により、輸送業務についてのノウハウを持っている団体に協力体制を依頼する。
- 都は市区町村に対し、プッシュ型支援（市区町村の要請を待たずに迅速に行う支援）ができるよう、あらかじめ必要な品目を備蓄するなどの支援体制を整えている。緊急物資輸送拠点の運営については、プッシュ型支援を視野に入れた受援体制を検討する。

第4節 輸送体制の整備

【本部管理部 本部管理班、災対財務部 管財施設班、災対市民部 物資管理搬送班、災対環境部 物資管理搬送班、監査委員事務局 物資管理搬送班】

第1 訓練の実施

- 物資の受入れ・仕分け・輸送については、武蔵野市災害時物資供給マニュアルに基づき、協定締結先等と協力の上訓練を実施し、災害時に効率的に作業を行えるように態勢を確保する。

第5節 輸送車両等の確保

【災対財務部 管財施設班】

第1 輸送車両の確保

- 市有の車両による輸送を実施するため、市有の車両の使用状況を確認する。
- 運搬給水車両等として使用を予定している車両については事前届け出を行い、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受ける。

第2 協定による輸送車両の確保

- 社団法人東京都トラック協会や佐川急便株式会社等と協定により、車両の確保に努めている。

第3 民間協力団体による輸送

- 民間協力団体からの調達物資は、調達先の団体の協力を得て、団体所有の車両で輸送する。

第4 輸送車両への円滑なオペレーション

- 道路の被災状況等の情報を共有しながら、円滑なオペレーションを図る。

第6節 燃料の確保

【災対財務部 管財施設班】

第1 輸送車両用の燃料の確保

- 協定締結等により、輸送車両に必要な燃料の確保に努める。
- 協定先等に要請し、輸送車両に必要な燃料の手配を行う。

【図表 11－14 協定先一覧（燃料関連）】

機関・団体名称	調達対象となる物資
東京都石油商業組合多摩東支部（旧武蔵野支部）	石油等

応急対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 備蓄物資の供給	災対市民部 物資管理搬送班 災対環境部 物資管理搬送班 監査委員事務局 物資管理搬送班 災対市民部 支え合いステーション班 災対市民部 コールセンター班 災対財務部 管財施設班 災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班 災対子ども家庭部 避難所班 災対教育部 避難所班	都福祉保健局 東京むさし農業協同組合 武蔵野市米穀小売商組合 石油商業組合 武蔵野商工会議所
第2節 飲料水等の供給	災対水道部 復旧班	日水協・都水道局 自衛隊 協定締結団体等
第3節 調達による物資の確保	災対市民部 物資管理搬送班 災対環境部 物資管理搬送班 監査委員事務局 物資管理搬送班 災対財務部 管財施設班	武蔵野総合体育館 備蓄倉庫管理者 東京都トラック協会多摩支部 第一地区武蔵野分会 日本通運株式会社
第4節 国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分	災対市民部 物資管理搬送班 災対環境部 物資管理搬送班 監査委員事務局 物資管理搬送班 災対財務部 管財施設班	武蔵野総合体育館 備蓄倉庫管理者 東京都トラック協会多摩支部 第一地区武蔵野分会 日本通運株式会社
第5節 義援物資の取扱い	災対市民部 物資管理搬送班 災対環境部 物資管理搬送班 監査委員事務局 物資管理搬送班	
第6節 輸送車両の確保	災対財務部 管財施設班	武蔵野警察署 東京都トラック協会多摩支部 第一地区武蔵野分会 (社)東京都個人タクシー協会
第7節 車両燃料の確保	災対財務部 管財施設班	

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

【応急対策】第1節 備蓄物資の供給

○ 主要機関の対応復旧活動表

機関名	発災	2～3時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市民部	○備蓄倉庫の被害状況確認	○備蓄倉庫から備蓄品の搬送	○関係機関への食料調達要請 ○事業者等への調達要請	○他縣市からの受け入れ ○米穀・副食品等の調達・要請
水道部			○応急給水の実施	

第1節 備蓄物資の供給

【災対市民部 物資管理搬送班、災対環境部 物資管理搬送班、監査委員事務局 物資管理搬送班、災対市民部 支え合いステーション班、災対市民部 コールセンター班、災対財務部 管財施設班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班、都福祉保健局、東京むさし農業協同組合、武蔵野市米穀小売商組合、石油商業組合、武蔵野商工会議所】

第1 食料・生活必需品等の確保

1 備蓄による物資の確保

(1) 避難所備蓄倉庫に備蓄する物資

- 発災直後は長距離の輸送態勢の確保は困難と予想される。そのため、発災後3日間分の食料や生活用品等は避難所に設置する倉庫に備蓄されている。

(2) 拠点備蓄倉庫に備蓄する物資

- 水防資器材や給水資器材など、特定の用途の物品で避難所以外の場所についても使用されるような物資については専用の倉庫を設置し、必要な時に機動的に運搬できるように整備されている。
- 毛布、マット等については、地域拠点倉庫に備蓄されている。

【図表 10－3 拠点備蓄倉庫一覧】

施設名称	所在地	位置付け	主な備蓄品
市役所	緑町 2-2-2 8	本部拠点倉庫	
桜野小学校	桜堤 1-8-1 9	地域拠点倉庫（西部）	毛布、マット等
総合体育館	吉祥寺北町 5-1 1-2 0	地域拠点倉庫（中央）	毛布、マット等
商工会館	吉祥寺本町 1-1 0-7	地域拠点倉庫（東部）	毛布、マット等
保健センター	吉祥寺北町 4-8-1 0	医薬資器材拠点倉庫	医療資器材
富士重工社宅	八幡町 2-5-3	水防資器材拠点倉庫	防水シート等
武蔵野公会堂	吉祥寺南町 1-6-2 2	帰宅困難者対策拠点倉庫	食料、飲料水等
プラウドシティ 武蔵野三鷹	中町 3-8-1	帰宅困難者対策拠点倉庫	食料、飲料水等
東京都多摩広域 防災倉庫	立川市緑町 3256 番の 5	帰宅困難者対策拠点倉庫	衛生資機材等

(3) 都福祉保健局が市に事前に配置してある物資

- 都福祉保健局長の承認を得て市が輸送し、被災者に配付する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への配付を優先し、事後に都福祉保健局長へ報告する。

（資料第 25（災害救助物資備蓄一覧））

第2 食料・生活必需品等の配付

1 配付対象

- 災害救助法施行令第9条の2及び災害基準法施行細則に則り、次の者を対象とする。
 - (1) 避難所に収容された者
 - (2) 住家に被害を受けて炊事ができない、又は日常生活を営むことが困難な者
 - (3) 生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- 災害救助法適用前に市がその責任において実施する被災者に対する配付基準は、災害救助法適用後において適用される基準を準用する。
- 被災者においては、避難者だけでなく、ライフラインの途絶やエレベータの停止等により、孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、生活必需品の円滑な供給に十分配慮する。
- 被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ、一時的に被災者の生活を安定させるためのものであり、災害により喪失した物の損害を補償するなど、被災に対する見舞品というような性格のものではない。
- 全ての隣接市区と災害時応援協定を締結している。したがって、隣接市区から避難した被災者にも、市民同様に配付対象とする。

2 配付を実施する場所

(1) 避難所等における配付

- 避難所（市内20ヶ所）及び災害時地域支え合いステーションにて配付を行う。

3 配付作業

(1) 配付態勢

- 避難所担当職員は、送付を受けた食品及び生活必需品等について、市本部の指示に従い配付計画を立てる。
- 配付に際しては、要配慮者を優先とし、避難者、避難所運営組織、自主防災組織等の協力を得てより公平かつ円滑に実施する。
- 生理用品、女性用下着の配付は女性が行うなど、物資の配付方法についても配慮する。
- 都福祉保健局が市に事前に配置してあるもの（食料、毛布、マット）は、都福祉保健局長の承認を得て被災者に配付する。

4 食料の配付についての取扱い

- 原則として、1日目はクラッカー等すぐに食べられるものとし、それ以降は可能な限り炊出しによる米飯給食等、順次充実した内容で供給していくものとする。

《給食例》

1日目	2日目	3日目以降
クラッカー×3食	パン×1食 アルファ化米×2食	アルファ化米×3食

- 炊出しは原則として、給食施設及び備蓄している炊飯資器材を使用し実施する。
- 食品の配付及び調理に際しては、感染症予防のためにも、衛生管理に特に留意すること。

5 要配慮者などへの物資の配付

- 関係機関協力のもと、避難所ではなく、自宅などで生活を継続している要配慮者の手元に、必要な物資を届ける。

6 被災者ニーズの把握

- 武蔵野市災害時物資供給マニュアルに基づき、関係機関協力のもと、時間とともに変化していく避難者ニーズを把握し必要な物資を供給できるよう努める。

7 物資の配付に関する広報態勢

- 物資の配付は避難者だけでなく、自宅で生活を継続している被災者も対象とする活動である。したがって、活動を実施するにあたり、配付を行う場所や日時について、広く周知する必要がある。
- 広報活動にあっては、防災行政無線、広報車を利用するほか、むさしの-FMやJ：COM武蔵野・三鷹による放送、避難所等の施設による掲示による広報などにより、誰もが簡便

に情報を入手できるようにする。
(資料第26 (災害救助法による救助の程度・方法及び期間))

第2節 飲料水等の供給

【災対水道部 復旧班、日水協・都水道局、自衛隊、協定締結団体等】

第1 応急給水活動

- 震災発生時には、地震の揺れによる配水管の破損等からの断水が発生することが想定される。
- 大規模災害発生時には市内での混乱発生が予想され、複数個所で同時発生する断水への早期の復旧対応は困難を極めると考えられる。したがって、災害発生後一定期間、給水不能の区域に対して、応急給水活動によって、市民生活の基盤となる飲料水等の確保・供給を実施する。
- 応急給水では、災害の被害状況及び人命への影響を考慮し、給水方法及び給水活動の実施場所を決定する。なお、予め緊急を要することが想定される医療機関、被災者の避難先、要配慮者関連施設等を優先的に給水する場所として定め、対応準備を進めており、これに基づいて応急給水活動を実施する。
- 応急給水活動の実施時には、衛生対策に努める。
- 市単独での応急給水活動では、被災者ニーズに対応しきれないことが想定されるので、早急に日本水道協会や管工事業協同組合等への応援要請の実施及び円滑な応援の受入れを実施する。
- 災害時の応急給水活動は、災害発生からの時間経過によって、被災者ニーズ、応急給水体制の状況、道路等の被害の復旧状況等の変化があり、その実施規模、方法、対象等を変化させて対応する必要がある。被災直後の応急給水活動では、十分な支援を受け入れる前である可能性があり、当面の生命維持に必要な飲料水のみに対応となる。時間経過とともに給水対象者が減少する一方で、給水体制が整備されることで、一人当たりへの給水可能水量が増加し、生活用水に必要な水量も供給可能となることが想定される。これらのことを踏まえて、被災者1人あたりの応急給水量について段階的に目標水準として定めている。

【図表 10－1 応急給水の目標水準】

	地震発生	3 日	1 週間	2 週間
段階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	
目標水量	3 リットル ／人日	20～30 リットル ／人日	30～40 リットル ／人日	
主用途	生命維持に必要な飲料水	左欄に加え 炊事、洗面等の最低生活用水	飲料水 生活用水全般	
給水方法	拠点給水 運搬給水	仮設給水 拠点・運搬給水	仮設給水	

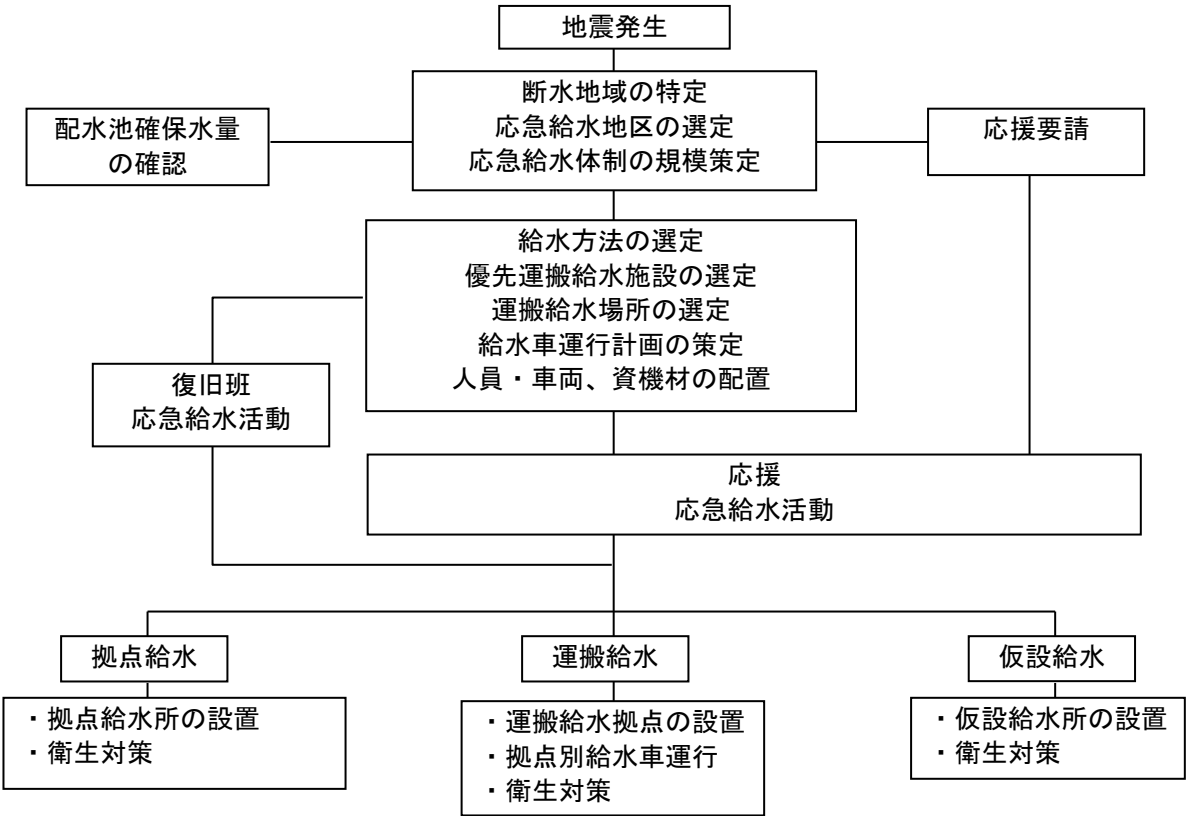
第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進
【応急対策】第2節 飲料水等の供給

給水地点	住居より 500m以内	住居より 500m以内	住居より 250m以内
------	----------------	----------------	----------------

拠点給水	非常災害用給水施設、耐震性貯水槽等に仮設給水施設を設置するなどして給水する。
運搬給水	給水車、給水タンク搭載車等の車両により、飲料水を断水地区に輸送し給水する。第一・第二浄水場を運搬給水拠点とする。給水区、給水車の運行計画を被災状況に応じ、運搬給水拠点ごとに策定し、活動する。
仮設給水	公園等に仮設給水槽を設置して給水する。また、コミュニティセンター等の公共施設を利用した応急給水を実施する。

- 復旧の進捗状況に応じ柔軟に給水方法を転換、継続、組み合わせを行いながら、給水地点数、給水頻度、給水量の拡大を図り、目標水量の給水を確保する。
- 水質の安全性を確保するため、飲用に供される残留塩素濃度を測定し、消毒を徹底したうえで給水する。
- 応急給水活動は、日本水道協会や管工事業協同組合等の応援協力を受けて行う。

【図表 10－2 応急給水のフロー】



第2 運搬給水車両の確保

- 運搬給水車両及び車両の燃料の確保、整備を行う。
- 「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受けた車両を運搬給水車両として使用し、運搬給水活動を実施する。
- 運搬給水に必要な資器材の確保、整備を行う。
- 災害発生後速やかに、日本水道協会や管工事業協同組合等の応援協力先に運搬給水車両の確保を要請する。

第3 応援要請

- 十分な応急対策活動を実施するためには、支援の受入れが必要である。被災状況下でも迅速に応援要請を実施し、円滑に支援の受入れ体制を整備することが必要である。
- 水道事業では、日本水道協会を中心として広域相互体制が整備されており、過去の国内の災害時等でも、この枠組による支援が展開されている。災害発生時には、迅速に支援の要請を実施し、円滑な受入れの準備作業を実施する。
- 本市では、管工事業協同組合とも災害協定を締結している。災害発生時には、迅速に支援の要請を実施し、円滑な受入れの準備作業を実施する。

第4 給水活動の事前広報について

- 給水活動は避難者だけでなく、自宅で生活を継続している被災者も対象とする活動である。したがって給水活動の実施にあたり、給水活動を行う場所や日時等を事前に周知・広報する必要がある。
- 広報活動では、防災行政無線、広報車による広報、むさしの-FMやJ：COM武蔵野・三鷹による放送、避難所等の掲示板による広報など、多様な広報手段により多くの被災者が情報を入手できるように努める。

第3節 調達による物資の確保

【災対市民部 物資管理搬送班、災対環境部 物資管理搬送班、監査委員事務局 物資管理搬送班、災対財務部 管財施設班、武蔵野総合体育館、備蓄倉庫管理者、東京都トラック協会 多摩支部第一地区武蔵野分会、日本通運株式会社】

- 武蔵野市災害時物資供給マニュアルに基づいて行う。
- 市において給（貸）与の実施が困難な場合は、国や都からの供給、流通業界等からの調達及び他市等からの応援で対処する。

第1 協定締結先への調達要請

- 協定締結先と連絡を取り、物資の搬送先、搬送方法等について、調整する。

第2 他自治体や民間協力団体からの物資調達

- 災害時応援要請を締結している自治体に応援要請をする。応援物資は緊急物資輸送拠点で受領する。

第3 都への応援要請

- 生活必需品等の給（貸）与の実施が困難なときは、都知事に応援を要請するものとする。
- 必要に応じて、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請する。要請については、災害情報システム（D I S）への入力等で行う。放出物資は、緊急物資輸送拠点で受領する。
- 都は市の被災状況を鑑みて緊急を要し、市からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、要請又は要求を待たずに、物資の供給など必要な措置（プッシュ型支援）を講ずる。
- 民間協力団体からの調達物資は、調達先の団体の協力を得て、団体保有の車両で輸送する。

第4 現地調達

- 災害救助法適用後において、生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、市が現地調達するものとする。

第4節 国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分

【災対市民部 物資管理搬送班、災対環境部 物資管理搬送班、監査委員事務局 物資管理搬送班、災対財務部 管財施設班、武蔵野総合体育館、備蓄倉庫管理者、東京都トラック協会多摩支部第一地区武蔵野分会、日本通運株式会社】

第1 支援物資の輸送

1 市有車両による輸送所領の確保

- 市有の車両による輸送を実施するため、市有の車両の使用状況を確認する。
- 物資輸送車両等として使用する車両については届け出を行う。

2 協定による輸送車両の確保

- 社団法人東京都トラック協会や佐川急便株式会社等の協定先に連絡し、車両の確保に努める。困難な場合は財務局へ斡旋を要請する。

3 民間協力団体による輸送

- 民間協力団体からの調達物資は、調達先の団体の協力を得て、団体所有の車両で輸送する。

4 輸送車両の燃料の確保

- 協定先等に要請し、輸送車両に必要な燃料の手配を行う。

【図表 10－8 協定先一覧（燃料関連）】

機関・団体名称	調達対象となる物資
東京都石油商業組合多摩東支部（旧武蔵野支部）	石油等

5 輸送車両へのオペレーション

- 道路の被災状況等の情報を共有しながら、円滑なオペレーションを図る。

第2 支援物資受入れ

1 緊急物資輸送拠点の開設

- 交通の利便及び集積地から各地域への搬送ルート、連絡等を考慮し、原則として次のとおりとする。

施設名	所在地
武蔵野総合体育館	吉祥寺北町5－11－20

- 武蔵野総合体育館が利用できない場合などは他の施設の利用について検討、調整する。

2 作業員の確保

- 仕分け作業や運搬作業にあっては、多くの人力を要する作業となるため、ボランティアの受入れを前提にしている。
- ボランティアの要請については、災害ボランティアセンターと連携を行い実施する。

3 作業手順の周知

- 作業員に作業マニュアルを配付して、作業手順を周知する。

第5節 義援物資の取扱い

【災対市民部 物資管理搬送班、災対環境部 物資管理搬送班、監査委員事務局 物資管理搬送班】

- 平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。また武蔵野市災害時物資供給マニュアルでも義援物資は法人等からの提供があったものを対象とし、個人及び小口の物資提供は基本は受け付けないとしている。

市および都福祉保健局は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

第6節 輸送車両の確保

【災対財務部 管財施設班、武蔵野警察署、東京都トラック協会多摩支部第一地区武蔵野分会、(社)東京都個人タクシー協会】

第1 車両の調達

1 車両の確保

○ 輸送手段として必要とする車両については、市所有の車両を可能な限り充てるほか、不足が生じた場合は、民間団体等の協力により確保する。

(資料第23 (市所有車両一覧表))

2 車両等の調達

- 各部が必要とする車両については、原則として各部保有の車両を使用する。
- 各部で同時に多数の車両が必要となり、車両に不足が生じる場合は、災対財務部管財施設班が民間団体等から集中的に調達する。
- 災害時の交通規制や災害の状況に応じ乗用車等が使用できない場合は、自転車やバイク等を活用する。その際、災対財務部管財施設班が集中管理を行う。

＜車両等の調達先＞

- (1) 運輸業者（東京都トラック協会多摩支部第一地区武蔵野分会、佐川急便株式会社と協定）
(協定第26 (災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書))
- (2) その他用途に応じた車両が調達できる業者
 - 必要台数の確保が不可能のときは、都財務局へ調達あっ旋を要請する。
 - 災害時の交通規制に対応するため、緊急通行車両等の事前届出を行う。

第7節 車両燃料の確保

【災対財務部 管財施設班】

- 東京都石油商業組合多摩東支部（旧武蔵野支部）に要請し調達する。
(協定第22 (災害時における石油等の供給に関する協定書))

復旧対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 多様なニーズへの対応	災対市民部 物資管理搬送班 災対環境部 物資管理搬送班 監査委員事務局 物資管理搬送班	
第2節 炊き出し	本部管理部 本部管理班 災対子ども家庭部 避難所班 災対教育部 避難所班	避難所運営組織
第3節 水の安全確保	災対水道部 庶務班 災対水道部 復旧班	
第4節 避難所への物資の輸送	災対市民部 物資管理搬送班 災対環境部 物資管理搬送班 監査委員事務局 物資管理搬送班 災対財務部 管財施設班	武蔵野総合体育館

第1節 多様なニーズへの対応

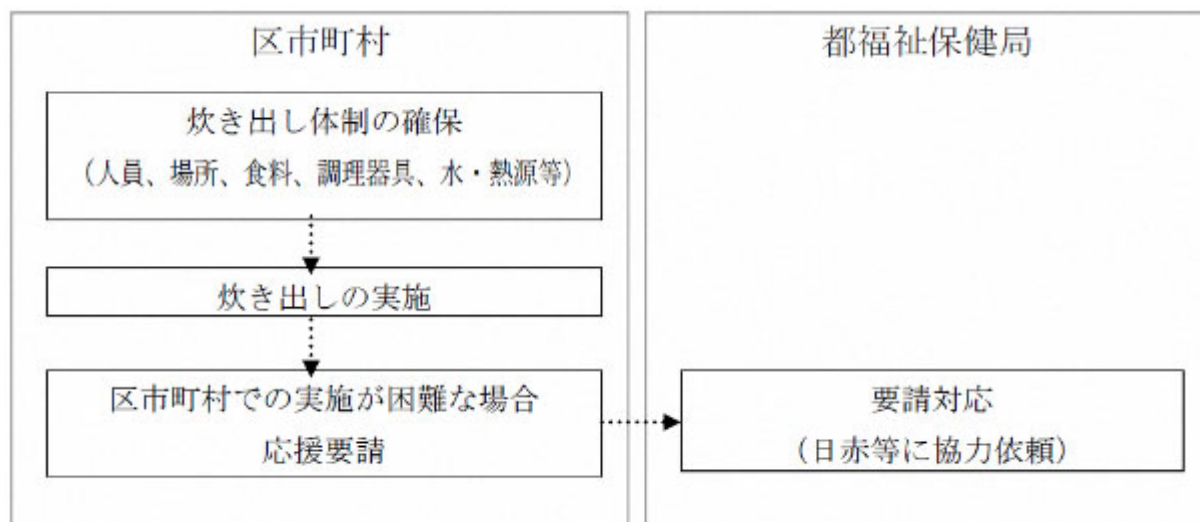
【災対市民部 物資管理搬送班、災対環境部 物資管理搬送班、監査委員事務局 物資管理搬送班】

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。
- また、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。
- 市は、武蔵野市災害時物資供給マニュアルに基づき、時間とともに変化していく避難者ニーズを把握し、必要な物資を供給できるように努める。
- 生理用品、女性用下着の配付は女性が行う等、物資の配付方法についても配慮する。
- 都は、広域的見地から市を補完するため、国・他道府県等からの支援物資の受入体制及び事業者からの調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。
- 企業、団体からの大口の義援物資について、上記の体制の中で受入れを検討する。

第2節 炊き出し

【本部管理部 本部管理班、災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班、避難所運営組織】

- 市は、震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
- 市で、被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請する。



(図出典：都地域防災計画 震災編 第2部 第11章 第5節【復旧対策】2より)

第3節 水の安全確保

【災対水道部 庶務班、災対水道部 復旧班】

第4節 避難所等への物資の輸送

【災対市民部 物資管理搬送班、災対環境部 物資管理搬送班、監査委員事務局 物資管理搬送班、災対財務部 管財施設班、武蔵野総合体育館】

- 避難所等において物資を配付するために必要な物資の輸送に関する対応は、武蔵野市災害時物資供給マニュアル等に基づいて行うが、必要に応じて警視庁のパトカー・白バイ等による物資輸送の先導を依頼する。

第10章 放射性物質対策

本章における対策の基本的考え方

市内及び都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関して原子力災害対策重点区域に市の地域は含まれていない。このことから、国内の原子力施設において、原子力緊急事態が発生した場合に、市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかしながら、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km離れている東京においても、様々な影響を受けた。放射性物質等による影響は五感では感じられないという特殊性を踏まえ、放射性物質等による影響の可視化等により、市民の心理的動揺や混乱をできる限り少なくするような対策を講じる。

対策の全体像

現在の到達状況

- 福島第一原子力発電所の事故への対応として、原発事故情報窓口を開設し、市民からの問い合わせに対応してきた。
- 市独自に、水道水、土壌、給食、プール水、公園、クリーンセンターでの放射性物質測定や定点による空間放射線量測定を行い、ホームページ等で公表している。特に、小中学校及び認可保育園における給食の安全性について、一層の向上を図るため、ゲルマニウム半導体検出器を導入し、放射性物質検査体制を強化している。
- 武蔵野市の空間放射線量低減に向けた基本方針を定め、市独自の放射線量基準値[毎時 0.23 マイクロベール]を設定し、子ども施設など公共施設 76 か所や市道雨水排水ます 34 か所等での空間放射線量を測定するとともに、基準値を超過した場合には除染を実施することとしている。私有地の測定については、市民へ簡易空間放射線量測定器の貸出を行っている。

課題	対策の方向性	到達目標
放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる体制の構築が必要	情報連絡体制の整備	庁内プロジェクトチームや都・国・警察署・消防署等の関係機関との連絡体制を確保。
	市民の不安払拭、安全確保のための対策	放射性物質及び放射線による影響の変化に応じた施策の最適化。
		空間放射線量の測定や放射性物質の検査に係る体制の強化。 科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供体制の整備。 原子力防災に関する教育・啓発の充実。

具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

情報連絡体制の整備

市民の不安払拭・安全確保のための対策

- 市民への啓発及び情報提供
- 放射性物質への対応体制の強化

放射線等使用施設の安全化

地震直後の行動（応急対策）

発災後 72 時間以内

情報連絡態勢

- 市災害対策本部を設置した場合
- 市災害対策本部を設置しない場合

市民への情報提供等

- 測定結果の情報提供

放射線等使用施設の応急措置

- 放射線同位元素使用者の対応
- 市の対応
- 武蔵野消防署の対応
- 都立多摩総合医療センターの対応

核燃料物質輸送車両等の応急対策

- 対策内容と役割分担
- 業務手順
- 詳細な取組み内容

地震後の行動（復旧対策）

発災後 1 週間目途

保健医療活動

- 市
- 都

放射性物質への対応

- 除染対応
- 局所的汚染対応
- 空間放射線量・放射性物質の測定

風評被害への対応

第10章 放射性物質対策

【予防対策】第1節 情報連絡体制の整備

予防対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 情報連絡体制の整備	本部管理部 本部管理班 災対環境部 防疫・動物班	都 武蔵野警察署 武蔵野消防署
第2節 市民の不安払拭・安全確保のための対策	本部管理部 本部管理班 災対環境部 防疫・動物班	都
第3節 放射線等使用施設の安全化	本部管理部 本部管理班 災対環境部 防疫・動物班	武蔵野消防署 武蔵野警察署 都 文部科学省

第1節 情報連絡体制の整備

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 防疫・動物班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署】

基本方針

- 市内において原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。

- 市内において原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に連絡体制を構築する。
- 休日・夜間等の緊急対応が必要な場合に備え、都、警察署、消防署等の関係機関、庁内の連絡体制を強化する。

第2節 市民の不安払拭・安全確保のための対策

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 防疫・動物班、都】

基本方針

- 放射性物質及び放射線による影響の変化に応じた施策の最適化を図る。
- 原子力防災に関する知識の普及啓発・教育を推進する。
- 市民の心理的動揺や混乱をできる限り少なくするため、放射性物質等による影響を可視化する対策を維持する。

第1 市民への啓発及び情報提供

1 市

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 防疫・動物班】

- 市民への原子力防災に関する知識の普及と啓発を行う。
- 教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

- 国や都との役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備する。
- 科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供、食品・水の安全性・農林水産物の出荷制限等に関する情報の提供など、市民への情報提供策を講じる。
- 市民への情報提供・問合せに対応する窓口を整備する。

2 都

- 都は、国、道府県及び原子力事業者と協力して、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。
 - (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - (2) 原子力施設の概要に関すること
 - (3) 原子力災害とその特性に関すること
 - (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - (5) 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること

第2 放射性物質への対応体制の維持

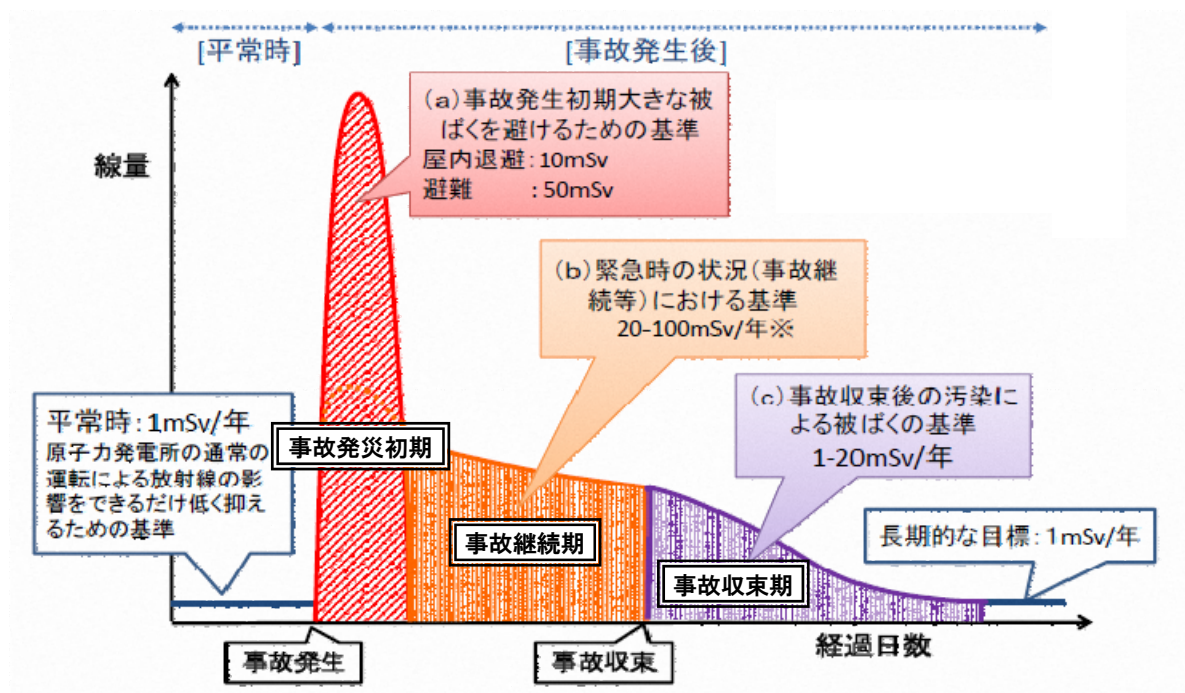
【本部管理部 本部管理班、災対環境部 防疫・動物班】

- 事故が発生した場合、発災初期→継続期→収束期などの放射性物質及び放射線による影響の変化に応じた施策の最適化を図る。
- 放射性物質に関する対応策について、時間軸・対象軸を整理した検討を図り、事故が発生した場合の行動マニュアルを作成する。（図表 14-1 「放射性物質に関する対応の時間軸」を参照）
- 小中学校及び認可保育園における給食の安全性の向上を図るため、ゲルマニウム半導体検出器を導入し、放射性物質の検査体制を整備してきた。今後、空間放射線量の測定や放射性物質の検査について必要に応じて実施していく。
- 放射性物質対策の抜本的な強化を国に働きかける。

第10章 放射性物質対策

【予防対策】第2節 市民の不安払拭・安全確保のための対策

【図表 14-1 放射性物質に関する対応の時間軸】



<資料「放射線防護の線量の基準の考え方（原子力安全委員会）」を基に作成>

原子力規制委員会等の安定ヨウ素剤についての見解

1 「原子力災害対策指針（平成27年4月22日全部改正）」〔原子力規制委員会〕より抜粋 ＜（3）原子力災害対策重点区域－②原子力災害対策重点区域の設定＞

（イ）予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述のEALに基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等について検討した上で、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう継続的に改善していく必要がある。

（ロ）緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Planning Action Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、先述のEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

＜（5）防護措置－③安定ヨウ素剤の服用＞

安定ヨウ素剤の服用の方法は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて以下のとおりとするべきである。

- ・PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用について原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用する。ただし、安定ヨウ素剤を服用できない者、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児、乳幼児の保護者等については、安定ヨウ素剤を服用する必要性のない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難する。
- ・PAZ外においては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用する。

2 「レベル3PSA手法による防護措置の被ばく低減効果の分析」〔原子力規制委員会「第2回原子力災害事前対策等に関する検討チーム」資料（平成24年11月30日）〕より抜粋

- ・放射性物質が環境中へ放出される前に、PAZ（約5km）範囲は予防的に避難することで高い被ばく低減効果を期待できる。
- ・UPZ（約30km）内では、放出点に近い5～10kmは屋内退避と段階的避難、10km以遠は屋内退避によって、実効線量の十分な低減が見込まれる。

3 「防護措置の中での安定ヨウ素剤の取り扱いについて」〔原子力規制委員会「第3回原子力災害事前対策等に関する検討チーム」資料（平成24年12月13日）〕より抜粋

「防護策を考える上での論点」

- ・甲状腺がんによる死亡の確率は極めて高いというわけではない(等価線量 50 mSv 前後では)
- ・安定ヨウ素剤による他の防護対策の阻害

「投与のタイミング」

- ・安定ヨウ素剤は効果が限られる
- ・有効な投与タイミングが限られる
 - 放射性ヨウ素取込前の予防投与が必要
 - 時間がたちすぎても効果がなくなる
- ・放射性ヨウ素以外の放射性物質に無効

4 「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」〔原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課（平成27年4月22日修正）〕より抜粋

- ・安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難や一時移転等の防護措置と組み合わせて活用する必要がある。このとき安定ヨウ素剤の服用は、原則として他の主たる防護措置に対して従たる防護措置となる。

第3節 放射線等使用施設の安全化

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 防疫・動物班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、都、文部科学省】

基本方針

- 放射線等使用施設の事故時における応急対策が迅速に行えるよう、市・武蔵野消防署・都等の連絡体制を構築する。

- 放射線等使用施設の事故時には必要に応じ、市は住民に対する避難の勧告又は指示、避難所の開設等を行い、都及び東京消防庁は放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置や危険区域の設定、立入禁止措置等を行う必要がある。そのため、平常時から市・武蔵野消防署・都等における連携体制を構築しておく。
- 放射線等使用施設については、国（文部科学省）が、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）※の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。
- 放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。火災予防条例に基づく届出により東京消

防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。

【図表 14－2 放射線障害防止法の対象事業所数】

分類					
教育機関	研究機関	医療機関	民間機関	その他の機関	計
2	—	1	2	—	5

※ R I（ラジオ・アイソトープ）

放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム、カリウム等）のことで、核医学検査及び放射線治療で使用

応急対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 情報連絡態勢	本部管理部 本部管理班 災対環境部 防疫・動物班	国 都 関係機関
第2節 市民への情報提供等	本部管理部 本部管理班 災対環境部 防疫・動物班	
第3節 空間放射線量・放射性物質の測定	本部管理部 本部管理班 災対環境部 防疫・動物班	
第4節 放射線等使用施設の応急措置	本部管理部 本部管理班 災対環境部 防疫・動物班 災対子ども家庭部 避難所班 災対教育部 避難所班	都福祉保健局 東京消防庁

第1節 情報連絡態勢

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 防疫・動物班、国、都、関係機関】

- 市内において原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合、以下の態勢により円滑かつ的確に対応する。

第1 市災害対策本部を設置した場合

- 市災害対策本部の下に、災対環境部を中心に構成する放射能対策プロジェクトチーム（仮称）（以下、「プロジェクトチーム」という。）を設置する。
- プロジェクトチームでは、各部が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。

＜構成メンバー＞

防災安全部・環境部・健康福祉部・子ども家庭部・都市整備部・水道部・教育部

※ 必要に応じ、関係部署を加えることとする。

- プロジェクトチームの事務は災対環境部が掌理する。

第2 市災害対策本部を設置しない場合

- 放射能対策連絡調整会議を設置する。
- 機能は上記プロジェクトチームと同様とする。

第2節 市民への情報提供等

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 防疫・動物班】

- 放射性物質の測定結果等について、情報提供を迅速かつ的確に行う。
- 市民への情報提供・問合せに対応する窓口は、災対環境部とする。

第1 測定結果の情報提供

- 情報提供に際しては、市ホームページ・防災安全センターWEB、ツイッター等の様々な情報媒体を用い、市民へ可能な限り情報の提供を行う。
- 提供項目は、測定日・場所・測定値（除染を行った場合は除染後の測定値を含む）を基本とする。
- 情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、繰り返し広報するよう努める。

第3節 放射線等使用施設の応急措置

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 防疫・動物班】

- 放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合等においては、関係機関との連絡を密にし、必要な措置を講ずる。

第1 放射線同位元素使用者の対応

- 放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じる。

第2 市の対応

- 関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - ・ 住民に対する避難の勧告又は指示
 - ・ 住民の避難誘導
 - ・ 避難所の開設、避難住民の保護
 - ・ 情報提供、関係機関との連絡

第3 武蔵野消防署の対応

- 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。
 - ・ 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
 - ・ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
- 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

第4 都立多摩総合医療センターの対応

- R I 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするR I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

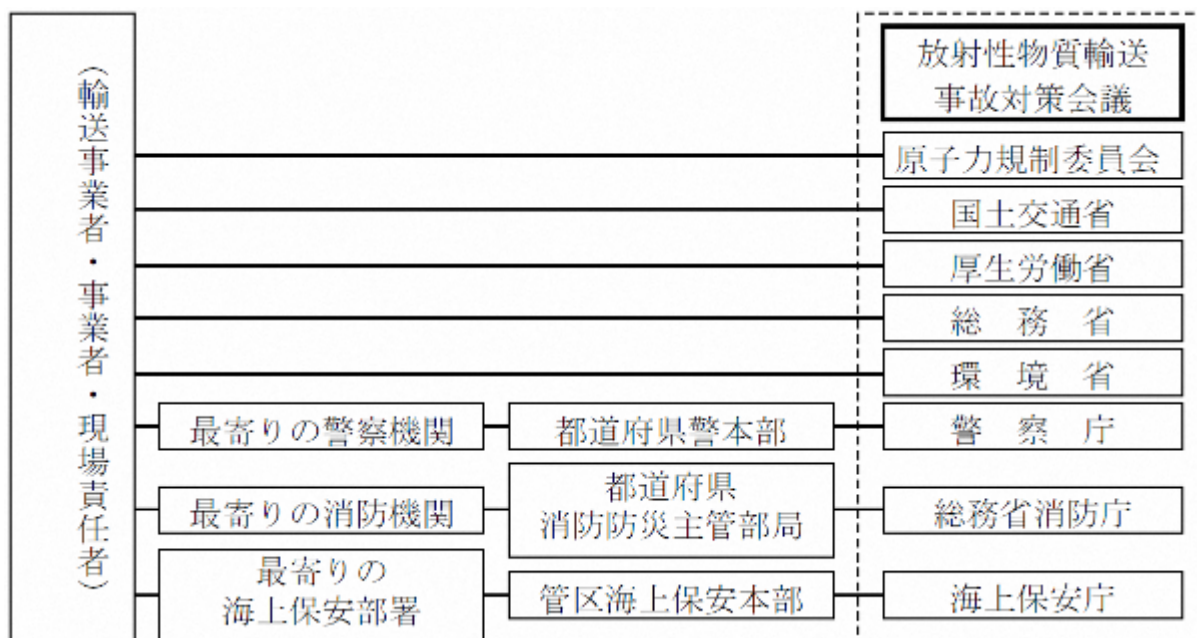
第4節 核燃料物質輸送車両等の応急対策

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 防疫・動物班、災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班、都福祉保健局、東京消防庁】

- 核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会(昭和58年11月10日設置)において安全対策を講じる。

機 関 名	対 策 内 容
市	○ 関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ・ 住民に対する避難の勧告又は指示 ・ 住民の避難誘導 ・ 避難所の開設、避難住民の保護 ・ 情報提供、関係機関との連絡
警視庁	○ 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について市民等に対する広報を行う。 ○ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。
東京消防庁	○ 事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報する。 ○ 事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

事業者等	○ 事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講じる。 ○ 警察官又は消防吏員等の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。
------	--



(図出典：都地域防災計画 震災編 第2部 第12章 第5節【応急対策】4 より)

復旧対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 保健医療活動	災対環境部 防疫・動物班 災対健康福祉部 医療班	都
第2節 放射性物質への対応	災対環境部 防疫・動物班 災対都市整備部 道路管理班 災対水道部 庶務班 災対教育部 庶務班 災対子ども家庭部 庶務班 災対環境部 公園班 災対環境部 災害廃棄物処理班	国都
第3節 風評被害への対応	災対市民部 庶務班	国都

第1節 保健医療活動

【災対環境部 防疫・動物班、災対健康福祉部 医療班、都】

- 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合、市は都と連携し保健医療活動を行う。

第1 市

- 住民の求めに応じ、都と連携し、保健所等の協力を得て外部被ばく線量等の測定等を実施する。

第2 都

- 放射線医学総合研究所、国立病院、国立大学附属病院の医療関係者からなる緊急医療派遣チームの指導、助言、行政からの要請に基づき、保健所、都立病院において、住民等の外部被ばく線量等の測定を実施する。
- 都の体制では不足が見込まれる場合は、災害拠点病院等に対し、実施を要請する。

第2節 放射性物質への対応

【災対環境部 防疫・動物班、災対都市整備部 道路管理班、災対水道部 庶務班、災対教育部 庶務班、災対子ども家庭部 庶務班、災対環境部 公園班、災対環境部 災害廃棄物処理班、国、都】

- 放射性物質による環境汚染に関する国や都の対処方針や市内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

第1 除染対応

- 除染については、平成24年1月に施行された「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、本市でも必要に応じて対応する。

第2 局所的汚染対応

- 局所的汚染については、文部科学省が平成23年10月に策定した「放射線測定に関するガイドライン」や環境省が平成23年12月に策定した「除染等の措置に係るガイドライン」等を踏まえて、具体的な測定方法や、周辺より放射線量が高い箇所への対応を行う。

第3 空間放射線量・放射性物質の測定

- 市民の不安の払拭と安全・安心の確保を目的に、空間放射線量や給食食材等における放射性物質の測定を行う。

1 市内公共施設の空間放射線量、食材等における放射性物質の測定

- 市内公共施設の測定を行い、必要に応じて対策を講じる。

環境政策課	・ 空間放射線量の定点測定 ・ 土壌放射性物質の定点測定 ・ 公共施設の空間放射線量の測定
道路管理課	・ 市管理雨水排水ますの空間放射線量の測定
水道部	・ 水道水の放射性物質の測定
教育部	・ 市立小中学校給食食材の放射性物質の測定 ・ プール水の放射性物質の測定
子ども育成課	・ 市内認可保育園給食食材の放射性物質の測定
緑のまち推進課	・ 公園内の水中の放射性物質の測定
ごみ総合対策課	・ 焼却灰等の放射性物質の測定 ・ 空間放射線量の測定

2 市外測定結果の情報収集

- 国や都が実施する測定結果等を情報収集し、必要に応じて対策を講じる。

国・原子力規制委員会	・ 全国の放射線モニタリング情報
都環境局	・ 大気環境測定局で得られた気象データ ・ 市区町村と連携して集計した焼却施設等における放射能濃度等のデータ

第10章 放射性物質対策

【復旧対策】第3節 風評被害への対応

都福祉保健局	・被ばく線量の測定等に関する医療情報 ・保健所において被ばく線量の測定結果 ・空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定結果
都産業労働局	・都内産農林水産物等の放射性物質検査結果
都水道局	・浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定結果
都下水道局	・下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射エネルギーの測定結果

3 市民への空間放射線量測定器の貸出

- 市は、市民からの私有地の測定の要望を受けた場合、簡易空間放射線量測定器を貸し出す。

第3節 風評被害への対応

【災対市民部 庶務班、国、都】

- 風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じるおそれがある。このような風評被害を防ぐために、関係機関と連携し、正しい情報を把握し発信する。

第3部 施策ごとの具体的計画(予防・応急・復旧計画)

第11章 住民の生活の早期再建

本章における対策の基本的考え方

震災後の市民の生活環境を安定させることは、これ以上の混乱を避け、生活再建に向けた動きを着実に実施していくために必須の条件となる。特に、災害時のトイレの確保及びし尿の収集・運搬体制や大量に発生するごみやがれきの処理は市民の生活環境の保持のために重要であり、十分な体制を整備しておく。

震災後の市民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した建築物の被害状況調査、罹災証明の交付、仮設住宅の確保、義援金の迅速な分配など、多岐にわたる支援策を的確に実施することが重要である。発災時においてこれらの支援策を実施する体制をできる限り事前に整備しておくことで、市民の生活早期再建を支援する体制を確保する。

罹災証明書等の交付については、国のマイナポータルを活用した電子申請についても示唆されており、都においても各自治体の情報を吸い上げる都被災者生活再建支援システム（仮称）を開発中である。今後の動向に注視していく。

対策の全体像

現在の到達状況

- 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、努めてし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを確保している。また、仮設トイレだけでなく、携帯トイレや簡易トイレ、組立てトイレ（マンホール用）など多様な災害用トイレの確保に努めている。
- ごみ処理及びがれき処理については、発災時の状況に応じた処理計画を策定し体制を確立することとしている。
- 発災時には、市民の安全の確保を図るため早期に被災住宅・宅地の被害状況を調査し、危険度の判定や家屋・住家の被害状況を把握するとともに、住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明を交付することとしている。また、住家被害認定調査や罹災証明書交付に係る業務を効率化するため、罹災証明交付システムとして、被災者生活再建支援システム及び調査票自動データ化システム（※被災者生活再建支援システムの付属システム）を導入している。
- 住家を確保できない被災者に応急的な住宅を供給することを定めるとともに、生活再建に向けた相談や各種減免措置について定めている。

課題	対策の方向性	到達目標
し尿処理体制の充実が必要 災害時のトイレ確保計画について検討する。	発災直後の生活環境の維持	事業所・家庭における災害用トイレの備蓄及び生活用水の確保を推進する。 適正数の災害用トイレを確保する。 また、下水道直結型の災害用トイレ及び災害時要援護者用トイレの維持管理を行う。
従来以上に応急のごみ処理の充実が必要		市委託業者や都と連携した広域的なごみ処理体制及びがれき処理体制の構築を進める。 武蔵野クリーンセンター建替えに伴う防災性能の向上。
被災者生活再建支援システムを活用した罹災証明書交付体制の確立 家屋被害状況調査、住家被害認定調査を早急に実施する体制の整備と、発災から罹災証明書交付までのフローチャート作成が必要	市民生活の早期再建に向けた取り組みの強化	応急危険度判定員の確保、判定の習熟や情報連絡体制の構築。 罹災証明書交付の庁内体制や事務フローを示した被災者生活再建支援業務の手引き（仮称）の策定。
		応急仮設住宅を効率的に供給する体制の整備。

被災者に対する義援金については、被害状況等を踏まえた配分方針の決定を迅速に行う必要がある。

義援金募集・分配に必要な手続きの明確化。

具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

生活再建のための事前準備

- ・被災住宅の応急危険度判定の準備
- ・罹災証明書の交付体制の整備
- ・応急仮設住宅の供給体制の整備
- ・義援金の配分事務

トイレの確保及びし尿処理

- ・自助・共助によるトイレ対策の推進
- ・災害用トイレの確保、し尿の収集運搬体制の整備
- ・トイレ確保計画の検討

ごみ処理体制の構築

がれき処理体制の構築

災害救助法及び激甚災害法の適用にかかる報告体制の整備

- ・災害救助法の適用
- ・激甚災害法の適用

地震直後の行動（応急対策）

発災後 72 時間以内

生活再建のための応急対策

- ・被災住宅の応急危険度判定
- ・被災宅地の危険度判定
- ・家屋被害状況調査等
- ・罹災証明書の交付準備
- ・義援金の募集・受付

トイレの確保及びし尿処理

- ・避難所等における対応
- ・し尿の収集・搬入

ごみ処理

- ・処理方針
- ・処理方法
- ・応援要請

がれき処理

- ・処理方針
- ・処理計画
- ・処理に必要な協力体制について

災害救助法及び激甚災害法の適用

- ・災害救助法の適用
- ・激甚災害の指定

地震後の行動（復旧対策）

発災後 1 週間目途（各事業の開始時期の詳細は別に定める）

生活再建のための復旧対策

- ・罹災証明書の交付
- ・被災住宅の応急修理
- ・応急仮設住宅等の供与
- ・建設資材等の調達
- ・生活相談
- ・義援金の配分
- ・被災者の生活再建資金援助等
- ・職業のあっ旋
- ・租税等の徴収猶予及び減免等
- ・その他の生活確保
- ・事業再開の支援

がれき処理の実施

- ・対策内容と役割分担
- ・詳細な取組内容

災害救助法の運用等

- ・災害救助法の運用等
- ・災害時出納

予防対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 生活再建のための事前準備	本部管理部 本部管理班 災対総務部 情報政策班 災対財務部 被害調査班 災対市民部 被災者対応班 災対環境部 公園班 災対健康福祉部 義援金等対応班 災対都市整備部 建物調査班	都
第2節 トイレの確保及びし尿処理	本部管理部 本部管理班 災対環境部 公園班 災対環境部 下水道管理班 災対環境部 災害廃棄物処理班	
第3節 ごみ処理体制の構築	災対環境部 災害廃棄物処理班	
第4節 がれき処理体制の構築	災対環境部 災害廃棄物処理班	
第5節 災害救助法及び激甚災害法の適用にか かる報告体制の整備	本部管理部 本部管理班 災対総務部 庶務班	

第1節 生活再建のための事前準備

【本部管理部 本部管理班、災対総務部 情報政策班、災対財務部 被害調査班、災対市民部 被災者対応班、災対環境部 公園班、災対健康福祉部 義援金等対応班、災対都市整備部 建物調査班、都】

第1 被災住宅・宅地の応急危険度判定

【災対都市整備部 建物調査班】

基本方針

- 防災ボランティアの事前登録により応急危険度判定員の確保を図るとともに、応急危険度判定協議会を開催し、判定の習熟や情報連絡体制の構築を図る。
- 被災宅地の危険度判定について建物調査班の職員に判定員資格講習会を案内し取得してもらうことで災害時に柔軟な対応ができるような体制を作る。

- 災害時には、市は都と連携し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、早期に建築物の被害状況を調査し、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、判定結果に応じた措置を講じる必要がある。
- 平成7年5月に、都は「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、応急危険度判定員を防災ボランティアとして位置付け、実員の確保を図っている。令和3年12月現在、武蔵野市における応急危険度判定員は220名である。
- 市は、定期的に応急危険度判定協議会を開催し、講習等により応急危険度判定員の判定の

第11章 住民の生活の早期再建

【予防対策】第1節 生活再建のための事前準備

習熟を図る。

- 市は、災害時における応急危険度判定員及び支援本部となる東京都との情報連絡体制の構築を図る。
- 市は、他府県から判定にあたり人的応援を受ける場合、宿泊場所及び食料を確保できるようなホテル等に協定を結ぶ。
- 市は、被災建築物応急危険度判定に必要な資機材等を以下のとおり備蓄する。
 - ① 判定調査表
 - ② 測量器具（下げ振り・クラックスケール・パルハンマー）
 - ③ 判定ステッカー
 - ④ ヘルメット用シール
 - ⑤ 消耗品（テープ、マジック等）

第2 家屋の被害状況調査

【災対都市整備部 建物調査班】

基本方針

- 東京都から提供される家屋の概況調査を基に家屋の被害状況調査を行い、復興の方針案及び復興区域の検討のための資料を作成する。

- 家屋の被害状況調査の結果は都市復興における対象区域等を示す方針策定等に活用されることになるため調査後に結果を復興計画担当のまちづくり推進課へスムーズに引き渡すことができるよう事前調整を行う。
- 本調査は被災建築物・被災宅地応急危険度判定調査及び住家被害認定調査と並行して実施することになる。本調査前に実施された両調査を活用することで現地調査を割愛することが可能となる。被災建築物・被災宅地応急危険度判定調査及び住家被害認定調査の結果を有効活用できるように庁内の調整を図る。

第3 民間住宅の被災度区分判定調査

【災対都市整備部 建物調査班】

基本方針

- 建築物の所有者が被災建築物の沈下、傾斜及び構造躯体の損傷状況を調査しその被災度を区分するとともに継続使用のための復旧の可否を判定することを支援する。

- 被災建築物が適切かつ速やかに調査できるよう日ごろから事務所協会等団体と連絡調整を図る。
- 被災した建築物の所有者が建築物を速やかに復旧することができるように被災度区分判定調査の概要を日ごろから広報することが必要となる。

第4 罹災証明書交付体制の整備

【災対総務部 情報政策班、災対財務部 被害調査班、災対市民部 被災者対応班】

基本方針

- 住家被害調査や罹災証明書交付に係る業務を効率化するため、東京都内の自治体が共同利用する「被災者生活再建支援システム」を平成29年度から利用している。今後はシステムの習熟を図るとともに、被災者生活再建支援の全体像を示した手引きを作成する。

- 罹災証明書は、被災後における生活再建制度の適用の判断に利用されるなど、支援の手続きの基礎となる重要なものであるから、迅速に交付する必要がある。
 - 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により、あらかじめ住家被害認定調査に関する職員研修や訓練を実施する。
 - 都が作成した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン（平成29年5月）」に基づき、発災から罹災証明書交付までのフローチャートを作成するとともに、罹災証明書を速やかに交付できる体制を確保するため、本市の「被災者生活再建支援業務の手引き（仮称）」の作成を目的とする庁内検討会議を設置する。また導入を行った被災者生活再建支援システム及び調査票自動データ化システムの維持・更新を行う。
- 本市の「被災者生活再建支援業務の手引き（仮称）」を作成する庁内検討会議を設置する。
- 火災原因の被害調査は消防署で行うため、消防署も含めた調査手法や罹災証明事務手続に関する職員研修・訓練を実施する。
 - 市と武蔵野消防署は事前協議等を行い、被害調査及び罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。
 - 過去の震災では、罹災証明の判定結果への不満による再調査が多数申請されているため、再調査申請にかかる受付体制・調査体制を検証する。（新潟県中越沖地震の事例（柏崎市）：交付開始から2週間程度は、「交付申請に対する再調査申請の割合」が概ね3割で推移）

第5 応急仮設住宅の供給体制の整備

基本方針

- 被害状況に応じて市営住宅等の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げ及び仮設住宅の建設により応急仮設住宅を効率的に供給する体制を整備しておく。

- 災害救助法が適用された場合、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者には応急的な住宅を供給する必要がある。

1 市営住宅等の把握

【災対都市整備部 建物調査班】

- 市は、市営住宅及び福祉型住宅の空き家の把握に努める。

第11章 住民の生活の早期再建

【予防対策】第1節 生活再建のための事前準備

2 民間賃貸住宅等の供給

【災対都市整備部 建物調査班】

- 平常時から市は東京都宅地建物取引業協会等の関係団体と連携を図り災害時の民間賃貸住宅等の供給について協議検討する。

3 応急仮設住宅の建設予定地の確保

【災対環境部 公園班、本部管理部 本部管理班、災対都市整備部 建物調査班】

- 次のとおり建設予定地を確保し、都及び東京消防庁（武蔵野消防署）と情報連携を図る。

- | |
|--|
| ① 市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定める。 <ul style="list-style-type: none">・ 接道及び用地の整備状況・ ライフラインの状況・ 避難場所などの利用の有無 |
| ② 市は、常に最新の建設予定地の状況を把握し、年に1回都へ報告する。 |
| ③ 都は、市から建設予定地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。 |

【図表 11-1-1 応急仮設住宅建設予定地】（令和4年1月1日現在）

施設名	所在地
西久保公園	西久保1-4-3
むさしの市民公園	緑町2-2
上水南公園	桜堤2-1-3
境南中央公園	境南町4-2-1
吉祥寺西公園	吉祥寺本町3-7
さかい西公園	境5-1-5
本田北公園	吉祥寺東町1-1-5
吉祥寺東町ふれあい公園	吉祥寺東町1-2-3
関前西公園	関前5-6
境本公園	境南町3-1-4
境南西公園	境南町4-6
小金井公園	桜堤3-8外
武蔵野中央公園	八幡町2-4
井の頭恩賜公園	三鷹市井の頭5-1-7他

第6 義援金の配分事務

【災対健康福祉部 義援金等対応班、都】

基本方針

- 義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確化することにより、迅速に配分できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を支援する。
- 都は、義援金の募集・配分について、早期配分に必要な手続きを明確にする。
- 市は、東京都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続きを明確にする。
- 一般及び企業から市に寄託された被災者あての義援金及び都知事又は日赤東京都支部から送付された義援金を、確実かつ迅速に被災者に配分するため、義援金の受付、保管、事務分担等について必要な事項を定める。

第2節 トイレの確保及びし尿処理

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 公園班、災対環境部 下水道管理班、災対環境部 災害廃棄物処理班】

基本方針

- 災害時の衛生問題に対応するため、携帯トイレ備蓄など自助による取組を推進するとともに、災害用トイレの運用体制及びし尿処理体制の整備を進める。
- 災害時のトイレは、上下水道の復旧がなされる前は、各家庭で備蓄している携帯トイレの使用を原則とし、その後、避難所の災害用トイレ（避難所避難者でなくても利用できる）、公園等に設置されている災害用トイレを利用する。また、仮設トイレの設置も協定などにより検討していく。

第1 自助・共助によるトイレ対策の推進

1 災害用トイレの普及啓発

【本部管理部 本部管理班】

- 災害用トイレに関する知識の普及啓発に努めるとともに、事業所・家庭において、既設水洗トイレの便器を利用する災害用トイレやトイレ用品の備蓄及び生活用水の確保を推進する。
- 普及啓発にあたっては、災害用トイレの設置や利用等の経験が極めて重要であり、災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。
- 公園に設置されている災害用トイレについては、さらなる市民への周知を推進する。
- 事業所及び家庭は、従業員及び家族3日分の災害用トイレを備蓄する。
- ライフライン等の支障により避難した住民が、家屋の被害がなく帰宅した場合に、トイレが使用できないことがあるため、家庭やマンション管理者は災害用トイレの備蓄に努め

る。

- まちづくり条例に基づく集合住宅への災害用トイレの設置を推進する。

2 生活用水の確保の普及啓発

【本部管理部 本部管理班】

- 電力が復旧してもなお水道の復旧には時間を要するため、事業所及び家庭においては、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

第2 災害用トイレの確保、し尿の収集運搬体制の整備

1 災害用トイレの現状

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 公園班】

- 市は、災害用トイレを市立公園等に554基確保している（令和4年4月1日現在）。

	場所（施設）	災害用トイレ数（基）
市立公園	71	188
都立公園	2	57
学校	18	180
民間開発	41	129

※ 民間開発は、まちづくり条例（大規模開発事業）等による災害用トイレの設置

（資料第19（災害用トイレの整備状況））

2 災害用トイレの整備の充実

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 公園班、災対環境部 下水道管理班】

- 既存の地域防災計画では、避難者100人あたり1基の災害用トイレを確保することとしていた。しかし、東日本大震災において災害用トイレ確保の重要性が再認識された。この経験を踏まえて、今後は避難者75人あたり1基の災害用トイレを確保できるよう対策を進める。
 - ・ 避難者75人あたり1基の災害用トイレを確保するため、被害想定に基づき想定数基の災害用トイレの維持管理に努める。
 - ・ 避難所に下水道直結型の災害用トイレの整備を推進する。
 - ・ 要配慮者用トイレ(洋式トイレ等)の備蓄について特に配慮する。
- 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、市はその施設の上に設置する組立てトイレ等を備蓄により確保し、災害時における地域の衛生環境の確保を図る。
- 市は、災害用トイレの設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。

3 避難所におけるトイレ対策

【本部管理部 本部管理班】

- 避難所となる市立小中学校に、次の表のとおり耐震化された下水道に直結している「マンホール型トイレ」を設置し、避難所におけるトイレ対策を進めている。
- 災害時には地域住民や避難者によりトイレの設置を行えるようにするために、避難所運営訓練などではトイレ設置訓練を行い、習熟度の向上に努める。
- 拠点倉庫に備蓄しているトイレ資器材は必要に応じて避難所等で使用する。

【図表 11-2-1 下水道直結型の災害用トイレ設置避難所】

避難所名称	所在地	設置基数	内車いす対応
第一小学校	吉祥寺本町4-17-16	10基	2基
第二小学校	境4-2-15	10基	2基
第三小学校	吉祥寺南町2-35-9	10基	2基
第四小学校	吉祥寺北町2-4-5	10基	2基
第五小学校	関前3-2-20	10基	2基
大野田小学校	吉祥寺北町4-11-37	10基	2基
境南小学校	境南町2-27-27	10基	2基
本宿小学校	吉祥寺東町4-1-9	10基	2基
千川小学校	八幡町3-5-25	10基	2基
井之頭小学校	吉祥寺本町3-27-19	10基	2基
関前南小学校	関前3-37-26	10基	2基
桜野小学校	桜堤1-8-19	10基	2基
第一中学校	中町3-9-5	10基	2基
第二中学校	桜堤1-7-31	10基	2基
第三中学校	吉祥寺東町1-23-8	10基	2基
第四中学校	吉祥寺北町5-11-41	10基	2基
第五中学校	関前2-10-20	10基	2基
第六中学校	境3-20-10	10基	2基

4 し尿収集・搬入体制の整備

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 災害廃棄物処理班】

- 災害用トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。
- 現在、市委託業者が保有しているし尿収集車は2台であり、し尿処理が滞る恐れがある。
災害時により効率的な、し尿処理運搬を行うため、貯留型災害用トイレ等の設置箇所を踏まえた収集ルート構築や、湖南衛生組合、北多摩一号水再生センターに加え、主要下水道管きょへの搬入体制の整備が必要である。
- 多数設置されることが想定される災害用トイレからのし尿収集をより円滑に実施するため、し尿収集車を複数所有する団体、事業者との災害時協定の締結の検討を進める。

第11章 住民の生活の早期再建
【予防対策】第3節 ごみ処理体制の構築

- 都下水道局との覚書に基づき、収集したし尿は北多摩一号水再生センターへ搬入するとともに、管きょを所管する市町村と協力し、管きょへの搬入体制を整備する。
- 下水道施設の流下機能を確保するため、下水道ストックマネジメント計画に基づき緊急度の高い下水道施設を選定し、計画的・効率的な維持管理、修繕・改築を行い、下水道施設の老朽化対策にあわせて耐震性の向上を図る。

第3節 ごみ処理体制の構築

【災対環境部 災害廃棄物処理班】

基本方針

- 首都直下地震等の災害時に発生が予想されるため、市委託業者や都と連携した広域的なごみ処理体制の構築を進める。

- 市内の廃棄物運搬車両等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材を確保する。
- 市では武蔵野クリーンセンターに隣接している軟式野球場を一次集積場所候補地と位置付けているが、災害時には積置できないごみが大量に発生し、対応が困難になると予想されるため、公有地・公園等を利用して、十分な一次集積場所候補地の補助地を確保できるように調整を進める。

【図表 12－3 一次集積場所候補地】

施設名	所在地
軟式野球場	武蔵野市緑町3－1

- 災害時には、分別がされていない「混載ごみ」の発生が見込まれるため、分別・収集方法を検討する。
- 災害時のごみ処理を円滑に行うため、市委託業者との災害時の連携体制を構築する。
- 締結済の協定に基づき、一般廃棄物処理業許可業者と災害時のごみ処理について連携体制を構築する。
- 災害時に大量に発生するごみについて、通常の処理体制に円滑に戻ることも配慮した処理及び保管方法について検討を進める。
- 災害時に不足が見込まれる廃棄物運搬車両の燃料確保について検討を進める。
- 災害時のごみ処理及び減免について、市民への周知及び受付体制の構築を進める。
- 大量に発生することが見込まれる、特定家庭用機器再商品化法・資源の有効な利用の促進に関する法律に抵触するもの、及び市では収集・処理できないものについて、一次集積場所候補地における対応方法の検討を進める。
- 災害時のごみ・し尿処理体制について、市民に対してより広く周知するため、広報紙等を通じて周知を行う。
- 啓発活動の際に、災害時のごみ・し尿処理について周知するよう努める。

第4節 がれき処理体制の構築

【災対環境部 災害廃棄物処理班】

基本方針

- 首都直下地震等の災害時に発生が予想されるため、市委託業者や都と連携した広域的な
がれき処理体制の構築を進める。
- 市内の廃棄物関連施設や運搬車両等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定さ
れるマンパワーや資機材を確保する。
- がれき処理マニュアルを策定する。
- 市では武蔵野クリーンセンターに隣接している軟式野球場を一次集積場所候補地と位置
付けているが、災害時には積置できないがれきが大量に発生し、対応が困難になると予想さ
れるため、十分な一次集積場所候補地を確保できるように調整を進める。

【図表 12－5 一次集積場所候補地】

施 設 名	所 在 地
軟式野球場	武蔵野市緑町 3－1

- 近隣自治体、都、23 区清掃一部事務組合等とがれき処理等の広域連携について検討を進め
る。

第5節 災害救助法及び激甚災害法の適用にかかる報告体制の整備

【本部管理部 本部管理班、災対総務部 庶務班】

基本方針

- 必要な際には直ちに適用及び指定を受けられるよう、災害救助法及び激甚災害法の適用手
順や救助業務について事前の習熟に努める。
- 東日本大震災の際、駅周辺等で大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設での食料等の給与
を実施したため、武蔵野市においても災害救助法が適用された。また、災害救助法が適用され
た岩手県への支援に伴い、それにかかる費用の交付を受けた。

第1 災害救助法の適用

【本部管理部 本部管理班、災対総務部 庶務班】

- 市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるとき
はその旨を知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理
解し、迅速に対応できる体制を整備する。

第2 激甚災害法の適用

【本部管理部 本部管理班、災対総務部 庶務班】

- 市長は、大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

応急対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 被災住宅の応急危険度判定	災対都市整備部 建物調査班	都被災建築物応急危険度判定支援本部
第2節 被災宅地の危険度判定	災対都市整備部 建物調査班	武蔵野建設業協会
第3節 家屋・住家被害状況調査等	災対財務部 被害調査班 災対都市整備部 建物調査班	東京消防庁 武蔵野消防署 武蔵野建設業協会
第4節 罹災証明書の交付準備	災対総務部 情報政策班 災対財務部 被害調査班 災対市民部 被災者対応班 災対総務部 受援応援班	東京消防庁 武蔵野消防署 武蔵野建設業協会
第5節 義援金の募集・受付	災対財務部 出納班 災対健康福祉部 義援金等対応班	都福祉保健局 都義援金配分委員会 日赤東京都支部
第6節 トイレの確保及びし尿処理	災対環境部 災害廃棄物処理班	都 湖南衛生組合
第7節 ごみ処理	災対環境部 災害廃棄物処理班	都
第8節 がれき処理	災対環境部 災害廃棄物処理班	都 武蔵野建設業協会
第9節 災害救助法の適用	本部管理部 本部管理班 災対総務部 庶務班	都総務局
第10節 激甚災害の指定	本部管理部 本部管理班 災対総務部 庶務班	都知事

第11章 住民の生活の早期再建

【応急対策】第1節 被災住宅の応急危険度判定

○ 主な機関の応急復旧活動

機関名	発災	1 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
都本部				○がれき処理部会の設置 ○広域応援の調整 (し尿収集車)
都福祉保健局			○都備蓄品で対応 (災害用トイレ)	○広域応援の調整 (災害用トイレ)
都下水道課				○し尿の受け入れ
市		○災害用トイレの設置	○し尿の収集・搬入 ○都への応援要請 (災害用トイレ・し尿収集車) ○ごみ処理・がれき処理	

第1節 被災住宅の応急危険度判定

【災対都市整備部 建物調査班、都被災建築物応急危険度判定支援本部】

第1 判定の実施

- 被災建築物に対する応急危険度判定は、地震発生後7日以内に終了することを目標とし、次のとおり実施する。

1 市本部の対応

- 市長は、市の区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、市本部の下に被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）の設置、その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- 実施本部を設置した場合は、速やかに都の判定所管課長に連絡するとともに、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等を行う。

2 被災建築物応急危険度判定支援本部の設置

- 市長は、実施本部を設置した場合には、都災害対策本部の下に設置される被災建築物応急危険度判定支援本部と支援要請等の連携を図る。

3 応急危険度判定の実施

- 実施本部は、被災した民間の住宅の応急危険度判定実施計画を作成し、「被災地建築物応急危険度判定業務マニュアル」に従い、判定業務を実施する。
- 都営住宅、都住宅供給公社が管理する住宅及び都の管理する建築物の応急危険度判定は、都及び都住宅供給公社が実施する。
- 独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度判定を行う。

第2 判定結果の表示

- 応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の三種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

第2節 被災宅地の危険度判定

【災対都市整備部 建物調査班、武蔵野建設業協会】

第1 判定制度の目的

- 被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図る。

第2 判定対象宅地

- 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

第3 判定の実施

- 市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- 市長は、被災宅地危険度判定士の派遣等の支援が必要と判断した場合は、都に設置される危険度判定支援本部に支援要請し、連携を図る。

第4 判定結果の表示

- 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

第11章 住民の生活の早期再建

【応急対策】第3節 家屋被害状況調査等

- 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第3節 家屋被害状況調査等

【災対都市整備部 建物調査班、東京消防庁、武蔵野消防署、武蔵野建設業協会】

第1 調査の目的

- 都市復興における市街地復興の対象区域等を示す方針策定等の基礎資料とするため、被災直後において、家屋被害状況を把握する。
- 応急対応として、被災家屋の被害状況を把握し、罹災証明書交付等の基礎資料とする。

第2 調査の実施

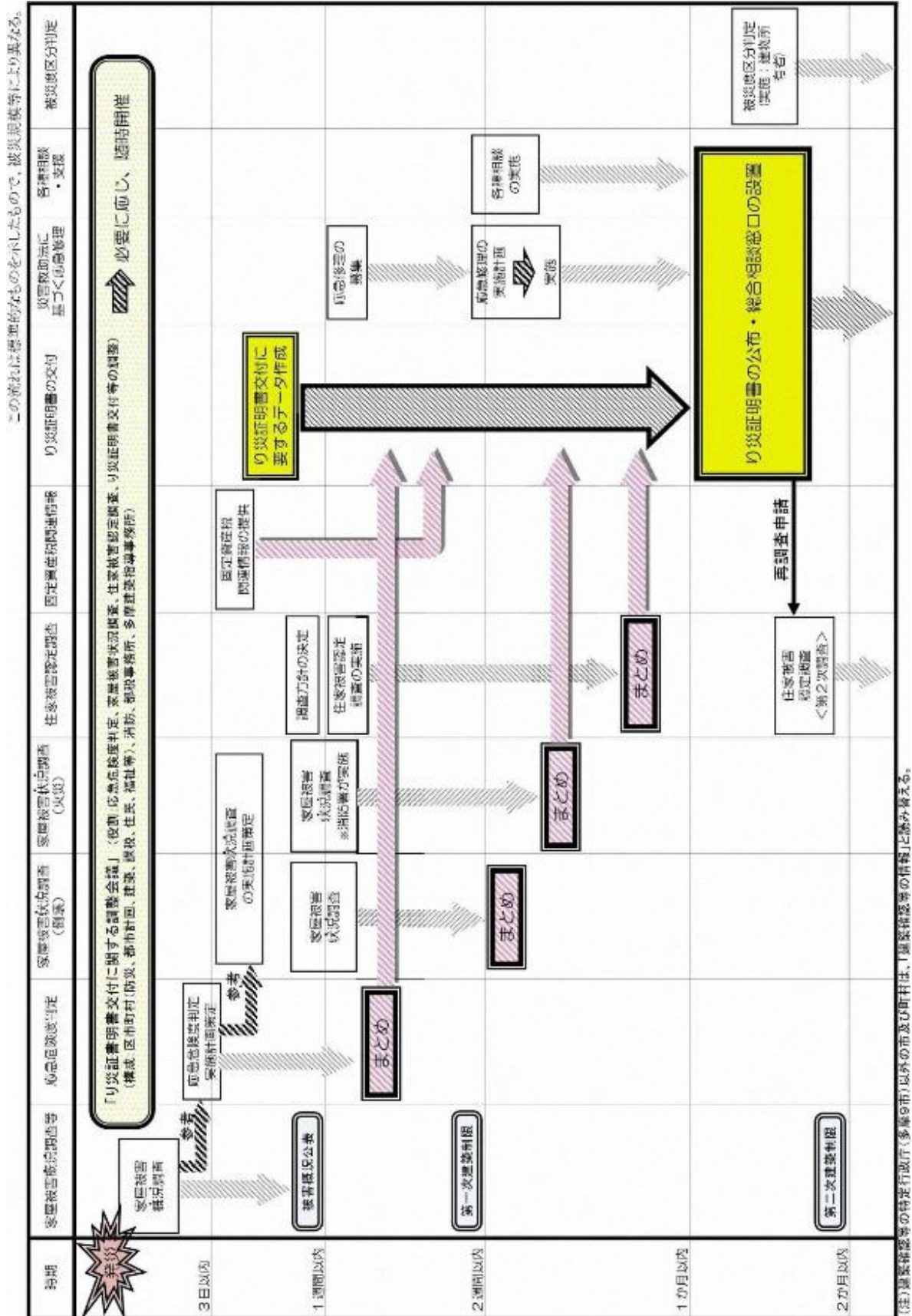
- 被災住宅の応急危険度判定結果、住家被害認定調査及び現地調査による家屋被害状況調査を行い、都都市整備局に報告する。

第4節 罹災証明書の交付準備

【災対総務部 情報政策班、災対財務部 被害調査班、災対市民部 被災者対応班、災対総務部 受援応援班、東京消防庁、武蔵野消防署、武蔵野建設業協会】

- 都が作成した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査及び罹災証明書交付のための準備を進める。
- 住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて人員体制を構築する。
- 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。
- 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、住家被害認定調査を実施する。
- 火災に関する住家被害認定調査について、東京消防庁と連携を図る。

家屋・住家被害に関する調査等の流れ（案）



（出典：武蔵野市震災復興マニュアル）

第5節 義援金の募集・受付

【災対財務部 出納班、災対健康福祉部 義援金等対応班、都福祉保健局、都義援金配分委員会、日赤東京都支部】

- 市、都、日赤東京都支部等各機関は、被害の状況を勘案し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。
- 義援金の募集・受付に関して、都、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有する。
- 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設する。
- 都の義援金募集に協力して受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

第6節 トイレの確保及びし尿処理

【災対環境部 災害廃棄物処理班、都、湖南衛生組合】

第1 避難所等における対応

1 避難所における対応

- 耐震化された、下水道に直結している「マンホール型トイレ」を18小中学校に設置済である。
- 断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。
- 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用する。
- 発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて活用する。
- 備蓄分が不足した場合には、都福祉保健局に対して要請し、必要数を確保する。

2 事業所・家庭等における対応

- 上水道機能に支障が発生している場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。
- 下水道機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭で備蓄している簡易トイレ・携帯トイレ等を活用する。

3 地域

- 防災広場や公園等に設置している災害用トイレを防災推進員が組立て、活用する。
(資料第19(災害用トイレの整備状況))

第2 し尿の収集・搬入

- 被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする災害用トイレ等のし尿をし尿収集車(バキュームカー)により収集し、湖南衛生組合、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールなどに搬入する。
- 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合、都に応援を要請する。
- 都は、汲み取りの必要な災害用トイレを継続的に活用するため、市からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。

第7節 ごみ処理

【災対環境部 災害廃棄物処理班、都】

第1 処理方針

- 災害等により排出される大量のごみを迅速に処理し、被災地の環境衛生の確保を図る。

第2 処理方法

- 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみなど、生活上、衛生上速やかに処理を必要とするごみについては、市民等により分別を徹底させ処理を進めていく。
- 武蔵野クリーンセンター及び最終処分場への短期間大量投入が困難なため、公有地・公園等を利用して、一次集積場所候補地の補助地を確保する。
- 一次集積場所候補地に搬入されたごみを、臨時雇上げの人員、器材を活用して、処分場等へ搬出する。

- 一次集積場所候補地

施設名	所在地
軟式野球場	武蔵野市緑町3-1

第3 応援要請

- 収集・運搬機材、がれきの一時集積場所候補地等が不足する場合や、クリーンセンターの被害状況により排出されたごみの処理が不可能な場合等、必要に応じて都や関係機関等へ応援要請を行う。

第8節 がれき処理

【災対環境部 災害廃棄物処理班、都、武蔵野建設業協会】

第1 処理方針

- 被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図る。

第2 処理計画

1 がれき発生量の推計

- 被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、都へ報告する。
- 公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。

2 緊急道路障害物除去作業に伴う「がれき」の搬入

- 発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去作業により収集した「がれき」を、一次集積場所候補地に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

3 「がれき」の撤去及び倒壊建物の解体

- 「がれき」撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に関し、災害廃棄物処理班において住民からの申請受付、その適正処理についての指導等を行う。
- 倒壊した建物の撤去は、武蔵野建設業協会等へ協力要請を行うものの、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置（公費負担制度）を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても「がれき」の撤去と同様の事務を行う。
- 「がれき」の撤去及び倒壊建物の解体処理についての具体的な事務の内容は、次のとおりである。

(1) 受付事務

市の災対環境部は、発災後速やかに住民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。

(2) 民間業者との契約事務

緊急道路の障害物除去作業終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについて、災対環境部は建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

(3) 適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、「がれき」を種類別に分別して搬出し、またアスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。

搬出した「がれき」については、災害廃棄物処理班の指示する一時集積場所候補地に搬入する。

4 「がれき」の一次集積場所候補地の設置

- 一次集積場所候補地は、積替えによる「がれき」の輸送効率の向上と、処理体制が整うまでの間、分別の徹底及び中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として設置する。
- 用地の不足が懸念される「がれき」の一次集積場所候補地の補助地の確保のために他自治体、都に対し広域的な連携を要請する。

一次集積場所候補地

施設名	所在地
軟式野球場	武蔵野市緑町 3 - 1

第9節 災害救助法の適用

【本部管理部 本部管理班、災対総務部 庶務班、都総務局】

第1 救助の実施機関

- 市の地域に災害が発生し、災害救助法の適用基準を越える被害が生じた場合、市長は速やかに災害発生の日時及び場所、並びに災害の原因及び被害の概況を都知事に報告するとともに、災害救助法の適用を要請し、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。
- 災害救助法で定める救助の実施は、都知事が当たることになっているが、都知事がその職権の一部を委任した救助の実施については市長が行う。

第2 災害救助法の適用基準

- 災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条に定めるところによるが、市の具体的適用基準は、次のとおりである。
 - (1) 市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 100 世帯以上であること。
 - (2) 都の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 2,500 世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 50 世帯以上であること。
 - (3) 都の区域内で住家の滅失した世帯の数が 12,000 世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
 - (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたこと。
- * 上記(1)～(4)のいずれか一つに該当する場合、災害救助法を適用する。

第3 被災世帯の算定基準

1 被災世帯の算定

- 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 住家の滅失等の認定

(1) 住家が滅失したもの

- 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

- 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊という。

(3) 住家が半壊・半焼に準ずる程度に損傷したもの

- 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

(4) 住家の床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

- 上記(1)から(3)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

- 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

- 現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造アパート等で、居住の用に供している部屋が、遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

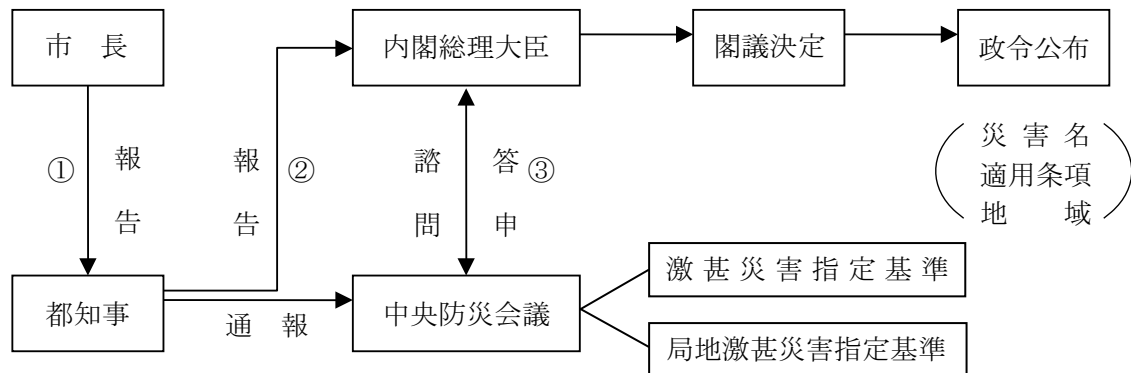
第10節 激甚災害の指定

【本部管理部 本部管理班、災対総務部 庶務班】

第1 激甚災害指定の手続

- 市長は、災害が発生した場合は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分に考慮する。
 - ①速やかに、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に報告する。
 - ②都知事は内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第 53 条）
 - ③内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第 2 条第 1 項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえ激甚災害として指定し、及びその災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになるものである。

【図表 13－4 激甚災害指定手続き】



※ 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月に手続きを行う。

第2 激甚災害に関する被害状況等の報告

- 市長は、その区域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第 53 条第 1 項に定めるところにより、速やかに、その被害状況等を都知事に報告するものとする。
- 被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。
 - ア 災害の原因
 - イ 災害が発生した日時
 - ウ 災害が発生した場所又は地域
 - エ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第 1 に定める事項）
 - オ 災害に対しとられた措置
 - カ その他必要な事項

第3 激甚災害指定基準

- 昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

第4 局地激甚災害指定基準

- 災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が基準を定めている。
- 局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。
- 公共土木施設等については、所定の調査票により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

第5 特別財政援助額の交付手続

- 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、都各部局へ提出する。

復旧対策

項 目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 罹災証明書の交付	災対財務部 被害調査班 災対市民部 被災者対応班	東京消防庁 武蔵野消防署 武蔵野建設業協会
第2節 被災住宅の応急修理	災対都市整備部 建物調査班	都 武蔵野建設業協会
第3節 応急仮設住宅等の供与	災対都市整備部 建物調査班 災対市民部 コールセンター班 災対健康福祉部 庶務班	東京都住宅供給公社 (独)都市再生機構 民間賃貸住宅業者 東京都住宅供給公社 赤十字奉仕団 民生児童委員協議会 武蔵野市民社会福祉協議会
第4節 建設資材等の調達	災対都市整備部 建物調査班	都 武蔵野建設業協会
第5節 生活相談	災対市民部 コールセンター班	都生活文化局 武蔵野警察署 武蔵野消防署
第6節 義援金の配分	災対財務部 出納班 災対健康福祉部 義援金等対応班	
第7節 被災者の生活再建資金援助等	健康福祉部 義援金等対応班	
第8節 職業のあっ旋	災対市民部 庶務班 災対市民部 コールセンター班	
第9節 租税等の徴収猶予及び減免等	災対財務部 被害調査班 災対健康福祉部 庶務班(保険年金課) 災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班 災対子ども家庭部 庶務班	
第10節 その他の生活確保		東京労働局 日本郵便 日本放送協会 NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ NTT ドコモ
第11節 事業再開の支援	災対市民部 庶務班	
第12節 がれき処理の実施	災対環境部 災害廃棄物処理班	都 武蔵野建設業協会
第13節 災害救助法の運用等	本部管理部 本部管理班 災対総務部 庶務班	都総務局
第14節 災害時出納	災対財務部 出納班	

第11章 住民の生活の早期再建

【復旧対策】第1節 罹災証明書の交付

第1節 罹災証明書の交付

【災対財務部 被害調査班、災対市民部 被災者対応班、東京消防庁、武蔵野消防署、武蔵野建設業協会】

- 家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、速やかに罹災証明書を交付する。
- 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害において、罹災証明の交付手続を実施する。

第1 交付手続

- 市は、被災者台帳を備え、被災者の申請により交付する。交付体制は次のとおりとする。

(1) 災害対策本部が設置されている場合

- 災対市民部が交付する。

(2) 災害対策本部が設置されていない場合

- 防災安全部防災課で交付する。

第2 証明の範囲

- 災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

住家の被害

- ア 全壊
- イ 大規模半壊
- ウ 中規模半壊
- エ 半壊
- オ 準半壊
- カ 準半壊に至らない

第3 証明手数料

- 無料とする。

第4 火災に関する罹災証明書の交付

- 交付場所は、市と消防署が協議した場所とする。
- 消防署長は、焼損状況の調査等に基づき、市と情報を共有し、火災による罹災証明書を交付する。
- 消防署長が交付する火災による罹災証明書の様式は東京消防庁が定める。

第2節 被災住宅の応急修理

【災対都市整備部 建物調査班、都、武蔵野建設業協会】

第1 住宅の応急修理

1 修理の目的

- 災害救助法が適用された地域において、震災により、住家が半焼又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
- 取り壊しに伴う、がれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

2 対象者

- 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

3 対象者の調査及び選定

- 市による被災者の資力その他生活条件等の調査及び市長が交付する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された市が募集・選定を行う。
- 災害救助法が適用されない場合、市長が実施の必要を認めたときは市において調査し選定する。

4 対象戸数

- 修理対象戸数は、知事が決定する。

第2 応急修理の方法

1 修理

- 都が、一般社団法人東京建設業協会のあつ旋する建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定する。
- 応急修理は、災害救助法の基準に基づき都が定める応急修理基準により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。
- 災害救助法が適用されない場合、市長が実施の必要を認めたときは、市が市内業者の協力により実施する。

2 経費

- 1世帯当りの経費は、国の定める基準による。
(資料26 (災害救助法による救助の程度・方法及び期間))

3 期間

- 原則として、災害発生の日から1ヵ月以内に完了する。

4 帳票の整備

- 住宅の応急修理を実施した場合、都及び市は、別途定める帳票を整備保存する。

第3節 応急仮設住宅等の供与

【災対都市整備部 建物調査班、災対市民部 コールセンター班、災対健康福祉部 庶務班、東京都住宅供給公社、（独）都市再生機構、民間賃貸住宅業者、東京都住宅供給公社、赤十字奉仕団、民生児童委員協議会、武蔵野市民社会福祉協議会】

第1 供給の目的

- 災害救助法が適用された場合、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に応急的な住宅を供給する。

第2 供給の実施

- 住宅に困窮する被災者に、次により応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給する。

1 公的住宅の供給

- 市は、市営住宅及び福祉型住宅の空き家の確保に努めるとともに、都営住宅、独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社の公的住宅等の空き家の提供を都等に要請する。

2 民間賃貸住宅等の供給

- 東日本大震災の経験を踏まえ、仮設住宅の建設に時間がかかること等から、市及び都は、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を提供するよう努める。

3 建設する仮設住宅の供給

(1) 設置戸数

- 供給戸数は都が決定する。

(2) 建設の方法、構造及び規模等

① 建設地

- 接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況等を考慮のうえ、建設予定地を定め、年1回都へ報告している。
- 第1次的に、市立公園等公共空地に設置するものとする。
- 用地の選定にあたっては、市の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合など、必要に応じて市区町村相互間での融通を行う。

② 構造及び規模

(ア) 構造

- 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニ

ットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

(イ) 規模及び費用

- 1戸当たりの床面積は 29.7 m² (9 坪) を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。
- 1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。

(資料第26 (災害救助法による救助の程度・方法及び期間))

③ 建設工事

- 災害発生の日から 20 日以内に着工する。
- 市長がその設置を必要と認めたときは、都知事に要請し、都が対応する。
- 都は、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会が斡旋する建設業者に建設工事を発注する。なお、必要に応じ、他の建設業者にも発注することとする。
- 工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、市に委任する。
- 災害救助法の適用がない場合に市が設置するときは、市内建設業者の協力を得て実施する。

④ その他

- 市は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

4 入居資格

- 次の各号に全て該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申込みは一世帯一か所限りとする。
 - ア 住家が全焼、全壊又は流失した者
 - イ 居住する住家がない者
 - ウ 自らの資力では、住家を確保できない者

5 入居者の募集・選定

- 都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、市に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
- 割り当てに際しては、原則として市の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、市区町村相互間で融通し合う。
- 市が住宅の割り当てを受けた場合は、市の被災者に対し募集を行う。
- 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。
- 入居者の選定にあたっては、災害時要援護者の優先入居に努める。

6 応急仮設住宅の管理及び入居期間

- 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。
- 市区町村は、募集・入居の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。
- 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定め

る。

7 仮設住宅地域等での見守り活動

- 市災害対策本部は、地域包括支援センター、赤十字奉仕団、民生児童委員協議会及び武蔵野市民社会福祉協議会等と協力・連携して、仮設住宅地域等での見守り活動を推進する。

(1) 入居者確認及びニーズ把握

- 市災害対策本部は、応急仮設住宅入居者の入居状況の把握に努める。
- 関係機関の協力を得て、応急仮設住宅全戸を訪問し、高齢者や障害者の生活状況や生活支援の必要性の把握調査を行う。

(2) 連絡体制の整備

- 仮設住宅からの通報等に対応して、消防署、保健所、健康福祉部等による緊急時の連絡体制を整備する。

(3) 安否確認活動の推進

- 仮設住宅において安否確認活動を早期に展開するため、赤十字奉仕団、民生児童委員協議会及び武蔵野市民社会福祉協議会等の関係機関の協力を得て、訪問活動を推進する。

(4) 住民相互の助け合い

- 仮設住宅地域でのコミュニティの育成を図るため、仮設住宅自治会の結成を支援するとともに、必要に応じて集会所の整備を検討する。
- また居住者同士の声かけ運動の展開など、住民相互による地域見守りを推進する。

8 供給後の事務処理

- 後日における清算事務に必要となるため、応急仮設住宅の供給に伴い、市は、入居者の管理のため、必要な帳票を整理する。

第4節 建設資材等の調達

【災対都市整備部 建物調査班、都、武蔵野建設業協会】

- 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理に要する資材等は、都が対応するが、災害救助法が適用されない場合は市が、建設業者を通じて迅速に調達するものとする。

第1 応急仮設住宅資材等の調達

- 資材等は、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人東京建設業協会があっ旋する建設業者を通じて調達する。また、必要に応じて国の関係省庁に対して、資材等の調達を要

請する。

第2 災害復旧用材(国有林材)の供給

- 農林水産省（関東森林管理局）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行うこととしてお罹災害復旧用材の供給について知事、市長は供給の要請を行う。

第5節 生活相談

【災対市民部 コールセンター班、都生活文化局、武蔵野警察署、武蔵野消防署】

- 各機関の生活相談は次のとおりとする。

機 関 名	相 談 の 内 容 等
市	○ 被災者のための相談所を設け、苦情又は要望を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。 (市民活動推進課)
都生活文化局	1 被災者臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望、苦情等の対応を実施する。 2 被災1か月後を目途に、各局と連携して復興のための被災者総合相談所を開設し、就労相談、健康相談など様々な生活相談を含む、総合的な相談業務を行う。
武蔵野警察署	○ 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
武蔵野消防署	○ 地震後における出火防止を図るため、次のような指導を行う。 (1) 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 (2) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 (3) 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 ○ 火災による罹災証明等各種手続きの迅速な実施 ○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を設置し、各種相談、説明、案内にあたる。

(資料第31 (被災者総合相談窓口の相談分野・相談内容))

第6節 義援金の配分

【災対財務部 出納班、災対健康福祉部 義援金等対応班】

第1 義援金募集の検討

- 市及び都、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。
- 義援金の募集が決定した場合は、各機関において募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。

第2 義援金配分委員会の設置

- 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）を設置する。
- 委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - ア 被災市区町村への義援金の配分計画の策定
 - イ 義援金の受付・配分に係る広報活動
 - ウ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項
- 委員会は、次の機関等の代表者により構成する。
 - ア 都
 - イ 市区町村
 - ウ 日本赤十字社
 - エ その他関係機関
- その他、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

第3 義援金の受付・保管

- 義援金の受付・保管については、機関別にそれぞれ次のとおり対応する。

1 市

- (1) 災対健康福祉部において義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に市長名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。
- (2) 災対健康福祉部が受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記(1)の口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。
- (3) 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。

2 都(福祉保健局・総務局)

- (1) 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。
- (2) 都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。
- (3) 国又は地方公共団体から知事あての見舞金は、都災害対策本部において受け付ける。

3 日本赤十字社東京都支部

- (1) 日本赤十字社東京都支部事務局（振興部赤十字社員課）及び都内日赤施設並びに各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設し、受付期間を定めて振込による義援金を受け付ける。

又、災害の状況により、都内他の場所又は都外においても、日赤本社、全国日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。

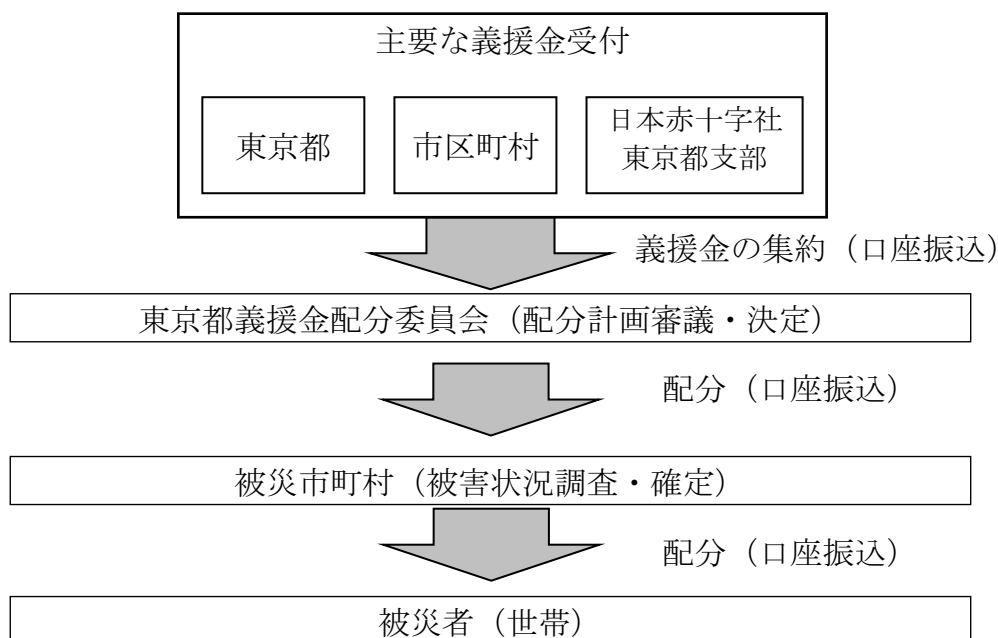
- (2) 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記(1)の口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。
- (3) 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預かり金」として、一時保管する。
- (4) 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。

(注) 義援品は原則として受け付けない

第4 義援金の保管及び配分

- 委員会は、送金された義援金を配分計画に基づき、被災市区町村に送金する。

【図表 13-3 義援金受付・配分の流れ】



1 市

- 都委員会から配分される義援金を受け入れるため、市長名義の普通預金口座を設け、払出しまでの間預金保管する。
- 市長は、都委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。
- 市長は、被災者への義援金の配分状況について、都委員会に報告する。
- 被災者に対する配分にあたっては、各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に配分する。

2 都（福祉保健局）

- 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間義援金受付口座に預金保管する。

第11章 住民の生活の早期再建

【復旧対策】第7節 被災者の生活再建資金援助等

※ 義援物資の取扱いについて

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合を除き、抑制を図るべきである。」とされている。都福祉保健局・市は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

第7節 被災者の生活再建資金援助等

【災対健康福祉部 義援金等対応班】

第1 災害弔慰金等の支給

- 市は、地震等の自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、又災害により、精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。
- 日本赤十字社東京都支部では、災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

第2 被災者生活再建支援制度

- 都福祉保健局は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

(資料第32 (被災者生活再建支援制度))

第3 災害援護資金等の貸付

- 災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。また、被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける（生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外）。

(資料第33 (貸付等各種の融資))

第8節 職業のあっ旋

【災対市民部 庶務班、災対市民部 コールセンター班】

- 市は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、東京労働局に報告するとともに、状況によっては臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

第11章 住民の生活の早期再建
【復旧対策】第9節 租税等の徴収猶予及び減免等

- 東京労働局は、災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、市区町村の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所（ハローワーク）（17か所）と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかに、あっ旋を図る。
- 東京労働局は、他府県への就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により他府県と連絡調整を行い、雇用の安定を図る。
- 東京労働局は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。
 - (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
 - (2) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

第9節 租税等の徴収猶予及び減免等

【災対財務部 被害調査班、災対健康福祉部 庶務班（保険年金課）、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対子ども家庭部 庶務班】

- 被災した納税義務者、又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）被保険者等に対し、地方税法又は市条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な緩和措置を講ずることとする。

第1 市税の納税緩和措置

1 期限の延長

- 災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害が収まったあと2ヵ月以内に限り、当該期限を延長する。（ただし、特別徴収に係る納期限の延長は30日以内とする。）
 - ア 災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。（市税条例第11条の2）
 - イ その他の場合、災害が収まったあと速かに、被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。

2 徴収猶予

- 災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。
- やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

3 滞納処分の執行の停止等

- 災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

4 減免

- 被災した納税義務者等に対し該当する各税目について、次により減免及び納入義務の免除等を行う。
 - ア 市民税（都民税個人分を含む）
被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行う。
 - イ 軽自動車税
被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行う。
 - ウ 固定資産税（土地・家屋・償却資産）・都市計画税（土地・家屋）
被災した状況に応じて減免を行う。
 - エ 事業所税
事業用家屋の被災した状況に応じて減免を行う。

第2 国民健康保険税・一部負担金(医療機関等の窓口負担)の減免

1 減免

- 災害により、生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて国民健康保険税や一部負担金（医療機関等の窓口負担）を減免する。

2 徴収猶予

- 災害により、財産に被害を受けた納税義務者が保険税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づきその納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内において徴収を猶予することができる。
- やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内延長することができる。

第3 後期高齢者医療保険料・一部負担金(医療機関等の窓口負担)の減免

1 減免

- 災害により、生活が著しく困難となったものに対し、被災の状況に応じて後期高齢者医療保険料や一部負担金（医療機関等の窓口負担）を減免する。

2 徴収猶予

- 災害により、被保険者又は当該被保険者が属する世帯の構成員が、生活が困難となり、後期高齢者医療保険料や一部負担金（医療機関等の窓口負担）の徴収猶予をする必要があると認められるときは、その者の申請に基づき6か月以内において徴収を猶予することができる。

第4 介護保険料・利用者負担額の減免

1 減免

- 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合、損害の状況に応じて介護保険料や利用者負担額を減免する。

2 徴収猶予

- 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

第5 国民年金保険料の免除

- 被保険者第1号（強制加入）が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な場合、国からの取扱通知によって免除を受けられる可能性がある。

第6 保育所措置費徴収金の減額

- 災害により損失を受けた場合、その損失の程度に応じて減額する。

第10節 その他の生活確保

【東京労働局、日本郵便、日本放送協会、NTT 東日本、NTT コミュニケーションズ、NTT ドコモ】

- 各機関の生活確保に関する対応は次のとおりである。

第1 東京労働局

1 雇用保険の失業等給付に関する特別措置

- 災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
- 災害救助法適用後は、事業所が休業した場合、特例として求職者給付を行う。

2 労働保険料等の徴収の猶予

- 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずる。
 - ア 納期限の延長
災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難と

第11章 住民の生活の早期再建

【復旧対策】第10節 その他の生活確保

なった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。

イ 制度の周知徹底

第2 武蔵野郵便局

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

- 被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

- 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

- 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

- 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第3 日本放送協会

- NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施するとともに、医療団、消防班の派遣等を実施する。
- 被災者の受信料免除
- 状況により避難所へ受信機を貸与する。

第4 NTT東日本・NTTコミュニケーションズ・NTTドコモ

- 災害が発生し又は発生する恐れがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。
- 料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所及び携帯自動車電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知する。

第11節 事業再開の支援

【災対市民部 庶務班】

- 市は、事業再開のための支援として、武蔵野市中小規模事業者事業資金融資あっせん条例等に基づく金融支援を行う。

第12節 がれき処理の実施

【災対環境部 災害廃棄物処理班、都、武蔵野建設業協会】

- 所管区域内の集積場所の集積や運搬状況等を把握する。
- 処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討、都に報告する。
- 実態相当規模のがれきの最終処分受入場所を確保する。
- 解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。
- がれき処理の実施の詳細は、「本章 【応急対策】 第8節「がれき処理」を参照。

第13節 災害救助法の運用等

【本部管理部 本部管理班、災対総務部 庶務班、都総務局】

第1 災害救助法の適用手続

1 適用要請

- 災害に際し、市における災害が、前記「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を都知事に報告し、災害救助法の適用を都知事に要請するものとする。

2 要請手続

- 市長が災害救助法の適用を都知事に要請する場合は、都総務局（災害対策部応急対策課）に対し、次に掲げる事項について要請するものとする。
 - (1) 災害発生の日時及び場所
 - (2) 災害の原因及び被害状況
 - (3) 適用を要請する理由
 - (4) 必要な救助の種類
 - (5) 適用を必要とする期間
 - (6) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
 - (7) その他の必要な事項

（資料第34（救助法上（災害の発生から終了まで）の流れ））

第2 救助の種類

- (1) 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。
 - ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ウ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
 - エ 医療及び助産
 - オ 被災者の救出
 - カ 被災した住宅の応急修理
 - キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - ク 学用品の給与
 - ケ 埋葬
 - コ 死体の捜索及び処理
 - サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (2) 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必

要とする者に対し、金銭を給付することができる。

- (3) 救助の程度・方法及び期間については、厚生事務次官通知に基づき知事が定め、市区町村ほか関係機関に通知する。

第3 救助の実施方法等

1 災害報告

- 救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。
- 迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

2 救助実施状況の報告

- 災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

3 救助の程度・方法及び期間

- 救助の程度・方法及び期間は資料第26のとおりとする。基準額については、都規則により適宜改定を行う。

(資料第26 (災害救助法による救助の程度・方法及び期間))

(資料第35 (各担当別災害救助関連必要帳票一覧))

第4 従事命令等

- 迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、災害救助法に基づき、知事には従事命令の権限（一定の業種のを、救助に関する業務に従事させる権限）等が付与されている。

第14節 災害時財務会計

【災対財務部 庶務班、管財施設班、出納班】

第1 災害時財務会計の目的

- 財務会計システムの停止を伴う大規模災害発生時にあっても、法令に基づく厳格性を保ちつつ、応急・復旧活動等に伴う緊急の支払等の業務を迅速かつ適正に遂行する。
- 市民の生命と安全を守る応急・復旧活動の円滑な実施を支援するため、災害時財務会計の体制を確立し、各事務を円滑に進める。

第2 災害時財務会計の実施

- 災害対策本部が設置され、本部長が災害時財務会計の実施を決定したときとする。
(災害対策本部条例第3条及び災害対策本部条例施行規則第3条)

第3 災害時財務会計事務

災害時財務会計事務の詳細については、以下の原則に基づき作成する「災害時財務会計マニュアル（仮称）」のとおりとする。

1 予算事務の原則

- 災害時の予算執行については、災害時財務会計の実施決定後に発出する予算執行方針による。
- 災害時の予算編成については、災害時財務会計の実施決定後に発出する予算編成方針による。

2 契約事務の原則

- 災害時の契約手続きについては、災害時財務会計の実施決定後に発出する事務連絡による。

3 出納事務の原則

- 災害時の出納事務については、「災害時財務会計マニュアル（仮称）」のとおりとする。

4 被災直後の事務

(1) 予算事務

- 災害時の予算執行に関する予算執行方針の作成及び発出
- 流用、予備費充用等の予算異動業務
- 補正予算等の予算編成業務

(2) 契約事務

- 災害時の契約手続きに関する事務連絡の作成及び発出
- 発災前に契約締結している案件の取扱いに関する協議
- 入札または見積合わせ中の案件の取扱いに関する協議
- 緊急工事の取扱いに関する協議
- 物品調達の取扱いに関する協議

(3) 出納事務

- 災害時の出納事務に関する事務連絡の作成及び発出
- 指定金融機関との資金準備の調整
- 被災状況に応じた支払の優先順位付けに関する協議

- 義援金の募集が決定した場合は、義援金受入口座の開設手続
- ※本章 【復旧対策】 第6節「義援金の配分」に準じて実施する。

第4 災害時財務会計における支出の取り扱い

- 災害時財務会計における支出は財務会計システムが使用でき、かつ、銀行間振込が利用できる場合は平時と同様の取扱いとし、使用できない場合は以下のほか、「災害時財務会計マニュアル（仮称）」のとおりとする。

1 緊急に物品調達・請負が必要となった場合

- (1) 契約締結兼支出負担行為何書（手書き）を使用する。原則特命随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第7号）とし、管財施設班に集約する。（主管課契約は行わない。）
- (2) 見積書兼請書（手書き）を使用するとともに、差引簿（手書き）を作成し、収支の記録を行う。

2 災害対策に緊急に現金が必要となった場合

- (1) 支出負担行為何書兼支出命令書 災害時資金前渡を使用する。
- (2) 班長の決裁（班長に事故あるときは職務代行者又は部長）と資金前渡印を押印のうえ災害時財務部出納班へ持参する。
- (3) 出納班で支出命令書を審査、決裁する。
- (4) 資金前渡受者である班長は、災害時前渡金整理簿により収支を記録のうえ精算を行うまで現金及び領収書を保管する。
- (5) 現金は会計課内貸金庫での保管を原則とし、不可能な場合は会計管理者が認めた方法で保管する。

3 緊急を要する支払に関すること

災害時出納として災害対策本部で取り扱う。

第5 災害時財務会計の終了

- 本部長が「災害時財務会計の終了」を決定したときとする。
- 災害時財務会計実施中に財務会計システムが使用できない状態であった場合、災害時財務会計の終了以後は、通常の組織区分により財務会計システムを使用する。

＊災害時財務会計復旧処理

- (1) 前渡金の精算（会計事務規則第77条第1項）
- (2) 財政課による予算支出科目および主管課の決定
- (3) 財務会計システムへの入力
- (4) 災害前起票済伝票の執行状況確認

第4部 震災復興計画

第4部 震災復興計画

第1章 復興の基本的考え方

- 大規模な震災被害等の災害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。
- 応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していく。
- 復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることで、より快適で魅力的な都市として発展させていかなければならない。
- このため、震災復興の基本目標は、連携と協働による「安全・安心なまち」と「魅力と活力があふれるまち」の構築とする。
- 本計画の地震の被害想定では、建物倒壊の危険性は低いとされており、市全域で壊滅的な被害を受けることは考えにくい。最大限、平時と同様に市民意見を取り入れ、合意形成を図りながら復興を推進する。
- そのため、武蔵野市では、被災地域の市民が相互に協力し合いながら、市と協働で地域の復興に取り組むための仕組みを検討する。

第1節 復興に関する基本方針

○震災後も平和で安全なまちを再建し、また、世代を超えて愛着と誇りを感じることができるまちであり続けられるよう、「誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち」をつくるため、次の点に留意してまちの復興に取り組む。

項目	内容
生活復興	○ 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。 ○ 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるようにする。 ○ 市民は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。 ○ 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。
都市復興	○ 特に大きな被害を受けた地域のみならず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さないまちづくり」を行う。 ○ 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適な暮らしや都市の活動を営むことができる「持続的発展が可能なまち」にして

第1章 復興の基本的考え方

第2節 復興の全体像

	いくことを目標とする。 ○ 市民、事業者、市区町村、都、国など、多様な主体が「自治と連携によるまちづくり」を行う。
--	--

第2節 復興の全体像

- 復興のプロセスはその担い手により「被災者個人による自力復興」「行政主導による復興」「地域力を活かした地域協働復興」という3パターンがある。復興を円滑に進めるためには、行政の役割を明確にしたうえで、市民、ボランティア、市が相互に協力しあいながら地域力を活かして自主的に地域社会の復興に取り組むことが重要である。
- 本市は緑豊かな住地が広がる一方で、吉祥寺駅周辺のような商業地域や、中央部の行政機関や文化・スポーツの集積する地域、武蔵境のような大学等の教育機関が集まり都市農業が盛んな地域もある。また、まちには高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国籍の方といった要配慮者も多く暮らしている。復興を進めるには地域特性や被災者のおかれた状況等のさまざまな背景を考慮する。

第4部 震災復興計画

第2章 復興組織・体制の整備

- 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、震災復興事業を長期的視野に立って速やかに、かつ計画的に実施していくための組織として災害復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

第1節 災害発生前

- 大地震の発生に備え、速やかに復興事業が行える体制を整えることを目的として、事前に計画等の整備を行う。

第1 震災復興計画（骨子案）の検討

- 被災後速やかに策定する武蔵野市震災復興方針に基づき、震災復興事業を推進するための計画として「武蔵野市震災復興計画」を策定するが、あらかじめ骨子案を検討する。

第2 武蔵野市震災復興マニュアルの更新

- 令和4年2月に策定した「武蔵野市震災復興マニュアル」について、東京都の「東京都震災復興マニュアル」との整合を図りつつ、随時見直しを行っていく。

第3 災害復興本部の分掌事務

- 災害復興本部の主な事務は次のとおりとするが、被災状況などに応じて、本部長の名により変更されることがある。また、復興対策の事務自体も、時間の経過とともに応急、復旧、復興と徐々に推移するため、災害対策本部との事務分担については、必要に応じて協議し、決定する。
 - (1) 災害復興本部の運営に関すること。
 - (2) 震災復興方針の策定及び推進に関すること。
 - (3) 震災復興計画の策定及び推進に関すること。
 - (4) 被災市民の生活保護及び商業の復興に関する施策の策定及び推進に関すること。
 - (5) 公共施設の復旧及び整備計画の策定及び推進に関すること。
 - (6) 財源の確保及び資金計画に関すること。
 - (7) 震災復興事業の総合調整に関すること。
 - (8) 復興情報の収集及び伝達に関すること。
 - (9) 武蔵野市災害対策本部との連絡調整に関すること。
 - (10) 国及び都その他関係機関との連絡及び総合調整に関すること。
 - (11) 上記に掲げるもののほか、重要な復興対策に関すること。

第2節 震災復興本部の設置

第1 震災復興本部の設置

- 市長は、地震により被害を受けた地域が武蔵野市の地域内で相当の範囲におよび、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、災害復興本部を設置する。
- 本部は、被災後1週間程度の早い時期に設置するものとし、震災復興方針及び震災復興計画（※）を早期に策定することにより、震災復興後の市民生活やまちづくりの基本目標を市民に明確に示すとともに、具体的な震災復興事業を推進していく。

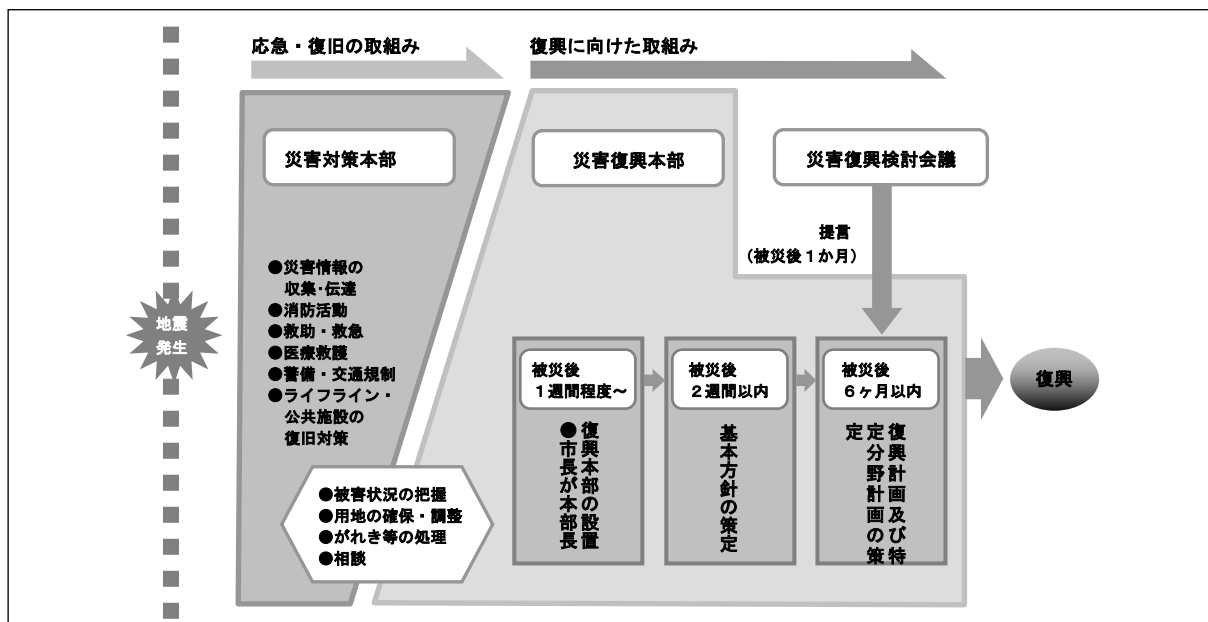
※ 震災復興計画

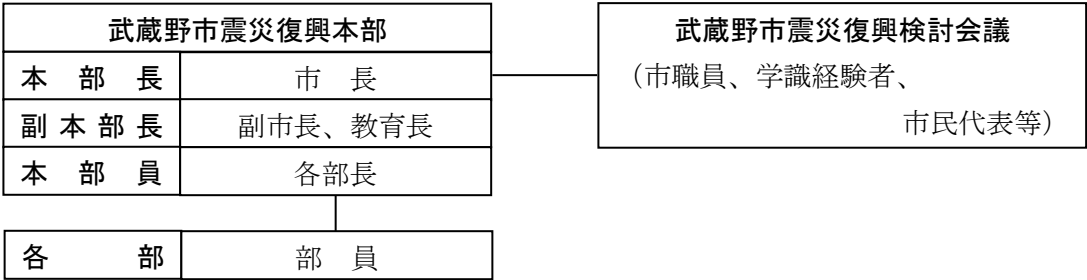
震災により重大な被害を受けた場合において、まちの復興並びに市民生活の再建及び安定を図るため、東京都震災対策条例第56条に準じて策定する計画。大規模災害からの復興に関する法律第8条に基づき、政府が復興基本方針を定めた場合には、市の震災復興計画は同法第10条に基づく復興計画として位置づける。

第2 災害復興本部の役割及び災害対策本部との関係

- 災害復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。
- しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。
- 災害復興本部の設置後速やかに職員、学識経験者、市民代表等より構成される武蔵野市災害復興計画検討会議を設置し、震災復興計画等を諮る。

【震災時における市の取組図】





- ※ 震災復興本部の組織は、平常時の組織体制にできるだけ影響を及ぼさずに効率的に震災復興事業を推進していく体制として、組織条例上の部等に対応し、それに上乗せる臨時的な組織とする。
- ※ 震災の状況に応じ、本部長が必要と認める者を本部員として指名することができる。

第3 震災復興本部の解散

- 本部長（市長）は、まちの復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、災害復興本部を解散する。

第4部 震災復興計画

第3章 震災復興計画の策定

- 市長は、大規模な震災被害等の災害発生後、災害復興本部を設置し、復興に係る基本方針（武蔵野市震災復興方針）を策定するとともに、被災後6ヶ月以内を目途に震災復興計画を策定する。

第1節 震災復興方針の策定

- 震災復興本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に、震災復興本部会議の審議を経て、「震災復興方針」を策定し、公表する。
- 震災復興方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。
 - 1 暮らしのいち早い再建と安定
 - 2 安全で快適な生活環境づくり
 - 3 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

第2節 震災復興計画の策定

- 震災復興本部長は震災復興方針に基づき、震災復興計画を策定する。
- 震災復興計画は、次の視点で策定する。
 - 1 市が実施する復興施策に係る基本目標と体系を明らかにする。
 - 2 市民の生活再建、生活の基盤であるまちの再生(まちづくり)等に必要な施策を網羅する。
 - 3 繰り返し発生する大災害にも耐えうるまちへの改善を目指した長期的視点に立つ。
- 復興計画の策定手続きは次のとおりである。
 - 1 震災復興本部長は、震災復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。
 - 2 震災復興本部長は、震災復興検討会議の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、震災後6ヶ月を目途に、復興計画を策定し公表する。

※ 武蔵野市震災復興検討会議

震災復興に関して知見を有する学識経験者等で構成される「武蔵野市震災復興検討会議」を設置。

○ 震災復興計画は概ね以下のスケジュールで策定する。

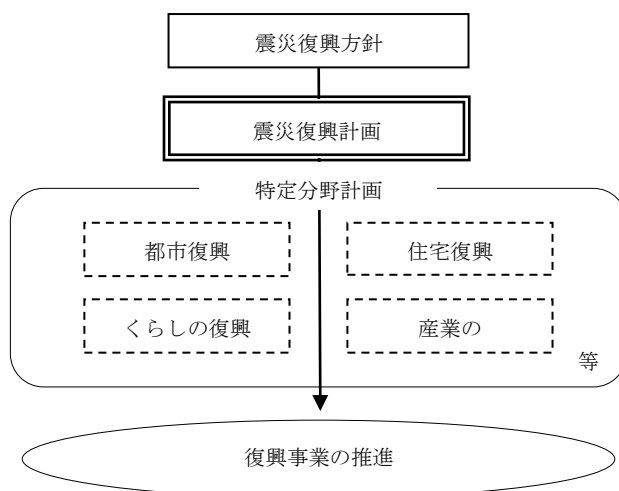
○ 震災復興計画策定のスケジュール

3週間程度	・震災復興方針の策定 ・震災復興検討会議開催
1ヶ月程度	・震災復興計画の基本理念等決定
3ヶ月以内	・財政計画の調整
4ヶ月以内	・震災復興計画の原案策定 ・住民への提示及び意見集約
6ヶ月以内	・東京都震災復興計画との調整
6ヶ月後	・震災復興計画策定、公表

第3節 特定分野計画の策定

○ 都市復興等、その性質上具体的な事業計画等が必要となる場合は、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画をおおよそ6か月以内に策定する。

- (1) 都市復興
- (2) 住宅復興
- (3) くらしの復興
- (4) 産業の復興



第4節 被災者総合相談所の設置

○ 市は、数多くの行政分野において市の復興施策の中心的役割を果たすことから、復興対策の本格化に応じて、福祉をはじめ関係課の連携・協力により、被災者からの相談の総合的な窓口を設置する。

(1) 開設時期

被災後1週間以内に「災害時特設コールセンター」を、被災後1か月程度に「被災者総合相談所」を設置する。

(2) 開設決定

被災者総合相談所については、被災状況に応じて災害復興本部において開設の可否を決定する。

(3) 相談分野、相談内容

資料第31参照

(資料第31(被災者総合相談窓口の相談分野・相談内容))

○ 都においても被災者総合相談所を設置することとなっており、災害時における相互連携・協力体制を確立する。

付編 東海地震事前対策

付編 東海地震事前対策

第1章 対策の方針

- 気象庁では、中央防災会議での「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更を踏まえ、令和元年5月31日から「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の提供を開始し、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行わないこととした。
- これを受け、東京都地域防災計画 震災編（令和元年修正） 第4部 南海トラフ地震等防災対策では、『変更後の基本計画を受けた対応を別途定めるまでの間、気象庁が発表することとしていた「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えた上で、本章の規定を基本として対応することとする。』としている。
- また、南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の最大震度や津波などの想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さい想定となっている。
- これらを踏まえ、市における南海トラフ地震等への対策は地震編を準用することとし、本付編においては、「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えた暫定的な対応として、東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策を定めるものとし、その目的及び基本的な考え方は、本編 第1章 第2節「東海地震事前対策の考え方」で定める。

参考（気象庁ホームページより）「南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件」

参考URL：https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/info_criterion.html

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。

○ 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

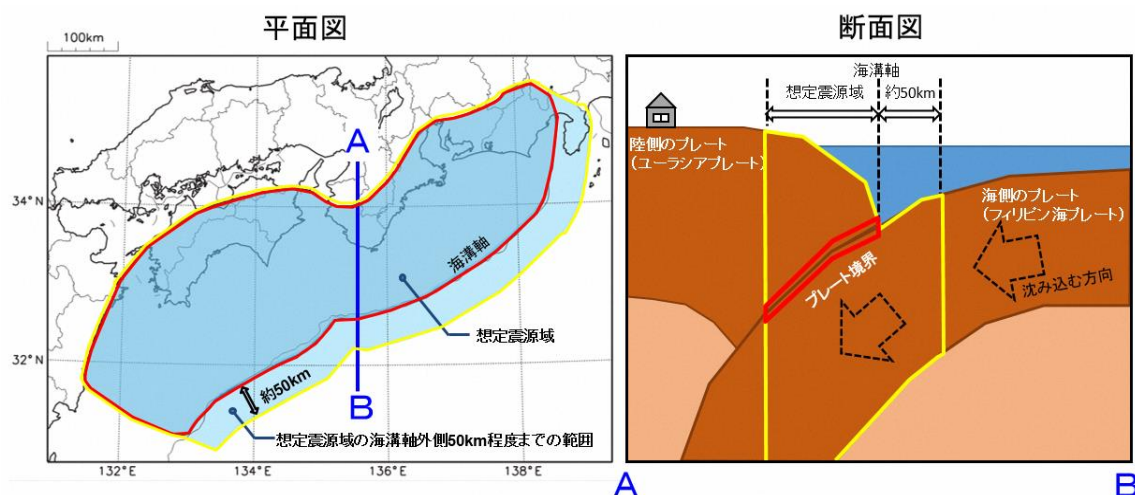
「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表します。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	• 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 • 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	• 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 • 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

○「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

キーワード	情報発表条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 - 監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード 6.8 以上（※1）の地震（※2）が発生 1 カ所以上のひずみ計（※3）での有意な変化（※4）と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（※4）が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり（※5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 - その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※6） 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	- 監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震（※2）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） - 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側 50km 程度：図中黄枠部）

- ※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します。
- ※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。
- ※3：気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。
- ※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されています。
- 具体的には、
レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。
レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。
レベル3：レベル1の2倍に設定。
「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味します。
- ※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。
南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されています。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始します。
なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としません。
- ※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。
- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。
- 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあります。
- 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要です。
- 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行っていません。

第1節 東海地震事前対策の考え方

第1 東海地震事前対策の目的

- 東海地震事前対策は、東海地震に関する予知情報が発令された場合に、都、市及び各防災関係機関が一体となって地震被害の発生防止又は被害の軽減を図ろうとするものである。
- 武蔵野市の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱程度と予想されるところから、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく地震防災対策強化地域として指定されなかったため、地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。
- しかし、震度5弱程度の揺れであっても、局地的にはかなりの被害が発生することが予想されるとともに、市内においては人口の集中と商業・金融の集積、そして都市型のホテル、劇場などが進出し、人口の集中はさらに高密となっていること、また、区部と連なり市街化により都市施設、機能も集中し、災害に弱い都市構造となりつつあり、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱が懸念されている。
- このため、武蔵野市防災会議は、東海地震の事前対策をとることとし、武蔵野市地域防災計画の付編として、「東海地震事前対策」を策定するものである。

第2 基本的な考え方

- 本計画は次の考え方を基本に策定したものである。
 - 1 警戒宣言が発せられた場合においても、武蔵野市の都市機能は極力平常どおり維持することを基本としながら
 - (1) 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
(資料第40（予知情報、注意情報、関連する調査情報、警戒宣言）)
 - (2) 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に対策を講じる。
 - 2 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。
(資料第41（異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス）)
 - 3 この対策に記載のない東海地震に係る予防対策及び応急対策は、武蔵野市地域防災計画に基づき実施する。
 - 4 武蔵野市の地域は、強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。
 - 5 本対策は、次の事項に留意し策定した。
 - (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等、区分が必要な対策については、別個の対応をとることとする。
 - (2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性のあることから、人命の安全の確保を

第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。

- (3) 都及び各防災関係機関並びに隣接市区等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

(資料第42 (気象庁震度階級関連解説表))

第2章 市及び防災機関の役割

【本部管理部 本部管理班】

- 市及び防災機関の役割は、震災編 第2部 第1章 第2節「市・都及び防災機関の役割」を準用する。

付編 東海地震事前対策

第3章 市民・事業所等のとるべき措置

- 武蔵野市は、人口及び都市施設等が密集していることから、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害が危惧されている。
- このため、都、市及び各防災関係機関は万全の措置を講ずるものであるが、被害及び混乱を防止するためには、市民、自主防災組織、及び事業所の果たす役割は極めて大きいといえよう。
- 市民1人ひとり、自主防災組織、各事業所が冷静かつ的確な行動をとることにより、被害及び混乱は大幅に減少させることができる。
- 本章においては、警戒宣言が発せられた時にとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置

第1 平常時

- 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 2 日頃からの出火の防止
- 3 消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の住宅用防災機器の準備
- 4 家具類の転倒・落下・移動の防止や窓ガラス等の落下防止
- 5 ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 6 水(1日一人3ℓ目安)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や携帯トイレの準備、電気・ガス対策として、懐中電灯、電池、モバイルバッテリー、カセットガスコンロ、ガスボンベ等の備蓄、感染症対策に配慮した備蓄(マスク、手指消毒液等)
(家庭の事情に合わせた備蓄の啓発：乳幼児のいる家庭、高齢者、障害者のいる家庭、ペットを飼育している家庭などを啓発する。)
- 7 在宅避難に向けた食料や生活用品を備える日常備蓄(ローリングストック)の実施(最低3日間分、推奨1週間分)
- 8 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 9 買い物や片づけなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- 10 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- 11 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 12 市・都及び避難所運営組織・自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 13 地域団体(避難所運営組織・自主防災組織・コミュニティ協議会・地域社協・町会・自治会など)が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 14 避難行動要支援者(災害時要援護者含む)がいる家庭における、「避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え
- 15 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
- 16 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビやラジオ等の情報に注意する。
- 2 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- 3 電話の使用は自粛する。
- 4 自動車の利用を自粛する。

第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 情報の把握を行う。
 - (1) 市等の防災信号(サイレン)を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - (2) 都、市、警察、消防等防災関係機関の情報に注意する。
 - (3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
- 2 火気の使用に注意する。
 - (1) ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - (2) ガスメーターコックの位置を確認する(避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉める。)
 - (3) 使用中の電気器具(テレビ、ラジオ等を除く)のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する(避難するときは、ブレーカーを遮断する。)
 - (5) LPガスボンベの固定措置を点検する(避難するときは、LPガスボンベの元栓を閉める。)
 - (6) 危険物類の安全防護措置を点検する。
- 3 消火器の置き場所、消火用水等を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
- 4 テレビや家具の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。
- 5 ブロック塀等を点検し、危険箇所にロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- 6 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - (1) 窓ガラスに荷造用テープ等を貼る。
 - (2) ベランダの植木鉢等を片付ける。
- 7 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- 8 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。
(非常持出品の準備)
- 9 防災素材で、なるべく動きやすい服装にする。
- 10 自家用車等の利用を自粛する。
 - (1) 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - (2) 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
 - (3) 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら、以後は車を使わない。
- 11 幼児、児童の行動に注意する。
 - (1) 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。

- (2) 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の取決めに基づいて引き取りに行く。
- 12 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- 13 エレベーターの使用は避ける。
- 14 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- 15 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- 16 買い急ぎをしない

第2節 自主防災組織のとるべき措置

第1 平常時

- 1 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- 2 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - (1) 市及び防災関係機関から出された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - (2) 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- 3 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- 4 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- 5 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- 6 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- 7 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手するよう努める。
- 2 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 市等からの情報を地区内住民に伝達する。
- 2 自主防災組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- 3 地区内住民にとるべき措置（前節参照）を呼びかける。
- 4 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- 5 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- 6 要配慮者の安全に配慮する。
- 7 がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。
- 8 救急医薬品等を点検する。
- 9 食料、飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

第4 その他

- その他自主防災組織が結成されていない地域にあつては、地域コミュニティ組織等が前記に準じた行動を行う。

第3節 事業所のとるべき措置

第1 平常時

- 1 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等の作成
 - (1) 強化地域以外の事業所にあつても、消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画に規定
- 2 従業員等に対する防災教育の実施
- 3 自衛消防訓練の実施
- 4 情報の収集・伝達体制の確立
- 5 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- 6 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- 2 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- 3 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- 4 その他状況により、必要な防災措置を行う。

第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 自衛消防組織等の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- 2 テレビ、ラジオ等により必要な情報を適宜入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。この場合、スーパーマーケット等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。
- 3 指示、案内等にあつては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、要配慮者の安全に留意する。
- 4 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層建築物・地下街内の店舗にあつては混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。
- 5 火器使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止

- し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出防止のための措置を講じる。
- 6 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水含む。）等の保安措置を講ずる。
 - 7 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒・落下・移動・破損防止措置を講じる。
 - 8 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用を中止するとともに、特に都・市・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
 - 9 バス、タクシー、生活物資輸送車等を除き、非常時に必要でない車両の使用はできる限り制限する。
 - 10 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
 - 11 建築工事、ずい道工事、金属溶融作業又は高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
 - 12 一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にあっては徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

第4章 災害予防対策

第1節 東海地震に備え整備する事業

【本部管理部 本部管理班】

- 地震による被害を未然に防止するための予防対策は、武蔵野市地域防災計画の災害予防計画に基づいて実施する。

第2節 広報及び教育

【本部管理部 本部管理班】

- 地震予知を前提とした東海地震に対応するためには、市民が地震に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。
- 市は、市民が東海地震に対して的確な行動がとれるように地震に関する情報提供等を行い、防災対策について教育・啓発及び指導を行うものとする。

第1 広報(都・市)

- 地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から警戒宣言の内容、武蔵野市の地域の予想震度、警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

1 広報の基本的な流れ

- 広報の基本的な流れは、①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から地震発生まで、④注意情報が解除された時の4つに区分し、広報を行う。

2 実施事項

- (1) 東海地震についての教育、啓発及び指導
- (2) 東海地震に関連する調査情報（臨時）・注意情報についての広報
- (3) 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
- (4) 武蔵野市の地域の予想震度及び被害程度
- (5) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
- (6) 警戒宣言時に防災関係機関が行う措置
- (7) 気象庁が、東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が、東海地震の発生のおそれがなくなると認めた場合の準備体制の解除を発表する広報

- 主な例を示すと次のとおりである。
 - ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - a 電車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
 - b 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
 - c その他防災上必要な事項
 - イ 道路交通の混乱防止のための広報
 - a 警戒宣言時の交通規制の内容
 - b 自動車利用の自粛の呼び掛け
 - c その他防災上必要な事項
 - ウ 電話の輻輳による混乱防止のための広報
 - a 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
 - b 回線の輻輳と規制の内容
 - c 災害用伝言ダイヤル等のサービス提供開始
 - エ 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - a 生活関連物資取扱店の営業
 - b 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと
 - オ 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - 金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと
 - カ その他の広報
 - 電気、ガス等の使用上の注意

3 広報手段

- (1) テレビ、ラジオ等による広域的広報
- (2) インターネット等による速報的な広報
- (3) 広報車、防災無線等による地域的・現場的広報

4 広報の方法

- (1) 印刷物による広報
 - 市報及び各防災関係機関の各種印刷物により防災知識の普及を図る。
- (2) インターネット等による広報
 - ホームページに速報情報を掲載し、混乱防止を図る。
- (3) イベントや講演会等による広報
 - 防災関係のイベントや講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図る。

第2 教育指導

1 幼児・児童・生徒等に対する教育

- 都、市及び学校等においては、次の事項について、幼児、児童、生徒等に対する地震防災教育を実施する。

(1) 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。

- ① 地震発生時の安全行動
- ② 登下校（園）時等の安全行動等

(2) 教育指導方法

児童・生徒に対しては、防災教育副読本「地震と安全」、小・中学校版防災教育補助教材「3. 11を忘れない」【新版】等を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

2 自動車運転者に対する指導（都）

- 都公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項について教育指導を行う。

(1) 教育指導事項

- ア 東海地震に関する基本的事項
- イ 道路交通と交通規制の概況
- ウ 自動車運転者のとるべき措置
- エ その他の防災措置等

(2) 教育指導方法

- ア 運転免許更新時の講習
- イ 安全運転管理者講習
- ウ 自動車教習所における教育、指導

第3節 事業所に対する指導

【本部管理部 本部管理班】

第1 事業所防災計画等の作成

- 警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めるよう指導する。

1 防災体制の確立

- 自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

2 情報の収集伝達等

- テレビ、ラジオ等による情報の把握
- 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- 本社、支社間等の通信連絡手段の確保

- 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- 顧客、従業員等に対する安全の確保

3 安全対策面からの営業の方針

- 劇場、映画館、地下街等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
- 営業方針又は任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策
- その他消防計画等に定める事項の徹底

4 出火防止及び初期消火

- 火気使用設備器具の使用制限
- 危険物、薬品等の安全措置
- 消防用設備等の点検
- 初期消火態勢の確保

5 危害防止

- 商品、設備器具等の転倒、落下及び移動防止措置

第2 事業所に対する指導

1 事業所防災計画等の指導

(1) 対象事業所

機 関	対 象 事 業 所
東京消防庁	1 消防法及び東京都火災予防条例により消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所 2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所 3 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所
都環境局	1 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガス及び支燃性ガスを取り扱う次の事業所 (1) 高圧ガス製造者 (2) 高圧ガス貯蔵所 (3) 特定高圧ガス消費者 2 火薬類取締法の適用事業所
都福祉保健局	1 毒物劇物取締法の適用事業所 2 R I 使用医療機関

(注) 1 東京消防庁は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとするが、併せて関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に指導を行うものとする。

第4章 災害予防対策

第4節 防災訓練

2 事業所指導の内容

機 関	対 象 事 業 所
東京消防庁	1 消防計画、全体についての消防計画に定める事項 2 予防規程に定める事項 (危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む。) 3 事業所防災計画に定める事項
都環境局	1 高圧ガス施設に係わる防災計画の作成及び危害予防に関する事項 2 火薬類取扱施設に係わる自主保安体制の強化に関する事項
都福祉保健局	1 毒物、劇物施設に係わる対応措置に関する事項 2 R I 使用医療機関に係わる対応措置に関する事項

第4節 防災訓練

【本部管理部 本部管理班】

- 市は、警戒宣言時において、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講ずる責務がある。
- 警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び各防災関係機関別訓練が必要となるが、その実施方法等は本編第2部第4章第7節防災訓練の充実を準用する。

付編 東海地震事前対策

第5章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

- 東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報は、気象庁が東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合に段階的に発表される。
- 本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。
- ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する場合があることを念頭において行動する。

第1節 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応

【本部管理部 本部管理班】

1 情報名、情報内容及び市・防災関係機関の配備態勢

- 東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	○ 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。 ○ 発表情報後、東海地震発生のおそれなくなつたと判断された場合は、その旨が発表される。	第1警戒態勢 及び 連絡要員を確保する態勢

2 情報活動

- 市（防災課）は、調査情報の発表を覚知したときは、「第1警戒態勢」をとり、東京都、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行うとともに、直ちに市各部課及び市出先機関、施設（教育施設を含む）並びに防災関係機関に情報を伝達する。
- 市及び防災関係機関は、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。

3 伝達体制

- ア 調査情報の発表は、都（総務局総合防災部）から市（防災課）に伝達されるほか、報道機関を通じて報道される。
- イ 防災安全部は、都（総務局総合防災部又は夜間防災連絡室）から東海地震に関連する調査情報（臨時）に関する連絡報を受けた場合は、直ちに市長、副市長、教育長及び各部長へ伝達する。
- ウ 各部長は、部内の職員及び出先事業所等へ伝達する。
- エ 一般住民へは、原則として報道機関を通じて伝達するが、混乱防止のため特に必要と認められた場合は、市が適切な広報手段により情報の伝達を行う。

オ 各部は、特に伝達が必要と認められる機関、団体等に対しては、報道開始後に行う。

4 伝達事項

ア 市各部及び防災関係機関は、調査情報の情報内容を伝達するほか、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な態勢をとることを合わせて伝達する。

イ 調査情報の発表後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合は、その情報内容及び態勢を解除するよう速やかに伝達する。

東海地震事前対策



第2節 東海地震注意情報発表時の対応

【本部管理部 本部管理班】

1 情報名、情報内容及び市・防災関係機関の配備態勢

- 東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表された場合、市・各防災機関は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。
- 判定会の開催は注意情報の中で報じられる。また、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合にも、その旨が注意情報で発表される。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震 注意情報 [カラーレ ベル 黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される。	第2次応急対策本部 (担当職員の緊急参集及び情報 の収集・連絡ができる態勢)

2 情報活動

- 注意情報発表時においては、防災安全部は、都、気象庁、総務省消防庁、関係機関から情報収集を行うとともに、直ちに市各部課及び市出先機関、施設（教育施設を含む。）並びに防災関係機関に情報を伝達する。
- 各機関の内部における情報連絡伝達系統については、各々の機関で定めておくこととする。

3 伝達態勢

機 関	内 容
市	1 防災安全部（勤務時間外は当直室）は、都総務局総合防災部（勤務時間外は都夜間防災連絡室）から、注意情報の連絡を受けたときは、防災行政無線、有線電話その他の手段を活用して、直ちにその旨を市各部、市出先機関、施設（教育施設を含む。）及び防災関係機関に伝達する。 2 勤務時間外における市職員の伝達は、武蔵野市安否確認システムに基づき、連絡・伝達する。
武蔵野警察署	警察署は、市若しくは警視庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を電話その他の手段により署員に伝達する。
武蔵野消防署	消防署は、東京消防庁が都総務局から受けた注意情報を消防無線その他の手段により伝達を受け、署員に徹底する。
防災関係機関	防災安全部から注意情報の連絡を受けた時は、直ちに必要な部署に伝達する。

4 伝達事項

- 市及び各防災関係機関は、東京都からの注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び応急対策の準備行動をとるよう伝達する。

- 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、活動態勢及び応急活動を解除するよう速やかに伝達する。

5 活動態勢

- 注意情報を受けた場合、市及び各防災関係機関は、直ちに災害対策本部等の設置準備のための必要な措置をとるとともに社会的混乱の発生に備え、必要な防災体制をとるものとする。

機 関	内 容
市	- 市災害対策本部の設置準備 市は、注意情報を受けた場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、市災害対策本部の設置準備に入る。 なお、休日夜間等勤務時間外に当該連絡報を受けた場合、当直室から緊急連絡網により連絡し、参集した職員は市災害対策本部の設置準備に入る。 - 職員の参集 配備態勢は、第2次応急対策本部とする。なお、動員の伝達は、第1節の伝達系統による。 - 所掌事務 市災害対策本部が設置されるまでの間、防災安全部防災課が他部並びに防災関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 (1) 注意情報、地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集・伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 都及び防災関係機関等との連絡調整 (4) 消防団本部への伝達
武蔵野警察署	- 警備本部の設置 注意情報を受けた時点で、武蔵野警察署長は、現場警備本部を設置し、管内の警備指揮にあたる。 - 警備要員の参集 警備要員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき、又は注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集する。
武蔵野消防署	○ 震災警戒態勢の発令された場合は、次の対応を行う。 1 全消防職員の非常招集 2 震災消防活動部隊の編成 3 防災関係機関への職員の派遣 4 救急医療情報の収集体制の強化 5 救助・救急資器材の準備 6 情報受信体制の強化 7 出火防止、初期消火等の広報の準備 8 その他消防活動上必要な情報の収集
防災関係機関	○ 注意情報を受けた場合、又は注意情報の発表を知った場合は、担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

第3節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

【本部管理部 本部管理班】

- 注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、住民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなる。
- 市は、その内容と意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。
- なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（防災安全部、警察署、消防署）へ通報し、関係機関は必要な情報等を市民に広報する。

第4節 注意情報時の混乱防止措置

【本部管理部 本部管理班、武蔵野警察署】

- 注意情報発表等により種々の混乱の発生のおそれがあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災関係機関の対応は次のとおりである。

機 関	内 容
市	1 対応措置の内容 (1) 混乱防止に必要な情報の収集伝達 (2) 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡及び実施の協力 (3) 市集会施設等の利用者に対しては、注意情報の報道開始後に、その旨を正確に周知するとともに、冷静な行動を要請する。 (4) その他の必要事項 2 対応機関 市（各部）が都及び各防災関係機関の協力を得て対処する。
武 蔵 野 警 察 署	1 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、市民等に対して注意情報が発表された場合の市民等のとるべき措置、運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静に対応するよう呼び掛ける。 2 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある施設・場所等に、必要な部隊を配備して混乱防止措置をとる。

第5節 情報の発表を受けた時の対応措置

【災対子ども家庭部 庶務班、災対教育部 庶務班】

1 学校（幼稚園、小学校、中学校）

(1) 登校前、登(下)校途中の措置

- ア 登校前(在宅中)に注意情報の発表があったときは、解除情報の発表が出るまで在宅し、登校しない。

イ 登校途中に、注意情報の発表を知ったときは、そのまま登校して学校の指示に従う。また、下校中の場合は、そのまま帰宅することを原則とするが、学童クラブを利用することになっている児童は、そのまま学童クラブに行き、職員の指示に従う。

(2) 在校(園)時の措置

ア 園長及び学校長は、注意情報の発表があったときは、直ちに、教職員に対し、その旨を伝達するとともに、緊急措置をとることを指示する。

イ 児童・生徒等に対する伝達と指導

○ 学校(園)は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切りかえ、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後または地震後の授業(保育)の再開等について説明する。

○ 児童・生徒等の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、直ちに、あらかじめ定めた下校(園)計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

(3) 注意情報が発表された時の学校(園)における対応措置の保護者への周知

ア 注意情報が報道されると、幼児・児童の保護者が直ちに引取りに来校する事態が予想される。

イ 学校(園)においては、注意情報が発表された段階では授業(保育)を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業(保育)を中止して帰宅の措置をとる。

ウ したがって、学校(園)は、平素から、保護者に対して学校(園)の対応策を周知徹底しておく。

エ 特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童を直ちに引取りに出る準備を整えるよう打合せておくことが大切である。

オ なお、上記のような事前の措置をとっても、注意情報の報道で保護者が引取りに来校(園)した場合は、校(園)長の責任において臨機の措置をとる。

(4) 校外指導時の措置

ア 宿泊を伴う指導時(移動教室、修学旅行など)に注意情報の発表を知ったときは、児童・生徒に対し、注意情報の発表を伝達するとともに、地震に対する注意事項、今後の行動などについて説明し、冷静に待つ。また、速やかに学校に連絡をとり、現地の対応状況を報告する。

イ 遠足などの場合に注意情報の発表を知ったときは、速やかに学校に連絡をとり、原則として帰校の措置をとる。帰校後は、在校時と同様の措置により帰宅させる。

2 保育園、学童クラブ

(1) 登校前、登(下)校途中の措置

ア 登園(館)前(在宅中)に注意情報の発表があったときは、解除情報の発表が出るまで

在宅し、登園（館）しない。

イ 登園（館）途中に、注意情報の発表を知ったときは、そのまま登園（館）して園（館）の指示に従う。また、下園（館）中の場合は、そのまま帰宅することを原則とするが、学童クラブを利用することになっている児童は、そのまま学童クラブに行き、職員の指示に従う。

(2) 在園(館)時の措置

ア 園長及び館長は、注意情報の発表があったときは、直ちに、教職員に対し、その旨を伝達するとともに、緊急措置をとることを指示する。

イ 職員は注意情報が発表されても、勤務体系は原則として平常勤務と変わらないものとする。ただし、上司から命令があるまで、退庁時間がすぎても退庁しない。また、不要不急の会議・行事等は、原則として中止する。

ウ 注意情報が発表された場合は、

- ① 正しい情報を入手する。
 - ・テレビ、ラジオのスイッチを入れ情報を確認する。
 - ・防災ラジオの情報に注意する。
- ② 室外保育・遠足のときは、園（館）に戻る。
- ③ 原則として、通常どおり保育を行う。

3 市立集会・利用施設

○ 不特定多数の市民等が利用する市立集会・利用施設については、混乱防止の観点から、次の措置を講ずる。

- (1) 各施設の長は、注意情報の発表を知ったときは、直ちに、その旨を職員に伝達するとともに、あらかじめ定めてある役割分担に基づき、緊急措置を指示する。
- (2) 利用者に対しても、適切な時期に、注意情報が発表された旨を伝達するとともに、冷静な対応を呼びかける。
- (3) 利用者への伝達にあたっては、その利用形態に応じ、個人利用者には直接、団体利用者には主催責任者に伝えたいえ行うほか、手段についても、その利用状況に応じ、施設内放送、看板、たれ幕などにより適切に行う。
- (4) 注意情報発表後に利用しようとするものについては、利用を見合わせるよう要請する。

付編 東海地震事前対策

第6章 警戒宣言時の応急活動体制

- 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。また、警戒宣言が発せられた場合、気象庁から東海地震予知情報が発表される。なお、本情報の解除を伝える場合にも発表される。
- 内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関および市民は一致協力して、地震防災応急対策および災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。
- 市においても、各種防災対策をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置を講ずる必要がある。

第1節 活動態勢

【本部管理部 本部管理班】

1 市の活動態勢

(1) 対策本部の設置

- 市長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部を設置したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

(2) 本部の設置場所

- 本部は、市役所西棟5階防災安全センター対策本部室に設置する。

(3) 本部の標示掲出

- 本部が設置された場合は、市役所正面玄関又は適切な場所に「武蔵野市災害対策本部」の標示を掲出する。

(4) 本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- ウ 生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
- エ 防災機関の業務に係る連絡調整
- オ 市民への情報提供

(5) 本部の組織

- 本部の組織は、市災害対策本部条例及び同条例施行規則の定めるところによる。(第3部第1章第1節武蔵野市災害対策本部の組織・運営)

(6) 配備態勢

- 警戒宣言時における市本部要員の配備態勢および配備人員は、市災害対策本部運営要綱に定める非常配備態勢とする。

2 市の業務等の対応措置

(1) 窓口業務

- 警戒宣言が発せられた場合でも、市本庁舎、市政センター等の窓口業務は平常どおり行う。

(2) 行事の中止、停止

- 市が主催または共催する行事は、行事の実施中、計画中にかかわらず、警戒宣言が発せられた時から警戒解除宣言が発せられるまでの間は、原則として中止または停止する。

3 防災機関等の活動体制

- (1) 各防災機関は警戒宣言が発せられた場合、市地域防災計画及び各々が定める防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事務について適切な措置をとる。
- (2) 各防災機関は、上記(1)の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。
- (3) 市の地域内の公共的団体または防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより防災対策を実施するとともに、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、協力するものとする。

4 相互協力

- (1) 警戒宣言時において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておく。
- (2) 防災機関の長及び代表者は、市若しくは他の防災機関等の応援のあつ旋を依頼しようとするときは、次に掲げる事項について、ひとまず口頭又は電話等をもって要請し、後日改めて文書により処理するものとする。又、市のみで対応できないものについては、東京都（都総務局総合防災部防災対策課）に対し同様の方法をもって応援の要請又はあつ旋を求めるものとする。

ア 応援を求める理由（あつ旋を求める理由）

イ 応援を希望する機関名（応援のあつ旋を求めるときのみ）

ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

エ 応援を必要とする日時、時間

- オ 応援を必要とする場所
- カ 応援を必要とする活動内容
- キ その他必要な事項

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

【本部管理部 本部管理班、武蔵野警察署、武蔵野消防署、防災関係機関、都】

- 防災機関は警戒宣言及び東海地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、市民に対する広報を緊急に実施する必要がある。
- 本節では、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し、必要な事項を定める。

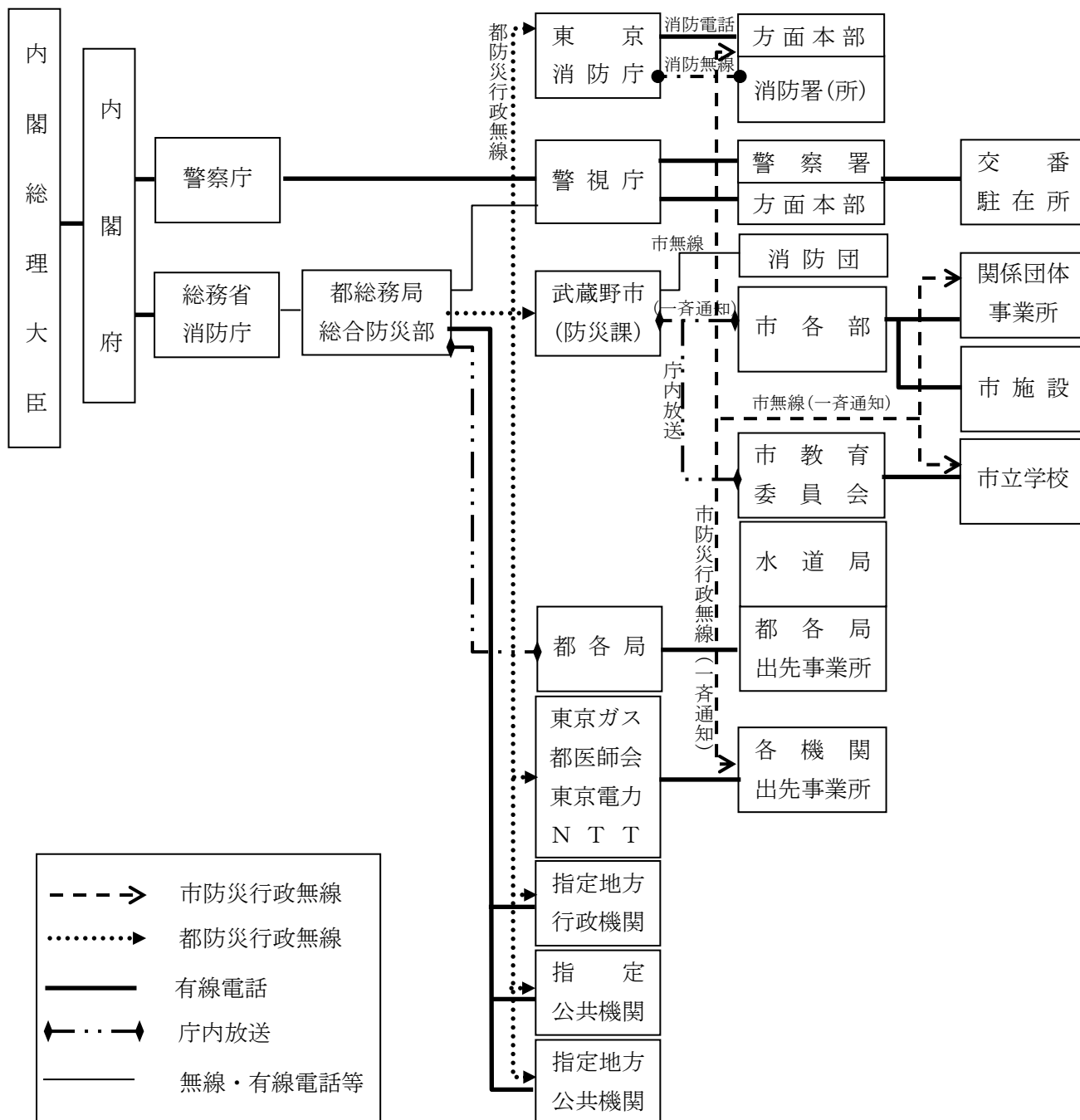
第1 警戒宣言の伝達等

1 伝達系統

- 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりとする。

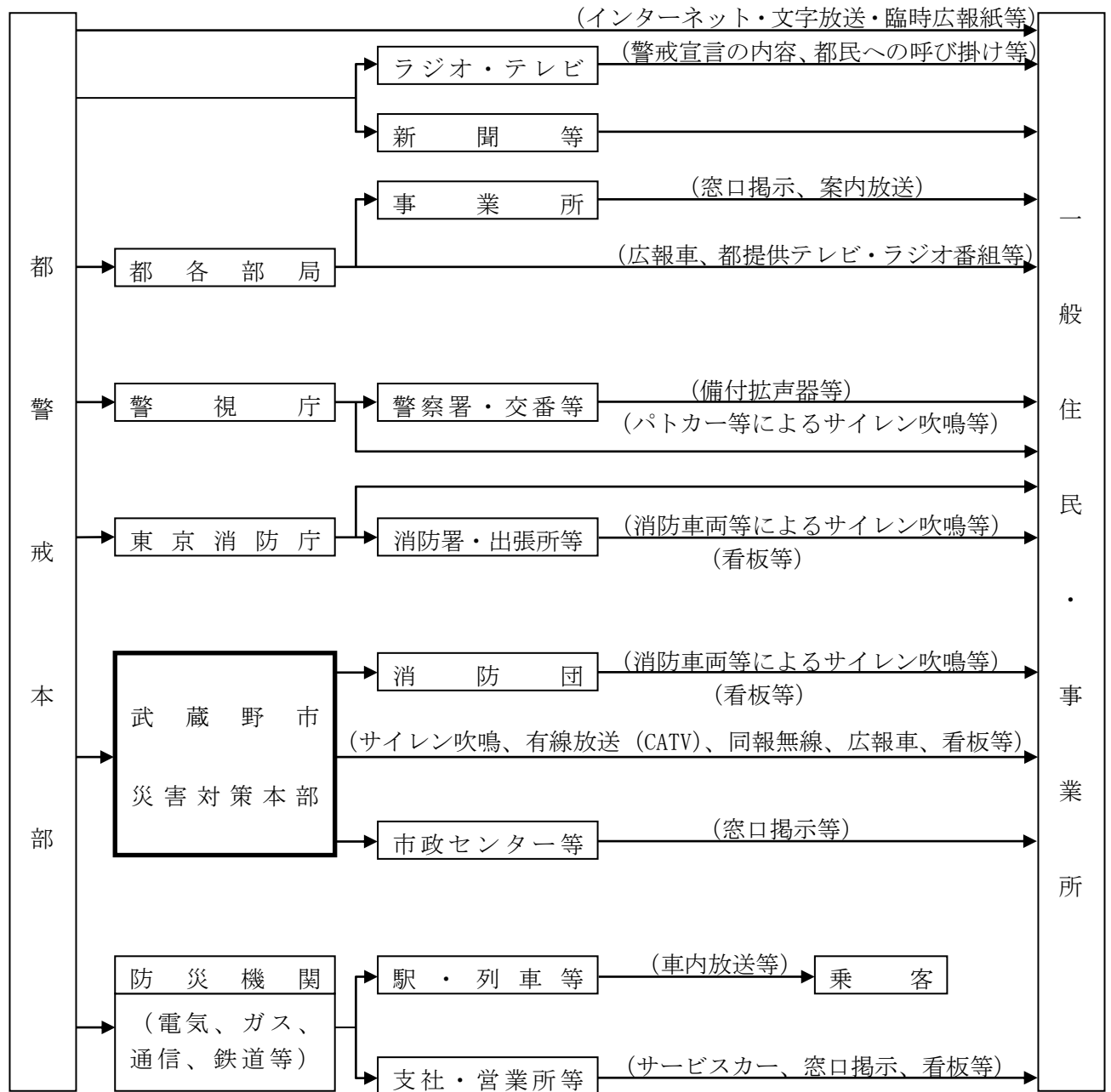
第6章 警戒宣言時の応急活動体制
第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

【図表4-1 防災関係機関の伝達経路】



- 一般住民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段は次のとおりとする。

【図表4-2 一般市民に対する伝達経路】

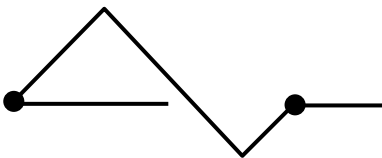


第6章 警戒宣言時の応急活動体制
第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

2 伝達態勢

機 関	内 容
市	- 警戒宣言及び地震予知情報等の発表は、都（総務局総合防災部）から市（防災課）に伝達されるほか、報道機関を通じて報道される。 - 防災安全部は、都（総務局総合防災部又は夜間防災連絡室）から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた場合は、直ちに市長、副市長、教育長及び各部長へ伝達するとともに、直ちにその旨を市各部及び市立施設並びに防災関係機関・消防団に対し、庁内放送、防災行政無線、電話及びその他の手段を活用し伝達する。 - 市各部及び市立施設は、警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けた時は、直ちに窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。 - 市民、事業所等に対しては、市防災行政無線（同報系）によるほか、警察署、消防署の協力を得て、パトロールカー、消防車等を活用し、サイレン吹鳴による防災信号（次頁図－1 参照）により警戒宣言が発せられたことを伝達する。 - 市は、夜間・休日において都夜間防災連絡室から警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けた時は、直ちにその旨を市当直室から防災安全部長を通じ各部長へ伝達する。
武蔵野警察署	- 災害対策課長は、東京都又は警察庁から東海地震（南海トラフ地震のうち、駿河湾及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。以下同じ）の前兆現象に関連する情報（以下「東海地震注意情報」という。）が発表された旨の通報があった場合は、その旨を一斉通報で全所属に伝達するものとする。 - 警察署は、市に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
武蔵野消防署	- 消防署は、東京消防庁が都総務局から受けた警戒宣言及び地震予知情報等を消防無線その他の手段により伝達を受け、署員に徹底する。 - 消防署は、市と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
防災関係機関	市又は都総務局総合防災部から通報を受けたときは、直ちに部内各課及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知する。

【図表4-3 防災信号(サイレン)の吹鳴パターン】

警 鐘	サ イ レ ン
(5 点) 	(約 45 秒) 
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

3 伝達事項

- 警戒宣言が発せられた際に、伝達する事項は次のとおりとする。
 - (1) 警戒宣言の内容
 - (2) 市での予想震度
 - (3) 防災対策の実施の徹底
 - (4) その他特に必要な事項

第2 警戒宣言時の広報

- 警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳などの混乱も考えられる。
- これらに対処するため、テレビ、ラジオ、インターネット、ツイッターなどソーシャルメディア等の媒体を活用した都の広域的な広報が行われるが、市及び防災関係機関においても広報活動を実施する。
- 各現場で混乱発生のおそれがある場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市災害対策本部は、混乱防止のための対応措置をとるとともに、情報を速やかに市民等へ広報するものとする。

(資料第43 (警戒宣言発令時の案文))

1 市の広報

- 警戒宣言が発せられたときは、都及び各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、特に重要な広報は、広報案文をあらかじめ定めておく。

(1) 広報項目

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ 地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ
- ウ 防災措置の呼び掛け
 - a 火の注意 b 水の汲み置き c 家具の転倒防止等
- エ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼び掛け

(2) 広報の実施方法

- ア 同報無線、広報車及び消防ポンプ車、インターネット及び防災市民組織等を通じて広報活動を行う。
- イ 協定に基づき、むさしのFMにより放送を行う。

2 東京都の広報

- 都においては、都の提供番組（テレビ・ラジオ）やインターネット、T w i t t e r等を最大限に活用し、知事のコメント及び各種情報、都民に対する呼び掛け等の広報活動を行う。
- また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供や呼び掛けを適宜実施する。

(1) 混乱防止のための対応措置

- ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - ①列車の運行状況 ②駅等の混乱の状況 ③時差退社の呼び掛け等
- イ 道路交通の混乱防止のための広報
 - ①道路の渋滞状況 ②交通規制の実施状況 ③自動車利用の自粛要請等
- ウ 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報
 - ①回線の輻輳状況 ②規制措置の実施状況 ③電話利用の自粛要請
 - ④災害用伝言ダイヤル等のサービス提供状況等
- エ 買い急ぎなどによる混乱防止のための広報
 - ①スーパーマーケット、百貨店等の営業状況 ②物資の流通状況
 - ③買い急ぎをする必要のないこと等
- オ 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - ①金融機関の営業状況 ②急いで引き出しをする必要のないこと等
- カ 在住外国人等への情報提供
 - 都生活文化局は、都警戒本部設置と同時に「外国人災害時情報センター」を設置し、在住外国人及び関係団体等に対し、必要な情報の収集・提供を行う。

3 各防災関係機関の広報

(1) 広報項目

- 住民及び施設利用者に対する広報項目は、都及び市に準じて行う。
- その主なものは次のとおりとする。
 - ア 住民及び施設利用者に対する警戒宣言の内容の周知徹底
 - イ 各防災関係機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請

(2) 広報の実施方法

- ア 各機関は、従業員、顧客、市民等に対する情報伝達を具体的に定めておくものとする。
- イ この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することを特に留意し、施設等の実情にあった伝達方法を工夫するものとする。

- ウ 顧客等への伝達は、反復継続して行うものとする。
- エ 広報文は、あらかじめ定めておくものとする。

第3 報道機関への発表

- 警戒宣言時、市民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置を実施できるよう報道機関に対して、予想される地震や防災機関の対応及び社会状況など各種、情報の提供を行う。この場合、秘書広報課が窓口となり、都及び関係機関との連絡を密にし、実施するものとする。
- このほか、東京都災害対策本都、警視庁、東京消防庁、その他の各種防災関係機関においても、報道機関に対し、各種情報の提供が行われる。

第4 放送要請

- 警戒宣言時において、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市民及び関係機関に対し、緊急情報、緊急指示等を伝達する必要が生じ、かつ通信手段も十分でない場合に「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき、都を通じ、放送機関に放送要請する。

第3節 消防、危険物等対策

【武蔵野消防署、武蔵野警察署、本部管理部 本部管理班、都】

第1 消防対策

1 武蔵野消防署管内における活動態勢

- 武蔵野消防署は、注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下において次の対策をとる。
 - (1) 全消防職員の非常招集
 - (2) 活動部隊の編成
 - (3) 防災関係機関への職員の派遣
 - (4) 救急医療情報の収集体制の強化
 - (5) 救助・救急資器材の強化
 - (6) 情報受信体制の強化
 - (7) 出火防止、初期消火等の広報の実施
 - (8) その他消防活動上必要な情報の収集

2 市民（事業所）に対する呼び掛け事項

(1) 市民に対する呼び掛け事項

- | | |
|---------|------------------------------------|
| ア 情報の把握 | テレビ、ラジオや消防、警察、市からの情報に注意 |
| イ 出火防止 | 火気器具類の使用の制限、周囲の整理整とんの確認及び危険物類の安全確認 |
| ウ 初期消火 | 消火器、消火用水等の確認 |

第6章 警戒宣言時の応急活動体制

第3節 消防、危険物等対策

- エ 危害防止
 - a 家具類、ガラス等の安全確保
 - b ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置

(2) 事業所に対する呼び掛け事項

- 警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼び掛けを行う。

第2 危険物等対策

1 危険物等対策

機 関	内 容
武蔵野消防署	○ 危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所に対して、予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るよう指導する。
都環境局	○ (一社) 東京都火薬類保安協会等の関係保安団体に対し、次の事項について、火薬類保管施設を有する各会員が確実に実施するよう要請 (1) 警戒宣言等の伝達 (2) 事故発生時に準じた保安要員の確保 (3) 保安用品及び保安装置の再点検等 (4) その他特に必要な事項 ○ 東京都高圧ガス地域防災協議会((公社) 東京都高圧ガス保安協会、(一社) 東京都LPガス協会及び(一社) 東京都LPガススタンド協会)に対し、次の事項について、各事業所が確実に実施するよう要請 (1) 警戒宣言等の伝達 (2) 事故発生時に準じた保安要員の確保 (3) 保安上必要な施設及び設備の点検設備 (4) 地震による被害の防止及び軽減措置
都福祉保健局 保 健 所	○ 毒物劇物営業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請 (1) 貯蔵施設等の緊急点検 (2) 巡視の実施 (3) 充てん作業、移替え作業等の停止 (4) 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置 (5) 地震予知関連情報の収集及び伝達

2 放射性物質対策

機 関	内 容
都福祉保健局	1 R I の管理測定班の編成 ○ 市内のR I 使用医療機関で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるための活動を行うR I 管理測定班設置事業所に対して、班員等の招集、装備器材の点検等について指示を行い必要に応じ直ちに出勤できる体制を整える。 2 R I 使用医療機関に対する指導 (1) 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設、放射線治療病室等の安全点検と補修 (2) R I 使用状況の把握 (3) 未使用R I 及び使用済R I の保安確認 (4) R I 治療患者の管理体制の徹底周知 (5) 地震予知関連情報の収集

3 危険物輸送

機 関	内 容
武蔵野警察署	○ 警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。 (1) 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請 (2) 危険物及び保管施設に対する警戒強化
武蔵野消防署	○ 消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導する。 (1) 出荷及び受入れの停止又は制限 (2) 輸送途中車両における措置の徹底

第6章 警戒宣言時の応急活動体制

第4節 救援・救護対策

第4節 救援・救護対策

【災対健康福祉部 医療班】

1 医療救護態勢

- 医療救護態勢を確保するため、日赤・医師会に対し、医療・助産救護班の編成準備と待機を要請する。

機 関	内 容
武蔵野赤十字病院	1 医療班の編成準備 (1) 非常配備態勢に伴う救護班の編成 (2) 救護班携行器材の点検整備 2 救急患者の受入れ体制の確保 (1) 医師、看護婦等の確保 (2) 医療資器材の点検、補充 (3) 患者の収容体制の整備 (4) 水、食料の点検確保
医 師 会 歯科医師会 薬 剤 師 会 柔道整復師会 助産師会	1 発災時に備え、医療救護班の編成準備 2 患者等の受入れ体制の確保
健康福祉部	1 4 師会へ医療救護班の編成準備要請 2 4 師会へ患者等の受入れ体制確保の要請 3 その他、5 師会との連絡調整

第5節 警備、交通対策

【災対都市整備部 道路管理班、武蔵野警察署、北多摩南部建設事務所】

第1 警備対策

機 関	内 容
武蔵野警察署	1 警備部隊の編成及び配備 ○ 速やかに警備部隊を編成するとともに、混乱のおそれのあるＪＲ・私鉄駅、スーパーマーケット、金融機関、興行場、主要交差点等により、警備部隊を配備する。 2 治安維持活動 ○ 警戒宣言が発せられたことに伴い、社会的混乱の発生が懸念されることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により市民等の不安を払拭し、犯罪等の未然防止に努める。

第2 交通対策

1 交通対策の基本

- 警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講ずる。

基本方針	(1) 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。 (2) 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り抑制する。 (3) 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。 (4) 緊急交通路は、優先的にその機能を確保する。
------	--

2 運転者等のとるべき措置

- 警戒宣言時に、運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。

(1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

- ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行すること。
- イ カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動すること。
- ウ 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックしないこと。
- エ 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。
- オ バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
- カ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行すること。
- キ 現場警察官等の指示に従うこと。

(2) 車を運転中以外に警戒宣言が発せられたとき

- 避難のために車を使用しないこと。

第3 道路管理者等の措置

機 関	内 容
都市整備部	○ 警戒宣言が発せられた場合、市は、避難道路等主として救援活動に係る市道等を重点的に点検するとともに工事中の道路箇所については、原則として工事を中止し、安全対策を講じておく。 (1) 危険箇所の点検

第6章 警戒宣言時の応急活動体制

第6節 公共輸送対策

	○ 警戒宣言が発せられた際には、避難道路を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について調査し、安全対策を実施する。 (2) 工事中の道路についての安全対策 ○ 緊急時に即応できるように、原則として工事を一時中止し、安全対策を確立し緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。 (3) 具体的な対応措置 ○ 警戒宣言が発せられた時から地震が発生するまで、又は警戒宣言が解除されるまでの間にとるべき措置として、工事請負人及び占有企業者に対して次の事項について指示し、その結果の報告を求める。 ア 工事箇所及び資機材、危険物の総点検を実施する。 イ 公衆対策として、保安柵の強化、安全燈の配備、発電機の準備、誘導員の配置等を行う。 ウ 可燃物、爆発物の格納、撤去等危険物の処理を行う。 エ 開口部の閉鎖、段差の解消、埋戻し、覆土、山留等仮設物の補強を行う。 オ 現場内の資機材の片付け及び櫓、杭打機等の撤去等を行う。
北多摩南部 建設事務所	1 危険箇所の点検の実施 ○ 警戒宣言が発せられた場合、避難道路、緊急啓開道路等を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策を確立 ○ 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

第6節 公共輸送対策

【本部管理部 本部管理班、J R 東日本、私鉄各社、都、東京消防庁】

第1 鉄道対策

1 情報伝達

(1) 警戒宣言の前の段階

- 旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出張を抑えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。

(2) 警戒宣言が発令されたとき

- 警戒宣言及び地震予知情報が発令された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

2 乗客集中防止対策

- 警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。このため、次の各機関において、乗客の集中を防止する措置をとる。

機 関	内 容
都・市	1 平常時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 2 警戒宣言時において、鉄道機関及び警視庁からの情報をもとに、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して、極力平常どおりの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅を呼び掛ける。
東京消防庁	平常時から、各事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。
J R 東 日 本 私 鉄 各 社	1 平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼び掛けを行う。 3 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

3 主要駅での対応

- 駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は下記の対応措置を講ずる。

機 関	旅客の安全を図るための措置
J R 東 日 本 京 王 電 鉄 西 武 鉄 道	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 4 状況により、警察官の応援を要請する。 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

4 主要駅等の警備

- 警視庁は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想され又は混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

第2 バス、タクシー等対策

1 情報伝達

- 乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

2 混乱防止措置

(1) 旅客の集中防止

- 旅客の集中による混乱を防止するため、市、警察署、消防署等防災関係機関及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所に対する広報及び指導を行う。

(2) バスターミナル・タクシー乗り場等の混乱防止

- 関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たる。

第7節 学校、福祉施設、病院対策

【災対子ども家庭部 庶務班、災対教育部 庶務班、災対健康福祉部 医療班】

第1 学校（幼稚園、小学校、中学校）

1 登校前、登（下）校途中の措置

- (1) 登校前（在宅中）に警戒宣言が発せられたときは登校しない。
- (2) 登校途中に警戒宣言が発せられたときは、そのまま登校して学校の指示に従う。又、下校中の場合は、そのまま帰宅することを原則とするが、学童クラブを利用することになっている児童は、そのまま学童クラブに行き、職員の指示に従う。

2 在校（園）時の措置

- 警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業（保育）を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとり、幼児、児童、生徒を次のとおり帰宅させる。
 - (1) 幼稚園、小学校の幼児、児童については、保護者又は保護者が委任した代理人（以下「保護者」という。）に引き渡す。
 - (2) 引渡しは、施設内において、担任が引渡しカードにより保護者及び帰宅先を確認してから行う。
 - (3) 保護者が引取りにこられない幼児、児童は、引取りがあるまで学校（園）で保護する。
 - (4) 中学校の生徒については個々に、帰宅経路、手段（徒歩、自転車、バス等）、所要時間、同伴者、帰宅先等を確認してから帰宅させる。
 - (5) 小・中学校心身障害児学級の児童、生徒については、幼稚園、小学校の措置と同様であるが、引渡しの時期については、警戒宣言が発せられた時から対応するものとする。なお、スクールバスを利用している児童、生徒については、スクールバスを運行し、事前に指定してある地点において保護者に引渡す。

3 校外指導時の措置

(1) 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域の内外を問わず、地元官公署と連絡を取り、その指示に従う。又、速やかに学校に連絡を取り、校長は、その対応の状況を市災害対策本部に報告するとともに、保護者への周知を図る。

(2) 遠足等の場合は、その地の官公署と連絡を取り原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後は、在校時と同様の措置により帰宅させる。

ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）が危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に避難することなど適宜の措置をとる。

強化地域の場合は、その地の官公署と連絡を取り、その地の警戒本部の指示に従う。学校への連絡、保護者への周知は前項と同様の措置をとる。

（注）電話の輻輳により、連絡が取りにくくなることを十分考慮する。

4 残留する幼児、児童、生徒の保護

(1) 学校（園）に残留する幼児、児童、生徒を保護するために必要な食料等については、あらかじめ予想される員数を把握し、各学校（園）において調達計画を立てておく。又は業者等から供給を受けられるよう手配しておく。

(2) 残留する幼児、児童、生徒の保護のために必要な人数の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。

(3) 残留する幼児、児童、生徒の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項をできるだけ早く関係機関へ報告する。

5 学校におけるその他の対応措置

○ 幼児、児童、生徒を帰宅させた後、教職員の役割分担に基づき、次の措置とる。

- (1) 消火用具の点検、消火用水の汲み置き
- (2) 火気、薬品類等による出火防止
- (3) 食料、寝具、医薬品等の点検、確保
- (4) 備品等の転倒、落下防止
- (5) 非常持ち出し品の準備

6 警戒解除宣言後の授業の再開等

(1) 警戒解除宣言は、テレビ、ラジオの報道、市からの伝達等によって得るものとする。

(2) 警戒解除宣言後の授業の再開は、学校（園）長が市教育委員会と協議して定める。

(3) 警戒解除宣言が発せられたときは、速やかに、その旨及び授業の再開日時を表示した看板等を学校（園）の正門又は正面玄関に掲示するとともに、継送電話等により保護者へ周知する。なお、給食等については、再開後もその態勢が整うまで、実施を延期することがある。

7 その他

(1) 私立の学校(園)における対応措置

私立の学校(園)及び都立高校においては、都総務局が作成した「学校における警戒宣言に伴う対応措置作成のための資料」に基づき、市立の学校(園)と同様の対応措置をとるようにしている。

第2 福祉施設等(保育園、児童館、高齢者総合センター、障害者総合センター等、特別支援学級、学童クラブ)

1 登園(校)前、及び途中の措置

- 登園(校)前(在宅中)に警戒宣言が発せられたときは登園(校)しない。

2 在園(校)時の措置

- 警戒宣言が発せられたときは、臨時休業の措置をとり、次により帰宅させる。
 - (1) 保育園、学童クラブにおいては、名簿の確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡すものとし、保護者が引取りにこられない児童等については、引取りがあるまで園(校)等で保護する。
 - (2) 児童館を利用する児童については、帰宅経路、手段、帰宅先等を確認のうえ帰宅させる。この場合、同方向に帰る者は、連れだって帰宅するように指導する。
 - (3) 高齢者総合センター・障害者総合センター等においては、帰宅先、同伴者等を確認のうえ帰宅させる。
 - (4) 園児・利用者の引き渡しに際して、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。
 - (5) 注意情報の報道開始後に、保護者が児童等の引取りに来園(校)した場合は、上記アにより対応するものとする。なお、スクールバスを使用している児童等については、注意情報の段階で当該バスを運行して帰宅させるものとし、事前に指定してある地点で保護者に引渡す。

3 残留する児童等の保護

- (1) 園等に残留する児童等を保護するために必要な食料等については、あらかじめ予想される員数を把握し、各園等において調達計画を立てておく。
- (2) 児童等を保護するために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある役割分担に基づき措置する。なお、人員が不足する施設にあっては、応援職員の派遣を市災害対策本部に要請し確保する。

4 施設の防災措置

- (1) 備品等の転倒、落下防止
- (2) 消火用具の点検、消火用水の汲み置き
- (3) 食料、寝具、医療品等の点検、確保
- (4) 火気、電気設備の点検、保守

5 警戒解除宣言後の施設の再開等

- (1) 警戒解除宣言は、テレビ、ラジオの報道、市からの伝達等によって得るものとする。
- (2) 警戒解除宣言後の施設の再開は、施設の長が所管部課と協議して定める。
 - ア 保育園、学童クラブ
 - 解除の時期、施設の状況等により、所管部課と協議して早期再開を図る。また、学童クラブは、小学校の再開時期に合わせるものとする。
 - イ 高齢者総合センター・障害者総合センター等、児童館
 - 解除の時期、施設の状況等により、所管部課と協議して早期再開を図る。なお、給食等については、再開後も、その態勢が整うまで、実施を延期することがある。

第3 病院、診療所

1 診察態勢

- 機関別対応は、次のとおりである。

機 関	外 来 診 療	入 院 患 者	手 術 等
日赤東京都支部 武蔵野赤十字病院	1 可能な限り、診療を行う。 2 救急患者の受入体制を講ずる	○ 退院を希望するときは、担当医師の判断により退院させる。	○ 手術、分娩中の者については、医師の指示により安全措置を講ずる。
医師会・歯科医師会 (民間病院・診療所)	○ 医療機関の状況に応じ、可能な限り、平常どおり診療を行う。	○ 退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	○ 医師の判断により、日程の変更可能な手術・検査は延期する。

2 防災措置

- 病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。
 - (1) 建物、設備の点検・防災措置
 - (2) 危険物の点検・防災措置
 - (3) 落下物の防止
 - (4) 非常用設備、備品の点検及び確保
 - (5) 職員の分担事務の確認
 - (6) 備蓄医薬品の点検・防災措置

3 その他

- 収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ適宜伝達する。

第8節 高層建築物、劇場、集会施設等対策（不特定多数の者が集まる施設の対策）

【災対市民部 庶務班、災対健康福祉部 医療班、災対子ども家庭部 庶務班、災対教育部 庶務班】

第1 高層建築物等、劇場、映画館、地下街

- 武蔵野消防署における各事業所に対する指導は、第5章第3節に基づき実施するが、特に不特定多数の者が集まる施設については、主として次によるものとする。

1 高層建築物等

- (1) ビル内店舗については、混乱防止及び出火防止の観点から営業の自粛を要請する。又、一般事業所についても、混乱防止及び安全確保の措置が図られるよう要請する。
- (2) エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）は、運転を中止し、階段を利用するよう指導する。
- (3) 店舗等の利用客に対しては、ブロックごとに必要な情報を伝達するとともに、時間差を設けて誘導するよう指導する。

2 劇場、映画館

- (1) 混乱防止の観点から、営業を自粛するよう要請する。ただし、駅等の混乱状況によっては、弾力的に運用するよう指導する。
- (2) 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、混乱を防止するため、従業員による適切な誘導を行うよう指導する。

3 地下街

- (1) 地下街店舗については、混乱防止及び出火防止の観点から営業の自粛を要請する。
- (2) 利用客に対して必要な情報を伝達するとともに従業員による誘導を実施するよう指導する。
- (3) 共同防火管理協議事項に基づく情報連絡体制及び応援体制の確認を求める。

第2 市立集会・利用施設

- 不特定多数の市民等が利用する市立集会・利用施設については、混乱防止の観点から、次の措置を講ずる。

1 対象施設と所管部

所 管 部	対 象 施 設
市 民 部	コミュニティセンター、市民文化会館、芸能劇場、公会堂、スイングホール、吉祥寺美術館、松露庵、吉祥寺シアター
健康福祉部	保健センター、高齢者総合センター、障害者総合センター、障害者福祉センター

子ども家庭部	児童館、0123 吉祥寺、0123 はらっぱ
教 育 部	図書館、総合体育館、運動場、市民会館、武蔵野プレイス

2 対応措置

- (1) 警戒宣言が発せられたときは、直ちに閉館の措置をとる。
- (2) 閉館にあたっては、個人施設利用者に対しては直接、団体施設利用者に対しては主催責任者に連絡したうえ、警戒宣言が発せられたことを伝達し、職員の誘導により安全に退館させる。
- (3) エレベーターの運転を中止し、階段を利用するように指導する。
- (4) 利用者を退館させた後、次の防災措置を講ずる。
 - ア 消火用水の汲み置き、消火器具・設備の点検
 - イ 火気、電気設備の点検、保守
 - ウ 落下物の防止、備品等の転倒防止

第9節 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策

【東京電力、東京ガスグループ、災対水道部 復旧班、災対環境部 下水道管理班、通信事業者】

第1 電気

1 電力の供給

- 警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

2 人員、資機材の点検確保

(1) 要員の確保

- 非常災害対策本部・支部構成員は、注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、速やかに所属する事業所に参集する。
- また、全ての事業所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。

(2) 資機材の点検確保

- 非常災害対策本部・支部は、復旧用資機材（予備品、発電車、変圧器車等）、工具、車両、船艇、ヘリコプター等を整備、確保する。

3 電力の緊急融通

- 非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

4 安全広報

- 非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関、ホームページ等を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。

5 施設の応急安全措置

- 関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置を速やかに実施する。

第2 ガス

1 ガスの供給

- 警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。

2 避難等の要請

- 本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

3 工事等の中断

- 工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。

4 人員、資機材の点検確保

(1) 人員の確保と配備

- 勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

(2) 資機材の点検・確保

- 保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事用資機材の点検整備を行う。

5 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

(1) 広報の内容

- 不使用ガス栓の閉止の確認
- 地震発生時のマイコンメータ自動停止、身の安全の確保
- 地震がおさまった後のマイコンメータ復帰操作

(2) 広報の方法

- 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。

- テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。
- 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

第3 上水道

1 飲料水の供給及び広報

- 警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、住民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えて「水を汲み置く」よう広報する。

(1) 広報の内容

ア 飲料水

- 防災タンク、ポリタンク、バケツ、その他の容器を利用する。

イ 水洗便所等の生活用水

- 浴槽水などを利用する。

ウ 飲料水の水質

- 汲み置き水は覆蓋等をかけ、防災タンク等の水は新しい水に汲みかえる。

エ 貯溜水の流出防止

- 汲み置き容器の転倒防止等汲み置き水の流出防止策を講じる。

(2) 広報の方法

ア 指定給水装置工事事業者の店頭に広報文の掲示を依頼する。

イ 広報車等をもって実施する。

ウ 市の防災行政無線により行う。

2 人員、資機材の点検確保態勢

- 警戒宣言が発せられた場合は、直ちに発災に備えて、情報連絡網の確保、水道施設の保安点検の強化及び応急資機材の点検整備等の実施に万全を期するとともに、地震発生時には、給水態勢がとれるよう確立を図る。

3 施設等の安全措置

- (1) 浄水場においては、警戒宣言が発せられた後は原則として搬入を行わないよう日常薬品類の適正な貯蔵に留意する。
- (2) 浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、汲み置きに対処しうよう送配水圧を調整する。
- (3) 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた保安点検項目に従い実施する。
- (4) 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。又、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは原則として埋戻しを行う。なお、当施設が他企業の工事現場内にある場合は、安全性を相互に確認し、必要に応じ安全強化措置を講ずる。

第4 下水道

1 施設等の保安措置

- 警戒宣言が発せられた場合、施設等の安全措置を次のとおり実施する。
 - (1) 施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するため、管渠施設・ポンプ所施設等の巡視、点検の強化及び整備を行う。
 - (2) 工事現場においては、工事を中止し、現場の保安態勢を確認し、応急資機材の点検、整備を行う。

第5 電話、通信

1 警戒宣言時の輻輳防止措置

- 警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想される。このため、各機関は次の措置をとることとする。

機 関	内 容
NTT 東日本	○ 警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 1 確保する業務 (1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 (2) 街頭公衆電話からの通話 (3) 非常、緊急扱い通話 (4) 災害用伝言ダイヤル等の提供準備 2 可能な限りにおいて取り扱う業務 (1) 一般加入電話からのダイヤル通話 (2) 防災関係機関等から緊急な要請への対応 (ア) 故障修理 (イ) 臨時電話、臨時専用回線等の開通 (注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。
NTT コミュニケー ションズ	○ 警戒宣言が発せられた場合、国内、国際電話等の通信の疎通は、可能な限り平常時と同様に維持する。 ○ ただし、通信の疎通に重大な支障をきたし、又は著しく輻輳したとき、重要通信の疎通を確保するため利用制限等の必要な措置を行う。
NTT ドコモ	○ 警戒宣言が発せられた場合、通信量の著しい増加が予想されるため、必要により以下の措置を行う。 ○ 通信サービスの疎通に重大な支障をきたし、又は著しく輻輳したときは、重要通信を確保するため、利用制限等の必要な措置を行う。
KDDI	○ 警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。 ○ ただし、通信サービスの疎通に重大な支障をきたし又は著しく輻輳したときは、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置をとる。

第6章 警戒宣言時の応急活動体制
第9節 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策

ソフトバンク テレコム ソフトバンク モバイル	警戒宣言発表後、電気通信疎通が著しく輻輳した時は、重要通信を確保するため、利用制限等の措置を取る。
----------------------------------	---

2 広報措置の実施

機 関	内 容
NTT 東日本	1 警戒宣言発令時に、通信が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について公式ホームページ、テレビ、ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。 (1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段 (2) お客様に対し協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤルの準備状況及びサービス提供状況を含む。) (3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況 (4) その他必要とする事項 2 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。
NTT コミュニケー ションズ	○ 警戒宣言が発せられたことにより、国内・国際通信が著しく輻輳した場合は、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて、お客様に対し次の事項を広報する。 1 国内・国際通信の疎通状況 2 国内・国際通信の輻輳対策 3 お客様に協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤルの運用情報等含む)
NTT ドコモ	○ 警戒宣言が発せられたことにより、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオの広報活動等により、次の通り広報を実施する。 1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段 2 支店等営業窓口における業務実施状況 3 利用者に対し協力を要請する事項(災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの準備状況を含む。)業務の取扱を中止したときの理解と協力を呼び掛けること及び通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等 4 その他必要とする事項
KDDI	○ 警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しく輻輳した場合は、ラジオ、テレビ等の報道機関等を通じての広報、営業局窓口への掲示等により、利用者に対し主に次の事項を広報する。 1 通信サービスの疎通状況

第6章 警戒宣言時の応急活動体制

第9節 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策

	2 通信サービスの輻輳対策 3 利用者に協力を要請する事項
ソフトバンク テレコム ソフトバンク モバイル	○ 警戒宣言が発せられたことにより通信が著しく輻輳した場合は、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。 1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況 2 災害用伝言板、音声お届けサービス等の協力要請 3 その他必要とする事項

3 防災措置の実施

機 関	内 容
NTT 東日本	○ 警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。 1 警戒本部又は情報連絡室を設置 2 各対策組織の必要要員を招集 3 社外機関との情報連携 4 通信サービス利用者の協力を得るための広報 5 電源、物資及び人員の確保 6 社員の避難及び誘導並びに食料、飲料水等の確保 7 その他必要な事項
NTT コミュニケーションズ	○ 警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等情報の伝達とお客様等への周知 2 非常態勢の発令及び地震災害警戒本部の設置 3 対策要員の確保 4 社外機関との協調 5 お客様及び社員等の安全確保 6 地震防災応急対策業務の実施
NTT ドコモ	○ 警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 警戒宣言のお客様等への周知 3 対策要員の確保 4 社外機関との協調 5 お客様及び社員等の安全確保 6 地震防災応急対策業務の実施
KDDI	○ 警戒宣言が発せられた場合、関連情報の伝達に加え、次の防災措置をとる。 1 災害対策本部等の対策活動組織の確立 2 情報連絡体制の確立

	3 通信設備の点検 4 通信疎通の監視、管理体制の強化 5 災害対策用設備の点検 6 その他、一般防災に関する措置 (1) 事務機器等の転倒防止措置 (2) 危険物等の保安点検 (3) 火気の使用制限措置 (4) 応急対策物資の点検 (5) 医療、救護備品の点検 (6) 局舎警備の強化 (7) 災害対策活動に必要な生活必需品の配備基準
ソフトバンク テレコム ソフトバンク モバイル	○ 警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 警備体制の確立 3 対策要員の確保 4 社外関係機関との連携・協力 5 災害対策用設備・資機材の確保 6 社員の安全確保 7 その他必要な事項

第10節 生活物資対策

【本部管理部 本部管理班、都】

1 市場の流通確保・消費者への正確な情報提供

機 関	内 容
都生活文化局	○ 消費者の不安を解消し、冷静な行動を促すため、主要な生活関連物資の生産及び流通等に関する情報を把握し、適切に情報提供を行う。
都中央卸売市場	○ 供給量の確保を図るため、卸売業者等に対して、在庫品の放出を要請するとともに、卸売業者を通じて産地・出荷者に対し出荷要請を行う。 ○ 市場取引秩序を維持し、生鮮食料品価格の安定を図るため、場内関係業者と協議調整の上、販売方法の変更、買出人に対する規制等必要な措置を行う。

2 物資の事前確保

- 食料等応急生活物資について、調達計画を策定する。
- 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。
- 商工会議所・商店連合会等に、物資の供給態勢を整えるよう依頼する。
- 地域内輸送拠点から避難所に輸送する態勢を確保する。

第11節 金融対策

【災対財務部 出納班】

1 関係機関（関東財務局、日本銀行）の対応措置

(1) 金融機関の業務確保

- 金融機関は、原則として、平常どおり営業を行うよう配慮させること。なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続するよう配慮させること。

(2) 金融機関の防災体制等

- ア 金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に努めるよう十分配慮させること。
- イ 発災後における被害の軽減及びに発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮させること。

(3) 顧客への周知徹底

- ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、店頭にその旨を掲示させること。
- イ 上記1（1）なお書き及び（2）イの措置についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮させること。

2 日本銀行の対応措置

- 日本銀行は、通貨の円滑な供給の確保に関すること、資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること等を行う。

3 市民への広報

(1) 預貯金の引き出し

- 市民に対し、不要不急な預貯金の引き出しをしないよう防災行政無線、広報車等により呼び掛けを行う。

(2) 市税等

- 警戒宣言が発せられことによる交通混乱等が発生し、市民税の申請や納付が困難な場合には、その期限の延長等について、弾力的に対処する。
- 警戒宣言が発せられた後、引続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税等の減免及び期限の延長等適切な措置を講じる。

編 等 害 水 風

第1部 総則

第1部 総則

第1章 計画の方針

- 近年、局所的集中豪雨が都市部に限らず全国規模で発生している。武蔵野市内でも都市化に伴い保水・遊水機能が低下し、集中豪雨時下水道管に大量の雨水が一気に流れ込むことから生じる雨水の逆流など、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害が発生している。

(資料第44 (台風及び集中豪雨等による市内の浸水被害))

- 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災関係機関と連携し、暴風、竜巻、豪雨、洪水等の風水害に係る適切な災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の水防対策を実施する責務がある。

第1節 計画の目的及び前提

第1 計画の目的

- この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、武蔵野市防災会議が作成する計画である。その目的は、市、都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市の地域において風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、「風水害に強い市の実現」を図ることにある。

第2 計画の前提

- 東京においては、近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害にたびたび見舞われている。
- また、想定し得る最大規模の降雨があった場合、荒川等の大河川が氾濫し、広範囲の浸水被害を発生させることも考えられる。
- この計画は、実災害から得た教訓等を可能な限り反映し、策定した。
- 避難勧告と避難指示の一本化等、避難情報の改善の動向を踏まえて、計画を策定した。災害対策基本法の改正等が成立し、避難情報等の表現が異なる場合は、法の表現に読み替えるものとする。
また、法が改正され、施行されるまでの間については、現行法に基づき対応する。
- なお、災害対策本部等が設置されない場合でも、本計画に準じて行動するものとする。
- また、本計画に定めのない部分は、武蔵野市地域防災計画震災編の記載によるものとする。

第2節 計画の構成

- この計画は、市及び防災機関が行うべき風水害対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

【図表 1－1 計画の構成】

構成	主な内容
第1部 総則	○ 計画の目的及び前提、計画の構成、市の概況と風水害の概況 等
第2部 災害予防計画	○ 市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者が行うべき措置 等
第3部 災害応急・復旧対策計画	○ 風水害発生後に市及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等

第3節 計画の習熟等

- 各防災機関は、平素から危機管理の一環として、風水害防災対策を推進する必要がある。このため、風水害に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、風水害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、風水害への対応能力を高める。

第4節 計画の修正

- この計画には、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
- 修正に当たっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を武蔵野市防災会議に提出する。

第2章 市の概況と災害

第1節 風水害の概況

第1部 総則

第2章 市の概況と災害

第1節 風水害の概況

- 市の気象災害（雨、風、竜巻、雪）のシミュレーション上の想定最大規模の降雨は、総雨量690mm、時間最大雨量153mmであり、最大浸水深が2.0m～3.0mになる地域がある。
- 平成17年9月4日の大雨では、時間最大降雨量99.5mm、床上浸水64件、床下浸水42件、平成26年7月24日の大雨では、時間最大降雨量72.0mm、床上浸水38件、床下浸水50件など、年数回程度は大雨や台風による休日、夜間の警戒態勢を発令した。
- 平成30年台風第24号では、市で最大瞬間風速44.3m/sを記録し、道路閉鎖や、建設現場のクレーン倒壊危機による住民への避難勧告を発令した。
- 令和元年台風19号（10月11日、12日）においては、勢力が非常に強く広範囲に影響の出ることが予想されたため、本市初となる自主避難施設（四小、境南小、四中）を3カ所開設した。また、12日の積算降雨量は317.5mmであった。
- 今後は、地球温暖化の影響により、短時間強雨の発生回数や台風の頻発化、激甚化の影響を強く受けることが予想される。
- その他、市の台風及び集中豪雨等による浸水被害については、資料第44（台風及び集中豪雨等による市内の浸水被害）を参照。

第2部 災害予防計画

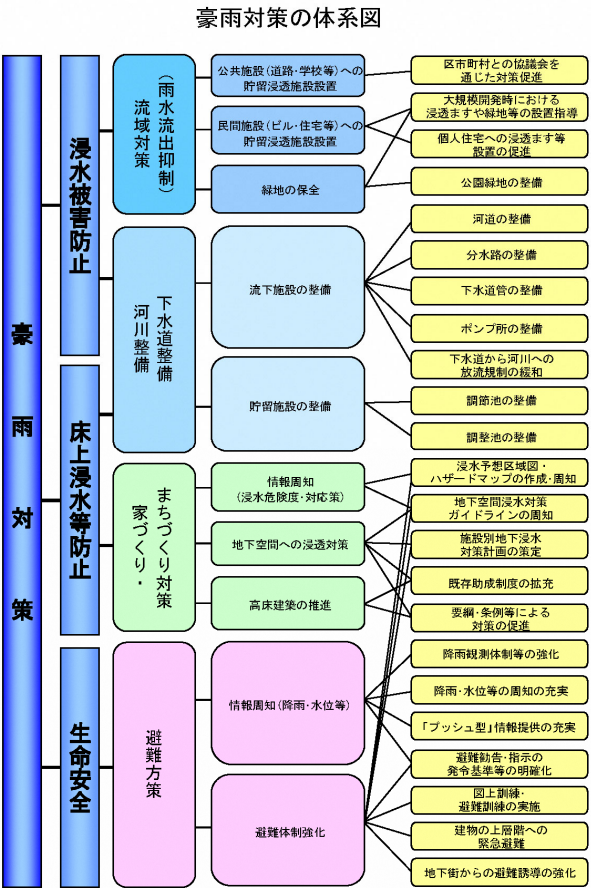
第1章 風水害予防対策

- 風水害とは、暴風、竜巻、豪雨、洪水、高潮等の自然現象により生じる被害をいい、本市においては、豪雨、暴風、竜巻、について対策を記載する。また、豪雨による影響として、土石流、地すべり、がけ崩れの危険性がある地区がないことから、内水氾濫による都市型水害の対策を推進する。

第1節 豪雨対策

【本部管理部 本部管理班】

- 都では、平成17年9月の杉並区、中野区を中心に甚大な被害が発生した豪雨を契機に、集中豪雨に対し対策を推進するため、有職者による検討を経て、平成19年度に「東京都豪雨対策基本方針」を策定した。
- 近年の降雨特性や被害の発生状況、「東京都内の中小河川における今後の整備のあり方について」の提言を踏まえ、平成26年6月に東京都豪雨対策基本方針が改定され、長期見通し（おおむね30年後）として、多摩部においては時間65mm に対し床上浸水等を防止することが対策目標に設定された。
- 市では、平成19～26年度の8ヶ年計画として、特に浸水被害の大きい善福寺川排水区を対象とする「善福寺川排水区総合浸水対策緊急計画」を策定し、これに基づき北町雨水貯留施設や市立小・中学校の校庭への雨水貯留浸透施設の設置を行った。また、他の排水区における市立小・中学校の校庭への雨水貯留浸透施設の設置とともに、民有地への雨水浸透施設等の設置助成や「武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例」に基づく指導によって、雨水浸透施設等の設置を推進し、下水道管内に入る雨水を減らす取り組みを行い、内水氾濫等の防止対策を進めている。
- 市では、浸水予想区域を示した浸水ハザードマップを作成し、市民等へリスクを周知する。



(図出典：東京都豪雨対策基本方針（改定） 第4書 図4-4 豪雨対策の体系 より)

第1 東京都豪雨対策基本方針

- 頻発する局地的集中豪雨に対し、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえ、ハード・ソフト両面からの取組の方向性を明らかにした。

1 基本的な考え方

- 今後の豪雨対策においては、おおむね30年後を目標に年超過確率1/20（区部時間75ミリ、多摩部時間65ミリ）の降雨に対し床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全の確保を目指し、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。

2 対策強化流域、対策強化地区の設定

- 豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。これらの流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を目指す。

3 家づくり、まちづくり、避難方策の強化

- 大規模地下街の浸水対策計画の充実や豪雨災害に関する情報の提供や災害発生時の体制の

整備等により、避難方策を強化する。

第2 河川の整備

1 大河川の整備

- 大河川は、広い流域を形成しており、ひとたび氾濫した場合、下流域にある東京は甚大な被害を受けるおそれがある。このため、都では、利根川、荒川、多摩川、鶴見川の各水系について、洪水による災害の防止を図るため治水対策を推進する。このうち、武蔵野市に關係する水系の現況と計画は次のとおり。

(1) 現況

水系	現況
荒川	荒川については、中流部において荒川第二・第三調節池の整備や、堤防の浸透対策としての堤防強化対策、下流部においては京成本線荒川橋梁架替事業や高規格堤防整備を実施している。 また、上流部においては、支川の入間川で令和元年東日本台風被害を踏まえた「入間川緊急治水対策プロジェクト」を実施している。
多摩川	多摩川については、全川にわたって水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防整備を実施している。 また、令和元年東日本台風被害を踏まえた「多摩川緊急治水対策プロジェクト」を実施している。

(2) 計画

区分	河川整備基本方針	実施計画
荒川水系	隅田川分派点である岩淵地点において、計画高水流量 7,000 m ³ /sec とし、下流の内水流量 700 m ³ /sec を加えて、河口での計画高水流量 7,700 m ³ /sec とし、東京湾に流下させる。	中流部においては、荒川第二・第三調節池の整備や、堤防強化対策を実施する。 下流部においては、京成本線荒川橋梁架替事業や高規格堤防整備を実施する。 上流部においては、支川の入間川で「入間川緊急治水対策プロジェクト」に基づく遊水池整備等を実施する。
多摩川水系	計画高水流量は、日野橋において 4,700 m ³ /sec とし、さらに浅川の合流量をあわせ、石原において 6,500 m ³ /sec とする。 その下流では野川及び残流域からの流入量をあわせ、田園調布(下)において 7,000 m ³ /sec とし、河口まで同一流量とする。	水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防整備を実施する。 また、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、溢水のあった無堤区間の堤防整備や、河道掘削・樹木伐採等を実施する。

2 中小河川の整備

- 都では、都内46河川、324kmにおいて、川幅を広げたり(河道拡幅)、河床を掘り下げる(河床掘削)等の河道整備を進めてきており、引き続き時間50ミリに対応する河道整備を推進する。

＜中小河川整備計画（河道整備）＞

事業内容	区域	全体計画 (昭和49年度～)	令和元年度末 整備	令和2年以降 整備
50ミリに対 処する整備	区 部	107.0 km	93.5 km	13.5 km
	多摩地域	217.0 km	166.9 km	50.1 km
	合 計	324.0 km	260.4 km	63.6 km

(図出典：都地域防災計画 風水害編 第2部 第1章 第1節 2 (2) より)

- 区部で1時間75ミリ、多摩で1時間65ミリの降雨に対応する目標整備水準達成に向けた調節池等の整備を推進する。
- 目標整備水準の達成に向け、総貯留量約560 万 m^3 の調節池や分水路の整備が必要となり、現在、環状七号線地下広域調節池や野川大沢調節池等の8施設で整備を進めている。

＜現在整備中の8施設（調節池等）の概要＞

河川名	施設名称	貯留量 (m^3)	着手年度
善福寺川	和田堀公園調節池	17,500	H28
神田川	下高井戸調節池	30,000	H28
環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)		681,000	H28
石神井川	城北中央公園調節池(一期)	90,000	H28
野川	野川大沢調節池(規模拡大)	68,000	H28
境川	境川金森調節池	151,000	H29
	境川木曽東調節池	49,000	H29
谷沢川	谷沢川分水路	50 m^3/s (分水流量)	H30

(図出典：都地域防災計画 風水害編 第2部 第1章 第1節 2 (2) より)

- 更に、新たな調節池の事業化に向けた検討や環状七号線地下広域調節池の延伸(地下河川)に関する検討を進めていく。

第3 雨水流出抑制施設の整備

1 東京都の雨水流出抑制施設の整備

- 総合的な治水対策の一環として、雨水の貯留・浸透を行う雨水流出抑制施設の設置について、都は、昭和56年に関係局からなる「総合治水対策連絡会」を発足させ、昭和58年度に創

第1章 風水害予防対策

第1節 豪雨対策

設した「総合治水対策流域貯留・浸透事業実施要綱」に基づき、都所管施設に雨水流出抑制施設の設置を推進してきている。

- 一方、都は島しょ部を除く都内53区市町村と総合治水対策協議会を立ち上げ、総合的な治水対策に関する計画の策定、執行状況の把握、調整、技術上の改善策の検討等を行っている。
- 都における総合的な治水対策の在り方については、昭和61年に「総合治水対策調査委員会」の「本報告」が出され、これにより区部中小河川については、将来目標である基本計画を100mm/h程度とし、雨水流出抑制施設による流域対策で10mm/h程度を分担するものとしている。

当面の目標である50mm/h程度の治水安全度を確保するため、東京都総合治水対策協議会では、当面10か年程度の「総合的な治水対策暫定計画」を策定し、神田川流域、目黒川流域、石神井川流域、野川流域、渋谷川・古川流域、呑川流域、谷沢川・丸子川流域の「総合的な治水対策暫定計画」を策定した。

- 都は平成19年8月に「東京都豪雨対策基本方針」を発表し、この方針に基づいて東京都総合治水対策協議会は、平成21年5月に神田川流域、渋谷川・古川流域において「豪雨対策計画」を策定し、平成21年11月に石神井川流域、目黒川流域、呑川流域、野川流域、白子川流域についても「豪雨対策計画」を策定した。なお、「豪雨対策計画」が策定された河川については、「総合的な治水対策暫定計画」は廃止されている。
- 「豪雨対策計画」は平成26年の東京都豪雨対策基本方針の改定に伴い、平成27年度以降、順次、見直しや新規策定を予定している。平成30年3月に神田川流域及び石神井川流域の「豪雨対策計画」の改定、平成31年3月に谷沢川・丸子川流域の「豪雨対策計画」の策定及び野川流域、呑川流域の「豪雨対策計画」の改定、令和元年11月に目黒川流域及び白子川流域の「豪雨対策計画」の改定を行った。
- 都は、浸水被害の多い神田川や石神井川などを対象に、浸透ます設置費用等の一部について区市を通じて助成を行うことや、公共施設への一時貯留施設等の設置を促進するため、施設設置の実施計画策定を区市に要請し、作成の委託費を一部補助するなど流域対策の強化を図っている。
- また、特定都市河川浸水被害対策法が平成16年5月に施行され、平成17年4月1日には町田市を流れる鶴見川が全国で初めて特定都市河川指定されたことに伴い、平成19年3月には、国や神奈川県等と連携し「流域水害対策計画」を策定した。更に、平成26年6月には神奈川県との県境を流れる境川を特定都市河川に指定した。特定都市河川流域においては、一定の条件を満たす開発行為などを行う場合に浸透ます等の設置が法により義務付けられており、都としては同法に基づき着実に対策の実施を指導していく。

○グリーンインフラの整備

グリーンインフラとは自然環境（緑、水、土、生物等）が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりをハード・ソフトの両面において進める取り組みである。

自然環境が持つ機能は雨水の一時貯留、浸透及び流出抑制等があげられる。これらの機能を活用することで、人工的な雨水対策（雨水浸透ます等）の整備が地理的に困難な場所でも対策を講じることが可能になり、下水道管の負荷も軽減される。また、雨水浸透による地下水の涵養や緑被地拡大による緑陰の創出によりヒートアイランド現象の緩和をはじめとする環境面への寄与など多方面にわたる効果を得ることができる

2 武蔵野市の雨水流出抑制施設の整備

○ 平成19年度に策定した「武蔵野市善福寺川排水区総合浸水対策緊急計画」に基づき、善福寺川排水区の市立小・中学校の校庭に雨水貯留浸透施設の整備を進め、その他の排水区の市立小・中学校についても雨水貯留浸透施設の整備を行っている。また、浸水常襲地区である吉祥寺北町保育園付近に対して、保育園園庭地下に4,500 m³の雨水を一時的に貯留することができる、大型雨水貯留施設を整備し、浸水被害軽減に取り組んでいる。

第4 下水道の整備

1 東京都の下水道整備

○ 下水道の基本的な役割には、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除がある。

このため「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、おおむね30年後の浸水被害解消を目標に、1時間50ミリ降雨に対応する下水道施設を整備している。

大規模地下街や甚大な被害が発生している地区について、整備水準をレベルアップした下水道施設を整備している。

計画規模を超える降雨に対しても、ハード・ソフト両面から対策を検討・実施し、安全確保を進めている。

○ 流域下水道の浸水対策については、多摩地域にて分流式で整備した地域は、汚水排除を優先せざるを得なかったため、雨水排水施設整備が遅れており、広範囲にわたり浸水被害が発生していた。また、雨水の放流先となる河川がないなど、市単独では雨水排除が困難で、かつ浸水被害が複数の市にまたがる地域がある。これらの状況を改善するため、流域下水道による雨水幹線事業を実施してきた。これまで進めてきた流域下水道の雨水幹線は、多摩川上流域（青梅市、福生市、羽村市）、黒目川流域（小平市、東村山市、東久留米市）の2つの流域である。

2 武蔵野市の下水道整備

○ 昭和27年に下水道施設の工事に着手し、現在の管路施設の総延長は約315km（令和3年度末時点）となっており、管きよの標準耐用年数は50年であるため、既に改築時期を迎えている施設もあり、改築を必要とする管路施設は今後さらに増加していく。平成24年度に「武蔵野市下水道長寿命化計画」を策定し、女子大通り幹線管きよの修繕・改築による整備を行っている。さらに長寿命化計画を発展させる形にて、令和元年度に「武蔵野市下水道ストックマネジメント計画」を策定し、リスク評価による優先度が高い施設から計画的に点検・調査、修繕・改築を行っている。

○ 善福寺川排水区と神田川排水区では、降雨強度40mm/時（1時間当たり40mmの降雨）で整備してきたが、市街地の進展に伴う安全性向上の必要性から、昭和44年に目標整備水準50mm/時に見直しするのにあわせ、雨水放流幹線管きよを整備する計画を策定している。野川排水区、石神井排水区については、降雨強度50mm/時の整備が完了している。

第5 豪雨対策の重点的な実施

- 豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策促進エリアを設定し、これらのエリアでは、流域別の豪雨対策計画を策定し、河川や下水道の整備に加え、浸透ますの設置などの流域対策を重点的に促進している。
近年の降雨特性や浸水被害の発生状況等を踏まえて東京都豪雨対策基本方針を平成26年に改定した。対策強化流域、対策強化地区を設定し、おおむね30年後を目標に年超過確率1/20（区部時間75ミリ、多摩部時間65ミリ）の降雨に対して浸水被害の防止を目指している。
- 河道の蛇行区間や狭隘箇所等について、これまでの調査結果も活用しつつ、詳細な調査を実施し、局所改良による流下能力向上や水衝部の護岸の強化など早期に安全性が向上できる対策を実施する。

武蔵野市内の対策強化流域

選定条件	市内の流域
■過去の浸水被害状況（浸水棟数、被害額） ■降雨状況（豪雨の発生頻度） ■流域特性（人口、資産額などの被害ポテンシャル） ■対策状況（河川整備、下水道整備などの対策状況）	神田川流域 石神井川流域 野川流域

第6 浸水想定区域における避難体制確保

- 水防法の改正（平成29 年5 月19 日施行）により、区市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、区市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとなった。本市には水防法で指定される浸水想定区域はないが、同法の趣旨を踏まえ対策を推進していく。

第7 浸水ハザードマップ等の作成・公表

- 水防法の改正により、都は想定最大規模の降雨をシミュレーションした浸水予想区域図を流域毎に作成した。該当の予想区域図を本市に関してまとめたものを、「武蔵野市浸水ハザードマップ」として公表している。
- 浸水ハザードマップは、想定される浸水の区域や程度、避難路や避難所などの情報を分かりやすく図示したもので、事前に市民へ周知することは、市民の危機管理意識の向上や自主的避難態勢の確立など、水害の被害軽減に極めて有効である。
- 武蔵野市には、現状、水防法第15条第3項に規定する浸水想定区域はないが、この浸水ハザードマップは川から水が溢れることで浸水する現象（外水氾濫）と下水道管が排水できなくなったり窪地に水がたまることで浸水する現象（内水氾濫）の両方を示している。
- 令和2年3月に浸水ハザードマップを全戸配付した。また、市ホームページでも公開している。

○令和2年8月に宅地建物業法施行規則の一部が改正され、水害リスク情報が重要事項説明に追加されている。

第8 避難体制等の整備・確立

1 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

- 市は、風水害対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

防災拠点施設：庁舎・支庁舎、水防倉庫、避難所、排水機場等

対策例：施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等

2 資器材、物資の備蓄

- 市は、水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう地域防災計画、体制を点検し、充実を図る。

資器材、物資の備蓄状況

拠点倉庫	ブルーシート、止水板、給水土のう、杭、縄、ショベル、ツルハシ、掛矢、鋸、番線カッター
市内4カ所 (5倉庫)	水防資器材倉庫(吉祥寺北緑地、みやび青葉公園、社宅内<2カ所>、本田東公園)

3 施設整備

4 迅速かつ正確な情報収集及び伝達

- 市は、内水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応のために、まず正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、防災関係機関が連携を図り、情報の交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。

第9 広報・啓発

- 市は、浸水ハザードマップにより、住民が浸水の危険性や避難所・避難経路を事前に認識できるようにする。詳細は、風水害等編 第2部 第1章 第1節 第7「浸水ハザードマップ等の作成・公表」を参照。
- 住民に対しては、水害の危険性や対策の必要性をパンフレット等の配布やインターネット等への掲載を通じて広める。また、体験型のイベントにより水防知識の啓発を行う。
- 市は、豪雨による浸水に備え、必要な方へ土のうの配付を行う。

第1章 風水害予防対策

第2節 暴風・竜巻対策

第10 下水道におけるその他のリスクコミュニケーションの充実

1 都との連携

- 市の公共下水道管理者は都と連携し浸水対策への備えや危険性の周知、指導を行う。

第11 武蔵野市台風タイムライン(仮称)の検討

- 近年の台風では交通事業者が計画運休を行うなど、社会的影響を最小限にする取り組みが広がっている。本市においても、計画運休がなされる場合を前提に広報、職員の事前参集、施設の休館など一連の手続き、基準等を定めた武蔵野市台風タイムライン（仮称）を検討する。

第2節 暴風・竜巻対策

第1 警報伝達

- 警報が発令された場合は、防災行政無線や、ホームページ、SNS、むさしの防災・安全メール等を活用し、市民に伝達する。

第2 飛来物・落下物対策

- 飛来物・落下物の危険性を広報し、事前対策について啓発する。

第3 倒木対策

- （記載調整中）

第3節 大雪対策

第1 注意喚起、凍結防止対策

- 降雪時の凍結防止対策や、転倒などへの注意喚起を行う。

第2 市民による除雪

- （記載調整中）

第2部 災害予防計画

第2章 都市施設対策

- 電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン施設や道路、鉄道などの施設について、平常時から被害を最小限に止めるための対策を行う。
- ライフライン施設の機能が十分に発揮され、社会全体に及ぼす影響を最小限に止めるための安全化対策を行う。

第1節 ライフライン施設

【本部管理部 本部管理班、災対財務部 管財施設班、災対水道部 復旧班、災対環境部 下水道管理班、災対環境部 庶務班、災対環境部 災害廃棄物処理班、警視庁武蔵野警察署、東京消防庁武蔵野消防署、東京電力、東京ガスグループ、NTT東日本、各通信事業者】

第1 電気施設

- 震災編 第3部 第3章 【予防対策】 第4節 第3「電気・ガス・通信等」を準用する。

第2 ガス施設

- 震災編 第3部 第3章 【予防対策】 第4節 第3「電気・ガス・通信等」を準用する。

第3 水道施設

- 震災編 第3部 第3章 【予防対策】 第4節 第1「水道施設」を準用する。

第4 下水道施設

- 震災編 第3部 第3章 【予防対策】 第4節 第2「下水道施設」を準用する。

第5 通信施設

- 震災編 第3部 第3章 【予防対策】 第4節 第3「電気・ガス・通信等」を準用する。

第2節 道路及び交通施設等

【都北多摩南部建設事務所、災対都市整備部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 交通対策班、災対都市整備部 建物調査班、JR東日本、吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅、京王電鉄株式会社 吉祥寺駅、西武鉄道株式会社 武蔵境駅】

第2章 都市施設対策

第2節 道路及び交通施設等

第1 道路施設

【都北多摩南部建設事務所、災対都市整備部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 交通対策班、災対都市整備部 建物調査班】

- 震災編 第3部 第3章 【予防対策】 第1節「道路等の整備」を準用する。

第2 鉄道施設

【J R 東日本、吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅、京王電鉄株式会社 吉祥寺駅、西武鉄道株式会社 武蔵境駅】

- 震災編 第3部 第3章 【予防対策】 第2節「鉄道施設の取り組み」を準用する。

第2部 災害予防計画

第3章 応急活動拠点等の整備

【本部管理部 本部管理班、災対財務部 管財施設班、災対市民部 物資管理搬送班、災対市民部 被災者対応班、災対市民部 災害ボランティアセンター班、災対環境部 庶務班、災対環境部 災害廃棄物処理班、災対環境部 物資管理搬送班、災対健康福祉部 庶務班、災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班、災対教育部 遺体収容班、災対都市整備部 交通対策班、監査委員事務局 物資管理搬送班、都、国、武蔵野警察署、武蔵野消防署、防災関係機関】

- 発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。
- 震災編 第3部 第3章【予防対策】 第3節 「緊急輸送ネットワークの整備」、第4章【予防対策】 第5節 「応急活動拠点等の整備」、第5章 【予防対策】 第1節「防災機関相互の情報収集・連携体制の整備」を準用する。

第2部 災害予防計画

第4章 地域防災力の向上

- 市民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、企業（事業所）、地域（住民）及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立に協力する。

第1節 自助による市民の防災力の向上

【本部管理部 本部管理班】

- 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。
- 事前準備の重要性を理解しておく。
- 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
- 市で作成する浸水ハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握し、適切な対策を講じる。
- 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
- 災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、普段から備蓄を心掛ける。
- 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。
- 都や国がインターネットやスマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報、河川監視画像を確認する。
- 気象情報や区市町村の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
- 都・区市町村が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 自主防災組織などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。

第2節 地域による共助の推進

【各部、本部管理部 本部管理班、災対市民部 庶務班、市民防災協会】

- 震災編 第3部 第1章 【予防対策】 第2節「地域による共助の推進」を準用する。

第3節 事業所による自助・共助の強化

【各部、本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署】

- 震災編 第3部 第1章 【予防対策】 第4節「事業所防災体制の強化」を準用する。

第4節 市民・行政・事業所等の連携

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 災害ボランティアセンター班、災対市民部 庶務班、災対健康福祉部 庶務班、災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班、警視庁、東京消防庁、日本赤十字社東京都支部、赤十字奉仕団、武蔵野市民社会福祉協議会】

- 震災編 第3部 第1章 【予防対策】 第6節「市民・行政・事業所等の連携」を準用する。

第2部 災害予防計画

第5章 ボランティア等との連携・協働

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 災害ボランティアセンター班、災対市民部 庶務班、災対健康福祉部 庶務班、災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班】

- 大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動を実現するために、ボランティアや市民活動団体、区市町村等関係機関との連携を図る。
- 震災編 第3部 第1章 【予防対策】 第5節「ボランティアとの協働・連携」を準用する。

第2部 災害予防計画

第6章 防災運動の推進

- 市民・事業者等が自助・共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練の充実を図る。
- 市民・事業者等が自ら避難するときの注意、地下空間における緊急的な浸水に対する心得など防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。
- 市をはじめ各防災機関は、公助の役割を十分果たすため、災害行動能力の向上及び市民・事業者等との連携を強化する。
- 防災知識の普及、訓練を実施する際には、性別による視点の違いを配慮し、防災市民組織の育成、強化を図る際には女性参画の促進を行う。

第1節 防災意識の啓発

【本部管理部 本部管理班】

第1 防災広報の充実

1 各防災機関が行う広報内容の基準

- ア 台風・集中豪雨（狭い範囲に数時間以上強い雨が降り続けること）に関する一般知識
- イ 各防災機関の風水害対策
- ウ 暴風・竜巻に対する備え
- エ ゲリラ豪雨（「局地的大雨」のことで、狭い範囲に数十分のうち強い雨がふること）対策
- オ 家庭での風水害対策
- カ 避難するときの注意
- キ 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- ク 災害情報の入手方法
- ケ 応急救護の方法
- コ 防災市民組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- サ 避難指示等に関する取扱い
- シ 豪雨時の生活排水排出抑制の啓発

第6章 防災運動の推進

第2節 防災訓練の充実

2 各防災機関の広報

機 関 名	内 容
市	○ 防災パンフレットの配布や、要配慮者支援に係る講習会、防災訓練の実施等を通じて、住民の防災意識の向上を図る。 ○ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、「警戒レベル」等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第2 防災教育の充実

機 関 名	内 容
市	○ 防災ひろば等のイベント、防災セミナーや各種講演会等を開催し、住民の防災知識の向上を図る。 ○ 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援 ○ 各避難所運営主体による避難所運営訓練、市総合防災訓練等への要配慮者及び家族の参加に対する支援

第3 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進

- 市は、児童・生徒の発達段階に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。
- 市は、都民防災教育センター等を活用し、地域の防災教育を広める。

第2節 防災訓練の充実

【本部管理部 本部管理班】

第1 防災訓練（風水害対応）

機 関 名	内 容
市	○ 市は、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練を実施する。 1 参加機関 市、地域住民及び事業者、都及び防災機関 2 訓練項目 本部運営訓練、非常招集訓練、現地実働訓練、図上訓練

第2 水防訓練(基礎的な水防工法の習得など)

機 関 名	内 容
市	○ 関係防災機関と協力又は協働し水防訓練を実施するよう努める。 1 参加機関 市、東京消防庁・消防署、消防団等 2 市職員の知識向上 水防支援職員等の訓練

第3部 災害応急・復旧対策計画

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 初動態勢

- 市は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、水災害に即応できる体制を確保して水防活動を実施する。

第1節 職員の参集・配備

【本部管理部 本部管理班】

第1 職員の配備態勢及び本部の設置基準

- 気象予警報が発表される等災害の発生が予想される場合、若しくは、災害が発生した場合における市職員の配備態勢は、次の基準による。

<警戒態勢>

配備態勢	予想情報	警戒・被害の状況	主な活動	配備する職員
第1警戒態勢	●大雨、暴風等の注意報又は警報が発令され、降雨量若しくは雨雲等の動きから今後さらに気象情報の収集と警戒が必要な場合 ●その他の状況により防災安全部長が必要と判断したとき		●気象情報及び市内状況の情報収集 ●被害の予測予想及び対応策の検討 ●必要に応じ市民への広報	●防災安全部（全員） ●環境部（必要人数） ●消防団（自宅待機）
第2警戒態勢	●大雨、暴風等の警報が発令され、短時間に相当量の降雨等が予想される場合、若しくは台風等の接近に伴い警戒が必要な場合 ●その他の状況により防災安全部長が必要と判断したとき	●道路冠水等の発生が予想される時、若しくは発生した場合 ●台風等の接近により倒木及びその他の風被害の発生が予想されるとき、若しくは発生した場合 ●計画運休が検討されたとき	●気象情報及び市内状況の情報収集 ●被害予測予想及び対応策の検討 ●市民への広報 ●関係機関への情報連絡 ●危険箇所の巡視 ●被害が発生した場合の水防活動	●防災安全部（全員） ●水防支援職員 ●環境部（必要人数） ●都市整備部（必要人数） ●消防団（必要人数）

第1章 初動態勢

第1節 職員の参集・配備

第3警戒態勢	●市の地域で局地被害が発生するおそれがあり、又は軽微な被害が発生した場合、若しくは台風の接近に伴い特別の警戒が必要な場合 ●その他の状況により防災安全部長が必要と判断したとき	●住家の床下浸水が予想されるとき ●計画運休が行われたとき	●気象情報及び市内状況の情報収集 ●被害予測予想及び対応策の検討 ●市民への広報 ●関係機関への情報連絡 ●危険箇所の巡視 ●被害が発生した場合の水防活動 ●市民等からの通報に基づく現地確認 ●自主避難施設または避難所開設の準備	●防災安全部（全員） ●水防支援職員 ●環境部（必要人数） ●都市整備部（必要人数） ●水道部（必要人数） ●消防団（必要人数）
---------------	--	--	---	---

<応急対策本部>

配備態勢	予想情報	警戒・被害の状況	主な活動	配備する職員
応急対策本部	●市内各所で災害が発生するおそれがあり、若しくはすでに局地災害が発生した場合 ●その他の状況により防災安全部を担任する副市長が必要と判断したとき	●住家の床上浸水等が予想される時 ●長期にわたって道路冠水が続くと予想される時 ●人的被害が発生したとき ●広範囲に及ぶ災害が発生したとき ●住民が自主的避難を開始したとき ●計画運休が行われ、市民生活に影響のある施設が閉館するとき ●市民生活に影響のある施設(ライフライン施設等)に被害が発生したとき ●高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(警戒レベル4)もしくは緊急安全確保(警戒レベル5)を検討する必要性が生じたとき	上記の活動に加えて ●住家の浸水状況の把握 ●付近住民への注意の呼びかけ ●被災者の救助・救出 ●危険箇所での水防活動 ●自主避難施設の開設・運営 ●住民の自主的避難の支援 ●市関係施設の点検 ●被災施設の応急復旧	●防災安全部 ●総合政策部(必要人数) ●総務部(必要人数) ●財務部(必要人数) ●市民部(必要人数) ●環境部(必要人数) ●健康福祉部(必要人数) ●子ども家庭部(必要人数) ●都市整備部(必要人数) ●水道部(必要人数) ●教育部(必要人数) ●消防団(必要人数)

第1章 初動態勢

第1節 職員の参集・配備

<災害対策本部>

配備態勢	予想情報	警戒・被害の状況	主な活動	配備する職員
災害対策本部	● 広範囲に災害が発生すると予想されるとき ● 特別警報が発令されたとき ● その他の状況により市長が必要と判断したとき	● 市内全域に及ぶ被害が発生したとき ● 総合的な応急対策が必要になったとき ● 高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）もしくは緊急安全確保（警戒レベル5）を発令するとき	● 災害応急対策の全ての活動 ● 高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）もしくは緊急安全確保（警戒レベル5）の発令 ● 避難所の開設・運営 ● 住民の避難の支援	● 全ての職員

第2 職員の招集

1 招集・連絡

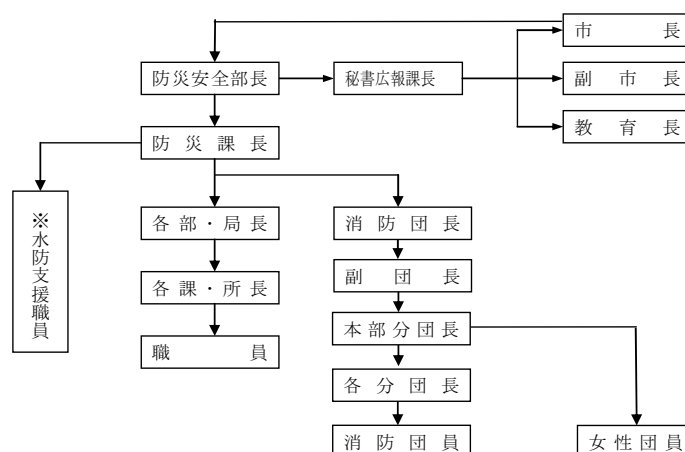
(1) 勤務時間内

- 職員の招集の連絡は、庁内放送等を通じて防災安全部長が行う。

(2) 勤務時間外(夜間・休日等)

- 勤務時間外における職員の招集の連絡は、防災安全部長が必要と判断したときは「職員連絡系統」に従って、電話・メール・伝令等によって連絡する。

【図表1-1 勤務時間外における職員連絡系統】



2 水防支援職員の招集

- 夜間・休日等、勤務時間外に気象庁より大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、第2警戒態勢が整うまでの間に防災安全部長が必要と判断した場合は、事前に登録されている「水防支援

職員」に電話、メール等により出動を要請する。

第2節 警戒態勢及び応急対策本部の設置

【本部管理部 本部管理班】

第1 警戒態勢及び応急対策本部の設置

- 市長は、市の地域において、災害対策本部を設置するに至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その対策に緊急を要すると認めたときは、震災編 第2部 第2章 第2節 第4「災害対策本部の設置に至らない措置」を準用し、警戒態勢又は応急対策本部を設置するものとする。

1 警戒態勢

(1) 第1警戒態勢

- ア 時期 大雨、暴風等の注意報又は警報が発令され、降雨量若しくは雨雲等の動きから今後さらに気象情報の収集と注意が必要な場合又はその他の状況により、防災安全部長が必要と認めたときに、その指令を発する。
- イ 態勢 気象情報の収集、情報収集連絡活動ができる態勢とする。

(2) 第2警戒態勢

- ア 時期 大雨、暴風等の警報が発表され、短時間に相当量の降雨等が予想される場合、若しくは台風の接近に伴い警戒が必要な場合において、防災安全部長が必要と認めたときに、その指令を発する。
- イ 態勢 情報収集連絡活動を強化するとともに、軽微な被害の発生に対処することができる態勢とする。

(3) 第3警戒態勢

- ア 時期 市の地域で局地被害が発生するおそれがあり、又は軽微な被害が発生した場合、若しくは台風の接近に伴い特別の警戒が必要な場合又はその他の状況により、防災安全部長が必要と認めたときに、その指令を発する。
- イ 態勢 第2警戒態勢を強化し、災害の発生を抑制するとともに局地災害に直ちに対処することができる態勢とする。

2 応急対策本部

(1) 第1次応急対策本部

- ア 時期 市内各所で災害が発生するおそれがあり、若しくはすでに局地災害が発生し、又はその他の状況により、防災安全部を担任する副市長が必要と認めたときに設置する。
- イ 態勢 市関係施設の点検及び管理を行うことができる態勢で、かつ、市内各所についての局地災害に対処することができる態勢とする。

(2) 第2次応急対策本部

- ア 時期 第1次応急対策本部では対応することができない災害が発生し、若しくはその他の状況により、防災安全部を担任する副市長が必要と認めたときに設置する。
- イ 態勢 市関係施設の点検及び管理を行うことができる態勢で、かつ、市の地域についての災害に対処することができる態勢とする。

第2 警戒態勢及び応急対策本部の廃止

1 警戒態勢の解除

- 防災安全部長は、災害が発生するおそれが解消され、警戒の必要がなくなったと判断した場合は、警戒態勢を解除して、被害状況及び対策の状況を市長に報告する。

2 応急対策本部の廃止

- 防災安全部を担任する副市長が、災害が発生するおそれが解消され、警戒の必要がなくなったと判断した場合、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、応急対策本部を廃止して、被害状況及び対策の状況を市長に報告する。

第3節 災害対策本部の設置

【本部管理部 本部管理班】

第1 災害対策本部の設置

- 市は、広範囲に災害が発生すると予想されるとき、特別警報が発令されたとき、若しくは災害が発生し、市長が災害対策本部の設置を必要と判断したときは、第2部 第2章 第1節「武蔵野市災害対策本部の組織・運営」を準用し、災害対策本部を設置するものとする。

【風水害等の場合の本部設置基準】

- 1 武蔵野市を含む地域（多摩北部）に気象業務法に基づく、大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、市長が災害対策本部の設置を必要と判断したとき
- 2 台風、集中豪雨、洪水、竜巻その他による災害が発生した場合で、市長が本部の設置を必要と判断したとき
- 3 その他市長が本部を設置し総合的な応急対策を行う必要がある判断したとき

第2 現地災害対策本部の設置

- 台風、集中豪雨、洪水その他による災害が発生し、被害が局所的な場合、市長が被害地域における救助・復旧対策等を総合的に指揮する必要があると判断したときは、災害現場付近の公共施設等に「現地災害対策本部」を設置する。

第4節 救助・救急対策

【本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団】

- 震災編 第3部 第4章 【応急対策】 第2節「消火・救助・救急活動」を準用する。

第5節 応援協力・派遣要請

【本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 秘書広報班、災対総務部 受援応援班、関係各部、都総務局、自衛隊、都・市区町村、協定締結団体、関係機関】

- 震災編 第3部 第4章 【応急対策】 第3節「応援協力・派遣要請」を準用する。

第6節 防災機関の活動体制

【本部管理部 本部管理班、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関】

- 風水害による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、市及び都が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

第2章 情報の収集・伝達

第1節 情報連絡体制

第3部 災害応急・復旧対策計画

第2章 情報の収集・伝達

- 災害時に各防災機関は、情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

第1節 情報連絡体制

【関係各部、本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 秘書広報班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、気象庁、NTT 東日本、その他関係機関】

- 震災編 第3部 第5章 【応急対策】 第1節 第1「情報連絡体制」を準用する。

第2節 災害予警報等の伝達

【関係各部、本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 秘書広報班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、気象庁、NTT 東日本、その他関係機関】

- 震災編 第3部 第5章 【応急対策】 第1節 第2「災害警報及び注意報の発令・伝達」を準用する。

第3節 被害状況等の報告体制

【関係各部、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、電力・通信・ガス・鉄道事業者】

- 震災編 第3部 第5章 【応急対策】 第2節「防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）」を準用する。

第4節 災害時の広報及び広聴活動

【関係各部、災対総合政策部 秘書広報班、災対市民部 物資管理搬送班、災対市民部 コールセンター班、本部管理部 本部管理班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、むさしのFM、ジェイコム武蔵野・三鷹、その他関係機関】

- 震災編 第3部 第5章 【応急対策】 第3節「広報体制」、第4節「広聴体制」を準用する。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第3章 水防対策

- 洪水、雨水出水に際し水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減する。

第1節 水防情報

【本部管理部 本部管理班】

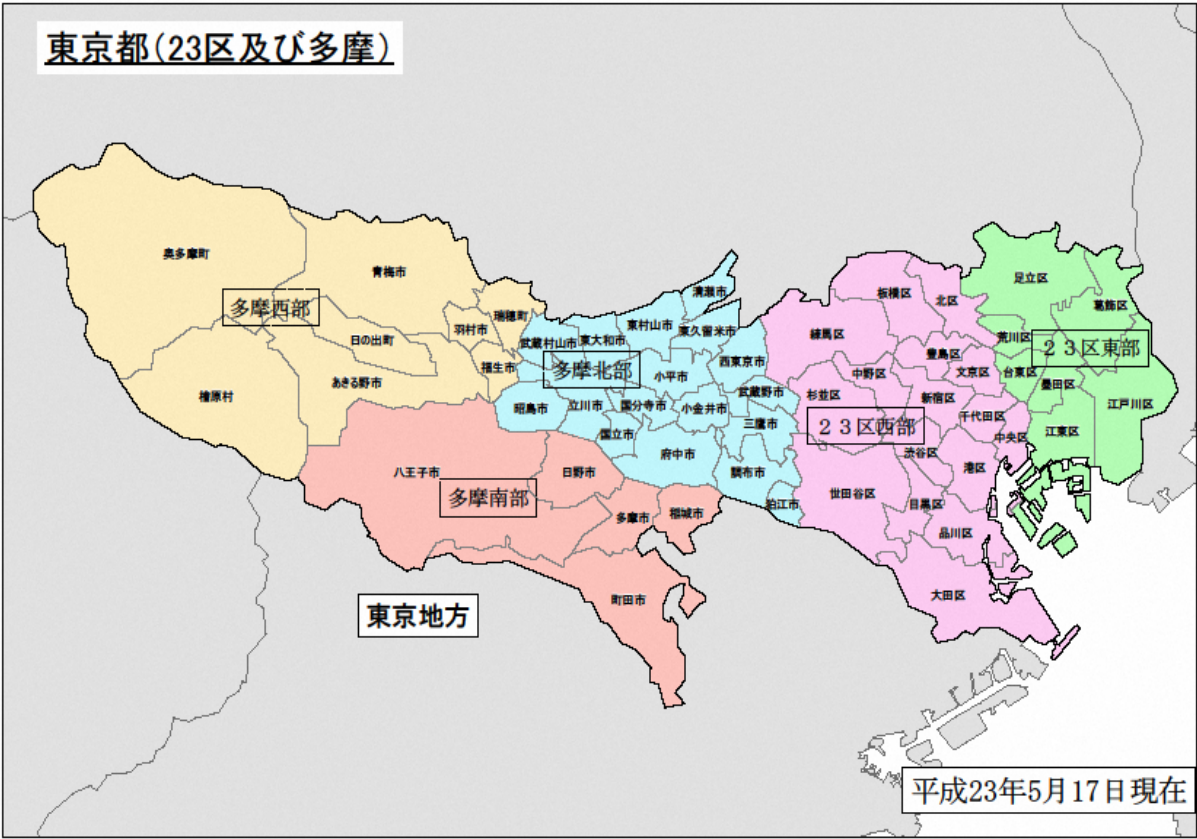
第1 気象情報

- 市及び各防災関係機関は、気象状況により、浸水等の被害が発生するおそれがある場合は、的確な情報の把握に努めるとともに、相互の連絡、通報又は伝達及び市民への情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、情報の目的、性格、伝達の系統、方法について精通し、効果的な水防活動に努めるものとする。

1 予報区分

- 注意報・警報は、市区町村ごとに発表される。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な情報を簡潔かつ効率的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる。

【図表2－1 東京都（23区及び多摩）における予報区分】



2 気象注意報・警報の種類と発表基準

- 気象注意報は、大雨等によって、災害が起るおそれがある場合にその旨を注意喚起するために発表される。
- 気象警報は、重大な災害の起るおそれがある旨を警告するために発表される。
- 記録的短時間大雨情報は、大雨警報が発表されている時に、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、または解析したことを発表する情報であり、現在の降雨がその地域にとってまれな激しい状況であることを周知するために発表される。
- 特別警報は、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、最大限の警戒を呼び掛けるために発表される。

(気象庁発表：令和3年6月8日現在)

種類	武蔵野市の基準		
注 意 報	強風（平均風速）		13m/s 以上
	風雪（平均風速）		13m/s 以上 雪を伴う
	大雨	表面雨量指数基準	11
		土壌雨量指数基準※	137
	洪水	複合基準※	仙川流域= (11, 6.9)
		指定河川洪水予報による基準	—
		流域雨量指数基準※	仙川流域の流域雨量指数 6.9 以上
	大雪（12 時間降雪の深さ）		5 cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合
	乾燥		最小湿度 25%以下で、実効湿度 50%以下
	濃霧（視程）		陸上 100m以下
	霜（最低気温）		4 月 10 日～5 月 15 日 2℃以下
	低温（最低気温）		夏期(平均気温): 平年より 5℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期(最低気温): -7℃以下、 多摩西部は -9℃以下
警 報	着氷・着雪		大雪警報の条件下で気温が -2℃～2℃の時
	暴風（平均風速）		25m/s 以上
	暴風雪（平均風速）		25m/s 以上 雪を伴う
	大雨	表面雨量指数基準	24
		複合基準※	—
	洪水	指定河川洪水予報による基準	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
		流域雨量指数基準	仙川地域の流域雨量指数 8.7 以上

	大雪（12 時間降雪の深さ）	10cm
	記録的短時間大雨情報（1 時間雨量）	100mm
特別 警 報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

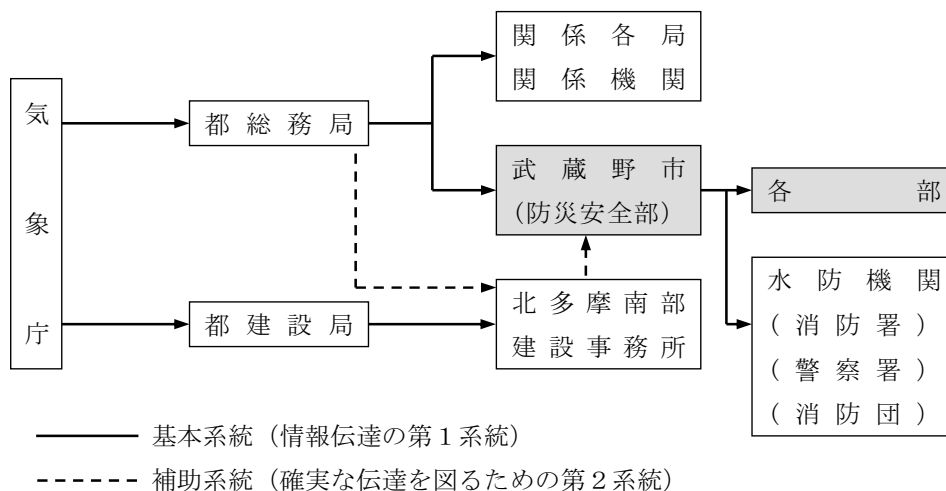
※ 土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いています。

※ 流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標です。流域雨量指数は、全国の約 20,000 河川を対象に、河川流域を 1 km 四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものです。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いています。

※ 複合基準とは、（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（1）気象情報の伝達経路

- 気象庁が発表する気象情報等は、次の伝達経路で伝達される。

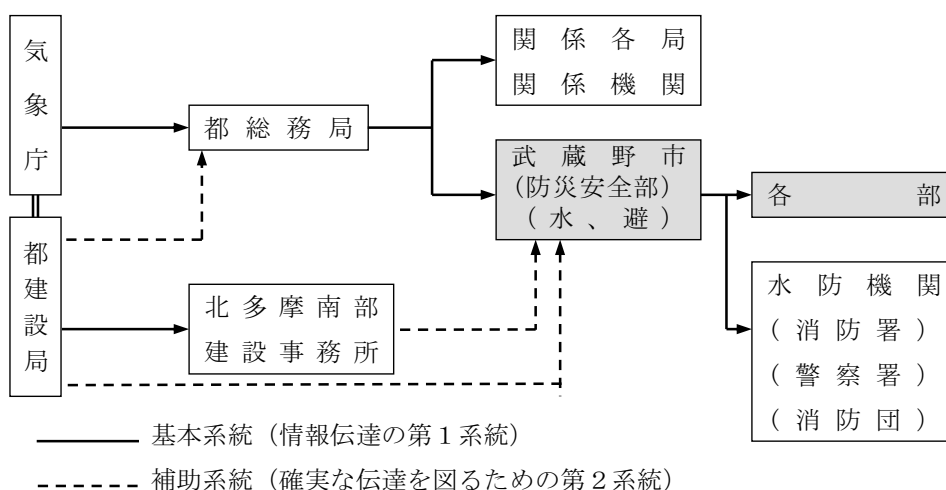


(2) 市民への情報伝達

- 全国瞬時警報システム、SNS 連携

(3) 洪水予報伝達

- 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。



※都総務局からの伝達が途絶した場合は、北多摩南部建設事務所から武蔵野市（防災安全部）に情報を伝達する。

※水…水防担当部署 避…避難勧告等発令担当部署

第2節 応急対策活動

【警察署、消防署、本部管理部 本部管理班、災対環境部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班、消防団】

第1 警戒態勢及び応急対策本部の活動

1 気象情報の収集

【本部管理部 本部管理班】

- 降雨情報システム（東京アメッシュ）、竜巻発生確度ナウキャスト、水防対策支援情報、都災害情報システム（DIS）端末、インターネットの気象情報サイト、テレビ、ラジオ等を活用し、周辺地域を含めた大雨の状況や降雨予測、台風の進路情報、竜巻情報等の気象情報を収集する。

2 市内状況の情報収集

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 庶務班】

- 市内に設置してある気象観測装置の雨量・風向風速計及び下水道施設の水位・流量計等により市内の風雨状況や排水処理状況の情報を収集する。

【警察署、消防署、本部管理部 本部管理班、災対環境部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班、消防団】

- 必要に応じて市職員（夜間・休日等の場合は、水防支援職員）等による現地確認や消防団、消防署、警察署に対し現地確認等の要請を行い、河川水位や雨水排水等の市内状況の情報を収集する。

3 被害予測及び対応策の検討

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班】

- 上記で収集した情報と過去の災害事例等に基づいて被害状況の予測を行い、対応策の検討を行う。

4 関係機関等への情報連絡

【本部管理部 本部管理班】

- 上記で収集した気象情報等を市各部に連絡するとともに、必要に応じて水防機関及び防災関係機関等に電話・ファクシミリ及び防災行政無線で伝達する。
- 水防機関及び防災関係機関への情報連絡は、本編 第3部 第2章 第1節「情報連絡体制」を準用する。

5 市民への広報

【本部管理部 本部管理班、消防団】

- 気象庁より大雨等の警報が発表された場合は、防災行政無線（屋外拡声子局・屋内戸別受信機）、むさしの防災・安全メール、ホームページ等で市民へ気象情報を広報する。また、

災害に応じむさしのFM、J : COM武蔵野・三鷹へ放送を要請する。

- 短時間に相当量の降雨が予想され、警戒が必要な場合において、防災安全部長が必要と認めたときは、広報車、水防支援職員等により浸水の発生のおそれがある地域の住民等に注意を呼びかけるとともに、必要に応じて消防署、警察署、消防団等の協力を得て市民に周知する。
- 洪水予報等の伝達については、以下の方法等により、市民へ情報を伝達する。
 - (1) 防災行政無線の放送
 - (2) 電話による連絡
 - (3) メールによる連絡
 - (4) FAXによる連絡
 - (5) 広報車（拡声スピーカー）による広報

6 危険箇所の巡視

【警察署、消防署、本部管理部 本部管理班、災対環境部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班、消防団】

- 第2警戒態勢以降において、道路、河川・水路、下水道、公園・緑地、街路樹等の管理者である各課は、必要に応じて過去に氾濫・浸水実績のある地域、道路冠水等の浸水常襲地域、その他注意を要する地域・箇所の巡視を行い、必要に応じて監視等を行う。
- 必要に応じて消防署・消防団に対して危険箇所等の巡視を要請する。

7 市民等からの通報に基づく現地確認

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班、消防団】

- 市民等からの通報に基づく現地の確認及び対応を要請された場合は、通報のあった現地にて状況の確認を行うとともに、必要に応じて監視及び水防活動等を行う。

8 危険箇所での水防活動

【警察署、消防署、本部管理部 本部管理班、災対環境部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班、消防団】

- 第3警戒態勢以降において、市は水防機関等と連携して、河川・水路、下水道の氾濫、又は浸水の拡大等のおそれがある場合は、被害を最小限に止めるよう所管施設の水防活動等を実施する。
- 公園・街路樹等の倒木被害が生じた場合、又はそのおそれがある場合は、倒木処理等を実施する。

9 住民の自主的避難の支援

【本部管理部 本部管理班、消防団】

- 市は、大雨による河川・水路、下水道の氾濫等に対し、市民等が自主的な避難を行う場合は、被災地域付近の安全な公共施設を指定し、避難者に開放する。

第2 費用及び公用負担

機 関 名	内 容
水防管理団体 (市)	○ 水防管理団体(市)は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。 ○ また、区域外の区市町村が当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。 ○ 負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあつては、知事から申請することができる。
都	○ 都又は都知事の行う事務に要する費用は、都の負担とする。

1 公用負担権限

- 水防のための緊急の必要があるとき、水防管理者(市長)又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。
 - (1) 必要な土地の一時使用
 - (2) 土石、竹木その他の資材の使用、若しくは収用
 - (3) 車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用
 - (4) 工作物その他の障害物を処分

2 公用負担権限証明

- 公用負担の権限を行使する場合、水防管理者(市長)又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。

3 公用負担命令票

- 公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準すべき者に交付する。
- ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは事後において直ちに処理する。

4 損失補償

- 公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は、時価によりその損失を補償する。

第3 災害対策本部の活動

- 市は、広範囲に災害が発生すると予想されるとき、特別警報が発令されたとき、若しくは災害が発生し、市長が本部の設置を必要と判断したときは、第3部 第1章 第2節「初動及び職員の活動態勢」を準用し活動するものとする。

第4 警戒期終了後の対応

- 警戒終了後において、各部は必要に応じて次の活動を実施、又は継続する。

・税の減免措置に伴う被害調査 ・市民税・都民税の減免 ・固定資産税(償却資産含む)、都市計画税の減免	財務部
・被災状況の調査、記録 ・災害見舞金の支給 ・災害援護資金の貸付 ・都への報告 ・災害救助法の申請	防災安全部
・罹災証明書等の交付 ・国民健康保険税、一部負担金(自己負担分)の減免 ・国民年金保険料の減免 ・小規模企業融資あっせん	市民部
・災害ごみの回収・処分 ・防疫活動	環境部
・防疫活動 ・介護保険料・利用者負担額の減免	健康福祉部
・児童手当・児童育成手当などの助成 ・保育料の減免	子ども家庭部
・浸水地域の清掃 ・土のうの提供・回収	都市整備部
・所管施設の復旧活動	各担当部

第3部 災害応急・復旧対策計画

第4章 警備・交通規制

- 災害時における、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締まり並びに交通秩序の維持を行い、その他被災地における治安に万全を期する。

第1節 警備活動

【武蔵野警察署】

- 震災編 第3部 第4章 【応急対策】 第2節 第3「警備活動」を準用する。

第2節 交通規制

【武蔵野警察署】

- 震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第1節 第1「交通規制」を準用する。

第5章 医療救護・保健等対策

第1節 初動医療体制

第3部 災害応急・復旧対策計画

第5章 医療救護・保健等対策

- 初動医療体制、情報連絡・傷病者の搬送、防疫及び保健衛生等の体制を整備し、災害時に迅速な医療救護等を行う。

第1節 初動医療体制

【災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対健康福祉部 医療班、災対水道部 庶務班、関係機関等】

- 震災編 第3部 第6章 【応急対策】 第1節「初動医療体制等」を準用する。

第2節 保健衛生、防疫体制

【災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対健康福祉部 医療班、災対水道部 庶務班、災対環境部 防疫・動物班、都福祉保健局、医師会、関係機関等】

- 震災編 第3部 第6章 【応急対策】 第1節 第4「保健衛生体制」、【復旧対策】 第1節「防疫」を準用する。

第3節 医薬品・医療資器材の供給

【災対健康福祉部 医療班、都福祉保健局、東京 DMAT、武蔵野消防署、医師会等、災害薬事センター】

- 震災編 第3部 第6章 【応急対策】 第2節「医薬品・医療資器材の確保」を準用する。

第4節 医療施設の確保

【災対健康福祉部 医療班】

- 震災編 第3部 第6章 【応急対策】 第3節「医療施設の確保」を準用する。

第5節 遺体の取扱い

【災対教育部 遺体収容班、災対市民部 被災者対応班、都福祉保健局、武蔵野警察署】

- 震災編 第3部 第6章 【応急対策】 第4節「行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等」、【復旧対策】 第2節「火葬」を準用する。

第6章 避難者対策

- 風水害時に、被災者の生命、身体、安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨に関する情報提供や注意喚起を講じる。
- 高齢者等避難、避難指示の発令時に市は、速やかに避難所を設置し、避難者を受け入れる。

第1節 避難体制の整備

【本部管理部 本部管理班】

第1 避難体制の整備

機 関 名	内 容
市	○ 発災時に備えた地域の実情の把握 ○ 避難指示等を行ういとまがない場合の対応を検討 ○ 避難所等の使用に関する他の区市町村との調整 ○ 運用要領の策定 ○ 避難所の指定及び住民への周知 ○ 避難指示等発令基準の整備 ○ 都と連携した緊急通報システムの整備

- 市は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
- 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の区市町村の協力を得て、避難所等を近隣区市町村に設けるものとする。
- 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。
- 地域単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- 避難の指示等を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- 措置内容はおおむね次のとおりである。
 - ・ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
 - ・ 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
 - ・ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。

- ・ 市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
- ・ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。
- 効率的・効果的な避難を実現するため、避難所などの役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。
- 市長は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられた。市は以下の記載事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成する。
 - ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 電話番号その他の連絡先
 - カ 避難支援等を必要とする事由
 - キ 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- 避難行動要支援者名簿の作成及び活用に当たっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を参考にし、迅速かつ円滑な避難誘導体制の整備を推進する。
- 作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、市地域防災計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委員等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。
- 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する「避難支援プラン」の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都と連携した避難行動要支援者に対する訓練等を実施する。
- 市は、安否確認や避難支援、情報提供について、障害者団体等と連携して取り組む。
- 都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。
- 市は、平常時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。
- 災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

第2節 避難指示等の判断・伝達

【本部管理部 本部管理班】

第1 避難指示等

- 内閣府策定の「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」によると、災害種別毎に居住者等が取るべき避難行動の特徴は以下のとおりとされている。災害種別（洪水等（洪水及び雨水出水（内水）、土砂災害、高潮、津波）のうち、市に関係する「洪水等」については以下のとおりである。

＜洪水等（洪水及び雨水出水（内水）＞

- ・ 本市においては、洪水による浸水想定区域がないことから、雨水出水（内水）による都市型水害を想定する。人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）

- 避難行動とは、立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保である。
- 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、市長は「避難のための立ち退き」の指示のみでなく、「屋内での待避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった（災害対策基本法第60条第1及び第3項）。
これは、災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直避難）したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。
- 避難情報と取るべき避難行動について、市民に解りやすく伝えられるような表現を工夫して周知する。

<避難指示等一覧>

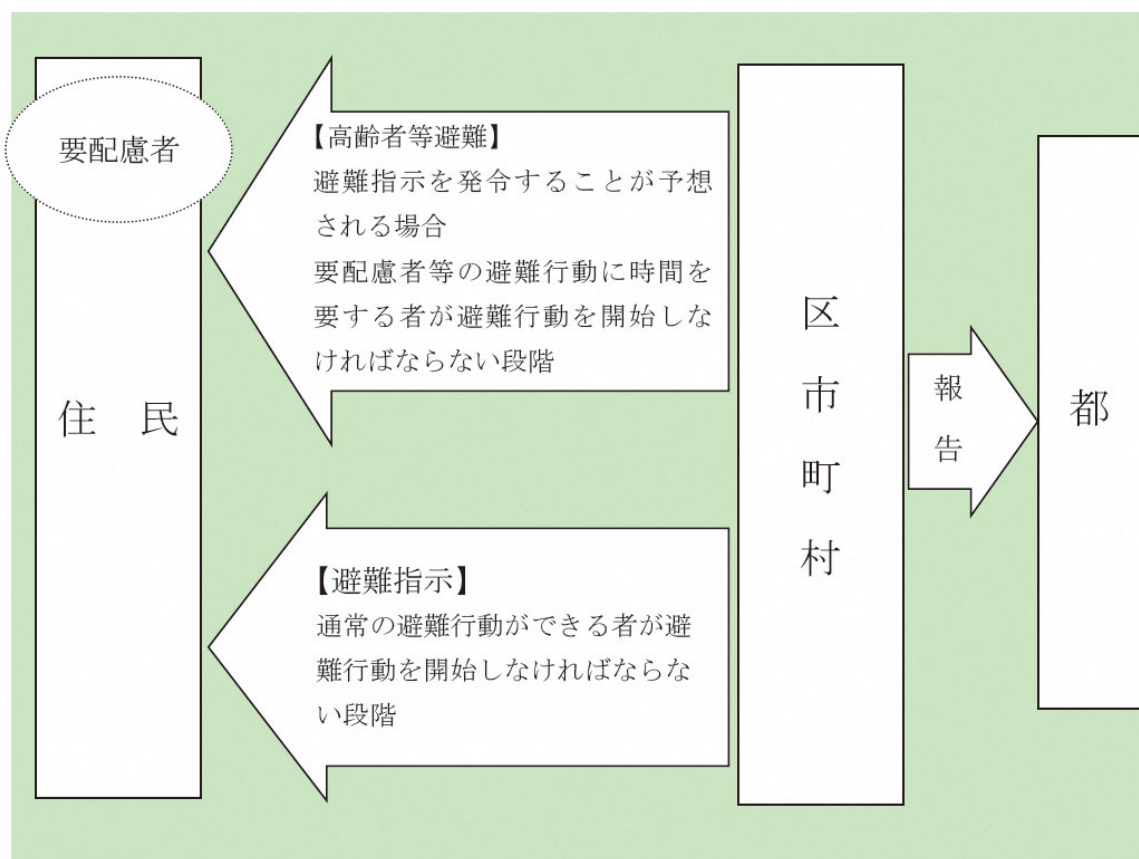
措置		根拠	役割
高齢者等避難		(災害対策基本法)	区市町村長
避難指示等	・避難のための立ち退きの指示 ・屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第60条第1項及び 第3項	区市町村長
	(区市町村長が指示できない、 若しくは求めるとき) ・避難のための立ち退きの指示 ・屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第61条第1項	警察官及び 海上保安官
	避難のための立ち退きの指示	水防法第29条	水防管理者
		水防法第29条 地すべり等防止法 第25条	知事及びその命 を受けた職員

○ 警戒レベルの導入

- ・平成31年3月28日の「避難勧告等に関するガイドラインの改定」により「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民の取るべき避難行動の理解促進を図るため、災害発生のおそれの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援するため「警戒レベル」が導入された。
- ・市と都は連携し、「警戒レベル」の普及啓発を図る。

機 関 名	内 容
市	○ 必要に応じ、高齢者等避難を発令 ○ 避難指示 ○ 要配慮者に関する情報収集、安否確認 ○ 水防法に基づく避難指示

【高齢者等避難・避難指示】



(図出典：都地域防災計画 風水害編 第3部 第6章 第2節 1より)

- 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。
- 区域内において危険が切迫した場合には、市長は地元警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難指示等をするとともに、速やかに都本部に報告する。
- 水防法第29条に基づき、水防管理者として洪水、雨水出水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、避難の指示をすることができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。
- 内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を参考に策定した市の避難基準に基づき、要配慮者に対する高齢者等避難を発令する。

【避難の指示者一覧表】

実施責任者	災害の種別	根拠法	
区 市 町 村 長 又 は 知 事 (指示)	災 害 全 般	災 害 対 策 基 本 法	60 条
警 察 官 (指示)	同 上	災 害 対 策 基 本 法 警 職 法	61 条 4 条
海 上 保 安 官 (指示)	同 上	災 害 対 策 基 本 法	61 条
水 防 管 理 者 (指示)	洪水津波高潮	水 防 法	29 条
知事又はその命を受けた職員 (指示)	洪水津波高潮	水 防 法	29 条
〃 (指示)	地 す べ り	地すべり等防止法	25 条
自 衛 官 (指示)	災 害 全 般	自 衛 隊 法	94 条

(表出典：都地域防災計画 風水害編 資料第 153 避難の指示者一覧表（都総務局）を基に作成)

第2 避難指示等の判断基準等

1 避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成

- 市は、内閣府策定の「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に、各地域の特性を踏まえて避難指示等の判断・伝達のための基準や方法等を整備する。
- 市は、避難指示等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

<警戒レベルの一覧表>

警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

（注）避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

（図出典：内閣府 防災情報のページ 「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）」

URL：http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/ より）

2 水位予測システムの活用

- 都内の中小河川は、集中豪雨の際には、水位が上昇する時間が極めて短いことなどから、大河川と比較して、水位予測が困難であった。そこで都は、神田川、渋谷川・古川、目黒川、野川・仙川、妙正寺川及び芝川・新芝川について、1時間先の水位を予測できるシステムを開発し、平成18年度より水防災総合情報システムで各建設事務所に情報提供している。また、この予測に基づき、水防法に基づく洪水予報を気象庁と合同で発表し、関係機関に伝達している。今後は、対象河川の拡充を図る。

3 区市町村の避難指示等の判断・伝達に対する支援

- 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区市町村長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された（第61条の2）。
- 都総務局は、東京都災害情報システム（DIS）により、平常時において、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を区市町村等の端末機設置機関に提供する。さらに、気象警報発令時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に区市町村に発信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用する。
- 都建設局等は、市からの助言の求めに応じ、以下の支援を実施する。
 - ・ 東京都が管理する具体的な河川について堤防の決壊や越水氾濫のデータを収集し、市に提供する。
 - ア 警戒すべき区間
 - イ 施設の整備状況
 - ・ 具体的な内水氾濫データを収集し、市に提供する。
 - ア 警戒すべき区間
 - イ 内水氾濫の特徴

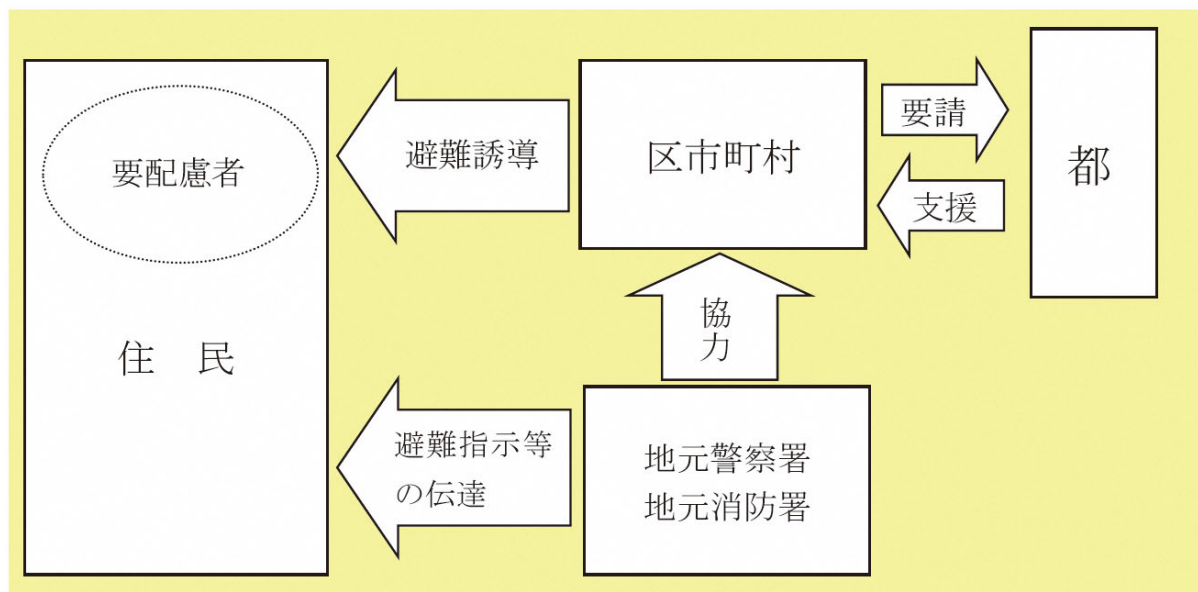
第3節 避難誘導

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署】

第1 避難誘導

機 関 名	内 容
市	○ 住民の避難誘導

【避難誘導】



- 高齢者等避難、避難指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法を想定しておく。
- 高齢者等避難、避難指示が出された場合、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会(自治会)、事業所単位に避難者を集合させるなどした後、防災市民組織の班長、事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。
- 避難所等の運用は、原則として所在の市が行う。
- 高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。
- 市は、避難路、避難所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。
また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。
- 市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、国〔国土交通省、気象庁等〕、都及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。
- 市は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。
- 市は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつ

第6章 避難者対策

第4節 避難所の指定、開設・管理運営

けるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

- 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都は、市に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。
- 市は、避難指示の発令の際には、避難所等を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。
- 市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

第2 安全な避難方法の確保

- 市は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。
- 急激な増水などが予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区において、避難の必要な住民と避難を受け入れるビル等の所有者・管理者との協定締結を推進する。

第4節 避難所の指定、開設・管理運営

【災対財務部 管財施設班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班、災対市民部 コールセンター班、災対市民部 支え合いステーション班、災対環境部 庶務班、施設管理者、教職員、小中学校校長会・副校長会、小中学校 PTA 連絡協議会、武蔵野市青少年問題協議会、避難所運営組織、ボランティア】

- 震災編 第3部 第8章 避難者対策 【応急対策】 第2節「避難所等の開設・運営」、第4節「災害時におけるペット対策」を準用する。

第5節 被災者の他地区への移送

【本部管理部 本部管理班】

- 震災編 第3部 第8章 【応急対策】 第5節「被災者の他地区への移送」を準用する。

第6節 要配慮者の安全確保

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班】

- 高齢者・障害者・難病患者・乳幼児・妊産婦等の要配慮者の安全確保については、市の防災担当部門と福祉・保健担当部門と東京消防庁が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実などに努める。
- 市は要配慮者への避難支援対策と対応した高齢者等避難を発令するとともに、迅速・確実な避難指示等の伝達体制を整備する。

第1 地域における安全体制の確保

1 要配慮者対策の普及啓発

- 区市町村は、都の作成した指針を参考に、地域の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識等の普及啓発に努める。

2 防災行動力の向上

- 市は都等と共同して、防災市民組織等を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

3 地域協力体制づくりの推進

- 市は東京消防庁等と連携して避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。

4 避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導體制の整備

- 市は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられた。市は以下の記載事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

- 避難行動要支援者名簿の作成及び個別計画の策定等の活用にあたっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にし、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。
- 作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、市地域防災計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委員等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。
- 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。
また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する「避難支援プラン」の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都と連携した避難行動要支援者に対する訓練等を実施する。
- 市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（在宅介護・地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

第2 要配慮者の安全対策

1 「要配慮者対策班」等の設置

- 市は、関係機関、防災市民組織、地域住民等の協力を得て、要配慮者個々人に対応する窓口となる要配慮者対策班を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。また、市の災害対策本部に要配慮者対策の担当部門を設置し、要配慮者対策班等から情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。
- 都は、区市町村における要配慮者対策班の活動状況の把握や区市町村への支援を行うため、災害福祉広域支援ネットワークを活用し、区市町村の要配慮者対策担当部門及び近隣縣市等と連絡調整を図る。

2 福祉避難所の活用

- 市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

3 医療等の体制

- 透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、都は、情報の収集や提供を行い、区市町村、関係機関及び近県等との連携による医療体制の強化に努める。
- 市は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制を確保する。

4 避難所の整備

- 市は、避難所における要配慮者の視点を踏まえた施設・設備の整備に努めるほか、要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。

第7節 広域避難

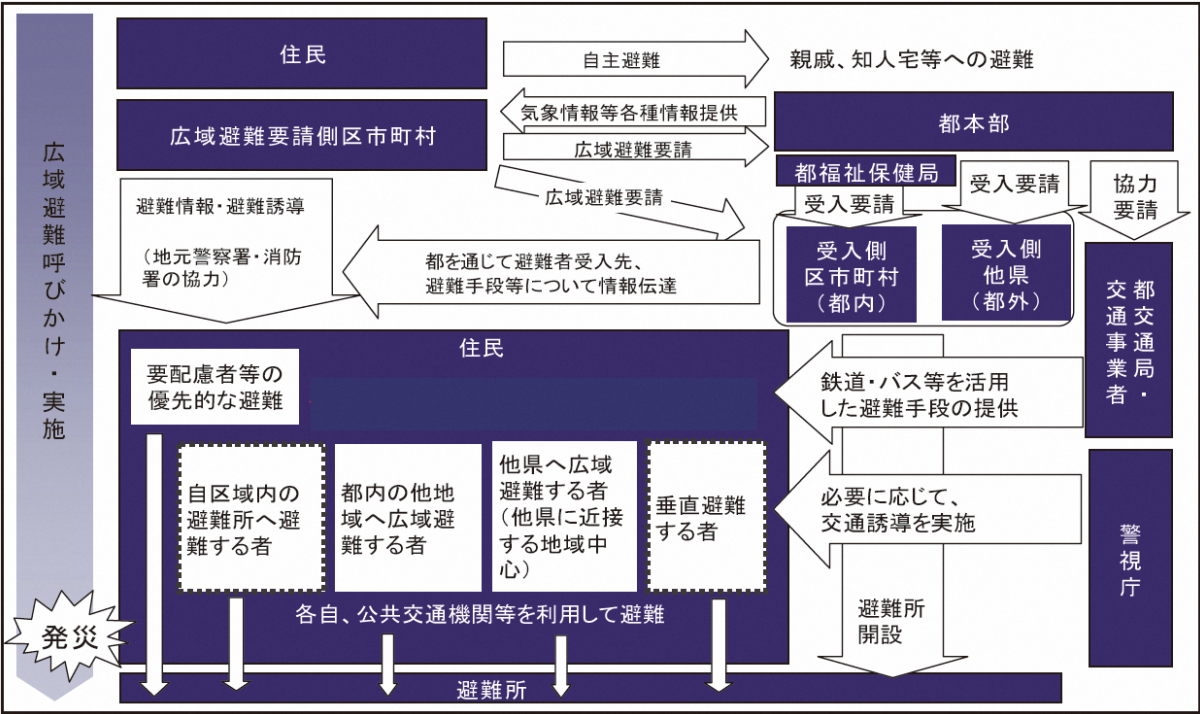
【本部管理部 本部管理班】

- 本市は広域避難を検討する区域はないが、要請を受ける可能性も視野にいれ、必要な記載を残す。

第1「首都圏における大規模水害広域避難検討会」

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになった。
中央防災会議では、平成27年10月に「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」を設置し、平成28年3月「水害時における避難・応急対策の今後の在り方」について報告し、広域避難が課題であると記載した。
- これを受けて、中央防災会議において、平成28年9月に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を設置し、広域避難計画策定の基本的な考え方について、平成30年3月に「洪水・高潮氾濫からの大規模広域避難に関する基本的な考え方（報告）」が取りまとめられ、大規模・広域避難の全体像や広域避難計画を策定するための具体的な手順等が示された。
- 本報告を踏まえ、国と都は首都圏における大規模水害時の大規模・広域避難の実装に向け、特に、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討することを目的とし、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」（以下、検討会と称する）を平成30年6月に設置した。
- 令和元年10月に台風第19号（東日本台風）が発生し、広域避難の課題が顕在化した。そこで、検討会では、台風第19号で顕在化した課題を踏まえ、現時点での広域避難に関する関係機関の連携・役割分担の在り方を整理し、中間報告書を取りまとめた。
今後は、浸水しない建物上層階への避難（垂直避難）など、現実的な複数の避難行動を組み合わせた住民避難についても、関係機関と連携しながら検討を行っていく。

＜避難誘導・イメージフロー＞



(図出典：都地域防災計画 風水害編 第3部 第6章 第7節 4より)

第2 避難所の開設・運営

機 関 名	内 容
市	(要請側区市町村) ○ 避難所及び福祉避難所の開設に向けた調整等 ○ 避難所運営 ○ その他、本章 第4節「避難所の指定、開設・管理運営」において区市町村の役割とされる業務 (受入側区市町村) ○ 避難所の開設・運営への積極的な協力 ○ その他、本章 第4節「避難所の指定、開設・管理運営」において区市町村の役割とされる業務

- 要請側区市町村は、避難所の開設に向けた調整等を行う。
- 避難所の運営は原則として要請側区市町村が行い、受入側区市町村は積極的にその開設・運営に協力する。
- その他区市町村は、本章 第4節「避難所の指定、開設・管理運営」で区市町村が行う業務として掲げた対策を講じる。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第7章 物流・備蓄・輸送対策

- 被災者に対し、生命維持に最低限必要な食料・水・生活必需品等を供給する。
- 輸送車両、輸送拠点等を確保し、災害時の緊急輸送を円滑に行う。

第1節 飲料水の供給

【災対水道部 復旧班、日水協・都水道局、自衛隊、協定締結団体等】

- 震災編 第3部 第9章 【応急対策】 第2節「飲料水等の供給」を準用する。

第2節 食料・生活必需品等の供給

【災対市民部 物資管理搬送班、災対環境部 物資管理搬送班、監査委員事務局 物資管理搬送班、災対市民部 支え合いステーション班、災対市民部 コールセンター班、災対財務部 管財施設班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班、都福祉保健局、東京むさし農業協同組合、武蔵野市米穀小売商組合、石油商業組合、武蔵野商工会議所】

- 震災編 第3部 第9章 【応急対策】 第1節「備蓄物資の供給」を準用する。

第3節 備蓄・調達物資の輸送

【災対市民部 物資管理搬送班、災対環境部 物資管理搬送班、監査委員事務局 物資管理搬送班、災対財務部 管財施設班、武蔵野総合体育館、備蓄倉庫管理者、東京都トラック協会多摩支部第一地区武蔵野分会、日本通運株式会社】

- 震災編 第3部 第9章 【応急対策】 第3節「調達による物資の確保」、第4節「国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分」、【復旧対策】 第5節「避難所等への物資の輸送」を準用する。

第4節 輸送車両等の確保

【災対財務部 管財施設班、武蔵野警察署、東京都トラック協会多摩支部第一地区武蔵野分会、(社)東京都個人タクシー協会】

- 震災編 第3部 第9章 【応急対策】 第6節「輸送車両の確保」を準用する。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第8章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・
災害廃棄物処理

- 災害時のごみ、障害物の処理を迅速に行うとともに、トイレの確保及びし尿の収集・運搬を行い、都民の生活環境の保持を図る。

第1節 ごみ処理

【災対環境部 災害廃棄物処理班、都】

- 震災編 第3部 第11章 【応急対策】 第7節「ごみ処理」を準用する。

第2節 トイレの確保及びし尿処理

【災対環境部 災害廃棄物処理班、都、湖南衛生組合】

- 震災編 第3部 第11章 【応急対策】 第6節「トイレの確保及びし尿処理」を準用する。

第3節 障害物の除去

【災対環境部 災害廃棄物処理班、災対都市整備部 道路管理班】

第1 住居関係障害物の除去

- 住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法に基づき、該当する住家を早急に調査の上実施する。

名 称	内 容
市	○ 災害救助法適用前は、区市町村が除去の必要を認めたものを対象として実施する。 ○ 災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、関係機関と協力して実施する。
都 本 部	○ 災害救助法適用後、区市町村の報告に基づき、土石、竹木等の除去を実施する。 ○ 第一次的には、区市町村保有の器具、機械を使用する等、区市町村と協力して実施する。 ○ 資機材、労力等が不足する場合は、隣接区市町村に協力を求めるほか、東京建設業協会等に対し、資機材、労力等の提供を求める。

第2 道路関係障害物の除去

名 称	内 容
市	○ 道路上の障害物の状況を調査し、速やかに都建設局に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。 ○ また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力する。
都建設局 都港湾局 各支庁	○ 都道における障害物の状況を把握し、交通の確保を図るため、速やかに障害物の除去を行う。 ○ 除去作業は、各道路管理者と密接な連絡をとり、相互に協力する。
都下水道局	○ 道路上に設置されている雨水排水口等の能力を低下させるおそれのある障害物については、各道路管理者と密接な連絡をとり協力する。
警視庁	○ 交通確保の観点から、交通の妨害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して復旧の促進を図るとともにこれに協力する。
関東地方整備局	○ 所管道路について、道路上の障害物の状況を調査し、関係機関と協力の上除去する。

第4節 災害廃棄物処理

【災対環境部 災害廃棄物処理班、都、武蔵野建設業協会】

- 震災編 第3部 第11章 【応急対策】 第8節「がれき処理」、【復旧対策】 第12節「がれき処理の実施」を準用する。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策

- 上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン関係機関における活動態勢を確立する。
- ライフライン関係機関が相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

第1節 水道施設

【災対水道部 復旧班、都水道局、日本水道協会、自衛隊、管工事業組合】

- 震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第4節「水道施設」、【復旧対策】 第4節「水道施設」を準用する。

第2節 下水道施設

【災対環境部 下水道管理班、都下水道局、管工事業組合】

- 震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第5節「下水道施設」、【復旧対策】 第5節「下水道施設」を準用する。

第3節 電気施設

【本部管理部 本部管理班、東京電力】

- 震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第6節「電気・ガス・通信等」、【復旧対策】 第6節「電気・ガス・通信等」を準用する。

第4節 ガス施設等

【本部管理部 本部管理班、東京ガスグループ、ガス事業者】

- 震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第6節「電気・ガス・通信等」、【復旧対策】 第6節「電気・ガス・通信等」を準用する。

第5節 通信施設

【本部管理部 本部管理班、通信事業者】

- 震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第6節「電気・ガス・通信等」、【復旧対策】 第6節「電気・ガス・通信等」を準用する。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第10章 公共施設等の応急・復旧対策

- 公共土木施設及び鉄道施設並びにその他の公共施設等の機能回復のため、迅速に応急・復旧措置を行う。

第1節 公共土木施設等

【各部、災対水道部 復旧班、災対環境部 下水道管理班、本部管理部 本部管理班、災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 交通対策班、災対財務部 管財施設班、災対教育部 庶務班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団、道路管理者、北多摩南部建設事務所、武蔵野建設業協会、関係機関等】

第1 道路・橋梁

【災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 交通対策班、武蔵野警察署、道路管理者、北多摩南部建設事務所、武蔵野建設業協会】

- 震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第1節「道路・橋りょう」、【復旧対策】 第1節「道路・橋りょう」を準用する。

第2 河川及び内水排除施設

【各部、災対水道部 復旧班、災対環境部 下水道管理班、本部管理部 本部管理班、災対都市整備部 道路管理班、災対財務部 管財施設班、災対教育部 庶務班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団、関係機関等】

- 震災編 第3部 第2章 【応急対策】 第2節 第1「河川施設等の応急対策」、【復旧対策】 第1節 第1「河川施設等の復旧」を準用する。

第2節 鉄道施設

【本部管理部 本部管理班、J R 東日本、京王電鉄吉祥寺駅、西武鉄道武蔵境駅】

- 震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第2節「鉄道施設」、【復旧対策】 第2節「鉄道施設」を準用する。

第3節 社会公共施設等

【各部、災対水道部 復旧班、災対環境部 下水道管理班、本部管理部 本部管理班、災対都市整備部 道路管理班、災対財務部 管財施設班、災対都市整備部 建物調査班、災対教育部 庶務班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団、関係機関等】

- 震災編 第3部 第2章 【応急対策】 第2節 第2「社会公共施設等の応急対策」、【復

第11章 応急生活対策

第1節 被災宅地の危険度判定

旧対策】 第1節 第2「社会公共施設等の復旧」を準用する。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第11章 応急生活対策

- 被災者の生活の確保、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給を図る。
- 児童・生徒の生命及び安全並びに教育活動、市民生活の安定を図るための応急金融対策を図る。

第1節 被災宅地の危険度判定

【災対都市整備部 建物調査班、武蔵野建設業協会】

- 震災編 第3部 第11章 【応急対策】 第2節「被災宅地の危険度判定」を準用する。

第2節 住家被害認定調査及び罹災証明書交付

【災対財務部 被害調査班、災対総務部 情報政策班、災対都市整備部 建物調査班、災対市民部 被災者対応班、東京消防庁、武蔵野消防署、武蔵野建設業協会】

- 震災編 第3部 第11章 【応急対策】 第3節「家屋被害状況調査等」、第4節「罹災証明書の交付準備」を準用する。

第3節 被災住宅の応急修理

【災対都市整備部 建物調査班、都、武蔵野建設業協会】

- 震災編 第3部 第11章 【復旧対策】 第2節「被災住宅の応急修理」を準用する。

第4節 応急仮設住宅の供給

【災対都市整備部 建物調査班、災対市民部 コールセンター班、災対健康福祉部 庶務班、東京都住宅供給公社、(独)都市再生機構、民間賃貸住宅業者、東京都住宅供給公社、赤十字奉仕団、民生児童委員協議会、武蔵野市民社会福祉協議会】

- 震災編 第3部 第11章 【復旧対策】 第3節「応急仮設住宅等の供与」を準用する。

第5節 建設資材等の調達

【災対都市整備部 建物調査班、都、武蔵野建設業協会】

- 震災編 第3部 第11章 【復旧対策】 第4節「建設資材等の調達」を準用する。

第6節 被災者の生活確保

【災対財務部 被害調査班、災対市民部 庶務班、災対市民部 コールセンター班、災対健康福祉部 庶務班（保険年金課）、災対健康福祉部 義援金等対応班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対子ども家庭部 庶務班、都生活文化局、武蔵野警察署、武蔵野消防署、東京労働局、日本郵便、日本放送協会、NTT 東日本、NTT コミュニケーションズ、NTT ドコモ】

- 震災編 第3部 第11章 【復旧対策】 第5節「生活相談」、第7節「被災者の生活再建資金援助等」、第8節「職業のあつ旋」、第9節「租税等の徴収猶予及び減免等」、第10節「その他の生活確保」を準用する。

第7節 義援金の取扱い

【災対財務部 出納班、災対健康福祉部 義援金等対応班】

- 震災編 第3部 第11章 【復旧対策】 第6節「義援金の配分」を準用する。

第12章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用

第3部 災害応急・復旧対策計画

第12章 災害救助法の適用

- 災害が発生し、市の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第1節 災害救助法の適用

【災対総務部 庶務班、都総務局】

- 震災編 第3部 第11章 【応急対策】 第9節「災害救助法の適用」を準用する。

第2節 救助実施体制の整備

【災対総務部 庶務班、都総務局】

- 震災編 第3部 第11章 【復旧対策】 第13節「災害救助法の運用等」を準用する。

第3節 災害報告及び救助実施状況の報告

【災対総務部 庶務班、都総務局】

- 震災編 第3部 第11章 【復旧対策】 第13節「災害救助法の運用等」を準用する。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第13章 激甚災害の指定

- 大規模な被害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）による財政援助等を受け、迅速かつ適切な復旧を実施する必要がある。

第1節 激甚災害制度

【災対総務部 庶務班】

- 震災編 第3部 第11章 【応急対策】 第10節「激甚災害の指定」を準用する。

第2節 激甚災害に関する調査報告

【災対総務部 庶務班】

- 震災編 第3部 第11章 【応急対策】 第10節「激甚災害の指定」を準用する。

第3節 特別財政援助等の申請手続等

【災対総務部 庶務班】

- 震災編 第3部 第11章 【応急対策】 第10節「激甚災害の指定」を準用する。

編 灰 降 火 噴 山 火

第1部 総則

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

第1 計画の目的

- この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、武蔵野市防災会議が作成する計画である。
- 火山噴火降灰対策の推進を目的とし、市、都、防災機関等がとるべき方針を定める。

第2 計画の前提

- 火山噴火はその時期や規模を定量的に求めることは、現在の火山学の知見では困難である。
- 対策の推進にあたっては、本市に最も影響を及ぼすと考えられる富士山噴火について検討を進める。富士山は、平成12年（2000年）10月から12月まで及び平成13年（2001年）4月から5月までの間に低周波地震が急増したが、国の火山噴火予知連絡会は、地殻変動は見られないことから、直ちに噴火等の活発な火山活動に結びつくものではないとの見解を示している。しかし、仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害及び影響が生じるおそれがある。
- 平成21年（2009年）2月に浅間山が噴火し、東京にも降灰があったが、こうした他の火山の噴火に伴う対応についても本計画を準用するものとする。

第2節 計画の構成

- この計画は、市及び防災機関が行うべき火山対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

【図表1-1 計画の構成】

構成	主な内容
第1部 総則	○ 計画の目的及び前提、計画の構成 等
第2部 富士山噴火降灰対策	○ 富士山の現況と被害想定、富士山噴火に伴う市、防災関係機関、市民及び事業者等が行う降灰予防対策、応急復旧対策

第3節 計画の習熟等

- 各防災機関は、平素から危機管理の一環として、火山防災対策を推進する必要がある。このため、火山災害等に関する施策及び事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、火山に関する調査及び研究に努め、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育及び訓練の実施等を通して本計画を習熟し、火山災害への対応能力を高める。
- 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第4節 計画の修正

- この計画には、毎年検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
- 修正に当たっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を武蔵野市防災会議に提出する。

第2部 富士山噴火降灰対策

第2部 富士山噴火降灰対策

第1章 総則

第1節 富士山の現況等

第1 富士山の概要

- 富士山は、我が国に111存在する活火山の一つで、フィリピン海プレート、北米プレート及びユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。
- 標高は3,776mで我が国の最高峰であり、山体の体積は約500km³で我が国の陸域で最大の火山である。
- 山腹斜面の勾配は、標高1,000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。
- 都内からは、丹沢山地の後背に山頂部を望むことができ、都内各所に富士見坂などの地名が残っている。富士山山頂火口から都内までの距離は、最も近い檜原村の山梨県境まで約47km、新宿区の都庁まで約95km、最も遠い葛飾区の千葉県境まで約115kmとなっている。



(図出典：都地域防災計画 火山編 第4部 第1章 第1節 1より)

第2 富士山の活動史

- 富士山は今から約70～20万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約1万年前に現在の
ような美しい円すい形の火山となったと考えられている。
- それ以降も活発な火山活動を繰り返しており、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかって
おり、古文書等の歴史資料にも富士山の噴火の記述がある。

1 富士山の成り立ち

- 富士山は、約10万年から1万年前まで活動した“古富士火山”と、それ以降、現在まで活動
を続ける“新富士火山”に区分されている。
- “古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を
繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊が発生
した。
- “新富士火山”は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流及び火砕
物（火山灰、火山礫等の砕けた形で噴出されるもの）の噴出によって特徴付けられ、噴火口の
位置及び噴出物の種類等から五つの活動期に分類できる。

〈新富士火山の主な噴火活動期〉※宮地(1988)に基づく

活動期	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
I	約 11000 年前 ～約 8000 年前	山頂、山腹等	多量の溶岩流の噴出 噴出量は、新富士火山全体の 8 ～ 9 割に及ぶ。
II	約 8000 年前 ～約 4500 年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんどなく、間 欠的に比較的小規模な火砕物噴火
III	約 4500 年前 ～約 3200 年前	山頂、山腹等	小・中規模の火砕物噴火及び溶岩 流噴火
IV	約 3200 年前 ～約 2200 年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が 頻発
V	約 2200 年前以降	山腹等	火砕物噴火及び溶岩流噴火

（表出典：都地域防災計画 火山編 第4部 第1章 第1節 2（1）より）

2 歴史資料上の噴火

- 歴史資料で確認できる噴火は下表のとおりである。1707年の宝永噴火を最後に、これまでの約300年間、富士山は静かな状態が続いている。

年 代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
781 年(天応元年)	山麓に降灰、木の葉が枯れた。	
800～802 年(延暦 19～21 年)	大量の降灰、噴石	延暦(エンリョク)噴火
864～866 年(貞観 6～7 年)	溶岩流出(青木ヶ原溶岩)。溶岩により人家埋没。湖の魚被害	貞観(シヨウカン)噴火
937 年(承平 7 年)	噴火	
999 年(長保元年)	噴火	
1033 年(長元 6 年)	溶岩流が山麓に達した。	
1083 年(永保 3 年)	爆発的な噴火	
1511 年(永正 8 年)	噴火	
1560 年(永禄 3 年)	噴火	
1707 年(宝永 4 年)	噴火前日から地震群発、12 月 16 日から 2 週間にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰	宝永(ホエイ)噴火

(表出典：都地域防災計画 火山編 第4部 第1章 第1節 2 (2) より)

3 最近の活動

- 平成12年(2000年)10月から12月まで及び翌年4月から5月までの間にかけて、富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかった。

第3 富士山における噴火の特徴

- これまでに分かっている“新富士火山”の噴火の主な特徴は、次のとおり。
- (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
 - (2) 山頂火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
 - (3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約 2200 年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
 - (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも 781 年以降 10 回の噴火が確認されている。

第4 国による検討

- 平成12年（2000年）10月から12月まで及び翌年4月から5月までには富士山直下の深さ 15km 付近を震源とする低周波地震の多発が観測され、改めて富士山が活火山であることが認識された。仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあるため13年（2001年）7月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（後に東京都も参加）され、火山防災対策の確立のため、平成16年（2004年）6月に富士山ハザードマップが作成された。
- ハザードマップの作成においては、過去3200年間の噴火活動の実績を踏まえて、火口範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪 型火山泥流、降灰、噴石、土石流等の各現象について数値シミュレーション等により到達範囲等が求められた。
- 富士山の噴火に伴う被害として想定されたものには、次のようなものがある。

火山活動に起因する現象	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震(地殻変動)、津波、空振及び火山ガス
火山活動に起因しない現象	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ及び落石

（表出典：都地域防災計画 火山編 第4部 第1章 第1節 4より）

- 平成16年（2004年）6月には、同協議会において、同ハザードマップを基に、国、関係する県及び市町村が役割分担を明確にした上で互いに協働して行う広域的な防災対策、並びに富士山が日本でも有数の観光資源であることに配慮した防災対策について具体的な検討を行うこととなり、平成17年（2005年）9月に「富士山火山広域防災対策」として取りまとめられ、中央防災会議に報告された。

第5 噴火による被害想定

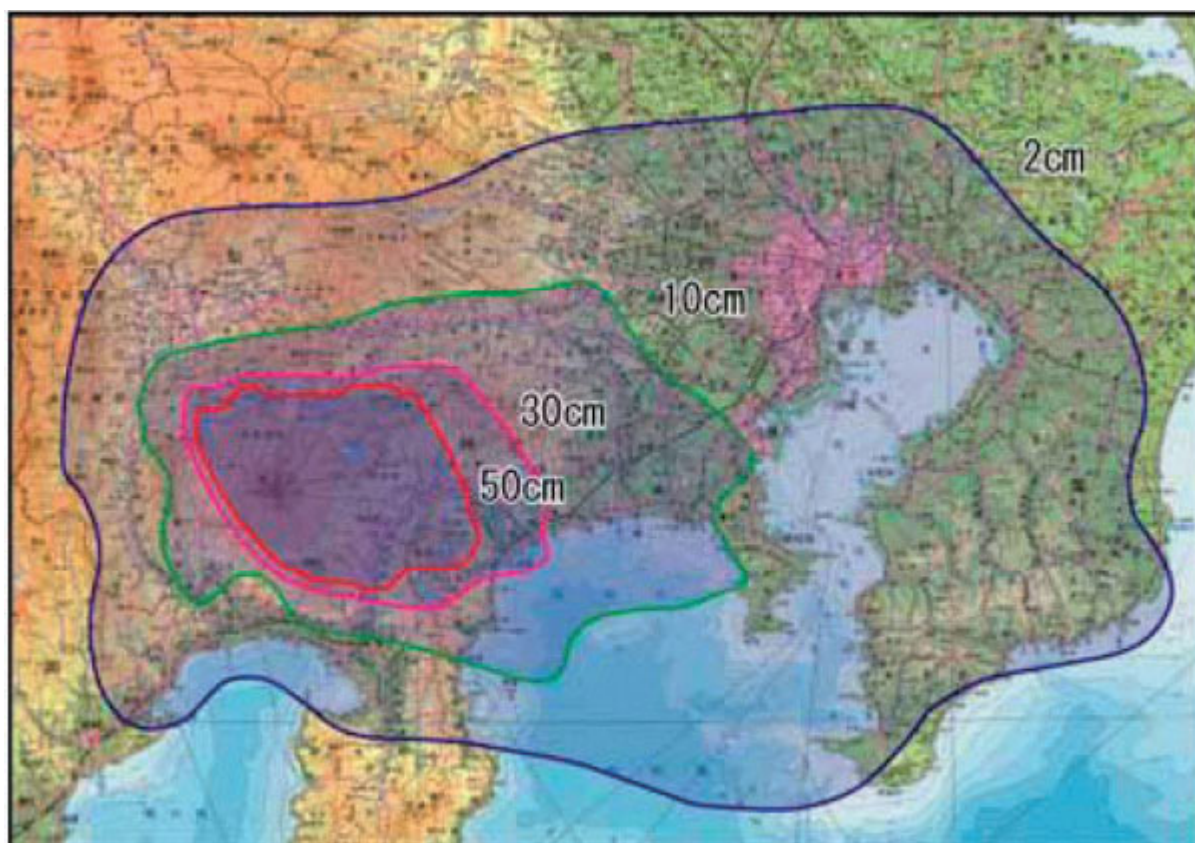
1 被害想定

- 本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16年（2004年）6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。
- 東京都は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。
- なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等の様々な条件によって変化する。
- 噴火の規模及び被害の概要は次のとおり。

	内 容	
噴火の規模等	規 模	宝永噴火と同程度
	継 続 期 間	16日間
	時 期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部	10cm程度
	その他の地域 (具体的範囲は別図のとおり)	2～10cm程度
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

(図出典：都地域防災計画 火山編 第4部 第1章 第1節 5より)

2 降灰予想図降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲



出典 富士山火山広域防災対策基本方針より

第6 降灰のインフラに与える影響

- 降灰による影響を、社会的な影響が大きい交通分野への影響とこれに関連する物資・人の移動への影響、生活活動と関係が深いライフライン分野への影響、住民の避難に直接影響する建物への影響を主な影響として整理した。

項目	主な影響
鉄道	○ 微量の降灰で地上路線の運行が停止する。 ○ 大部分が地下の路線でも、地上路線の運行停止による需要増加や、車両・作業員の不足等により運行停止や輸送力低下が発生する。 ○ また、停電エリアでは地上路線、地下路線ともに運行が停止する。
道路	○ 乾燥時10cm以上、降雨時3cm以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となる。 ○ 当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や、鉄道停止に伴う交通量増等による、速度低下や渋滞が発生する。
物資	○ 一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食料、飲料水等の売り切れが生じる。 ○ 道路の交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。
人の移動	○ 鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。 ○ さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限され。 ○ また、空路、海路の移動についても制限が生じる。
電力	○ 降雨時0.3cm以上で碍子（がいし）※の絶縁低下による停電が発生する。 ○ 数cm以上で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。 ○ 電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保しきれない場合は停電に至る。
通信	○ 噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。 ○ 降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると通信が阻害される。 ○ 停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生する。
上水道	○ 原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、または断水となる。 ○ 停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。
下水道	○ 降雨時、下水管路（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。 ○ 停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。

建物	○ 降雨時30cm以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。 ○ 体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると損壊するものが発生する。 ○ 5cm以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。
健康被害	○ 降灰による健康被害としては目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。 ○ 呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が増悪するなどの影響を受ける可能性が高い。

※碍子（がいし）：鉄塔や電柱で電線等を支持するとともに、鉄塔や電柱と電線等との間の絶縁性を保つ器具。

出典 大規模噴火時の広域降灰対策について一首都圏における降灰の影響と対策一

～富士山噴火をモデルケースに～（報告）（令和2年4月 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ）P9～P11の内容を基に表に整理した。

第2部 富士山噴火降灰対策

第2章 災害予防計画

第1節 各防災機関の予防業務及び役割

【本部管理部 本部管理班】

第1 目的

- 富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きい。本章では、降灰の影響をあらかじめ予測し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性を踏まえて災害予防計画を策定する。
- 予防計画の実行に当たっては、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体、防災市民組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体等のつながりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それを維持していくことも重要であり、区市町村とともにこれらの進め方について検討していく。

第2 予防業務

1 市の予防業務

名 称	予 防 業 務
市	1 災害対策本部体制の整備に関すること 2 防災情報の収集体制の整備に関すること 3 防災訓練に関すること 4 避難体制に関すること

2 指定公共機関の予防業務

名 称	予 防 業 務
J R 東 日 本 吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅	1 鉄道施設の防災構造化及び復旧に関すること
N T T 東 日 本 N T T ド コ モ N T T コミュニケーションズ	1 通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
K D D I	1 固定電話、携帯電話、IP 通信等の通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
ソ フ ト バ ン ク	1 通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
東 京 電 力 株 式 会 社 武 蔵 野 支 社	1 電力施設の防災構造化及び復旧に関すること。

3 指定地方公共機関の予防業務

名 称	予 防 業 務
京 王 電 鉄 株 式 会 社 吉 祥 寺 駅	1 鉄道施設の防災構造化及び復旧に関すること
西 武 鉄 道 株 式 会 社 武 蔵 境 駅	

第2節 火山観測

【本部管理部 本部管理班】

第1 富士山における国の火山観測体制

○ 富士山における国の火山観測体制

気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	国の他の機関
・地震計 6	・地震計 8	・地震計 6	国土地理院及び 海上保安庁が地 殻変動観測、水準 測量等の観測を 実施している。
・GNSS 3	・傾斜計 1	・傾斜計 6	
・空振計 2	・歪計 1	・雨量計 4	
・傾斜計 2	・体積温度計 1	・気圧計 4	
・監視カメラ 1	・全磁力 1	・GNSS 6	

(図出典：都地域防災計画 火山編 第4部 第2章 第2節 1より)

○ 気象庁の実施する火山観測

区 分	内 容
震 動 観 測	地震計により、火山、その周辺に発生する火山性地震及び火山性微動を観測する。
地 殻 変 動 観 測	GNSS、傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域における膨張、収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。
表面現象の観測	監視カメラ等により、噴煙の状態、噴出物等の観測を行う。 また、空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。
そ の 他 の 観 測	磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。 また、噴気地帯等の噴気温度、ガス等を定期的に観測する。

(図出典：都地域防災計画 火山編 第4部 第2章 第2節 1より)

第2章 災害予防計画

第3節 訓練及び防災知識の普及

第3節 訓練及び防災知識の普及

【各部】

- 都の地域に一度降灰があると、大きな混乱が予想される。このため、震災編 第3部 第1章 【予防対策】 第1節 第5「市民の防災意識の啓発と防災リーダー等の養成」および第6「防災訓練の充実」によるほか、火山活動に常時対応できるよう、市及び防災機関は、防災知識の周知徹底を図るとともに、防災訓練を実施し、災害時に応急活動が円滑に行えるよう努める。

第4節 市民等の防災行動力の向上

【各部、本部管理部 本部管理班、災対市民部 庶務班、災対市民部 災害ボランティアセンター班、災対健康福祉部 庶務班、災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、都福祉保健局、警視庁、武蔵野消防署、東京消防庁、日本赤十字社東京都支部、赤十字奉仕団、市民防災協会、武蔵野市民社会福祉協議会】

第1 災害に強い社会づくり

- 市民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、事業所、市民、ボランティア団体等との相互連携及び相互支援を強め、災害時に助け合う地域連携の確立に協力する。

1 市民等の役割

- 日頃から報道機関、市、都等を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、噴火予報、降灰予報等を理解しておく。
- 市が作成するハザードマップ等で自分の住む地域の降灰の予測状況を把握しておく。
- マスク、目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備をしておく。
- 降灰を屋内に侵入させないための対策及び家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報を確認する。
- 地域で行われる防災訓練及び防災事業に積極的に参加する。
- 町会、自治会等が行う地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行う。
- 要配慮者がいる家庭では、事前に防災市民組織、消防署、交番等に情報を提供しておく。

2 防災市民組織等の強化

【各部、本部管理部 本部管理班、災対市民部 庶務班、市民防災協会】

- 震災編 第3部 第1章 【予防対策】 第2節 「地域による共助の推進」 を準用する。

3 事業所防災体制の強化

【各部、本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署】

- 震災編 第3部 第1章 【予防対策】 第4節 「事業所防災体制の強化」 を準用する。

4 行政、事業所、市民等の連携

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 災害ボランティアセンター班、災対市民部 庶務班、災対健康福祉部 庶務班、災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班、警視庁、東京消防庁、日本赤十字社東京都支部、赤十字奉仕団、武蔵野市民社会福祉協議会】

- 震災編 第3部 第1章 【予防対策】 第6節 「市民・行政・事業所等の連携」 を準用する。

第2 ボランティア等との連携

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 災害ボランティアセンター班、災対市民部 庶務班、災対健康福祉部 庶務班、災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班】

- ボランティア等との連携は、震災編 第3部 第1章 【予防対策】 第5節 「ボランティアとの協働・連携」 を準用する。

第3 要配慮者の安全確保

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、都福祉保健局、武蔵野消防署】

- 要配慮者の安全確保は、震災編 第3部 第8章 【予防対策】 第1節 「避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）」 を準用する。

第3章 災害応急・復旧対策計画

第1節 応急活動体制

【本部管理部 本部管理班】

- 応急活動体制は、震災編 第2部 第2章「初動態勢・応急対応体制」を準用する。

第2節 情報の収集及び伝達

【関係各部、本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 秘書広報班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、気象庁、NTT 東日本、電力・通信・ガス・鉄道事業者、その他関係機関】

- 降灰による被害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。
- 本章では、降灰情報の伝達及び降灰による被害発生時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、火山災害時の広報等について定める。

第1 火山(降灰)情報

- 東京都内の降灰の状況は、以下の経路を通じて気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターに集約される。

<降灰の情報連絡>



(図出典：都地域防災計画 火山編 第4部 第3章 第2節 1より)

- 降灰調査項目は、以下のとおりとする。

調査項目
(1) 降灰の有無及び堆積の状況
(2) 時刻及び降灰の強さ
(3) 構成粒子の大きさ
(4) 構成粒子の種類、特徴等
(5) 堆積物の採取
(6) 写真撮影
(7) 降灰量及び降灰の厚さ※ (※可能な場合)

降灰の強さ(火山観測指針 気象庁(1999)を一部改変)

階 級	解 説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確にわかり、10～20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度

(図出典：都地域防災計画 火山編 第4部 第3章 第2節 1より)

- 東京都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。解説資料は、都、区市町村及び関係防災機関に伝達される。
- 火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果並びにこれに関する状況について、次により速やかに情報の伝達を行う。

名 称	内 容
市	○ 降灰に関する重要な情報について、気象庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、市民の防災市民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て市民に周知する。

第2 降灰予報

- 気象庁は平成20年より降灰予報の発表を開始した。
- 平成27年3月に量の予測を含めた降灰予報を開始し、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報を発表することとした。
- また、活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、降灰の範囲を事前情報として発表するとともに、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する。

第3章 災害応急・復旧対策計画

第2節 情報の収集及び伝達

- 気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

降灰予報 (定時)	○ 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により市民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表 ○ 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表 ○ 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲及び小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (速報)	○ 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表 ○ 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (詳細)	○ 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表 ○ 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表 ○ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布及び降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供

降灰量階級及び降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

(図出典：都地域防災計画 火山編 第4部 第3章 第2節 2より)

第3 情報連絡体制

【関係各部、本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 秘書広報班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、気象庁、NTT 東日本、その他関係機関】

- 情報連絡体制は、震災編 第3部 第5章 【応急対策】 第1節「防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）」を準用する。

第4 被害状況等の調査報告

【関係各部、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、電力・通信・ガス・鉄道事業者】

- 被害状況等の調査報告は、震災編 第3部 第5章 【応急対策】 第2節「防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）」を準用する。

第3節 応援協力・派遣要請

【本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 秘書広報班、災対総務部 受援応援班、関係各部、都総務局、自衛隊、都・市区町村、協定締結団体、関係機関】

- 降灰により被害を受け又は受けるおそれがある場合、各防災機関及び市民は協力して災害の拡大を防止するとともに、被災者の救援及び救護に務め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。
- 応援協力・派遣要請は、震災編 第3部 第4章 【応急対策】 第3節「応援協力・派遣要請」を準用する。

第4節 警備・交通規制

【武蔵野警察署】

- 降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。

第1 警備

【武蔵野警察署】

- 警備は、震災編 第3部 第4章 【応急対策】 第2節 第3「警備活動」を準用する。

第2 交通規制

【武蔵野警察署】

- 降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、適切な交通規制を実施することが必要である。
- 交通規制は、震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第1節 第1「交通規制」を準用する。

第5節 避難等

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署】

- 避難等は、震災編 第3部 第8章 【応急対策】 第1節「避難誘導」を準用する。

第3章 災害応急・復旧対策計画

第6節 救援・救護

第6節 救援・救護

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 医療班、災対市民部 被災者対応班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対水道部 庶務班、災対教育部 遺体収容班、都福祉保健局、東京 DMAT、医師会等、災害薬事センター、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団、関係機関等】

- 救援・救護は、震災編 第3部 第4章 【応急対策】 第2節 第1「救助・救急活動態勢等」及び震災編 第3部 第6章「医療救護等対策」 【応急対策】を準用する。

第7節 交通機関の応急・復旧対策

【本部管理部 本部管理班、災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 交通対策班、武蔵野警察署、道路管理者、北多摩南部建設事務所、武蔵野建設業協会、J R 東日本、京王電鉄吉祥寺駅、西武鉄道武蔵境駅】

- 交通機関の応急・復旧対策は、震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第1節「道路・橋りょう」、第2節「鉄道施設」及び【復旧対策】 第1節「道路・橋りょう」、第2節「鉄道施設」を準用する。

第8節 ライフライン等の応急・復旧対策

【本部管理部 本部管理班、災対水道部 復旧班、災対環境部 下水道管理班、都水道局、日本水道協会、自衛隊、管工事業組合、都下水道局、東京電力、東京ガスグループ、(一社)東京LPガス協会、通信事業者】

- 電気、水道、電話等の施設は、日常生活の基幹を成すものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設においてそれぞれの活動体制を確立し、応急対策活動を迅速に実施しなければならない。
- なお、都市ガス施設の大半を占めるガス管は、道路下に埋設されているため、降灰の影響を受けない。
- ライフライン等の応急・復旧対策は、震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第4節「水道施設」、第5節「下水道施設」、第6節 「電気・ガス・通信等」及び【復旧対策】 第4節「水道施設」、第5節「下水道施設」、第6節「電気・ガス・通信等」を準用する。

第9節 宅地等の降灰対策

【災対都市整備部 建物調査班、災対環境部 災害廃棄物処理班】

- 火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や市民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。
- このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻

す必要がある。

- 宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則である。しかし、一般の市民では対応が困難な場合については、市が対応する。
- 各機関の対応は次のとおりである。

名 称	内 容
市	○ 宅地の降灰について、以下の対策を行う。 1 降灰予報及びその他火山情報の把握 2 宅地の降灰運搬 3 収集した降灰の処分 4 測定 5 被害額の算定及び報告
都都市整備局	○ 降灰予報及びその他火山情報火山情報の把握、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況、被害額等の報告及び進達を行う。
国土交通省 都市・地域整備局	○ 都及び区市町村からの降灰による宅地、公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。

第10節 火山灰の収集及び処分

【災対環境部 災害廃棄物処理班】

第1 火山灰の収集・運搬

- 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとする。
- 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。
- 宅地等に降った火山灰の運搬については、市が行うものとする。
- 宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬については、各施設管理者が行うものとする。

第2 火山灰の除去・処分

- 国が、平成25年（2013年）5月に公表した「大規模火山災害対策への提言」によると、「国は、都市に多量の火山灰が堆積する時に、降灰除去機材の確保、優先的に除灰する道路や施設の選定、除灰作業への機材や人員の投入などを施設管理者や関係機関と速やかに調整する仕組みを構築すべきである。」とされている。
- また、「国、地方公共団体は、大規模な降灰に備えて火山灰処分場の確保や降灰除去機材の調達などを検討する火山防災協議会を超えるより広域な枠組みを検討すべきである。」とされている。
- 都は、国に対し、富士山等の大規模噴火による大量の降灰に備え、火山灰の除去・処分方法について明確な指針を示すとともに、降灰による都市基盤への影響について、的確な調査研究の実施及び具体的な対策の検討を行うことを引き続き要望していく。

大規模事故対策編

第1部 総則

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

第1 計画の目的

- この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、武蔵野市防災会議が作成する計画である。その目的は、市、都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、市の地域における大規模な火災、爆発、車両の大規模な衝突事故等のような、通常の事故と異なり、社会的に大きな影響を及ぼす又はその可能性がある大規模な事故災害に係る予防、応急対策及び復旧を実施し、市の地域ならびに住民の生命、身体及び財産を大規模な事故災害から保護することにある。

第2 対象とする大規模事故

- 本計画では、市内での発生が想定される以下の大規模事故を対象とする。
- なお、以下に想定されていないものであっても、大規模事故に類するものについては、この計画を適用する。

- | | | |
|---------------|-----------|--------------|
| ・ 航空機事故 | ・ 鉄道事故 | ・ 道路・トンネル災害 |
| ・ ガス・地下街、地下工事 | ・ 大規模停電事故 | ・ 大規模断水・水質汚濁 |
| ・ NBC災害 | ・ 危険物等災害 | ・ 大規模な火災 |

第3 計画の前提

- 自然災害と異なり、発生源が特定された場合は、その施設等管理者との連携が重要となるため、情報収集や連絡体制の構築が必須となる。防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、障害者、子ども、外国人などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。

第4 他編との関係

- 本計画では対応できないような大規模又は特異な緊急事態については、地域防災計画 震災編を準用して対処する。

第2節 計画の構成

- この計画は、都及び防災機関が行うべき大規模事故対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

【図表 1－1 計画の構成】

構成	主な内容
第1部 総則	○ 市及び防災機関の役割 等
第2部 事故災害対策計画	○ 市、防災関係機関等が行う予防・応急・復旧対策 等

第3節 計画の習熟

- 各防災機関は、平素から危機管理の一環として、大規模事故対策を推連する必要がある。このため、大規模事故に関する施策・事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、大規模事故に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、大規模事故への対応能力を高める。なお、訓練実施にあたっては有害物質の拡散・流出については、国民保護訓練との連携について検討する。

第4節 計画の修正

- この計画には、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
- 修正にあたっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を防災会議に提出する。

第1部 総則

第2章 活動体制

第1節 市の活動体制

- 市は、当該区域に大きな火災又は不測の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して、災害応急対策の実施に努める。
- 市は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 市長は、市の地域において、本部を設置するに至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その対策に緊急を要すると認めたときは、警戒態勢又は応急対策本部の設置を命ずる。
- その他の市の活動体制については、震災編 第2部 第2章 第1節「武蔵野市災害対策本部の組織・運営」を準用することとし、必要に応じて別途マニュアル等に整理する。

第2節 現地連絡調整所の設置

- 列車の脱線事故や航空機の墜落等の大規模事故により多数の死傷者が発生した場合、災害現場では、被害を最小限にするため、複数の関係機関が制約された時間の中で、相互の役割等を明確に認識し、応急対策活動を実施する必要がある。
- このため、都は災害現場において各機関の情報の共有化、活動の調整等を行い、被災者並びに被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させることを目的として、現地連絡調整所を設置する。
- 現地連絡調整所の運用方法等については、「大規模事故における相互連携マニュアル」等で定める。

第1 現地連絡調整所の設置

- 都は、大規模事故発生時、現地活動機関からの要請がある場合、又は被害の軽減を図るため、必要があると判断した場合、現地連絡調整所を設置する。
- 現地連絡調整所設置の決定は、都危機管理監がこれを行う。

第2 現地連絡調整所の組織

- 災害現場における関係各機関は、現地連絡調整所に連絡員を派遣する。関係機関には以下のものが考えられる。

- ・ 都
- ・ 事故発生地の区市町村
- ・ 警視庁
- ・ 消防機関
- ・ 自衛隊
- ・ 医師会
- ・ 日本赤十字社東京都支部
- ・ 事故当事者機関（鉄道事業者等）
- ・ 消防団等

第3 連絡調整事項

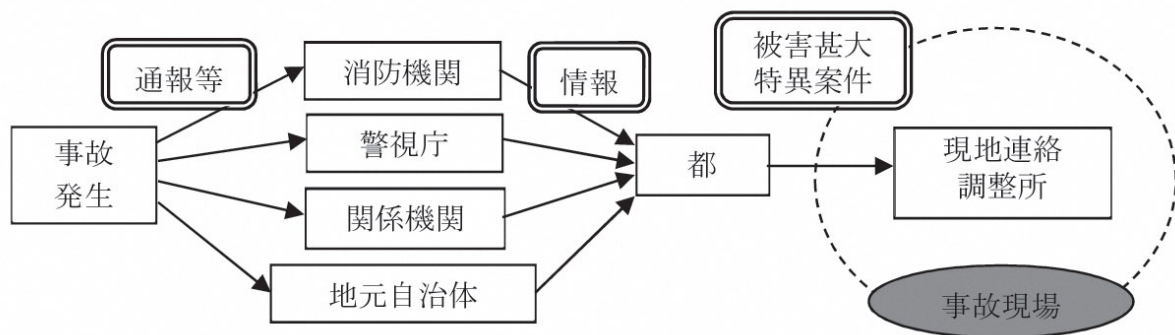
- 現地連絡調整所では、主として以下のような連絡調整等を実施する。

- ・被害状況の把握
- ・災害現場の状況把握
- ・警戒区域の確認
- ・各機関の役割分担、分担区域の確認
- ・各機関の部隊派遣状況及び見込み
- ・被災者等が一時的に避難する施設・場所の確保に関する調整
- ・軽症者の臨時的な移送や医療救護に関する調整
- ・重症者の医療機関への搬送に関する調整（ヘリ搬送含む。）
- ・遺体の搬送及び安置場所等の調整
- ・各機関が発表する広報内容の確認等
- ・民間施設等の使用に関する確認
- ・臨時ヘリポートの設置・運用に関する調整
- ・その他、各機関が必要とする事項

第4 現地連絡調整所要員

- 都は、現地連絡調整所派遣要員として、あらかじめ必要な人員を確保する。
- 都は、現地連絡調整所派遣要員に対し、総合防災訓練などを通じ、当該業務への対応力を常に維持・強化することに努める。
- 災害の規模等により、現地連絡調整所要員が不足する際、都は現在の態勢を勘案した上で、追加の要員を出場させ増強する。

第5 現地連絡調整所の設置のフロー

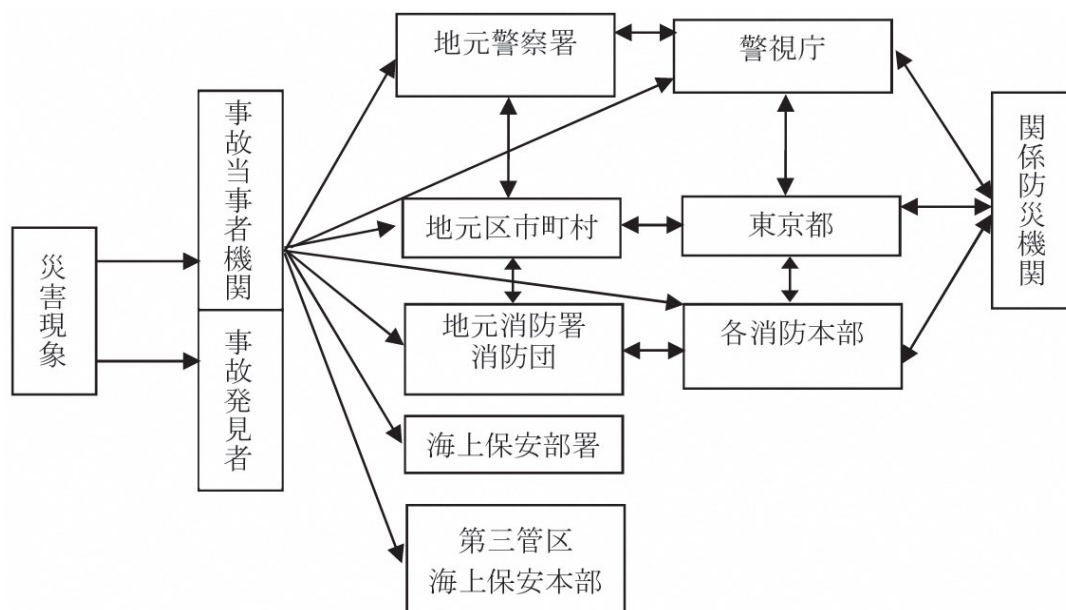


（図出典：都地域防災計画 大規模事故編 第3部 第1章 第8節 5より）

第3節 情報連絡体制

- 事故災害時に各防災機関は、情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。
- 大規模事故等発生の際の災害対策については、事業者、施設管理者等の当事者機関による対応を原則とするが、大規模災害対策として、広域的、総合的な災害応急対策が必要と考えられる場合の情報連絡体制については、次のとおりである。

【図 大規模事故等に係る通報経路図】



（図出典：都地域防災計画 大規模事故編 第3部 第2章 第1節 1 （1）より）

- CBRNE災害等に対しては、関係防災機関との連携を密にし、情報連絡を行う。
- その他の情報の収集・連絡等に関する事項は、震災編 第3部 第5章「情報通信の確保」【応急対策】を準用する。

第2部 事故災害対策計画

第2部 事故災害対策計画

第1章 航空機事故

第1節 応急対策

- 航空機事故の応急対策は次のとおりである。

機 関 名	内 容
都及び 関係防災機関	○ 米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」により関係防災機関は活動を行う。 ○ 事故時の応急措置 1 緊急連絡通報 航空機事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。 - ア 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等） - イ 事故発生の日時、場所 - ウ 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無 - エ その他必要事項 2 現地連絡所等の設置 ○ 航空機事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。 ○ 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。 ○ この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。
東京消防庁	○ 活動体制 東京国際空港外（市街地等）の事故の場合 ・東京消防庁の大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。 ○ 活動の協定及び計画 1 東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に基づき、消火救難活動を実施する（東京空港事務所との協定）。 2 東京国際空港緊急計画に基づき、空港内の救急活動を実施する。

第2部 事故災害対策計画

第2章 鉄道事故

第1節 予防対策

- 列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係機関は次の安全対策を行う。

機 関 名	内 容
JR東日本 吉祥寺駅、三鷹駅、 武蔵境駅	○ 事故災害を予防し、人命の安全、輸送を確保するため、下記のとおり車両の安全や地上施設の改良整備の推進を図るとともに、列車を安全運行できるよう列車の運行にかかわる人員に対して、継続的な安全教育を実施する。 1 車両や線路などの検査基準及び関係法令等に基づく定期又は随時保守点検を実施する。 2 橋りょうや停車場、建物なども保守点検を継続的に実施すると共に、耐震性の確保を図る。 3 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、放送装置、消火設備等の保安設備の整備及び改良を推進する。
京王電鉄株式会社 吉祥寺駅	○ 列車衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全と輸送の確保を図るため、踏切道の立体化を進めているほか、次の保安装置を設置し、事故の未然防止に努めている。 1 列車運行管理システム 2 列車無線装置 3 自動列車停止装置 4 踏切障害物検知装置、踏切支障報知装置
西武鉄道株式会社 武蔵境駅	○ 輸送の安全確保を図るため、次のとおり保安対策を講じている。 1 踏切の立体化と整理統合及び踏切支障検知・報知装置の設置 2 運行管理システムと自動列車停止装置、自動列車制御装置、列車集中制御装置 3 列車無線装置

第2節 応急対策

- 鉄道事故の応急対策は次のとおりである。

機 関 名	内 容
JR東日本 吉祥寺駅、三鷹駅、 武蔵境駅	○ 事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧体制を整備していく。 1 応急処置方法 2 情報の伝達方法 3 事故復旧対策本部の設置方法 4 非常招集の方法 5 救援列車の配備、復旧用具の整備及び使用方法
京王電鉄株式会社 吉祥寺駅	○ 大規模事故が発生した場合は、速やかに事故対策本部を設置するとともに、あらかじめ定められている、事故連絡体制、動員体制に基づき、人命救助を第一に、被害を最小限にくい止めるよう努める。 ○ 速やかに事故状況を把握し、最も安全な方法によって、旅客の避難誘導を行い、死傷者がある場合は、迅速に救出するとともに、輸送（代替、振替を含む。）の確立を図る。 なお、事故発生時に、復旧の迅速を期するため、平素から応急資機材の整備及び緊急自動車、衛星電話機の配備を行っている。
西武鉄道株式会社 武蔵境駅	○ 事故が発生した場合は、死傷者の救護を最優先に行うとともに、続発事故の防止に万全の措置をとる。 ○ 救急措置及び復旧については、迅速かつ的確に対処し、必要と認めたときは、本社に「災害対策本部」、事故現場に「現地復旧部」を設置して応急活動にあたる。

第2部 事故災害対策計画

第3章 道路・トンネル災害

第1節 予防対策

- 人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係各機関は次の安全対策を行う。
また、道路管理者、交通管理者一体となった交通安全対策を推進する。

機 関 名	内 容
市	○ 所管する道路について、安全点検や補修、改修を行うなど、平常時から道路の安全確保に努める。
都建設局	○ 都建設局が所管する道路について、大規模事故の発生を未然に防止するため、次の措置を講ずる。 1 定期的な安全点検の実施及び適切な措置 2 事故多発箇所の施設改善 ○ 万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、関係機関との緊密な情報連絡体制の確保を行う。 ○ 「道路トンネル非常用施設設置基準」に基づき、延長及び交通量によって区分されるトンネル等級に応じ、通報・警報設備、消火設備等の非常用施設を設置している。
警視庁 第八方面本部 武蔵野警察署	○ 事故多発箇所における表示板等の設置 ○ 交通安全指導の徹底

- トンネル内の事故を防止するため、関係各機関は次の安全対策を行う。

機 関 名	内 容
都建設局	○ 「道路トンネル非常用施設設置基準」に基づき、延長及び交通量によって区分されるトンネル等級に応じ、通報・警報設備、消火設備等の非常用施設を設置している。

第2節 応急対策

- 道路事故の応急対策は次のとおりである。

機 関 名	内 容
市	○ 所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 ○ また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 ○ 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。
都福祉保健局	○ 事故の覚知後、負傷者の受入れ病院の調整や東京DMATの追加支援要請に対応する。
都建設局	○ 都建設局が所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。

第3章 道路・トンネル災害

第2節 応急対策

	1 関係機関への連絡、調整 2 応急措置の実施 3 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
警視庁 第八方面本部 武蔵野警察署	○ 事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に努める。
東京消防庁 武蔵野消防署	○ 事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。

第2部 事故災害対策計画

第4章 ガス事故・地下街、地下工事故

第1節 予防対策

- 地下街、地下工事現場等におけるガス爆発等の事故を防止するため、関係機関は次の保安対策を講ずる。

第1 地下街

機 関 名	内 容
東京消防庁 武蔵野消防署	○ 本編 第2部 第9章 第1節 第2 2「地下街・超高層ビルの防火対策」の定めるところによる。
東京ガスグループ	○ 緊急遮断弁、ガス漏れ警報設備の設置 地下街等の特定建築物に対して、緊急遮断弁、ガス漏れ警報設備等の安全設備を設置する。 ○ ガス施設の定期点検 地下街等の導管、ガスメーター、ガスメーターコック、緊急遮断弁、その他のガス設備についても定期的に点検を実施している。

第2 地下工事

1 ライフライン施設工事

機 関 名	内 容
都下水道局	○ 安全管理体制 1 事故防止対策の計画立案、発生した事故の原因調査と対策の検討、安全パトロールの実施等を行うため、局発注工事において事故予防対策方針の策定等を行う「事故予防対策会議」及び工事を所管する事務所ごとに「下水道工事故防止対策協議会」を設置するとともに、各事務所において、水再生センター、エ事主管係、出張所等による「地区協議会」を設置する。 2 「事故予防対策会議」と「下水道工事故防止対策協議会」の連絡調整を密にし、局内の事故予防対策に迅速かつ一体的に取り組むため、各部（所）の事故予防担当で構成する「事故予防担当者会」を設置する。 3 工事中は、万一の事故に備え、緊急時における連絡先、人員召集及び資機材調達等必要な体制を請負者により整備する。 4 工事現場が隣接又は同一場所において別途工事がある場合には、請負業者間で安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うための、関係者による工事関係者連絡会議を開催する。 ○ 安全対策（事故防止対策） 1 「労働安全衛生法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」などの法令及び工事仕様書に基づき、安全管理を行う。 2 発注意図の理解及び当局と請負者双方の安全意識を統一するため、工事毎に設置する安全施工検討会において、「現場の特殊性」、「危険因子の分析と対応」、「安全状態の確認」等を具体的に検討し、その内容を施工計画に反映させる。 3 工事中は安全巡視により、工事区域及びその周辺の監視を行い、安全を確保する。

	4 工事施工箇所地下埋設物件が予想される場合は、当該物件の位置、深さを調査し、必要な措置を講じる。 5 掘削内に他の埋設物が露出した場合は、関係する管理者と協議し、必要な防護及び表示を行うとともに、工事関係者に工事中の注意事項及び緊急対策を周知する。 6 坑内に有毒ガスが発生するおそれがある場合は、労働安全衛生規則に基づき、濃度の判定等を実施し、適切な対策を図る。
東京電力グループ	○ 安全管理体制 1 安全管理組織 (1) 本社に安全推進室・内部監査室を設け、各面にわたり安全の確保、推進を図っている。 (2) 本社各部、各店所、建設所等に専任の安全品質担当を設け、安全の確保、事故の防止に専念させている。 (3) 大規模工事については、送変電建設センターを設け、集中管理と綿密な事故の防止を図っている。 2 現場責任者 (1) 担当管理職を責任者にするとともに、工事ごとに担当監理員を選定し、適正円滑な工事の施工と安全の確保にあたらせている。 (2) 協力会社に対しては、責任者として現場代理人を届出させるとともに、工事の規模等を勘案して必要と認めたときは、災害の防止に関する一切の事項を管理する災害防止責任者を選定させる。 3 社内に「グループ非常災害対策規定」を制定し、緊急時の具体的措置を定め、速やかな初期対応と災害の拡大防止を図るとともに、緊急時の基本連絡ルートを定めている。 4 万一事故が発生した場合の応動体制について、次のとおり社内規程・要領・仕様書類を定め、万全を期している。 (1) グループ非常災害対策規程 (2) 地中送電線路電気工事安全仕様書 (3) 土木工事共通仕様書 (4) 地中送電設備工事監理マニュアル (5) 配電工事監理業務マニュアル (6) 配電工事仕様書等 ○ 安全対策（事故防止対策） 1 各施工工事に係る安全対策 (1) 地中線工事安全仕様書等の内容を協力会社に徹底するとともに、必要に応じ安全計画書を提出させ、安全確保に努力させる。 (2) 設計段階で既設の埋設物を調査し安全面に考慮するほか、施工前に試掘を行い、埋設物を確認している。 (3) 杭打ち、杭抜き、既埋設物の防護復旧等については、事前に既埋設物の管理者と協議の上、承認された方法で施工するとともに、所有者の立会、確認を求めている。 2 他の地下埋設物管理者との協定等 (1) 東京ガスグループとの間に、相互の施設の保安に関する協定を締結している。 (2) 地下鉄企業者との間に、号線別の協定を締結している。 (3) このほか、他企業との間にも逐次協定の締結を推進していく。 3 他の工事との連絡・協調 他工事と近接して施工する場合は、計画、設計段階から入念に協議を行い、必要に応じ、相互に工事の受委託も行う。 また、工事中も定期的な連絡会のほか随時に打合せを行い、安全の

	確保を図る。 4 各種標識、ガス検知器等の設置 掘山内に露出した既埋設物については、標示板により種別、所有者を明示するとともに、ガス管対策として、掘山内にガス検知器、ガス漏えい警報機を設置し通報、連絡体制を確立する。 5 工事現場の巡回、点検 (1) 監理員による随時の巡回、点検のほか、管理職等のパトロールを実施し、施工の万全を期する。 (2) 協力会社の専任災害防止責任者による常時の現場監視のほか、協力会社の監理部門による安全を主とした巡視等を実施させている。 6 工事従事者に対する安全教育 (1) 工事規模、内容等に応じ定期的に安全協議会等を主催し、安全意識の徹底を図っている。 (2) 協力会社には、安全計画書等に基づき、作業員に浸透するよう定期的に安全講習会を開催させるほか、作業開始前の安全面の確認を実施させている。
東京ガスグループ	○保安管理体制 1 導管を管理する事業所には、ガス事業法により保安統括者、保安主任者を置いている。 2 工事については、監督者を定めるとともに、現場ごとに責任者を置き、導管に関する工事の実施にあたらせる。 3 非常事態に際しては、直ちに緊急出動し保安措置にあたる。また、災害の程度等に応じ、第1から第3までの特別組織を編成する。 ○ 地下工事の保安対策 1 工事の施工にあたっては、請負者に対し関係法規、許可条件、打合せ事項等を遵守し、標識類、安全柵等の施設を準備するよう指示するとともに、東京ガスグループにおいても管理・監督及び検査を行う。 2 競合工事については、道路調整会議、企業者間の打合せ会議等において、十分な打合せを行い、現場でも相互に連絡を密にし、協議して工事にあたる。 3 緊急時には、ガスライト 24 に連絡し、緊急車等を出動させて、付近住民への広報活動を行う。 4 工事現場に必要な標識類を設置するほか、溶接及び既設管の切断に際しては消火器を準備する。特に既設管の切断にあたっては、ガス検知器により可燃性ガスの検知を行うほか、送風マスクを携行させる。 5 導管工事の安全、適正化のため、請負者の工事の巡回・点検を行い、指示事項が遵守されていない場合は、中止又は改善措置をとる。
NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ	○ 安全管理体制 1 安全管理組織 下記の目的達成のための安全衛生協議会を設け、工事实施上の安全指導を行う。 (1) 工事従事者全てに関わる労働災害、疾病並びに交通事故を予防する。 (2) 第三者の生命及び財産に対する危険と障害を予防する。 (3) 各種公共施設への損傷と都市災害などの事故・災害を予防する。 (4) 災害発生時の緊急連絡措置、応急復旧体制確立等、二次災害拡大を予防する。 (5) 工事实施の過程で作業環境、機械設備、施設及び作業行動から一切の危険を取り除き、安全で健康的な職場環境を作り出す。 2 現場責任者等の指定

- 請負業者の現場代理人を工事に関する現場責任者としているほか、安全責任者及び安全専任者を選定し、現場指導を行っている。
- 安全対策
 - 1 地下埋設管理者との協定等

地下埋設物管理者に対しては工事の都度協議し防護対策を講じている。
 - 2 他の埋設管理者との連絡協調体制

災害時に備え緊急連絡系統図を作成しその中に他の埋設管理者を全て明記し、迅速な情報交換を行う。

また、その系統図には警察、道路管理者、病院、労働基準監督署等も明記し、災害発生に伴う影響を最小限に押えるための体制を作る。
 - 3 沿道住民等への非常警報装置の設置
 - (1) 大型とう道工事現場には、工事事務所に携帯用警報装置（サイレン）を常備し、緊急事態発生と同時に警報を伝達する。
 - (2) この他、携帯用拡声器によっても警報を伝達する。
 - 4 消火器、ガス検知器等の防災用具、各種標識類の設置
 - (1) 各工事現場に次の器具類を必要に応じて設置する。
 - ①CO 検出装置、②可燃性ガス検知器、③無酸素検知器、④消火器、⑤救命具、⑥排水ポンプ、⑦携帯用発電機、⑧保安施設一式、⑨通信ケーブル修理用具
 - (2) 各工事現場に次の標示・標識等を設置する。
 - ①作業員に周知し注意を喚起する必要がある場所（立入り禁止等）について標示・標識を設置する。
 - ②特定の資機材の置き場を設けた際は、その位置（消火器、危険物等）を明らかにするため標示・標識を設置し注意を喚起する。
 - 5 工事現場の巡回、点検
 - (1) 請負業者、監督員等の巡回、点検

請負業者が常時行う巡回、点検のほか、NTT も工事マネージャやサブマネージャが随時巡回し、特別の処置が必要と認めたときは、速やかに関係部門に手配し、措置状況を確認する。
 - (2) 安全衛生協議会によるパトロール

工事の安全対策、工事品質施工状況、交通対策の他、道路管理者との占用協議（許可）条件、警察の指示事項、道路調整協議会における決定事項等の励行状況を巡回、点検する。
 - (3) 事故防止月間の設定による点検、指導

年2回全請負業者を対象に次の総点検を指導している。

 - ①災害防止に関する各社の施策の点検、②工事現場の点検、③安全講習会の実施、④専門の安全管理者による施工現場の安全指導
 - 6 応急用資器材の確保

各現場の応急用資器材については、必要に応じてその都度確保する。
 - 7 従業者に対する安全教育

各工事の着工前に必要な安全工法や作業について周知するほか、安全品質大会等を開催し、危険予知活動、指差し呼称の指導、過去の事故事例研究等を通して工事関係者全員の安全意識の高揚を図る。

2 トンネル工事

機 関 名	内 容
都建設局	○ 安全管理体制 1 安全管理組織 「建設局工事安全対策委員会」を設置し、定期的に工事安全パトロールを実施し、安全管理に努める。 2 現場での安全管理組織 受注者に対して、現場組織表及び安全管理組織を作成させる。 また、安全管理計画も作成させる。 3 現場責任者 受注者の現場代理人に、現場における工事の施工に関する指揮をさせる。 4 緊急時の連絡体制 非常事態に備え、緊急時の連絡表を整備して現場作業所に常時掲示させる。 ○ 安全対策（事故防止対策） 1 受注者に対して事故防止のため、予定作業に対する危険が予測される災害に対する防止対策、作業間の調整、安全衛生教育の計画、安全大会の行事の開催、作業前打合せの実施などを行うよう徹底させる。 2 保安要員による工事現場の巡回及び点検などを定期的実施する。 3 工事従事者に対する安全教育と異常事態訓練を定期的実施する。 4 関係作業員や近隣住民に対し、異常事態の迅速な通報を行うため、サイレン又は非常ベルなどの警報装置と電話機などの通報装置を設置する（トンネル工事など工種限定）。 5 消火器などの防災用具及び必要な避難用具と各種標識類の設置を行い、その使用方法や避難及び消火などの訓練を実施する。 6 現場付近に応急処置用に必要な資材などを準備するとともに、場所、数量を明示し、定期的に確認する。 7 異常出水、ガス爆発などによる危険防止のため、地山の形状、地質、地層の状態など適切な方法で事前に調査及び確認を実施する。 8 工事区域が浸水のおそれがある時は、出水状況などを常に監視し、危険な状況が予想される場合には速やかに、関係作業員を避難させるとともに、緊急時の連絡体制に基づき関係機関に通報する。

3 地下工事(地下埋設物を含む。)の予防査察等

機 関 名	内 容
関東地方整備局	○ 管内の国道における地下占用物件の実態把握、道路工事の際の関係占用者の立会要請、占用許可条件の十分な審査、道路工事等の適切な監督等の推進を図る。 ○ 都内の国道の指定区間の管理は、東京国道事務所及び相武国道事務所が担当している。 なお、災害時には、当局においては、道路災害対策規程により、道路災害対策本部及び支部を設置することとしている。
都建設局	○ 道路の構造保全と機能確保を図るため、常時道路パトロールによる工事現場等の監察を実施する。 ○ 道路占用工事現場の夜間監察を計画的に実施する。
警視庁 第八方面本部 武蔵野警察署	○ 掘削を伴う路上工事の道路使用許可（協議）の際には、ガス管等が埋設されている可能性があることを念頭に、事故発生時の措置について指導する。

第4章 ガス事故・地下街、地下工事事故

第2節 応急対策

	○ 地下埋設道路における工事については、随時に工事現場の視察パトロールを行い、許可（協議）条件が守られているか、事故発生の場合の措置等の対策が講じられているかどうかについて調査し、必要な指導取締りを行う。 ○ 地下埋設道路において大規模工事が行われた場合は、関係機関と協力し、住民に対し事故発生時の措置について指導を行う。
東京消防庁 武蔵野消防署	○ 地下街工事、地下鉄工事、各種管路の埋設による大規模なずい道工事及び圧気を用いる工事を行う場合は、当該工事関係者に工事概要、設計図書、防火管理等についての資料を提出させ、出火防止、初期消火、避難、救助等必要な対策について指導する。 ○ 上記について、特に必要があると認められるとき又は工事関係者から要請があった場合は、現場確認を行い危険性の排除に努めるとともに、工事現場構内の実態を把握し、災害活動時の障害要因を除去する。

第2節 応急対策

- ガス事故の応急対策は次のとおりである。

機 関 名	内 容
市	○事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にするため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 ○ また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 ○ 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。
東京ガスグループ	○ 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、直ちにガスライต์24、並びに消防、警察、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。 ○ 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた組織による。 なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライต์24では24時間の緊急出動体制を確立している。 ○ 事故時の応急措置 1 消防機関及び警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 (1) 人身災害が発生したときは、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切な措置をとる。 (2) ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 (3) 状況に応じ、メーターガス栓、しゃ断装置等によりガスの供給を停止する。 (4) 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 (5) 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。 2 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。 3 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。

東京消防庁 武蔵野消防署	○ 事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要東京消防庁に応じて東京DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
警視庁 第八方面本部 武蔵野警察署	○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 市長が避難の指示をすることができないと認めたとき又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

第2部 事故災害対策計画

第5章 大規模停電事故

第1節 予防対策

- 大規模停電の予防対策は次のとおりである。

機 関 名	内 容
東京電力	○ 設備構成の多重化 送電線ルートを網の目状に設置し、災害発生によりどこかのルートが使用できなくなった場合でも他のルートを使って送電できる体制を構築している。 ○ 復旧用資機材の確保等 設備ごとの応急復旧用資機材を各地の資材センター等に確保しているほか、他の電力会社からも復旧用資機材の融通及び要員の応援を受けるなど、災害時に即応できる体制を確立している。

第2節 応急対策

- 広域に長時間にわたって発生した大規模停電は、電力供給だけではなく、水道、交通、通信等のライフラインに重大な影響を与え、災害対応に支障をもたらすとともに、多くの市民の生活に不安と混乱を招くことを鑑み、大規模停電発生時における防災機関及び事故原因者等は直ちに対策を講じる。

第1 市の活動体制

機 関 名	内 容
災害対策本部	○ 防災関係機関の応急対策に可能な限り協力する。
災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、 災対健康福祉部 医療班	○ 状況に応じて停電エリア内に居住する避難行動要支援者名簿への登録者の安否確認を実施する。 ○ 多摩立川保健所と連携し、人工呼吸器などの医療機器使用者への対応（電源確保等）を行う。
消防団	○ 国分寺消防署と連携した危険排除、市本部からの要請に伴い広報活動等を行う。
災対都市整備部 道路管理班	○ 信号機や街路灯の滅灯に伴う安全確保を行う。
災対水道部 復旧班	○ 断水が発生した場合は、都水道局と連携して応急給水を行う。
本部管理部 本部管理班	○ 各班の活動で人員が不足する場合は、庁内で人員を調整する。
本部管理部 本部管理班	○ 関係機関との連絡体制を構築する。 ○ 防災・安全メール、緊急速報メールで被害状況を提供する。
災対総合政策部 秘書広報班	○ 報道機関に対応する。 ○ 防災行政無線、ツイッター、ホームページ等で被害状況を提供する。 ○ 株式会社エフエムむさしの、株式会社ジェイコム東京武蔵野・三鷹局に被害情報の放送を依頼する。
災対市民部 支え合いステーション	○ 市本部の指示に基づき、地区防災センターを開設する。

班	
災対環境部 下水道管理班	○ ポンプ所の稼働ができない場合には、状況確認・緊急点検・応急対策を行う。
災対教育部 庶務班	○ 学校の臨時休校等の措置について検討する。
各施設所管課	○ 施設の臨時休館等の措置について検討する。

第2 関係機関の活動体制

機 関 名	内 容
東京電力	○ 非常態勢の確立 ○ 設備の多重化、送電線や配電線の連携により、事故設備の切離しや他のルートを使った送電の実施 ○ 市への情報提供
東京消防庁 武蔵野消防署	○ 大規模停電により多数の救出・救護事案が発生した場合は、初動態勢の確立及び関係機関との活動開始後の協力態勢確保し、迅速な救助・救急活動を実施する。
警視庁 第八方面本部 武蔵野警察署	○ 事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制、信号停止に伴う車輛誘導等を実施し、被害の拡大防止等に務める。
株式会社エフエムむさしの、 株式会社ジェイコム東京武蔵野・三鷹局	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

第2部 事故災害対策計画

第6章 大規模断水・水質汚濁

第1節 応急対策

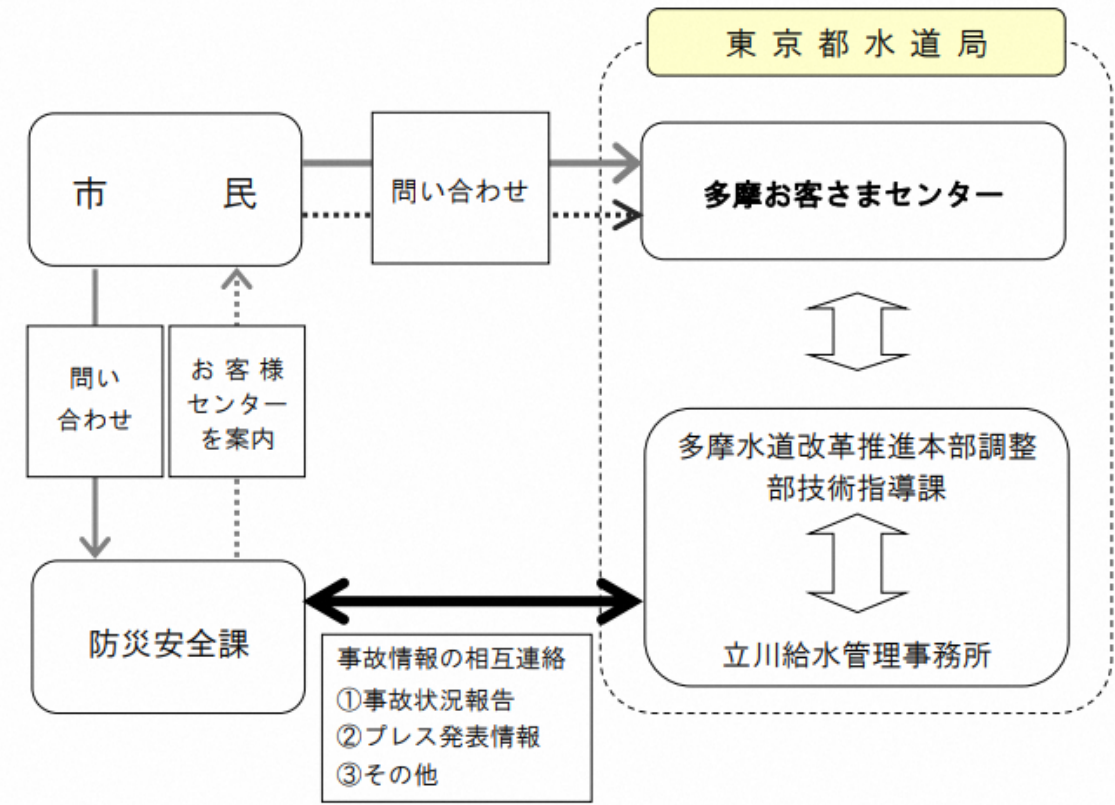
第1 市の活動体制

機 関 名	内 容
災害対策本部	○ 状況に応じて災害対策本部を設置し、防災関係機関の応急対策に可能な限り協力する。
災対健康福祉部 避難行動要支援 者対策班、 災対健康福祉部 医療班	○ 状況に応じて断水エリア内に居住する避難行動要支援者名簿への登録者の安否確認を実施する。 ○ 水質汚濁の場合は、〇〇〇センター等で乳幼児向けのペットボトル保存水を配布する。
消防団	○ 消防署と連携し、断水時の火災が発生した場合は、防火水槽を活用した消火活動を行う。 ○ 市本部からの要請に伴い広報活動等を行う。
災対都市整備部 道路管理班	○ 事故により所管する道路が被災した場合、またはその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。
災対水道部 復 旧班	○ 断水地域に対し、都水道局と連携して応急給水を実施する。
本部管理部 本 部管理班	○ 都水道局を始め、関係機関との連絡体制を構築する。 ○ 安全安心メール、緊急速報メールで被害状況を提供する。 ○ 市民からの問い合わせは、都水道局が設置する「多摩お客さまセンター」を案内する。
災対総合政策部 秘書広報班	○ 報道機関に対応する。 ○ 防災行政無線、ツイッター、ホームページ等で被害状況を提供する。 ○ 株式会社エフエムむさしの、株式会社ジェイコム東京武蔵野・三鷹局に被害情報の放送を依頼する。
災対市民部 支 え合いステーション班	○ 市本部の指示に基づき、地区防災センターを開設する。 ○ 給水班と連携した応急給水を行う。
災対環境部 下水道管理班	○ 特定事業場において、有害物質又は油を含む下水が下水道管に流出した場合には、下水道法に基づいた応急措置対策、事故状況の届出により、水質事故状況を確認する。 ○ 水質事故が発生した場合には、都下水道局流域下水道本部の連絡体制に基づき、緊急連絡を行う。
災対教育部 庶 務班	○ 断水地域内の学校の臨時休校等の措置について検討する。
各施設所管課	○ 断水地域内の施設の臨時休館等の措置について検討する。

第2 関係機関の活動体制

機 関 名	内 容
都水道局	○ 断水の原因を調査し、早期に復旧を図る。 ○ 事故状況やプレス発表情報は、「大規模な水道事故における情報連絡系統図」に基づき防災安全課に報告する。 ○ 「多摩お客さまセンター」を通して、市民からの問い合わせに対応する。
東京消防庁 武蔵野消防署	○ 断水時の火災に備え、火災が発生した場合は、防火水槽を活用した消火活動を実施する。
株式会社エフエムむさしの、 株式会社ジェイコム東京武蔵野・三鷹局	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

図 7-5：大規模な水道事故時における情報連絡系統図



(図出典：国分寺市地域防災計画 第7部 第8章 2より)

第2部 事故災害対策計画

第7章 NBC 災害

第1節 予防対策

- NBC災害等の被害を最小限に留めるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理体制の確立が必要である。
- これまで、化学防護部隊（警視庁）及びNBCテロ捜査隊（警視庁）の発足や、特殊災害に対応する消防救助機動部隊及び化学機動中隊（東京消防庁）を配備してきた。
- 都福祉保健局ではCBRNE災害に対し、傷病者の適切な治療の実施と医療施設での二次災害を予防するため、医療機関に除染設備等を引き続き整備する。
- 都総務局では関係防災機関と連絡を密にするとともに、都福祉保健局・都保健所においても、地域関係機関との連絡会を設置するなど初動連絡体制を確保する。
- 市においても初動連絡体制の確保に努める。

機 関 名	内 容
警視庁	○ 平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防災体制の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 ○ 各事業者に対し、非常時用資器材、施設の警備措置及び施錠措置等の点検を随時実施させるとともに、自主防犯訓練の実施を督促する。 ○ 化学防護部隊及びNBCテロ捜査隊による関係機関との合同訓練等を実施して災害対応に万全を期している。
東京消防庁	○ 各種防護服、測定機器、大型除染設備、テロ災害対応資器材等を整備しCBRNE災害対応の充実強化を図っている。
都福祉保健局	○ 東京都災害拠点病院に対し、NBC災害の被害者の診断等に必要な除染設備等の医療機器の整備を支援している。
自衛隊	○ 状況により、所要の部隊（機能）をもって支援を実施する。

第2節 応急対策

- NBC災害等の被害を最小限に留めるため、予防対策で定めた計画に基づき、関係防災機関が連携して応急対策を行う。
- なお、都総務局においては関係防災機関と情報連絡を密に行うとともに、都保健所においても地域関係機関と現地調整所を設置し、関係機関と連携して応急対策を実施する。

第2部 事故災害対策計画

第8章 危険物等災害

第1節 予防対策

- 都では、様々な施設で石油類、高圧ガス等が貯蔵されるとともに、こうした危険物が大量かつ頻繁に輸送されている。これらの様々な施設や輸送を行う車両を保有する関係者等に対し、継続した指導による安全対策が必要となっている。
- このため、都は、危険物等の安全対策として、関係法令に基づく危険物の貯蔵及び輸送に係る規制、取り締まり、指導を実施するとともに、応急用資器材を整備している。

第1 貯蔵施設の安全化

- 都内には、石油、火薬類、高圧ガス等多数の危険物貯蔵所が存在しており、これらの施設で事故が発生した場合、そこで働く従業員はもとより周辺の住民にも大きな影響が及ぶ。
- したがって、危険物施設については、日頃からそれぞれの関係法令等に基づき、規制、指導等を実施し、防災体制の強化を図っていく必要がある。

第2 危険物等の輸送の安全化

- 石油類等の危険物の輸送は、タンクローリーやトラック等による自動車輸送、貨車による鉄道輸送、タンカーによる海上輸送等により行われている。
- 石油類、高圧ガスを大量に輸送する車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の設置義務、消火器の携行義務など種々の規制が行われているが、今後とも、関東東北産業保安監督部、東京消防庁、警視庁、都環境局、都福祉保健局等の関係機関による路上取締りを毎年定期的に実施するとともに、危険物積載車両に対し常置場所における立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。
- 輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

第3 応急用資器材の整備

- 危険物の取扱いについては、予防・保安計画により安全対策を実施しているが、万一、災害が発生した場合に、二次災害を防止し、被害を最小限に止めるためには、平常時から応急用資器（機）材を整備し、直ちに応急対策を実施することが必要である。

第2節 応急対策

- 石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線等の各施設や危険物輸送車両、流出油等の事故災害時に防災機関は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。
- 市は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

第1 石油类等危険物貯蔵施設等の応急活動

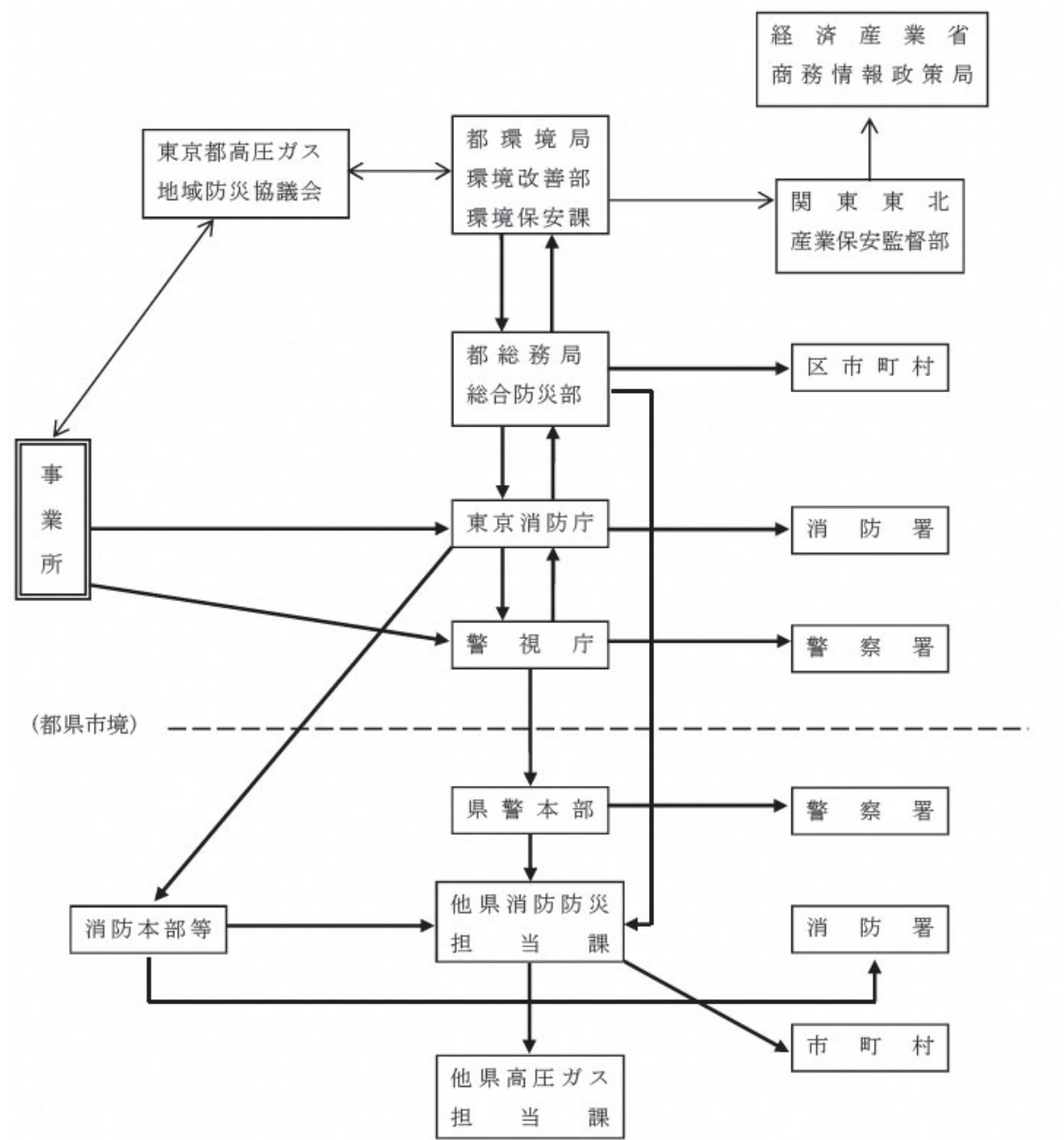
- 応急対策は次のとおりである。

機 関 名	内 容
東京消防庁	○ 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 また、これらの施設に対する災害応急対策は、本編 第2部 第9章 第2節「応急活動」に定めるところにより対処する。 1 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 3 災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

第2 高圧ガス保管施設の応急活動

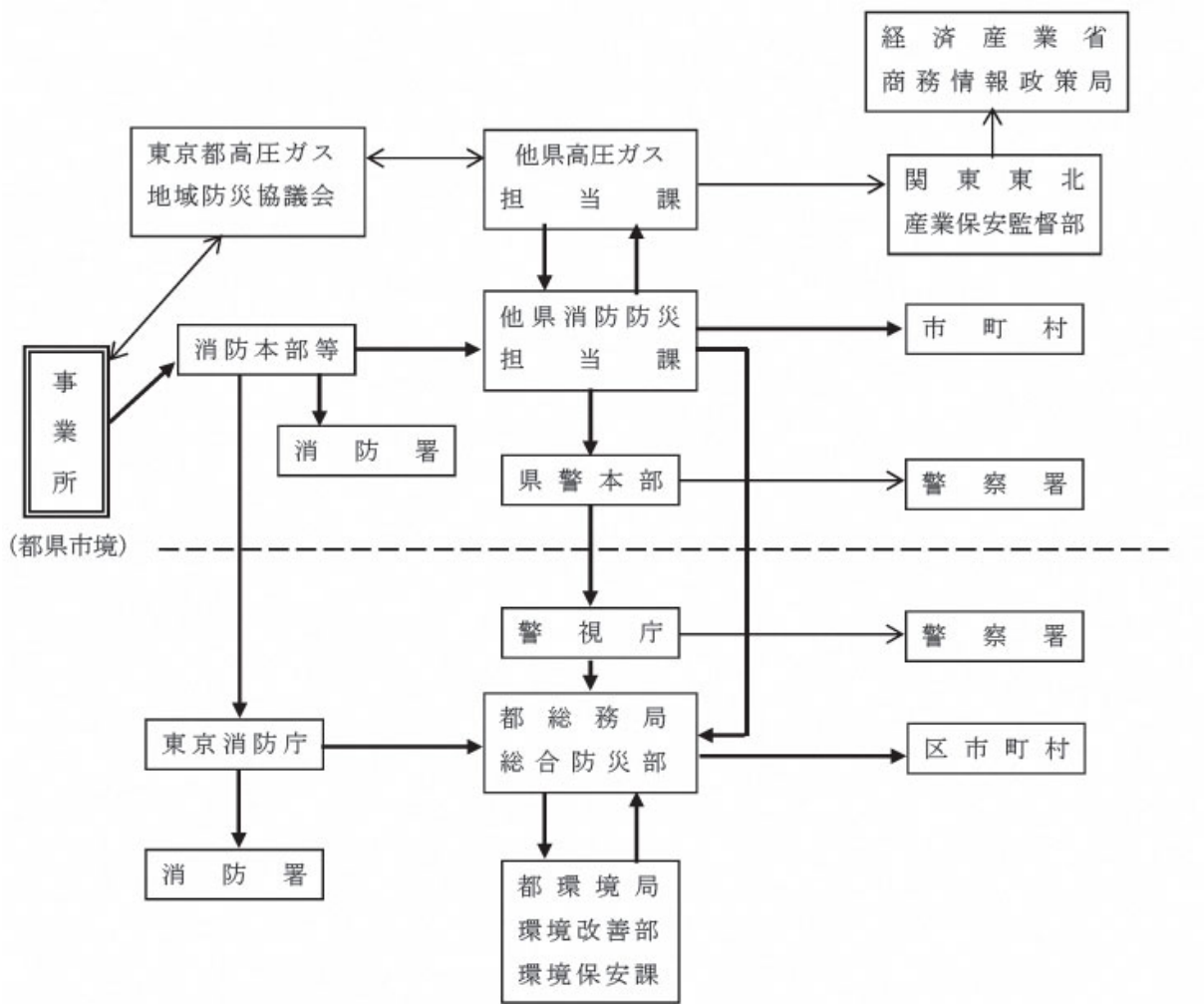
- 高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、当該事業所は防除活動を実施するとともに、被害の拡大を防止するため、関係機関に迅速かつ的確な通報を実施する。
- 安全対策の対象となるガスは「大量に貯蔵及び消費され、漏洩により隣接する住民に被害を及ぼすおそれのあるガス」（都においては、塩素ガス、アンモニア、酸化エチレン）である。
- 都県間で事故が発生した場合の連絡通報窓口については、平成4年(1992年)10月に隣接都県の合意に基づき定められている。
- 有毒ガス漏えい事故発生時における通報系統、通報内容、各機関の対応措置は次のとおりである。

1 高圧ガス漏えい事故発生時の通報系統図
(1) 都において事故が発生した場合



(図出典：都地域防災計画 大規模事故編 第3部 第6章 第2節 1 (1) より)

(2) 隣接県において事故が発生した場合



(注)太線は基幹ルートである。

(図出典：都地域防災計画 大規模事故編 第3部 第6章 第2節 1 (2) より)

2 機関別対応措置

機 関 名	内 容
市	○ 事故時において必要に応じ次の措置を行う。 1 住民に対する避難の指示 4 避難住民の保護 2 住民の避難誘導 5 情報提供 3 避難所の開設 6 関係機関との連絡
都総務局	○ 都県市境周辺で漏えい事故が発生した場合においては、前記(1)の「高圧ガス漏えい事故発生時の通報系統」に基づき、関係機関に対し必要な連絡通報を行う。
都環境局	○ 事故時における措置 1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。 2 都環境局は、災害が拡大するおそれがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し、災害の拡大防止等を指示する。 ○ 事故時の緊急出動体制

	高压ガスの事故時には、東京都高压ガス地域防災協議会が指定する防災事業所と部会ごとに置く準防災事業所が対応する体制を整えている。 防災事業所は、高压ガスの移動や事業所等における事故に対し、出動要請があった場合に応援出動することを任務とし、準防災事業所は、移動時に係る事故を除き、防災事業所と同様の任務を負っている。 ○ 事故時の通報連絡系統 <pre>graph TD; A[事故発生場所
(事業所等)] -- 通報 --> B[東京都高压ガス
地域防災協議会]; B --> C[都環境局環境保安課
(多摩環境事務所)]; B --> D[防災事業所等]; C --> E[警視庁
(警察署)]; C --> F[東京消防庁
(消防署)]; C --> G[都総務局
総合防災部]; C --> H[関東東北
産業保安監督部]; H --> I[経済産業省
商務情報政策局];</pre> (図出典：都地域防災計画 大規模事故編 第3部 第6章 第2節 2より)
東京消防庁	○ ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。 ○ 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。 また、これらの施設に対する災害応急対策については、本編 第2部 第9章 第2節「応急活動」により対処する。
警視庁	○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めたとき又は区市町村長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

第3 火薬類保管施設の応急活動

機 関 名	内 容
都環境局	○ 被害が拡大するおそれがある施設を対象に、緊急時における管理上の指揮命令を発する。 1 関係機関には状況に応じた緊急措置等を連絡する。 2 事業所には十分な水を確保するよう指導し、水バケツ等の消火施設の強化を指示する。

第4 毒物・劇物取扱施設の応急活動

○毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の機関別対応措置は次のとおりである。

機 関 名	内 容
都福祉保健局	○ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達

第8章 危険物等災害

第2節 応急対策

	に努める。
東京消防庁	○ 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との情報連絡を行う。 また、これらの施設に対する災害応急対策は本編 第2部 第9章 第2節「応急活動」により対処する。
都教育庁	○ 発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行軌するよう指導する。 1 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 2 出火防止及び初期消火活動 3 毒物・劇物等の漏えい、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 5 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法

第5 放射線使用施設等の応急対策

- 災害や事故、テロ活動などにより、放射性同位元素(RI)又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生、又は発生する可能性がある場合は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告を行う。
原子力規制委員会は、その必要を認めた際、放射性同位元素使用者等に対し放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。
- 放射性同位元素を使用する病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故、テロ活動等により放射線障害が発生又は発生する可能性がある場合は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報すると共に、放射線障害の防止に努める。

機 関 名	内 容
東京消防庁	○ RI等の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう取扱者を指導する。 また、本編 第2部 第9章 第2節「応急活動」により災害応急活動を行うものとする。 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
都福祉保健局	○ RI使用病院での被害が発生した場合、その被害状況を的確に把握し、住民に対する被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするRI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置、住民の不安の除去等に努める。

第6 危険物輸送車両の応急対策

1 高圧ガス等輸送車両の応急対策

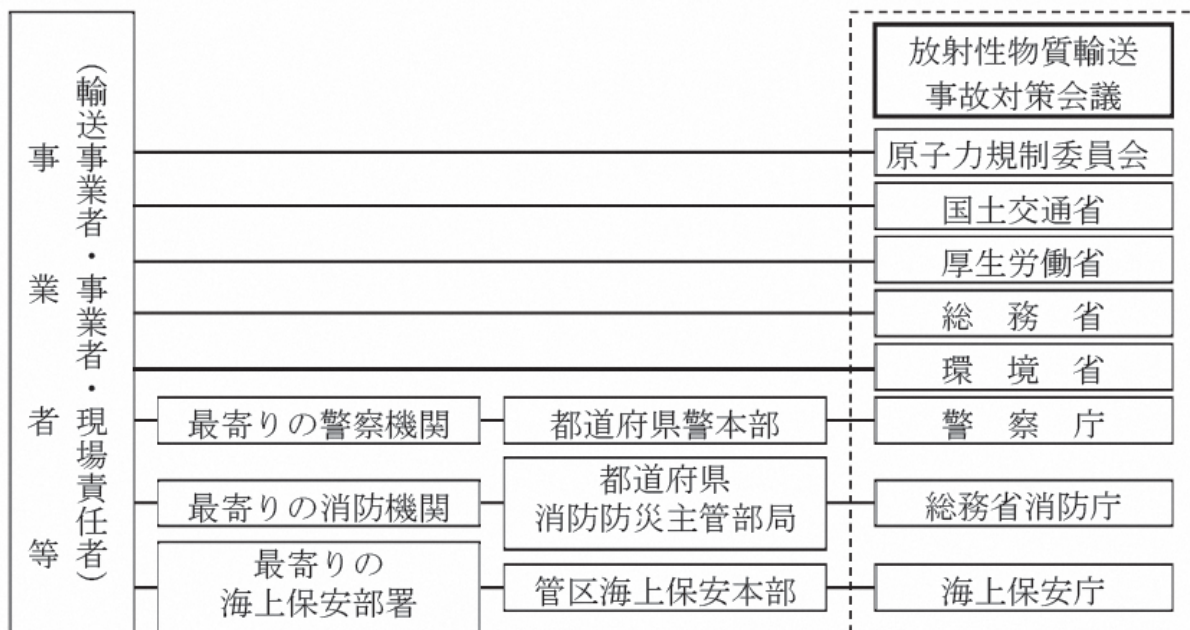
機 関 名	内 容
都環境局	○ 一般高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止する

	ため、これら高压ガスを輸送する者に対して、次の措置を講ずる。 ○ 一般高压ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
警視庁	○ 施設管理者に対し、保安施設、応急資器材を整備充実させ、効果的な活動を推進する。 ○ 移動可能なものは、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所へ移動させる。 ○ 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。
東京消防庁	○ 本編 第2部 第8章 第1節 第2「危険物等の輸送の安全化」に基づき、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害応急対策は、本編 第2部 第9章 第2節「応急活動」により対処するものとする。

2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

- 核燃料物質等の輸送中に、万一事故が発生した場合は、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。

(1) 事故時の連絡体制



(図出典：都地域防災計画 大規模事故編 第3部 第6章 第6節 2より)

(2) 事故時の対応措置

機 関 名	内 容
警視庁	○ 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、原子力事業者等その他の関係機関と協力して、人命救助、交通規制等必要な措置を実施する。
東京消防庁	○ 事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を都総務局総合防災部等に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
都総務局	○ 事故の通報を受けた都総務局は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国と連携をとり、専門家の派遣要

第8章 危険物等災害

第2節 応急対策

	請など必要な措置を講ずる。
その他 (事業者等)	○ 事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後直ちに 関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措 置を講ずるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必 要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

第2部 事故災害対策計画

第9章 大規模な火災

第1節 予防対策

第1 火災の予防

1 防火思想の普及徹底

(1) 都民に対する防災指導

- ア パンフレット、ポスター、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS 等各種の媒体を用いて、防火思想の普及を図る。
- イ 出火防止、初期消火及び応急救護の要領について教育、訓練を実施し、都民の防火意識と防災行動力の向上を図る。
- ウ 都民防災教育センターを活用し、都民の防火意識と防災行動力の向上を図る。

(2) 事業所の防火管理及び防災管理指導

- ア 防火管理及び防災管理指導を通じて、事業所における防火管理及び防災管理体制の充実強化を図る。
- イ 統括防火管理者、統括防災管理者、防火管理者、防災管理者、防火管理技能者、火元責任者その他の防火管理及び防災管理業務に従事する者に対して自衛消防に係る指導を行うことにより、事業所の防災行動力を向上させる。

2 火災予防査察

- 消防法第4条又は第16条の5の規定に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

3 市街地等の不燃化

- 市街地の不燃化対策は、次のとおりである。

機 関 名	内 容																			
都都市整備局	○ 市街地の防災性向上に向け、市街地再開発事業、木造住宅密集地域整備事業等の実施、不燃化特区制度の活用や、都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定及び東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づく新たな防火規制（以下「新防火区域」という。）の指定等の建築物の規制、誘導策を通じ、市街地の不燃化など面的な整備を推進してきた。																			
	○ 都市防災不燃化促進事業により、骨格防災軸等の延焼遮断帯及び避難地・避難路周辺の不燃化を進めており、現在、12区42地区において事業を実施している（令和2年10月1日現在）。																			
	○ 今後も市街地大火の防止・避難時の安全性確保のため、道路・鉄道・河川・公園等の都市施設整備にあわせ事業等を実施するなど、地域特性に応じた適切な施策の組み合わせにより市街地の不燃化を進めていく。																			
	防火地域等の内訳																			
	<table><tr><th>区分</th><th>市街化区域</th><th>防火地域</th><th>準防火地域</th><th>新防火区域</th></tr><tr><td>区部</td><td>58,214 ha</td><td>13,410.5 ha</td><td>44,136.1 ha</td><td>6,770 ha</td></tr><tr><td>多摩</td><td>49,872 ha</td><td>1,242.9 ha</td><td>25,786.9 ha</td><td>5 ha</td></tr><tr><td>島しょ</td><td>-</td><td>3.8 ha</td><td>98.9 ha</td><td>-</td></tr></table>	区分	市街化区域	防火地域	準防火地域	新防火区域	区部	58,214 ha	13,410.5 ha	44,136.1 ha	6,770 ha	多摩	49,872 ha	1,242.9 ha	25,786.9 ha	5 ha	島しょ	-	3.8 ha	98.9 ha
区分	市街化区域	防火地域	準防火地域	新防火区域																
区部	58,214 ha	13,410.5 ha	44,136.1 ha	6,770 ha																
多摩	49,872 ha	1,242.9 ha	25,786.9 ha	5 ha																
島しょ	-	3.8 ha	98.9 ha	-																

第9章 大規模な火災

第1節 予防対策

東京消防庁	○ 建築物の新築又は増改築等に係る消防同意事務等において不燃化の指導を行う。
-------	--

第2 建築物等の防火対策

- 火災から建築物を保護し、被害の軽減を図るためには、関係機関が相互に連携を密にし、その有する機能を発揮して対策を図っていく必要がある。
- 本節では、一般建築物、地下街、超高層ビル及び文化財の保護対策について定める。

1 一般建築物等の防火対策

機 関 名	内 容
都都市整備局	○ 建築物の位置、構造、設備は、建築基準法関係法令及び建築安全条例に基づきそれぞれ定められた技術上の基準に適合した状態で施工及び維持するよう指導する。 ○ 建築物に対し、法令に基づく立入検査を実施し、災害予防についての指導にあたりとともに、防災上の見地から必要な指導を行う。
東京消防庁	○ 建築物の現況 東京消防庁管内の用途別対象物の総数は、令和元年(2019年)12月31日現在423,209棟である。 ○ 指導方針 1 建築物の位置、構造及び設備は建築基準法関係法令、消防用設備等は消防法関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態で施工及び維持管理するよう指導する。 2 建築物に対し、本章 第1節 第1 2「火災予防査察」による火災予防査察を実施する。 3 火災の発生を受けて消防法、建築基準法及び火災予防条例の改正が行われた場合に、それぞれ定められた基準に適合させるなど、防火上の観点から必要な指導を行う。

2 地下街・超高層ビルの防火対策

機 関 名	内 容
都都市整備局	○ 地下街 地下街については、その特性に配慮し、消防法、建築基準法、道路法及び建築安全条例などの関係法令に基づき、それぞれ定められた基準に適合させるなど、防災上の観点から必要な指導を行う。 ○ 超高層ビル 超高層ビルを新築する場合は、建築基準法関係法令及び建築安全条例に基づき指導を行う。 また、防災上の観点から総合的に建築主や設計者等に対し、指導を行う。
東京消防庁	○ 指導方針 人命危険を考慮し、出火防止、初期消火及び避難計画等について防災対策の強化を図るとともに、内装及び収容物の不燃化を徹底し、出火防止及び延焼拡大防止を図るよう指導する。 また、超高層建築物等において火災等の災害が発生した場合、消防活動の困難性が予想されることから、屋上に航空消防活動を確保するための緊急離発着場等の設置指導を行う。さらに、この種の対象物の立入検査にあたっては、本章 第1節 第1 2「火災予防査察」によるほか、避難対策及び火気管理等を重点にその特性に応じた指導を行う。

	○ 防火管理及び防災管理の充実強化 地下街、超高層ビルの特性に応じた実効性のある訓練の実施、防火施設・避難施設の適正な維持管理、実態に即した消防計画の樹立等、防火管理及び防災管理業務の執行体制の充実強化について指導する。 また、災害の発生時において、情報連絡、避難誘導、初期消火等の災害活動が効果的に行われるよう、自衛消防隊の活動能力の向上を図るとともに、防災センターの機能の充実、さらに、ガスの漏洩による災害を防止するため、関係施設・設備の点検・整備及び初動措置について必要な指導を行う。
--	---

3 文化財の防火対策

機 関 名	内 容
都教育庁	○ 文化財施設の現況 文化財としての建造物は、国指定文化財として国宝が2施設、重要文化財が83施設あり、また、都指定文化財としては、63施設ある（令和2年（2020年）10月1日現在）。 ○ 事業計画 1 全般計画 （1）文化財が貴重な国民的遺産であることを周知徹底させるための措置を講じる。 （2）常に自衛消防組織の維持に努めるため、防災訓練等を実施するほか、災害予防に関して関係機関と密接な連絡を図るよう指導する。 2 実施計画 毎年1月26日を「文化財防火デー」として、学校教育、社会教育を通じて、文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識を深める。
東京消防庁	○ 消防用設備等の適正な維持管理の指導、災害時の活動体制の確東京消防庁立の指導及び施設内外における火気取扱の規制等所要の指導を行う。 ○ 毎年、1月26日を「文化財防火デー」として、文化財における消防演習やポスター等を活用した広報及び立入検査等を実施し、文化財の火災予防に関する認識の高揚を図る。

第2節 応急活動

第1 活動方針

1 市

- 市は、地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防止し、及びこれらの災害による被害の軽減を図るため、関係機関との連携の下に消防活動を実施する。

2 東京消防庁

- 大規模な事故等が発生した場合において、それらの事象から生命、身体及び財産を保護するため、関係機関と連携の下、東京消防庁の機能を十分に発揮して消防部隊等を運用し、災害等による被害の軽減を図るとともに、人命救助及び救急活動を実施する。

第2 活動態勢

- 活動態勢について市の消防機関は、常時、火災その他の災害に即応できる態勢を確保しておかなければならない。本項においては、東京消防庁の本部の編成、部隊の運用について定める。

1 本部の構成

- 東京消防庁に災害活動組織の総括として警防本部を、消防方面本部ごとに方面隊本部を、消防署ごとに署隊本部を置く。

2 部隊の運用等

- 東京消防庁は、地下街及び高層ビル等における火災に対しては、個別に計画を作成し、計画に応じて特別消火中隊などを運用するとともに、災害の様相及び規模により消防救助機動部隊や消防ヘリコプター機動部隊などの特別な消防部隊を運用し、火災等に対処している。
- 東京消防庁は、大規模な火災、テロ災害、事故、自然災害等により、多数の要救助者や傷者が発生している場合において、各出場計画等の運用では対応に混乱、遅延、支障等が発生し、迅速な救出救助体制や搬送体制を構築する必要があるときに理事を部隊長とする統合機動部隊を運用する。

索引

あ

R I
アウトリーチ（訪問支援）
安否確認コーディネーター
安否確認チーム

い

遺体収容所
一時集合場所
一時滞在施設
「1ビル1台」のルール

え

エイドステーション
駅周辺混乱防止対策協議会
N P O
M L C P
エレベーター
延焼遮断帯

お

応急育成
応急仮設住宅
応急危険度判定
応急危険度判定員
応急教育
応急対策本部
オープンスペース
おもいやりルーム

か

外国人災害時情報センター
外国人支援
介護トリアージ（仮称）
がれき
がれき処理

き

義援金品
危険な動物（特定動物）
危険物輸送車両
基準震度
帰宅困難者
帰宅困難者の子ども
帰宅支援
帰宅支援ステーション
吉祥寺ルール
救急告示医療機関
給水拠点
九都県市
共助
緊急医療救護所
緊急交通路
緊急消防援助隊
緊急通行車両
緊急通報システム
緊急道路障害物除去
緊急物資輸送拠点
緊急輸送道路
緊急輸送ネットワーク
緊急輸送路

け

警戒宣言
警戒態勢
激甚災害

索引

減災目標
検視・検案.....

こ

高压ガス
広域避難場所
広域連携
公助
交通規制
ごみ
コミュニティセンター.....

さ

災害援護資金
災害救助法.....
災害拠点病院
災害時医療救護本部
災害時出納.....
災害時地域支え合いステーション.....
災害派遣要請
災害時要援護者
災害情報提供システム.....
災害弔慰金.....
災害復興計画
災害復興本部
災害ボランティア
在宅療養者.....

し

自衛消防隊.....
支援物資管理システム.....
事業継続計画（BCP）
事業所防災計画
自主防災組織
自助
自宅生活継続重点エリア

し尿処理.....
住宅用火災警報器.....
障害物除去
初期消火
職員招集システム.....
女性の視点
初動医療体制.....
心的外傷後ストレス障害（PTSD）

す

水防活動.....
図上訓練.....
ストックヤード.....

せ

生活必需品

そ

総合防災訓練.....

た

大規模災害
耐震改修.....
耐震診断.....
立川地域防災センター

ち

長周期地震動.....

て

D I S（東京都災害情報システム）

と

トイレ.....
 東京DMA T.....
 東京都帰宅困難者対策条例.....
 東京都災害情報システム（D I S）.....
 動物愛護.....
 登録ボランティア.....
 特定動物（危険な動物）.....
 毒物・劇物取扱施設.....
 特別財政援助.....
 都市復興基本計画.....
 都市復興基本方針.....
 トリアージ.....

ひ

B C P（事業継続計画）.....
 P T S D（心的外傷後ストレス障害）.....
 被害想定.....
 被害予測システム.....
 被災者生活再建支援金.....
 被災宅地危険度判定士.....
 非常配備態勢.....
 避難行動要支援者.....
 避難支援コーディネーター.....
 避難支援チーム.....
 避難所.....
 避難所運営組織.....
 避難所救護所.....
 避難道路.....
 避難場所.....

ふ

福祉避難所（二次避難所）.....
 復興本部.....
 復興まちづくり計画.....
 ブロック塀.....

文化財施設.....

へ

ペット対策.....
 ヘリサイン.....

ほ

防疫.....
 防災安全センター.....
 防災市民組織.....
 防災広場.....
 防災リーダー.....
 放射性物質.....
 放射線同位元素.....
 放送要請.....
 訪問支援（アウトリーチ）.....
 保健衛生.....
 ボランティア.....

む

武蔵野市防災情報システム.....

め

メンタルヘルスケア.....

も

木造住宅密集地域.....

や

夜間防災連絡室.....

ら

索引

ライフライン
ランニングストック

り

り災証明
り災証明書.....
り災証明書発行システム

武蔵野市地域防災計画

(原案)

令和4年度修正

令和4年7月

編集発行 武蔵野市防災会議
事務局 武蔵野市 防災安全部 防災課
東京都武蔵野市緑町 2-2-28
TEL:0422-60-1821
FAX:0422-51-9184
